

新			旧		
独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程			独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程		
目次			目次		
第1章～第5章(略)			第1章～第5章(第1略)		
第6章 新規検査又は予備検査(指定自動車等の新車)			第6章 新規検査及び予備検査(指定自動車等)		
第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査			第7章 新規検査及び予備検査(指定自動車等以外の自動車)		
第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査(改造等による変更のない使用過程車)			第8章 継続検査及び構造等変更検査等(使用の過程にある自動車)		
第9章 立入検査又は街頭検査			第9章 立入検査及び街頭検査		
第10章～第11章(略)			第10章～第11章(略)		
第1章 総則			第1章 総則		
1-1～1-2(略)			1-1～1-2(略)		
1-3 用語の定義			1-3 用語の定義		
この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。			この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。		
分類	用語	内容	分類	用語	内容
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
か	(略)	(略)	か	(略)	(略)
	型式認定自動車	施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた自動車をいう。		型式認定自動車	施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた自動車をいう。 なお、規程においては、適用関係告示又は大臣定め通達上の表記に対し次の例により表記する。 <適用関係告示又は大臣定め通達上の表記> 平成●年■月▲日以前に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた自動車 <規程上の表記> 平成●年■月▲日以前の型式認定自動車
	(略)	(略)		(略)	(略)
き	(略)	(略)	き	(略)	(略)
	共通構造部型式指定自動車	法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部を有する自動車(共通構造部型式指定規則第4条第1項の規定による申請に基づく指定を受けた自動車にあっては、当該自動車の型式と重要でない部分のみが異なる型式について同規則第3条第1項の規定による申請に基づく指定を受けた日と同一の日に指定を受けたものとみなす。)をいう。(当該指定を受けた後に法第		共通構造部型式指定自動車	法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部を有する自動車(共通構造部型式指定規則第4条第1項の規定による申請に基づく指定を受けた自動車にあっては、当該自動車の型式と重要でない部分のみが異なる型式について同規則第3条第1項の規定による申請に基づく指定を受けた日と同一の日に指定を受けたものとみなす。)をいう。(当該指定を受けた後に法第

新旧対照表
1 / 521

新			旧		
		75条第1項の規定によりその型式について指定を受けるものを除く。 なお、規程においては、大臣定め通達上の表記に対し次の例により表記する。 <大臣定め通達上の表記> 平成●年■月▲日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車 <規程上の表記> 平成●年■月▲日以前の共通構造部型式指定自動車			75条第1項の規定によりその型式について指定を受けるものを除く。
	(略)	(略)		(略)	(略)
	協定規則	車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する規則をいう。 なお、規程においては、細目告示又は適用関係告示上の表記に対し次の例により表記する。 <細目告示又は適用関係告示上の表記> 協定規則第●号の技術的な要件(同規則第■改訂版補足第▲改訂版の規則○、□及び△に限る。) <規程上の表記> UN R●-■-S▲の○、□及び△		協定規則	車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する規則をいう。 なお、規程においては、細目告示又は適用関係告示上の表記に対し次の例により表記する。 <細目告示又は適用関係告示上の表記> 協定規則第●号の技術的な要件(同規則第■改訂版補足第▲改訂版の規則○、□及び△に限る。) <規程上の表記> UN R●-■-S▲の○、□及び△
	(略)	(略)		(略)	(略)
<	(略)	(略)	<	(略)	(略)
	組立車	改造自動車以外の自動車であって、自動車の製作を業とする者以外の者が自動車部品等を使用して組立てたもの(当該自動車の製作者又は当該自動車の製作者から委任を受けた者が研究・開発等のために改造した自動車を含む。)をいう。		組立車	改造自動車以外の自動車であって、自動車の製作を業とする者以外の者が自動車等の部品等を使用して組立てたものをいう。
	(略)	(略)		(略)	(略)
し	(略)	(略)	し	(略)	(略)
	試作車	改造自動車以外の自動車であって、自動車の製作を業とする者が研究、開発等の用に供するため製作した年間の生産台数が少数のもの(当該自動車の製作者又は当該自動車の製作者から委任を受けた者が研究・開発等のために改造した自動車を含む。)をいう。		試作車	改造自動車以外の自動車であって、自動車の製作を業とする者が研究、開発等の用に供するため製作した年間の生産台数が少量のものをいう。

新			旧		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事前届出対象自動車	別添2「新規検査等提出書審査要領」4.に掲げる自動車をいう。	(略)	事前届出対象自動車	別添2「新規検査等提出書審査要領」3.に掲げる自動車をいう。	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
諸元表	自動車型式認証実施要領別添1から別添4の別表、共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領の別表又は輸入自動車特別取扱制度別紙の別表に掲げる書面をいう。	(略)	諸元表等	自動車型式認証実施要領別添1から別添4の別表、共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領の別表又は輸入自動車特別取扱制度別紙の別表に掲げる書面をいう。	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
た	(略)	(略)	た	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
と	(略)	(略)	と	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
上砂等	次の物をいう。 ① 土、砂利(砂及び玉石を含む。)及び碎石 ② 砂利(砂及び玉石を含む。)又は碎石をアスファルト又はセメントにより安定処理した物及びアスファルト・コンクリート ③ 鉱さい、廃鉱及び石炭がら ④ コンクリート、れんが、モルタル、しつくいその他これらに類する物のくず ⑤ 砂利状又は碎石状の石灰石及びけい砂 (土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)第2条第1項及び同法施行令(昭和42年政令第363号)第1条)	(略)	(新設)	(新設)	(略)
上砂等運搬大型自動車	土砂等の運搬の用に供する自動車であって、車両総重量が8t以上のもの及び最大積載量が5t以上のものをいう。 (土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)第2条第2項及び第4条並びに同法施行規則(昭和42年運輸省令第86号)第1条)	(略)	(新設)	(新設)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
よ	(略)	(略)	よ	(略)	(略)
幼児専用車	専ら幼児の運送の用に供する自動車であって、次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。	(略)	幼児専用車	専ら幼児の運送の用に供する自動車をいう。	(略)

新旧対照表
3 / 521

新			旧		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
① 大人の乗車設備(運転者席及びこれと並列の座席を含む全ての乗車設備をいう。以下本欄において同じ。)を最大に利用した場合において、残された幼児の乗車設備の床面積(座席の床面への投影面積とする。以下本欄において同じ。)が、大人の乗車設備の床面積より大きいこと。					
② 大人の乗車設備を最大に利用した場合において、残された幼児の乗車設備に乗車し得る人員の重量が、大人の乗車設備に乗車し得る人員の重量より大きいこと。					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
し	し	し	し	し	し
し ₁ カテゴリ	四輪未満の自動車をいう。	し ₁ カテゴリ	四輪未満の自動車をいう。	し ₁ カテゴリ	四輪未満の自動車をいう。
し ₂ カテゴリ	二輪の自動車であって、内燃機関を原動機とする場合にはその排気量が50cm ³ 超のもの又は推進手段を問わず設計最高速度が50km/h超のものをいう。	し ₂ カテゴリ	二輪の自動車であって、内燃機関を原動機とする場合にはその排気量が50cm ³ 超のもの又は推進手段を問わず設計最高速度が50km/h超のものをいう。	し ₂ カテゴリ	二輪の自動車であって、内燃機関を原動機とする場合にはその排気量が50cm ³ 超のもの又は推進手段を問わず設計最高速度が50km/h超のものをいう。
し ₃ カテゴリ	三輪の車輪配列が車両中心線に対して非対称の自動車であって、内燃機関を原動機とする場合には50cm ³ 超のもの又は推進手段を問わず設計最高速度が50km/h超のものをいう。	し ₃ カテゴリ	三輪の車輪配列が車両中心線に対して非対称の自動車であって、内燃機関を原動機とする場合には50cm ³ 超のもの又は推進手段を問わず設計最高速度が50km/h超のものをいう。	し ₃ カテゴリ	三輪の車輪配列が車両中心線に対して非対称の自動車であって、内燃機関を原動機とする場合には50cm ³ 超のもの又は推進手段を問わず設計最高速度が50km/h超のものをいう。
し ₄ カテゴリ	三輪の車輪配列が車両中心線に対して対称の自動車であって、内燃機関を原動機とする場合には50cm ³ 超のもの又は推進手段を問わず設計最高速度が50km/h超のものをいう。	し ₄ カテゴリ	三輪の車輪配列が車両中心線に対して対称の自動車であって、内燃機関を原動機とする場合には50cm ³ 超のもの又は推進手段を問わず設計最高速度が50km/h超のものをいう。	し ₄ カテゴリ	三輪の車輪配列が車両中心線に対して対称の自動車であって、内燃機関を原動機とする場合には50cm ³ 超のもの又は推進手段を問わず設計最高速度が50km/h超のものをいう。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

1-3-1 (略)
1-4~1-6 (略)

第2章~第3章 (略)

第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法
4-1 (略)
4-2 自動車検査場における掲示等
(1) ~ (2) (略)
(3) (2) ②のその他必要な事項は、原則として次に掲げる事項とする。
ただし、設置されている検査機器等により変更することができる。
①~② (略)
③ 大小兼用コース又は小型在来コースの受検時の注意事項
ア~ウ (略)
エ パートタイム4WD車は二輪駆動に切り替えて受検して下さい。

1-3-1 (略)
1-4~1-6 (略)

第2章~第3章 (略)

第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法
4-1 (略)
4-2 自動車検査場における掲示等
(1) ~ (2) (略)
(3) (2) ②のその他必要な事項は、原則として次に掲げる事項とする。
ただし、設置されている検査機器等により変更することができる。
①~② (略)
③ 大小兼用コース又は小型在来コースの受検時の注意事項
ア~ウ (略)
エ パートタイム4WD車は二輪駆動に切り替えて受検して下さい。

新	旧
<p>オ～ケ (略)</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4-3～4-6 (略)</p> <p>4-7 審査の実施方法等</p> <p>4-7-1 審査の実施方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 第6章及び第7章における書面等による審査は、次に掲げる自動車の種類に応じて、それぞれに定めるとおり取扱うものとする。(施行規則第36条第5項、第6項、第12項、第37条の2第1項、第37条の2の2第3項及び第42条第1項並びに「道路運送車両法施行規則第三十六条第十二項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準」(平成19年国土交通省告示第857号)関係)</p> <p>① 指定自動車等(④の自動車を除く。)</p> <p>ア 新規検査又は予備検査(法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。)に係る審査を行う場合には、4-12及び4-13の規定によるものとする。</p> <p>イ ア以外の検査に係る審査を行う場合であって、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認められる場合には、当該変更に係る部分に適用される技術基準等に対し、4-12に規定する書面の提出又は提示を求め審査するものとする。</p> <p>② 試作車又は組立車(④の自動車を除く。)</p> <p>ア 新規検査又は予備検査(法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。)に係る審査を行う場合には、4-12-2(6)の規定によるものとする。</p> <p>イ ア以外の検査に係る審査を行う場合であって、自動車又はその部品の改</p>	<p>オ～ケ (略)</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>4-3～4-6 (略)</p> <p>4-7 審査の実施方法等</p> <p>4-7-1 審査の実施方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第6章及び第7章における書面等による審査は、別に定める場合を除き、次の書面により行うものとする。</p> <p>① 当該自動車又は当該装置の試験成績書(写しをもって代えることができる。)</p> <p>② 同一構造を有する自動車の試験成績書(写しをもって代えることができる。)</p> <p>③ 自動車製作者が発行した適合証明書</p> <p>④ 協定規則に基づく認定証(写しをもって代えることができる。)</p> <p>⑤ 当該自動車と変更前の自動車の比較による適合説明書</p> <p>⑥ 当該自動車と他の自動車の比較による適合説明書</p> <p>⑦ 計算による適合説明書</p> <p>⑧ 基準適合性について判断できるその他適切な書面</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表
5 / 521

新	旧
<p>造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認められる場合には、当該変更に係る部分に適用される技術基準等に対し、4-12に規定する書面の提出又は提示を求め審査するものとする。</p> <p>③ 並行輸入自動車(使用の過程にある④の自動車を除く。)</p> <p>ア 新規検査又は予備検査(法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。)に係る審査を行う場合には、4-12及び4-14の規定によるものとする。</p> <p>イ ア以外の検査に係る審査を行う場合であって、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認められる場合には、当該変更に係る部分に適用される技術基準等に対し、4-12に規定する書面の提出又は提示を求め審査するものとする。</p> <p>④ 牽引自動車及び被牽引自動車(別添2「新規検査等提出書面審査要領」4.(3)及び(4)の自動車に限る。)</p> <p>ア 新規検査、予備検査又は構造等変更検査に係る審査を行う場合には、4-12及び4-13の規定によるものとする。</p> <p>イ ア以外の検査に係る審査を行う場合であって、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認められる場合には、当該変更に係る部分に適用される技術基準等に対し、4-12に規定する書面の提出又は提示を求め審査するものとする。</p> <p>(3) 有効な限定自動車検査証の提示がある自動車については、当該限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分を整備した場合における当該整備に係る部分を審査するものとする。</p> <p>(4) (1)において、視認等による方法で判定することが困難な場合は、当該自動車にかかる点検整備記録簿又は分解整備記録簿の提示を求め、当該記録簿の記事事項を検討する等の方法により確認することができる。</p> <p>(5) (略)</p> <p>4-7-2 総合判定</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 審査中断</p> <p>① 審査途中において、4-1(3)又は4-1(6)の措置を講じた場合並びに4-7-1(5)、4-8-2(6)、4-9(2)、4-12-2(6)⑥、4-12-2(8)①、4-13-1(3)、4-13-2(7)、4-14(5)、4-15(5)又は4-21(1)の規定に基づき受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を通告した場合には、「審査中断」と判定するものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>4-7-3 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(3) (1)において、別表3「審査の実施の方法」に定める視認等の方法で判定することが困難な場合は、当該自動車にかかる点検整備記録簿又は分解整備記録簿の提示を求め、当該記録簿の記事事項を検討する等の方法により確認することができる。</p> <p>(4) (略)</p> <p>4-7-2 総合判定</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 審査中断</p> <p>① 審査途中において、4-1(3)又は4-1(6)の措置を講じた場合並びに4-7-1(4)、4-8-2(6)、4-9(2)、4-12-6(3)、4-12-11①、4-13-1(3)、4-13-2(6)、4-14(5)、4-15(5)又は4-21(1)の規定に基づき受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を通告した場合には、「審査中断」と判定するものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>4-7-3 (略)</p>

新旧対照表
6 / 521

新	旧
<p>4-8 (略)</p> <p>4-9 受検車両と書面の同一性確認</p> <p>(1) 自動車の審査にあたっては、審査依頼があった自動車に打刻されている車台番号及び原動機の型式について、次に掲げる検査の種別毎に定める書面に記載されている車台番号及び原動機の型式と同一であることを確認するものとする。</p> <p>なお、型式の異なる原動機に変更する改造自動車の場合には、当該自動車の原動機の型式については、改造自動車審査結果通知書等及び自動車検査票に記載されている原動機の型式と同一であることを確認するものとする。</p> <p>① 新規検査又は予備検査（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）の場合</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 指定自動車等 完成検査終了証、出荷検査証、排出ガス検査終了証、輸入自動車特別取扱届出済書又は譲渡証明書及び自動車検査票</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 並行輸入自動車 自動車通関証明書、輸入申告書又は打刻届出書及び自動車検査票</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 試作車又は組立車 試作車・組立車審査結果通知書等（写しをもって代えることができる。）及び自動車検査票</p> <p>② 新規検査又は予備検査（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に限る。）の場合</p> <p style="margin-left: 20px;">登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証（法第71条の2の規定により交付を受けた場合に限る。）及び自動車検査票</p> <p>③ 構造等変更検査の場合 自動車検査証及び自動車検査票</p> <p>④ 継続検査の場合 自動車検査証又は限定自動車検査証及び自動車検査票</p> <p>(2) 審査依頼があった自動車に打刻されている車台番号及び原動機の型式について、(1)の書面に記載されている車台番号及び原動機の型式と相違する場合又は相違するおそれがある場合には、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。</p>	<p>4-8 (略)</p> <p>4-9 車台番号及び原動機の型式の確認</p> <p>(1) 自動車の審査にあたっては、審査依頼があった自動車に打刻されている車台番号及び原動機の型式について、次に掲げる検査の種別毎に定める確認書面に記載されている車台番号及び原動機の型式と同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、①の規定の適用にあたって、並行輸入自動車、試作車及び組立車であって車台番号又は原動機の型式が特定されないものについては、当該自動車に表示されたシリアル番号又は製造番号と確認書面に記載されたシリアル番号又は製造番号が同一であることを確認するものとする。</p> <p>また、①から③までの規定の適用にあたって、改造自動車であって別添1「改造自動車審査要領」別表第1(2)①に該当する改造を行ったものについては、当該自動車の原動機の型式と改造自動車審査結果通知書等の原本並びに自動車検査票に記載されている原動機の型式が同一であることを確認するものとする。</p> <p>① 新規検査及び予備検査（法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）の場合には、指定自動車等にあつては完成検査終了証、排出ガス検査終了証、輸入自動車特別取扱届出済書又は譲渡証明書、並行輸入自動車にあつては自動車通関証明書、輸入申告書又は打刻届出書、試作車及び組立車にあつては試作車・組立車審査結果通知書等（写しをもって代えることができる。）並びに自動車検査票</p> <p>② 法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査及び予備検査の場合には、登録識別情報等通知書若しくは自動車検査証返納証明書及び限定自動車検査証（法第71条の2の規定により交付を受けた場合に限る。）並びに自動車検査票</p> <p>③ 構造等変更検査の場合には、自動車検査証又は自動車予備検査証並びに自動車検査票</p> <p>④ 継続検査の場合には、自動車検査証又は限定自動車検査証及び自動車検査票</p> <p>(2) (1)に規定する確認において、当該自動車に打刻又は表示がされている車台番号又はシリアル番号若しくは製造番号及び原動機の型式について、確認書面（自動車検査票を除く。）に記載されている車台番号又はシリアル番号若しくは製造番号及び原動機の型式と相違する場合又は相違するおそれがある場合には、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。</p>

新旧対照表
7 / 521

新	旧
<p>(3) 検査コース移動後の入場時及び再入場時には、その都度、審査依頼があった自動車に打刻されている車台番号について、自動車検査票に記載されている車台番号と同一であることを確認するものとする。</p> <p>(4) 並行輸入自動車、試作車又は組立車であって車台番号が特定されていないものについては、(1)から(3)において、「打刻されている車台番号」を「表示されているシリアル番号又は製造番号」に、「記載されている車台番号」を「記載されているシリアル番号又は製造番号」に読み替えるものとする。</p> <p>4-10～4-11 (略)</p> <p>4-12 書面の提出又は提示</p> <p>4-12-1 保安基準への適合性を証する書面</p> <p>(1) 技術基準等への適合性を証する書面</p> <p>次のいずれかの書面とする。</p> <p>① 当該自動車又は当該装置の試験成績書（写しをもって代えることができる。）</p> <p>② 同一構造を有する自動車の試験成績書（写しをもって代えることができる。）</p> <p>③ 自動車製作者が発行した適合証明書</p> <p>④ 協定規則に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）</p> <p>⑤ 当該自動車と変更前の自動車の比較による適合説明書</p> <p>⑥ 当該自動車と他の自動車の比較による適合説明書</p> <p>⑦ 計算による適合説明書</p> <p>⑧ 基準適合性について判断できるその他適切な書面</p> <p>(2) 速度抑制装置の試験成績書又は装着証明書</p> <p>保安基準第8条第4項の規定により速度抑制装置を装着した自動車であつて、平成15年8月31日以前に製作されたものについては、次の資料を参考として審査するものとする。</p> <p>① 技術基準通達附則別紙「使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」に基づき速度抑制装置を装着したものについては、公的試験機関が発行した様式12による試験成績書</p> <p>② 自動車検査証又は登録識別情報等通知書の備考欄に「速度抑制装置付」の記載がないものであつて、装着要領書に基づき速度抑制装置を装着した自動車にあつては、装着証明書</p>	<p>(3) 再入場の場合には、その都度提示のあった自動車に打刻されている車台番号が自動車検査票に記載されている車台番号と同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、(1)に規定する並行輸入自動車、試作車及び組立車であって車台番号が特定されないものについては、当該自動車に表示されたシリアル番号又は製造番号と確認書面に記載されたシリアル番号又は製造番号が同一であることを確認するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>4-10～4-11 (略)</p> <p>4-12 書面の提示等</p> <p>(新設)</p> <p>(新設) ※4-7-1(2)から移動</p> <p>(2) 第6章及び第7章における書面等による審査は、別に定める場合を除き、次の書面により行うものとする。</p> <p>① 当該自動車又は当該装置の試験成績書（写しをもって代えることができる。）</p> <p>② 同一構造を有する自動車の試験成績書（写しをもって代えることができる。）</p> <p>③ 自動車製作者が発行した適合証明書</p> <p>④ 協定規則に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）</p> <p>⑤ 当該自動車と変更前の自動車の比較による適合説明書</p> <p>⑥ 当該自動車と他の自動車の比較による適合説明書</p> <p>⑦ 計算による適合説明書</p> <p>⑧ 基準適合性について判断できるその他適切な書面</p> <p>(新設) ※4-12-10から移動</p> <p>4-12-10 速度抑制装置の試験成績書又は装着証明書</p> <p>保安基準第8条第4項の規定により速度抑制装置を装着した自動車であつて、平成15年8月31日以前に製作されたものについては、次の資料を参考として審査するものとする。</p> <p>① 技術基準通達附則別紙「使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」に基づき速度抑制装置を装着したものについては、公的試験機関が発行した様式12による試験成績書</p> <p>② 自動車検査証又は登録識別情報等通知書の備考欄に「速度抑制装置付」の記載がないものであつて、装着要領書に基づき速度抑制装置を装着した自動車にあつては、装着証明書</p> <p>(新設) ※4-12-12から移動</p>

新旧対照表
8 / 521

新	旧
<p>(3) 自主防犯活動用自動車の証明書</p> <p>① 自主防犯活動用自動車の証明書の提示があった自動車について、新規検査又は構造等変更検査を行う場合には、当該証明書により自主防犯活動用自動車であることの確認を行うものとする。</p> <p>② 青色防犯灯を備えた自主防犯活動用自動車について、継続検査を行う場合には、当該自動車の自動車検査証備考欄の記載事項により自主防犯活動用自動車であることの確認を行うものとする。</p> <p>この場合において、自主防犯活動用自動車であって、保安基準第 55 条の規定により青色防犯灯に係る基準緩和の認定を受け、自動車検査証備考欄にその旨の記載があるものは、5-3-16 (1) 27. の記載があるものとして取扱う。</p>	<p>4-12-12 自主防犯活動用自動車の証明書</p> <p>(1) 自主防犯活動用自動車の証明書の提示があった自動車について、新規検査又は構造等変更検査を行う場合には、当該証明書により自主防犯活動用自動車であることの確認を行うものとする。</p> <p>(2) 青色防犯灯を備えた自主防犯活動用自動車について、継続検査を行う場合には、当該自動車の自動車検査証備考欄の記載事項により自主防犯活動用自動車であることの確認を行うものとする。</p> <p>この場合において、自主防犯活動用自動車であって、保安基準第 55 条の規定により青色防犯灯に係る基準緩和の認定を受け、自動車検査証備考欄にその旨の記載があるものは、5-3-15 (1) 27. の記載があるものとして取扱う。</p>
<p>(4) タンク証明書</p> <p>爆発性液体を運送するタンク自動車にあっては、そのタンクについてタンク証明書を参考として審査するものとする。</p>	<p>(新設) ※4-12-8 から移動</p> <p>4-12-8 タンク証明書</p> <p>爆発性液体を運送するタンク自動車にあっては、そのタンクについてタンク証明書を参考として審査するものとする。</p>
<p>(5) 乗車定員を定めた旨を証する書面</p> <p>保安基準第 54 条の規定により臨時乗車定員が定められたことを事由とする新規検査の申請がある場合には、「自動車運送事業等運輸規則の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令の施行について（依命通達）」（昭和 36 年 4 月 10 日付け自総第 246 号）により地方運輸局長が交付した「臨時乗車定員を定めた旨を証する書面」又はその写しを参考として審査するものとする。</p>	<p>(新設) ※4-12-9 から移動</p> <p>4-12-9 乗車定員を定めた旨を証する書面</p> <p>保安基準第 54 条の規定により臨時乗車定員が定められたことを事由とする新規検査の申請がある場合には、「自動車運送事業等運輸規則の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令の施行について（依命通達）」（昭和 36 年 4 月 10 日付け自総第 246 号）により地方運輸局長が交付した「臨時乗車定員を定めた旨を証する書面」又はその写しを参考として審査するものとする。</p>
<p>4-12-2 審査に必要な書面</p> <p>(1) 登録識別情報等通知書</p> <p>①～② (略)</p> <p>(2) 完成検査終了証</p> <p>① 完成検査終了証の発行後 9 月を経過した型式指定自動車については、期間が満了した完成検査終了証を確認のうえ、諸元表を参考として審査するものとする。</p> <p>この場合において、書面等その他適切な方法により審査する項目については、諸元表と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取扱う。</p> <p>② ①の場合において、法第 59 条第 4 項又は施行規則第 42 条第 2 項の規定により、完成検査終了証に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供され、新規検査申請書又は予備検査申請書にその旨の記載をすることをもって、完成検査終了証の提出に替えるときは、運輸支局等から完成検査終了証に記載すべき事項が記載された書面の提示を受け、当該書面により確認するものとする。</p>	<p>(新設)</p> <p>4-12-1 登録識別情報等通知書</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>4-12-2 完成検査終了証</p> <p>(1) 完成検査終了証の発行後 9 月を経過した型式指定自動車については、期間が満了した完成検査終了証を確認のうえ、諸元表等を参考として審査するものとする。</p> <p>この場合において、書面等その他適切な方法により審査する項目については、諸元表等と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取扱う。</p> <p>(2) ①の場合において、法第 59 条第 4 項又は施行規則第 42 条第 2 項の規定により、完成検査終了証に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供され、新規検査申請書又は予備検査申請書にその旨の記載をすることをもって、完成検査終了証の提出に替えるときは、運輸支局等から完成検査終了証に記載すべき事項が記載された書面の提示を受け、当該書面により確認するものとする。</p>
<p>(3) 出荷検査証</p>	<p>4-12-3 出荷検査証</p>

新旧対照表
9 / 521

新	旧
<p>① 共通構造部型式指定自動車の新規検査又は予備検査は、当該自動車の出荷検査証の提出が確認のうえ、諸元表を参考として審査するものとする。</p> <p>この場合において、書面等その他適切な方法により審査する項目については、諸元表と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取扱う。</p> <p>なお当分の間、出荷検査証に類別区分番号が記載できないものにあつては、次に掲げるものが備考欄に記載されている。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>② ①の場合において、出荷検査証に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供され、新規検査申請書又は予備検査申請書にその旨の記載をすることをもって、出荷検査証の提出に代えられたときは、運輸支局等から出荷検査証に記載すべき事項が記載された書面の提示を受け、当該書面により確認するものとする。</p>	<p>(1) 共通構造部型式指定自動車の新規検査又は予備検査は、当該自動車の出荷検査証の提出が確認のうえ、諸元表等を参考として審査するものとする。</p> <p>この場合において、書面等その他適切な方法により審査する項目については、諸元表等と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取扱う。</p> <p>なお当分の間、出荷検査証に類別区分番号が記載できないものにあつては、次に掲げるものが備考欄に記載されている。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(2) ①の場合において、出荷検査証に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供され、新規検査申請書又は予備検査申請書にその旨の記載をすることをもって、出荷検査証の提出に代えられたときは、運輸支局等から出荷検査証に記載すべき事項が記載された書面の提示を受け、当該書面により確認するものとする。</p>
<p>(4) 新型届出資料</p> <p>① 新型届出自動車の新規検査及び予備検査は、諸元表を参考として審査するものとする。</p> <p>この場合において、書面等その他適切な方法により審査する項目については、諸元表と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取扱う。</p> <p>② 提示された自動車に適用される技術基準等のうち、技術基準等に係る部位について、当該自動車の構造・装置と技術基準等に適合している新型届出自動車（諸元表に記載されている新型届出年月日（変更届出年月日）が、当該新型届出自動車に適用される技術基準等の適用年月日以降のものをいう。）の構造・装置が同一である場合には、当該技術基準等に適合しているものとして取扱うものとする。</p>	<p>4-12-4 新型届出資料</p> <p>(1) 新型届出自動車の新規検査及び予備検査は、諸元表等を参考として審査するものとする。</p> <p>この場合において、書面等その他適切な方法により審査する項目については、諸元表等と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取扱う。</p> <p>(2) 提示された自動車に適用される技術基準等のうち、技術基準等に係る部位について、当該自動車の構造・装置と技術基準等に適合している新型届出自動車（諸元表等に記載されている新型届出年月日（変更届出年月日）が、当該新型届出自動車に適用される技術基準等の適用年月日以降のものをいう。）の構造・装置が同一である場合には、当該技術基準等に適合しているものとして取扱うものとする。</p>
<p>(5) 輸入自動車特別取扱届出済書</p> <p>① 輸入自動車特別取扱自動車の新規検査及び予備検査は、提示された自動車と輸入自動車特別取扱届出済書に記載されている型式の自動車との同一性を確認のうえ、諸元表を参考として審査するものとする。</p> <p>この場合において、書面等その他適切な方法により審査する項目については、諸元表と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取扱う。</p> <p>② 提示された自動車に適用される技術基準等のうち、技術基準等に係る部位について、当該自動車の構造・装置と技術基準等に適合している輸入自動車特別取扱自動車（輸入自動車特別取扱届出済書又は諸元表に記載されている届出年月日（変更届出年月日）が、当該輸入自動車特別取扱自動車に適用される技術基準等の適用年月日以降のものをいう。）の構造・装置が同一である場合には、当該技術基準等に適合しているものとして取扱うものとする。</p> <p>③ 輸入自動車特別取扱届出済書について、表面の内容に疑義が生じた場合には審査依頼のあった運輸支局等に確認するものとし、裏面の内容は次の点に注意する</p>	<p>4-12-5 輸入自動車特別取扱届出済書</p> <p>(1) 輸入自動車特別取扱自動車の新規検査及び予備検査は、提示された自動車と輸入自動車特別取扱届出済書に記載されている型式の自動車との同一性を確認のうえ、諸元表等を参考として審査するものとする。</p> <p>この場合において、書面等その他適切な方法により審査する項目については、諸元表等と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取扱う。</p> <p>(2) 提示された自動車に適用される技術基準等のうち、技術基準等に係る部位について、当該自動車の構造・装置と技術基準等に適合している輸入自動車特別取扱自動車（輸入自動車特別取扱届出済書又は諸元表等に記載されている届出年月日（変更届出年月日）が、当該輸入自動車特別取扱自動車に適用される技術基準等の適用年月日以降のものをいう。）の構造・装置が同一である場合には、当該技術基準等に適合しているものとして取扱うものとする。</p> <p>(3) 輸入自動車特別取扱届出済書について、表面の内容に疑義が生じた場合には審査依頼のあった運輸支局等に確認するものとし、裏面の内容は次の点に注意すること。</p>

新旧対照表
10 / 521

新	旧
<p>こと。</p> <p>⑦ 「取扱要領第9第2項の確認結果」欄 当該自動車の構造・装置の仕様（自動車製作者が製作工場から出荷した状態をいい、検査コースに持ち込まれた状態ではない。）と諸元表に記載されている仕様に相違があるときには、記載及び押印されていること。</p> <p>① (略)</p> <p>(6) 試作車・組立車審査結果通知書等 ①～③ (略)</p> <p>(7) 基準緩和認定書 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(8) 試験自動車の認定書等 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>① 「取扱要領第9第2項の確認結果」欄 当該自動車の構造・装置の仕様（自動車製作者が製作工場から出荷した状態をいい、検査コースに持ち込まれた状態ではない。）と諸元表等に記載されている仕様に相違があるときには、記載及び押印されていること。</p> <p>② (略)</p> <p>4-12-6 試作車・組立車審査結果通知書等 (1)～(3) (略)</p> <p>4-12-7 基準緩和認定書 (略)</p> <p>4-12-8 タンク証明書 <u>機密性液体を運送するタンク自動車にあっては、そのタンクについてタンク証明書を参考として審査するものとする。</u></p> <p>4-12-9 乗車定員を定めた旨を証する書面 <u>保安基準第54条の規定により臨時乗車定員が定められたことを事由とする新規検査の申請がある場合には、「自動車運送事業等運輸規則の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令の施行について（依命通達）」（昭和36年4月10日付け自總第246号）により地方運輸局長が交付した「臨時乗車定員を定めた旨を証する書面」又はその写しを参考として審査するものとする。</u></p> <p>4-12-10 速度抑制装置の試験成績書又は装着証明書 <u>保安基準第8条第4項の規定により速度抑制装置を装着した自動車であって、平成15年8月31日以前に製作されたものについては、次の資料を参考として審査するものとする。</u></p> <p>① 技術基準通達附則別紙「使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」に基づき速度抑制装置を装着したものについては、公的試験機関が発行した様式12による試験成績書</p> <p>② 自動車検査証又は登録識別情報等通知書の備考欄に「速度抑制装置付」の記載がないものであって、装着要領書に基づき速度抑制装置を装着した自動車にあっては、装着証明書</p> <p>4-12-11 試験自動車の認定書等 (略)</p> <p>4-12-12 自主防犯活動用自動車の証明書 (1) <u>自主防犯活動用自動車の証明書の提示があった自動車について、新規検査又は構造等変更検査を行う場合には、当該証明書により自主防犯活動用自動車であることの確認を行うものとする。</u></p> <p>(2) <u>青色防犯灯を備えた自主防犯活動用自動車について、継続検査を行う場合には、当該自動車の自動車検査証備考欄に記載事項により自主防犯活動用自動車であることの確認を行うものとする。</u> <u>この場合において、自主防犯活動用自動車であって、保安基準第55条の規定により青色防犯灯に係る基準緩和の認定を受け、自動車検査証備考欄にその旨の記載があ</u></p>

新旧対照表
11 / 521

新	旧
<p>(削除)</p> <p>4-13 新規検査等の提出書面審査 4-13-1 当日提出書面審査 (1) 指定自動車等（事前届出対象自動車を除く。）の新規検査又は予備検査（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。以下4-13-1において「新規検査等」という。）に係る審査は、本則によるほか、別添2「新規検査等提出書面審査要領」<u>附則1</u>により実施するものとする。</p> <p>(2) 指定自動車等（<u>事前届出対象自動車を除く。</u>）の新規検査等の申請を行う者に対しては、別添2「新規検査等提出書面審査要領」<u>附則1</u>に定める新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料を提出することを求めるものとする。 ただし、自動車を特定する書面については、「提出」を「提示」に代えることができる。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4-13-2 事前提出書面審査 (1) 事前届出対象自動車（別添2「新規検査等提出書面審査要領」4.(1)又は(2)の自動車に限る。）の新規検査又は予備検査（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。以下4-13-2において「新規検査等」という。）に係る審査は、本則によるほか、別添2「<u>新規検査等提出書面審査要領</u>」<u>附則2</u>により実施するものとする。</p> <p>(2) <u>事前届出対象自動車（別添2「新規検査等提出書面審査要領」4.(3)の自動車に限る。）の新規検査、予備検査又は構造等変更検査（以下4-13-2において「新規検査等」という。）に係る審査は、本則によるほか、別添2「新規検査等提出書面審査要領」<u>附則3</u>により実施するものとする。</u></p> <p>(3) 事前届出対象自動車（別添2「新規検査等提出書面審査要領」4.(4)の自動車に限る。）の新規検査、予備検査又は構造等変更検査（以下4-13-2において「新規検査等」という。）に係る審査は、本則によるほか、別添2「<u>新規検査等提出書面審査要領</u>」<u>附</u></p>	<p>るものは、5-3-15(1)27.の記載があるものとして取扱う。</p> <p>4-12-13 保安基準への適合性を証する書面 <u>指定自動車等以外の自動車について、新規検査又は予備検査（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）を行う場合には、当該自動車に適用される技術基準等への適合性を証する書面の提出を求め審査するものとする。</u> ただし、試作車及び組立車にあっては、4-12-6の規定によるものとする。（施行規則第36条第12項関係、平成19年国土交通省告示第857号）</p> <p>4-13 新規検査等の提出書面審査及び事前提出書面審査 4-13-1 提出書面審査 (1) 指定自動車等（事前届出対象自動車を除く。）の新規検査又は予備検査（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。以下4-13-1において「新規検査等」という。）に係る審査は、本則によるほか、別添2「新規検査等提出書面審査要領」により実施するものとする。</p> <p>(2) 指定自動車等の新規検査等の申請を行う者に対しては、別添2「新規検査等提出書面審査要領」に定める新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料を提出することを求めるものとする。 ただし、自動車を特定する書面については、「提出」を「提示」に代えることができる。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4-13-2 事前提出書面審査 (1) 事前届出対象自動車（別添2「新規検査等提出書面審査要領」3.(1)又は(2)の自動車に限る。また、<u>別添2の附則1「事前提出書面審査要領（技術基準等の審査を要する自動車）」9.3.(2)に基づく事前審査管理番号を有する自動車と自動車の型式及び構造・装置が同一の自動車を除く。</u>）の新規検査又は予備検査（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。以下4-13-2において「新規検査等」という。）に係る審査は、本則によるほか、別添2の<u>附則1「事前提出書面審査要領（技術基準等の審査を要する自動車）」</u>により実施するものとする。 (新設)</p> <p>(2) 事前届出対象自動車（別添2「新規検査等提出書面審査要領」3.(3)の自動車に限る。）の新規検査、予備検査又は構造等変更検査（<u>法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車又は法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動</u></p>

新旧対照表
12 / 521

新	旧
<p>則4により実施するものとする。</p> <p>(4) 事前届出対象自動車の新規検査等の申請を行おうとする者に対しては、新規検査等に先立って、別添2「<u>新規検査等提出書審査要領</u>」に定める新規検査等届出書、自動車特定する書面及び添付資料を、新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等(別添2「<u>新規検査等提出書審査要領</u>」4.(2)の自動車については地方検査部)に提出することを求めるものとする。</p> <p>(5) 事前届出対象自動車の新規検査等の申請を行おうとする者から、提出した新規検査等届出書、自動車特定する書面及び添付資料を取下げ旨の申告があった場合には、別添2「<u>新規検査等提出書審査要領</u>」に定める取下願出書を、当該届出書等を提出した事務所等に提出することを求めるものとする。</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>4-14～4-15 (略)</p> <p>4-16 特種用途自動車の審査</p> <p>4-16-1 規定の適用</p> <p>(1) 特種用途自動車に適用する規定については、審査時車両状態における各々の要素を用いて判断するものとする。</p> <p>この場合において、次のいずれかに該当する特種用途自動車については、それぞれの規定において、「貨物の運送の用に供する自動車」とみなして取扱うものとする。</p> <p>① 用途区分通達4-1-3 (1)「<u>特種な物品を運搬するための特種な物品積載設備を有する自動車</u>」に規定する特種用途自動車</p> <p>車体の形状：「<u>粉粒体運搬車</u>」「<u>タンク車</u>」「<u>現金輸送車</u>」「<u>アスファルト運搬車</u>」「<u>コンクリートミキサ車</u>」「<u>冷蔵冷凍車</u>」「<u>活魚運搬車</u>」「<u>保温車</u>」「<u>販売車</u>」「<u>散水車</u>」「<u>塵芥車</u>」「<u>糞尿車</u>」「<u>ポットトレーラ</u>」「<u>オートバイトレーラ</u>」「<u>スノーモービルトレーラ</u>」「<u>粉粒体運搬車(トラクタ)</u>」「<u>冷蔵冷凍車(トラクタ)</u>」</p> <p>※セミトレーラ、フルトレーラ又はドリー付トレーラにあっては、車体の形状を次例のとおり読み替える。</p> <p>例：「<u>粉粒体運搬車</u>」→<u>粉粒体運搬セミトレーラ</u>、<u>粉粒体運搬フルトレーラ</u>、<u>ドリー付粉粒体運搬トレーラ</u></p> <p>② 最大積載量が500kg超の特種用途自動車(乗車定員が10人以下の消防車及び職務遂行に必要な放水装置を備えた警察車を除く。)</p> <p>③ 指定自動車等を架装した特種用途自動車(①及び②の自動車を除く。)であって、次のいずれかに該当するもの</p>	<p>車の新規検査又は予備検査であって、当該自動車に係る構造・装置について変更がないものを除く。以下4-13-2において「新規検査等」という。)に係る審査は、本則によるほか、別添2の附則2「<u>事前提出書審査要領(特定の牽引自動車及び被牽引自動車)</u>」により実施するものとする。</p> <p>(3) 事前届出対象自動車の新規検査等の申請を行おうとする者に対しては、新規検査等に先立って、別添2の附則1「<u>事前提出書審査要領(技術基準等の審査を要する自動車)</u>」又は別添2の附則2「<u>事前提出書審査要領(特定の牽引自動車及び被牽引自動車)</u>」に定める新規検査等届出書、自動車特定する書面及び添付資料を、新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等(別添2「<u>新規検査等提出書審査要領</u>」3.(2)の代表届出自動車に係る届出)にあっては地方検査部)に提出することを求めるものとする。</p> <p>(4) 事前届出対象自動車の新規検査等の申請を行おうとする者から、提出した新規検査等届出書、自動車特定する書面及び添付資料を取下げ旨の申告があった場合には、別添2の附則1「<u>事前提出書審査要領(技術基準等の審査を要する自動車)</u>」又は別添2の附則2「<u>事前提出書審査要領(特定の牽引自動車及び被牽引自動車)</u>」に定める取下願出書を、当該届出書等を提出した事務所等に提出することを求めるものとする。</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>4-14～4-15 (略)</p> <p>4-16 特種用途自動車の審査</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表
13 / 521

新	旧
<p>ア 受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する用途が「<u>乗用</u>」、「<u>乗合</u>」、「<u>幼児専用</u>」又は「<u>特種</u>」以外のもの</p> <p>イ 受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する用途が「<u>特種</u>」であって、型式の頭部に付与されている排出ガス規制の識別記号が「<u>乗用車</u>」又は「<u>二輪車</u>」以外のもの</p> <p>④ 指定自動車等以外の自動車を架装した特種用途自動車(①及び②の自動車を除く。)であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 車両型式認可を受けた時点のカテゴリーが「<u>M₁</u>」、「<u>M₂</u>」、「<u>M₃</u>」、「<u>L₁</u>」、「<u>L₂</u>」又は「<u>L₃</u>」以外のもの</p> <p>イ EWSSラベル又はCMVSSラベルに表示されたTYPEが「<u>Passenger Vehicle</u>」、「<u>Multipurpose Passenger Vehicle</u>」又は「<u>BUS</u>」以外のもの</p> <p>ウ 当該自動車に装備されている特種用途の設備を除いた状態において用途区分通達における貨物自動車等に分類されるもの</p> <p>(2) 次の①に掲げるいずれかに該当する特種用途自動車については、(1)の規定にかかわらず、②に掲げる規定において、「貨物の運送の用に供する自動車」に該当しないものとして取扱うことができる。</p> <p>① 対象となる特種用途自動車</p> <p>ア 用途区分通達4-1-3 (1)に規定する特種用途自動車以外の特種用途自動車であって、最大積載量が500kg以下のもの</p> <p>イ 消防車</p> <p>ウ 職務遂行に必要な放水装置を備えた警察車</p> <p>② 対象となる規定</p> <p>ア 4-22 貨物自動車等の燃料タンクの容量等の算定及び確認</p> <p>イ 6-10, 7-10, 8-10 速度抑制装置</p> <p>ウ 6-33, 7-33, 8-33 巻戻防止装置</p> <p>エ 6-34, 7-34, 8-34 突入防止装置</p> <p>オ 6-35, 7-35, 8-35 前部潜り込み防止装置</p> <p>カ 6-82, 7-82, 8-82 大型後部反射器</p> <p>キ 6-86, 7-86, 8-86 後退灯</p> <p>ク 6-105, 7-105, 8-105 運行記録計</p> <p>4-16-2 車体の形状の判定</p> <p>用途区分通達及び用途区分細部取扱い通達によるほか、次により取扱うものとする。</p> <p>(1) 型式を「不明」とする並行輸入自動車又は型式が「不明」の自動車であって、当該自動車に装備されている特種用途の設備を除いた状態において用途区分通達における乗用自動車等に分類されるものについては、用途区分通達4-1 (3) ①における「型式認証等を受けた自動車の用途が乗用自動車」とみなすものとし、同項中の「車体の形状」の判断については、別添3「<u>並行輸入自動車審査要領</u>」6.2.4. (2)を準用するものとする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>新規検査、予備検査又は構造等変更検査に係る特種用途自動車の審査にあっては、用途区分通達及び用途区分細部取扱い通達によるほか、次により取扱うものとする。</p> <p>(1) 型式を「不明」とする並行輸入自動車又は型式が「不明」の自動車であって、当該自動車に装備されている特種用途の設備を除いた状態において用途区分通達における乗用自動車等に分類されるものについては、用途区分通達4-1 (3) ①における「型式認証等を受けた自動車の用途が乗用自動車」とみなすものとし、同項中の「車体の形状」の判断については、別添3「<u>並行輸入自動車審査要領</u>」6.2.4. (2)を準用するものとする。</p> <p>(2) (略)</p>

新	旧
<p>4-17 貨物自動車の審査 (削除)</p> <p>4-17-1 用途の判定 用途区分通達によるほか、次により取扱うものとする。 (1) (略) (2) 乗用自動車(車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。)として認証を受けた四輪以上の指定自動車等及びこれらの自動車に対し「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車の乗車人員の携帯品の積載箇所は、用途区分通達における物品積載設備とは判断しない。 ただし、車体の形状がステーションワゴンのもの(ステーションワゴン以外の自動車であるが別添3「並行輸入自動車審査要領」6.2.4.を準用した場合にステーションワゴンと分類できるもの又は幌型の自動車であって座席後方の幌が車両の最後尾附近まであるものを含む。)に限り、後部座席等の取外し(座席定員の設定が複数ある状態で認証等を受けたものについて、後部座席等の取外しを行った状態のものと同様な状態で認証等を受けたものを含む。)又は床面への格納固定を行い、これによってできた床面及び当該床面と連続した乗車人員の携帯品の積載箇所については物品積載設備とするものとする。 なお、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。 ①～③ (略) (3) (略)</p> <p>4-17-2 制動装置の規定の適用 乗用自動車(車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。)として認証を受けた四輪以上の指定自動車等及びこれらの自動車に対し「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車(乗車定員10人未満(平成15年12月31日以前に製作された自動車にあっては、乗車定員11人未満)のものに限る。)の用途を貨物自動車(車両総重量3.5t以下のものに限る。)に変更する場合の制動装置の規定については、7-15の規定にかかわらず、7-16の規定を適用することができる。 ただし、次に掲げる自動車については、7-16-5の規定は適用できないものとする。 ①～② (略)</p> <p>4-18～4-19 (略)</p> <p>4-20 架装等により車両重量が増加した乗用自動車等の審査 乗用自動車(車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。)として認証を受けた四輪以上の指定自動車等(諸元表において許容限度が不明なものに限る)であって架装等により車両重量が増加したものの審査については、第6章及び第7章によるほか、次により取扱うものとする。 (1) 次に該当する場合には、それぞれの技術基準等に係る書面等による審査を省略することができる。 ① 7-16-2-3(1)又は7-15-2-3(2)に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等</p>	<p>4-17 貨物自動車の審査 新規検査、予備検査又は構造等変更検査に係る貨物自動車の審査にあっては、次により取扱うものとする。</p> <p>4-17-1 用途の判定 用途区分通達によるほか、次によりものとする。 (1) (略) (2) 乗用自動車(車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。)として認証を受けた四輪以上の指定自動車等及び該当する指定自動車等と「同一」又は「類似」に区分される並行輸入自動車の乗車人員の携帯品の積載箇所は、用途区分通達における物品積載設備とは判断しない。 ただし、車体の形状がステーションワゴンのもの(ステーションワゴン以外の自動車であるが別添3「並行輸入自動車審査要領」6.2.4.(2)を準用した場合にステーションワゴンと分類できるもの又は幌型の自動車であって座席後方の幌が車両の最後尾附近まであるものを含む。)に限り、後部座席等の取外し(座席定員の設定が複数ある状態で認証等を受けたものについて、後部座席等の取外しを行った状態のものと同様な状態で認証等を受けたものを含む。)又は床面への格納固定を行い、これによってできた床面及び当該床面と連続した乗車人員の携帯品の積載箇所については物品積載設備とするものとする。 なお、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。 ①～③ (略) (3) (略)</p> <p>4-17-2 制動装置の規定の適用 乗用自動車(車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。)として認証を受けた四輪以上の指定自動車等及び該当する指定自動車等と「同一」又は「類似」に区分される並行輸入自動車(乗車定員10人未満(平成15年12月31日以前に製作された自動車にあっては、乗車定員11人未満)のものに限る。)の用途を貨物自動車(車両総重量3.5t以下のものに限る。)に変更する場合の制動装置の規定については、7-15の規定にかかわらず、7-16の規定を適用することができる。 ただし、次に掲げる自動車については、7-16-5の規定は適用できないものとする。 ①～② (略)</p> <p>4-18～4-19 (略)</p> <p>4-20 架装等により車両重量が増加した乗用自動車等の審査 乗用自動車(車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。)として認証を受けた四輪以上の指定自動車等(諸元表等において許容限度が不明なものに限る)であって架装等により車両重量が増加したものの審査については、第6章及び第7章によるほか、次により取扱うものとする。 (1) 次に該当する場合には、それぞれの技術基準等に係る書面等による審査を省略することができる。 ① 7-16-2-3(1)又は7-15-2-3(2)に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等</p>

新旧対照表
15 / 521

新	旧
<p>自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為による制動装置の変更がなく、受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両総重量に1.1を乗じた値が、受検車両の車両総重量と同一又は大きいもの</p> <p>② 7-22-1-2(3)、7-24-1-2(2)、7-25-1-2(2)①から⑤まで、7-27-1(1)、7-28-1(1)、7-29-1(1)及び7-30-1(1)に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等</p> <p>自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為によるそれぞれの技術基準等に係る部位の変更がなく、受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両重量に1.1を乗じた値が、受検車両の車両重量と同一又は大きいもの</p> <p>(2) それぞれの技術基準等に係る書面等による審査にあたり、提出された書面により次に該当することが確認できる場合には、当該技術基準等に適合するものとする。 ① 7-16-2-3(1)又は7-15-2-3(2)に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等</p> <p>自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為による制動装置の変更がなく、アからウまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 制動装置について同一構造を有する自動車の諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両総重量に1.1を乗じた値が、受検車両の車両総重量と同一又は大きいもの</p> <p>イ 特種用途自動車、緊急自動車又は道路維持作業用自動車であって、(7)から(イ)までのいずれかを満たすもの</p> <p>(7) $6.43(m/s^2) \leq \text{平均飽和減速度}(m/s^2) \times \frac{\text{諸元表に記載された車両総重量}(kg)}{\text{受検車両の車両総重量}(kg)}$</p> <p>(4) $70(m) \geq \text{制動停止距離}(m) \times \frac{\text{受検車両の車両総重量}(kg)}{\text{諸元表に記載された車両総重量}(kg)}$</p> <p>(9) $5.0(m/s^2) \leq \text{平均飽和減速度}(m/s^2) \times \frac{\text{諸元表に記載された車両総重量}(kg)}{\text{受検車両の車両総重量}(kg)}$</p> <p>(イ) $36.72(m) \geq \text{制動停止距離}(m) \times \frac{\text{諸元表に記載された車両総重量}(kg)}{\text{諸元表に記載された車両総重量}(kg)}$</p> <p>注1 「平均飽和減速度」「制動停止距離」「諸元表に記載された車両総重量」は、受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する数値を用いること。 注2 (略) 注3 (7)及び(イ)の計算式は、諸元表に記載された制動初速度が100km/hの自動車に適用する。</p>	<p>自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為による制動装置の変更がなく、受検車両の諸元表等に記載された類別区分番号に対応する車両総重量に1.1を乗じた値が、受検車両の車両総重量と同一又は大きいもの</p> <p>② 7-22-1-2(3)、7-24-1-2(2)、7-25-1-2(2)①から⑤まで、7-27-1(1)、7-28-1(1)、7-29-1(1)及び7-30-1(1)に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等</p> <p>自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為によるそれぞれの技術基準等に係る部位の変更がなく、受検車両の諸元表等に記載された類別区分番号に対応する車両重量に1.1を乗じた値が、受検車両の車両重量と同一又は大きいもの</p> <p>(2) それぞれの技術基準等に係る書面等による審査にあたり、提出された書面により次に該当することが確認できる場合には、当該技術基準等に適合するものとする。 ① 7-16-2-3(1)又は7-15-2-3(2)に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等</p> <p>自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為による制動装置の変更がなく、アからウまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 制動装置について同一構造を有する自動車の諸元表等に記載された類別区分番号に対応する車両総重量に1.1を乗じた値が、受検車両の車両総重量と同一又は大きいもの</p> <p>イ 特種用途自動車、緊急自動車又は道路維持作業用自動車であって、(7)から(イ)までのいずれかを満たすもの</p> <p>(7) $6.43(m/s^2) \leq \text{平均飽和減速度}(m/s^2) \times \frac{\text{諸元表等に記載された車両総重量}(kg)}{\text{受検車両の車両総重量}(kg)}$</p> <p>(4) $70(m) \geq \text{制動停止距離}(m) \times \frac{\text{受検車両の車両総重量}(kg)}{\text{諸元表等に記載された車両総重量}(kg)}$</p> <p>(9) $5.0(m/s^2) \leq \text{平均飽和減速度}(m/s^2) \times \frac{\text{諸元表等に記載された車両総重量}(kg)}{\text{受検車両の車両総重量}(kg)}$</p> <p>(イ) $36.72(m) \geq \text{制動停止距離}(m) \times \frac{\text{諸元表等に記載された車両総重量}(kg)}{\text{諸元表等に記載された車両総重量}(kg)}$</p> <p>注1 「平均飽和減速度」「制動停止距離」「諸元表等に記載された車両総重量」は、受検車両の諸元表等に記載された類別区分番号に対応する数値を用いること。 注2 (略) 注3 (7)及び(イ)の計算式は、諸元表等に記載された制動初速度が100km/hの自動車に適用する。</p>

新旧対照表
16 / 521

新	旧																		
<p>注 4 (7) 及び (8) の計算式は、諸元表に記載された制動初速度が 60km/h の自動車に適用する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>② 7-22-1-2 (3)、7-24-1-2 (2)、7-25-1-2 (2) ①から⑤まで、7-27-1 (1)、7-28-1 (1)、7-29-1 (1) 及び 7-30-1 (1) に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等</p> <p>自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為によるそれぞれの技術基準等に係る部位の変更がなく、アに該当するもの</p> <p>ア それぞれの技術基準等に係る部位について同一構造を有する自動車の諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両重量に 1.1 を乗じた値が、受検車両の車両重量と同一又は大きいもの</p>	<p>注 4 (7) 及び (8) の計算式は、諸元表等に記載された制動初速度が 60km/h の自動車に適用する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>② 7-22-1-2 (3)、7-24-1-2 (2)、7-25-1-2 (2) ①から⑤まで、7-27-1 (1)、7-28-1 (1)、7-29-1 (1) 及び 7-30-1 (1) に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等</p> <p>自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為によるそれぞれの技術基準等に係る部位の変更がなく、アに該当するもの</p> <p>ア それぞれの技術基準等に係る部位について同一構造を有する自動車の諸元表等に記載された類別区分番号に対応する車両重量に 1.1 を乗じた値が、受検車両の車両重量と同一又は大きいもの</p>																		
4-21 (略)	4-21 (略)																		
<p>4-22 貨物自動車等の燃料タンクの容量等の算定及び確認</p> <p>(1) 普通自動車であって、貨物の運送の用に供する車両総重量 7t 以上のもの（高圧ガスのみを燃料とする自動車を除く。）について、新規検査、予備検査又は構造等変更検査を行う場合には、燃料タンクの個数を確認するとともに、燃料タンクの容量を 5-3-16 (5) に規定する方法により算定するものとする。</p> <p>ただし、燃料タンクの個数及びそれぞれの容量が視認その他適切な方法により自動車検査証又は登録識別情報等通知書に記載されている事項と同一であると判断できる場合には、この限りでない。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>4-22 貨物自動車等の燃料タンクの容量等の算定及び確認</p> <p>(1) 普通自動車であって、貨物の運送の用に供する車両総重量 7t 以上のもの（高圧ガスのみを燃料とする自動車を除く。）について、新規検査、予備検査又は構造等変更検査を行う場合には、燃料タンクの個数を確認するとともに、燃料タンクの容量を 5-3-16 (5) に規定する方法により算定するものとする。</p> <p>ただし、燃料タンクの個数及びそれぞれの容量が視認その他適切な方法により自動車検査証又は登録識別情報等通知書に記載されている事項と同一であると判断できる場合には、この限りでない。</p> <p>(2) (略)</p>																		
<p>4-23 基準適合性審査時におけるその他確認事項</p> <p>次表左欄に掲げる自動車については、同表中央欄の内容を確認し、同表右欄の処理を行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>確認対象自動車</th> <th>確認事項</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 自動車登録番号標又は車両番号標を取付けている自動車</td> <td>ア 番号の識別に支障が生じないように見やすい位置に表示されていること イ ナンバープレートカバーが装着されていないこと ウ フレーム、ステッカー等で被覆されていないこと エ 回転して表示されていないこと</td> <td>不適切表示を確認した場合には、自動車検査票上の「番号標板」を○で囲み、不適切表示である旨を記入</td> </tr> <tr> <td>② 自動車登録番号標を取</td> <td>自動車の後面に取付け</td> <td>封印がない場合は、自</td> </tr> </tbody> </table>	確認対象自動車	確認事項	対応	① 自動車登録番号標又は車両番号標を取付けている自動車	ア 番号の識別に支障が生じないように見やすい位置に表示されていること イ ナンバープレートカバーが装着されていないこと ウ フレーム、ステッカー等で被覆されていないこと エ 回転して表示されていないこと	不適切表示を確認した場合には、自動車検査票上の「番号標板」を○で囲み、不適切表示である旨を記入	② 自動車登録番号標を取	自動車の後面に取付け	封印がない場合は、自	<p>4-23 基準適合性審査時におけるその他確認事項</p> <p>次表左欄に掲げる自動車については、同表中央欄の内容を確認し、同表右欄の処理を行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>確認対象自動車</th> <th>確認事項</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 自動車登録番号標又は車両番号標を取付けている自動車</td> <td>ア 番号の識別に支障が生じないように見やすい位置に表示されていること イ ナンバープレートカバーが装着されていないこと ウ フレーム、ステッカー等で被覆されていないこと エ 回転して表示されていないこと</td> <td>不適切表示を確認した場合には、自動車検査票上の「番号標板」を○で囲み、不適切表示である旨を記入</td> </tr> <tr> <td>② 自動車登録番号標を取</td> <td>自動車の後面に取付け</td> <td>封印がない場合は、自</td> </tr> </tbody> </table>	確認対象自動車	確認事項	対応	① 自動車登録番号標又は車両番号標を取付けている自動車	ア 番号の識別に支障が生じないように見やすい位置に表示されていること イ ナンバープレートカバーが装着されていないこと ウ フレーム、ステッカー等で被覆されていないこと エ 回転して表示されていないこと	不適切表示を確認した場合には、自動車検査票上の「番号標板」を○で囲み、不適切表示である旨を記入	② 自動車登録番号標を取	自動車の後面に取付け	封印がない場合は、自
確認対象自動車	確認事項	対応																	
① 自動車登録番号標又は車両番号標を取付けている自動車	ア 番号の識別に支障が生じないように見やすい位置に表示されていること イ ナンバープレートカバーが装着されていないこと ウ フレーム、ステッカー等で被覆されていないこと エ 回転して表示されていないこと	不適切表示を確認した場合には、自動車検査票上の「番号標板」を○で囲み、不適切表示である旨を記入																	
② 自動車登録番号標を取	自動車の後面に取付け	封印がない場合は、自																	
確認対象自動車	確認事項	対応																	
① 自動車登録番号標又は車両番号標を取付けている自動車	ア 番号の識別に支障が生じないように見やすい位置に表示されていること イ ナンバープレートカバーが装着されていないこと ウ フレーム、ステッカー等で被覆されていないこと エ 回転して表示されていないこと	不適切表示を確認した場合には、自動車検査票上の「番号標板」を○で囲み、不適切表示である旨を記入																	
② 自動車登録番号標を取	自動車の後面に取付け	封印がない場合は、自																	

新旧対照表
17 / 521

新	旧															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>付けている自動車</th> <th>た自動車登録番号標の左側の取付箇所の封印の有無</th> <th>自動車検査票上の「封印」を○で囲み、ない旨を記入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③ 自動車登録番号標又は車両番号標の交付を受けている自動車</td> <td>取付けの有無</td> <td>取付けがない場合には、自動車検査票上の「番号標板」を○で囲み、ない旨を記入</td> </tr> <tr> <td>④ 上砂等運搬大型自動車</td> <td>自重計の取付けの有無</td> <td>自重計がない場合には、自動車検査票上の「自重計」を○で囲み、ない旨を記入</td> </tr> <tr> <td>⑤ 保安基準第 55 条の規定により基準緩和の認定を受けた自動車であって、制限事項が付されているもの</td> <td>施行規則第 54 条の規定による標識（制限を受けた自動車の標識）の有無</td> <td>標識がない場合には、自動車検査票上の「制限車両」を○で囲み、標識がない旨を記入</td> </tr> <tr> <td>⑥ 保安基準第 55 条の規定により基準緩和の認定を受けた自動車であって、基準緩和項目の一部又は全部の諸元及び制限事項を表示するよう制限を付されたもの</td> <td>表示の有無</td> <td>表示がない場合には、自動車検査票上の「制限車両」を○で囲み、表示がない旨を記入</td> </tr> </tbody> </table>	付けている自動車	た自動車登録番号標の左側の取付箇所の封印の有無	自動車検査票上の「封印」を○で囲み、ない旨を記入	③ 自動車登録番号標又は車両番号標の交付を受けている自動車	取付けの有無	取付けがない場合には、自動車検査票上の「番号標板」を○で囲み、ない旨を記入	④ 上砂等運搬大型自動車	自重計の取付けの有無	自重計がない場合には、自動車検査票上の「自重計」を○で囲み、ない旨を記入	⑤ 保安基準第 55 条の規定により基準緩和の認定を受けた自動車であって、制限事項が付されているもの	施行規則第 54 条の規定による標識（制限を受けた自動車の標識）の有無	標識がない場合には、自動車検査票上の「制限車両」を○で囲み、標識がない旨を記入	⑥ 保安基準第 55 条の規定により基準緩和の認定を受けた自動車であって、基準緩和項目の一部又は全部の諸元及び制限事項を表示するよう制限を付されたもの	表示の有無	表示がない場合には、自動車検査票上の「制限車両」を○で囲み、表示がない旨を記入	<p>4-23 (略)</p> <p>4-24 出張検査</p> <p>出張検査にあつては、本則によるほか、別添 5「出張検査実施要領」により実施するものとする。</p> <p>4-25 街頭検査等</p> <p>街頭検査及び整備命令に係る審査にあつては、本則によるほか、別添 6「街頭検査等実施要領」により実施するものとする。</p>
付けている自動車	た自動車登録番号標の左側の取付箇所の封印の有無	自動車検査票上の「封印」を○で囲み、ない旨を記入														
③ 自動車登録番号標又は車両番号標の交付を受けている自動車	取付けの有無	取付けがない場合には、自動車検査票上の「番号標板」を○で囲み、ない旨を記入														
④ 上砂等運搬大型自動車	自重計の取付けの有無	自重計がない場合には、自動車検査票上の「自重計」を○で囲み、ない旨を記入														
⑤ 保安基準第 55 条の規定により基準緩和の認定を受けた自動車であって、制限事項が付されているもの	施行規則第 54 条の規定による標識（制限を受けた自動車の標識）の有無	標識がない場合には、自動車検査票上の「制限車両」を○で囲み、標識がない旨を記入														
⑥ 保安基準第 55 条の規定により基準緩和の認定を受けた自動車であって、基準緩和項目の一部又は全部の諸元及び制限事項を表示するよう制限を付されたもの	表示の有無	表示がない場合には、自動車検査票上の「制限車両」を○で囲み、表示がない旨を記入														
<p>4-24 (略)</p> <p>4-25 出張検査場における審査</p> <p>出張検査場における審査にあつては、本則によるほか、別添 5「出張検査実施要領」により実施するものとする。</p> <p>(削除)</p>	<p>4-23 (略)</p> <p>4-24 出張検査</p> <p>出張検査にあつては、本則によるほか、別添 5「出張検査実施要領」により実施するものとする。</p> <p>4-25 街頭検査等</p> <p>街頭検査及び整備命令に係る審査にあつては、本則によるほか、別添 6「街頭検査等実施要領」により実施するものとする。</p>															
<p>第 5 章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法</p> <p>5-1 審査結果の通知方法</p> <p>審査結果の通知方法は、下表によるものとする。</p> <p>この場合において、電磁的方法以外の方法による通知を行う場合は、下表に掲げる審査結果を記載した書面を受検者に対し交付し、運輸支局等の窓口へ提出することを指示するものとする。</p> <p>なお、自動車審査高度化施設において総合判定又は諸元確定を行った場合には、自動</p>	<p>第 5 章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法</p> <p>5-1 審査結果の通知方法</p> <p>審査結果の通知方法は、下表によるものとする。</p> <p>この場合において、電磁的方法以外の方法による通知を行う場合は、下表に掲げる審査結果を記載した書面を受検者に対し交付し、運輸支局等の窓口へ提出することを指示するものとする。</p> <p>なお、自動車審査高度化施設において総合判定又は諸元確定を行った場合には、自動</p>															

新旧対照表
18 / 521

新	旧
<p>車審査高度化施設から出力された書面を用いること。 また、出張検査場における審査にあつては、当分の間、自動車審査高度化施設の障害欄の方法に準じて行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">表(略)</p> <p>備考(略)</p> <p>5-2 (略)</p> <p>5-3 審査結果通知情報 審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。</p> <p>5-3-1 車台番号 4-9により受検車両と書面の同一性確認をしたときは、自動車検査票の所定の欄に検査官印の押印を行うとともに、自動車審査高度化施設へ確認した旨の入力を行うものとする。 また、カーボン紙等を用いず自動車検査票に直接ボールペン等により車台番号が記入されている場合には、自動車検査票の欄外等に車台番号の下三桁をボールペン等で記載する。 なお、運輸支局等において予約確認時に同様の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>5-3-2 (略)</p> <p>5-3-3 初度登録年月 初度登録年月は、必要に応じて、自動車検査票2に次により記載するものとする。 ① (略) ② 二輪自動車にあつては、初度検査年(初めて自動車検査証の交付された日の属する年及び月の数)を初度登録年月欄に記載し、不明のものは「-」とする。 ただし、初めて自動車検査証の交付された日の属する年及び月の数のうち月の数の不明のものは年のみとする。 また、初めて検査を受けるものにあつては、当該欄に「/」を記入する。</p> <p>5-3-4 車名及び型式 車名及び型式は、次によるものとする。 なお、MOTASにおいてコード設定されている車名については、その表記とすること。 ① 共通構造部型式指定自動車、製造過程自動車及び新型届出自動車にあつては、諸元表に記載された車名及び型式 ②~⑦ (略)</p> <p>5-3-5 原動機の型式 原動機の型式は、次によるものとする。 なお、4-9により受検車両と書面の同一性確認をしたときは、自動車検査票の所定の欄に検査官印の押印を行うとともに、自動車審査高度化施設へ確認した旨の入力を行うものとする。 ① 原動機に表示された打刻等(鋳造浮出しを含む。)により原動機の型式が判明す</p>	<p>車審査高度化施設から出力された書面を用いること。 また、出張検査にあつては、当分の間、自動車審査高度化施設の障害欄の方法に準じて行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">表(略)</p> <p>備考(略)</p> <p>5-2 (略)</p> <p>5-3 審査結果通知情報 審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。</p> <p>5-3-1 車台番号及び原動機の型式 4-9により同一であることを確認したときは、自動車検査票の所定の欄に検査官印の押印を行うとともに、自動車審査高度化施設へ確認した旨の入力を行うものとする。 また、カーボン紙等を用いず自動車検査票に直接ボールペン等により車台番号が記入されている場合には、自動車検査票の欄外等に車台番号の下三桁をボールペン等で記載する。 なお、運輸支局等において予約確認時に同様の措置を講じた場合はこの限りでない。</p> <p>5-3-2 (略)</p> <p>5-3-3 初度登録年月 初度登録年月は、必要に応じて、自動車検査票2に次により記載するものとする。 ① (略) ② 二輪の小型自動車にあつては、初度検査年(初めて自動車検査証の交付された日の属する年及び月の数)を初度登録年月欄に記載し、不明のものは「-」とする。 ただし、初めて自動車検査証の交付された日の属する年及び月の数のうち月の数の不明のものは年のみとする。 また、初めて検査を受けるものにあつては、当該欄に「/」を記入する。</p> <p>5-3-4 車名及び型式 車名及び型式は、次によるものとする。 なお、MOTASにおいてコード設定されている車名については、その表記とすること。 ① 共通構造部型式指定自動車、製造過程自動車及び新型届出自動車にあつては、諸元表等に記載された車名及び型式 ②~⑦ (略) (新設)</p>

新旧対照表
19 / 521

新	旧
<p>るものにあつては、その型式</p> <p>② 機種により原動機の型式の打刻をしたものにあつては、その型式</p> <p>③ 並行輸入自動車にあつては、別添3「並行輸入自動車審査要領」6.2.7.により判定した原動機の型式</p> <p>④ ハイブリッド自動車等複数の原動機により駆動する自動車にあつては、①から③までによるほか、それぞれの原動機の型式を「-」でつなぐものとする。</p> <p>5-3-6~5-3-9 (略)</p> <p>5-3-10 乗車定員、最大積載量及び車両総重量 (1)~(11) (略) (12) 自動車の最大積載量は、7-115 (7-115 (5) から (9) までを除く。) により算定した値を次の数値により通知する。 ただし、国際海上コンテナを輸送する被牽引自動車であつて、かつ、最大積載量が30,480kgのものに限り、これによらず30,480kgとして通知する。 ①~② (略)</p> <p>5-3-11 (略)</p> <p>5-3-12 長さ、幅及び高さ (1) 長さ、幅及び高さは、7-2-1 (2) により計測した数値(脱着式スタンション型のセミトレーラにあつては、必要本数のスタンションを装着した状態で計測した数値とする。)とするものとする。 ただし、セミトレーラの長さにあつては、当該セミトレーラの最も前方及び後方の部分について7-2-1 (2) ①の規定に基づき測定した数値とするものとする。 また、7-2-1 (2) ①の規定に基づき測定を行った場合であつて、自動車の最も前方及び後方に当たる部分が自動車登録番号標、車両番号標又は字光式自動車登録番号標用照明用具等番号標に係る部品であるときは、当該部分を除いた状態で7-2-1 (2) ①の規定に基づき測定した数値とするものとする。 (2) (略)</p> <p>5-3-13 燃料の種類 燃料の種類は、「ガソリン」、「軽油」、「LPG」、「灯油」、「電気」、「ガソリン/LPG」、「ガソリン/灯油」、「メタノール」、「CNG」、「LNG」、「ANG」、「圧縮水素」、「ガソリン・電気」、「LPG・電気」、「軽油・電気」又は「その他」のいずれかとするものとする。 この場合において、それぞれの燃料の種類の間を「/」でつないでいるものは切替式を示し、「・」でつないでいるものは併用式を示す。 また、「その他」とは、当該自動車に用いている燃料の種類が上記に掲げられていない場合に選択するものとし、その際には5-3-16 (1) の規定により自動車検査証の備考欄に記載するよう通知するものとする。</p> <p>5-3-14 (略)</p> <p>5-3-15 軸重 軸重は、7-5-1 (5) により計測した数値を通知するものとする。 作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取外し、又は取替えて使用できる</p>	<p>5-3-5~5-3-8 (略)</p> <p>5-3-9 乗車定員、最大積載量及び車両総重量 (1)~(11) (略) (12) 自動車の最大積載量は、7-115 (7-115 (5) から (9) までを除く。) <u>又は8-115 (8-115 (5) から (9) までを除く。)</u> により算定した値を次の数値により通知する。 ただし、国際海上コンテナを輸送する被牽引自動車であつて、かつ、最大積載量が30,480kgのものに限り、これによらず30,480kgとして通知する。 ①~② (略)</p> <p>5-3-10 (略)</p> <p>5-3-11 長さ、幅及び高さ (1) 長さ、幅及び高さは、7-2-1 (2) <u>又は8-2-1 (2)</u> により計測した数値(脱着式スタンション型のセミトレーラにあつては、必要本数のスタンションを装着した状態で計測した数値とする。)とするものとする。 ただし、セミトレーラの長さにあつては、当該セミトレーラの最も前方及び後方の部分について7-2-1 (2) <u>①又は8-2-1 (2) ①</u> の規定に基づき測定した数値とするものとする。 また、7-2-1 (2) <u>①又は8-2-1 (2) ①</u> の規定に基づき測定を行った場合であつて、自動車の最も前方及び後方に当たる部分が自動車登録番号標、車両番号標又は字光式自動車登録番号標用照明用具等番号標に係る部品であるときは、当該部分を除いた状態で7-2-1 (2) <u>①又は8-2-1 (2) ①</u> の規定に基づき測定した数値とするものとする。 (2) (略)</p> <p>5-3-12 燃料の種類 燃料の種類は、「ガソリン」、「軽油」、「LPG」、「灯油」、「電気」、「ガソリン/LPG」、「ガソリン/灯油」、「メタノール」、「CNG」、「LNG」、「ANG」、「圧縮水素」、「ガソリン・電気」、「LPG・電気」、「軽油・電気」又は「その他」のいずれかとするものとする。 この場合において、それぞれの燃料の種類の間を「/」でつないでいるものは切替式を示し、「・」でつないでいるものは併用式を示す。 また、「その他」とは、当該自動車に用いている燃料の種類が上記に掲げられていない場合に選択するものとし、その際には5-3-15 (1) の規定により自動車検査証の備考欄に記載するよう通知するものとする。</p> <p>5-3-13 (略)</p> <p>5-3-14 軸重 軸重は、7-5-1 (5) <u>又は8-5-1 (4)</u> により計測した数値を通知するものとする。 作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取外し、又は取替えて使用できる</p>

新旧対照表
20 / 521

新	旧																												
<p>自動車については、例1により当該附属装置等を装着した状態のうちの最も重い車両重量のときの数値とする。</p> <p>車軸自動昇降装置付き自動車については、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の軸重についても例2により備考欄記載事項として通知するものとする。</p> <p>4軸を超える自動車については、例3により、第5軸以降の軸重は備考欄記載事項として通知するものとする。</p> <p>(例1)～(例3) (略)</p> <p>5-3-16 備考欄</p> <p>(1) 自動車検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。</p> <p>また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">記載を要する自動車</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 7-62-2-1 (細目告示第42条第2項、第3項、第120条第2項)、7-62-3 (細目告示第42条第2項、第3項、第120条第3項)、7-63-2-1 (細目告示第42条第6項、第120条第6項)、7-63-3 (細目告示第42条第6項、第120条第7項)、7-67-3 (細目告示第121条第3項)の規定により、地方運輸局長の指定を受けた自動車</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3.～16. (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>17. 土砂等以外の物品を専用に運搬するダンプ車</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>18. 熱害対策装置等を有する自動車であって、次の各号に掲げるもの(並行輸入自動車等、諸元表等による識別が困難なものに限る。) (1)～(3) (略) (4) 公的試験機関の試験結果により7-56-1-2 (1) ②ただし書中「異常温度以上に上昇することを防止する装置」に該当することが確認されたもの</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>19.～38. (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>※1 20-1の内容は、新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査の際に確認したものを記載する。</p> <p>なお、近接排気騒音値は、それぞれに掲げる書面等に記載された騒音値とする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)</p>	記載を要する自動車	(略)	1. (略)	(略)	2. 7-62-2-1 (細目告示第42条第2項、第3項、第120条第2項)、7-62-3 (細目告示第42条第2項、第3項、第120条第3項)、7-63-2-1 (細目告示第42条第6項、第120条第6項)、7-63-3 (細目告示第42条第6項、第120条第7項)、7-67-3 (細目告示第121条第3項)の規定により、地方運輸局長の指定を受けた自動車	(略)	3.～16. (略)	(略)	17. 土砂等以外の物品を専用に運搬するダンプ車	(略)	18. 熱害対策装置等を有する自動車であって、次の各号に掲げるもの(並行輸入自動車等、諸元表等による識別が困難なものに限る。) (1)～(3) (略) (4) 公的試験機関の試験結果により7-56-1-2 (1) ②ただし書中「異常温度以上に上昇することを防止する装置」に該当することが確認されたもの	(略)	19.～38. (略)	(略)	<p>自動車については、例1により当該附属装置等を装着した状態のうちの最も重い車両重量のときの数値とする。</p> <p>車軸自動昇降装置付き自動車については、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の軸重についても例2により備考欄記載事項として通知するものとする。</p> <p>4軸を超える自動車については、例3により、第5軸以降の軸重は備考欄記載事項として通知するものとする。</p> <p>(例1)～(例3) (略)</p> <p>5-3-15 備考欄</p> <p>(1) 自動車検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。</p> <p>また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">記載を要する自動車</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2. 7-62-2-1 (細目告示第42条第2項、第3項、第120条第2項)、7-62-3 (細目告示第42条第2項、第3項、第120条第3項)、7-63-2-1 (細目告示第42条第6項、第120条第6項)、7-63-3 (細目告示第42条第6項、第120条第7項)、7-67-3 (細目告示第121条第3項)、<u>8-62-2-1 (細目告示第198条第2項)、8-62-3 (細目告示第198条第3項)、8-63-2-1 (細目告示第198条第6項)、8-63-3 (細目告示第198条第7項)、8-67-3 (細目告示第199条第3項)</u>の規定により、地方運輸局長の指定を受けた自動車</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3.～16. (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>17. <u>「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)」に定める土砂等以外の物品を専用に運搬するダンプ車</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>18. 熱害対策装置等を有する自動車であって、次の各号に掲げるもの(並行輸入自動車等、諸元表等による識別が困難なものに限る。) (1)～(3) (略) (4) 公的試験機関の試験結果により7-56-1-2 (1) ②又は8-56-1 (1) ②ただし書中「異常温度以上に上昇することを防止する装置」に該当することが確認されたもの</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>19.～38. (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>※1 20-1の内容は、新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査の際に確認したものを記載する。</p> <p>なお、近接排気騒音値は、それぞれに掲げる書面等に記載された騒音値とする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、<u>カタピラ及び</u>大型特殊自動車を除く。)</p>	記載を要する自動車	(略)	1. (略)	(略)	2. 7-62-2-1 (細目告示第42条第2項、第3項、第120条第2項)、7-62-3 (細目告示第42条第2項、第3項、第120条第3項)、7-63-2-1 (細目告示第42条第6項、第120条第6項)、7-63-3 (細目告示第42条第6項、第120条第7項)、7-67-3 (細目告示第121条第3項)、 <u>8-62-2-1 (細目告示第198条第2項)、8-62-3 (細目告示第198条第3項)、8-63-2-1 (細目告示第198条第6項)、8-63-3 (細目告示第198条第7項)、8-67-3 (細目告示第199条第3項)</u> の規定により、地方運輸局長の指定を受けた自動車	(略)	3.～16. (略)	(略)	17. <u>「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)」に定める土砂等以外の物品を専用に運搬するダンプ車</u>	(略)	18. 熱害対策装置等を有する自動車であって、次の各号に掲げるもの(並行輸入自動車等、諸元表等による識別が困難なものに限る。) (1)～(3) (略) (4) 公的試験機関の試験結果により7-56-1-2 (1) ②又は8-56-1 (1) ②ただし書中「異常温度以上に上昇することを防止する装置」に該当することが確認されたもの	(略)	19.～38. (略)	(略)
記載を要する自動車	(略)																												
1. (略)	(略)																												
2. 7-62-2-1 (細目告示第42条第2項、第3項、第120条第2項)、7-62-3 (細目告示第42条第2項、第3項、第120条第3項)、7-63-2-1 (細目告示第42条第6項、第120条第6項)、7-63-3 (細目告示第42条第6項、第120条第7項)、7-67-3 (細目告示第121条第3項)の規定により、地方運輸局長の指定を受けた自動車	(略)																												
3.～16. (略)	(略)																												
17. 土砂等以外の物品を専用に運搬するダンプ車	(略)																												
18. 熱害対策装置等を有する自動車であって、次の各号に掲げるもの(並行輸入自動車等、諸元表等による識別が困難なものに限る。) (1)～(3) (略) (4) 公的試験機関の試験結果により7-56-1-2 (1) ②ただし書中「異常温度以上に上昇することを防止する装置」に該当することが確認されたもの	(略)																												
19.～38. (略)	(略)																												
記載を要する自動車	(略)																												
1. (略)	(略)																												
2. 7-62-2-1 (細目告示第42条第2項、第3項、第120条第2項)、7-62-3 (細目告示第42条第2項、第3項、第120条第3項)、7-63-2-1 (細目告示第42条第6項、第120条第6項)、7-63-3 (細目告示第42条第6項、第120条第7項)、7-67-3 (細目告示第121条第3項)、 <u>8-62-2-1 (細目告示第198条第2項)、8-62-3 (細目告示第198条第3項)、8-63-2-1 (細目告示第198条第6項)、8-63-3 (細目告示第198条第7項)、8-67-3 (細目告示第199条第3項)</u> の規定により、地方運輸局長の指定を受けた自動車	(略)																												
3.～16. (略)	(略)																												
17. <u>「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)」に定める土砂等以外の物品を専用に運搬するダンプ車</u>	(略)																												
18. 熱害対策装置等を有する自動車であって、次の各号に掲げるもの(並行輸入自動車等、諸元表等による識別が困難なものに限る。) (1)～(3) (略) (4) 公的試験機関の試験結果により7-56-1-2 (1) ②又は8-56-1 (1) ②ただし書中「異常温度以上に上昇することを防止する装置」に該当することが確認されたもの	(略)																												
19.～38. (略)	(略)																												

新旧対照表
21 / 521

新	旧
<p>自動車を除く。)</p> <p>ア 指定自動車等 (7) 諸元表 (イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>※2～※3 (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>5-3-17 許容荷重</p> <p>許容荷重は、指定自動車等については諸元表に記載された許容限度とし、指定自動車等以外の自動車については、自動車製作者等が定めた値とする。</p> <p>また、改造等により当該諸元表の構造及び装置と受検車両の構造及び装置が相違することにより許容限度に影響を与えるおそれがある場合には、提示のあった書面等を審査し、適当と認められる許容限度とすることができる。</p> <p>5-4 審査結果等の通知</p> <p>5-4-1 (略)</p> <p>5-4-2 審査結果以外の通知</p> <p><u>(1) 4-7-3の「審査継続」として処理した場合には、5-4-1の規定にかかわらず、審査依頼のあった運輸支局等へその旨を口頭で通知することにより、審査結果の通知を猶予することができる。</u></p> <p><u>(2) 4-23 表中の対応欄の処理をしている場合には、5-4-1の審査結果通知と同時に自動車検査票1により通知するものとする。</u></p> <p>5-4-3～5-4-4 (略)</p> <p>第6章 新規検査又は予備検査(指定自動車等の新車)</p> <p>6-1 適用</p> <p>この章の規定は、指定自動車等について、法第59条第1項の規定による新規検査又は法第71条第1項の規定による予備検査に係る審査を行う場合(法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合を除く。)に適用する。</p> <p>6-2 長さ、幅及び高さ</p> <p><u>7-2の規定を適用する。</u></p> <p>6-3 最低地上高</p> <p><u>7-3の規定を適用する。</u></p> <p>6-4 車両総重量</p> <p><u>7-4の規定を適用する。</u></p>	<p><u>そりを有する軽自動車並びに大型特殊自動車を除く。</u>)</p> <p>ア 指定自動車等 (7) 諸元表等 (イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>※2～※3 (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>5-3-16 許容荷重</p> <p>許容荷重は、指定自動車等については諸元表等に記載された許容限度とし、指定自動車等以外の自動車については、自動車製作者等が定めた値とする。</p> <p>また、改造等により当該諸元表等の構造及び装置と受検車両の構造及び装置が相違することにより許容限度に影響を与えるおそれがある場合には、提示のあった書面等を審査し、適当と認められる許容限度とすることができる。</p> <p>5-4 審査結果等の通知</p> <p>5-4-1 (略)</p> <p>5-4-2 審査結果以外の通知</p> <p>4-7-3の「審査継続」として処理した場合には、5-4-1の規定にかかわらず、審査依頼のあった運輸支局等へその旨を口頭で通知することにより、審査結果の通知を猶予することができる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>5-4-3～5-4-4 (略)</p> <p>第6章 新規検査及び予備検査(指定自動車等)</p> <p>6-1 適用</p> <p>この章の規定は、指定自動車等について、法第59条の規定による新規検査又は法第71条の規定による予備検査に係る審査を行う場合(法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合を除く。)に適用する。</p> <p>6-2 審査項目等</p> <p><u>指定自動車等は、第7章の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新旧対照表
22 / 521

新	旧
<p>6-5 軸重等 7-5の規定を適用する。</p> <p>6-6 安定性 7-6の規定を適用する。</p> <p>6-7 最小回転半径 7-7の規定を適用する。</p> <p>6-8 接地部及び接地圧 7-8の規定を適用する。</p> <p>6-9 原動機及び動力伝達装置 7-9の規定を適用する。</p> <p>6-10 速度抑制装置 7-10の規定を適用する。</p> <p>6-11 走行装置 7-11の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤは、下表に掲げる自動車の区分に応じて適用される基準。 この場合において、表中(1)及び(2)に掲げる自動車に備える空気入ゴムタイヤであって、UN R117-02-S9に基づく「S2WR2」の添字が表示されているものは、これらの基準に適合するものとする。 ただし、次の①から④に掲げる自動車にあっては、細目告示別添3「乗用車用空気入タイヤの技術基準」、細目告示別添4「トラック、バス及びトレーラ用空気入タイヤの技術基準」及び細目告示別添5「二輪車用空気入タイヤの技術基準」に定める基準に適合するものであればよいものとし、諸元表に記載されているタイヤと異なるもの(タイヤの呼び、タイヤ製作者の商号又は商標及びトレッドパターンを表す記号等が異なるものをいう。)が装着されている場合であって、当該装着されているタイヤが7-11-1(3)①の空気入ゴムタイヤに加わる荷重に係る規定に適合しているときは、これらの基準への適合性審査を省略することができる。 ①～④ (略)</p> <p>(3) 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>〔細目告示第11条(走行装置)〕</p> <p>(1) (略)</p> <p>〔細目告示第11条(走行装置)〕</p> <p>(2) 自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤは、下表に掲げる自動車の区分に応じて適用される基準。 この場合において、表中(1)及び(2)に掲げる自動車に備える空気入ゴムタイヤであって、UN R117-02-S9に基づく「S2WR2」の添字が表示されているものは、これらの基準に適合するものとする。 ただし、次の①から④に掲げる自動車にあっては、細目告示別添3「乗用車用空気入タイヤの技術基準」、細目告示別添4「トラック、バス及びトレーラ用空気入タイヤの技術基準」及び細目告示別添5「二輪車用空気入タイヤの技術基準」に定める基準に適合するものであればよいものとし、諸元表に記載されているタイヤと異なるもの(タイヤの呼び、タイヤ製作者の商号又は商標及びトレッドパターンを表す記号等が異なるものをいう。)が装着されている場合であって、当該装着されているタイヤが7-11-1(3)①の空気入ゴムタイヤに加わる荷重に係る規定に適合しているときは、これらの基準への適合性審査を省略することができる。 ①～④ (略)</p> <p>〔細目告示第11条(走行装置)〕</p> <p>(3) 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、<u>カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに</u>被牽引自動車を除く。)であって乗車定員10人</p>

新旧対照表
23 / 521

新	旧
<p>自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量3.5t以下のものに備える応急用予備走行装置については、UN R64-02-S2の5.及び6.に定める基準。</p> <p>ただし、平成30年1月31日以前に製作された自動車については、適用しない。(適用関係告示第5条第3項関係)</p> <p>6-12 操縦装置 7-12の規定を適用する。</p> <p>6-13 かじ取装置 7-13の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)に備えるかじ取装置については、UN R79-01-S5の5.(5.1.6.1.を除く。)及び6.に定める基準。 ただし、次に掲げる自動車については、この限りでない。 ①～② (略)</p> <p>6-14 施錠装置等 7-14の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>6-15 トラック・バスの制動装置 7-15の規定を適用する。</p> <p>6-16 乗用車の制動装置 7-16の規定を適用する。</p> <p>6-17 二輪車の制動装置 7-17の規定を適用する。</p> <p>6-18 大型特殊自動車等の制動装置 7-18の規定を適用する。</p> <p>6-19 被牽引自動車の制動装置 7-19の規定を適用する。</p> <p>6-20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置 7-20の規定を適用する。</p>	<p>未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車、<u>カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに</u>被牽引自動車を除く。)であって車両総重量3.5t以下のものに備える応急用予備走行装置については、UN R64-02-S2の5.及び6.に定める基準。</p> <p>ただし、平成30年1月31日以前に製作された自動車については、適用しない。(適用関係告示第5条第3項関係)</p> <p>(新設)</p> <p>〔細目告示第13条(かじ取装置)〕</p> <p>(4) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、<u>カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車</u>を除く。)に備えるかじ取装置については、UN R79-01-S5の5.(5.1.6.1.を除く。)及び6.に定める基準。 ただし、次に掲げる自動車については、この限りでない。 ①～② (略)</p> <p>〔細目告示第14条(施錠装置等)〕</p> <p>(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表
24 / 521

新	旧
<p>6-21 緩衝装置 7-21の規定を適用する。</p> <p>6-22 燃料装置 7-22の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）の燃料タンク及び配管については、UN R34-03の5.及び6.又は13.に定める基準。 ただし、次に掲げる自動車には適用しない。（適用関係告示第12条第3号関係） ①～②（略）</p> <p>6-23 発生炉ガスの燃料装置 7-23の規定を適用する。</p> <p>6-24 高圧ガスの燃料装置 7-24の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1)（略）</p> <p>6-25 電気装置 7-25の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える電気装置については、UN R100-02-S3の5.及び6.（7-25-1-1(4)の自動車にあつては、UN R100-02-S3の5.及び6.若しくはUN R136-00の5.及び6.）に定める基準。 なお、UN R100-02-S3の6.4.については、原動機用蓄電池を備えた自動車に限り適用する。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①～②（略） (2)（略）</p> <p>6-26 車枠及び車体 7-26の規定を適用する。</p> <p>6-27 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p>	<p>（新設）</p> <p>〔細目告示第18条（燃料装置）〕</p> <p>(6) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、<u>カタビラ及びびそりを有する軽自動車</u>、大型特殊自動車並びに<u>小型特殊自動車</u>を除く。）の燃料タンク及び配管については、UN R34-03の5.及び6.又は13.に定める基準。 ただし、次に掲げる自動車には適用しない。（適用関係告示第12条第3号関係） ①～②（略）</p> <p>（新設）</p> <p>〔細目告示第20条（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）〕</p> <p>(7)（略）</p> <p>〔細目告示第21条（電気装置）〕</p> <p>(8) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、<u>カタビラ及びびそりを有する軽自動車</u>、大型特殊自動車、<u>小型特殊自動車並びに被牽引自動車</u>を除く。）に備える電気装置については、UN R100-02-S3の5.及び6.（7-25-1-1(4)の自動車にあつては、UN R100-02-S3の5.及び6.若しくはUN R136-00の5.及び6.）に定める基準。 なお、UN R100-02-S3の6.4.については、原動機用蓄電池を備えた自動車に限り適用する。 ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。 ①～②（略）</p> <p>〔細目告示第21条（電気装置）〕</p> <p>(9)（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

新旧対照表
25 / 521

新	旧
<p>7-27の規定を適用する。</p> <p>6-28 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-28の規定を適用する。</p> <p>6-29 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-29の規定を適用する。</p> <p>6-30 ボールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-30の規定を適用する。</p> <p>6-31 車枠及び車体の歩行者保護性能 7-31の規定を適用する。</p> <p>6-32 車体表示 7-32の規定を適用する。</p> <p>6-33 巻込防止装置 7-33の規定を適用する。</p> <p>6-34 突入防止装置 7-34の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1)（略） (2) 自動車（貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5tを超えるもの及びボール・トレーラ、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、大型特殊自動車、牽引自動車を除く。）の後面に備える突入防止装置は、UN R58-03の2.3. (a)又は(b)、若しくは7-34-1(1) ①から③に定める基準。 ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。（適用関係告示第17条第10項関係） ①～②（略） (3) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、大型特殊自動車（ボール・トレーラを除く。）、牽引自動車を除く。）の後面に備える突入防止装置は、UN R58-03の16.又は25.1.から25.4.まで及び25.7.に定める基準。</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>〔細目告示第24条（突入防止装置）〕</p> <p>(10)（略）</p> <p>〔細目告示第24条（突入防止装置）〕</p> <p>(11) 自動車（貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5tを超えるもの及びボール・トレーラ、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、<u>カタビラ及びびそりを有する軽自動車</u>、大型特殊自動車、<u>小型特殊自動車</u>、牽引自動車を除く。）の後面に備える突入防止装置は、UN R58-03の2.3. (a)又は(b)、若しくは7-34-1(1) ①から③に定める基準。 ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。（適用関係告示第17条第10項関係） ①～②（略）</p> <p>〔細目告示第24条（突入防止装置）〕</p> <p>(12) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、<u>カタビラ及びびそりを有する軽自動車</u>、大型特殊自動車（ボール・トレーラを除く。）、<u>小型特殊自動車</u>、牽引自動車を除く。）の後面に備える突入防止装置は、UN R58-03の16.又は25.1.から25.4.まで及び25.7.に定める基準。</p>

新旧対照表
26 / 521

新	旧
<p>ただし、UN R58-03 の 16.4. 及び 25.7. 中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。</p> <p>この場合において、突入防止装置の平面部から車体後面までの水平距離及び下縁の高さにあつては、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>6-35 前部潜り込み防止装置 7-35の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>6-36 連結装置 7-36の規定を適用する。</p> <p>6-37 乗車装置 7-37の規定を適用する。</p> <p>6-38 運転者席 7-38の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える運転者席については、UN R125-01-S1 の 5. 及び 6. に定める基準。</p> <p>ただし、平成 30 年 10 月 31 日以前に製作された自動車（平成 28 年 11 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成 28 年 10 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）を除く。）については、細目告示別添 29「直接前方視界の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 18 条第 2 項関係）</p> <p>(2) 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 3.5t 以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える運転者席については、細目告示別添 29「直接前方視界の技術基準」に掲げる基準。</p> <p>6-39 座席 7-39の規定を適用する。</p>	<p>ただし、UN R58-03 の 16.4. 及び 25.7. 中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。</p> <p>この場合において、突入防止装置の平面部から車体後面までの水平距離及び下縁の高さにあつては、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>[細目告示第 24 条の 2 (前部潜り込み防止装置)]</p> <p>(13) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>[細目告示第 27 条 (運転者席)]</p> <p>(14) 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備える運転者席については、UN R125-01-S1 の 5. 及び 6. に定める基準。</p> <p>ただし、平成 30 年 10 月 31 日以前に製作された自動車（平成 28 年 11 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成 28 年 10 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）を除く。）については、細目告示別添 29「直接前方視界の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 18 条第 2 項関係）</p> <p>[細目告示第 27 条 (運転者席)]</p> <p>(15) 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 3.5t 以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える運転者席については、細目告示別添 29「直接前方視界の技術基準」に掲げる基準。</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表
27 / 521

新	旧
<p>6-40 補助座席定員 7-40の規定を適用する。</p> <p>6-41 座席ベルト等 7-41の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>6-42 座席ベルト非装着時警報装置 7-42の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>6-43 頭部後傾抑制装置等 7-43の規定を適用する。</p> <p>6-44 年少者用補助乗車装置等 7-44の規定を適用する。</p> <p>6-45 通路 7-45の規定を適用する。</p> <p>6-46 立席 7-46の規定を適用する。</p> <p>6-47 乗降口 7-47の規定を適用する。</p> <p>6-48 非常口 7-48の規定を適用する。</p> <p>6-49 物品積載装置 7-49の規定を適用する。</p> <p>6-50 高圧ガス運送装置 7-50の規定を適用する。</p> <p>6-51 窓ガラス 7-51の規定を適用する。</p>	<p>(新設)</p> <p>[細目告示第 30 条 (座席ベルト等)]</p> <p>(16) (略)</p> <p>[細目告示第 30 条 (座席ベルト等)]</p> <p>(17) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表
28 / 521

新	旧																											
<p>6-52 窓ガラス貼付物等 7-52の規定を適用する。</p> <p>6-53 騒音防止装置 7-53の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車（二輪自動車を除く。）については、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値及び細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をdBで表した値がそれぞれ次表の定常走行騒音及び加速走行騒音の欄に掲げる値を超えない構造であること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(略)</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三輪自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>三輪自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車に限る。）</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>側車付二輪自動車</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(削除) (削除)</p> <p>(2) 二輪自動車（平成28年12月31日以前に製作された二輪自動車（平成26年1月1日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）を除く。）は、UN R41-04-S5（平成33年1月20日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車にあっては、試験路はISO 10844:1994に規定された路面であってもよい。）の6.（6.2.及び6.3.の規定にかかわらず、8.2.及び8.3.の規定に適合する構造であってもよい。）に適合する構造であること。 なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kgの範囲にあればよい。</p> <p>(3) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S1の6.（6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ2に係る要件に限る。）に定める基準に適合する構造であること。ただし、UN R51-03-S1の6.2.1.1.及び6.2.2.の規定にかかわらず、8.1.2.の規定に適合する構造であればよいものとする。 なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%の範囲にあればよい。</p>	(略)	(略)	(略)	三輪自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）	(略)	(略)	三輪自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車に限る。）		(略)	側車付二輪自動車		(略)	<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">[細目告示第40条(自動車の騒音防止装置)]</p> <p>(18) 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車（二輪自動車を除く。）については、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値及び細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をdBで表した値がそれぞれ次表の定常走行騒音及び加速走行騒音の欄に掲げる値を超えない構造であること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(略)</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車に限る。）</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>小型自動車（側車付二輪自動車に限る。）</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>軽自動車（側車付二輪自動車に限る。）</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">[細目告示第40条(自動車の騒音防止装置)]</p> <p>(19) 二輪自動車（平成28年12月31日以前に製作された二輪自動車（平成26年1月1日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。）を除く。）は、UN R41-04-S5（平成33年1月20日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車にあっては、試験路はISO 10844:1994に規定された路面であってもよい。）の6.（6.2.及び6.3.の規定にかかわらず、8.2.及び8.3.の規定に適合する構造であってもよい。）に適合する構造であること。 なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kgの範囲になければならない。</p> <p style="text-align: center;">[細目告示第40条(自動車の騒音防止装置)]</p> <p>(20) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S1の6.（6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ2に係る要件に限る。）に定める基準に適合する構造であること。ただし、UN R51-03-S1の6.2.1.1.及び6.2.2.の規定にかかわらず、8.1.2.の規定に適合する構造であればよいものとする。 なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が3.5tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）は、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの</p>	(略)	(略)	(略)	三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）	(略)	(略)	三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車に限る。）		(略)	小型自動車（側車付二輪自動車に限る。）		(略)	軽自動車（側車付二輪自動車に限る。）		(略)
(略)	(略)	(略)																										
三輪自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）	(略)	(略)																										
三輪自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車に限る。）		(略)																										
側車付二輪自動車		(略)																										
(略)	(略)	(略)																										
三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）	(略)	(略)																										
三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車に限る。）		(略)																										
小型自動車（側車付二輪自動車に限る。）		(略)																										
軽自動車（側車付二輪自動車に限る。）		(略)																										

新旧対照表
29 / 521

新	旧
<p>ただし、次に掲げる自動車については、この限りでない。（適用関係告示第27条第28項関係） ①～③（略）</p> <p>(4)（略）</p> <p>6-54 排気ガス等発散防止装置 7-54の規定を適用する。</p> <p>6-55 排気管からの排気ガス発散防止性能 7-55の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>6-56 排気管からの排気ガス発散防止装置の機能維持 7-56の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>6-57 ブローバイ・ガス還元装置 7-57の規定を適用する。</p> <p>6-58 燃料蒸発ガス発散防止装置 7-58の規定を適用する。</p> <p>6-59 冷房装置の導管等 7-59の規定を適用する。</p> <p>6-60 排気管 7-60の規定を適用する。</p> <p>6-61 窒素酸化物排出自動車等の特例 7-61の規定を適用する。</p> <p>6-62 走行用前照灯 7-62の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適</p>	<p>車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%の範囲になければならない。 ただし、次に掲げる自動車については、この限りでない。（適用関係告示第27条第28項関係） ①～③（略）</p> <p style="text-align: center;">[細目告示第40条(自動車の騒音防止装置)]</p> <p>(21)（略）</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">[細目告示第41条(自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)]</p> <p>(23)（略）</p> <p style="text-align: center;">[細目告示第41条(自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)]</p> <p>(24)（略）</p> <p style="text-align: center;">[細目告示第41条(自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)]</p> <p>(22)（略）</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">[細目告示第42条、第43条、第44条、第44条の2、第45条、第46条、第46条の2、第47条、第48条、第49条、第50条、第51条、第52条、第53条、第54条、第55条、</p>

新	旧
<p><u>合するものでなければならない。</u></p> <p>(1) 細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」(二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」) に定める基準。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>①～⑮ (略)</p> <p>(2) 最高速度 20km/h 未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車以外の自動車に備える前照灯については、UN R98-01-S8 の 5.、6. 及び 7. に定める基準又は UN R112-01-S7 の 5.、6.、7. 及び 8. に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては UN R98-01-S8 の 5.、6. 及び 7. に定める基準、UN R112-01-S7 の 5.、6.、7. 及び 8. に定める基準又は UN R113-01-S6 の 5.、6.、及び 7. に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R98-01-S8 の 6. にかかわらず 9.3.、UN R112-01-S7 の 6. にかかわらず 10.2. 並びに UN R113-01-S6 の 6. にかかわらず 9.2. に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式光源に関し、UN R98-01-S8 の 5.8.1. 及び 5.8.2.、UN R112-01-S7 の 5.3.1. 及び 5.3.1.3. 並びに UN R113-01-S6 の 5.3.1. 及び 5.4.1. は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、UN R98-01-S8 の 5.8.4.、UN R112-01-S7 の 5.3.1.2. 並びに UN R113-01-S6 の 5.3.2. 及び 5.4.2. にかかわらず、定格電球を使用する場合には JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合には JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合には JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合には JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合には JIS C 7709 に定められた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 次に掲げる自動車については、「UN R98-01-S8」を「UN R98-00-S11」と、「UN R112-01-S7」を「UN R112-00-S10」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 11 項関係) ア～ウ (略)</p> <p>③ 次に掲げる自動車については「UN R98-01-S8」を「UN R98-00-S12」と、「UN R112-01-S7」を「UN R112-00-S11」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 14 項関係) ア (略) イ 平成 22 年 8 月 18 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって平成 22 年 8 月 19 日以降に前照灯に係る性能について変更がないもの ウ 平成 22 年 8 月 18 日以前に法第 75 条の 3 の規定に基づく装置の指定を受けた前照灯であって平成 22 年 8 月 19 日以降にその性能について変更がない</p>	<p><u>第 55 条の 2、第 56 条、第 57 条、第 58 条、第 59 条、第 60 条、第 61 条、第 61 条の 2、第 61 条の 3、第 62 条 (灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置)</u></p> <p>(25) 細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びソリを有する軽自動車にあっては細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」) に定める基準。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>①～⑮ (略)</p> <p>[細目告示第 42 条 (前照灯等)]</p> <p>(26) 最高速度 20km/h 未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、<u>農耕作業用小型特殊自動車並びにカタビラ及びソリを有する軽自動車</u>以外の自動車に備える前照灯については、UN R98-01-S7 の 5.、6. 及び 7. に定める基準又は UN R112-01-S6 の 5.、6.、7. 及び 8. に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては UN R98-01-S7 の 5.、6. 及び 7. に定める基準、UN R112-01-S6 の 5.、6.、7. 及び 8. に定める基準又は UN R113-01-S6 の 5.、6.、及び 7. に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R98-01-S7 の 6. にかかわらず 9.3.、UN R112-01-S6 の 6. にかかわらず 10.2. 並びに UN R113-01-S6 の 6. にかかわらず 9.2. に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式光源に関し、UN R98-01-S7 の 5.8.1. 及び 5.8.2.、UN R112-01-S6 の 5.3.1. 及び 5.3.1.3. 並びに UN R113-01-S6 の 5.3.1. 及び 5.4.1. は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、UN R98-01-S7 の 5.8.4.、UN R112-01-S6 の 5.3.1.2. 並びに UN R113-01-S6 の 5.3.2. 及び 5.4.2. にかかわらず、定格電球を使用する場合には JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合には JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合には JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合には JIS C 7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合には JIS C 7709 に定められた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 次に掲げる自動車については、「UN R98-01-S7」を「UN R98-00-S11」と、「UN R112-01-S6」を「UN R112-00-S10」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 11 項関係) ア～ウ (略)</p> <p>③ 次に掲げる自動車については「UN R98-01-S7」を「UN R98-00-S12」と、「UN R112-01-S6」を「UN R112-00-S11」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 14 項関係) ア (略) イ 平成 22 年 8 月 18 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって平成 21 年 10 月 24 日以降に前照灯に係る性能について変更がないもの ウ 平成 22 年 8 月 18 日以前に法第 75 条の 3 の規定に基づく装置の指定を受けた前照灯であって平成 22 年 8 月 18 日以降にその性能について変更がない</p>

新旧対照表
31 / 521

新	旧
<p>ものを備えた自動車</p> <p>④ 次に掲げる自動車については「UN R98-01-S8」を「UN R98-00-S13」と、「UN R112-01-S7」を「UN R112-00-S12」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 16 項関係) ア～ウ (略)</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>6-63 すれ違い用前照灯 7-63 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 6-62 (1) に同じ。 (2) 6-62 (2) に同じ。</p> <p>6-64 配光可変型前照灯 7-64 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 6-62 (1) に同じ。</p> <p>6-65 前照灯照射方向調節装置 7-65 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 6-62 (1) に同じ。</p> <p>6-66 前照灯洗浄器 7-66 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) (略)</p> <p>6-67 前部霧灯 7-67 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 6-62 (1) に同じ。 (2) 自動車に備える前部霧灯については、UN R19-04-S9 の 5.、6.、7. 及び 8. に定める基準。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R19-04-S9 の 6. にかかわらず 10.3.5. に適合するものであればよい。 また、交換式光源に関し、UN R19-04-S9 の 5.6. (b) 及び 5.7.1. は適用しないこととし、5.5. (a) にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合</p>	<p>ものを備えた自動車</p> <p>④ 次に掲げる自動車については「UN R98-01-S7」を「UN R98-00-S13」と、「UN R112-01-S6」を「UN R112-00-S12」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 16 項関係) ア～ウ (略)</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>[細目告示第 42 条 (前照灯等)]</p> <p>(27) (略) [細目告示第 42 条 (前照灯等)] (28) (略)</p> <p>[細目告示第 43 条 (前部霧灯)]</p> <p>(29) 自動車に備える前部霧灯については、UN R19-04-S8 の 5.、6.、7. 及び 8. に定める基準。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R19-04-S7 の 6. にかかわらず 10.3.5. に適合するものであればよい。 また、交換式光源に関し、UN R19-04-S8 の 5.6. (b) 及び 5.7.1. は適用しないこととし、5.5. (a) にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合</p>

新旧対照表
32 / 521

新	旧
<p>にあつては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 次に掲げる自動車については、「UN R19-04-S9」を「UN R19-03-S1」と読み替えることができる。(適用関係告示第 30 条第 13 項関係)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>④ 次に掲げる自動車については「UN R19-04-S9」を「UN R19-03-S2」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 14 項関係)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>6-68 前部霧灯照射方向調節装置</p> <p>7-68 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 6-62 (1) に同じ。</p> <p>6-69 側方照射灯</p> <p>7-69 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 6-62 (1) に同じ。</p> <p>(2) 自動車に備える側方照射灯については、UN R119-01-S5 の 5. (5.4.1. を除く。)、6.、7. 及び 8. に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R119-01-S5 の 6. にかかわらず 10. 3. 5. に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式光源に関し、UN R119-01-S5 の 5.4.1. を適用しないこととし、5.4.3. にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するもの (7-69-6 が適用されるものを除く。) については、この限りでない。</p> <p>① 平成 18 年 1 月 1 日から平成 21 年 7 月 10 日までに製作された自動車については、UN R119-01-S5 の 5.4. の規定は、適用しない。(適用関係告示第 31 条第 4 項関係)</p> <p>② 平成 17 年 4 月 6 日から平成 21 年 10 月 14 日までに製作された自動車については、細目告示別添 52 「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2. 13. 及び UN R119-01-S5 の 5.3. の規定にかかわらず、平成 20 年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 1217 号による改正前の細目告示別添 52 「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2. 13. 及び細目告示別添 102 「側方照射灯の灯光の色、明るさ等に関する技術基準」3. 2. の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 31 条第 5 項関係)</p>	<p>にあつては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 次に掲げる自動車については、「UN R19-04-S8」を「UN R19-03-S1」と読み替えることができる。(適用関係告示第 30 条第 13 項関係)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>④ 次に掲げる自動車については「UN R19-04-S8」を「UN R19-03-S2」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 14 項関係)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>[細目告示第 44 条 (側方照射灯)]</p> <p>(30) 自動車に備える側方照射灯については、UN R119-01-S4 の 5. (5.4.1. を除く。)、6.、7. 及び 8. に定める基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R119-01-S4 の 6. にかかわらず 10. 3. 5. に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式光源に関し、UN R119-01-S4 の 5.4.1. を適用しないこととし、5.4.3. にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、次の規定に適合するもの (7-69-6 が適用されるものを除く。) については、この限りでない。</p> <p>① 平成 18 年 1 月 1 日から平成 21 年 7 月 10 日までに製作された自動車については、UN R119-01-S4 の 5.4. の規定は、適用しない。(適用関係告示第 31 条第 4 項関係)</p> <p>② 平成 17 年 4 月 6 日から平成 21 年 10 月 14 日までに製作された自動車については、細目告示別添 52 「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2. 13. 及び UN R119-01-S4 の 5.3. の規定にかかわらず、平成 20 年 10 月 15 日付け国土交通省告示第 1217 号による改正前の細目告示別添 52 「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2. 13. 及び細目告示別添 102 「側方照射灯の灯光の色、明るさ等に関する技術基準」3. 2. の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 31 条第 5 項関係)</p>

新旧対照表
33 / 521

新	旧
<p>③ 次に掲げる自動車については UN R119-01-S5 の 6.3. 及び 7.1. の規定にかかわらず、平成 23 年 6 月 23 日付け国土交通省告示第 670 号による改正前の細目告示別添 102 「側方照射灯の灯光の色、明るさ等に関する技術基準」4.1. 及び 5.3. の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 31 条第 9 項関係)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>6-70 低速走行時側方照射灯</p> <p>7-70 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 6-62 (1) に同じ。</p> <p>(2) (略)</p> <p>6-71 車幅灯</p> <p>7-71 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 6-62 (1) に同じ。</p> <p>(2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外のものにあつては細目告示別添 58 「車幅灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては UN R50-00-S19 の 6.、7.、8. 及び 9. に定める基準。</p> <p>この場合において、細目告示別添 58 「車幅灯の技術基準」4.1.1.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表 1 の配光表の最小光度要件の 80% 値、最大光度については表 1 の配光表の最大光度要件の 120% 値までであればよい。」と、4.1.2.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表 2 の配光表の最小光度要件の 80% 値、最大光度については表 2 の配光表の最大光度要件の 120% 値までであればよい。」と読み替えるものとし、UN R50-00-S19 の 7. にかかわらず最小光度及び最大光度は、10.1. に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式光源に関し、UN R50-00-S19 の 6.5.1. を適用しないこととし、6.5.3. にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、平成 32 年 6 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成 27 年 6 月 15 日付け国土交通省告示第 723 号による改正前の細目告示別添 58 「車幅灯の技術基準」の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 32 条第 13 項関係)</p> <p>6-72 前部上側端灯</p> <p>7-72 の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 6-62 (1) に同じ。</p>	<p>③ 次に掲げる自動車については UN R119-01-S4 の 6.3. 及び 7.1. の規定にかかわらず、平成 23 年 6 月 23 日付け国土交通省告示第 670 号による改正前の細目告示別添 102 「側方照射灯の灯光の色、明るさ等に関する技術基準」4.1. 及び 5.3. の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 31 条第 9 項関係)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>[細目告示第 44 条の 2 (低速走行時側方照射灯)]</p> <p>(31) (略)</p> <p>[細目告示第 45 条 (車幅灯)]</p> <p>(32) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外のものにあつては細目告示別添 58 「車幅灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては UN R50-00-S18 の 6.、7.、8. 及び 9. に定める基準。</p> <p>この場合において、細目告示別添 58 「車幅灯の技術基準」4.1.1.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表 1 の配光表の最小光度要件の 80% 値、最大光度については表 1 の配光表の最大光度要件の 120% 値までであればよい。」と、4.1.2.1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表 2 の配光表の最小光度要件の 80% 値、最大光度については表 2 の配光表の最大光度要件の 120% 値までであればよい。」と読み替えるものとし、UN R50-00-S18 の 7. にかかわらず最小光度及び最大光度は、10.1. に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式光源に関し、UN R50-00-S18 の 6.5.1. を適用しないこととし、6.5.3. にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、平成 32 年 6 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成 27 年 6 月 15 日付け国土交通省告示第 723 号による改正前の細目告示別添 58 「車幅灯の技術基準」の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 32 条第 13 項関係)</p> <p>[細目告示第 46 条 (前部上側端灯)]</p>

新旧対照表
34 / 521

新	旧
(2) (略)	(33) (略)
6-72の2 昼間走行灯 7-72の2の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 6-62 (1) に同じ。 (2) UN R87-00-S19 (6.、7.、8.、9.、10.及び11.に限る。)に定める基準。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R87-00-S19の7.にかかわらず13.2.に適合するものであればよい。 また、交換式光源に関し、UN R87-00-S19の6.5.(6.5.2.及び6.5.3.を除く。)は適用しないこととし、6.5.3.にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。	[細目告示第46条の2 (昼間走行灯)] (34) UN R87-00-S18 (6.、7.、8.、9.、10.及び11.に限る。)に定める基準。 この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R87-00-S18の7.にかかわらず13.2.に適合するものであればよい。 また、交換式光源に関し、UN R87-00-S18の6.5.(6.5.2.及び6.5.3.を除く。)は適用しないこととし、6.5.3.にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。
6-73 前部反射器 7-73の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 6-62 (1) に同じ。 (2) (略)	[細目告示第47条 (前部反射器)] (35) (略)
6-74 側方灯 7-74の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 6-62 (1) に同じ。 (2) (略)	[細目告示第48条 (側方灯及び側方反射器)] (36) (略)
6-75 側方反射器 7-75の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 6-62 (1) に同じ。 (2) (略)	[細目告示第48条 (側方灯及び側方反射器)] (37) (略)
6-76 番号灯 7-76の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 6-62 (1) に同じ。 (2) 次に掲げる自動車の区分に応じた基準。 この場合において、光度特性に関し、UN R4-00-S18の5.、6.及び9.にかかわらず10.2.並びにR50-00-S19の7.にかかわらず10.1.に適合するものであればよい。 また、交換式光源に関し、UN R4-00-S18の5.6.1.並びにUN R50-00-S19の6.5.1.	[細目告示第49条 (番号灯)] (38) 次に掲げる自動車の区分に応じた基準。 この場合において、光度特性に関し、UN R4-00-S17の5.、6.及び9.にかかわらず10.2.並びにR50-00-S18の7.にかかわらず10.1.に適合するものであればよい。 また、交換式光源に関し、UN R4-00-S17の5.6.1.並びにUN R50-00-S18の6.5.1.

新旧対照表
35 / 521

新	旧
は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、UN R4-00-S18の5.6.3.並びにUN R50-00-S19の6.5.3.にかかわらず、定格電球を使用する場合にあってはJIS C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、平成32年6月14日以前に製作された自動車については、平成27年6月15日付け国土交通省告示第723号による改正前の細目告示別添63「番号灯の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。 なお、施行規則第11条第3項に適合すると認められた後面に備えられた字光式自動車登録番号標であって、その機能が正常であるものについては、この限りでない。(細目告示第49条第1項関係、適用関係告示第36条第8項関係) ① 普通自動車であって、車両総重量が8t以上のもの、最大積載量が5t以上のもの又は乗車定員が30人以上のものに備える番号灯にあってはUN R4-00-S18の5.、6.、7.、8.及び9.(種別2bに係るものに限る。)に定める基準 ② 自動車(①、③及び④に掲げるもの並びに最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。)に備える番号灯にあってはUN R4-00-S18の5.、6.、7.、8.及び9.(種別2aに係るものに限る。)に定める基準 ③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあってはUN R50-00-S19の6.、7.、8.及び9.(種別2に係るものに限る。)に定める基準 (削除)	は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、UN R4-00-S17の5.6.3.並びにUN R50-00-S18の6.5.3.にかかわらず、定格電球を使用する場合にあってはJIS C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、平成32年6月14日以前に製作された自動車については、平成27年6月15日付け国土交通省告示第723号による改正前の細目告示別添63「番号灯の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。 なお、施行規則第11条第3項に適合すると認められた後面に備えられた字光式自動車登録番号標であって、その機能が正常であるものについては、この限りでない。(細目告示第49条第1項関係、適用関係告示第36条第8項関係) ① 普通自動車であって、車両総重量が8t以上のもの、最大積載量が5t以上のもの又は乗車定員が30人以上のものに備える番号灯にあってはUN R4-00-S17の5.、6.、7.、8.及び9.(種別2bに係るものに限る。)に定める基準 ② 自動車(①、③及び④に掲げるもの並びに最高速度20km/h未満の軽自動車及び小型特殊自動車を除く。)に備える番号灯にあってはUN R4-00-S17の5.、6.、7.、8.及び9.(種別2aに係るものに限る。)に定める基準 ③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあってはUN R50-00-S18の6.、7.、8.及び9.(種別2に係るものに限る。)に定める基準 ④ カタビラ及びソリを有する軽自動車並びに被牽引自動車である軽自動車(三輪の軽自動車又は小型特殊自動車により牽引されるものに限る。)に備える番号灯にあっては細目告示別添63「番号灯の技術基準」に定める基準
6-77 尾灯 7-77の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) 6-62 (1) に同じ。 (2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外のものについては細目告示別添64「尾灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあってはUN R50-00-S19の6.、7.、8.及び9.に定める基準。 この場合において、細目告示別添64「尾灯の技術基準」4.1.の規定中「適合すること」とあるのは「適合すること。ただし、当該尾灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の80%値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の120%値までとする。」と読み替えるものとし、UN R50-00-S19の7.にかかわらず最小光度及び最大光度は、10.1.に適合するものであればよい。 また、交換式光源に関し、UN R50-00-S19の6.5.1.は適用しないこととし、6.5.3.にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、平成32年6月14日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成27年6月15日付け国土交通省告示第723号による改正前の細目告示	[細目告示第50条 (尾灯)] (39) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外のものについては細目告示別添64「尾灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあってはUN R50-00-S18の6.、7.、8.及び9.に定める基準。 この場合において、細目告示別添64「尾灯の技術基準」4.1.の規定中「適合すること」とあるのは「適合すること。ただし、当該尾灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の80%値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の120%値までとする。」と読み替えるものとし、UN R50-00-S18の7.にかかわらず最小光度及び最大光度は、10.1.に適合するものであればよい。 また、交換式光源に関し、UN R50-00-S18の6.5.1.は適用しないこととし、6.5.3.にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、平成32年6月14日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成27年6月15日付け国土交通省告示第723号による改正前の細目告示

新旧対照表
36 / 521

新	旧
別添 64「尾灯の技術基準」の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 37 条第 14 項関係)	別添 64「尾灯の技術基準」の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 37 条第 14 項関係)
6-78 後部霧灯 7-78の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 <u>(1) 6-62 (1) に同じ。</u> <u>(2) (略)</u>	<u>〔細目告示第 51 条 (後部霧灯)〕</u> (40) (略)
6-79 駐車灯 7-79の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 <u>(1) 6-62 (1) に同じ。</u> <u>(2) (略)</u>	<u>〔細目告示第 52 条 (駐車灯)〕</u> (41) (略)
6-80 後部上側端灯 7-80の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 <u>(1) 6-62 (1) に同じ。</u> <u>(2) (略)</u>	<u>〔細目告示第 53 条 (後部上側端灯)〕</u> (42) (略)
6-81 後部反射器 7-81の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 <u>(1) 6-62 (1) に同じ。</u> <u>(2) (略)</u>	<u>〔細目告示第 54 条 (後部反射器)〕</u> (43) (略)
6-82 大型後部反射器 7-82の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 <u>(1) 6-62 (1) に同じ。</u> <u>(2) 自動車に備える大型後部反射器については、UN R70-01-S10 の 6. 及び 7. に定める基準。</u> ただし、平成 23 年 8 月 31 日以前に製作された自動車については、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4. 19. 及び細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5. 14. 並びに UN R70-01-S5 又は UN R70-01-S6 の 6. 及び 7. の規定にかかわらず、平成 19 年 1 月 30 日付け国土交通省告示第 89 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4. 19. 及び細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5. 14. 並びに細目告示	<u>〔細目告示第 55 条 (大型後部反射器)〕</u> (44) 自動車に備える大型後部反射器については、UN R70-01-S8 の 6. 及び 7. に定める基準。 ただし、平成 23 年 8 月 31 日以前に製作された自動車については、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4. 19. 及び細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5. 14. 並びに UN R70-01-S5 又は UN R70-01-S6 の 6. 及び 7. の規定にかかわらず、平成 19 年 1 月 30 日付け国土交通省告示第 89 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4. 19. 及び細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」5. 14. 並びに細目告示

新旧対照表
37 / 521

新	旧
別添 69「大型後部反射器の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 41 条の 2 第 1 項) また、次に掲げる自動車については、「UN R70-01-S10」を「UN R70-01-S6」と読み替えることができる。(適用関係告示第 41 条の 2 第 6 項) ①～③ (略)	別添 69「大型後部反射器の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 41 条の 2 第 1 項) また、次に掲げる自動車については、「UN R70-01-S8」を「UN R70-01-S6」と読み替えることができる。(適用関係告示第 41 条の 2 第 6 項) ①～③ (略)
6-83 再帰反射材 7-83の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 <u>(1) 6-62 (1) に同じ。</u> <u>(2) (略)</u>	<u>〔細目告示第 55 条の 2 (再帰反射材)〕</u> (45) (略)
6-84 制動灯 7-84の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 <u>(1) 6-62 (1) に同じ。</u> <u>(2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外のものにあつては細目告示別添 70「制動灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては UN R50-00-S19 の 6.、7.、8. 及び 9. に定める基準。</u> この場合において、細目告示別添 70「制動灯の技術基準」4. 1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該制動灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80% 値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120% 値までとする。」と読み替えるものとし、UN R50-00-S19 の 7. にかかわらず最小光度及び最大光度は、10. 1. に適合するものであればよい。 また、交換式光源に関し、UN R50-00-S19 の 6. 5. 1. は適用しないこととし、6. 5. 3. にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、平成 32 年 6 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成 27 年 6 月 15 日付け国土交通省告示第 723 号による改正前の細目告示別添 70「制動灯の技術基準」の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 42 条第 16 項関係)	<u>〔細目告示第 56 条 (制動灯)〕</u> (46) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外のものにあつては細目告示別添 70「制動灯の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては UN R50-00-S18 の 6.、7.、8. 及び 9. に定める基準。 この場合において、細目告示別添 70「制動灯の技術基準」4. 1. の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該制動灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80% 値までとし、最大光度は次表の配光表の最大光度要件の 120% 値までとする。」と読み替えるものとし、UN R50-00-S18 の 7. にかかわらず最小光度及び最大光度は、10. 1. に適合するものであればよい。 また、交換式光源に関し、UN R50-00-S18 の 6. 5. 1. は適用しないこととし、6. 5. 3. にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。 ただし、平成 32 年 6 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、平成 27 年 6 月 15 日付け国土交通省告示第 723 号による改正前の細目告示別添 70「制動灯の技術基準」の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 42 条第 16 項関係)
6-85 補助制動灯 7-85の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 <u>(1) 6-62 (1) に同じ。</u> <u>(2) (略)</u>	<u>〔細目告示第 57 条 (補助制動灯)〕</u> (47) (略)
6-86 後退灯	<u>〔細目告示第 58 条 (後退灯)〕</u>

新旧対照表
38 / 521

新	旧
<p>7-86の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 6-62 (1) に同じ。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(48) (略)</p>
<p>6-87 方向指示器</p> <p>7-87の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 6-62 (1) に同じ。</p> <p>(2) 次に掲げる自動車の区分に応じた基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R6-01-S27 の 6.にかかわらず 10.2.並びに UN R50-00-S19 の 7.にかかわらず 10.1.に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式光源に関し、UN R6-01-S27 の 5.5.1.並びに UN R50-00-S19 の 6.5.1.は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、UN R6-01-S27 の 5.5.3.並びに UN R50-00-S19 の 6.5.3.にかかわらず、定格電球を使用する場合にあっては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、平成 32 年 6 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面又は後面に備える方向指示器以外の方向指示器にあっては、この限りでない。(適用関係告示第 45 条第 21 項関係)</p> <p>① 自動車 (②及び③に掲げるもの並びに三輪自動車を除く。)に備える方向指示器にあっては UN R6-01-S27 の 5.、6.、7.及び 8.に定める基準</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面及び後面に備える方向指示器にあっては UN R6-01-S27 の 5.、6.、7.及び 8.に又は UN R50-00-S19 の 6.、7.、8.及び 9.に定める基準</p> <p>③ (略)</p>	<p>[細目告示第 59 条 (方向指示器)]</p> <p>(49) 次に掲げる自動車の区分に応じた基準。</p> <p>この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R6-01-S26 の 6.にかかわらず 10.2.並びに UN R50-00-S18 の 7.にかかわらず 10.1.に適合するものであればよい。</p> <p>また、交換式光源に関し、UN R6-01-S26 の 5.5.1.並びに UN R50-00-S18 の 6.5.1.は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、UN R6-01-S26 の 5.5.3.並びに UN R50-00-S18 の 6.5.3.にかかわらず、定格電球を使用する場合にあっては JIS C7709 に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。</p> <p>ただし、平成 32 年 6 月 14 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面又は後面に備える方向指示器以外の方向指示器にあっては、この限りでない。(適用関係告示第 45 条第 21 項関係)</p> <p>① 自動車 (②及び③に掲げるもの、三輪自動車並びにカタビラ及びソリを有する軽自動車を除く。)に備える方向指示器にあっては UN R6-01-S26 の 5.、6.、7.及び 8.に定める基準</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面及び後面に備える方向指示器にあっては UN R6-01-S26 の 5.、6.、7.及び 8.に又は UN R50-00-S18 の 6.、7.、8.及び 9.に定める基準</p> <p>③ (略)</p>
<p>6-88 補助方向指示器</p> <p>7-88の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 6-62 (1) に同じ。</p>	<p>(新設)</p>
<p>6-89 非常点滅表示灯</p> <p>7-89の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 6-62 (1) に同じ。</p>	<p>(新設)</p>
<p>6-90 緊急制動表示灯</p> <p>7-90の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p>	<p>(新設)</p>

新旧対照表
39 / 521

新	旧
<p>合するものでなければならない。</p> <p>(1) 6-62 (1) に同じ。</p>	
<p>6-91 後面衝突警告表示灯</p> <p>7-91の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 6-62 (1) に同じ。</p>	<p>(新設)</p>
<p>6-92 その他の灯火等の制限</p> <p>7-92の規定を適用する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>6-93 警告音</p> <p>7-93の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 自動車に備える警報音発生装置については、UN R28-00-S5 の 6.に定める基準。</p> <p>ただし、大型特殊自動車にあっては、細目告示別添 74「警告音の警報音発生装置の技術基準」に定める基準とする。</p> <p>(2) 自動車に備える警告音については、UN R28-00-S5 の 14.に定める基準。</p> <p>ただし、大型特殊自動車にあっては、細目告示別添 75「警告音の技術基準」に定める基準とする。</p>	<p>[細目告示第 63 条 (警告音)]</p> <p>(50) 細目告示別添 74「警告音の警報音発生装置の技術基準」に定める基準</p> <p>[細目告示第 63 条 (警告音)]</p> <p>(51) 細目告示別添 75「警告音の技術基準」に定める基準</p>
<p>6-94 非常信号用具</p> <p>7-94の規定を適用する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>6-95 警告反射板</p> <p>7-95の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>[細目告示第 65 条 (警告反射板)]</p> <p>(52) (略)</p>
<p>6-96 停止表示器材</p> <p>7-96の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 自動車に備える停止表示器材については、UN R27-04-S1 の 6.、7.及び 8.に定める基準。</p> <p>ただし、平成 29 年 10 月 8 日以前に製作された停止表示器材及び平成 29 年 10 月 9 日以降に製作されたもののうち平成 29 年 10 月 8 日以前に指定を受けたものについては、平成 26 年 10 月 9 日付け国土交通省告示第 975 号による改正前の細目告示別添 77「停止表示器材の技術基準」に定める基準。(適用関係告示第 50 条第 2 項関係)</p>	<p>[細目告示第 66 条 (停止表示器材)]</p> <p>(53) 自動車に備える停止表示器材については、UN R27-04 の 6.、7.及び 8.に定める基準。</p> <p>ただし、平成 29 年 10 月 8 日以前に製作された停止表示器材及び平成 29 年 10 月 9 日以降に製作されたもののうち平成 29 年 10 月 8 日以前に指定を受けたものについては、平成 26 年 10 月 9 日付け国土交通省告示第 975 号による改正前の細目告示別添 77「停止表示器材の技術基準」に定める基準。(適用関係告示第 50 条第 2 項関係)</p>

新旧対照表
40 / 521

新	旧
<p>6-97 盗難発生警報装置 7-97の規定を適用する。</p>	(新設)
<p>6-98 車線逸脱警報装置 7-98の規定を適用する。</p>	(新設)
<p>6-99 後写鏡 7-99の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる自動車はそれぞれに掲げる基準</p> <p>① (略)</p> <p>② 7-99-2-1 (1) の自動車 (大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。) に備える後写鏡にあっては次に掲げる基準</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>[細目告示第 68 条 (後写鏡等)]</p> <p>(54) (略)</p> <p>[細目告示第 68 条 (後写鏡等)]</p> <p>(56) 次に掲げる自動車はそれぞれに掲げる基準</p> <p>① (略)</p> <p>② 7-99-2-1 (1) の自動車 (カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。) に備える後写鏡にあっては次に掲げる基準</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>[細目告示第 68 条 (後写鏡等)]</p> <p>(57) (略)</p>
<p>6-100 直前及び側方の視界 7-100の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>[細目告示第 68 条 (後写鏡等)]</p> <p>(55) (略)</p>
<p>6-101 窓ふき器等 7-101の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>[細目告示第 69 条 (窓ふき器等)]</p> <p>(58) (略)</p> <p>[細目告示第 69 条 (窓ふき器等)]</p> <p>(59) (略)</p> <p>[細目告示第 69 条 (窓ふき器等)]</p> <p>(60) (略)</p>
<p>6-102 速度計等 7-102の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車に備える走行距離計については、UN R39-01-S1 の 5.5. に定める基準</p>	<p>[細目告示第 70 条 (速度計等)]</p> <p>(61) (略)</p> <p>[細目告示第 70 条 (速度計等)]</p> <p>(62) 自動車に備える走行距離計については、UN R39-01 の 5.5. に定める基準</p>

新旧対照表
41 / 521

新	旧
<p>6-103 消火器 7-103の規定を適用する。</p>	(新設)
<p>6-104 内圧容器及びその附属装置 7-104の規定を適用する。</p>	(新設)
<p>6-105 運行記録計 7-105の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>[細目告示第 73 条 (運行記録計)]</p> <p>(63) (略)</p>
<p>6-106 速度表示装置 7-106の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>[細目告示第 74 条 (速度表示装置)]</p> <p>(64) (略)</p>
<p>6-107 緊急自動車 7-107の規定を適用する。</p>	(新設)
<p>6-108 道路維持作業用自動車 7-108の規定を適用する。</p>	(新設)
<p>6-109 自主防犯活動用自動車 7-109の規定を適用する。</p>	(新設)
<p>6-110 旅客自動車運送事業用自動車 7-110の規定を適用する。</p>	(新設)
<p>6-111 ガス運送容器を備える自動車等 7-111の規定を適用する。</p>	(新設)
<p>6-112 火薬類を運送する自動車 7-112の規定を適用する。</p>	(新設)
<p>6-113 危険物を運送する自動車 7-113の規定を適用する。</p>	(新設)
<p>6-114 乗車定員 7-114の規定を適用する。</p>	(新設)

新旧対照表
42 / 521

新	旧
<p>6-115 最大積載量 7-115の規定を適用する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>6-116 臨時乗車定員 7-116の規定を適用する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査</p>	<p>第7章 新規検査及び予備検査（指定自動車等以外の自動車）</p>
<p>7-1 適用</p>	<p>7-1 適用</p>
<p>(1) この章の規定は、次に掲げるいずれかの場合に適用する。</p>	<p>この章の規定は、法第59条の規定による新規検査又は法第71条の規定による予備検査に係る審査を行う場合（法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合を除く。）に適用する。</p>
<p>① 指定自動車等以外の自動車について、法第59条第1項の規定による新規検査又は法第71条第1項の規定による予備検査に係る審査を行う場合（法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合を除く。）</p> <p>② 法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車について、法第59条第1項の規定による新規検査又は法第71条第1項の規定による予備検査に係る審査を行う場合</p> <p>③ 法第62条第1項の規定による継続検査に係る審査を行う場合</p> <p>④ 法第67条第3項の規定による構造等変更検査に係る審査を行う場合</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>(2) (1) ②、③又は④の場合において、次に掲げる全てを満たすと認められる部分については、(1)の規定にかかわらず、第8章の規定を適用するものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>① 自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により、構造、装置又は性能に係る変更が行われていない部分</p> <p>② 構造又は取付に関する定数量要件に影響を及ぼす損傷等が生じていない部分</p> <p>③ 用途、車体の形状又は使用方法等の変更があった自動車においては、その前後で適用される基準に相違がない部分</p>	<p>(新設)</p>
<p>(3) 次に掲げる部分については、(2)の規定は適用しない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>① 保安基準第56条第4項の規定により認定を受けた自動車について、当該認定が効力を失った後の初めての(1)②の審査を行う場合には、当該認定の対象となっていた構造、装置又は性能に関する部分</p> <p>② 自動車NOx・PM総量削減法第12条第1項に規定する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車について、窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準の特定検査を行う場合には、窒素酸化物排出自動車等の特例に関する部分</p>	<p>(新設)</p>
<p>7-2 長さ、幅及び高さ</p>	<p>7-2 長さ、幅及び高さ</p>
<p>7-2-1 テスタ等による審査</p>	<p>7-2-1 テスタ等による審査</p>
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車の長さ、幅及び高さは、(1)の状態の自動車を基準面に置き、巻尺等を用いて次に掲げる寸法を測定した値（単位はcmとし、1cm未満は切り捨てるものとする。）</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車の長さ、幅及び高さは、(1)の状態の自動車を基準面に置き、巻尺等を用いて次に掲げる寸法を測定した値（単位はcmとし、1cm未満は切り捨てるものとする。）</p>

新旧対照表
43 / 521

新	旧
<p>とする。（細目告示第6条第2項関係、細目告示第84条第2項関係）</p>	<p>とする。（細目告示第6条第2項関係、細目告示第84条第2項関係）</p>
<p>① (略)</p> <p>② 幅については、自動車の最も側方にある部分〔大型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ、ディスクホイール及びこれに付随して回転する部分並びに7-87に規定される装置のうち自動車の両側面に備える方向指示器（大型貨物自動車等の両側面の中央部に備えるものを除く。）を除く。〕を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離</p>	<p>① (略)</p> <p>② 幅については、自動車の最も側方にある部分〔大型特殊自動車又は小型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ、ディスクホイール及びこれに付随して回転する部分並びに7-87に規定される装置のうち自動車の両側面に備える方向指示器（大型貨物自動車等の両側面の中央部に備えるものを除く。）を除く。〕を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離</p>
<p>③ (略)</p>	<p>③ (略)</p>
<p>(3) (略)</p>	<p>(3) (略)</p>
<p>7-2-2～7-2-4 (略)</p>	<p>7-2-2～7-2-4 (略)</p>
<p>7-2-5 従前規定の適用①</p>	<p>7-2-5 従前規定の適用①</p>
<p>昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第1条第1項関係）</p>	<p>昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第1条第1項関係）</p>
<p>7-2-5-1 テスタ等による審査</p>	<p>7-2-5-1 テスタ等による審査</p>
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車の長さ、幅及び高さは、(1)の状態の自動車を基準面に置き、巻尺等を用いて次に掲げる寸法を測定した値（単位はcmとし、1cm未満は切り捨てるものとする。）とする。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車の長さ、幅及び高さは、(1)の状態の自動車を基準面に置き、巻尺等を用いて次に掲げる寸法を測定した値（単位はcmとし、1cm未満は切り捨てるものとする。）とする。</p>
<p>① (略)</p>	<p>① (略)</p>
<p>② 幅については、自動車の最も側方にある部分（大型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ及びディスクホイール並びにこれに付随して回転する部分を除く。）を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離</p>	<p>② 幅については、自動車の最も側方にある部分（大型特殊自動車又は小型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ及びディスクホイール並びにこれに付随して回転する部分を除く。）を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離</p>
<p>③ (略)</p>	<p>③ (略)</p>
<p>(3) (略)</p>	<p>(3) (略)</p>
<p>7-2-5-2～7-2-5-3 (略)</p>	<p>7-2-5-2～7-2-5-3 (略)</p>
<p>7-2-6 従前規定の適用②</p>	<p>7-2-6 従前規定の適用②</p>
<p>平成22年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第1条第2項関係）</p>	<p>平成22年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第1条第2項関係）</p>
<p>7-2-6-1 テスタ等による審査</p>	<p>7-2-6-1 テスタ等による審査</p>
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車の長さ、幅及び高さは、(1)の状態の自動車を基準面に置き、巻尺等を用いて次に掲げる寸法を測定した値（単位はcmとし、1cm未満は切り捨てるものとする。）とする。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車の長さ、幅及び高さは、(1)の状態の自動車を基準面に置き、巻尺等を用いて次に掲げる寸法を測定した値（単位はcmとし、1cm未満は切り捨てるものとする。）とする。</p>
<p>① (略)</p>	<p>① (略)</p>
<p>② 幅については、自動車の最も側方にある部分（大型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ及びディスクホイール並びにこれに付随して回転する部分を除く。）を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離</p>	<p>② 幅については、自動車の最も側方にある部分（大型特殊自動車又は小型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ及びディスクホイール並びにこれに付随して回転する部分を除く。）を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離</p>

新旧対照表
44 / 521

新	旧
<p>③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>7-2-6-2~7-2-6-3 (略)</p> <p>7-3 最低地上高</p> <p>7-3-1 テスタ等による審査</p> <p>自動車の最低地上高は、巻尺等その他適切な方法により審査したときに、自動車の接地部以外の部分が、安全な運行を確保できるように地面との間に適当な間げきを有するものでなければならない。</p> <p>この場合において、地上高が次のいずれかに該当するものはこの基準に適合するものとする。(保安基準第3条関係、細目告示第7条関係、細目告示第85条関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 普通自動車及び小型自動車(乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車を除く。)であって車両総重量が2.8t以下のもの、専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車を除く。)であって車両総重量が2.8tを超えるもの及び軽自動車であって、最低地上高が低くなるような改造がされた自動車については、アの測定条件で測定した場合において、測定値がイの基準を満たす自動車</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>7-4~7-5 (略)</p> <p>7-6 安定性</p> <p>7-6-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) ~ (2)</p> <p>(3) (1) ④の規定は、最大安定傾斜角度を、次のいずれかにより計測し、又は算出若しくは算定した値で審査するものとする。</p> <p>ただし、理事長が指定する自動車にあっては、次のいずれかのうち理事長が定める審査方法に限るものとする。</p> <p>①~② (略)</p> <p>③ 最大安定傾斜角度実測書により算定する場合</p> <p>ア <u>適切な計測ができるよう維持管理された傾斜角度測定機を有し、かつ、計測能力を有する者が①の測定条件及び測定方法(①イ(7)ただし書を除く。)</u>により計測したときの値を記載した最大安定傾斜角度実測書により算定した値を最大安定傾斜角度とする。</p> <p>この場合において、イ(7)の車両重量と当該検査申請に係る自動車を重量計を用いて測定したときの車両重量が±50kg(普通自動車及び大型特殊自動車にあっては±100kg)の範囲を超えて相違するときは、当該最大安定傾斜角度実測書により算定した値を無効とする。</p> <p>イ <u>最大安定傾斜角度実測書は、次に掲げる事項が記載されたものであること</u></p>	<p>③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>7-2-6-2~7-2-6-3 (略)</p> <p>7-3 最低地上高</p> <p>7-3-1 テスタ等による審査</p> <p>自動車の最低地上高は、巻尺等その他適切な方法により審査したときに、自動車の接地部以外の部分が、安全な運行を確保できるように地面との間に適当な間げきを有するものでなければならない。</p> <p>この場合において、地上高が次のいずれかに該当するものはこの基準に適合するものとする。(保安基準第3条関係、細目告示第7条関係、細目告示第85条関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 普通自動車及び小型自動車(乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車を除く。)であって車両総重量が2.8t以下のもの、専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車を除く。)であって車両総重量が2.8tを超えるもの及び軽自動車(二輪の自動車、カッタピラ及びそのりを有する軽自動車を除く。)であって、最低地上高が低くなるような改造がされた自動車については、アの測定条件で測定した場合において、測定値がイの基準を満たす自動車</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>7-4~7-5 (略)</p> <p>7-6 安定性</p> <p>7-6-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) ~ (2)</p> <p>(3) (1) ④の規定は、最大安定傾斜角度を、次のいずれかにより計測し、又は算出若しくは算定した値で審査するものとする。</p> <p>ただし、理事長が指定する自動車にあっては、次のいずれかのうち理事長が定める審査方法に限るものとする。</p> <p>①~② (略)</p> <p>③ 最大安定傾斜角度実測書により算定する場合</p> <p>ア 傾斜角度測定機を有し、かつ、能力を有する者として理事長が定める者が①の測定条件及び測定方法(①イ(7)ただし書を除く。)により計測したときの値を記載した書面(最大安定傾斜角度実測書)により算定した値を最大安定傾斜角度とする。</p> <p>この場合において、イ(7)の車両重量と当該検査申請に係る自動車を重量計を用いて測定したときの車両重量が±50kg(普通自動車及び大型特殊自動車にあっては±100kg)の範囲を超えて相違するときは、当該最大安定傾斜角度実測書により算定した値を無効とする。</p> <p>イ <u>アの場合において、最大安定傾斜角度実測書には、次に掲げる事項が記載</u></p>

新旧対照表
45 / 521

新	旧
<p>と。</p> <p>(7) 計測を行った自動車の車名、型式、車台番号又はシリアル番号、車両重量、最大安定傾斜角度計測値、<u>計測場所及び計測日</u></p> <p>(4) 最大安定傾斜角度の測定を行った者の氏名又は名称、住所、<u>最大安定傾斜角度実測書の発行責任者の氏名、所属、電話番号及びFAX番号</u> (Eメールでも可)</p> <p>ウ 自動車製作者又は別表2「外国の試験機関」に定める外国の試験機関が、<u>他者が有する適切な計測ができるよう維持管理された傾斜角度測定機を借り受けて計測する場合には、アの「適切な計測ができるよう維持管理された傾斜角度測定機を有し、かつ、計測能力を有する者」に該当するものとして取扱うものとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 次に掲げる自動車(理事長が指定する自動車を除く。)にあっては、(1) ④の規定に関し、(3)の規定にかかわらず、視認その他適切な方法により審査することができる。ただし、②に掲げる自動車にあっては、同一の受検者により同一の事務所等に申請された場合に限る。</p> <p>① 次のいずれかに該当する自動車(共通構造部型式指定自動車にあっては、別添2「<u>新規検査等提出書面審査要領</u>」附則1の4.1、(3) ②に該当するものに限る。)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>7-7~7-8 (略)</p> <p>7-9 原動機及び動力伝達装置</p> <p>7-9-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。)</p>	<p>されたものであること。</p> <p>(7) 計測を行った自動車の車名、型式、車台番号又はシリアル番号、車両重量及び最大安定傾斜角度計測値</p> <p>(4) 最大安定傾斜角度の測定を行った者の氏名又は名称、<u>測定場所及び測定日</u></p> <p>ウ 自動車製作者又は別表2「外国の試験機関」に定める外国の試験機関が「<u>本国外において①の測定条件及び測定方法(①イ(7)ただし書を除く。)</u>により計測したときの値を記載した書面(最大安定傾斜角度実測書)により算定した値を最大安定傾斜角度とする。</p> <p>この場合において、エ(4)の車両重量と当該検査申請に係る自動車を重量計を用いて測定したときの車両重量が±50kg(普通自動車及び大型特殊自動車にあっては±100kg)の範囲を超えて相違するときは、当該最大安定傾斜角度実測書により算定した値を無効とする。</p> <p>エ <u>ウの場合において、最大安定傾斜角度実測書は、次に掲げる事項が記載された原本又は当該書面の写しであって照合済である旨の表示を事務所等で行ったものであり、かつ、和訳が添付されたものであること。</u></p> <p>(7) ①の測定条件及び測定方法で計測した旨</p> <p>(4) 計測を行った自動車の車名、型式、車台番号又はシリアル番号、<u>車両重量及び最大安定傾斜角度計測値</u></p> <p>(4) 最大安定傾斜角度の測定を行った者の氏名又は名称、<u>測定場所及び測定日</u></p> <p>(5) 最大安定傾斜角度実測書を発行した日付、発行者の氏名、所属、職名、電話番号、FAX番号(Eメールでも可)及び発行者のサイン</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 次に掲げる自動車(理事長が指定する自動車を除く。)にあっては、(1) ④の規定に関し、(3)の規定にかかわらず、視認その他適切な方法により審査することができる。ただし、②に掲げる自動車にあっては、同一の受検者により同一の事務所等に申請された場合に限る。</p> <p>① 次のいずれかに該当する自動車(共通構造部型式指定自動車にあっては、別添2の5.1、(3) ③に該当するものに限る。)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>7-7~7-8 (略)</p> <p>7-9 原動機及び動力伝達装置</p> <p>7-9-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度20km/h未満の軽自動車及び小型</p>

新旧対照表
46 / 521

新	旧
<p>の原動機は、運転者席において始動できるものでなければならない。(保安基準第 8 条第 2 項)</p> <p>(4) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)の加速装置は、運転者が操作を行わない場合に、当該装置の作動を自動的に解除するための独立に作用する 2 個以上のばねその他の装置を備えなければならない。(保安基準第 8 条第 3 項)</p> <p>7-9-2~7-9-3 (略)</p> <p>7-9-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>[テール：UN R121 又は UN R60 適用前]</p> <p>(3) 次に掲げる自動車にあっては、7-9-7 (従前規定の適用③) の規定を適用する。(適用関係告示第 4 条第 4 項、第 5 項、第 6 項)</p> <p>① (略)</p> <p>② 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって車両総重量 5t を超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 12t を超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)</p> <p>③ (略)</p> <p>7-9-5 (略)</p> <p>7-9-6 従前規定の適用②</p> <p>平成 6 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 4 条第 1 項第 4 号関係)</p> <p>7-9-6-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の軽自動車を除く。)の原動機は、運転者席において始動できるものでなければならない。(保安基準第 8 条第 2 項)</p> <p>[テール：UN R121 又は UN R60 適用前]</p> <p>7-9-7 従前規定の適用③</p> <p>次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 4 条第 4 項、第 5 項、第 6 項)</p> <p>① (略)</p> <p>② 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって車両総重量 5t を超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 12t を超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)</p> <p>③ (略)</p>	<p>特殊自動車を除く。)の原動機は、運転者席において始動できるものでなければならない。(保安基準第 8 条第 2 項)</p> <p>(4) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、<u>カタピラ及びそりを有する軽自動車</u>、大型特殊自動車、<u>農耕作業用小型特殊自動車並びに</u>最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)の加速装置は、運転者が操作を行わない場合に、当該装置の作動を自動的に解除するための独立に作用する 2 個以上のばねその他の装置を備えなければならない。(保安基準第 8 条第 3 項)</p> <p>7-9-2~7-9-3 (略)</p> <p>7-9-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>[テール：UN R121 又は UN R60 適用前]</p> <p>(3) 次に掲げる自動車にあっては、7-9-7 (従前規定の適用③) の規定を適用する。(適用関係告示第 4 条第 4 項、第 5 項、第 6 項)</p> <p>① (略)</p> <p>② 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって車両総重量 5t を超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 12t を超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、<u>カタピラ及びそりを有する軽自動車</u>、大型特殊自動車、<u>小型特殊自動車並びに</u>被牽引自動車を除く。)</p> <p>③ (略)</p> <p>7-9-5 (略)</p> <p>7-9-6 従前規定の適用②</p> <p>平成 6 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 4 条第 1 項第 4 号関係)</p> <p>7-9-6-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、<u>最高速度 20km/h 未満の軽自動車及び小型特殊自動車</u>を除く。)の原動機は、運転者席において始動できるものでなければならない。(保安基準第 8 条第 2 項)</p> <p>[テール：UN R121 又は UN R60 適用前]</p> <p>7-9-7 従前規定の適用③</p> <p>次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 4 条第 4 項、第 5 項、第 6 項)</p> <p>① (略)</p> <p>② 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって車両総重量 5t を超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 12t を超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、<u>カタピラ及びそりを有する軽自動車</u>、大型特殊自動車、<u>小型特殊自動車並びに</u>被牽引自動車を除く。)</p> <p>③ (略)</p>

新旧対照表
47 / 521

新	旧
<p>7-9-7-1 (略)</p> <p>7-10 (略)</p> <p>7-11 走行装置</p> <p>7-11-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車の走行装置(空気入ゴムタイヤを除く。)は、強度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうで、安全な運行を確保できるものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準第 9 条第 1 項関係、細目告示第 11 条第 2 項関係、細目告示第 89 条第 1 項及び第 2 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 複輪用ホイールを取付けているアウトター・ナット及びインナー・ナットについて、<u>検査川</u>ハンマによる打音を比較したときに、音色の明らかに異なるナットが混入しているもの</p> <p>③~⑤ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 自動車の空気入ゴムタイヤは、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、滑り止めに係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 9 条第 2 項関係、細目告示第 11 条第 3 項関係)</p> <p>①~⑤ (略)</p> <p>⑥ 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量 3.5t 以下のものに備えるタイヤ空気圧監視装置は、UN R64-02-S2 の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるタイヤ空気圧監視装置であってその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、UN R64-02-S2 の 5. 及び 6. に適合するものとする。</p> <p>なお、視認等によりタイヤ空気圧監視装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。(細目告示第 11 条第 5 項、第 89 条第 5 項)ア〜ウ (略)</p> <p>(4) ~ (5) (略)</p> <p>7-11-2~7-11-4 (略)</p> <p>7-11-5 従前規定の適用①</p> <p>平成 16 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 5 条関係)</p>	<p>7-9-7-1 (略)</p> <p>7-10 (略)</p> <p>7-11 走行装置</p> <p>7-11-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車の走行装置(空気入ゴムタイヤを除く。)は、強度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうで、安全な運行を確保できるものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準第 9 条第 1 項関係、細目告示第 11 条第 2 項関係、細目告示第 89 条第 1 項及び第 2 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 複輪用ホイールを取付けているアウトター・ナット及びインナー・ナットについて、<u>点検</u>ハンマによる打音を比較したときに、音色の明らかに異なるナットが混入しているもの</p> <p>③~⑤ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 自動車の空気入ゴムタイヤは、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、滑り止めに係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 9 条第 2 項関係、細目告示第 11 条第 3 項関係)</p> <p>①~⑤ (略)</p> <p>⑥ 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、<u>カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに</u>被牽引自動車を除く。)であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車、<u>カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに</u>被牽引自動車を除く。)であって車両総重量 3.5t 以下のものに備えるタイヤ空気圧監視装置は、UN R64-02-S2 の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるタイヤ空気圧監視装置であってその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、UN R64-02-S2 の 5. 及び 6. に適合するものとする。</p> <p>なお、視認等によりタイヤ空気圧監視装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。(細目告示第 11 条第 5 項、第 89 条第 5 項)ア〜ウ (略)</p> <p>(4) ~ (5) (略)</p> <p>7-11-2~7-11-4 (略)</p> <p>7-11-5 従前規定の適用①</p> <p>平成 16 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 5 条関係)</p>

新旧対照表
48 / 521

新	旧
<p>7-11-5-1 性能要件</p> <p>(1) 自動車の走行装置は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものでなければならない。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 複輪用ホイールを取付けているアウトター・ナット及びインナー・ナットについて、検査用ハンマによる打音を比較したときに、音色の明らかに異なるナットが混入しているもの</p> <p>③～⑧ (略)</p> <p>(2) ～ (6) (略)</p> <p>7-11-6 従前規定の適用②</p> <p>平成30年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>7-11-6-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車の走行装置 (空気入ゴムタイヤを除く。) は、強度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうで、安全な運行を確保できるものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 複輪用ホイールを取付けているアウトター・ナット及びインナー・ナットについて、検査用ハンマによる打音を比較したときに、音色の明らかに異なるナットが混入しているもの</p> <p>③～⑧ (略)</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>7-12 操縦装置</p> <p>7-12-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車の運転に際して操作を必要とする次に掲げる装置は、運転者が定位置において容易に識別でき、かつ、操作できるものとして、配置、識別表示等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、</p> <p>(2) の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第10条関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>7-12-2～7-12-3 (略)</p> <p>7-12-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げる自動車については、7-12-8 (従前規定の適用④) を適用する。</p> <p>① (略)</p> <p>② 平成29年1月31日以前に製作された自動車 (専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5tを超えるもの、貨物の運送の用に供</p>	<p>7-11-5-1 性能要件</p> <p>(1) 自動車の走行装置は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものでなければならない。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 複輪用ホイールを取付けているアウトター・ナット及びインナー・ナットについて、点検ハンマによる打音を比較したときに、音色の明らかに異なるナットが混入しているもの</p> <p>③～⑧ (略)</p> <p>(2) ～ (6) (略)</p> <p>7-11-6 従前規定の適用②</p> <p>平成30年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>7-11-6-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車の走行装置 (空気入ゴムタイヤを除く。) は、強度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうで、安全な運行を確保できるものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 複輪用ホイールを取付けているアウトター・ナット及びインナー・ナットについて、点検ハンマによる打音を比較したときに、音色の明らかに異なるナットが混入しているもの</p> <p>③～⑧ (略)</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>7-12 操縦装置</p> <p>7-12-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車の運転に際して操作を必要とする次に掲げる装置は、運転者が定位置において容易に識別でき、かつ、操作できるものとして、配置、識別表示等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第10条関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>7-12-2～7-12-3 (略)</p> <p>7-12-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げる自動車については、7-12-8 (従前規定の適用④) を適用する。</p> <p>① (略)</p> <p>② 平成29年1月31日以前に製作された自動車 (専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5tを超えるもの、貨物の運送の用に供</p>

新旧対照表
49 / 521

新	旧
<p>する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)(適用関係告示第6条第4項関係)</p> <p>③ (略)</p> <p>(5) 次に掲げる自動車にあっては、7-12-9 (従前規定の適用⑤) を適用する。(適用関係告示第6条第6項及び第7項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 次に掲げる自動車 (専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5tを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>7-12-5～7-12-7 (略)</p> <p>7-12-8 従前規定の適用④</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>① (略)</p> <p>② 平成29年1月31日以前に製作された自動車 (専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5tを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)(適用関係告示第6条第4項関係)</p> <p>③ (略)</p> <p>7-12-8-1 (略)</p> <p>7-12-9 従前規定の適用⑤</p> <p>次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第6条第6項及び第7項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 次に掲げる自動車 (専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5tを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>7-12-9-1 (略)</p> <p>7-13 かじ取装置</p> <p>7-13-1 性能要件</p> <p>7-13-1-1 テスタ等による審査</p> <p>四輪以上の自動車 (諸元表等により審査した際に、UN R79-02 の5.及び6.に適合する</p>	<p>する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。)(適用関係告示第6条第4項関係)</p> <p>③ (略)</p> <p>(5) 次に掲げる自動車にあっては、7-12-9 (従前規定の適用⑤) を適用する。(適用関係告示第6条第6項及び第7項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 次に掲げる自動車 (専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5tを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>7-12-5～7-12-7 (略)</p> <p>7-12-8 従前規定の適用④</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>① (略)</p> <p>② 平成29年1月31日以前に製作された自動車 (専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5tを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)(適用関係告示第6条第4項関係)</p> <p>③ (略)</p> <p>7-12-8-1 (略)</p> <p>7-12-9 従前規定の適用⑤</p> <p>次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第6条第6項及び第7項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 次に掲げる自動車 (専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5tを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>7-12-9-1 (略)</p> <p>7-13 かじ取装置</p> <p>7-13-1 性能要件</p> <p>7-13-1-1 テスタ等による審査</p> <p>四輪以上の自動車 (諸元表等により審査した際に、UN R79-01-S5 の5. (5.1.6.1.)を</p>

新旧対照表
50 / 521

新	旧
<p>ことが明らかなものを除く。)のかじ取装置は、かじ取車輪の横滑り量に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、かじ取車輪をサイドスリップ・テストを用いて計測した場合の横滑り量が、走行 1m について 5mm を超えてはならない。</p> <p>ただし、その輪数が四輪以上の自動車のかじ取車輪をサイドスリップ・テストを用いて計測した場合に、指定自動車等の自動車製作者等がかじ取装置について安全な運行を確保できるものとして指定する横滑り量の範囲内にある場合にあっては、この限りでない。(保安基準第 11 条第 1 項関係、細目告示第 13 条第 1 項第 1 号関係、細目告示第 91 条第 1 項第 1 号関係)</p> <p>7-13-1-2 (略)</p> <p>7-13-1-3 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)のかじ取装置は、UN R79-02 の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、UN R79-02 に定める自動車令型機能 (2.3.4.1.1. 及び 2.3.4.1.2. を除く。)については、5.6. の規定は適用しない。</p> <p>この場合において、次に掲げるかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、UN R79-02 の 5. 及び 6. に適合するものとみなす。(細目告示第 13 条第 2 項関係、細目告示第 91 条第 2 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 自動車 (次に掲げるものを除く。)のかじ取装置は、当該自動車が発突等による衝撃を受けた場合において、運転者に傷害を与えるおそれの少ないものとして、運転者の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R12-04-S4 の 5. (5.5. を除く。) 及び 6. に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車及びその形状が専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の形状に類する自動車について、UN R12-04-S4 の 5.1. 及び 5.3. の規定は適用しないものとする。(保安基準第 11 条第 2 項関係、細目告示第 13 条第 2 項関係、細目告示第 91 条第 2 項関係)</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>削除</p> <p>⑦ (略)</p> <p>削除</p> <p>⑧ (略)</p> <p>(4) ～ (5) (略)</p> <p>7-13-2～7-13-3 (略)</p> <p>7-13-4 適用関係の整理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 昭和 48 年 10 月 1 日から平成 21 年 8 月 31 日までに製作された専ら乗用の用に供する自動車 (次に掲げるものを除く。) については、7-13-6 (従前規定の適用②) の規</p>	<p>除く。) 及び 6. に適合することが明らかなものを除く。)のかじ取装置は、かじ取車輪の横すべり量に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、かじ取車輪をサイドスリップ・テストを用いて計測した場合の横すべり量が、走行 1m について 5mm を超えてはならない。</p> <p>ただし、その輪数が四輪以上の自動車のかじ取車輪をサイドスリップ・テストを用いて計測した場合に、指定自動車等の自動車製作者等がかじ取装置について安全な運行を確保できるものとして指定する横すべり量の範囲内にある場合にあっては、この限りでない。(保安基準第 11 条第 1 項関係、細目告示第 13 条第 1 項第 1 号関係、細目告示第 91 条第 1 項第 1 号関係)</p> <p>7-13-1-2 (略)</p> <p>7-13-1-3 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。)のかじ取装置は、UN R79-01-S5 の 5. (5.1.6.1. を除く。) 及び 6. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、UN R79-01-S5 の 5. (5.1.6.1. を除く。) 及び 6. に適合するものとみなす。(細目告示第 13 条第 2 項関係、細目告示第 91 条第 2 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 自動車 (次に掲げるものを除く。)のかじ取装置は、当該自動車が発突等による衝撃を受けた場合において、運転者に傷害を与えるおそれの少ないものとして、運転者の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R12-04-S4 の 5. (5.5. を除く。) 及び 6. に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車及びその形状が専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の形状に類する自動車について、UN R12-04-S4 の 5.1. 及び 5.3. の規定は適用しないものとする。(保安基準第 11 条第 2 項関係、細目告示第 13 条第 2 項関係、細目告示第 91 条第 2 項関係)</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ カタビラ及びそりを有する軽自動車</p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ 小型特殊自動車</p> <p>⑩ (略)</p> <p>(4) ～ (5) (略)</p> <p>7-13-2～7-13-3 (略)</p> <p>7-13-4 適用関係の整理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 昭和 48 年 10 月 1 日から平成 21 年 8 月 31 日までに製作された専ら乗用の用に供する自動車 (次に掲げるものを除く。) については、7-13-6 (従前規定の適用②) の規</p>

新旧対照表
51 / 521

新	旧
<p>定を適用する。(適用関係告示第 7 条第 2 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>削除</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(3) ～ (7) (略)</p> <p>⑧ 次の自動車については、7-13-12 (従前規定の適用⑧) の規定を適用する。(適用関係告示第 7 条第 10 項関係)</p> <p>① 平成 30 年 3 月 31 日 (赤色の光学警報信号を表示することができない自動車) にあっては平成 32 年 3 月 31 日) 以前に製作された自動車</p> <p>② 平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで (赤色の光学警報信号を表示することができない自動車) にあっては平成 32 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで) に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 平成 30 年 3 月 31 日 (赤色の光学警報信号を表示することができない自動車) にあっては平成 32 年 3 月 31 日) 以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</p> <p>イ 平成 30 年 4 月 1 日 (赤色の光学警報信号を表示することができない自動車) にあっては平成 32 年 4 月 1 日) 以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、平成 30 年 3 月 31 日 (赤色の光学警報信号を表示することができない自動車) にあっては平成 32 年 3 月 31 日) 以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車とかじ取装置 (自動操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないものを除く。) の性能が同一のもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 平成 31 年 10 月 1 日 (赤色の光学警報信号を表示することができない自動車) にあっては平成 32 年 4 月 1 日) 以降に製作された自動車であって、平成 31 年 10 月 1 日 (赤色の光学警報信号を表示することができない自動車) にあっては平成 32 年 4 月 1 日) 以降の型式指定自動車にあっては平成 31 年 9 月 30 日 (赤色の光学警報装置を表示することができない自動車) にあっては平成 32 年 3 月 31 日) 以前の型式指定自動車とかじ取装置 (自動操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないものに限る。) の性能が同一のもの</p> <p>④ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証 (審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。) の発行日が平成 33 年 3 月 31 日 (赤色の光学警報信号を表示することができない自動車) にあっては平成 35 年 3 月 31 日) 以前のもの</p> <p>⑤ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が平成 33 年 3 月 31 日 (赤色の光学警報信号を表示することができない自動車) にあっては平成 35 年 3 月 31 日) 以前のもの</p>	<p>定を適用する。(適用関係告示第 7 条第 2 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ カタビラ及びそりを有する軽自動車</p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>(3) ～ (7) (略)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表
52 / 521

新	旧
<p>7-13-5 従前規定の適用① 昭和48年9月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第7条第1項関係)</p> <p>7-13-5-1 性能要件 (1) 四輪以上の自動車は、かじ取車輪をサイドスリップ・テストを用いて計測した場合の横滑り量が、走行1mについて5mmを超えてはならない。 (2) (略)</p> <p>7-13-6 従前規定の適用② 昭和48年10月1日から平成21年8月31日までに製作された専ら乗用の用に供する自動車(次に掲げるものを除く。)については、7-13-6-1の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第7条第2項関係)</p> <p>①～③ (略) (削除) ④～⑥ (略)</p> <p>7-13-6-1 性能要件 7-13-6-1-1～7-13-6-1-2 (略)</p> <p>7-13-6-1-3 書面等による審査 (1) 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車及び最高速度50km/h未満の自動車を除く。)のかじ取装置は、当該自動車が衝突等において衝撃を受けた場合において運転者に傷害を与えるおそれの少ないものとして、運転者の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、平成17年12月21日付け国土交通省告示第1437号による改正前の細目告示別添6「衝撃吸収式かじ取装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。 (2) (略)</p> <p>7-13-7～7-13-8 (略)</p> <p>7-13-9 従前規定の適用⑤ 次の自動車については、7-13-9-1の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第7条第5項、第6項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-13-9-1 性能要件 7-13-9-1-1～7-13-9-1-2 (略)</p> <p>7-13-9-1-3 書面等による審査 (1) 自動車(次に掲げるものを除く。)のかじ取装置は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者に傷害を与えるおそれの少ないものとして、運転者の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、平成23年6月21日付け国土交通省告示第670号による改正前の細目告示別添6「衝撃吸収式かじ取装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。 ①～⑥ (略) (削除)</p>	<p>7-13-5 従前規定の適用① 昭和48年9月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第7条第1項関係)</p> <p>7-13-5-1 性能要件 (1) 四輪以上の自動車は、かじ取車輪をサイドスリップ・テストを用いて計測した場合の横すべり量が、走行1mについて5mmを超えてはならない。 (2) (略)</p> <p>7-13-6 従前規定の適用② 昭和48年10月1日から平成21年8月31日までに製作された専ら乗用の用に供する自動車(次に掲げるものを除く。)については、7-13-6-1の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第7条第2項関係)</p> <p>①～③ (略) ④ カタビラ及びそりを有する軽自動車 ⑤～⑦ (略)</p> <p>7-13-6-1 性能要件 7-13-6-1-1～7-13-6-1-2 (略)</p> <p>7-13-6-1-3 書面等による審査 (1) 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度50km/h未満の自動車を除く。)のかじ取装置は、当該自動車が衝突等において衝撃を受けた場合において運転者に傷害を与えるおそれの少ないものとして、運転者の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、平成17年12月21日付け国土交通省告示第1437号による改正前の細目告示別添6「衝撃吸収式かじ取装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。 (2) (略)</p> <p>7-13-7～7-13-8 (略)</p> <p>7-13-9 従前規定の適用⑤ 次の自動車については、7-13-9-1の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第7条第5項、第6項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-13-9-1 性能要件 7-13-9-1-1～7-13-9-1-2 (略)</p> <p>7-13-9-1-3 書面等による審査 (1) 自動車(次に掲げるものを除く。)のかじ取装置は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者に傷害を与えるおそれの少ないものとして、運転者の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、平成23年6月21日付け国土交通省告示第670号による改正前の細目告示別添6「衝撃吸収式かじ取装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。 ①～⑥ (略) ⑦ カタビラ及びそりを有する軽自動車</p>

新旧対照表
53 / 521

新	旧
<p>⑦ (略) (削除) ⑧ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>7-13-10 従前規定の適用⑥ 次の自動車については、7-13-10-1の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第7条第7項、第8項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-13-10-1 性能要件 7-13-10-1-1～7-13-10-1-2 (略)</p> <p>7-13-10-1-3 書面等による審査 (1) 自動車(次に掲げるものを除く。)のかじ取装置は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者に傷害を与えるおそれの少ないものとして、運転者の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R12-04-S1の5.(5.5.を除く。)及び6.に適合するものでなければならない。 ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車及びその形状が専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車の形状に類する自動車について、UN R12-04-S1の5.1.及び5.3.の規定は適用しないものとする。 ①～⑥ (略) (削除) ⑦ (略) (削除) ⑧ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>7-13-11 (略)</p> <p>7-13-12 従前規定の適用⑩ 次の自動車については、次の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第7条第10項関係)</p> <p>① 平成30年3月31日(赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成32年3月31日)以前に製作された自動車</p> <p>② 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで(赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成32年4月1日から平成35年3月31日まで)に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 平成30年3月31日(赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成32年3月31日)以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</p> <p>イ 平成30年4月1日(赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成32年4月1日)以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部</p>	<p>⑧ (略) ⑨ 小型特殊自動車 ⑩ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>7-13-10 従前規定の適用⑥ 次の自動車については、7-13-10-1の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第7条第7項、第8項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-13-10-1 性能要件 7-13-10-1-1～7-13-10-1-2 (略)</p> <p>7-13-10-1-3 書面等による審査 (1) 自動車(次に掲げるものを除く。)のかじ取装置は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者に傷害を与えるおそれの少ないものとして、運転者の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R12-04-S1の5.(5.5.を除く。)及び6.に適合するものでなければならない。 ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車及びその形状が専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車の形状に類する自動車について、UN R12-04-S1の5.1.及び5.3.の規定は適用しないものとする。 ①～⑥ (略) ⑦ カタビラ及びそりを有する軽自動車 ⑧ (略) ⑨ 小型特殊自動車 ⑩ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>7-13-11 (略) (新設)</p>

新旧対照表
54 / 521

新	旧
<p>型式指定自動車であって、平成30年3月31日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあつては平成32年3月31日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車とかじ取装置（自動操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないものを除く。）の性能が同一のもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 平成31年10月1日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあつては平成32年4月1日）以降に製作された自動車であつて、平成31年10月1日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあつては平成32年4月1日）以降の型式指定自動車にあつては平成31年9月30日（赤色の光学警報装置を表示することができない自動車にあつては平成32年3月31日）以前の型式指定自動車とかじ取装置（自動操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないものに限る。）の性能が同一のもの</p> <p>④ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が平成33年3月31日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあつては平成35年3月31日）以前のもの</p> <p>⑤ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が平成33年3月31日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあつては平成35年3月31日）以前のもの</p> <p>7-13-12-1 性能要件</p> <p>7-13-12-1-1 テスタ等による審査</p> <p>四輪以上の自動車（諸元表等により審査した際に、UN R79-01-S5 の 5. (5.1.6.1. を除く。）及び 6. に適合することが明らかなるものを除く。）のかじ取装置は、かじ取車輪の横滑り量に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、かじ取車輪をサイドスリップ・テスタを用いて計測した場合の横滑り量が、走行 1m について 5mm を超えてはならない。</p> <p>ただし、その輪数が四輪以上の自動車のかじ取車輪をサイドスリップ・テスタを用いて計測した場合に、指定自動車等の自動車製作者等がかじ取装置について安全な運行を確保できるものとして指定する横滑り量の範囲内にある場合にあっては、この限りでない。</p> <p>7-13-12-1-2 視認等による審査</p> <p>7-13-12-1-2 に同じ。</p> <p>7-13-12-1-3 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）のかじ取装置は、UN R79-01-S5 の 5. (5.1.6.1. を除く。）及び 6. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるかじ取装置であつて、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、UN R79-01-S5 の 5. (5.1.6.1. を除く。）及び 6. に適合</p>	

新旧対照表
55 / 521

新	旧
<p>するものとみなす。</p> <p>① 7-13-1-3 (1) ①に同じ。</p> <p>② 7-13-1-3 (1) ②に同じ。</p> <p>③ 7-13-1-3 (1) ③に同じ。</p> <p>(2) 7-13-1-3 (2) に同じ。</p> <p>(3) 7-13-1-3 (3) に同じ。</p> <p>(4) 7-13-1-3 (4) に同じ。</p> <p>(5) 7-13-1-3 (5) に同じ。</p> <p>7-14 施設装置等</p> <p>7-14-1 装備要件</p> <p>専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が 3.5t を超える自動車及び被牽引自動車を除く。）の原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置、かじ取装置又は制動装置（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に備える制動装置を除く。）には、施設装置を備えなければならない。（保安基準第 11 条の 2 第 1 項）</p> <p>7-14-2 性能要件</p> <p>7-14-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 自動車の原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置、かじ取装置又は制動装置に備える施設装置は、その作動により施設装置を備えた装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施設性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、①イ及び③の規定は、二輪自動車及び側車付二輪自動車には、適用しない。（保安基準第 11 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 14 条第 1 項関係、細目告示第 92 条第 1 項関係）</p> <p>①～⑤（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>7-14-2-2 書面等による審査</p> <p>(1) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が 2t を超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるイモバイザーは、その作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施設性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに細目告示別添 9「イモバイザーの技術基準」（5.3.8. 及び別紙 1 の規定を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、視認等によりイモバイザーが備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。（保安基準第 11 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 14 条第 2 項関係、細目告示第 92 条第 3 項関係）</p>	<p>7-14 施設装置等</p> <p>7-14-1 装備要件</p> <p>専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が 3.5t を超える自動車及び被牽引自動車を除く。）の原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置、かじ取装置又は制動装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える制動装置を除く。）には、施設装置を備えなければならない。（保安基準第 11 条の 2 第 1 項）</p> <p>7-14-2 性能要件</p> <p>7-14-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 自動車の原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置、かじ取装置又は制動装置に備える施設装置は、その作動により施設装置を備えた装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施設性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、①イ及び③の規定は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車には、適用しない。（保安基準第 11 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 14 条第 1 項関係、細目告示第 92 条第 1 項関係）</p> <p>①～⑤（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>7-14-2-2 書面等による審査</p> <p>(1) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が 2t を超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるイモバイザーは、その作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施設性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに細目告示別添 9「イモバイザーの技術基準」（5.3.8. 及び別紙 1 の規定を除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、視認等によりイモバイザーが備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。（保安基準第 11 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 14 条第 2 項関係、細目告示第 92 条第 3 項関係）</p>

新旧対照表
56 / 521

新	旧				
<p>(2) (略)</p> <p>7-14-3~7-14-5 (略)</p> <p>7-14-6 従前規定の適用②</p> <p>平成18年6月30日(軽自動車にあっては平成20年6月30日)以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第8条第1項、第2項及び第3項関係)</p> <p>7-14-6-1 (略)</p> <p>7-14-6-2 性能要件</p> <p>自動車の施設装置は、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、③の規定は、<u>二輪自動車及び側車付二輪自動車</u>には、適用しない。</p> <p>①~⑤ (略)</p> <p>7-15 トラック・バスの制動装置</p> <p>7-15-1~7-15-3 (略)</p> <p>7-15-4 適用関係の整理</p> <p>(1)~(12) (略)</p> <p>[テールテール: UN R121 又は UN R60 適用前]</p> <p>(13) 次に掲げる自動車については、7-15-17 (従前規定の適用③) の規定を適用する。(適用関係告示第9条第47項、第48項、第49項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 平成29年1月31日以前に製作された自動車(①に掲げる自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車<u>及び</u>被牽引自動車を除く。)</p> <p>7-15-5~7-15-10 (略)</p> <p>7-15-11 従前規定の適用⑦</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた「最終適用年月日」以前に製作された自動車(被牽引自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第18項、第19項、第20項、第21項、第22項、第23項、第39項及び第42項関係)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">表(略)</td> </tr> </table> <p>7-15-11-1 (略)</p> <p>7-15-11-2 性能要件</p> <p>7-15-11-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) ブレーキ・テスタを用いて(2)①の状態で計測した制動力が(2)②に掲げる基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。</p> <p>① 制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有するものであり、ブレーキの片ぎき等による<u>横滑り</u>をおこすものでないこと。</p> <p>② (略)</p> <p>7-15-11-2-2~7-15-11-2-3 (略)</p>		表(略)	<p>(2) (略)</p> <p>7-14-3~7-14-5 (略)</p> <p>7-14-6 従前規定の適用②</p> <p>平成18年6月30日(軽自動車にあっては平成20年6月30日)以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第8条第1項、第2項及び第3項関係)</p> <p>7-14-6-1 (略)</p> <p>7-14-6-2 性能要件</p> <p>自動車の施設装置は、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、③の規定は二輪自動車、側車付二輪自動車<u>並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車</u>には、適用しない。</p> <p>①~⑤ (略)</p> <p>7-15 トラック・バスの制動装置</p> <p>7-15-1~7-15-3 (略)</p> <p>7-15-4 適用関係の整理</p> <p>(1)~(12) (略)</p> <p>[テールテール: UN R121 又は UN R60 適用前]</p> <p>(13) 次に掲げる自動車については、7-15-17 (従前規定の適用③) の規定を適用する。(適用関係告示第9条第47項、第48項、第49項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 平成29年1月31日以前に製作された自動車(①に掲げる自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、<u>カタピラ及びそりを有する軽自動車</u>、大型特殊自動車、<u>小型特殊自動車並びに</u>被牽引自動車を除く。)</p> <p>7-15-5~7-15-10 (略)</p> <p>7-15-11 従前規定の適用⑦</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた「最終適用年月日」以前に製作された自動車(被牽引自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第18項、第19項、第20項、第21項、第22項、第23項、第39項及び第42項関係)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">表(略)</td> </tr> </table> <p>7-15-11-1 (略)</p> <p>7-15-11-2 性能要件</p> <p>7-15-11-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) ブレーキ・テスタを用いて(2)①の状態で計測した制動力が(2)②に掲げる基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。</p> <p>① 制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有するものであり、ブレーキの片ぎき等による<u>横すべり</u>をおこすものでないこと。</p> <p>② (略)</p> <p>7-15-11-2-2~7-15-11-2-3 (略)</p>		表(略)
	表(略)				
	表(略)				

新旧対照表
57 / 521

新	旧
<p>7-15-12~7-15-16 (略)</p> <p>[テールテール: UN R121 又は UN R60 適用前]</p> <p>7-15-17 従前規定の適用⑩</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第47項、第48項、第49項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 平成29年1月31日以前に製作された自動車(①に掲げる自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車<u>及び</u>被牽引自動車を除く。)</p> <p>7-15-17-1~7-15-17-2 (略)</p> <p>7-16 (略)</p> <p>7-17 二輪車の制動装置</p> <p>7-17-1 (略)</p> <p>7-17-2 性能要件</p> <p>7-17-2-1~7-17-2-2 (略)</p> <p>7-17-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、UN R78-04 の5.及び6.に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、指定自動車等(使用の過程にある自動車を除く。)以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、UN R78-04 附則3の「3.乾燥状態で停止テスト単一のサービブレーキコントロールを作用」及び「4.乾燥状態で停止テスト単一のサービブレーキコントロールを作用」の基準に適合するものは、「5.高速テスト」の基準に適合するものとして取扱うものとする。</p> <p>(3) 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R78-04 附則3の9.に適合するものであること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>7-17-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 平成11年6月30日以前に製作された自動車(平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)については、7-17-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第9条第5項第6号関係)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる二輪自動車及び側車付二輪自動車については、7-17-7 (従前規定の適用③) の規定を適用する。(適用関係告示第9条第12項関係)</p> <p>①~② (略)</p> <p>③ 平成21年6月18日以降の型式指定自動車であって、平成23年6月17日以前に製作された自動車(平成19年6月28日以前の型式指定自動車と種別、車体の</p>	<p>7-15-12~7-15-16 (略)</p> <p>[テールテール: UN R121 又は UN R60 適用前]</p> <p>7-15-17 従前規定の適用⑩</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第47項、第48項、第49項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 平成29年1月31日以前に製作された自動車(①に掲げる自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、<u>カタピラ及びそりを有する軽自動車</u>、大型特殊自動車、<u>小型特殊自動車並びに</u>被牽引自動車を除く。)</p> <p>7-15-17-1~7-15-17-2 (略)</p> <p>7-16 (略)</p> <p>7-17 二輪車の制動装置</p> <p>7-17-1 (略)</p> <p>7-17-2 性能要件</p> <p>7-17-2-1~7-17-2-2 (略)</p> <p>7-17-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、UN R78-03-S3 の5.及び6.に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、指定自動車等(8-1(2)の規定により第7章の規定を適用する自動車を除く。)以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、UN R78-03-S1 附則3の「3.乾燥状態で停止テスト単一のサービブレーキコントロールを作用」及び「4.乾燥状態で停止テスト単一のサービブレーキコントロールを作用」の基準に適合するものは、「5.高速テスト」の基準に適合するものとして取扱うものとする。</p> <p>(3) 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R78-03-S3 附則3の9.に適合するものであること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>7-17-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 平成11年6月30日以前に製作された自動車(平成9年10月1日以降の型式指定自動車<u>及び型式認定自動車</u>を除く。)については、7-17-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第9条第5項第6号関係)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる二輪自動車及び側車付二輪自動車については、7-17-7 (従前規定の適用③) の規定を適用する。(適用関係告示第9条第12項関係)</p> <p>①~② (略)</p> <p>③ 平成21年6月18日以降の型式指定自動車<u>及び型式認定自動車</u>であって、平成23年6月17日以前に製作された自動車(平成19年6月28日以前の型式指定自</p>

新旧対照表
58 / 521

新	旧
<p>外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の構造が同一である自動車に限る。)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>7-17-5 従前規定の適用① 平成11年6月30日以前に製作された自動車(平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)については、7-18「大型特殊自動車等の制動装置」の基準(二輪自動車にあっては7-18-14-2-1(2)④、7-18-14-2-2②、7-18-14-2-3(2)①及び②に係る部分を除き、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては7-18-14-2-2②及び7-18-14-2-3(2)①に係る部分を除く。)に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第5項第6号関係)</p> <p>7-17-6 従前規定の適用② 平成15年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第1項第3号関係)</p> <p>7-17-6-1 (略) 7-17-6-2 性能要件 7-17-6-2-1～7-17-6-2-2 (略) 7-17-6-2-3 書面等による審査 (1) 制動装置は、平成19年6月29日付け国土交通省告示第854号による改正前の細目告示別添13「二輪車の制動装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、指定自動車等(使用の過程にある自動車を除く。)以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、同技術基準の4.2.1.常温時制動試験の基準に適合するものは、4.2.2.常温時高速制動試験の基準に適合するものとして取扱うものとする。 (2)～(3) (略)</p> <p>7-17-7 従前規定の適用③ 次に掲げる二輪自動車及び側車付二輪自動車は、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第12項関係) ①～② (略) ③ 平成21年6月18日以降の型式指定自動車であって、平成23年6月17日以前に製作された自動車(平成19年6月28日以前の型式指定自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の構造が同一である自動車に限る。)</p> <p>7-17-7-1 (略) 7-17-7-2 性能要件 7-17-7-2-1～7-17-7-2-2 (略)</p>	<p>動車及び型式認定自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の構造が同一である自動車に限る。)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>7-17-5 従前規定の適用① 平成11年6月30日以前に製作された自動車(平成9年10月1日以降の型式指定自動車及び型式認定自動車を除く。)については、7-18「大型特殊自動車等の制動装置」の基準(二輪自動車にあっては7-18-14-2-1(2)④、7-18-14-2-2②、7-18-14-2-3(2)①及び②に係る部分を除き、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては7-18-14-2-2②及び7-18-14-2-3(2)①に係る部分を除く。)に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第5項第6号関係)</p> <p>7-17-6 従前規定の適用② 平成15年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第1項第3号関係)</p> <p>7-17-6-1 (略) 7-17-6-2 性能要件 7-17-6-2-1～7-17-6-2-2 (略) 7-17-6-2-3 書面等による審査 (1) 制動装置は、平成19年6月29日付け国土交通省告示第854号による改正前の細目告示別添13「二輪車の制動装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、指定自動車等(8-1(2)の規定により第7章の規定を適用する自動車を除く。)以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、同技術基準の4.2.1.常温時制動試験の基準に適合するものは、4.2.2.常温時高速制動試験の基準に適合するものとして取扱うものとする。 (2)～(3) (略)</p> <p>7-17-7 従前規定の適用③ 次に掲げる二輪自動車及び側車付二輪自動車は、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第12項関係) ①～② (略) ③ 平成21年6月18日以降の型式指定自動車及び型式認定自動車であって、平成23年6月17日以前に製作された自動車(平成19年6月28日以前の型式指定自動車及び型式認定自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の構造が同一である自動車に限る。)</p> <p>7-17-7-1 (略) 7-17-7-2 性能要件 7-17-7-2-1～7-17-7-2-2 (略)</p>

新旧対照表
59 / 521

新	旧
<p>7-17-7-2-3 書面等による審査 (1) 制動装置は、平成19年6月29日付け国土交通省告示第854号による改正前の細目告示別添13「二輪車の制動装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、指定自動車等(使用の過程にある自動車を除く。)以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、同技術基準の4.2.1.常温時制動試験の基準に適合するものは、4.2.2.常温時高速制動試験の基準に適合するものとして取扱うものとする。 (2)～(3) (略)</p> <p>7-17-8 従前規定の適用④ 平成33年9月30日以前に製作された自動車(平成30年10月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第46項、第50項関係)</p> <p>7-17-8-1 (略) 7-17-8-2 性能要件 7-17-8-2-1～7-17-8-2-2 (略) 7-17-8-2-3 書面等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は、UN R78-03-S1、S2又はS3の5.及び6.に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、指定自動車等(使用の過程にある自動車を除く。)以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、UN R78-03-S1、S2又はS3の附則3の「3.乾燥状態での停止テストー単一のサービスブレーキコントロールを伴った」と及び「4.乾燥状態での停止テストー全てのサービスブレーキコントロールを伴った」の基準に適合するものは、「5.高速テスト」の基準に適合するものとして取扱うものとする。 (3) 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R78-03-S1、S2又はS3の附則3の9.に適合するものであること。 (4) (略)</p> <p>7-17-9 (略)</p> <p>7-18 大型特殊自動車等の制動装置 7-18-1 整備要件 大型特殊自動車及び最高速度25km/h以下の自動車(7-19に規定する自動車を除く。)には、走行中の自動車が確実に安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、7-18-2の基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置を備えなければならない。 ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び最高速度25km/h未満の自動車に</p>	<p>7-17-7-2-3 書面等による審査 (1) 制動装置は、平成19年6月29日付け国土交通省告示第854号による改正前の細目告示別添13「二輪車の制動装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、指定自動車等(8-1(2)の規定により第7章の規定を適用する自動車を除く。)以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、同技術基準の4.2.1.常温時制動試験の基準に適合するものは、4.2.2.常温時高速制動試験の基準に適合するものとして取扱うものとする。 (2)～(3) (略)</p> <p>7-17-8 従前規定の適用④ 平成33年9月30日以前に製作された自動車(平成30年10月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第46項関係)</p> <p>7-17-8-1 (略) 7-17-8-2 性能要件 7-17-8-2-1～7-17-8-2-2 (略) 7-17-8-2-3 書面等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は、UN R78-03-S1の5.及び6.に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、指定自動車等(8-1(2)の規定により第7章の規定を適用する自動車を除く。)以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、UN R78-03-S1附則3の「3.乾燥状態での停止テストー単一のサービスブレーキコントロールを伴った」と及び「4.乾燥状態での停止テストー全てのサービスブレーキコントロールを伴った」の基準に適合するものは、「5.高速テスト」の基準に適合するものとして取扱うものとする。 (3) 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置は、UN R78-03-S1附則3の9.に適合するものであること。 (4) (略)</p> <p>7-17-9 (略)</p> <p>7-18 大型特殊自動車等の制動装置 7-18-1 整備要件 大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、カタビラ及びびりを有する軽自動車並びに最高速度25km/h以下の自動車(7-19に規定する自動車を除く。)には、走行中の自動車が確実に安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、7-18-2の基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置を備えなければならない。 ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最</p>

新旧対照表
60 / 521

新	旧
<p>あつては、7-18-2の基準に適合する1系統の制動装置を備えればよい。(保安基準第12条第1項関係)</p> <p>7-18-2 性能要件</p> <p>7-18-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1)～(2)(略)</p> <p>(3) ブレーキ・テスタを用いて(2)の基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。</p> <p>ただし②の規定は最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び最高速度25km/h未満の自動車にあっては適用しない。</p> <p>①～④(略)</p> <p>7-18-2-2 視認等による審査</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、①、③及び⑤の規定は最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び最高速度25km/h以下の自動車については適用しない。(細目告示第15条第5項関係、細目告示第93条第5項関係)</p> <p>①～⑤(略)</p> <p>7-18-2-3 書面等による審査</p> <p>(1)～(2)(略)</p> <p>(3) 主制動装置は、その配管(2以上の車輪への共用部分を除く。)の一部が損傷した場合においても2以上の車輪を制動することができる構造であること。</p> <p>ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度25km/h未満の自動車及び非常用制動装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。(細目告示第93条第5項第5号関係)</p> <p>(4)～(5)(略)</p> <p>7-18-3～7-18-4(略)</p> <p>7-18-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第3項第1号、第4項関係)</p> <p>7-18-5-1 装備要件</p> <p>自動車には、次の基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、大型特殊自動車及び最高速度25km/h未満の自動車にあってはこれを1系統とすることができ、かつ、7-18-9-2-1(2)②の基準に適合することを要しない。</p> <p>また、車両総重量2t未満の自動車(乗車定員10人未満の旅客自動車運送事業用自動車を除く。)にあっては、これを1系統とすることができる。</p> <p>7-18-5-2 性能要件</p> <p>7-18-5-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1)(略)</p>	<p>高速度25km/h未満の自動車にあっては、7-18-2の基準に適合する1系統の制動装置を備えればよい。(保安基準第12条第1項関係)</p> <p>7-18-2 性能要件</p> <p>7-18-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1)～(2)(略)</p> <p>(3) ブレーキ・テスタを用いて(2)の基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。</p> <p>ただし②の規定は最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>及び最高速度25km/h未満の自動車にあっては適用しない。</p> <p>①～④(略)</p> <p>7-18-2-2 視認等による審査</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、①、③及び⑤の規定は最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>及び最高速度25km/h以下の自動車については適用しない。(細目告示第15条第5項関係、細目告示第93条第5項関係)</p> <p>①～⑤(略)</p> <p>7-18-2-3 書面等による審査</p> <p>(1)～(2)(略)</p> <p>(3) 主制動装置は、その配管(2以上の車輪への共用部分を除く。)の一部が損傷した場合においても2以上の車輪を制動することができる構造であること。</p> <p>ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>、最高速度25km/h未満の自動車及び非常用制動装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。(細目告示第93条第5項第5号関係)</p> <p>(4)～(5)(略)</p> <p>7-18-3～7-18-4(略)</p> <p>7-18-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第3項第1号、第4項関係)</p> <p>7-18-5-1 装備要件</p> <p>自動車には、次の基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、大型特殊自動車、<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>及び最高速度25km/h未満の自動車にあってはこれを1系統とすることができ、かつ、7-18-9-2-1(2)②の基準に適合することを要しない。</p> <p>また、車両総重量2t未満の自動車(乗車定員10人未満の旅客自動車運送事業用自動車を除く。)にあっては、これを1系統とすることができる。</p> <p>7-18-5-2 性能要件</p> <p>7-18-5-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1)(略)</p>

新旧対照表
61 / 521

新	旧
<p>(2) ブレーキ・テスタを用いて(1)の基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。</p> <p>ただし、②の規定は最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び最高速度25km/h未満の自動車にあっては適用しない。</p> <p>①～④(略)</p> <p>7-18-5-2-2～7-18-5-2-3(略)</p> <p>7-18-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和38年10月14日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第3項第2号関係)</p> <p>7-18-6-1 装備要件</p> <p>自動車には、次の基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車にあってはこれを1系統とすることができ、かつ、7-18-9-2-1(2)②の基準に適合することを要しない。</p> <p>また、車両総重量2t未満の自動車にあっては、これを1系統とすることができる。</p> <p>7-18-6-2(略)</p> <p>7-18-7 従前規定の適用③</p> <p>昭和43年7月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第2項第2号関係)</p> <p>7-18-7-1 装備要件</p> <p>自動車には、次の基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車にあってはこれを1系統とすることができ、かつ、7-18-9-2-1(2)②の基準に適合することを要しない。</p> <p>また、車両総重量2t未満の自動車にあっては、これを1系統とすることができる。</p> <p>7-18-7-2(略)</p> <p>7-18-8(略)</p> <p>7-18-9 従前規定の適用⑤</p> <p>昭和46年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第3項第3号、第4号関係)</p> <p>7-18-9-1 装備要件</p> <p>自動車には、次の基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車にあってはこれを1系統とすることができ、かつ、7-18-9-2-1(2)②及び7-18-10-2-3(1)①の基準に適合することを要しない。</p> <p>また、車両総重量2t未満の自動車にあっては、これを1系統とすることができる。</p> <p>7-18-9-2 性能要件</p>	<p>(2) ブレーキ・テスタを用いて(1)の基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。</p> <p>ただし、②の規定は最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>及び最高速度25km/h未満の自動車にあっては適用しない。</p> <p>①～④(略)</p> <p>7-18-5-2-2～7-18-5-2-3(略)</p> <p>7-18-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和38年10月14日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第3項第2号関係)</p> <p>7-18-6-1 装備要件</p> <p>自動車には、次の基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、大型特殊自動車、<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>及び最高速度20km/h未満の自動車にあってはこれを1系統とすることができ、かつ、7-18-9-2-1(2)②の基準に適合することを要しない。</p> <p>また、車両総重量2t未満の自動車にあっては、これを1系統とすることができる。</p> <p>7-18-6-2(略)</p> <p>7-18-7 従前規定の適用③</p> <p>昭和43年7月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第2項第2号関係)</p> <p>7-18-7-1 装備要件</p> <p>自動車には、次の基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>及び最高速度20km/h未満の自動車にあってはこれを1系統とすることができ、かつ、7-18-9-2-1(2)②の基準に適合することを要しない。</p> <p>また、車両総重量2t未満の自動車にあっては、これを1系統とすることができる。</p> <p>7-18-7-2(略)</p> <p>7-18-8(略)</p> <p>7-18-9 従前規定の適用⑤</p> <p>昭和46年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第3項第3号、第4号関係)</p> <p>7-18-9-1 装備要件</p> <p>自動車には、次の基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>及び最高速度20km/h未満の自動車にあってはこれを1系統とすることができ、かつ、7-18-9-2-1(2)②及び7-18-10-2-3(1)①の基準に適合することを要しない。</p> <p>また、車両総重量2t未満の自動車にあっては、これを1系統とすることができる。</p> <p>7-18-9-2 性能要件</p>

新旧対照表
62 / 521

新	旧
<p>7-18-9-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ブレーキ・テスタを用いて (1) の基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。</p> <p>ただし、②の規定は最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 未満の自動車にあっては適用しない。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>7-18-9-2-2～7-18-9-2-3 (略)</p> <p>7-18-10～7-18-13 (略)</p> <p>7-18-14 従前規定の適用⑩</p> <p>平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 1 項第 4 号関係)</p> <p>7-18-14-1 装備要件</p> <p>自動車には、次の基準に適合する独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車にあってはこれを 1 系統とすることができ、かつ、7-18-14-2-1 (2) ②、7-18-14-2-3 (2) ①、7-18-14-2-2②及び④の基準に適合することを要しない。</p> <p>7-18-14-2 性能要件</p> <p>7-18-14-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ブレーキ・テスタを用いて (1) の基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。</p> <p>ただし、②の規定は最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 未満の自動車にあっては適用しない。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>7-18-14-2-2 (略)</p> <p>7-18-14-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主制動装置は、その配管 (2 以上の車輪への共用部分を除く。) の一部が損傷した場合においても 2 以上の車輪を制動することができる構造であること。</p> <p>ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、最高速度 25km/h 未満の自動車及び非常用制動装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p> <p>7-19 被牽引自動車の制動装置</p> <p>7-19-1 装備要件</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p>	<p>7-18-9-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ブレーキ・テスタを用いて (1) の基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。</p> <p>ただし、②の規定は最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 25km/h 未満の自動車にあっては適用しない。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>7-18-9-2-2～7-18-9-2-3 (略)</p> <p>7-18-10～7-18-13 (略)</p> <p>7-18-14 従前規定の適用⑩</p> <p>平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 1 項第 4 号関係)</p> <p>7-18-14-1 装備要件</p> <p>自動車には、次の基準に適合する独立に作用する 2 系統以上の制動装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車にあってはこれを 1 系統とすることができ、かつ、7-18-14-2-1 (2) ②、7-18-14-2-3 (2) ①、7-18-14-2-2②及び④の基準に適合することを要しない。</p> <p>7-18-14-2 性能要件</p> <p>7-18-14-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ブレーキ・テスタを用いて (1) の基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。</p> <p>ただし、②の規定は最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 25km/h 未満の自動車にあっては適用しない。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>7-18-14-2-2 (略)</p> <p>7-18-14-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主制動装置は、その配管 (2 以上の車輪への共用部分を除く。) の一部が損傷した場合においても 2 以上の車輪を制動することができる構造であること。</p> <p>ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、最高速度 25km/h 未満の自動車及び非常用制動装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p> <p>7-19 被牽引自動車の制動装置</p> <p>7-19-1 装備要件</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p>

新旧対照表
63 / 521

新	旧
<p>(3) 次の①から③のいずれかに該当する被牽引自動車は、(1) の規定にかかわらず主制動装置を省略することができる。(保安基準第 12 条第 2 項関係、細目告示第 15 条の 2 第 2 項、第 3 項関係、細目告示第 16 条第 3 項関係、細目告示第 93 条の 2 第 2 項、第 3 項関係、細目告示第 94 条第 3 項関係)</p> <p>① 当該被牽引自動車の車両総重量が 750kg 以下であり、かつ、当該被牽引自動車と連結した状態において次のいずれかの基準に適合する制動装置を備えた牽引自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。) により牽引されるもの</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>② 当該被牽引自動車の車両総重量が 750kg 以下であり、かつ、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車又は最高速度 25km/h 以下の自動車により牽引されるもの</p> <p>③ (略)</p> <p>7-19-2～7-19-3 (略)</p> <p>7-19-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ～ (5)</p> <p>(6) 次に掲げる自動車については、7-19-10 (従前規定の適用⑩) の規定を適用する。</p> <p>① (略)</p> <p>② 指定自動車等以外の被牽引自動車であって車両総重量が 10t 以下のもの (適用関係告示第 9 条第 1 項第 45 号関係)</p> <p>7-19-5～7-19-7 (略)</p> <p>7-19-8 従前規定の適用④</p> <p>①から③に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 2 項第 10 号、第 11 号及び第 3 項第 8 号、第 9 号関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>7-19-8-1 装備要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる被牽引自動車の主制動装置は、7-19-8-2-1 (2) ①の基準にかかわらず、慣性制動装置とすることができる。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車により牽引される被牽引自動車で車両総重量 2t 未満のもの (①及び②に掲げるものを除く。)</p> <p>7-19-8-2 (略)</p> <p>7-19-9 従前規定の適用⑤</p> <p>平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 1 項第 5 号、第 6 号及び第 7 号関係)</p> <p>7-19-9-1 装備要件</p>	<p>(3) 次の①から③のいずれかに該当する被牽引自動車は、(1) の規定にかかわらず主制動装置を省略することができる。(保安基準第 12 条第 2 項関係、細目告示第 15 条の 2 第 2 項、第 3 項関係、細目告示第 16 条第 3 項関係、細目告示第 93 条の 2 第 2 項、第 3 項関係、細目告示第 94 条第 3 項関係)</p> <p>① 当該被牽引自動車の車両総重量が 750kg 以下であり、かつ、当該被牽引自動車と連結した状態において次のいずれかの基準に適合する制動装置を備えた牽引自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、カタピラ及びソリを有する軽自動車並びに最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。) により牽引されるもの</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>② 当該被牽引自動車の車両総重量が 750kg 以下であり、かつ、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、カタピラ及びソリを有する軽自動車又は最高速度 25km/h 以下の自動車により牽引されるもの</p> <p>③ (略)</p> <p>7-19-2～7-19-3 (略)</p> <p>7-19-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ～ (5)</p> <p>(6) 次に掲げる自動車については、7-19-10 (従前規定の適用⑩) の規定を適用する。</p> <p>① (略)</p> <p>② 指定自動車等以外の被牽引自動車であって車両総重量が 3.5t 以下のもの (適用関係告示第 9 条第 1 項第 45 号関係)</p> <p>7-19-5～7-19-7 (略)</p> <p>7-19-8 従前規定の適用④</p> <p>①から③に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 2 項第 10 号、第 11 号及び第 3 項第 8 号、第 9 号関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>7-19-8-1 装備要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる被牽引自動車の主制動装置は、7-19-8-2-1 (2) ①の基準にかかわらず、慣性制動装置とすることができる。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車により牽引される被牽引自動車で車両総重量 2t 未満のもの (①及び②に掲げるものを除く。)</p> <p>7-19-8-2 (略)</p> <p>7-19-9 従前規定の適用⑤</p> <p>平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 1 項第 5 号、第 6 号及び第 7 号関係)</p> <p>7-19-9-1 装備要件</p>

新旧対照表
64 / 521

新	旧
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる自動車の主制動装置は、7-19-9-2-1 (2) ②の基準にかかわらず、慣性制動装置とすることができる。 この場合においては、7-15-7-2-3 (2) ②及び7-19-9-2-1 (2) ③の基準に適合することを要しない。 ①～② (略)</p> <p>③ 最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車により牽引される被牽引自動車で車両総重量 2t 未満のもの (①及び②に掲げるものを除く。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>7-19-9-2 (略)</p> <p>7-19-10 従前規定の適用⑥</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>① (略)</p> <p>② 指定自動車等以外の被牽引自動車であって車両総重量が <u>10t</u> 以下のもの (適用関係告示第 9 条第 1 項第 45 号関係)</p> <p>7-19-10-1 装備要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車にあつては、当該被牽引自動車を牽引する牽引自動車 (専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人未満のもの (二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 25km/h 未満の自動車を除く。)) を除く。) の車両重量の 2 分の 1 を当該被牽引自動車の車両総重量が超えない場合には、(1) の規定にかかわらず、主制動装置を省略することができる。</p> <p>7-19-10-2 性能要件</p> <p>7-19-10-2-1 (略)</p> <p>7-19-10-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる被牽引自動車の主制動装置は、7-19-10-2-1 (3) ②の基準にかかわらず、慣性制動装置とすることができる。 この場合において、平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 15「トレーラの制動装置の技術基準」に定める基準並びに 7-19-10-2-1 (3) ③及び 7-19-10-2-3 (3) ②の基準は適用しない。 ①～② (略)</p> <p>③ 最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車により牽引される被牽引自動車で車両総重量 2t 未満のもの (①及び②に掲げるものを除く。)</p> <p>7-19-10-2-3 (略)</p> <p>7-20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる自動車の主制動装置は、7-19-9-2-1 (2) ②の基準にかかわらず、慣性制動装置とすることができる。 この場合においては、7-15-7-2-3 (2) ②及び7-19-9-2-1 (2) ③の基準に適合することを要しない。 ①～② (略)</p> <p>③ 最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車により牽引される被牽引自動車で車両総重量 2t 未満のもの (①及び②に掲げるものを除く。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>7-19-9-2 (略)</p> <p>7-19-10 従前規定の適用⑥</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>① (略)</p> <p>② 指定自動車等以外の被牽引自動車であつて車両総重量が <u>3.5t</u> 以下のもの (適用関係告示第 9 条第 1 項第 45 号関係)</p> <p>7-19-10-1 装備要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車にあつては、当該被牽引自動車を牽引する牽引自動車 (専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人未満のもの (二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びソリを有する軽自動車並びに最高速度 25km/h 未満の自動車を除く。)) を除く。) の車両重量の 2 分の 1 を当該被牽引自動車の車両総重量が超えない場合には、(1) の規定にかかわらず、主制動装置を省略することができる。</p> <p>7-19-10-2 性能要件</p> <p>7-19-10-2-1 (略)</p> <p>7-19-10-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる被牽引自動車の主制動装置は、7-19-10-2-1 (3) ②の基準にかかわらず、慣性制動装置とすることができる。 この場合において、平成 25 年 8 月 30 日付け国土交通省告示第 826 号による改正前の細目告示別添 15「トレーラの制動装置の技術基準」に定める基準並びに 7-19-10-2-1 (3) ③及び 7-19-10-2-3 (3) ②の基準は適用しない。 ①～② (略)</p> <p>③ 最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車により牽引される被牽引自動車で車両総重量 2t 未満のもの (①及び②に掲げるものを除く。)</p> <p>7-19-10-2-3 (略)</p> <p>7-20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置</p>

新旧対照表
65 / 521

新	旧
<p>7-20-1～7-20-3 (略)</p> <p>7-20-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ～ (13) (略)</p> <p>(14) 牽引自動車であつて次に掲げる自動車であるものと被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、7-20-18 (従前規定の適用⑩) の規定を適用する。(適用関係告示第 10 条第 2 項第 9 号関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 7-17 の基準を適用する自動車であつて平成 11 年 6 月 30 日以前に製作されたもの (平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>(15) 牽引自動車と 7-15-4 (2) ①及び②に掲げる被牽引自動車であつて昭和 47 年 1 月 1 日以降に製作されたものを連結した場合又は牽引自動車であつて次に掲げる自動車であるもの (昭和 47 年 1 月 1 日以降に製作された自動車に限る。) と被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、7-20-19 (従前規定の適用⑩) の規定を適用する。(適用関係告示第 10 条第 3 項第 7 号関係)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 7-17 の基準を適用する自動車であつて平成 11 年 6 月 30 日以前に製作されたもの (平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>(16) 牽引自動車と 7-15-4 (2) ①及び②に掲げる被牽引自動車であつて昭和 50 年 4 月 1 日以降に製作されたものを連結した場合又は牽引自動車であつて次に掲げる自動車であるもの (昭和 50 年 4 月 1 日以降に製作された自動車に限る。) と被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、7-20-20 (従前規定の適用⑩) の規定を適用する。(適用関係告示第 10 条第 3 項第 6 号関係)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 7-17 の基準を適用する自動車であつて平成 11 年 6 月 30 日以前に製作されたもの (平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>(17) 牽引自動車と 7-15-4 (2) ①及び②に掲げる被牽引自動車を連結した場合又は牽引自動車であつて次に掲げる自動車であるものと被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、7-20-21 (従前規定の適用⑩) の規定を適用する。(適用関係告示第 10 条第 3 項第 8 号関係)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 7-17 の基準を適用する自動車であつて平成 11 年 6 月 30 日以前に製作されたもの (平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) 次に掲げる自動車については、7-20-23 (従前規定の適用⑩) の規定を適用する。(適用関係告示第 10 条第 4 項、第 5 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 牽引自動車と車両総重量が <u>10t</u> 以下の指定自動車等以外の被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車</p> <p>[テルテール : UN R121 又は UN R60 適用前]</p> <p>(20) 次に掲げる自動車については、7-20-24 (従前規定の適用⑩) の規定を適用する。(適</p>	<p>7-20-1～7-20-3 (略)</p> <p>7-20-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ～ (13) (略)</p> <p>(14) 牽引自動車であつて次に掲げる自動車であるものと被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、7-20-18 (従前規定の適用⑩) の規定を適用する。(適用関係告示第 10 条第 2 項第 9 号関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 7-17 の基準を適用する自動車であつて平成 11 年 6 月 30 日以前に製作されたもの (平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び型式認定自動車を除く。)</p> <p>(15) 牽引自動車と 7-15-4 (2) ①及び②に掲げる被牽引自動車であつて昭和 47 年 1 月 1 日以降に製作されたものを連結した場合又は牽引自動車であつて次に掲げる自動車であるもの (昭和 47 年 1 月 1 日以降に製作された自動車に限る。) と被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、7-20-19 (従前規定の適用⑩) の規定を適用する。(適用関係告示第 10 条第 3 項第 7 号関係)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 7-17 の基準を適用する自動車であつて平成 11 年 6 月 30 日以前に製作されたもの (平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び型式認定自動車を除く。)</p> <p>(16) 牽引自動車と 7-15-4 (2) ①及び②に掲げる被牽引自動車であつて昭和 50 年 4 月 1 日以降に製作されたものを連結した場合又は牽引自動車であつて次に掲げる自動車であるもの (昭和 50 年 4 月 1 日以降に製作された自動車に限る。) と被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、7-20-20 (従前規定の適用⑩) の規定を適用する。(適用関係告示第 10 条第 3 項第 6 号関係)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 7-17 の基準を適用する自動車であつて平成 11 年 6 月 30 日以前に製作されたもの (平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び型式認定自動車を除く。)</p> <p>(17) 牽引自動車と 7-15-4 (2) ①及び②に掲げる被牽引自動車を連結した場合又は牽引自動車であつて次に掲げる自動車であるものと被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、7-20-21 (従前規定の適用⑩) の規定を適用する。(適用関係告示第 10 条第 3 項第 8 号関係)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 7-17 の基準を適用する自動車であつて平成 11 年 6 月 30 日以前に製作されたもの (平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び型式認定自動車を除く。)</p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) 次に掲げる自動車については、7-20-23 (従前規定の適用⑩) の規定を適用する。(適用関係告示第 10 条第 4 項、第 5 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 牽引自動車と車両総重量が <u>3.5t</u> 以下の指定自動車等以外の被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車</p> <p>[テルテール : UN R121 又は UN R60 適用前]</p> <p>(20) 次に掲げる自動車については、7-20-24 (従前規定の適用⑩) の規定を適用する。(適</p>

新旧対照表
66 / 521

新	旧
<p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 牽引自動車 (最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)及び被牽引自動車 (車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車並びに 7-19-9-1 (2) ②及び③に掲げる被牽引自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、7-18-14-2-2②及び 7-18-14-2-3 (2) ①の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 4 号関係)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が 12t を超えるもの (高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。)及び車両総重量が 7t を超える牽引自動車及び被牽引自動車 (車両総重量 10t 以下の被牽引自動車及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車又は最高速度 20km/h 未満の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 6 号関係)</p> <p>① 7-15 の自動車に牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2④及び 7-15-7-2-3 (1) ⑦の基準</p> <p>(7) (略)</p> <p>7-20-22 従前規定の適用⑩ 平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>7-20-22-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 牽引自動車 (最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)及び被牽引自動車 (慣性制動装置を備える自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 車両総重量が 7t を超える牽引自動車及び被牽引自動車 (車両総重量 10t 以下の被牽引自動車及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車又は最高速度 20km/h 未満の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 6 号関係)</p> <p>① (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>7-20-23 従前規定の適用⑩ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 10 条第 4 項、第 5 項関係)</p> <p>① (略)</p>	<p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 牽引自動車 (最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)及び被牽引自動車 (車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車並びに 7-19-9-1 (2) ②及び③に掲げる被牽引自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、7-18-14-2-2②及び 7-18-14-2-3 (2) ①の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 4 号関係)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 専ら乗用の用に供する自動車であつて車両総重量が 12t を超えるもの (高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。)及び車両総重量が 7t を超える牽引自動車及び被牽引自動車 (車両総重量 10t 以下の被牽引自動車及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車又は最高速度 20km/h 未満の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 6 号関係)</p> <p>① 7-15 の自動車に牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2④及び 7-15-7-2-3 (1) ⑦の基準</p> <p>(7) (略)</p> <p>7-20-22 従前規定の適用⑩ 平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>7-20-22-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 牽引自動車 (最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)及び被牽引自動車 (慣性制動装置を備える自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 4 号関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 車両総重量が 7t を超える牽引自動車及び被牽引自動車 (車両総重量 10t 以下の被牽引自動車及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車又は最高速度 20km/h 未満の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 6 号関係)</p> <p>① (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>7-20-23 従前規定の適用⑩ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 10 条第 4 項、第 5 項関係)</p> <p>① (略)</p>

新旧対照表
73 / 521

新	旧
<p>② 牽引自動車と車両総重量が 10t 以下の指定自動車等以外の被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車</p> <p>7-20-23-1 性能要件</p> <p>7-20-23-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 牽引自動車 (最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。)及び被牽引自動車 (慣性制動装置を備える自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次に掲げる基準に適合しなければならない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 車両総重量が 7t を超える牽引自動車及び被牽引自動車 (車両総重量 10t 以下の被牽引自動車及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車又は最高速度 25km/h 以下の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次に掲げる基準に適合しなければならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>7-20-23-1-2 書面等による審査 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、連結状態における制動性能に関し、書面により審査したときに、細目告示別添 93「連結車両の制動動作おくれ防止の技術基準」に定める基準に適合しなければならない。 [テール：UN R121 又は UN R60 適用前]</p> <p>7-20-24 従前規定の適用⑩ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 47 項、第 48 項、第 49 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車 (①に掲げる自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)</p> <p>③ (略)</p> <p>7-20-24-1 (略)</p> <p>7-21 緩衝装置</p> <p>7-21-1 整備要件 自動車には、地面からの衝撃に対し十分な容量を有し、かつ、安全な運行を確保できるものとして強度、緩衝性能等に関し、7-21-2 の基準に適合するばねその他の緩衝装置を備えなければならない。 ただし、大型特殊自動車、車両総重量 2t 未満の被牽引自動車及び最高速度 20km/h 未</p>	<p>② 牽引自動車と車両総重量が 3.5t 以下の指定自動車等以外の被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車</p> <p>7-20-23-1 性能要件</p> <p>7-20-23-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 牽引自動車 (最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。)及び被牽引自動車 (慣性制動装置を備える自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次に掲げる基準に適合しなければならない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 車両総重量が 7t を超える牽引自動車及び被牽引自動車 (車両総重量 10t 以下の被牽引自動車及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車又は最高速度 25km/h 以下の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次に掲げる基準に適合しなければならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>7-20-23-1-2 書面等による審査 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、連結状態における制動性能に関し、書面により審査したときに、細目告示別添 93「連結車両の制動動作おくれ防止の技術基準」に定める基準に適合しなければならない。 [テール：UN R121 又は UN R60 適用前]</p> <p>7-20-24 従前規定の適用⑩ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 47 項、第 48 項、第 49 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車 (①に掲げる自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カブタイプ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)</p> <p>③ (略)</p> <p>7-20-24-1 (略)</p> <p>7-21 緩衝装置</p> <p>7-21-1 整備要件 自動車には、地面からの衝撃に対し十分な容量を有し、かつ、安全な運行を確保できるものとして強度、緩衝性能等に関し、7-21-2 の基準に適合するばねその他の緩衝装置を備えなければならない。 ただし、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、車両総重量 2t 未満の被牽引</p>

新旧対照表
74 / 521

新	旧
<p>満の自動車(爆発性液体を運送するため車台にタンクを固定した自動車を除く。)にあっては、これを省略することができる。(保安基準第14条関係)</p> <p>7-21-2~7-21-4 (略)</p> <p>7-21-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第11条第1項第1号関係)</p> <p>7-21-5-1 装備要件</p> <p>自動車には、7-21-5-2の基準に適合するばねその他の緩衝装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、大型特殊自動車、車両総重量2t未満の自動車及び最高速度25km/h未満の自動車(爆発性液体を運送するため車台にタンクを固定した自動車を除く。)にあっては、これを省略することができる。</p> <p>なお、緩衝装置に係る改造を行った自動車については、本文中「車両総重量2t未満の自動車」を「車両総重量2t未満の被牽引自動車」に読み替えて適用する。(保安基準第14条関係)</p> <p>7-21-5-2 (略)</p> <p>7-21-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和58年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第11条第1項第2号関係)</p> <p>7-21-6-1 装備要件</p> <p>自動車には、7-21-6-2の基準に適合するばねその他の緩衝装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、大型特殊自動車、車両総重量2t未満の自動車及び最高速度20km/h未満の自動車(爆発性液体を運送するため車台にタンクを固定した自動車を除く。)にあっては、これを省略することができる。</p> <p>なお、緩衝装置に係る改造を行った自動車については、本文中「車両総重量2t未満の自動車」を「車両総重量2t未満の被牽引自動車」に読み替えて適用する。(保安基準第14条関係)</p> <p>7-21-6-2 (略)</p> <p>7-22 燃料装置</p> <p>7-22-1 性能要件</p> <p>7-22-1-1 (略)</p> <p>7-22-1-2 書面等による審査</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車(乗車定員11人以上の自動車、車両総重量が2.8tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の燃料タンク及び配管は、当該自動車が発火、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面そ</p>	<p>自動車及び最高速度20km/h未満の自動車、7-113-1(4)の自動車以外のものについては、これを省略することができる。(保安基準第14条関係)</p> <p>7-21-2~7-21-4 (略)</p> <p>7-21-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第11条第1項第1号関係)</p> <p>7-21-5-1 装備要件</p> <p>自動車には、7-21-5-2の基準に適合するばねその他の緩衝装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、車両総重量2t未満の自動車及び最高速度25km/h未満の自動車、7-113-1(4)の自動車以外のものについては、これを省略することができる。</p> <p>なお、緩衝装置に係る改造を行った自動車については、本文中「車両総重量2t未満の自動車」を「車両総重量2t未満の被牽引自動車」に読み替えて適用する。(保安基準第14条関係)</p> <p>7-21-5-2 (略)</p> <p>7-21-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和58年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第11条第1項第2号関係)</p> <p>7-21-6-1 装備要件</p> <p>自動車には、7-21-6-2の基準に適合するばねその他の緩衝装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、車両総重量2t未満の自動車及び最高速度20km/h未満の自動車、7-113-1(4)の自動車以外のものについては、これを省略することができる。</p> <p>なお、緩衝装置に係る改造を行った自動車については、本文中「車両総重量2t未満の自動車」を「車両総重量2t未満の被牽引自動車」に読み替えて適用する。(保安基準第14条関係)</p> <p>7-21-6-2 (略)</p> <p>7-22 燃料装置</p> <p>7-22-1 性能要件</p> <p>7-22-1-1 (略)</p> <p>7-22-1-2 書面等による審査</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車(乗車定員11人以上の自動車、車両総重量が2.8tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)の燃料タンク及び配管は、当該自動車が発火、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少</p>

新旧対照表
75 / 521

新	旧
<p>その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、燃料タンク及び配管がUN R34-03の5.及び6.又は13.に適合するものであるときは、UN R34-03の8.1.1.は適用しない。(保安基準第15条第2項関係、細目告示第18条第2項関係、細目告示第96条第3項関係)</p> <p>①~② (略)</p> <p>(4)~(5) (略)</p> <p>7-22-2~7-22-5 (略)</p> <p>7-22-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和62年8月31日(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車であって輸入自動車以外の自動車)については、昭和62年2月28日、輸入自動車については昭和63年3月31日)以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第12条第1項関係)</p> <p>7-22-6-1 性能要件</p> <p>(1) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車の燃料装置は、次の基準に適合しなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)の燃料タンク及び配管は、当該自動車が発火等を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ない構造であること。</p> <p>③~⑥ (略)</p> <p>(2)~(3) (略)</p> <p>7-22-7 従前規定の適用③</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第12条第4項関係)</p> <p>①~② (略)</p> <p>7-22-7-1 性能要件</p> <p>7-22-7-1-1 (略)</p> <p>7-22-7-1-2 書面等による審査</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車(乗車定員11人以上の自動車、車両総重量が2.8tを超える自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)の燃料タンク及び配管は、当該自動車が発火、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.に定める方法により試験を行った結果、同別添4.の基準に適合するものでなければならない。</p>	<p>ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、燃料タンク及び配管がUN R34-03の5.及び6.又は13.に適合するものであるときは、UN R34-03の8.1.1.は適用しない。(保安基準第15条第2項関係、細目告示第18条第2項関係、細目告示第96条第3項関係)</p> <p>①~② (略)</p> <p>(4)~(5) (略)</p> <p>7-22-2~7-22-5 (略)</p> <p>7-22-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和62年8月31日(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車であって輸入自動車以外の自動車)については、昭和62年2月28日、輸入自動車については昭和63年3月31日)以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第12条第1項関係)</p> <p>7-22-6-1 性能要件</p> <p>(1) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車の燃料装置は、次の基準に適合しなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びびそりを有する軽自動車を除く。)の燃料タンク及び配管は、当該自動車が発火等を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ない構造であること。</p> <p>③~⑥ (略)</p> <p>(2)~(3) (略)</p> <p>7-22-7 従前規定の適用③</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第12条第4項関係)</p> <p>①~② (略)</p> <p>7-22-7-1 性能要件</p> <p>7-22-7-1-1 (略)</p> <p>7-22-7-1-2 書面等による審査</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車(乗車定員11人以上の自動車、車両総重量が2.8tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びびそりを有する軽自動車を除く。)の燃料タンク及び配管は、当該自動車が発火、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして燃料漏れ防止に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.に定める方法により試験を行った結果、同別添4.の基準に適合するものでなければならない。</p>

新旧対照表
76 / 521

新	旧
<p>(4) ～ (5) (略)</p> <p>7-23 (略)</p> <p>7-24 高圧ガスの燃料装置</p> <p>7-24-1 性能要件</p> <p>7-24-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 高圧ガスを燃料とする自動車 ((4) に掲げる自動車を除く。) の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、②から④までの規定は、圧縮天然ガスを燃料とする自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) には適用しない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 1 項関係、細目告示第 98 条第 1 項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 圧縮天然ガスを燃料とする自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) は、UN R110-01 の 17. に適合すること。</p> <p>ただし、圧縮天然ガスを燃料とする燃料装置が UN R110-01 の 6.4. から 6.11. までに適合するときは、UN R110-01 の 17.1.2. は適用しない。</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>7-24-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 3 項関係、細目告示第 98 条第 3 項関係)</p> <p>① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) に備える燃料装置にあっては、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ただし、7-24-1-1 (4) ①ア (イ) 又は 7-24-1-1 (4) ①イ (エ) のガス容器を備える自動車にあっては、イに掲げるものを除く。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車 (三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車に限る。) にあっては、燃料装置が細目告示別添 100 「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」 に定める基準に適合すること。</p>	<p>(4) ～ (5) (略)</p> <p>7-23 (略)</p> <p>7-24 高圧ガスの燃料装置</p> <p>7-24-1 性能要件</p> <p>7-24-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 高圧ガスを燃料とする自動車 ((4) に掲げる自動車を除く。) の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、②から④までの規定は、圧縮天然ガスを燃料とする自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カテゴリー及びそれを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。) には適用しない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 1 項関係、細目告示第 98 条第 1 項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 圧縮天然ガスを燃料とする自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カテゴリー及びそれを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。) は、UN R110-01 の 17. に適合すること。</p> <p>ただし、圧縮天然ガスを燃料とする燃料装置が UN R110-01 の 6.4. から 6.11. までに適合するときは、UN R110-01 の 17.1.2. は適用しない。</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>7-24-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 3 項関係、細目告示第 98 条第 3 項関係)</p> <p>① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カテゴリー及びそれを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。) に備える燃料装置にあっては、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ただし、7-24-1-1 (4) ①ア (イ) 又は 7-24-1-1 (4) ①イ (エ) のガス容器を備える自動車にあっては、イに掲げるものを除く。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車 (三輪自動車、カテゴリー及びそれを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車に限る。) にあっては、燃料装置が細目告示別添 100 「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」 に定める基準に適合すること。</p>

新旧対照表
77 / 521

新	旧
<p>③～⑤ (略)</p> <p>(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車と衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は 4-18-2 (1) ③の書面により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 3 項関係、細目告示第 20 条第 4 項関係、第 98 条第 4 項関係)</p> <p>① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車 (乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) にあっては、UN R137-00 (附則 3 に限る。) に定める方法及び細目告示別添 17 「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」 3.1.2.4. 及び 3.1.2.6. から 3.1.2.8. に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S2 (7.2.1. から 7.2.3. に限る。) に適合すること。</p> <p>② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車 (乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) にあっては、UN R34-03-S1 (附則 4 (2.7.2. を除く。) に限る。) 又は細目告示別添 17 「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」 3.2. に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S2 (7.2.1. から 7.2.3. に限る。) に適合すること。</p> <p>この場合において、同別添 3.2.4. 中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5 分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁の上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突 60 分後に測定する。」とあるのは「この場合において、測定方法は UN R134-00-S2 (附則 5 の 1. 及び 2. に限る。) に定める方法とする。」と読み替えるものとする。</p> <p>③ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) にあっては、UN R134-00-S2 (7.2. に限る。) に適合すること。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車 (次の (a) から (i) までに掲げるものを除く。) にあっては、UN R135-01 (5.5.2. に限る。) に適合すること。</p>	<p>③～⑤ (略)</p> <p>(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車と衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は 4-18-2 (1) ③の書面により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 3 項関係、細目告示第 20 条第 4 項関係、第 98 条第 4 項関係)</p> <p>① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車 (乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カテゴリー及びそれを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。) にあっては、UN R137-00 (附則 3 に限る。) に定める方法及び細目告示別添 17 「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」 3.1.2.4. 及び 3.1.2.6. から 3.1.2.8. に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S2 (7.2.1. から 7.2.3. に限る。) に適合すること。</p> <p>② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車 (乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が 2.8t を超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カテゴリー及びそれを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。) にあっては、UN R34-03-S1 (附則 4 (2.7.2. を除く。) に限る。) 又は細目告示別添 17 「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」 3.2. に定める方法により試験を行った結果、UN R134-00-S2 (7.2.1. から 7.2.3. に限る。) に適合すること。</p> <p>この場合において、同別添 3.2.4. 中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5 分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁の上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突 60 分後に測定する。」とあるのは「この場合において、測定方法は UN R134-00-S2 (附則 5 の 1. 及び 2. に限る。) に定める方法とする。」と読み替えるものとする。</p> <p>③ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カテゴリー及びそれを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。) にあっては、UN R134-00-S2 (7.2. に限る。) に適合すること。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車 (次の (a) から (k) までに掲げるものを除く。) にあっては、UN R135-01 (5.5.2. に限る。) に適合すること。</p>

新旧対照表
78 / 521

新	旧
<p>(a) ~ (g) (略)</p> <p><u>(削除)</u> <u>(h) (略)</u> <u>(削除)</u> <u>(i) (略)</u></p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあっては、UN R135-00-S1 に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 12 項関係) ア~イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>7-24-2~7-24-3 (略)</p> <p>7-24-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-24-9 (従前規定の適用⑤) の規定を適用する。(適用関係告示第 13 条第 9 項関係)</p> <p>① <u>「製作年月日」以前に製作された自動車</u> ② <u>「製作年月日」以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア~ウ (略)</p> <p>表 (略)</p> <p>(6) 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-24-10 (従前規定の適用⑥) の規定を適用する。(適用関係告示第 13 条第 10 項関係)</p> <p>① <u>「製作年月日」以前に製作された自動車</u> ② <u>「製作年月日」以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</u> ア~ウ (略)</p> <p>表 (略)</p> <p>7-24-5~7-24-6 (略)</p> <p>7-24-7 従前規定の適用③</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 5 項、第 6 項関係) ①~② (略)</p> <p>7-24-7-1 性能要件</p> <p>7-24-7-1-1 視認等による審査</p> <p>圧縮水素ガスを燃料とする自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① (略)</p> <p>7-24-7-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(a) ~ (g) (略)</p> <p><u>(h) カタビラ及びそりを有する軽自動車</u> <u>(i) (略)</u> <u>(j) 小型特殊自動車</u> <u>(k) (略)</u></p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあっては、UN R135-00-S1 に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 12 項関係) ア~イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>7-24-2~7-24-3 (略)</p> <p>7-24-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 次の表に掲げる区分に応じた「<u>製作年月日</u>」以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-24-9 (従前規定の適用⑤) の規定を適用する。(適用関係告示第 13 条第 9 項関係)</p> <p><u>(新設)</u> <u>(新設)</u> ①~③ (略)</p> <p>表 (略)</p> <p>(6) 次の表に掲げる区分に応じた「<u>製作年月日</u>」以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-24-10 (従前規定の適用⑥) の規定を適用する。(適用関係告示第 13 条第 10 項関係)</p> <p><u>(新設)</u> <u>(新設)</u> ①~③ (略)</p> <p>表 (略)</p> <p>7-24-5~7-24-6 (略)</p> <p>7-24-7 従前規定の適用③</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 5 項、第 6 項関係) ①~② (略)</p> <p>7-24-7-1 性能要件</p> <p>7-24-7-1-1 視認等による審査</p> <p>圧縮水素ガスを燃料とする自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① (略)</p> <p>7-24-7-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p>

新旧対照表
79 / 521

新	旧
<p>(2) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)のガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれのないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3. に定める方法により試験を行った結果、同別添 4. の基準に適合するものであること。</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>7-24-8 従前規定の適用④</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 7 項、第 8 項、第 11 項関係) ①~② (略)</p> <p>7-24-8-1 性能要件</p> <p>7-24-8-1-1 (略)</p> <p>7-24-8-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。</p> <p>① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって専ら乗用の用に供する車両総重量 4.54t 未満のもの(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)にあっては、その燃料装置が次に掲げる基準に適合するものであること。 ア~ウ (略)</p> <p>エ 保安基準第 17 条第 3 項の規定が適用される自動車以外の圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって専ら乗用の用に供する車両総重量 4.54t 未満のもの(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)のガス容器及び容器附属品は、細目告示別添 100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」3.5.4. に定める基準に適合すること。</p> <p>オ 座席の地上面からの高さが 700mm 以下の圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって専ら乗用の用に供する車両総重量 4.54t 未満のもの(乗車定員 10 人以上のもの、その形状が乗車定員 10 人以上のものに類するもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)は、細目告示別添 100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」3.5.5. に定める基準に適合すること。</p> <p>この場合において「3.5.5.1. 及び 3.5.5.2. の方法」とあるのは「世界統一</p>	<p>(2) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、<u>カタビラ及びそりを有する軽自動車</u>、大型特殊自動車、<u>小型特殊自動車並びに</u>被牽引自動車を除く。)のガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれのないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3. に定める方法により試験を行った結果、同別添 4. の基準に適合するものであること。</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>7-24-8 従前規定の適用④</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 13 条第 7 項、第 8 項、第 11 項関係) ①~② (略)</p> <p>7-24-8-1 性能要件</p> <p>7-24-8-1-1 (略)</p> <p>7-24-8-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。 この場合において、指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは①及び②の基準に適合するものとする。</p> <p>① 圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって専ら乗用の用に供する車両総重量 4.54t 未満のもの(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、<u>カタビラ及びそりを有する軽自動車</u>、大型特殊自動車、<u>小型特殊自動車並びに</u>被牽引自動車を除く。)にあっては、その燃料装置が次に掲げる基準に適合するものであること。 ア~ウ (略)</p> <p>エ 保安基準第 17 条第 3 項の規定が適用される自動車以外の圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって専ら乗用の用に供する車両総重量 4.54t 未満のもの(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、<u>カタビラ及びそりを有する軽自動車</u>、大型特殊自動車、<u>小型特殊自動車並びに</u>被牽引自動車を除く。)のガス容器及び容器附属品は、細目告示別添 100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」3.5.4. に定める基準に適合すること。</p> <p>オ 座席の地上面からの高さが 700mm 以下の圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって専ら乗用の用に供する車両総重量 4.54t 未満のもの(乗車定員 10 人以上のもの、その形状が乗車定員 10 人以上のものに類するもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、<u>カタビラ及びそりを有する軽自動車</u>、大型特殊自動車、<u>小型特殊自動車並びに</u>被牽引自動車を除く。)は、細目告示別添 100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」3.5.5. に定める基準に適合すること。</p> <p>この場合において「3.5.5.1. 及び 3.5.5.2. の方法」とあるのは「世界統一</p>

新旧対照表
80 / 521

新	旧
<p>技術規則第13号の技術的な要件(同規則の規則6.1.1.及び6.1.2.に限る。)に定める方法」と「3.5.5.3.の基準」とあるのは「世界統一技術規則第13号の技術的な要件(同規則の規則5.2.2.に限る。)に定める基準」と読み替えるものとする。</p> <p>② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって専ら乗用の用に供する車両総重量4.5t未満のもの(三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)以外の圧縮水素ガスを燃料とする自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)にあつては、燃料装置が細目告示別添100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」に定める基準に適合すること。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は4-18-2(1)③の書面により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>① 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員11人以上のもの、車両総重量が2.8tを超えるもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)にあつては、細目告示別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.に定める方法により試験を行った結果、世界統一技術規則第13号の技術的な要件(同規則の規則5.2.2.に限る。)に定める基準に適合すること。</p> <p>この場合において、同別添3.1.3.中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突60分後に測定する。」とあり、及び同別添3.2.4.中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突60分後に測定する。」とあるのは「この場合において、測定方法は世界統一技術規則第13号の技術的な要件(同規則の規則6.1.1.及び6.1.2.に限る。)に定める方法とする。」と読み替えるものとする。</p> <p>② 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人以上のもの及びその形状が乗車定員10人以上のものに類するもの、車両総重量が2.5tを超えるもの及びその形状が車両総重量2.5tを超えるもの)の形状に類</p>	<p>技術規則第13号の技術的な要件(同規則の規則6.1.1.及び6.1.2.に限る。)に定める方法」と「3.5.5.3.の基準」とあるのは「世界統一技術規則第13号の技術的な要件(同規則の規則5.2.2.に限る。)に定める基準」と読み替えるものとする。</p> <p>② 圧縮水素ガスを燃料とする自動車であつて専ら乗用の用に供する車両総重量4.5t未満のもの(三輪自動車、<u>カタピラ及びそりを有する軽自動車</u>、大型特殊自動車、<u>小型特殊自動車並びに</u>被牽引自動車を除く。)以外の圧縮水素ガスを燃料とする自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)にあつては、燃料装置が細目告示別添100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」に定める基準に適合すること。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は4-18-2(1)③の書面により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>① 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員11人以上のもの、車両総重量が2.8tを超えるもの、二輪自動車、<u>側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車</u>を除く。)にあつては、細目告示別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.に定める方法により試験を行った結果、世界統一技術規則第13号の技術的な要件(同規則の規則5.2.2.に限る。)に定める基準に適合すること。</p> <p>この場合において、同別添3.1.3.中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突60分後に測定する。」とあり、及び同別添3.2.4.中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突60分後に測定する。」とあるのは「この場合において、測定方法は世界統一技術規則第13号の技術的な要件(同規則の規則6.1.1.及び6.1.2.に限る。)に定める方法とする。」と読み替えるものとする。</p> <p>② 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人以上のもの及びその形状が乗車定員10人以上のものに類するもの、車両総重量が2.5tを超えるもの及びその形状が車両総重量2.5tを超えるもの)の形状に類</p>

新旧対照表
81 / 521

新	旧
<p>するもの、二輪自動車、側車付二輪自動車<u>及び被牽引自動車を除く。</u>)にあつては、UN R94-02-S5 附則3の1.、3.及び4.に定める方法及びGTR13の6.1.1.及び6.1.2.に定める方法により試験を行った結果、GTR13の5.2.2.の基準に適合すること。</p> <p>③ ①及び②に掲げる自動車以外の圧縮水素ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車<u>及び被牽引自動車を除く。</u>)にあつては、細目告示別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.に定める方法により試験を行った結果、同別添4.の基準に適合すること。</p> <p>④ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(次の(a)から<u>(i)</u>までに掲げるものを除く。)にあつては、UN R135-01(5.5.2.に限る。)に適合すること。</p> <p>(a) ~ (g) (略)</p> <p><u>(h) (略)</u></p> <p><u>(i) (略)</u></p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあつては、この規定は適用しない。 ア~イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>7-24-9 従前規定の適用⑤ 次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第13条第9項関係)</p> <p>① 「<u>製作年月日</u>」以前に製作された自動車 ② 「<u>製作年月日</u>」以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの ア~ウ (略)</p> <p style="text-align: center;">表 (略)</p> <p>7-24-9-1 性能要件 7-24-9-1-1 (略) 7-24-9-1-2 書面等による審査 (1) (略) (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は4-18-2(1)③の書面により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</p>	<p>するもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、<u>カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに</u>被牽引自動車を除く。)にあつては、UN R94-02-S5 附則3の1.、3.及び4.に定める方法及びGTR13の6.1.1.及び6.1.2.に定める方法により試験を行った結果、GTR13の5.2.2.の基準に適合すること。</p> <p>③ ①及び②に掲げる自動車以外の圧縮水素ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、<u>カタピラ及びそりを有する軽自動車</u>、大型特殊自動車、<u>小型特殊自動車並びに</u>被牽引自動車を除く。)にあつては、細目告示別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.に定める方法により試験を行った結果、同別添4.の基準に適合すること。</p> <p>④ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(次の(a)から<u>(k)</u>までに掲げるものを除く。)にあつては、UN R135-01(5.5.2.に限る。)に適合すること。</p> <p>(a) ~ (g) (略)</p> <p><u>(h) カタピラ及びそりを有する軽自動車</u></p> <p><u>(i) (略)</u></p> <p><u>(j) 小型特殊自動車</u></p> <p><u>(k) (略)</u></p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあつては、この規定は適用しない。 ア~イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>7-24-9 従前規定の適用⑤ 次の表に掲げる区分に応じた「<u>製作年月日</u>」以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第13条第9項関係)</p> <p><u>(新設)</u> <u>(新設)</u> ①~③ (略)</p> <p style="text-align: center;">表 (略)</p> <p>7-24-9-1 性能要件 7-24-9-1-1 (略) 7-24-9-1-2 書面等による審査 (1) (略) (2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は4-18-2(1)③の書面により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</p>

新旧対照表
82 / 521

新	旧
<p>① 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 11 人以上のもの、車両総重量が 2.8t を超えるもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）にあつては、細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3. に定める方法により試験を行った結果、世界統一技術規則第 13 号の技術的な要件（同規則の規則 5.2.2. に限る。）に定める基準に適合すること。</p> <p>この場合において、同別添 3.1.3. 中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5 分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突 60 分後に測定する。」とあり、及び同別添 3.2.4. 中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5 分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突 60 分後に測定する。」とあるのは「この場合において、測定方法は世界統一技術規則第 13 号の技術的な要件（同規則の規則 6.1.1. 及び 6.1.2. に限る。）に定める方法とする。」と読み替えるものとする。</p> <p>② 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が乗車定員 10 人以上のものに類するもの、車両総重量が 2.5t を超えるもの及びその形状が車両総重量 2.5t を超えるものの形状に類するもの、二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、UN R94-02-S5 附則 3 の 1.、3. 及び 4. に定める方法及び GTR13 の 6.1.1. 及び 6.1.2. に定める方法により試験を行った結果、GTR13 の 5.2.2. の基準に適合すること。</p> <p>③ ①及び②に掲げる自動車以外の圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3. に定める方法により試験を行った結果、同別添 4. の基準に適合すること。</p>	<p>① 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 11 人以上のもの、車両総重量が 2.8t を超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びソリを有する軽自動車を除く。）にあつては、細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3. に定める方法により試験を行った結果、世界統一技術規則第 13 号の技術的な要件（同規則の規則 5.2.2. に限る。）に定める基準に適合すること。</p> <p>この場合において、同別添 3.1.3. 中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5 分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突 60 分後に測定する。」とあり、及び同別添 3.2.4. 中「また、衝突後、できるだけ速やかに各部より車外に流出又は滴下する燃料の量を、5 分間測定する。圧縮水素ガスを燃料とする自動車においては、ガス容器内又はガス容器下流の最初の減圧弁上流においてガスの圧力及び温度を、衝突を実施する直前と衝突 60 分後に測定する。」とあるのは「この場合において、測定方法は世界統一技術規則第 13 号の技術的な要件（同規則の規則 6.1.1. 及び 6.1.2. に限る。）に定める方法とする。」と読み替えるものとする。</p> <p>② 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が乗車定員 10 人以上のものに類するもの、車両総重量が 2.5t を超えるもの及びその形状が車両総重量 2.5t を超えるものの形状に類するもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びソリを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあつては、UN R94-02-S5 附則 3 の 1.、3. 及び 4. に定める方法及び GTR13 の 6.1.1. 及び 6.1.2. に定める方法により試験を行った結果、GTR13 の 5.2.2. の基準に適合すること。</p> <p>③ ①及び②に掲げる自動車以外の圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びソリを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあつては、細目告示別添 17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3. に定める方法により試験を行った結果、同別添 4. の基準に適合すること。</p>
<p>(3) (略)</p> <p>7-24-10 従前規定の適用⑥</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた圧縮水素ガスを燃料とする自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 10 項関係）</p> <p>① 「製作年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 「製作年月日」以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>表 (略)</p> <p>7-24-10-1 性能要件</p> <p>7-24-10-1-1 (略)</p>	<p>(3) (略)</p> <p>7-24-10 従前規定の適用⑥</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた「製作年月日」以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 13 条第 10 項関係）</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>表 (略)</p> <p>7-24-10-1 性能要件</p> <p>7-24-10-1-1 (略)</p>

新旧対照表
83 / 521

新	旧
<p>7-24-10-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれのないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は 4-18-2 (1) ③の書面により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が乗車定員 10 人以上のものに類するもの、車両総重量が 2.5t を超えるもの及びその形状が車両総重量 2.5t を超えるものの形状に類するもの、二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、UN R94-02-S5 附則 3 の 1.、3. 及び 4. に定める方法及び GTR13 の 6.1.1. 及び 6.1.2. に定める方法により試験を行った結果、GTR13 の 5.2.2. の基準に適合するもの</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>7-25 電気装置</p> <p>7-25-1 性能要件</p> <p>7-25-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の要件に適合するものであること。</p> <p>ただし、(4) の自動車にあつてはこの限りでない。（保安基準第 17 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 21 条第 3 項第 1 号関係、細目告示第 99 条第 3 項第 1 号関係）</p> <p>①～⑫ (略)</p> <p>(3) ～ (6) (略)</p> <p>7-25-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 電力により作動する原動機を有する自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条</p>	<p>7-24-10-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれのないものとして、書面その他適切な方法により審査したときに、次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置又は 4-18-2 (1) ③の書面により次に定める基準に適合することが明らかなガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であつて、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が乗車定員 10 人以上のものに類するもの、車両総重量が 2.5t を超えるもの及びその形状が車両総重量 2.5t を超えるものの形状に類するもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びソリを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあつては、UN R94-02-S5 附則 3 の 1.、3. 及び 4. に定める方法及び GTR13 の 6.1.1. 及び 6.1.2. に定める方法により試験を行った結果、GTR13 の 5.2.2. の基準に適合するもの</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>7-25 電気装置</p> <p>7-25-1 性能要件</p> <p>7-25-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びソリを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の要件に適合するものであること。</p> <p>ただし、(4) の自動車にあつてはこの限りでない。（保安基準第 17 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 21 条第 3 項第 1 号関係、細目告示第 99 条第 3 項第 1 号関係）</p> <p>①～⑫ (略)</p> <p>(3) ～ (6) (略)</p> <p>7-25-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 電力により作動する原動機を有する自動車（カタピラ及びソリを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基</p>

新旧対照表
84 / 521

新	旧
<p>の2第3項関係) ①～②(略)</p> <p>(2) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の電気装置は、当該自動車は衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条の2第4項関係、細目告示第99条第4項関係、適用関係告示第14条第12項、第13項関係)</p> <p>①～⑧(略)</p> <p>(3)～(4)(略)</p> <p>7-25-2～7-25-3(略)</p> <p>7-25-4 適用関係の整理</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) 次に掲げる自動車については、7-25-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。(適用関係告示第14条第3項関係)</p> <p>① 平成24年6月30日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、被牽引自動車及び燃料電池自動車を除く。)</p> <p>② 平成24年6月30日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車(燃料電池自動車を除く。)以外の自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)を、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により、電力により作動する原動機を有する自動車(燃料電池自動車を除く。)としたものであって、当該改造等が行われた後、平成24年6月30日までに初めて新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けるもの</p> <p>③(略)</p> <p>(3) 次に掲げる自動車については、7-25-7(従前規定の適用③)の規定を適用する。(適用関係告示第14条第4項、第5項及び第6項関係)</p> <p>① 平成28年6月22日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車(平成26年6月23日以降の型式指定自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)</p> <p>② 平成26年6月22日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)を、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により、電力により作動する原動機を有する自</p>	<p>準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条の2第3項関係)</p> <p>①～②(略)</p> <p>(2) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)の電気装置は、当該自動車は衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条の2第4項関係、細目告示第99条第4項関係、適用関係告示第14条第12項、第13項関係)</p> <p>①～⑧(略)</p> <p>(3)～(4)(略)</p> <p>7-25-2～7-25-3(略)</p> <p>7-25-4 適用関係の整理</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) 次に掲げる自動車については、7-25-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。(適用関係告示第14条第3項関係)</p> <p>① 平成24年6月30日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに燃料電池自動車を除く。)</p> <p>② 平成24年6月30日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車(燃料電池自動車を除く。)以外の自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)を、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により、電力により作動する原動機を有する自動車(燃料電池自動車を除く。)としたものであって、当該改造等が行われた後、平成24年6月30日までに初めて新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けるもの</p> <p>③(略)</p> <p>(3) 次に掲げる自動車については、7-25-7(従前規定の適用③)の規定を適用する。(適用関係告示第14条第4項、第5項及び第6項関係)</p> <p>① 平成28年6月22日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車(平成26年6月23日以降の型式指定自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)</p> <p>② 平成26年6月22日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)を、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに</p>

新旧対照表
85 / 521

新	旧
<p>動車としたものであって、当該改造等が行われた後、平成24年7月1日から平成26年6月22日までに初めて新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けるもの</p> <p>③(略)</p> <p>(4) 次に掲げる自動車については7-25-8(従前規定の適用④)の規定を適用する。(適用関係告示第14条第11項関係)</p> <p>① 平成28年7月14日以前に製作された自動車(電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)を、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により、電力により作動する原動機を有する自動車としたものであって、当該改造等が行われた後、平成28年7月15日以降に初めて新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けるものを除く。)</p> <p>②～③(略)</p> <p>④ 次のいずれかに該当することが書面等により確認できる自動車であって、感電防止装置に係る性能について変更のないもの ア～ウ(略) エ 諸元表により UN R100-01 に適合していることが確認できる自動車と同一の構造を有するもの</p> <p>⑤ 平成28年7月15日以降に製作された自動車又は電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を、改造等により電力により作動する原動機を有する自動車としたものであって、平成28年7月14日以前に新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けた自動車(7-25-7又は7-25-8に適合している自動車に限る。)と感電防止装置に係る性能が同一であることが書面等により確認できるもの</p> <p>7-25-5(略)</p> <p>7-25-6 従前規定の適用②</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第14条第3項関係)</p> <p>① 平成24年6月30日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、被牽引自動車及び燃料電池自動車を除く。)</p> <p>② 平成24年6月30日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車(燃料電池自動車を除く。)以外の自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)を、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により、電力により作動する原動機を有する自動車(燃料電池自動車を除く。)としたものであって、当該改造等が行われた後、平成24年6月30日までに初めて新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けるもの</p> <p>③(略)</p>	<p>類する行為により、電力により作動する原動機を有する自動車としたものであって、当該改造等が行われた後、平成24年7月1日から平成26年6月22日までに初めて新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けるもの</p> <p>③(略)</p> <p>(4) 次に掲げる自動車については7-25-8(従前規定の適用④)の規定を適用する。(適用関係告示第14条第11項関係)</p> <p>① 平成28年7月14日以前に製作された自動車(電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)を、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により、電力により作動する原動機を有する自動車としたものであって、当該改造等が行われた後、平成28年7月15日以降に初めて新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けるものを除く。)</p> <p>②～③(略)</p> <p>④ 次のいずれかに該当することが書面等により確認できる自動車であって、感電防止装置に係る性能について変更のないもの ア～ウ(略) エ 諸元表等により UN R100-01 に適合していることが確認できる自動車と同一の構造を有するもの</p> <p>⑤ 平成28年7月15日以降に製作された自動車であって、平成28年7月14日以前に新規検査又は予備検査を受けた自動車(7-25-7又は7-25-8に適合している自動車に限る。)と感電防止装置に係る性能が同一であることが書面等により確認できるもの</p> <p>7-25-5(略)</p> <p>7-25-6 従前規定の適用②</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第14条第3項関係)</p> <p>① 平成24年6月30日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引自動車並びに燃料電池自動車を除く。)</p> <p>② 平成24年6月30日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車(燃料電池自動車を除く。)以外の自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)を、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により、電力により作動する原動機を有する自動車(燃料電池自動車を除く。)としたものであって、当該改造等が行われた後、平成24年6月30日までに初めて新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けるもの</p> <p>③(略)</p>

新旧対照表
86 / 521

新	旧
<p>7-25-6-1 (略)</p> <p>7-25-7 従前規定の適用③</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第14条第4項、第5項及び第6項関係)</p> <p>① 平成28年6月22日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車(平成26年6月23日以降の型式指定自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)</p> <p>② 平成26年6月22日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)を、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により、電力により作動する原動機を有する自動車としたものであって、当該改造等が行われた後、平成24年7月1日から平成26年6月22日までに初めて新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けるもの</p> <p>③ (略)</p> <p>7-25-7-1 性能要件</p> <p>7-25-7-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、被牽引自動車及び燃料電池自動車を除く。)の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられている電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置であって、その機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないもの及び活電部が視認等により確認できる範囲にないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>7-25-7-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、被牽引自動車及び燃料電池自動車を除く。)の電気装置は、当該自動車に衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、平成23年6月23日付け国土交通省告示第670号による改正前の細目告示別添111「電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</p>	<p>7-25-6-1 (略)</p> <p>7-25-7 従前規定の適用③</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第14条第4項、第5項及び第6項関係)</p> <p>① 平成28年6月22日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車(平成26年6月23日以降の型式指定自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、<u>カタピラ及びびそりを有する軽自動車</u>、大型特殊自動車、<u>小型特殊自動車並びに</u>被牽引自動車を除く。)</p> <p>② 平成26年6月22日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、<u>カタピラ及びびそりを有する軽自動車</u>、大型特殊自動車、<u>小型特殊自動車並びに</u>被牽引自動車を除く。)を、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により、電力により作動する原動機を有する自動車としたものであって、当該改造等が行われた後、平成24年7月1日から平成26年6月22日までに初めて新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けるもの</p> <p>③ (略)</p> <p>7-25-7-1 性能要件</p> <p>7-25-7-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、<u>カタピラ及びびそりを有する軽自動車</u>、大型特殊自動車、<u>小型特殊自動車</u>、被牽引自動車並びに燃料電池自動車を除く。)の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられている電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置であって、その機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないもの及び活電部が視認等により確認できる範囲にないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>7-25-7-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、<u>カタピラ及びびそりを有する軽自動車</u>、大型特殊自動車、<u>小型特殊自動車</u>、被牽引自動車並びに燃料電池自動車を除く。)の電気装置は、当該自動車に衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、平成23年6月23日付け国土交通省告示第670号による改正前の細目告示別添111「電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の衝突後の高電圧からの乗車人員の保護に関する技術基準」に定める基準に適合す</p>
<p>新旧対照表 87 / 521</p>	

新	旧
<p>(2)～(4) (略)</p> <p>7-25-8 従前規定の適用④</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第14条第11項関係)</p> <p>① 平成28年7月14日以前に製作された自動車(電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。))を、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により、電力により作動する原動機を有する自動車としたものであって、当該改造等が行われた後、平成28年7月15日以降に初めて新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けるものを除く。)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 次のいずれかに該当することが書面等により確認できる自動車であって、感電防止装置に係る性能について変更のないもの</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 諸元表により UN R100-01 に適合していることが確認できる自動車と同一の構造を有するもの</p> <p>⑤ 平成28年7月15日以降に製作された自動車又は電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により電力により作動する原動機を有する自動車としたものであって、平成28年7月14日以前に新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けた自動車(7-25-7又は7-25-8に適合している自動車に限る。)と感電防止装置に係る性能が同一であることが書面等により確認できるもの</p> <p>7-25-8-1 性能要件</p> <p>7-25-8-1-1 (略)</p> <p>7-25-8-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>7-26 車枠及び車体</p> <p>7-26-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 車体の外形その他自動車の形状は、視認等その他適切な方法により審査したときに、</p>	<p>るものでなければならない。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>7-25-8 従前規定の適用④</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第14条第11項関係)</p> <p>① 平成28年7月14日以前に製作された自動車(電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、<u>カタピラ及びびそりを有する軽自動車</u>、大型特殊自動車、<u>小型特殊自動車並びに</u>被牽引自動車を除く。))を、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により、電力により作動する原動機を有する自動車としたものであって、当該改造等が行われた後、平成28年7月15日以降に初めて新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受けるものを除く。)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 次のいずれかに該当することが書面等により確認できる自動車であって、感電防止装置に係る性能について変更のないもの</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 諸元表により UN R100-01 に適合していることが確認できる自動車と同一の構造を有するもの</p> <p>⑤ 平成28年7月15日以降に製作された自動車であって、平成28年7月14日以前に新規検査又は予備検査を受けた自動車(7-25-7又は7-25-8に適合している自動車に限る。)と感電防止装置に係る性能が同一であることが書面等により確認できるもの</p> <p>7-25-8-1 性能要件</p> <p>7-25-8-1-1 (略)</p> <p>7-25-8-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、<u>カタピラ及びびそりを有する軽自動車</u>、大型特殊自動車、<u>小型特殊自動車並びに</u>被牽引自動車を除く。)の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>7-26 車枠及び車体</p> <p>7-26-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 車体の外形その他自動車の形状は、視認等その他適切な方法により審査したときに、</p>
<p>新旧対照表 88 / 521</p>	

新	旧
<p>鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。</p> <p>ただし、大型特殊自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>なお、次の例に掲げるものについては、他の交通の安全を妨げるおそれのあるものとして取扱うものとする。(保安基準第18条第1項第2号関係、細目告示第22条第2項関係、細目告示第100条第2項関係)</p> <p>(例) (略)</p> <p>(3) 次に該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合するものとする。(細目告示第22条第3項関係、細目告示第100条第2項関係)</p> <p>① 自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分(タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等)が当該部分の直上の車体(フェンダ等)より車両の外側方向に突出していないもの。</p> <p>この場合において、専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる範囲の最外側がタイヤとなる部分については、外側方向への突出量が10mm未満の場合には「外側方向に突出していないもの」とみなす。</p> <p>(参考図) (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量2.8t以下の自動車に備えるエア・スポイラ(二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるもの並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間における下面及び側面の部分に備えるものを除く。)であって、次の要件に適合するもの</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>④ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車が直進姿勢をとった場合において、車輪の左右両端が緩衝装置により挟まれているもの</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 自動車の窓、乗降口等のとびらを閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合しないものとする。</p> <p>なお、平成22年3月31日以前に製作された自動車であって、7-2-5及び7-2-6の基準を適用したものについては、⑩の規定は適用しない。(細目告示第22条第4項関係、細目告示第100条第4項関係、適用関係告示第15条第12項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)に備えられているアンテナ(高</p>	<p>鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。</p> <p>ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>なお、次の例に掲げるものについては、他の交通の安全を妨げるおそれのあるものとして取扱うものとする。(保安基準第18条第1項第2号関係、細目告示第22条第2項関係、細目告示第100条第2項関係)</p> <p>(例) (略)</p> <p>(3) 次に該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合するものとする。(細目告示第22条第3項関係、細目告示第100条第2項関係)</p> <p>① 自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分(タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等)が当該部分の直上の車体(フェンダ等)より車両の外側方向に突出していないもの。</p> <p>この場合において、専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる範囲の最外側がタイヤとなる部分については、外側方向への突出量が10mm未満の場合には「外側方向に突出していないもの」とみなす。</p> <p>(参考図) (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量2.8t以下の自動車に備えるエア・スポイラ(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるもの並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間における下面及び側面の部分に備えるものを除く。)であって、次の要件に適合するもの</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>④ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車が直進姿勢をとった場合において、車輪の左右両端が緩衝装置により挟まれているもの</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 自動車の窓、乗降口等のとびらを閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合しないものとする。</p> <p>なお、平成22年3月31日以前に製作された自動車であって、7-2-5及び7-2-6の基準を適用したものについては、⑩の規定は適用しない。(細目告示第22条第4項関係、細目告示第100条第4項関係、適用関係告示第15条第12項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車</p>

新旧対照表
89 / 521

新	旧
<p>き2.0m以下に備えられているものに限る。)であって、その一部又は全部が自動車の最外側から突出しているもの</p> <p>③ 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)に備えられているホイール、ホイールナット、ハブキャップ及びホイール・キャップであって、ホイールのリムの最外側を超えて突出する鋭利な突起を有するもの</p> <p>④ 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える外開き式窓(高さ2.0m以下に備えられているものに限る。)であって、その一部又は全部が自動車の最外側から突出しているもの又はその端部が自動車の進行方向に向いているもの</p> <p>⑤～⑩ (略)</p> <p>(6) 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(LN R26-03-S3の5.及び6.に適合している自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)及び乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)以外の自動車であって、次に掲げるものは、(2)の基準に適合しないものとする。(細目告示第22条第5項関係、細目告示第100条第5項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>(7) 自動車(ボール・トレーラを除く。)の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離は、視認等その他適切な方法により審査したときに、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の2分の1(物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車においては3分の2、その他の自動車のうち小型自動車にあっては20分の11)以下でなければならない。</p> <p>ただし、大型特殊自動車であって、換向する場合に必ず車台が屈折するもの又は最高速度35km/h未満のものにあっては、この限りでない。(保安基準第18条第1項第3号関係、細目告示第22条第6項関係、細目告示第100条第6項関係)</p> <p>(8)～(9) (略)</p> <p>7-26-2～7-26-4 (略)</p> <p>7-26-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和34年9月15日以前に製作された自動車(最後部の車軸中心から車体後面までの水平距離が長くなる改造を行う場合を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第2項第1号関係)</p> <p>7-26-5-1 性能要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 車体の外形その他自動車の形状は、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。</p>	<p>を除く。)に備えられているアンテナ(高さ2.0m以下に備えられているものに限る。)であって、その一部又は全部が自動車の最外側から突出しているもの</p> <p>③ 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)に備えられているホイール、ホイールナット、ハブキャップ及びホイール・キャップであって、ホイールのリムの最外側を超えて突出する鋭利な突起を有するもの</p> <p>④ 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)に備える外開き式窓(高さ2.0m以下に備えられているものに限る。)であって、その一部又は全部が自動車の最外側から突出しているもの又はその端部が自動車の進行方向に向いているもの</p> <p>⑤～⑩ (略)</p> <p>(6) 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(LN R26-03-S3の5.及び6.に適合している自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)及び乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)以外の自動車であって、次に掲げるものは、(2)の基準に適合しないものとする。(細目告示第22条第5項関係、細目告示第100条第5項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>(7) 自動車(ボール・トレーラを除く。)の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離は、視認等その他適切な方法により審査したときに、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の2分の1(物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては3分の2、その他の自動車のうち小型自動車にあっては20分の11)以下でなければならない。</p> <p>ただし、大型特殊自動車であって、換向する場合に必ず車台が屈折するもの又は最高速度35km/h未満のもの及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第18条第1項第3号関係、細目告示第22条第6項関係、細目告示第100条第6項関係)</p> <p>(8)～(9) (略)</p> <p>7-26-2～7-26-4 (略)</p> <p>7-26-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和34年9月15日以前に製作された自動車(最後部の車軸中心から車体後面までの水平距離が長くなる改造を行う場合を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第2項第1号関係)</p> <p>7-26-5-1 性能要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 車体の外形その他自動車の形状は、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。</p>

新旧対照表
90 / 521

新	旧
<p>ただし、大型特殊自動車にあっては、この限りでない。 なお、次の例に掲げるものについては、他の交通の安全を妨げるおそれのあるものとして取扱うものとする。 (例) (略)</p> <p>(3) 次の各号に掲げるものは、(2)の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされないものとする。</p> <p>① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 2.8t 以下の自動車に備えるエア・スポイラ（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるもの並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間における下面及び側面の部分に備えるものを除く。）であって、次の要件に適合するもの ア～オ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 乗車定員が 10 人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって、車体の外形その他自動車の形状が指定自動車等と同一の構造を有し、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>7-26-6 従前規定の適用② 昭和 49 年 6 月 30 日以前に製作された自動車（回転部分突出する改造を行ったものを除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 2 項第 2 号関係）</p> <p>7-26-6-1 性能要件 (1) (略)</p> <p>(2) 車体の外形その他自動車の形状は、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。 ただし、大型特殊自動車にあっては、この限りでない。 なお、次の例に掲げるものについては、他の交通の安全を妨げるおそれのあるものとして取扱うものとする。 (例) (略)</p> <p>(3) 次の各号に掲げるものは、(2)の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされないものとする。</p> <p>① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 2.8t 以下の自動車に備えるエア・スポイラ（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるもの並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間における下面及び側面の部分に備えるものを除く。）であって、次の要件に適合するもの ア～オ (略)</p> <p>② (略)</p>	<p>ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。 なお、次の例に掲げるものについては、他の交通の安全を妨げるおそれのあるものとして取扱うものとする。 (例) (略)</p> <p>(3) 次の各号に掲げるものは、(2)の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされないものとする。</p> <p>① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 2.8t 以下の自動車に備えるエア・スポイラ（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車に備えるもの並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間における下面及び側面の部分に備えるものを除く。）であって、次の要件に適合するもの ア～オ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 乗車定員が 10 人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって、車体の外形その他自動車の形状が指定自動車等と同一の構造を有し、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>7-26-6 従前規定の適用② 昭和 49 年 6 月 30 日以前に製作された自動車（回転部分突出する改造を行ったものを除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 2 項第 2 号関係）</p> <p>7-26-6-1 性能要件 (1) (略)</p> <p>(2) 車体の外形その他自動車の形状は、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。 ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。 なお、次の例に掲げるものについては、他の交通の安全を妨げるおそれのあるものとして取扱うものとする。 (例) (略)</p> <p>(3) 次の各号に掲げるものは、(2)の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされないものとする。</p> <p>① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 2.8t 以下の自動車に備えるエア・スポイラ（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車に備えるもの並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間における下面及び側面の部分に備えるものを除く。）であって、次の要件に適合するもの ア～オ (略)</p> <p>② (略)</p>

新旧対照表
 91 / 521

新	旧
<p>③ 乗車定員が 10 人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって、車体の外形その他自動車の形状が指定自動車等と同一の構造を有し、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(6) 最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離は、最速軸距の 2 分の 1 (物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては 3 分の 2、その他の自動車のうち小型自動車にあっては 20 分の 11) 以下であること。 ただし、大型特殊自動車にあっては、この限りでない。 なお、次の例に掲げるものについては、他の交通の安全を妨げるおそれのあるものとして取扱うものとする。 (例) (略)</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>7-26-7 従前規定の適用③ 平成 20 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 1 項第 1 号関係）</p> <p>7-26-7-1 性能要件 (1) (略)</p> <p>(2) 車体の外形その他自動車の形状は、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。 ただし、大型特殊自動車にあっては、この限りでない。 なお、次の例に掲げるものについては、他の交通の安全を妨げるおそれのあるものとして取扱うものとする。 (例) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるものは、(2)の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされないものとする。</p> <p>① 自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方 30° 及び後方 50° に交わる 2 平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等）が当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないもの。 この場合において、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方 30° 及び後方 50° に交わる 2 平面によりはさまれる範囲の最外側がタイヤとなる部分については、外側方向への突出量が 10mm 未満の場合には「外側方向に突出していないもの」とみなす。 (参考図) (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 2.8t 以下の自動車に備えるエア・スポイラ（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるもの並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間</p>	<p>③ 乗車定員が 10 人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって、車体の外形その他自動車の形状が指定自動車等と同一の構造を有し、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(6) 最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離は、最速軸距の 2 分の 1 (物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては 3 分の 2、その他の自動車のうち小型自動車にあっては 20 分の 11) 以下であること。 ただし、大型特殊自動車にあっては、この限りでない。 なお、次の例に掲げるものについては、他の交通の安全を妨げるおそれのあるものとして取扱うものとする。 (例) (略)</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>7-26-7 従前規定の適用③ 平成 20 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 15 条第 1 項第 1 号関係）</p> <p>7-26-7-1 性能要件 (1) (略)</p> <p>(2) 車体の外形その他自動車の形状は、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。 ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。 なお、次の例に掲げるものについては、他の交通の安全を妨げるおそれのあるものとして取扱うものとする。 (例) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるものは、(2)の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされないものとする。</p> <p>① 自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方 30° 及び後方 50° に交わる 2 平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等）が当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないもの。 この場合において、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方 30° 及び後方 50° に交わる 2 平面によりはさまれる範囲の最外側がタイヤとなる部分については、外側方向への突出量が 10mm 未満の場合には「外側方向に突出していないもの」とみなす。 (参考図) (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 2.8t 以下の自動車に備えるエア・スポイラ（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車に備えるもの並びに自動車の最</p>

新旧対照表
 92 / 521

新	旧
<p>における下面及び側面の部分に備えるものを除く。)であって、次の要件に適合するもの ア～オ(略)</p> <p>④ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車が直進姿勢をとった場合において、車輪の左右両端が緩衝装置により挟まれているもの</p> <p>⑤～⑥(略)</p> <p>⑦ 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって、車体の外形その他自動車の形状が指定自動車等と同一の構造を有し、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの。</p> <p>⑧～⑨(略)</p> <p>(4)(略)</p> <p>(5) 最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離は、最速軸距の2分の1(物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては3分の2、その他の自動車のうち小型自動車にあっては20分の11)以下であること。 ただし、大型特殊自動車であって、操向する場合に必ず車台が屈折するもの又は最高速度35km/h未満のものにあっては、この限りでない。</p> <p>(6)～(7)(略)</p> <p>7-27 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-27-1 性能要件(書面等による審査) (1) 自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第18条第2項関係、細目告示第22条第8項関係、細目告示第100条第8項関係) ①～⑥(略) ⑦(略) ⑧(略) ⑨～⑩(略)</p> <p>(2)～(3)(略)</p> <p>7-27-2～7-27-5(略) 〔フルラップ前面衝突の旧基準適用〕</p> <p>7-27-6 従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第23項関係)</p>	<p>前部の車軸と最後部の車軸との間における下面及び側面の部分に備えるものを除く。)であって、次の要件に適合するもの ア～オ(略)</p> <p>④ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車直進姿勢をとった場合において、車輪の左右両端が緩衝装置により挟まれているもの</p> <p>⑤～⑥(略)</p> <p>⑦ 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって、車体の外形その他自動車の形状が指定自動車等と同一の構造を有し、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの。</p> <p>⑧～⑨(略)</p> <p>(4)(略)</p> <p>(5) 最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離は、最速軸距の2分の1(物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては3分の2、その他の自動車のうち小型自動車にあっては20分の11)以下であること。 ただし、大型特殊自動車であって、操向する場合に必ず車台が屈折するもの又は最高速度35km/h未満のもの及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>(6)～(7)(略)</p> <p>7-27 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-27-1 性能要件(書面等による審査) (1) 自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第18条第2項関係、細目告示第22条第8項関係、細目告示第100条第8項関係) ①～⑥(略) ⑦ カタビラ及びそりを有する軽自動車 ⑧(略) ⑨ 小型特殊自動車 ⑩～⑪(略)</p> <p>(2)～(3)(略)</p> <p>7-27-2～7-27-5(略) 〔フルラップ前面衝突の旧基準適用〕</p> <p>7-27-6 従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第23項関係)</p>

新旧対照表
93 / 521

新	旧
<p>①～②(略)</p> <p>7-27-6-1 性能要件(書面等による審査) (1) 自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、平成27年6月15日付け国土交通省告示第723号による改正前の細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。 ①～⑥(略) ⑦(略) ⑧(略) ⑨～⑩(略)</p> <p>(2)～(3)(略)</p> <p>7-27-7(略)</p> <p>7-28 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-28-1 性能要件(書面等による審査) (1) 自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-02-S5の5.(5.2.8.を除く。)及び6.に適合するものでなければならない。 この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることことができる。(保安基準第18条第3項関係、細目告示第22条第9項関係、細目告示第100条第10項関係) ①～⑥(略) ⑦(略) ⑧(略) ⑨(略)</p> <p>(2)～(3)(略)</p> <p>7-28-2～7-28-6(略) 〔UN R94-01-S3適用〕</p> <p>7-28-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第15項及び第16項関係)</p>	<p>①～②(略)</p> <p>7-27-6-1 性能要件(書面等による審査) (1) 自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、平成27年6月15日付け国土交通省告示第723号による改正前の細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。 ①～⑥(略) ⑦ カタビラ及びそりを有する軽自動車 ⑧(略) ⑨ 小型特殊自動車 ⑩～⑪(略)</p> <p>(2)～(3)(略)</p> <p>7-27-7(略)</p> <p>7-28 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-28-1 性能要件(書面等による審査) (1) 自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-02-S5の5.(5.2.8.を除く。)及び6.に適合するものでなければならない。 この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることことができる。(保安基準第18条第3項関係、細目告示第22条第9項関係、細目告示第100条第10項関係) ①～⑥(略) ⑦ カタビラ及びそりを有する軽自動車 ⑧(略) ⑨ 小型特殊自動車 ⑩(略)</p> <p>(2)～(3)(略)</p> <p>7-28-2～7-28-6(略) 〔UN R94-01-S3適用〕</p> <p>7-28-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第15項及び第16項関係)</p>

新旧対照表
94 / 521

新	旧
<p>①～② (略)</p> <p>7-28-7-1 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) 自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-01-S3 の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>7-28-8 (略)</p> <p>7-29 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p> <p>7-29-1 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) 座席の地上面からの高さが 700mm 以下の自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R95-03-S6 の 5. (5.3.6. 及び 5.3.7. を除く。) に適合するものでなければならない。(保安基準第 18 条第 4 項関係、細目告示第 22 条第 10 項関係、細目告示第 100 条第 12 項関係)</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ (略)</p> <p>⑩ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>7-29-2～7-29-5 (略)</p> <p>[自動車との側面衝突の旧基準適用①]</p> <p>7-29-6 従前規定の適用②</p> <p>平成 15 年 9 月 30 日以前に製作された自動車 (輸入自動車を除く。) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 3 項第 1 号及び第 6 項関係)</p> <p>7-29-6-1 性能要件 (書面等による審査)</p>	<p>①～② (略)</p> <p>7-28-7-1 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) 自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-01-S3 の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ (略)</p> <p>⑩ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>7-28-8 (略)</p> <p>7-29 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p> <p>7-29-1 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) 座席の地上面からの高さが 700mm 以下の自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R95-03-S6 の 5. (5.3.6. 及び 5.3.7. を除く。) に適合するものでなければならない。(保安基準第 18 条第 4 項関係、細目告示第 22 条第 10 項関係、細目告示第 100 条第 12 項関係)</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ (略)</p> <p>⑩ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>7-29-2～7-29-5 (略)</p> <p>[自動車との側面衝突の旧基準適用①]</p> <p>7-29-6 従前規定の適用②</p> <p>平成 15 年 9 月 30 日以前に製作された自動車 (輸入自動車を除く。) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 3 項第 1 号及び第 6 項関係)</p> <p>7-29-6-1 性能要件 (書面等による審査)</p>

新旧対照表
95 / 521

新	旧
<p>(1) 座席の地上面からの高さが 700mm 以下の自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、平成 16 年 4 月 23 日付け国土交通省告示第 499 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」、平成 17 年 11 月 9 日付け国土交通省告示第 1337 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」又は平成 23 年 6 月 23 日付け国土交通省告示第 670 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ (略)</p> <p>⑩ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>[自動車との側面衝突の旧基準適用②]</p> <p>7-29-7 従前規定の適用③</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 6 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>7-29-7-1 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) 座席の地上面からの高さが 700mm 以下の自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、平成 16 年 4 月 23 日付け国土交通省告示第 499 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」、平成 17 年 11 月 9 日付け国土交通省告示第 1337 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」又は平成 23 年 6 月 23 日付け国土交通省告示第 670 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ (略)</p> <p>⑩ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>[自動車との側面衝突の旧基準適用③]</p> <p>7-29-8 従前規定の適用④</p>	<p>(1) 座席の地上面からの高さが 700mm 以下の自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、平成 16 年 4 月 23 日付け国土交通省告示第 499 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」、平成 17 年 11 月 9 日付け国土交通省告示第 1337 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」又は平成 23 年 6 月 23 日付け国土交通省告示第 670 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ (略)</p> <p>⑩ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>[自動車との側面衝突の旧基準適用②]</p> <p>7-29-7 従前規定の適用③</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 6 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>7-29-7-1 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) 座席の地上面からの高さが 700mm 以下の自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の側面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、平成 16 年 4 月 23 日付け国土交通省告示第 499 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」、平成 17 年 11 月 9 日付け国土交通省告示第 1337 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」又は平成 23 年 6 月 23 日付け国土交通省告示第 670 号による改正前の細目告示別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ (略)</p> <p>⑩ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>[自動車との側面衝突の旧基準適用③]</p> <p>7-29-8 従前規定の適用④</p>

新旧対照表
96 / 521

新	旧
<p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第8項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-29-8-1 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) 座席の地上面からの高さが700mm以下の自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、平成17年11月9日付け国土交通省告示第1337号による改正前の細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」又は平成23年6月23日付け国土交通省告示第670号による改正前の細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>[自動車との側面衝突の旧基準適用④]</p> <p>7-29-9 従前規定の適用⑤</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第17項及び第18項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-29-9-1 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) 座席の地上面からの高さが700mm以下の自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、平成23年6月23日付け国土交通省告示第670号による改正前の細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ (略)</p> <p>⑩ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>7-29-10 (略)</p>	<p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第8項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-29-8-1 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) 座席の地上面からの高さが700mm以下の自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、平成17年11月9日付け国土交通省告示第1337号による改正前の細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」又は平成23年6月23日付け国土交通省告示第670号による改正前の細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ カタビラ及びソリを有する軽自動車</p> <p>⑨ (略)</p> <p>⑩ 小型特殊自動車</p> <p>⑪ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>[自動車との側面衝突の旧基準適用④]</p> <p>7-29-9 従前規定の適用⑤</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第17項及び第18項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-29-9-1 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) 座席の地上面からの高さが700mm以下の自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、平成23年6月23日付け国土交通省告示第670号による改正前の細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ カタビラ及びソリを有する軽自動車</p> <p>⑨ (略)</p> <p>⑩ 小型特殊自動車</p> <p>⑪ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>7-29-10 (略)</p>

新旧対照表
97 / 521

新	旧
<p>7-30 ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p> <p>7-30-1 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) 自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の側面のうち運転者席側の一部がポールとの衝突等により変形を生じた場合において、運転者席の乗車人員に過度の衝撃を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し書面その他適切な方法により審査したときに、UN R135-01-S1の5.(5.5.を除く。)に適合するものでなければならない。(保安基準第18条第5項関係、細目告示第22条第11項及び第12項関係、細目告示第100条第14項及び第15項関係)</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ (略)</p> <p>⑩ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>7-30-2～7-30-5 (略)</p> <p>7-30-6 従前規定の適用②</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第25項関係)</p> <p>7-30-6-1 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) 自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の側面のうち運転者席側の一部がポールとの衝突等により変形を生じた場合において、運転者席の乗車人員に過度の衝撃を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し書面その他適切な方法により審査したときに、UN R135の5.(5.5.を除く。)に適合するものでなければならない。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ (略)</p> <p>⑩ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>7-30-7 (略)</p> <p>7-31 車枠及び車体の歩行者保護性能</p> <p>7-31-1 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) 自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の前面が歩行者に衝突した場合において、当該歩行者の頭部及び脚部に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、当該歩行者の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第18条第6項関係)</p> <p>①～⑥ (略)</p>	<p>7-30 ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p> <p>7-30-1 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) 自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の側面のうち運転者席側の一部がポールとの衝突等により変形を生じた場合において、運転者席の乗車人員に過度の衝撃を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し書面その他適切な方法により審査したときに、UN R135-01-S1の5.(5.5.を除く。)に適合するものでなければならない。(保安基準第18条第5項関係、細目告示第22条第11項及び第12項関係、細目告示第100条第14項及び第15項関係)</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ カタビラ及びソリを有する軽自動車</p> <p>⑨ (略)</p> <p>⑩ 小型特殊自動車</p> <p>⑪ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>7-30-2～7-30-5 (略)</p> <p>7-30-6 従前規定の適用②</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第25項関係)</p> <p>7-30-6-1 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) 自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の側面のうち運転者席側の一部がポールとの衝突等により変形を生じた場合において、運転者席の乗車人員に過度の衝撃を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し書面その他適切な方法により審査したときに、UN R135の5.(5.5.を除く。)に適合するものでなければならない。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ カタビラ及びソリを有する軽自動車</p> <p>⑨ (略)</p> <p>⑩ 小型特殊自動車</p> <p>⑪ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>7-30-7 (略)</p> <p>7-31 車枠及び車体の歩行者保護性能</p> <p>7-31-1 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) 自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の前面が歩行者に衝突した場合において、当該歩行者の頭部及び脚部に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、当該歩行者の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第18条第6項関係)</p> <p>①～⑥ (略)</p>

新旧対照表
98 / 521

新	旧
<p>(削除) ⑦ (略) (削除) ⑧～⑨ (略)</p> <p>(2) 車枠及び車体は、次に掲げる基準 (使用の過程にある自動車にあっては、①に掲げる基準) に適合するものでなければならない。(細目告示第 22 条第 13 項関係、細目告示第 100 条第 17 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p> <p>7-31-2～7-31-5 (略) [歩行者脚部保護の適用除外]</p> <p>7-31-6 従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 14 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>7-31-6-1 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) 自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の前面が歩行者に衝突した場合において、当該歩行者の頭部に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、当該歩行者の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。(適用関係告示第 15 条第 14 項関係)</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>(削除) ⑦ (略) (削除) ⑧～⑨ (略)</p> <p>(2) 車枠及び車体は、次に掲げる基準 (使用の過程にある自動車にあっては、①に掲げる基準) に適合するものでなければならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p> <p>[歩行者保護の旧基準適用]</p> <p>7-31-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 22 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-31-7-1 歩行者保護性能</p> <p>(1) 自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の前面が歩行者に衝突した場合において、当該歩行者の頭部及び脚部に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、当該歩行者の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。(適用関係告示第</p>	<p>⑦ カタビラ及びびそりを有する軽自動車 ⑧ (略) ⑨ 小型特殊自動車 ⑩～⑪ (略)</p> <p>(2) 車枠及び車体は、次に掲げる基準 (8-1 (2) の規定により第 7 章の規定を適用する自動車にあっては、①に掲げる基準) に適合するものでなければならない。(細目告示第 22 条第 13 項関係、細目告示第 100 条第 17 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p> <p>7-31-2～7-31-5 (略) [歩行者脚部保護の適用除外]</p> <p>7-31-6 従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 14 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>7-31-6-1 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) 自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の前面が歩行者に衝突した場合において、当該歩行者の頭部に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、当該歩行者の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。(適用関係告示第 15 条第 14 項関係)</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ カタビラ及びびそりを有する軽自動車 ⑧ (略) ⑨ 小型特殊自動車 ⑩～⑪ (略)</p> <p>(2) 車枠及び車体は、次に掲げる基準 (8-1 (2) の規定により第 7 章の規定を適用する自動車にあっては、①に掲げる基準) に適合するものでなければならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p> <p>[歩行者保護の旧基準適用]</p> <p>7-31-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 22 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-31-7-1 歩行者保護性能</p> <p>(1) 自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の前面が歩行者に衝突した場合において、当該歩行者の頭部及び脚部に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、当該歩行者の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。(適用関係告示第</p>

新旧対照表
99 / 521

新	旧
<p>15 条第 22 項関係) ①～⑥ (略)</p> <p>(削除) ⑦ (略) (削除) ⑧～⑨ (略)</p> <p>(2) 車枠及び車体は、次に掲げる基準 (使用の過程にある自動車にあっては、①に掲げる基準) に適合するものでなければならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p> <p>7-32～7-33 (略)</p> <p>7-34 突入防止装置</p> <p>7-34-1 装備要件</p> <p>自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。)、牽引自動車を除く。) の後面には、他の自動車に追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-34-2 の基準に適合する突入防止装置を 7-34-3 の基準に適合するよう備えなければならない。</p> <p>ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車に追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 18 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 24 条第 2 項関係、細目告示第 102 条第 2 項関係)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車 (貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの及びボール・トレーラ、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、大型特殊自動車、牽引自動車を除く。) にあっては、モノコック構造の車体の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の後面の構造部が①から⑤又は (1) ①から③までに掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p> <p>7-34-2 性能要件</p> <p>7-34-2-1 (略)</p> <p>7-34-2-2 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、大型特殊自動車、牽引自動車を</p>	<p>15 条第 22 項関係) ①～⑥ (略)</p> <p>⑦ カタビラ及びびそりを有する軽自動車 ⑧ (略) ⑨ 小型特殊自動車 ⑩～⑪ (略)</p> <p>(2) 車枠及び車体は、次に掲げる基準 (8-1 (2) の規定により第 7 章の規定を適用する自動車にあっては、①に掲げる基準) に適合するものでなければならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p> <p>7-32～7-33 (略)</p> <p>7-34 突入防止装置</p> <p>7-34-1 装備要件</p> <p>自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、カタビラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。)、小型特殊自動車、牽引自動車を除く。) の後面には、他の自動車に追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-34-2 の基準に適合する突入防止装置を 7-34-3 の基準に適合するよう備えなければならない。</p> <p>ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車に追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 18 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 24 条第 2 項関係、細目告示第 102 条第 2 項関係)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車 (貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの及びボール・トレーラ、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、カタビラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、牽引自動車を除く。) にあっては、モノコック構造の車体の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の後面の構造部が①から⑤又は (1) ①から③までに掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p> <p>7-34-2 性能要件</p> <p>7-34-2-1 (略)</p> <p>7-34-2-2 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、カタビラ及びびそりを有する軽自</p>

新旧対照表
100 / 521

新	旧
<p>除く。)の後面に備える突入防止装置は、強度、形状等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準にそれぞれ適合するものでなければならない。(細目告示第24条第1項第2号関係、細目告示第102条第1項第1号関係)</p> <p>①～②(略)</p> <p>(2)～(3)(略)</p> <p>7-34-3 取付要件(視認等による審査)</p> <p>(1)自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び牽引自動車を除く。)に備える突入防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けなければならない。(保安基準第18条の2第4項関係、細目告示第24条第3項及び第4項関係、細目告示第102条第3項関係)</p> <p>①～⑥(略)</p> <p>(2)突入防止装置の取付位置、取付方法等に関し、次の基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>①自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び牽引自動車を除く。)にあつては、UN R58-03の16.又は25.1.から25.4.まで及び25.7.に定める基準。</p> <p>ただし、UN R58-03の16.4.及び25.7.中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。</p> <p>7-34-4～7-34-9(略)</p> <p>7-34-10 従前規定の適用⑥</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第17条第10項関係)</p> <p>①～②(略)</p> <p>7-34-10-1 装備要件</p> <p>自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び牽引自動車を除く。)の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-34-10-2の基準に適合する突入防止装置を7-34-10-3の基準に適合するよう備えなければならない。</p> <p>ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあつては、この限りでない。</p> <p>(1)～(2)(略)</p> <p>7-34-10-2 性能要件</p> <p>7-34-10-2-1(略)</p> <p>7-34-10-2-2 書面等による審査</p>	<p>動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、牽引自動車を除く。)の後面に備える突入防止装置は、強度、形状等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準にそれぞれ適合するものでなければならない。(細目告示第24条第1項第2号関係、細目告示第102条第1項第1号関係)</p> <p>①～②(略)</p> <p>(2)～(3)(略)</p> <p>7-34-3 取付要件(視認等による審査)</p> <p>(1)自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)、小型特殊自動車並びに牽引自動車を除く。)に備える突入防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けなければならない。(保安基準第18条の2第4項関係、細目告示第24条第3項及び第4項関係、細目告示第102条第3項関係)</p> <p>①～⑥(略)</p> <p>(2)突入防止装置の取付位置、取付方法等に関し、次の基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>①自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)、小型特殊自動車並びに牽引自動車を除く。)にあつては、UN R58-03の16.又は25.1.から25.4.まで及び25.7.に定める基準。</p> <p>ただし、UN R58-03の16.4.及び25.7.中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。</p> <p>7-34-4～7-34-9(略)</p> <p>7-34-10 従前規定の適用⑥</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第17条第10項関係)</p> <p>①～②(略)</p> <p>7-34-10-1 装備要件</p> <p>自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)、小型特殊自動車並びに牽引自動車を除く。)の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-34-10-2の基準に適合する突入防止装置を7-34-10-3の基準に適合するよう備えなければならない。</p> <p>ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあつては、この限りでない。</p> <p>(1)～(2)(略)</p> <p>7-34-10-2 性能要件</p> <p>7-34-10-2-1(略)</p> <p>7-34-10-2-2 書面等による審査</p>

新旧対照表
101 / 521

新	旧
<p>(1)自動車の後面に備える突入防止装置は、強度、形状等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準にそれぞれ適合するものでなければならない。</p> <p>①自動車(貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5tを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び牽引自動車を除く。)に備える突入防止装置は、UN R58-02-S3の2.に適合すること。</p> <p>②(略)</p> <p>(2)～(3)(略)</p> <p>7-34-10-3(略)</p> <p>7-35～7-36(略)</p> <p>7-37 乗車装置</p> <p>7-37-1 性能要件</p> <p>7-37-1-1 視認等による審査</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2)運転者及び運転者助手以外の者の用に供する乗車装置を備えた自動車には、客室を備えなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車及び緊急自動車にあつては、この限りでない。(保安基準第20条第2項)</p> <p>(3)(略)</p> <p>7-37-1-2 書面等による審査</p> <p>(1)自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)の座席、座席ベルト、7-43に規定する頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室の内装は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料が使用されたものでなければならない。</p> <p>ただし、年少者用補助乗車装置にあつては、UN R129-01の6.3.1.2.又はUN R44-04-S12の6.1.6.に適合するものであればよい。(保安基準第20条第4項関係、細目告示第26条第2項及び第104条第2項関係、適用関係告示第18条第4項関係)</p> <p>(2)～(3)(略)</p> <p>(4)専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)のインストルメントパネルは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ないものとして乗車人員の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添28「インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</p>	<p>(1)自動車の後面に備える突入防止装置は、強度、形状等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準にそれぞれ適合するものでなければならない。</p> <p>①自動車(貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5tを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに牽引自動車を除く。)に備える突入防止装置は、UN R58-02-S3の2.に適合すること。</p> <p>②(略)</p> <p>(2)～(3)(略)</p> <p>7-34-10-3(略)</p> <p>7-35～7-36(略)</p> <p>7-37 乗車装置</p> <p>7-37-1 性能要件</p> <p>7-37-1-1 視認等による審査</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2)運転者及び運転者助手以外の者の用に供する乗車装置を備えた自動車には、客室を備えなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに緊急自動車にあつては、この限りでない。(保安基準第20条第2項)</p> <p>(3)(略)</p> <p>7-37-1-2 書面等による審査</p> <p>(1)自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。)の座席、座席ベルト、7-43に規定する頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室の内装は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料が使用されたものでなければならない。</p> <p>ただし、年少者用補助乗車装置にあつては、UN R129-01の6.3.1.2.又はUN R44-04-S12の6.1.6.に適合するものであればよい。(保安基準第20条第4項関係、細目告示第26条第2項及び第104条第2項関係、適用関係告示第18条第4項関係)</p> <p>(2)～(3)(略)</p> <p>(4)専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度20km/h未満の自動車を除く。)のインストルメントパネルは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ないものとして乗車人員の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添28「インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</p>

新旧対照表
102 / 521

新	旧
<p>ただし、(1)に掲げる内装のうち UN R21-01-S3 の 1.1 から 1.5 に定める内部突起が、UN R21-01-S3 の 5. に適合する場合にあっては、この限りでない。(保安基準第 20 条第 5 項関係、細目告示第 26 条第 3 項及び第 104 条第 4 項関係)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 自動車(乗車定員 11 人以上の自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)のサンバイザは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 87「サンバイザの衝撃吸収の技術基準」に適合するものでなければならない。(保安基準第 20 条第 6 項関係、細目告示第 26 条第 6 項及び第 104 条第 6 項関係)</p> <p>(7) ~ (8) (略)</p> <p>7-37-2~7-37-4 (略)</p> <p>7-37-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和 50 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 18 条第 2 項関係)</p> <p>7-37-5-1 性能要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 運転者及び運転者助手以外の者の用に供する乗車装置を備えた自動車には、客室を備えなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車及び緊急自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>(3) (略)</p> <p>7-37-6 従前規定の適用②</p> <p>平成 6 年 3 月 31 日〔輸入自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車を除く。)]にあっては平成 7 年 3 月 31 日〕以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 18 条第 1 項及び第 53 条第 1 項関係)</p> <p>7-37-6-1 性能要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 運転者及び運転者助手以外の者の用に供する乗車装置を備えた自動車には、客室を備えなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車及び緊急自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 専ら乗用の用に供する自動車のインストルメントパネルは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造でなければならない。</p> <p>ただし、乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車にあっては、この限りでない。</p>	<p>ただし、(1)に掲げる内装のうち UN R21-01-S3 の 1.1 から 1.5 に定める内部突起が、UN R21-01-S3 の 5. に適合する場合にあっては、この限りでない。(保安基準第 20 条第 5 項関係、細目告示第 26 条第 3 項及び第 104 条第 4 項関係)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 自動車(乗車定員 11 人以上の自動車、大型特殊自動車、<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)のサンバイザは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 87「サンバイザの衝撃吸収の技術基準」に適合するものでなければならない。(保安基準第 20 条第 6 項関係、細目告示第 26 条第 6 項及び第 104 条第 6 項関係)</p> <p>(7) ~ (8) (略)</p> <p>7-37-2~7-37-4 (略)</p> <p>7-37-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和 50 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 18 条第 2 項関係)</p> <p>7-37-5-1 性能要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 運転者及び運転者助手以外の者の用に供する乗車装置を備えた自動車には、客室を備えなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、<u>カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに緊急自動車</u>にあっては、この限りでない。</p> <p>(3) (略)</p> <p>7-37-6 従前規定の適用②</p> <p>平成 6 年 3 月 31 日〔輸入自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車を除く。)]にあっては平成 7 年 3 月 31 日〕以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 18 条第 1 項及び第 53 条第 1 項関係)</p> <p>7-37-6-1 性能要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 運転者及び運転者助手以外の者の用に供する乗車装置を備えた自動車には、客室を備えなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、<u>カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに緊急自動車</u>にあっては、この限りでない。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 専ら乗用の用に供する自動車のインストルメントパネルは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造でなければならない。</p> <p>ただし、乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、<u>カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度 20km/h 未満の自動車</u>にあっては、この限りでない。</p>

新旧対照表
103 / 521

新	旧
<p>(5) (略)</p> <p>(6) 自動車(乗車定員 11 人以上の自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)のサンバイザは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ない構造のものでなければならない。この場合において、衝撃を吸収する材料で被覆されているサンバイザであって、内部構造物に局部的に硬い接触感のないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>(7) (略)</p> <p>7-38 運転者席</p> <p>7-38-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 21 条関係、細目告示第 27 条関係、細目告示第 105 条第 1 項関係)</p> <p>① 普通自動車及び小型自動車(乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車、三輪自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって車両総重量 3.5t 以下のもの、専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車、三輪自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって車両総重量 3.5t を超えるもの及び軽自動車の運転者席は、運転者が運転者席において、次に掲げる鉛直面により囲まれる範囲内にある障害物(高さ 1m 直径 30cm の円柱をいう。)の少なくとも一部を鏡等を用いずに直接確認できるものであること。</p> <p>ただし、A ビラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより確認が妨げられる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(2) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)は、運転者席における運転者のアイポイントを通る水平面のうち当該アイポイントを通る鉛直面より前方の部分には、運転視野を妨げるもの(A ビラー、室外アンテナ、ドアバイザ(他の自動車及び歩行者等が確認できる透明であるものに限る。))、側面ガラス分割バー、後写鏡、後方等確認装置、窓ふき器、固定型及び可動型のペント並びに 7-52-1-1 (1) に掲げるものを除く。)がなければならない。</p> <p>この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあっては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあっては、背もたれを鉛直線から後方に 25° にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とし、かつ、(1) ③エ ((イ) に限る。)及びオの状態とする。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(5) (略)</p> <p>(6) 自動車(乗車定員 11 人以上の自動車、大型特殊自動車、<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)のサンバイザは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ない構造のものでなければならない。この場合において、衝撃を吸収する材料で被覆されているサンバイザであって、内部構造物に局部的に硬い接触感のないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>(7) (略)</p> <p>7-38 運転者席</p> <p>7-38-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 21 条関係、細目告示第 27 条関係、細目告示第 105 条第 1 項関係)</p> <p>① 普通自動車及び小型自動車(乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車、三輪自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって車両総重量 3.5t 以下のもの、専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車、三輪自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって車両総重量 3.5t を超えるもの及び軽自動車(<u>カタビラ及びそりを有する軽自動車を除く。</u>)の運転者席は、運転者が運転者席において、次に掲げる鉛直面により囲まれる範囲内にある障害物(高さ 1m 直径 30cm の円柱をいう。)の少なくとも一部を鏡等を用いずに直接確認できるものであること。</p> <p>ただし、A ビラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより確認が妨げられる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(2) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、<u>カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。</u>)は、運転者席における運転者のアイポイントを通る水平面のうち当該アイポイントを通る鉛直面より前方の部分には、運転視野を妨げるもの(A ビラー、室外アンテナ、ドアバイザ(他の自動車及び歩行者等が確認できる透明であるものに限る。))、側面ガラス分割バー、後写鏡、後方等確認装置、窓ふき器、固定型及び可動型のペント並びに 7-52-1-1 (1) に掲げるものを除く。)がなければならない。</p> <p>この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあっては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあっては、背もたれを鉛直線から後方に 25° にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とし、かつ、(1) ③エ ((イ) に限る。)及びオの状態とする。</p> <p>(3) (略)</p>

新旧対照表
104 / 521

新	旧
<p>7-38-2~7-38-4 (略)</p> <p>7-38-5 従前規定の適用①</p> <p>平成30年10月31日以前に製作された自動車(平成28年11月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(平成28年10月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。))を除く。については、次の基準に適合する運転者席であればよい。(適用関係告示第18条の2関係)</p> <p>7-38-5-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 普通自動車及び小型自動車(乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車、三輪自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって車両総重量3.5t以下のもの、専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車、三輪自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって車両総重量3.5tを超えるもの及び軽自動車の運転者席は、運転者が運転者席において、次に掲げる鉛直面により囲まれる範囲内にある障害物(高さ1m直径30cmの円柱をいう。)の少なくとも一部を鏡等を用いずに直接確認できるものであること。</p> <p>ただし、Aピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより確認が妨げられる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>ア～エ(略)</p> <p>②～⑤(略)</p> <p>(2)(略)</p> <p>7-39 座席</p> <p>7-39-1 性能要件</p> <p>7-39-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。</p> <p>この場合において、座席の向きは次に定めるものとする。(保安基準第22条第1項関係、細目告示第28条第1項関係、細目告示第106条第1項関係)</p> <p>ア～ウ(略)</p> <p>①～②(略)</p> <p>③ 自動車に備える座席は、次に掲げる自動車に備える座席を除き、横向きに設けられたものでないこと。</p>	<p>7-38-2~7-38-4 (略)</p> <p>7-38-5 従前規定の適用①</p> <p>平成30年10月31日以前に製作された自動車(平成28年11月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(平成28年10月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。))を除く。については、次の基準に適合する運転者席であればよい。(適用関係告示第18条の2関係)</p> <p>7-38-5-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 普通自動車及び小型自動車(乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車、三輪自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって車両総重量3.5t以下のもの、専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車、三輪自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって車両総重量3.5tを超えるもの及び軽自動車(カタピラ及びびそりを有する軽自動車を除く。)の運転者席は、運転者が運転者席において、次に掲げる鉛直面により囲まれる範囲内にある障害物(高さ1m直径30cmの円柱をいう。)の少なくとも一部を鏡等を用いずに直接確認できるものであること。</p> <p>ただし、Aピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより確認が妨げられる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>ア～エ(略)</p> <p>②～⑤(略)</p> <p>(2)(略)</p> <p>7-39 座席</p> <p>7-39-1 性能要件</p> <p>7-39-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。</p> <p>この場合において、座席の向きは次に定めるものとする。(保安基準第22条第1項関係、細目告示第28条第1項関係、細目告示第106条第1項関係)</p> <p>ア～ウ(略)</p> <p>①～②(略)</p> <p>③ 自動車に備える座席は、次に掲げる自動車に備える座席を除き、横向きに設けられたものでないこと。</p>

新旧対照表
105 / 521

新	旧
<p>ア～エ(略)</p> <p>オ 大型特殊自動車</p> <p>カ～ク(略)</p> <p>④～⑤(略)</p> <p>(2)～(5)(略)</p> <p>7-39-1-2 (略)</p> <p>7-39-2~7-39-3 (略)</p> <p>7-39-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(7)(略)</p> <p>(8) 平成29年7月25日以前に製作された自動車(平成26年7月26日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(平成26年7月25日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から座席ベルト及び座席ベルト取付装置に変更がないものを除く。))を除く。については、7-39-12(従前規定の適用⑧)の規定を適用する。(適用関係告示第19条第7項関係)</p> <p>7-39-5~7-39-11 (略)</p> <p>7-39-12 従前規定の適用⑧</p> <p>平成29年7月25日以前に製作された自動車(平成26年7月26日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(平成26年7月25日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から座席ベルト及び座席ベルト取付装置に変更がないものを除く。))を除く。については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第19条第7項関係)</p> <p>7-39-12-1 性能要件</p> <p>7-39-12-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。</p> <p>この場合において、座席の向きは次に定めるものとする。</p> <p>ア～ウ(略)</p> <p>①～②(略)</p> <p>③ 自動車に備える座席は、前向き又は後向きに設けられたものであること。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車に備える座席は除く。</p> <p>ア～エ(略)</p> <p>オ 大型特殊自動車</p> <p>④～⑤(略)</p> <p>(2)～(5)(略)</p> <p>7-39-12-1-2 (略)</p> <p>7-40 (略)</p> <p>7-41 座席ベルト等</p>	<p>ア～エ(略)</p> <p>オ 大型特殊自動車及び小型特殊自動車</p> <p>カ～ク(略)</p> <p>④～⑤(略)</p> <p>(2)～(5)(略)</p> <p>7-39-1-2 (略)</p> <p>7-39-2~7-39-3 (略)</p> <p>7-39-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(7)(略)</p> <p>(8) 平成29年7月25日以前に製作された自動車(平成26年7月26日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。))については、7-39-12(従前規定の適用⑧)の規定を適用する。(適用関係告示第19条第7項関係)</p> <p>7-39-5~7-39-11 (略)</p> <p>7-39-12 従前規定の適用⑧</p> <p>平成29年7月25日以前に製作された自動車(平成26年7月26日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。))については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第19条第7項関係)</p> <p>7-39-12-1 性能要件</p> <p>7-39-12-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。</p> <p>この場合において、座席の向きは次に定めるものとする。</p> <p>ア～ウ(略)</p> <p>①～②(略)</p> <p>③ 自動車に備える座席は、前向き又は後向きに設けられたものであること。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車に備える座席は除く。</p> <p>ア～エ(略)</p> <p>オ 大型特殊自動車及び小型特殊自動車</p> <p>④～⑤(略)</p> <p>(2)～(5)(略)</p> <p>7-39-12-1-2 (略)</p> <p>7-40 (略)</p> <p>7-41 座席ベルト等</p>

新旧対照表
106 / 521

新	旧
<p>7-41-1 (略)</p> <p>7-41-2 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) 7-41-1に規定する座席ベルトの取付装置 (乗車定員 10 人以上の自動車 (立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトの取付装置を除く。) は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、UN R14-07-S7 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 30 条第 2 項関係、細目告示第 108 条第 4 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 7-41-1 に規定する座席ベルト (乗車定員 10 人以上の自動車 (立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車、大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。) は、当該自動車に衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-06-S7 の 6.、7. 及び 8. 1. から 8. 3. 6. まで (補助座席のうち通路に設けられるものにあつては 6. 及び 7. に限る。) に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げる座席ベルトであつて装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 30 条第 4 項関係、細目告示第 108 条第 6 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(4) ～ (10) (略)</p> <p>7-41-3 (略)</p> <p>7-41-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>(7) 平成 29 年 7 月 25 日以前に製作された自動車 (平成 26 年 7 月 26 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車 (平成 26 年 7 月 25 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から座席ベルト及び座席ベルト取付装置に変更がないものを除く。)) を除く。については、7-41-11 (従前規定の適用⑦) の規定を適用する。(適用関係告示第 20 条第 13 項関係)</p> <p>(8) 次に掲げる自動車については、7-41-12 (従前規定の適用⑧) の規定を適用する。(適用関係告示第 20 条第 15 項関係)</p> <p>① 平成 33 年 11 月 14 日 (車両総重量 12t を超える専ら乗用の用に供する自動車</p>	<p>7-41-1 (略)</p> <p>7-41-2 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) 7-41-1に規定する座席ベルトの取付装置 (乗車定員 10 人以上の自動車 (立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトの取付装置を除く。) は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、UN R14-07-S7 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であつて損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 30 条第 2 項関係、細目告示第 108 条第 4 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 7-41-1 に規定する座席ベルト (乗車定員 10 人以上の自動車 (立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。) は、当該自動車に衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-06-S7 の 6.、7. 及び 8. 1. から 8. 3. 6. まで (補助座席のうち通路に設けられるものにあつては 6. 及び 7. に限る。) に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げる座席ベルトであつて装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 30 条第 4 項関係、細目告示第 108 条第 6 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(4) ～ (10) (略)</p> <p>7-41-3 (略)</p> <p>7-41-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>(7) 平成 29 年 7 月 25 日以前に製作された自動車 (平成 26 年 7 月 26 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。) については、7-41-11 (従前規定の適用⑦) の規定を適用する。(適用関係告示第 20 条第 13 項関係)</p> <p>(8) 次に掲げる自動車については、7-41-12 (従前規定の適用⑧) の規定を適用する。(適用関係告示第 20 条第 15 項関係)</p> <p>① 平成 33 年 11 月 14 日 (車両総重量 12t を超える専ら乗用の用に供する自動車</p>

新旧対照表
107 / 521

新	旧
<p>であつて、乗車定員 10 人以上のものにあつては平成 30 年 11 月 14 日) 以前に製作された自動車 (平成 31 年 11 月 15 日 (車両総重量 12t を超える専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のものにあつては平成 29 年 11 月 15 日) 以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車並びに座席ベルト及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた共通構造型型式指定自動車を除く。)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>7-41-5</p> <p>7-41-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和 50 年 3 月 31 日以前に製作された自動車 (昭和 44 年 9 月 30 日以前に製作された自動車にあつては、専ら乗用の用に供するもの (軽自動車を除く。)) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 20 条第 4 項から第 6 項関係)</p> <p>7-41-6-1 装備要件</p> <p>(1) 当該自動車の座席 (7-39-11-1-2 (1) ③アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。) には、第一種座席ベルトの取付装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、普通自動車 (専ら乗用の用に供するものを除く。)、乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車にあつては、この限りでない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-41-6-2 (略)</p> <p>7-41-7～7-41-10 (略)</p> <p>7-41-11 従前規定の適用⑦</p> <p>平成 29 年 7 月 25 日以前に製作された自動車 (平成 26 年 7 月 26 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車 (平成 26 年 7 月 25 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から座席ベルト及び座席ベルト取付装置に変更がないものを除く。)) を除く。については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 20 条第 13 項関係)</p> <p>7-41-11-1～7-41-11-2 (略)</p> <p>7-41-12 従前規定の適用⑧</p> <p>次に掲げる自動車については、次の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 20 条第 15 項関係)</p> <p>① 平成 33 年 11 月 14 日 (車両総重量 12t を超える専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員 10 人以上のものにあつては平成 30 年 11 月 14 日) 以前に製作された自動車 (平成 31 年 11 月 15 日 (車両総重量 12t を超える専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のものにあつては平成 29 年 11 月 15 日) 以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車並びに座席ベルト及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた共通構造型型式指定自動車を除く。)</p>	<p>であつて、乗車定員 10 人以上のものにあつては平成 30 年 11 月 14 日) 以前に製作された自動車 (平成 31 年 11 月 15 日 (車両総重量 12t を超える専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のものにあつては平成 29 年 11 月 15 日) 以降の指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車を除く。)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>7-41-5</p> <p>7-41-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和 50 年 3 月 31 日以前に製作された自動車 (昭和 44 年 9 月 30 日以前に製作された自動車にあつては、専ら乗用の用に供するもの (軽自動車を除く。)) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 20 条第 4 項から第 6 項関係)</p> <p>7-41-6-1 装備要件</p> <p>(1) 当該自動車の座席 (7-39-11-1-2 (1) ③アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。) には、第一種座席ベルトの取付装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、普通自動車 (専ら乗用の用に供するものを除く。)、乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>及び最高速度 20km/h 未満の自動車にあつては、この限りでない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-41-6-2 (略)</p> <p>7-41-7～7-41-10 (略)</p> <p>7-41-11 従前規定の適用⑦</p> <p>平成 29 年 7 月 25 日以前に製作された自動車 (平成 26 年 7 月 26 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。)) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 20 条第 13 項関係)</p> <p>7-41-11-1～7-41-11-2 (略)</p> <p>7-41-12 従前規定の適用⑧</p> <p>次に掲げる自動車については、次の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 20 条第 15 項関係)</p> <p>① 平成 33 年 11 月 14 日 (車両総重量 12t を超える専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員 10 人以上のものにあつては平成 30 年 11 月 14 日) 以前に製作された自動車 (平成 31 年 11 月 15 日 (車両総重量 12t を超える専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のものにあつては平成 29 年 11 月 15 日) 以降の指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車を除く。)</p>

新旧対照表
108 / 521

新	旧
<p>②～③ (略)</p> <p>7-41-12-1 (略)</p> <p>7-41-12-2 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 7-41-12-1 に規定する座席ベルト (乗車定員 10 人以上の自動車 (立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。) は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-06-S7 の 6.、7.及び 8.1. から 8.3.6. までは適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(4) ～ (10) (略)</p> <p>7-41-13 (略)</p> <p>7-42 (略)</p> <p>7-43 頭部後傾抑止装置等</p> <p>7-43-1 装備要件</p> <p>自動車 (車両総重量が 3.5t を超える自動車 (専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以下のものを除く。)、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。) の座席 (7-39-11-1-2 (1) ③アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。) のうち運転者席及びこれと並列の座席には、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部の過度の後傾を有効に抑止し、かつ、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、構造等に関し、7-43-2 の基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、当該座席自体が当該装置と同等の性能を有するものであるときは、この限りでない。(保安基準第 22 条の 4 関係)</p> <p>7-43-2～7-43-6 (略)</p> <p>7-43-7 従前規定の適用③</p> <p>昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車及び昭和 45 年 3 月 31 日以前に製作された自動車であって、専ら乗用の用に供するものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 21 条 3 項関係)</p> <p>7-43-7-1 装備要件</p> <p>自動車 (普通自動車 (専ら乗用の用に供するものを除く。)、乗車定員 11 人以上の自</p>	<p>②～③ (略)</p> <p>7-41-12-1 (略)</p> <p>7-41-12-2 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 7-41-12-1 に規定する座席ベルト (乗車定員 10 人以上の自動車 (立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。) は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-06-S7 の 6.、7.及び 8.1. から 8.3.6. までは適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(4) ～ (10) (略)</p> <p>7-41-13 (略)</p> <p>7-42 (略)</p> <p>7-43 頭部後傾抑止装置等</p> <p>7-43-1 装備要件</p> <p>自動車 (車両総重量が 3.5t を超える自動車 (専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以下のものを除く。)、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。) の座席 (7-39-11-1-2 (1) ③アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。) のうち運転者席及びこれと並列の座席には、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部の過度の後傾を有効に抑止し、かつ、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、構造等に関し、7-43-2 の基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、当該座席自体が当該装置と同等の性能を有するものであるときは、この限りでない。(保安基準第 22 条の 4 関係)</p> <p>7-43-2～7-43-6 (略)</p> <p>7-43-7 従前規定の適用③</p> <p>昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車及び昭和 45 年 3 月 31 日以前に製作された自動車であって、専ら乗用の用に供するものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 21 条 3 項関係)</p> <p>7-43-7-1 装備要件</p> <p>自動車 (普通自動車 (専ら乗用の用に供するものを除く。)、乗車定員 11 人以上の自</p>

新旧対照表
109 / 521

新	旧
<p>自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。) の座席 (7-39-11-1-2 (1) ③アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。) のうち運転者席には、次の基準に適合する装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、当該座席が 7-43-8-2 (1) ①及び②の基準に適合するものであるときは、この限りでない。</p> <p>7-43-7-2 (略)</p> <p>7-43-8 従前規定の適用④</p> <p>平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 21 条第 1 項関係)</p> <p>7-43-8-1 装備要件</p> <p>自動車 (普通自動車 (専ら乗用の用に供するものを除く。)、乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。) の座席 (7-39-11-1-2 (1) ③アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。) のうち運転者席及びこれと並列の座席には、次の基準に適合する装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、当該座席が 7-43-8-2 (1) ①及び②の基準に適合するものであるときは、この限りでない。</p> <p>7-43-8-2 (略)</p> <p>7-44 年少者用補助乗車装置等</p> <p>7-44-1 装備要件</p> <p>(1) 専ら乗用の用に供する自動車 (乗車定員 10 人以上の自動車、緊急自動車、特種用途自動車、幼児専用車、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席を有しない自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。) には、年少者用補助乗車装置取付具を 2 個以上備えなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。(保安基準第 22 条の 5 第 1 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>7-44-2～7-44-7 (略)</p> <p>7-45～7-46 (略)</p> <p>7-47 乗降口</p> <p>7-47-1 (略)</p> <p>7-47-2 性能要件</p> <p>7-47-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 自動車 (乗車定員 11 人以上の自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の</p>	<p>自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。) の座席 (7-39-11-1-2 (1) ③アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。) のうち運転者席には、次の基準に適合する装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、当該座席が 7-43-8-2 (1) ①及び②の基準に適合するものであるときは、この限りでない。</p> <p>7-43-7-2 (略)</p> <p>7-43-8 従前規定の適用④</p> <p>平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 21 条第 1 項関係)</p> <p>7-43-8-1 装備要件</p> <p>自動車 (普通自動車 (専ら乗用の用に供するものを除く。)、乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。) の座席 (7-39-11-1-2 (1) ③アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。) のうち運転者席及びこれと並列の座席には、次の基準に適合する装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、当該座席が 7-43-8-2 (1) ①及び②の基準に適合するものであるときは、この限りでない。</p> <p>7-43-8-2 (略)</p> <p>7-44 年少者用補助乗車装置等</p> <p>7-44-1 装備要件</p> <p>(1) 専ら乗用の用に供する自動車 (乗車定員 10 人以上の自動車、特種用途自動車、幼児専用車、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席を有しない自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びびそりを有する軽自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車並びに被牽引自動車を除く。) には、年少者用補助乗車装置取付具を 2 個以上備えなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。(保安基準第 22 条の 5 第 1 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>7-44-2～7-44-7 (略)</p> <p>7-45～7-46 (略)</p> <p>7-47 乗降口</p> <p>7-47-1 (略)</p> <p>7-47-2 性能要件</p> <p>7-47-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 自動車 (乗車定員 11 人以上の自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車</p>

新旧対照表
110 / 521

新	旧
<p>自動車を除く。)の乗降口に備える扉は、閉鎖している状態を保持するための装置を備えているものであること。(保安基準第25条第4項関係、細目告示第35条第1項関係、細目告示第113条第1項関係)</p> <p>(2)～(3)(略)</p> <p>7-47-2-2 書面等による審査</p> <p>(1)自動車(乗車定員11人以上の自動車、乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車、大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)の乗降口に備える扉のうち特殊扉以外のものは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、容易に開放するおそれがないものとして構造に関し、UN R11-04-S1の5.、6.及び7.に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、扉の構造上、UN R11-04-S1に定めるヒンジ又はラッチシステムを取付けることができない扉であって、油圧、電気等の動力により運転者席において開閉動作を行うことができ、かつ、原動機の操作装置が作動の位置にある場合に運転者席の運転者に扉が開放していることを視覚的に警告する装置及び走行中の扉の開放を防止できる装置を備えたものについては、UN R11-03-S3の6.2.3.、6.2.4.及び7.2.2.に定める基準に適合するものであればよい。</p> <p>ただし、UN R11-03-S3附則6に定める加圧プレートの配置は、試験条件が最も不利になる扉の端部及びそれと対をなす端部の組合せであること。(保安基準第25条第4項関係、細目告示第35条第1項関係、細目告示第113条第1項関係)</p> <p>(2)～(4)(略)</p> <p>7-47-3～7-47-8 (略)</p> <p>7-47-9 従前規定の適用⑤</p> <p>平成24年6月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第24条第1項関係)</p> <p>7-47-9-1 (略)</p> <p>7-47-9-2 性能要件</p> <p>7-47-9-2-1 視認等による審査</p> <p>(1)自動車(乗車定員11人以上の自動車、大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)の乗降口に備える扉は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、容易に開放するおそれがない構造でなければならない。</p> <p>(2)～(3)(略)</p> <p>7-47-9-2-2 書面等による審査</p> <p>(1)自動車(乗車定員11人以上の自動車、乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車、大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)の乗降口に備える扉は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、容易に開放するおそれがないものとして構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、技術基準通達別添29「とびらの開放防止の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(2)～(3)(略)</p>	<p>及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)の乗降口に備える扉は、閉鎖している状態を保持するための装置を備えているものであること。(保安基準第25条第4項関係、細目告示第35条第1項関係、細目告示第113条第1項関係)</p> <p>(2)～(3)(略)</p> <p>7-47-2-2 書面等による審査</p> <p>(1)自動車(乗車定員11人以上の自動車、乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車、大型特殊自動車、<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)の乗降口に備える扉のうち特殊扉以外のものは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、容易に開放するおそれがないものとして構造に関し、UN R11-04-S1の5.、6.及び7.に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、扉の構造上、UN R11-04-S1に定めるヒンジ又はラッチシステムを取付けることができない扉であって、油圧、電気等の動力により運転者席において開閉動作を行うことができ、かつ、原動機の操作装置が作動の位置にある場合に運転者席の運転者に扉が開放していることを視覚的に警告する装置及び走行中の扉の開放を防止できる装置を備えたものについては、UN R11-03-S3の6.2.3.、6.2.4.及び7.2.2.に定める基準に適合するものであればよい。</p> <p>ただし、UN R11-03-S3附則6に定める加圧プレートの配置は、試験条件が最も不利になる扉の端部及びそれと対をなす端部の組合せであること。(保安基準第25条第4項関係、細目告示第35条第1項関係、細目告示第113条第1項関係)</p> <p>(2)～(4)(略)</p> <p>7-47-3～7-47-8 (略)</p> <p>7-47-9 従前規定の適用⑤</p> <p>平成24年6月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第24条第1項関係)</p> <p>7-47-9-1 (略)</p> <p>7-47-9-2 性能要件</p> <p>7-47-9-2-1 視認等による審査</p> <p>(1)自動車(乗車定員11人以上の自動車、大型特殊自動車、<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)の乗降口に備える扉は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、容易に開放するおそれがない構造でなければならない。</p> <p>(2)～(3)(略)</p> <p>7-47-9-2-2 書面等による審査</p> <p>(1)自動車(乗車定員11人以上の自動車、乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車、大型特殊自動車、<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)の乗降口に備える扉は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、容易に開放するおそれがないものとして構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、技術基準通達別添29「とびらの開放防止の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(2)～(3)(略)</p>

新旧対照表
111 / 521

新	旧
<p>7-47-10 従前規定の適用⑥</p> <p>平成24年8月11日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第24条第3項関係)</p> <p>7-47-10-1 (略)</p> <p>7-47-10-2 性能要件</p> <p>7-47-10-2-1 (略)</p> <p>7-47-10-2-2 書面等による審査</p> <p>(1)自動車(乗車定員11人以上の自動車、乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車、大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)の乗降口に備える扉は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、容易に開放するおそれがないものとして構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、平成19年6月29日付け国土交通省告示第854号による改正前の細目告示別添36「とびらの開放防止の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(2)～(3)(略)</p> <p>7-47-11 従前規定の適用⑦</p> <p>平成26年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>7-47-11-1 (略)</p> <p>7-47-11-2 性能要件</p> <p>7-47-11-2-1 視認等による審査</p> <p>(1)自動車(乗車定員11人以上の自動車、大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)の乗降口に備える扉は、閉鎖している状態を保持するための装置を備えているものであること。</p> <p>(2)～(3)(略)</p> <p>7-47-11-2-2 書面等による審査</p> <p>(1)自動車(乗車定員11人以上の自動車、乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車、大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)の乗降口に備える扉のうち特殊扉以外のものは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、容易に開放するおそれがないものとして構造に関し、UN R11-03-S2の5.、6.及び7.に適合するものでなければならない。</p> <p>(2)～(3)(略)</p> <p>7-47-12 従前規定の適用⑧</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第24条第4項関係)</p> <p>①～②(略)</p> <p>7-47-12-1 (略)</p> <p>7-47-12-2 性能要件</p> <p>7-47-12-2-1 視認等による審査</p> <p>(1)自動車の乗降口に備える扉は、確実に閉じることができるものであり、かつ、自動</p>	<p>7-47-10 従前規定の適用⑥</p> <p>平成24年8月11日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第24条第3項関係)</p> <p>7-47-10-1 (略)</p> <p>7-47-10-2 性能要件</p> <p>7-47-10-2-1 (略)</p> <p>7-47-10-2-2 書面等による審査</p> <p>(1)自動車(乗車定員11人以上の自動車、乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車、大型特殊自動車、<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)の乗降口に備える扉は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、容易に開放するおそれがないものとして構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、平成19年6月29日付け国土交通省告示第854号による改正前の細目告示別添36「とびらの開放防止の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(2)～(3)(略)</p> <p>7-47-11 従前規定の適用⑦</p> <p>平成26年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>7-47-11-1 (略)</p> <p>7-47-11-2 性能要件</p> <p>7-47-11-2-1 視認等による審査</p> <p>(1)自動車(乗車定員11人以上の自動車、大型特殊自動車、<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)の乗降口に備える扉は、閉鎖している状態を保持するための装置を備えているものであること。</p> <p>(2)～(3)(略)</p> <p>7-47-11-2-2 書面等による審査</p> <p>(1)自動車(乗車定員11人以上の自動車、乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車、大型特殊自動車、<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)の乗降口に備える扉のうち特殊扉以外のものは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、容易に開放するおそれがないものとして構造に関し、UN R11-03-S2の5.、6.及び7.に適合するものでなければならない。</p> <p>(2)～(3)(略)</p> <p>7-47-12 従前規定の適用⑧</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第24条第4項関係)</p> <p>①～②(略)</p> <p>7-47-12-1 (略)</p> <p>7-47-12-2 性能要件</p> <p>7-47-12-2-1 視認等による審査</p> <p>(1)自動車の乗降口に備える扉は、確実に閉じることができるものであり、かつ、自動</p>

新旧対照表
112 / 521

新	旧
<p>車（乗車定員 11 人以上の自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）に備えるものにあつては、閉鎖している状態を保持するための装置を備えているものであること。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>7-47-12-2-2 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の乗降口に備える扉のうち特殊扉以外のものは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、容易に開放するおそれがないものとして構造に関し、UN R11-03-S2 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>7-47-13 従前規定の適用⑨</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 24 条第 4 項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-47-13-1 (略)</p> <p>7-47-13-2 性能要件</p> <p>7-47-13-2-1 (略)</p> <p>7-47-13-2-2 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の乗降口に備える扉のうち特殊扉以外のものは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、容易に開放するおそれがないものとして構造に関し、UN R11-03-S3 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、扉の構造上、UN R11-03-S3 に定めるヒンジ又はラッチシステムを取付けることができない扉であつて、油圧、電気等の動力により運転者席において開閉動作を行うことができ、かつ、原動機の操作装置が作動の位置にある場合に運転者席の運転者に扉が開放していることを視覚的に警告する装置及び走行中の扉の開放を防止できる装置を備えたものにあつては、UN R11-03-S3 の 6.2.3.、6.2.4. 及び 7.2.2. に定める基準に適合するものであればよい。</p> <p>ただし、UN R11-03-S3 附則 6 に定める加圧プレートの配置は、試験条件が最も不利になる扉の端部及びそれと対をなす端部の組合せであること。（保安基準第 25 条第 4 項関係、細目告示第 35 条第 1 項関係、細目告示第 113 条第 1 項関係）</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>7-48 非常口</p> <p>7-48-1 (略)</p> <p>7-48-2 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 7-48-1 の非常口は、設置位置、大きさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 36 条第 1</p>	<p>車（乗車定員 11 人以上の自動車、大型特殊自動車、<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）に備えるものにあつては、閉鎖している状態を保持するための装置を備えているものであること。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>7-47-12-2-2 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車、大型特殊自動車、<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の乗降口に備える扉のうち特殊扉以外のものは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、容易に開放するおそれがないものとして構造に関し、UN R11-03-S2 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>7-47-13 従前規定の適用⑨</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 24 条第 4 項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-47-13-1 (略)</p> <p>7-47-13-2 性能要件</p> <p>7-47-13-2-1 (略)</p> <p>7-47-13-2-2 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車、大型特殊自動車、<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の乗降口に備える扉のうち特殊扉以外のものは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、容易に開放するおそれがないものとして構造に関し、UN R11-03-S3 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、扉の構造上、UN R11-03-S3 に定めるヒンジ又はラッチシステムを取付けることができない扉であつて、油圧、電気等の動力により運転者席において開閉動作を行うことができ、かつ、原動機の操作装置が作動の位置にある場合に運転者席の運転者に扉が開放していることを視覚的に警告する装置及び走行中の扉の開放を防止できる装置を備えたものにあつては、UN R11-03-S3 の 6.2.3.、6.2.4. 及び 7.2.2. に定める基準に適合するものであればよい。</p> <p>ただし、UN R11-03-S3 附則 6 に定める加圧プレートの配置は、試験条件が最も不利になる扉の端部及びそれと対をなす端部の組合せであること。（保安基準第 25 条第 4 項関係、細目告示第 35 条第 1 項関係、細目告示第 113 条第 1 項関係）</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>7-48 非常口</p> <p>7-48-1 (略)</p> <p>7-48-2 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 7-48-1 の非常口は、設置位置、大きさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 36 条第 1</p>

新旧対照表
113 / 521

新	旧
<p>項関係、細目告示第 114 条第 1 項関係）</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ <u>幼児専用車の非常口は保護者用座席（運転者席を除く。）の付近に設けられていること。</u></p> <p><u>ただし、保護者用座席（運転者席を除く。）から非常口へ至ることができる通路が設けられている場合にあっては、この限りでない。</u></p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>7-48-3～7-48-5 (略)</p> <p>7-48-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和 31 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 25 条第 1 項関係）</p> <p>7-48-6-1 (略)</p> <p>7-48-6-2 性能要件</p> <p>(1) 7-48-6-1 の非常口は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ <u>幼児専用車の非常口は保護者用座席（運転者席を除く。）の付近に設けられていること。</u></p> <p><u>ただし、保護者用座席（運転者席を除く。）から非常口へ至ることができる通路が設けられている場合にあっては、この限りでない。</u></p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>7-48-7 従前規定の適用③</p> <p>昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（幼児専用車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 25 条第 2 項第 1 号関係）</p> <p>7-48-7-1 (略)</p> <p>7-48-7-2 性能要件</p> <p>(1) 7-48-7-1 の非常口は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ <u>幼児専用車の非常口は保護者用座席（運転者席を除く。）の付近に設けられていること。</u></p> <p><u>ただし、保護者用座席（運転者席を除く。）から非常口へ至ることができる通路が設けられている場合にあっては、この限りでない。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>7-48-8 (略)</p> <p>7-49 物品積載装置</p> <p>7-49-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土砂等運搬大型自動車には、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の最大積載量を超えて土砂等を積載できるものとして次のいずれかに該当する物品積載装置を備えてはならない。（保安基準第 27 条第 2 項関係、細目告示第 37</p>	<p>項関係、細目告示第 114 条第 1 項関係）</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>7-48-3～7-48-5 (略)</p> <p>7-48-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和 31 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 25 条第 1 項関係）</p> <p>7-48-6-1 (略)</p> <p>7-48-6-2 性能要件</p> <p>(1) 7-48-6-1 の非常口は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>7-48-7 従前規定の適用③</p> <p>昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（幼児専用車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 25 条第 2 項第 1 号関係）</p> <p>7-48-7-1 (略)</p> <p>7-48-7-2 性能要件</p> <p>(1) 7-48-7-1 の非常口は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>7-48-8 (略)</p> <p>7-49 物品積載装置</p> <p>7-49-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 131 号）第 4 条に規定する</u>土砂等運搬大型自動車には、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の最大積載量を超えて<u>同法第 2 条第 1 項に規</u></p>

新旧対照表
114 / 521

新	旧
<p>条第2項関係、細目告示第115条第2項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>7-49-2～7-49-4 (略)</p> <p>7-49-5 従前規定の適用①</p> <p>平成27年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>7-49-5-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車の荷台その他の物品積載装置は、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できるものとして強度、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できる構造でなければならない。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(2) 土砂等運搬大型自動車には、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の最大積載量を超えて土砂等を積載できるものとして次のいずれかに該当する物品積載装置を備えてはならない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>7-49-6 従前規定の適用②</p> <p>平成29年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>7-49-6-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土砂等運搬大型自動車には、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の最大積載量を超えて土砂等を積載できるものとして次のいずれかに該当する物品積載装置を備えてはならない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>7-50 (略)</p> <p>7-51 窓ガラス</p> <p>7-51-1 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度25km/h以下の自動車を除く。)の窓ガラスは、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R43-01-S5 の6.、</p>	<p>定する土砂等を積載できるものとして次のいずれかに該当する物品積載装置を備えてはならない。(保安基準第27条第2項関係、細目告示第37条第2項関係、細目告示第115条第2項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>7-49-2～7-49-4 (略)</p> <p>7-49-5 従前規定の適用①</p> <p>平成27年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>7-49-5-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車の荷台その他の物品積載装置は、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できるものとして強度、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できる構造でなければならない。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。<u>(保安基準第27条第1項関係、細目告示第37条第1項関係、細目告示第115条第1項関係)</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p>(2) <u>土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)第4条に規定する土砂等運搬大型自動車には、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の最大積載量を超えて同法第2条第1項に規定する土砂等を積載できるものとして次のいずれかに該当する物品積載装置を備えてはならない。(保安基準第27条第2項関係、細目告示第37条第2項関係、細目告示第115条第2項関係)</u></p> <p>①～③ (略)</p> <p>7-49-6 従前規定の適用②</p> <p>平成29年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>7-49-6-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)第4条に規定する土砂等運搬大型自動車には、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の最大積載量を超えて同法第2条第1項に規定する土砂等を積載できるものとして次のいずれかに該当する物品積載装置を備えてはならない。</u></p> <p>①～③ (略)</p> <p>7-50 (略)</p> <p>7-51 窓ガラス</p> <p>7-51-1 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度25km/h以下の自動車を除く。)の窓ガラスは、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R43-01-S4 の6.、</p>

新旧対照表
115 / 521

新	旧																																														
<p>7.、8.及び附則24((4)及び(5)の窓ガラスに適用される規定並びに追加記号の表示に係る規定を除く。)に適合する窓ガラスでなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる窓ガラスにあっては、この限りでない。(保安基準第29条第1項関係、細目告示第39条第1項関係、細目告示第117条第1項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度40km/h未満の自動車を除く。)の前面ガラスは、損傷した場合においても運転者の視野を確保できるものであり、かつ、容易に貫通されないものとして、強度等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R43-01-S5 の6.、7.、8.及び附則24 (ウィンドスクリーンの強度に係る規定に限り、追加記号の表示に係る規定を除く。)に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、(1) ②及び③の窓ガラスにあってはこの限りでない。(保安基準第29条第2項関係、細目告示第39条第1項関係、細目告示第117条第1項関係)</p> <p>(5) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。)の前面ガラス及び側面ガラス (運転者席より後方の部分を除く。)は、運転者の視野を妨げないものとして、ひずみ、可視光線の透過率等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R43-01-S5 の6.、7.、8.及び附則24 (運転者の視野確保に係る規定に限り、追加記号の表示に係る規定を除く。)に適合するものでなければならない。(保安基準第29条第3項関係、細目告示第39条第1項及び第3項関係、細目告示第117条第1項及び第3項関係)</p> <p>ただし、(1) ②、③及び④の窓ガラスにあってはこの限りでない。</p> <p>(6) ～ (7) (略)</p> <p>(8) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1)、(4)及び(5)の基準に適合するものとする。(細目告示第117条第8項関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">窓ガラスの部位</th> <th colspan="3">付される記号</th> </tr> <tr> <th>(略)</th> <th>UN R43-01-S5 に基づくもの</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3) 側面ガラス (運転者席より後方の部分を除く。)のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分</td> <td>(略)</td> <td>④43R-01</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(4) (1)、(2)及び(3)以外の窓ガラス</td> <td>(略)</td> <td>④43R-01</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	窓ガラスの部位	付される記号			(略)	UN R43-01-S5 に基づくもの	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(3) 側面ガラス (運転者席より後方の部分を除く。)のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分	(略)	④43R-01	(略)	(4) (1)、(2)及び(3)以外の窓ガラス	(略)	④43R-01	(略)	<p>7.、8.及び附則24((4)及び(5)の窓ガラスに適用される規定並びに追加記号の表示に係る規定を除く。)に適合する窓ガラスでなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる窓ガラスにあっては、この限りでない。(保安基準第29条第1項関係、細目告示第39条第1項関係、細目告示第117条第1項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度40km/h未満の自動車を除く。)の前面ガラスは、損傷した場合においても運転者の視野を確保できるものであり、かつ、容易に貫通されないものとして、強度等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R43-01-S4 の6.、7.、8.及び附則24 (ウィンドスクリーンの強度に係る規定に限り、追加記号の表示に係る規定を除く。)に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、(1) ②及び③の窓ガラスにあってはこの限りでない。(保安基準第29条第2項関係、細目告示第39条第1項関係、細目告示第117条第1項関係)</p> <p>(5) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。)の前面ガラス及び側面ガラス (運転者席より後方の部分を除く。)は、運転者の視野を妨げないものとして、ひずみ、可視光線の透過率等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R43-01-S4 の6.、7.、8.及び附則24 (運転者の視野確保に係る規定に限り、追加記号の表示に係る規定を除く。)に適合するものでなければならない。(保安基準第29条第3項関係、細目告示第39条第1項及び第3項関係、細目告示第117条第1項及び第3項関係)</p> <p>ただし、(1) ②、③及び④の窓ガラスにあってはこの限りでない。</p> <p>(6) ～ (7) (略)</p> <p>(8) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち同表右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであって、その性能を損なう損傷のないものは、(1)、(4)及び(5)の基準に適合するものとする。(細目告示第117条第8項関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">窓ガラスの部位</th> <th colspan="3">付される記号</th> </tr> <tr> <th>(略)</th> <th>UN R43-01-S2 に基づくもの</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3) 側面ガラス (運転者席より後方の部分を除く。)のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分</td> <td>(略)</td> <td>(新設)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(4) (1)、(2)及び(3)以外の窓ガラス</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	窓ガラスの部位	付される記号			(略)	UN R43-01-S2 に基づくもの	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(3) 側面ガラス (運転者席より後方の部分を除く。)のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分	(略)	(新設)	(略)	(4) (1)、(2)及び(3)以外の窓ガラス	(略)	(略)	(略)
窓ガラスの部位		付される記号																																													
	(略)	UN R43-01-S5 に基づくもの	(略)																																												
(略)	(略)	(略)	(略)																																												
(略)	(略)	(略)	(略)																																												
(3) 側面ガラス (運転者席より後方の部分を除く。)のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分	(略)	④43R-01	(略)																																												
(4) (1)、(2)及び(3)以外の窓ガラス	(略)	④43R-01	(略)																																												
窓ガラスの部位	付される記号																																														
	(略)	UN R43-01-S2 に基づくもの	(略)																																												
(略)	(略)	(略)	(略)																																												
(略)	(略)	(略)	(略)																																												
(3) 側面ガラス (運転者席より後方の部分を除く。)のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分	(略)	(新設)	(略)																																												
(4) (1)、(2)及び(3)以外の窓ガラス	(略)	(略)	(略)																																												

新旧対照表
116 / 521

新	旧
<p style="text-align: center;">④43R-01 ⑤43R-01</p> <p>注1：UN R43-01-S5に基づくものには、表中に記載のあるガラスの種類を示すIからXVまでの追加記号のほか、用途により/A、/B、/C、/L、/M、/Pの追加記号が付される。</p> <p>注2～4（略）</p> <p>7-51-2～7-51-10（略）</p> <p>7-51-11 従前規定の適用⑦</p> <p>昭和62年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車であって輸入自動車以外のもの）にあつては昭和62年2月28日、輸入自動車にあつては昭和63年3月31日）以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第26条第2項第4号及び第3項第3号関係）</p> <p>7-51-11-1 性能要件</p> <p>(1) 自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）の窓ガラス（最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車（幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。））にあつては、前面ガラスは、安全ガラスでなければならない。</p> <p>ただし、衝突等により窓ガラスが損傷した場合において、当該ガラスの破片により乗車人員が傷害を受けるおそれの少ない場所に備えられたものにあつては、この限りでない。</p> <p>(2)～(6)（略）</p> <p>7-51-12（略）</p> <p>7-51-13 従前規定の適用⑨</p> <p>平成31年6月30日以前に製作された自動車（平成29年7月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成29年6月30日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第26条第4項関係）</p> <p>7-51-13-1 性能要件（書面等による審査）</p> <p>(1) 自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）の窓ガラス（最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車（幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。））にあつては、前面ガラスは、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添37「窓ガラスの技術基準」に適合する安全ガラスでなければならない。</p> <p>ただし、衝突等により窓ガラスが損傷した場合において、当該ガラスの破片により乗車人員が傷害を受けるおそれの少ない場所に備えられたものにあつては、この限り</p>	<p>注1：UN R43-01-S2に基づくものには、表中に記載のあるガラスの種類を示すIからXIIまでの追加記号のほか、用途により/A、/B、/C、/L、/M、/Pの追加記号が付される。</p> <p>注2～4（略）</p> <p>7-51-2～7-51-10（略）</p> <p>7-51-11 従前規定の適用⑦</p> <p>昭和62年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車であって輸入自動車以外のもの）にあつては昭和62年2月28日、輸入自動車にあつては昭和63年3月31日）以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第26条第2項第4号及び第3項第3号関係）</p> <p>7-51-11-1 性能要件</p> <p>(1) 自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）の窓ガラス（最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>及び最高速度20km/h未満の自動車（幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。））にあつては、前面ガラスは、安全ガラスでなければならない。</p> <p>ただし、衝突等により窓ガラスが損傷した場合において、当該ガラスの破片により乗車人員が傷害を受けるおそれの少ない場所に備えられたものにあつては、この限りでない。</p> <p>(2)～(6)（略）</p> <p>7-51-12（略）</p> <p>7-51-13 従前規定の適用⑨</p> <p>平成31年6月30日以前に製作された自動車（平成29年7月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成29年6月30日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第26条第4項関係）</p> <p>7-51-13-1 性能要件（書面等による審査）</p> <p>(1) 自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）の窓ガラス（最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>及び最高速度20km/h未満の自動車（幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。））にあつては、前面ガラスは、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添37「窓ガラスの技術基準」に適合する安全ガラスでなければならない。</p> <p>ただし、衝突等により窓ガラスが損傷した場合において、当該ガラスの破片により乗車人員が傷害を受けるおそれの少ない場所に備えられたものにあつては、この限り</p>

新旧対照表
117 / 521

新	旧
<p>でない。</p> <p>(2)～(3)（略）</p> <p>(4) 自動車（大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）の前面ガラスは、損傷した場合においても運転者の視野を確保できるものであり、かつ、容易に貫通されないものとして、強度等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添37「窓ガラスの技術基準」に適合するものでなければならない。</p> <p>(5)～(8)（略）</p> <p>7-52 窓ガラス貼付物等</p> <p>7-52-1 性能要件</p> <p>7-52-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（7-51-1（6）に掲げる範囲を除く。）には、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、<u>貼り付け</u>られ、塗装され、又は刻印されてはならない。</p> <p>ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。（保安基準第29条第4項関係、細目告示第39条第3項関係、細目告示第117条第4項関係）</p> <p>①～⑥（略）</p> <p>⑦ 車室内に備える<u>貼り付け</u>式の後写鏡及び後方等確認装置</p> <p>⑧ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、<u>道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、運行中の運転者の状況に係る情報の入手のためのカメラ</u>、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を検知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であつて、次に掲げる要件に該当するもの</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車にあつては、(7)、(4)又は(9)に掲げる範囲に<u>貼り付け</u>られたものであること。</p> <p>(7)～(9)（略）</p> <p>イ 貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車にあつては、(7)、(4)又は(9)に掲げる範囲に<u>貼り付け</u>られたものであること。</p> <p>(7)～(9)（略）</p> <p>ウ ア及びイの自動車以外の自動車にあつては、(7)、(4)又は(9)に掲げる範囲に<u>貼り付け</u>られたものであること。</p> <p>(7)～(9)（略）</p> <p>⑨ 公共の電波の受信のために前面ガラスに<u>貼り付け</u>られ、又は埋め込まれたアンテナであつて次に掲げる要件を満足するもの。</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車の前面ガラスに<u>貼り付け</u></p>	<p>でない。</p> <p>(2)～(3)（略）</p> <p>(4) 自動車（大型特殊自動車、<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）の前面ガラスは、損傷した場合においても運転者の視野を確保できるものであり、かつ、容易に貫通されないものとして、強度等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添37「窓ガラスの技術基準」に適合するものでなければならない。</p> <p>(5)～(8)（略）</p> <p>7-52 窓ガラス貼付物等</p> <p>7-52-1 性能要件</p> <p>7-52-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（7-51-1（6）に掲げる範囲を除く。）には、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、<u>はり付け</u>られ、塗装され、又は刻印されてはならない。</p> <p>ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。（保安基準第29条第4項関係、細目告示第39条第3項関係、細目告示第117条第4項関係）</p> <p>①～⑥（略）</p> <p>⑦ 車室内に備える<u>はり付け</u>式の後写鏡及び後方等確認装置</p> <p>⑧ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、<u>ドライブレコーダーの前方カメラ若しくは運転者用カメラ</u>、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を検知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であつて、次に掲げる要件に該当するもの</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車にあつては、(7)、(4)又は(9)に掲げる範囲に<u>はり付け</u>られたものであること。</p> <p>(7)～(9)（略）</p> <p>イ 貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車にあつては、(7)、(4)又は(9)に掲げる範囲に<u>はり付け</u>られたものであること。</p> <p>(7)～(9)（略）</p> <p>ウ ア及びイの自動車以外の自動車にあつては、(7)、(4)又は(9)に掲げる範囲に<u>はり付け</u>られたものであること。</p> <p>(7)～(9)（略）</p> <p>⑨ 公共の電波の受信のために前面ガラスに<u>はり付け</u>られ、又は埋め込まれたアンテナであつて次に掲げる要件を満足するもの。</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車の前面ガラスに<u>はり付け</u></p>

新旧対照表
118 / 521

新	旧
<p>られ、又は埋め込まれた場合にあつては、次に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>(7) 試験領域 A に<u>貼り付け</u>られ、又は埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が 0.5mm 以下であり、かつ、3 本以下であること。</p> <p>(4) 試験領域 B (試験領域 A と重複する領域を除く。) に<u>貼り付け</u>られ、又は埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が 1.0mm 以下であること。</p> <p>イ 貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車の前面ガラスに<u>貼り付け</u>られ、又は埋め込まれた場合にあつては、次に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>(7) 試験領域 A に<u>貼り付け</u>られ、又は埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が 0.5mm 以下であり、かつ、3 本以下であること。</p> <p>(4) 試験領域 B (試験領域 A と重複する領域を除く。) に<u>貼り付け</u>られ、又は埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が 1.0mm 以下であること。</p> <p>(9) 試験領域 I に<u>貼り付け</u>られ、又は埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が 1.0mm 以下であること。</p> <p>ウ ア及びイの自動車以外の自動車の前面ガラスのうち、試験領域 I に<u>貼り付け</u>られ、又は埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が 1.0mm 以下であること。</p> <p>⑩ 窓ガラスの曇り及び窓ふき器の凍結を防止する機器であつて、次に掲げる要件に該当するもの</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の自動車に備える場合にあつては、次の (7) 及び (4) に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(4) 窓ふき器の凍結を防止する機器にあつては、試験領域 B 及び試験領域 B を前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲に<u>貼り付け</u>られ、又は埋め込まれたものであること。</p> <p>イ 貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車に備える場合にあつては、次の (7) から (5) に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>(7) ~ (7) (略)</p> <p>(5) 窓ふき器の凍結を防止する機器にあつては、試験領域 B 及び試験領域 B を前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲又は試験領域 I 及び試験領域 I を前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲に<u>貼り付け</u>られ、又は埋め込まれたものであること。</p> <p>ウ ア及びイの自動車以外の自動車に備える場合にあつては、次の (7) 及び (4) に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(4) 窓ふき器の凍結を防止する機器にあつては、試験領域 I 及び試験領域 I を前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲に<u>貼り付け</u>られ、又は埋め込まれたものであること。</p>	<p>られ、又は埋め込まれた場合にあつては、次に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>(7) 試験領域 A に<u>はり付け</u>られ、又は埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が 0.5mm 以下であり、かつ、3 本以下であること。</p> <p>(4) 試験領域 B (試験領域 A と重複する領域を除く。) に<u>はり付け</u>られ、又は埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が 1.0mm 以下であること。</p> <p>イ 貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車の前面ガラスに<u>はり付け</u>られ、又は埋め込まれた場合にあつては、次に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>(7) 試験領域 A に<u>はり付け</u>られ、又は埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が 0.5mm 以下であり、かつ、3 本以下であること。</p> <p>(4) 試験領域 B (試験領域 A と重複する領域を除く。) に<u>はり付け</u>られ、又は埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が 1.0mm 以下であること。</p> <p>(9) 試験領域 I に<u>はり付け</u>られ、又は埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が 1.0mm 以下であること。</p> <p>ウ ア及びイの自動車以外の自動車の前面ガラスのうち、試験領域 I に<u>はり付け</u>られ、又は埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が 1.0mm 以下であること。</p> <p>⑩ 窓ガラスの曇り及び窓ふき器の凍結を防止する機器であつて、次に掲げる要件に該当するもの</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の自動車に備える場合にあつては、次の (7) 及び (4) に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(4) 窓ふき器の凍結を防止する機器にあつては、試験領域 B 及び試験領域 B を前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲に<u>はり付け</u>られ、又は埋め込まれたものであること。</p> <p>イ 貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車に備える場合にあつては、次の (7) から (5) に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>(7) ~ (7) (略)</p> <p>(5) 窓ふき器の凍結を防止する機器にあつては、試験領域 B 及び試験領域 B を前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲又は試験領域 I 及び試験領域 I を前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲に<u>はり付け</u>られ、又は埋め込まれたものであること。</p> <p>ウ ア及びイの自動車以外の自動車に備える場合にあつては、次の (7) 及び (4) に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(4) 窓ふき器の凍結を防止する機器にあつては、試験領域 I 及び試験領域 I を前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲に<u>はり付け</u>られ、又は埋め込まれたものであること。</p>

新旧対照表
119 / 521

新	旧
<p>⑪ (略)</p> <p>⑫ 装着 (窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。) され、<u>貼り付け</u>られ、又は塗装された状態において、透明であるもの。 この場合において、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあつては可視光線透過率が 70% 以上であることが確保できるものであること。</p> <p>⑬ (略)</p> <p>⑭ 大型特殊自動車の窓ガラスに取付けるワイパーモータ、扉の開閉取手 (ガラス削り込みを含む。) 及びガラス取付用金具等であつて、次に掲げる要件に該当するもの。</p> <p>ア 前面ガラスにあつては、当該ガラスの上縁であつて、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の 20% 以内の範囲又はガラス開口部周囲から各 100mm 以内の範囲に<u>貼り付け</u>られたものであること。</p> <p>イ 側面ガラスにあつては、ガラス開口部周囲から各 150mm 以内の範囲に<u>貼り付け</u>られたものであること。 (参考図) (略)</p> <p>⑮ 法第 75 条の 4 第 1 項の特別な表示、再資源化の適正かつ円滑な実施のために必要となる窓ガラスの分類についての表示及びその他の窓ガラスにかかる情報の表示であつて、運転者の視野の確保に支障がない位置に装着 (窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。) され、<u>貼り付け</u>られ、塗装され、又は刻印されているもの。</p> <p>⑯ 指定自動車等に装着 (窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。) され、<u>貼り付け</u>られ又は塗装されているもの。</p> <p>⑰ ①から⑯までに掲げるもののほか、国土交通大臣又は地方運輸局長が指定したもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 窓ガラスに装着 (窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。) され、<u>貼り付け</u>られ、又は塗装された状態において、運転者が次に掲げるものを確認できるものは、(1) ⑯の「透明である」とされるものとする。(細目告示第 39 条第 5 項関係、細目告示第 117 条第 6 項関係)</p> <p>①~③ (略)</p> <p>7-52-1-2 テスタ等による審査 前面ガラス及び側面ガラス (運転者席より後方の部分を除く。) のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線透過率が、着色フィルム等が装着 (窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。) され、<u>貼り付け</u>られ、又は塗装されたことにより、70% を下回るおそれがあると認められたときは、可視光線透過率測定器を用いて可視光線透過率を計測するものとする。 ただし、可視光線透過率が 70% を下回ることが明らかである場合には、この限りでは</p>	<p>⑪ (略)</p> <p>⑫ 装着 (窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。) され、<u>はり付け</u>られ、又は塗装された状態において、透明であるもの。 この場合において、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあつては可視光線透過率が 70% 以上であることが確保できるものであること。</p> <p>⑬ (略)</p> <p>⑭ 大型特殊自動車及び小型特殊自動車の窓ガラスに取付けるワイパーモータ、扉の開閉取手 (ガラス削り込みを含む。) 及びガラス取付用金具等であつて、次に掲げる要件に該当するもの。</p> <p>ア 前面ガラスにあつては、当該ガラスの上縁であつて、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の 20% 以内の範囲又はガラス開口部周囲から各 100mm 以内の範囲に<u>はり付け</u>られたものであること。</p> <p>イ 側面ガラスにあつては、ガラス開口部周囲から各 150mm 以内の範囲に<u>はり付け</u>られたものであること。 (参考図) (略)</p> <p>⑮ 大型特殊自動車の分類についての表示及びその他の窓ガラスにかかる情報の表示であつて、運転者の視野の確保に支障がない位置に装着 (窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。) され、<u>はり付け</u>られ、塗装され、又は刻印されているもの。</p> <p>⑯ 指定自動車等に装着 (窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。) され、<u>はり付け</u>られ又は塗装されているもの。</p> <p>⑰ ①から⑯までに掲げるもののほか、国土交通大臣又は地方運輸局長が指定したもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 窓ガラスに装着 (窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。) され、<u>はり付け</u>られ、又は塗装された状態において、運転者が次に掲げるものを確認できるものは、(1) ⑯の「透明である」とされるものとする。(細目告示第 39 条第 5 項関係、細目告示第 117 条第 6 項関係)</p> <p>①~③ (略)</p> <p>7-52-1-2 テスタ等による審査 前面ガラス及び側面ガラス (運転者席より後方の部分を除く。) のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線透過率が、着色フィルム等が装着 (窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。) され、<u>はり付け</u>られ、又は塗装されたことにより、70% を下回るおそれがあると認められたときは、可視光線透過率測定器を用いて可視光線透過率を計測するものとする。 ただし、可視光線透過率が 70% を下回ることが明らかである場合には、この限りでは</p>

新旧対照表
120 / 521

新	旧
<p>ない。</p> <p>7-52-2～7-52-4 (略)</p> <p>7-52-5 従前規定の適用①</p> <p>平成31年6月30日以前に製作された自動車(平成29年7月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(平成29年6月30日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。))については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第26条第4項関係)</p> <p>7-52-5-1 性能要件</p> <p>7-52-5-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面ガラス及び側面ガラス(7-51-1(6)に掲げる範囲を除く。)には、次に掲げるもの以外のものが装着(窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、<u>貼り付け</u>られ、塗装され、又は刻印されているとはならない。</p> <p>ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 車室内に備える<u>貼り付け</u>式の後写鏡及び後方等確認装置</p> <p>⑧ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、<u>運行中の運転者の状況に係る情報の入手のためのカメラ</u>、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を検知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車にあっては、(7)、(4)又は(9)に掲げる範囲に<u>貼り付け</u>られたものであること。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>イ アの自動車以外の自動車にあっては、(7)、(4)又は(9)に掲げる範囲に<u>貼り付け</u>られたものであること。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>⑨ 公共の電波の受信のために前面ガラスに<u>貼り付ける</u>アンテナ。</p> <p>この場合において、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車であって試験領域A又は試験領域Bに<u>貼り付ける</u>場合にあっては、次のア又はイに掲げる要件、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車以外であって試験領域Iに<u>貼り付ける</u>場合にあっては、ウに掲げる要件を満足しなければならない。</p> <p>ア 試験領域Aに<u>貼り付ける</u>場合にあっては、機器の幅が0.5mm以下であり、かつ、3本以下であること。</p>	<p>ない。</p> <p>7-52-2～7-52-4 (略)</p> <p>7-52-5 従前規定の適用①</p> <p>平成31年6月30日以前に製作された自動車(平成29年7月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(平成29年6月30日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。))を除く。))については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第26条第4項関係)</p> <p>7-52-5-1 性能要件</p> <p>7-52-5-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面ガラス及び側面ガラス(7-51-1(6)に掲げる範囲を除く。)には、次に掲げるもの以外のものが装着(窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、<u>はり付け</u>られ、塗装され、又は刻印されているとはならない。</p> <p>ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 車室内に備える<u>はり付け</u>式の後写鏡及び後方等確認装置</p> <p>⑧ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を検知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車にあっては、(7)、(4)又は(9)に掲げる範囲に<u>はり付け</u>られたものであること。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>イ アの自動車以外の自動車にあっては、(7)、(4)又は(9)に掲げる範囲に<u>はり付け</u>られたものであること。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>⑨ 公共の電波の受信のために前面ガラスに<u>はり付ける</u>アンテナ。</p> <p>この場合において、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車であって試験領域A又は試験領域Bに<u>はり付ける</u>場合にあっては、次のア又はイに掲げる要件、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車以外であって試験領域Iに<u>はり付ける</u>場合にあっては、ウに掲げる要件を満足しなければならない。</p> <p>ア 試験領域Aに<u>はり付ける</u>場合にあっては、機器の幅が0.5mm以下であり、かつ、3本以下であること。</p>

新旧対照表
121 / 521

新	旧
<p>イ 試験領域B(試験領域Aと重複する領域を除く。)に<u>貼り付ける</u>場合にあっては、機器の幅が1.0mm以下であること。</p> <p>ウ 試験領域Iに<u>貼り付ける</u>場合にあっては、機器の幅が1.0mm以下であること。</p> <p>⑩ 窓ふき器の凍結を防止する機器であって、次に掲げる要件に該当するもの</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車にあっては、試験領域B及び試験領域Bを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲に<u>貼り付け</u>られたものであること。</p> <p>イ アの自動車以外の自動車にあっては、試験領域I及び試験領域Iを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲に<u>貼り付け</u>られたものであること。</p> <p>⑪ (略)</p> <p>⑫ ①から⑩までに掲げるもののほか、装着(窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、<u>貼り付け</u>られ、又は塗装された状態において、透明であるもの。</p> <p>この場合において、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあっては可視光線透過率が70%以上であることが確保できるものであること。</p> <p>⑬～⑮ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 窓ガラスに装着(窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、<u>貼り付け</u>られ、又は塗装された状態において、運転者が次に掲げるものを確認できるものは、(1)⑫の「透明である」とされるものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>7-52-5-1-2 テスタ等による審査</p> <p>前面ガラス及び側面ガラス(運転者席より後方の部分を除く。)のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線透過率が、着色フィルム等が装着(窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、<u>貼り付け</u>られ、又は塗装されたことにより、70%を下回るおそれがあると認められたときは、可視光線透過率測定器を用いて可視光線透過率を計測するものとする。</p> <p>ただし、可視光線透過率が70%を下回ることが明らかである場合には、この限りではない。</p> <p>7-53 騒音防止装置</p> <p>7-53-1 (略)</p> <p>7-53-2 性能要件</p> <p>7-53-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第30条第1項関係、細目告示第40条第1</p>	<p>イ 試験領域B(試験領域Aと重複する領域を除く。)に<u>はり付ける</u>場合にあっては、機器の幅が1.0mm以下であること。</p> <p>ウ 試験領域Iに<u>はり付ける</u>場合にあっては、機器の幅が1.0mm以下であること。</p> <p>⑩ 窓ふき器の凍結を防止する機器であって、次に掲げる要件に該当するもの</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車にあっては、試験領域B及び試験領域Bを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲に<u>はり付け</u>られたものであること。</p> <p>イ アの自動車以外の自動車にあっては、試験領域I及び試験領域Iを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲に<u>はり付け</u>られたものであること。</p> <p>⑪ (略)</p> <p>⑫ ①から⑩までに掲げるもののほか、装着(窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、<u>はり付け</u>られ、又は塗装された状態において、透明であるもの。</p> <p>この場合において、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあっては可視光線透過率が70%以上であることが確保できるものであること。</p> <p>⑬～⑮ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 窓ガラスに装着(窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、<u>はり付け</u>られ、又は塗装された状態において、運転者が次に掲げるものを確認できるものは、(1)⑫の「透明である」とされるものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>7-52-5-1-2 テスタ等による審査</p> <p>前面ガラス及び側面ガラス(運転者席より後方の部分を除く。)のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線透過率が、着色フィルム等が装着(窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、<u>はり付け</u>られ、又は塗装されたことにより、70%を下回るおそれがあると認められたときは、可視光線透過率測定器を用いて可視光線透過率を計測するものとする。</p> <p>ただし、可視光線透過率が70%を下回ることが明らかである場合には、この限りではない。</p> <p>7-53 騒音防止装置</p> <p>7-53-1 (略)</p> <p>7-53-2 性能要件</p> <p>7-53-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第30条第1項関係、細目告示第40条第1</p>

新		
項関係、細目告示第118条第1項関係)		
① 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車（二輪自動車、使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車、排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動することがないものを除く。）は、別添9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発生しない構造であること。		
自動車の種別	騒音の大きさ	
大型特殊自動車	(略)	
三輪自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）	(略)	(略)
三輪自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車に限る。）	(略)	(略)
(略)	(略)	
② 使用の過程にある自動車であって次に掲げるもの（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、それぞれに定める構造であること。		
ア 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車のうち、当該自動車の消音器について改造又は交換を行ったもの		
別添9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発生しない構造であること。		
ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器に交換した自動車のうち、二輪自動車及び使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車についてはイに定める基準、二輪自動車以外のものについてはウに定める基準を適用するものとする。		
自動車の種別	騒音の大きさ	
乗車定員11人以上の専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車を除く。）	(略)	(略)
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車（三輪自動車を除く。）	(略)	(略)
二輪自動車及び二輪自動車から側車付二輪自動車に	(略)	

旧		
項関係、細目告示第118条第1項関係)		
① 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車（二輪自動車、使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車、排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動することがないものを除く。）は、別添9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発生しない構造であること。		
自動車の種別	騒音の大きさ	
大型特殊自動車及び小型特殊自動車	(略)	
三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）	(略)	(略)
三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車に限る。）	(略)	(略)
(略)	(略)	
② 8-1(2)の規定により第7章の規定を適用する自動車又は使用の過程にある自動車であって次に掲げるもの（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、それぞれに定める構造であること。		
ア 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車のうち、当該自動車の消音器について改造又は交換を行ったもの		
別添9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発生しない構造であること。		
ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器に交換した自動車のうち、二輪自動車及び使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車についてはイに定める基準、二輪自動車以外のものについてはウに定める基準を適用するものとする。		
自動車の種別	騒音の大きさ	
乗車定員11人以上の専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）	(略)	(略)
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車（三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）	(略)	(略)
小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び二輪自動	(略)	

新旧対照表
123 / 521

新		
改造を行ったもの		
イ (略)		
ウ 消音器について改造又は交換を行っていない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）		
別添10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発生しない構造であること。		
ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える場合にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発生しない構造であればよい。		
(2) (1) ①及び②の表中「車両の後部に原動機を有するもの」とあるのは、原動機本体の前端を通り、車両中心線に垂直な平面と車両中心線との交点、最も前方の車軸中心又は最も後方の車軸中心を含み、車両中心線に垂直な二つの平面と車両中心線とのそれぞれの交点の中心より後方にある自動車をいう。		
この場合、原動機本体とは、原動機ファン、充電発電器、空気清浄器等の機関に必要な付属装置は取付け、放熱器、消音器、クラッチ、変速機等は取除いた状態をいう。		
ただし、ファン、充電発電機、空気清浄器等が原動機から切り離されて別に装着されているものについては、それらを除いた状態とする。		
(参考図) (略)		
(3) (略)		
7-53-2-2 (略)		
7-53-2-3 書面等による審査		
(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発生しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第30条第1項関係、細目告示第40条第1項関係、細目告示第118条第1項関係）		
① 自動車（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に限る。）は、細目告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発生しない構造であること。		
② 新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S1の6.(6.2.1.2.、6.2.3.及び6.3.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ2に係る要件に限る。)に定める基準に適合する構造であること。		
なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。）の検		

旧		
車から側車付二輪自動車に改造を行ったものに限る。）		
イ (略)		
ウ 消音器について改造又は交換を行っていない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）		
別添10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発生しない構造であること。		
ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える場合にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発生しない構造であればよい。		
(2) (1) ①の表中「車両の後部に原動機を有するもの」とあるのは、原動機本体の前端を通り、車両中心線に垂直な平面と車両中心線との交点、最も前方の車軸中心又は最も後方の車軸中心を含み、車両中心線に垂直な二つの平面と車両中心線とのそれぞれの交点の中心より後方にある自動車をいう。		
この場合、原動機本体とは、原動機ファン、充電発電器、空気清浄器等の機関に必要な付属装置は取付け、放熱器、消音器、クラッチ、変速機等は取除いた状態をいう。		
ただし、ファン、充電発電機、空気清浄器等が原動機から切り離されて別に装着されているものについては、それらを除いた状態とする。		
(参考図) (略)		
(3) (略)		
7-53-2-2 (略)		
7-53-2-3 書面等による審査		
(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発生しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第30条第1項関係、細目告示第40条第1項関係、細目告示第118条第1項関係）		
① 自動車（側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車に限る。）は、細目告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発生しない構造であること。		
② 新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S1の6.(6.2.1.2.、6.2.3.及び6.3.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ2に係る要件に限る。)に定める基準に適合する構造であること。		
なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が3.5tを超える自動車、二輪自動車、		

新旧対照表
124 / 521

新	旧
<p>査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%の範囲にあればよい。</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする二輪自動車は、UN R41-04-S5（平成 33 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車にあっては、試験路は ISO 10844:1994 に規定された路面であってもよい。）の 6.（6.3.及び 6.4.を除く。）に適合する構造であること。 なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg の範囲にあればよい。</p>	<p>側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びソリを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）は、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%の範囲になければならぬ。</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする二輪自動車は、UN R41-04-S5（平成 33 年 1 月 20 日以降の型式指定自動車以外の二輪自動車にあっては、試験路は ISO 10844:1994 に規定された路面であってもよい。）の 6.（6.3.及び 6.4.を除く。）に適合する構造であること。 なお、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±20kg の範囲になければならぬ。</p>
<p>(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる騒音防止装置（二輪自動車に備えるものにあっては、騒音ラベルを含む。）であって、その機能を損なう損傷等がなく、かつ、車両重量が(1)②又は③のなお書きに定める範囲にあるものは、(1)②又は③の前提の基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた騒音防止装置</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置</p> <p>(4) 内燃機関を原動機とする側車付二輪自動車、三輪自動車及び使用の過程にある自動車に備える消音器（大型特殊自動車に備える消音器を除く。）は、騒音の発生を有効に抑制するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものとして、(5) から (8) までに掲げる自動車に並び、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。（細目告示第 118 条第 2 項及び第 3 項関係）</p> <p>(5) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）以外の自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>① 次のいずれかの表示がある消音器 ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標。(DPE と構造上一体となっている消音器を除く。) この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものと</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる騒音防止装置（二輪自動車に備えるものに限る。）であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) ②の基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた騒音防止装置 (騒音ラベルを含む。)</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置 (騒音ラベルを含む。) 又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置 (騒音ラベルを含む。)</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置 (騒音ラベルを含む。) 又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置 (騒音ラベルを含む。)</p> <p>(4) 内燃機関を原動機とする側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びソリを有する軽自動車、使用の過程にある自動車に備える消音器（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備える消音器を除く。）は、騒音の発生を有効に抑制するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものとして、(5) から (8) までに掲げる自動車に並び、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。（細目告示第 118 条第 2 項及び第 3 項関係）</p> <p>(5) 8-1 (2) の規定により第 7 章の規定を適用する自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車（側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びソリを有する軽自動車を除く。）以外の自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>① 次のいずれかの表示がある消音器 ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標。 この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものと</p>

新旧対照表
125 / 521

新	旧
<p>する。 なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていればよい。 イ～カ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(6) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>①～② (略)</p> <p>(7) (8) の自動車以外の自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</p> <p>① (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携帯することにより、細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値が 82dB 以下であることが明らかである自動車。 この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、使用の過程にある自動車については、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(7) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標準章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標準章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標準章の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (7) ～ (9) (略)</p> <p>イ 騒音防止性能確認標準章が貼付された消音器を備える自動車 (使用の過程にある自動車であって、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。)</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携帯することにより、(7) ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</p>	<p>する。 なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていればよい。 イ～カ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(6) 8-1 (2) の規定により第 7 章の規定を適用する自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車（側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びソリを有する軽自動車を除く。）であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>①～② (略)</p> <p>(7) (8) の自動車以外の自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</p> <p>① (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器 ア 加速走行騒音試験結果成績表（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び8-1 (2) の規定により第 7 章の規定を適用する自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携帯することにより、細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値が 82dB 以下であることが明らかである自動車。 この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、8-1 (2) の規定により第 7 章の規定を適用する自動車については、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(7) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標準章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標準章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標準章の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (7) ～ (9) (略)</p> <p>イ 騒音防止性能確認標準章が貼付された消音器を備える自動車 (8-1 (2) の規定により第 7 章の規定を適用する自動車であって、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。)</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び8-1 (2) の規定により第 7 章の規定を適用する自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携帯することにより、(7) ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自</p>

新旧対照表
126 / 521

新	旧																																
<p>ただし、欧州連合指令に基づく少数生産車にあっては、(イ)又は(エ)のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(フ)～(ハ) (略)</p> <p>(8) 使用の過程にある自動車（二輪自動車又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車に限る。）であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの ①～② (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の(4)の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、(4)の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</p> <p>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しの提示により、(6)②ア又は(7)②アに準じて確認するものとする。</p> <p>7-53-3 (略) 7-53-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる日以前に製作された自動車については、7-53-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第9項、第11項及び第12項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">ア 型式指定自動車</td> <td style="width: 50%;">昭和46年3月31日（同日以前の型式指定自動車にあっては、同年12月31日）</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>エ アからウまでに掲げる自動車以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(2) 次の表に掲げる自動車であって、平成11年8月31日（輸入自動車にあっては、平成12年3月31日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成10年10月1日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、7-53-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第13項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">ア 型式指定自動車</td> <td style="width: 50%;">昭和46年3月31日（同日以前の型式指定自動車にあっては、同年12月31日）</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>エ アからウまでに掲げる自動車以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	ア 型式指定自動車	昭和46年3月31日（同日以前の型式指定自動車にあっては、同年12月31日）	(略)	(略)	エ アからウまでに掲げる自動車以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車	(略)	(略)	(略)	ア 型式指定自動車	昭和46年3月31日（同日以前の型式指定自動車にあっては、同年12月31日）	(略)	(略)	エ アからウまでに掲げる自動車以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車	(略)	(略)	(略)	<p>自動車。</p> <p>ただし、欧州連合指令に基づく少数生産車にあっては、(イ)又は(エ)のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(フ)～(ハ) (略)</p> <p>(8) 8-1 (2)の規定により第7章の規定を適用する自動車（二輪自動車又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車に限る。）であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの ①～② (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 8-1 (2)の規定により第7章の規定を適用する自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の(4)の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、(4)の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</p> <p>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しの提示により、(6)②ア又は(7)②アに準じて確認するものとする。</p> <p>7-53-3 (略) 7-53-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる日以前に製作された自動車については、7-53-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第9項、第11項及び第12項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">ア 型式指定自動車及び型式認定自動車</td> <td style="width: 50%;">昭和46年3月31日（同日以前の型式指定自動車及び型式認定自動車にあっては、同年12月31日）</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>エ アからウまでに掲げる自動車以外の小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(2) 次の表に掲げる自動車であって、平成11年8月31日（輸入自動車にあっては、平成12年3月31日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成10年10月1日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車、型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、7-53-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第13項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">ア 型式指定自動車</td> <td style="width: 50%;">昭和46年3月31日（同日以前の型式指定自動車にあっては、同年12月31日）</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>エ アからウまでに掲げる自動車以外の小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	ア 型式指定自動車及び型式認定自動車	昭和46年3月31日（同日以前の型式指定自動車及び型式認定自動車にあっては、同年12月31日）	(略)	(略)	エ アからウまでに掲げる自動車以外の 小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）	(略)	(略)	(略)	ア 型式指定自動車	昭和46年3月31日（同日以前の型式指定自動車にあっては、同年12月31日）	(略)	(略)	エ アからウまでに掲げる自動車以外の 小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）	(略)	(略)	(略)
ア 型式指定自動車	昭和46年3月31日（同日以前の型式指定自動車にあっては、同年12月31日）																																
(略)	(略)																																
エ アからウまでに掲げる自動車以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車	(略)																																
(略)	(略)																																
ア 型式指定自動車	昭和46年3月31日（同日以前の型式指定自動車にあっては、同年12月31日）																																
(略)	(略)																																
エ アからウまでに掲げる自動車以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車	(略)																																
(略)	(略)																																
ア 型式指定自動車及び型式認定自動車	昭和46年3月31日（同日以前の型式指定自動車及び型式認定自動車にあっては、同年12月31日）																																
(略)	(略)																																
エ アからウまでに掲げる自動車以外の 小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）	(略)																																
(略)	(略)																																
ア 型式指定自動車	昭和46年3月31日（同日以前の型式指定自動車にあっては、同年12月31日）																																
(略)	(略)																																
エ アからウまでに掲げる自動車以外の 小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）	(略)																																
(略)	(略)																																

新旧対照表
127 / 521

新	旧								
<p>(削除)</p> <p>(3) 普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって車両総重量が1.7t以下のもの並びに軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）であって運転者室の前方に原動機を有するものうち、平成12年8月31日（輸入自動車にあっては、平成13年3月31日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成11年10月1日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）については、7-53-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第15項関係）</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 次の表に掲げる自動車であって、平成13年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成12年10月1日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）については、7-53-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第19項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">イ 軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> </table> <p>(6) 車両総重量が1.7tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、平成14年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成12年10月1日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）については、7-53-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第19項関係）</p> <p>(7) 車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの、乗車定員11人以上であって全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、平成14年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成13年10月1日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）については、7-53-11（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第21項関係）</p> <p>(8) 次の表に掲げる自動車であって、平成15年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成13年10月1日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）については、7-53-12（従前規定の適用⑧）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第21項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> </table> <p>(9) (略)</p>	イ 軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの	(略)	イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車	(略)	<p>ウ 軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）</p> <p>(3) 普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって車両総重量が1.7t以下のもの並びに軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって運転者室の前方に原動機を有するものうち、平成12年8月31日（輸入自動車にあっては、平成13年3月31日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成11年10月1日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。）については、7-53-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第15項関係）</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 次の表に掲げる自動車であって、平成13年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成12年10月1日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。）については、7-53-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第19項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">イ 軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> </table> <p>(6) 車両総重量が1.7tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、平成14年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成12年10月1日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。）については、7-53-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第19項関係）</p> <p>(7) 車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの、乗車定員11人以上であって全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、平成14年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成13年10月1日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。）については、7-53-11（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第21項関係）</p> <p>(8) 次の表に掲げる自動車であって、平成15年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成13年10月1日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。）については、7-53-12（従前規定の適用⑧）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第21項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">イ 小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> </table> <p>(9) (略)</p>	イ 軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、 二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。 ）であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの	(略)	イ 小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）	(略)
イ 軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの	(略)								
イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車	(略)								
イ 軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、 二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。 ）であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの	(略)								
イ 小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）	(略)								

新旧対照表
128 / 521

新	旧																																								
<p>(10) 次に掲げる二輪自動車については、7-53-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第25項及び第26項関係）</p> <p>① 平成28年12月31日以前に製作された二輪自動車（平成26年1月1日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）</p> <p>②（略）</p> <p>(11) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）については、7-53-15（従前規定の適用⑪）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第28項関係）</p> <p>①～③（略）</p> <p>(12) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）については、7-53-16（従前規定の適用⑫）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第29項関係）</p> <p>①（略）</p> <p>② 平成28年10月1日から平成34年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車については平成35年8月31日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの ア～イ（略）</p> <p>③（略）</p> <p>(13)（略）</p> <p>7-53-5 従前規定の適用① 次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第27条第9項、第11項及び第12項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">ア 型式指定自動車</td> <td>昭和46年3月31日（同日以前の型式指定自動車については、同年12月31日）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>エ アからウまでに掲げる自動車以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table> <p>7-53-5-1～7-53-5-2（略）</p> <p>7-53-6 従前規定の適用② 次の表に掲げる自動車であって、平成11年8月31日（輸入自動車については、平成12年3月31日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成10年10月1日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第27条第13項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">ア 型式指定自動車</td> <td>昭和46年3月31日（同日以前の型式指定自動車及び型式認定自動車については、同年12月31日）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>エ アからウまでに掲げる自動車以外の小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table> <p>7-53-5-1～7-53-5-2（略）</p> <p>7-53-6 従前規定の適用② 次の表に掲げる自動車であって、平成11年8月31日（輸入自動車については、平成12年3月31日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成10年10月1日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車、型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第27条第13項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">ア 型式指定自動車</td> <td>昭和46年3月31日（同日以前の型式指定自動車及び型式認定自動車については、同年12月31日）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>エ アからウまでに掲げる自動車以外の小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	ア 型式指定自動車	昭和46年3月31日（同日以前の型式指定自動車については、同年12月31日）	（略）	（略）	エ アからウまでに掲げる自動車以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車	（略）	（略）	（略）	ア 型式指定自動車	昭和46年3月31日（同日以前の型式指定自動車及び型式認定自動車については、同年12月31日）	（略）	（略）	エ アからウまでに掲げる自動車以外の小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）	（略）	（略）	（略）	ア 型式指定自動車	昭和46年3月31日（同日以前の型式指定自動車及び型式認定自動車については、同年12月31日）	（略）	（略）	エ アからウまでに掲げる自動車以外の小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）	（略）	（略）	（略）	<p>(10) 次に掲げる二輪自動車については、7-53-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第25項及び第26項関係）</p> <p>① 平成28年12月31日以前に製作された二輪自動車（平成26年1月1日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。）</p> <p>②（略）</p> <p>(11) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）については、7-53-15（従前規定の適用⑪）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第28項関係）</p> <p>①～③（略）</p> <p>(12) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）については、7-53-16（従前規定の適用⑫）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第29項関係）</p> <p>①（略）</p> <p>② 平成28年10月1日から平成34年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車については平成35年8月31日）までに製作された自動車 ア～イ（略）</p> <p>③（略）</p> <p>(13)（略）</p> <p>7-53-5 従前規定の適用① 次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第27条第9項、第11項及び第12項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">ア 型式指定自動車</td> <td>昭和46年3月31日（同日以前の型式指定自動車及び型式認定自動車については、同年12月31日）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>エ アからウまでに掲げる自動車以外の小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table> <p>7-53-5-1～7-53-5-2（略）</p> <p>7-53-6 従前規定の適用② 次の表に掲げる自動車であって、平成11年8月31日（輸入自動車については、平成12年3月31日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成10年10月1日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車、型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第27条第13項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">ア 型式指定自動車</td> <td>昭和46年3月31日（同日以前の型式指定自動車及び型式認定自動車については、同年12月31日）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>エ アからウまでに掲げる自動車以外の小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	ア 型式指定自動車	昭和46年3月31日（同日以前の型式指定自動車及び型式認定自動車については、同年12月31日）	（略）	（略）	エ アからウまでに掲げる自動車以外の小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）	（略）	（略）	（略）	ア 型式指定自動車	昭和46年3月31日（同日以前の型式指定自動車及び型式認定自動車については、同年12月31日）	（略）	（略）	エ アからウまでに掲げる自動車以外の小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）	（略）	（略）	（略）
ア 型式指定自動車	昭和46年3月31日（同日以前の型式指定自動車については、同年12月31日）																																								
（略）	（略）																																								
エ アからウまでに掲げる自動車以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車	（略）																																								
（略）	（略）																																								
ア 型式指定自動車	昭和46年3月31日（同日以前の型式指定自動車及び型式認定自動車については、同年12月31日）																																								
（略）	（略）																																								
エ アからウまでに掲げる自動車以外の小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）	（略）																																								
（略）	（略）																																								
ア 型式指定自動車	昭和46年3月31日（同日以前の型式指定自動車及び型式認定自動車については、同年12月31日）																																								
（略）	（略）																																								
エ アからウまでに掲げる自動車以外の小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）	（略）																																								
（略）	（略）																																								
ア 型式指定自動車	昭和46年3月31日（同日以前の型式指定自動車及び型式認定自動車については、同年12月31日）																																								
（略）	（略）																																								
エ アからウまでに掲げる自動車以外の小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）	（略）																																								
（略）	（略）																																								
ア 型式指定自動車	昭和46年3月31日（同日以前の型式指定自動車及び型式認定自動車については、同年12月31日）																																								
（略）	（略）																																								
エ アからウまでに掲げる自動車以外の小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）	（略）																																								
（略）	（略）																																								

新旧対照表
129 / 521

新	旧								
<p>(削除)</p> <p>7-53-6-1（略）</p> <p>7-53-6-2 性能要件</p> <p>7-53-6-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動することがないものを除く。）は、別添9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発生しない構造でなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">自動車の種別</td> <td>騒音の大きさ</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table> <p>(削除)</p> <p>(2)（略）</p> <p>7-53-6-2-2～7-53-6-2-3（略）</p> <p>7-53-7 従前規定の適用③ 普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、車両総重量が1.7t以下のもの並びに軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）であって運転者室の前方に原動機を有するものうち、平成12年8月31日（輸入自動車については、平成13年3月31日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成11年10月1日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第27条第15項関係）</p> <p>7-53-7-1～7-53-7-2（略）</p> <p>7-53-8 従前規定の適用④ 専ら乗用の用に供する乗車定員7人以上10人以下の自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、平成13年8月31日（輸入自動車については、平成14年3月31日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成11年10月1日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第27条第16項関係）</p> <p>7-53-8-1（略）</p> <p>7-53-8-2 性能要件</p> <p>7-53-8-2-1～7-53-8-2-2（略）</p> <p>7-53-8-2-3 書面等による審査 7-53-10-2-3に同じ。</p> <p>7-53-9 従前規定の適用⑤ 次の表に掲げる自動車であって、平成13年8月31日以前に製作されたもの（輸入自</p>	自動車の種別	騒音の大きさ	（略）	（略）	<p>ウ 軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）</p> <p>7-53-6-1（略）</p> <p>7-53-6-2 性能要件</p> <p>7-53-6-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動することがないものを除く。）は、別添9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発生しない構造でなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">自動車の種別</td> <td>騒音の大きさ</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table> <p>ウ 軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）</p> <p>(2)（略）</p> <p>7-53-6-2-2～7-53-6-2-3（略）</p> <p>7-53-7 従前規定の適用③ 普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、車両総重量が1.7t以下のもの並びに軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって運転者室の前方に原動機を有するものうち、平成12年8月31日（輸入自動車については、平成13年3月31日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成11年10月1日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第27条第15項関係）</p> <p>7-53-7-1～7-53-7-2（略）</p> <p>7-53-8 従前規定の適用④ 専ら乗用の用に供する乗車定員7人以上10人以下の自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、平成13年8月31日（輸入自動車については、平成14年3月31日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成11年10月1日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第27条第16項関係）</p> <p>7-53-8-1（略）</p> <p>7-53-8-2 性能要件</p> <p>7-53-8-2-1～7-53-8-2-2（略）</p> <p>7-53-8-2-3 書面等による審査 7-53-10-2-2に同じ。</p> <p>7-53-9 従前規定の適用⑤ 次の表に掲げる自動車であって、平成13年8月31日以前に製作されたもの（輸入自</p>	自動車の種別	騒音の大きさ	（略）	（略）
自動車の種別	騒音の大きさ								
（略）	（略）								
自動車の種別	騒音の大きさ								
（略）	（略）								

新旧対照表
130 / 521

新	旧												
<p>動車以外の自動車であって、平成12年10月1日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第19項関係)</p> <p>(略)</p> <p>イ 軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの</p> <p>7-53-9-1 (略)</p> <p>7-53-9-2 性能要件</p> <p>7-53-9-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次表の自動車の種類の欄に掲げる自動車(排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動することがないものを除く。)は、別添9「近接排気騒音の測定方法(絶対値規制適用時)」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発生しない構造でなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th>騒音の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>イ 軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>7-53-9-2-2~7-53-9-2-3 (略)</p> <p>7-53-10 従前規定の適用⑥</p> <p>車両総重量が1.7tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、平成14年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成12年10月1日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第19項関係)</p> <p>7-53-10-1~7-53-10-2 (略)</p> <p>7-53-11 従前規定の適用⑦</p> <p>車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以下のもの、乗車定員11人以上であって全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、平成14年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成13年10月1日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第21項関係)</p>	自動車の種別	騒音の大きさ	(略)	(略)	イ 軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの	(略)	<p>動車以外の自動車であって、平成12年10月1日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第19項関係)</p> <p>(略)</p> <p>イ 軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの</p> <p>7-53-9-1 (略)</p> <p>7-53-9-2 性能要件</p> <p>7-53-9-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次表の自動車の種類の欄に掲げる自動車(排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動することがないものを除く。)は、別添9「近接排気騒音の測定方法(絶対値規制適用時)」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発生しない構造でなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th>騒音の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>イ 軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>7-53-9-2-2~7-53-9-2-3 (略)</p> <p>7-53-10 従前規定の適用⑥</p> <p>車両総重量が1.7tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、平成14年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成12年10月1日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第19項関係)</p> <p>7-53-10-1~7-53-10-2 (略)</p> <p>7-53-11 従前規定の適用⑦</p> <p>車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以下のもの、乗車定員11人以上であって全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、平成14年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成13年10月1日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。)について</p>	自動車の種別	騒音の大きさ	(略)	(略)	イ 軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの	(略)
自動車の種別	騒音の大きさ												
(略)	(略)												
イ 軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの	(略)												
自動車の種別	騒音の大きさ												
(略)	(略)												
イ 軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの	(略)												

新旧対照表
131 / 521

新	旧																								
<p>合するものであればよい。(適用関係告示第27条第21項関係)</p> <p>7-53-11-1~7-53-11-2 (略)</p> <p>7-53-12 従前規定の適用⑥</p> <p>次の表に掲げる自動車であって、平成15年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成13年10月1日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第21項関係)</p> <p>(略)</p> <p>イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車</p> <p>7-53-12-1 (略)</p> <p>7-53-12-2 性能要件</p> <p>7-53-12-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次表の自動車の種類の欄に掲げる自動車(排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動することがないものを除く。)は、別添9「近接排気騒音の測定方法(絶対値規制適用時)」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発生しない構造でなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th>騒音の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>7-53-12-2-2~7-53-12-2-3 (略)</p> <p>7-53-13 従前規定の適用⑥</p> <p>平成22年3月31日以前に製作された内燃機関を原動機とする自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第24項関係)</p> <p>7-53-13-1 (略)</p> <p>7-53-13-2 性能要件</p> <p>7-53-13-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次表の自動車の種類の欄に掲げる自動車(排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動することがないものを除く。)は、別添9「近接排気騒音の測定方法(絶対値規制適用時)」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発生しない構造でなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th>騒音の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	自動車の種別	騒音の大きさ	(略)	(略)	イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車	(略)	自動車の種別	騒音の大きさ	(略)	(略)	イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車	(略)	<p>は、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第21項関係)</p> <p>7-53-11-1~7-53-11-2 (略)</p> <p>7-53-12 従前規定の適用⑥</p> <p>次の表に掲げる自動車であって、平成15年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成13年10月1日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第21項関係)</p> <p>(略)</p> <p>イ 小型自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。)</p> <p>7-53-12-1 (略)</p> <p>7-53-12-2 性能要件</p> <p>7-53-12-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次表の自動車の種類の欄に掲げる自動車(排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動することがないものを除く。)は、別添9「近接排気騒音の測定方法(絶対値規制適用時)」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発生しない構造でなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th>騒音の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>イ 小型自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>7-53-12-2-2~7-53-12-2-3 (略)</p> <p>7-53-13 従前規定の適用⑥</p> <p>平成22年3月31日以前に製作された内燃機関を原動機とする自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第24項関係)</p> <p>7-53-13-1 (略)</p> <p>7-53-13-2 性能要件</p> <p>7-53-13-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次表の自動車の種類の欄に掲げる自動車(排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動することがないものを除く。)は、別添9「近接排気騒音の測定方法(絶対値規制適用時)」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発生しない構造でなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th>騒音の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>イ 小型自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	自動車の種別	騒音の大きさ	(略)	(略)	イ 小型自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。)	(略)	自動車の種別	騒音の大きさ	(略)	(略)	イ 小型自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。)	(略)
自動車の種別	騒音の大きさ																								
(略)	(略)																								
イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車	(略)																								
自動車の種別	騒音の大きさ																								
(略)	(略)																								
イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車	(略)																								
自動車の種別	騒音の大きさ																								
(略)	(略)																								
イ 小型自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。)	(略)																								
自動車の種別	騒音の大きさ																								
(略)	(略)																								
イ 小型自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。)	(略)																								

新旧対照表
132 / 521

新	旧												
<table border="1"> <tr><td>大型特殊自動車</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>二輪自動車及び側車付二輪自動車</td><td>(略)</td></tr> </table> <p>(2)～(3)(略) 7-53-13-2-2～7-53-13-2-3 (略) 7-53-14 従前規定の適用⑩ 次に掲げる二輪自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第25項及び第26項関係) ① 平成28年12月31日以前に製作された二輪自動車(平成26年1月1日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。) ② (略) 7-53-14-1～7-53-14-2 (略) 7-53-15 従前規定の適用⑩ 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第28項関係) ①～③(略) 7-53-15-1 (略) 7-53-15-2 性能要件 7-53-15-2-1～7-53-15-2-2 (略) 7-53-15-2-3 書面等による審査 (1)(略) (2) 7-53-15-2-1(1)の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1)の基準に適合するものとして取扱うことができる。 (3) 内燃機関を原動機とする自動車(乗車定員が11人以上の自動車、車両総重量が3.5tを超える自動車及び大型特殊自動車を除く。)に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものでなければならない。 (4)～(6)(略) 7-53-16 従前規定の適用⑩ 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第29項関係) ①(略) ② 平成28年10月1日から平成34年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあっては平成35年</p>	大型特殊自動車	(略)	(略)	(略)	二輪自動車及び側車付二輪自動車	(略)	<table border="1"> <tr><td>大型特殊自動車及び小型特殊自動車</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>小型自動車及び軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。)</td><td>(略)</td></tr> </table> <p>(2)～(3)(略) 7-53-13-2-2～7-53-13-2-3 (略) 7-53-14 従前規定の適用⑩ 次に掲げる二輪自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第25項及び第26項関係) ① 平成28年12月31日以前に製作された二輪自動車(平成26年1月1日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。) ② (略) 7-53-14-1～7-53-14-2 (略) 7-53-15 従前規定の適用⑩ 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、<u>カタビラ及びそり</u>を有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。)にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第28項関係) ①～③(略) 7-53-15-1 (略) 7-53-15-2 性能要件 7-53-15-2-1～7-53-15-2-2 (略) 7-53-15-2-3 書面等による審査 (1)(略) (2) 7-53-15-2-1(1)基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1)の基準に適合するものとして取扱うことができる。 (3) 内燃機関を原動機とする自動車(乗車定員が11人以上の自動車、車両総重量が3.5tを超える自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。)に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものでなければならない。 (4)～(6)(略) 7-53-16 従前規定の適用⑩ 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、<u>カタビラ及びそり</u>を有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。)にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第29項関係) ①(略) ② 平成28年10月1日から平成34年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあっては平成35年</p>	大型特殊自動車及び小型特殊自動車	(略)	(略)	(略)	小型自動車及び軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。)	(略)
大型特殊自動車	(略)												
(略)	(略)												
二輪自動車及び側車付二輪自動車	(略)												
大型特殊自動車及び小型特殊自動車	(略)												
(略)	(略)												
小型自動車及び軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。)	(略)												

新旧対照表
133 / 521

新	旧												
<p>8月31日)までに製作された自動車であって次に掲げるもの ア～イ(略) ③(略) 7-53-16-1(略) 7-53-16-2 性能要件 7-53-16-2-1 テスタ等による審査 (1)自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 使用の過程にある自動車であって次に掲げるもの(排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。)は、それぞれに定める構造であること。 ア 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車のうち、当該自動車の消音器について改造又は交換を行ったもの 別添9「近接排気騒音の測定方法(絶対値規制適用時)」により測定した近接排気騒音を db で表した値がそれぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。 ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器に交換した自動車にあってはイに定める基準を適用するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th>騒音の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗車定員11人以上の専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車を除く。)</td> <td>車両総重量が3.5tを超え、原動機の高出力が150kWを超えるもの 99</td> </tr> <tr> <td></td> <td>車両総重量が3.5tを超え、原動機の高出力が150kW以下のもの 98</td> </tr> <tr> <td></td> <td>車両総重量が3.5t以下のもの 97</td> </tr> <tr> <td>専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車(三輪自動車を除く。)</td> <td>車両の後部に原動機を有するもの 100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>車両の後部に原動機を有するもの以外のもの 96</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 消音器について改造又は交換を行っていない自動車 別添10「近接排気騒音の測定方法(相対値規制適用時)」により測定した近接排気騒音を db で表した値が、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値から5dbを超える騒音を発しない構造であること。 ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備え</p>	自動車の種別	騒音の大きさ	乗車定員11人以上の専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車を除く。)	車両総重量が3.5tを超え、原動機の高出力が150kWを超えるもの 99		車両総重量が3.5tを超え、原動機の高出力が150kW以下のもの 98		車両総重量が3.5t以下のもの 97	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車(三輪自動車を除く。)	車両の後部に原動機を有するもの 100		車両の後部に原動機を有するもの以外のもの 96	<p>8月31日)までに製作された自動車 ア～イ(略) ③(略) 7-53-16-1(略) 7-53-16-2 性能要件 7-53-16-2-1 テスタ等による審査 (1)自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 7-53-17-2-1(1)①に同じ。</p>
自動車の種別	騒音の大きさ												
乗車定員11人以上の専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車を除く。)	車両総重量が3.5tを超え、原動機の高出力が150kWを超えるもの 99												
	車両総重量が3.5tを超え、原動機の高出力が150kW以下のもの 98												
	車両総重量が3.5t以下のもの 97												
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車(三輪自動車を除く。)	車両の後部に原動機を有するもの 100												
	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの 96												

新	旧
<p>る場合にあつては、当該表示に記載された近接排気騒音値から 5dB を超える騒音を発生しない構造であればよい。</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>7-53-16-2-2 (略)</p> <p>7-53-16-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発生しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）は、UN R51-03-S1 の 6. (6.2.1.2.、6.2.3. 及び 6.3. を除き、6.2.2. にあつてはフェーズ 1 に係る要件に限る。) に定める基準に適合する構造であること。 ただし、技術的最大許容質量が 2.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が 660cm³ を超え 1495cm³ 未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で 0.3m から 1.5m の間に位置し、地面からの R ポイントの高さが 0.8m 以上あるものであつて、後輪駆動であるものにあつては、UN R51-03-S1 の 6.2.1.1. に定める方法により測定した加速走行騒音の値が 74dB を超えない構造であればよい。 なお、自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）の検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%の範囲にあればよい。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる騒音防止装置であつて、その機能を損なう損傷等がなく、かつ、車両重量が (1) ① のなお書きに定める範囲にあるものは、(1) ① の前段の基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた騒音防止装置</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置</p> <p>(4) 内燃機関を原動機とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑制するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものでなければならない。</p>	<p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>7-53-16-2-2 (略)</p> <p>7-53-16-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発生しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、<u>細目告示別添 39 「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値が 85dB を超える騒音を発生しない構造</u>でなければならない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）は、次に定める基準に適合すること。 UN R51-03-S1 の 6. (6.2.1.2.、6.2.3. 及び 6.3. を除き、6.2.2. にあつてはフェーズ 1 に係る要件に限る。) に定める基準に適合する構造であること。 ただし、技術的最大許容質量が 2.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が 660cm³ を超え 1495cm³ 未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で 0.3m から 1.5m の間に位置し、地面からの R ポイントの高さが 0.8m 以上あるものであつて、後輪駆動であるものにあつては、UN R51-03-S1 の 6.2.1.1. に定める方法により測定した加速走行騒音の値が 74dB を超えない構造であればよい。</p> <p>(4) 内燃機関を原動機とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑制するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものでなければならない。</p>

新旧対照表
135 / 521

新	旧
<p>(5) 次に掲げる消音器は、(4) の基準に適合するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 7-53-17-2-3 (5) ②に同じ。</p> <p>③ (1) ①の規定に適合する自動車が現に備えている消音器</p> <p>(6) 使用の過程にある自動車のうち、乗車定員が 11 人以上又は車両総重量が 3.5t を超える自動車（側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く。）であつて、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>① 次に掲げるいずれかの消音器であつて、その機能を損なう損傷等のない消音器</p> <p>ア UN R51-03-S1 の 6. (6.2.1.2. を除き、6.2.2. にあつてはフェーズ 1 に係る要件に限る。ただし、6.2.1.1. 及び 6.2.2. にあつては 8.1.2. の規定に適合するものであればよい。) の基準に適合する自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器</p> <p>イ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</p> <p>ウ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき指定を受けた騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</p> <p>エ 別添 112 「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）を運行の際に携帯することにより、UN R51-03-S1 の 6.2.2 (フェーズ 1 に係る要件に限る。) に定める基準に適合することが明らかである自動車。 この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。 ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあつては、(7) (イ) (ロ) (ハ) が同一であることを確認すればよい。 なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。 (7) 車名及び型式（原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を除く型式）</p> <p>(イ) 原動機の型式</p> <p>(ロ) 最高出力</p> <p>(ハ) 変速機の種類</p>	<p>るものでなければならない。</p> <p>(5) 次に掲げる消音器は、(4) の基準に適合するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 7-53-17-2-3 (5) ②に同じ。 なお、文中において、(5) は (4) に読み替えるものとする。 (新設)</p> <p>(6) 7-53-17-2-3 (6) に同じ。 なお、文中において、(4) は (3) に読み替えるものとする。</p>

新旧対照表
136 / 521

新	旧
<p>(4) 消音器の個数 (5) 消音器内蔵式の触媒の有無 (6) 添付資料中の消音器外観写真 (7) 車両総重量（受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であつてその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は+20kg 以内の場合は同一とみなすものとする。） (参考) 受検車両の車両総重量：S1 (kg) 試験自動車の車両総重量：S (kg) $0.95S$（又は、$S-20$）$\leq S1$</p> <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車（改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。） ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づき書面（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携帯することにより、UN R51-03 に適合することが明らかである自動車。 この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。 なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取り扱うものとする。 (7) UN R51、70/157/EEC に基づく認定証 ・写しをもって代えることができる。 ・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であつて、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。 (4) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R51 に基づく記号マーク（UN R51-03 以降のものに限る。）</p> <p>(7) 次に掲げるものは、(4) の基準に影響しない消音器の改造とする。 ① 指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であつて、消音器本体と消音器出口側の排気管との接合部の内径が拡大されていないもの。 ② 消音器出口側の排気管に装着する意匠部品（騒音を増大等させるためのものを除く。）の取付け又は取外し。 ③ 予めその基準適合性が確認されている消音器（指定自動車等に備えられている消音器を含む。）であつて、排気管部分への DPF 又は触媒の取付け</p> <p>(8) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であつて、換装後の原動機用の (4) の基準に適合した消音器等とセッ</p>	<p>(7) 7-53-17-2-3 (7) に同じ。 なお、文中において、(4) は (3) に、(5) は (4) に読み替えるものとする。</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表
137 / 521

新	旧																
<p>トで換装した場合を除く。）は、(4) の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。 なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しの提示により、(5) ②アに準じて確認するものとする。</p> <p>7-53-17 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 30 項及び第 31 項関係） ①～②（略）</p> <p>7-53-17-1（略） 7-53-17-2 性能要件 7-53-17-2-1 テスタ等による審査 (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車（二輪自動車、排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動することがないものを除く。）は、別添 9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」に定める方法により測定した近接排気騒音を dB で表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">自動車の種別</th> <th style="text-align: center;">騒音の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型特殊自動車</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>側車付二輪自動車</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>②（略） (2)～(3)（略）</p> <p>7-53-17-2-2（略） 7-53-17-2-3 書面等による審査 (1)～(2)（略） (3) 次に掲げる騒音防止装置（二輪自動車に備えるものに限る。）であつて、その機能を損なう損傷等がなく、かつ、車両重量が (1) ②のなお書きに定める範囲にあるものは、(1) ②の前提の基準に適合するものとする。 ①～③（略） (4) 内燃機関を原動機とする自動車（乗車定員が 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5t を超える自動車及び大型特殊自動車を除く。）に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものでなければならない。</p> <p>(5) 次に掲げる消音器は、(4) の基準に適合するものとする。</p>	自動車の種別	騒音の大きさ	大型特殊自動車	(略)	(略)	(略)	側車付二輪自動車	(略)	<p>7-53-17 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 30 項及び第 31 項関係） ①～②（略）</p> <p>7-53-17-1（略） 7-53-17-2 性能要件 7-53-17-2-1 テスタ等による審査 (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車（二輪自動車、排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動することがないものを除く。）は、別添 9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」に定める方法により測定した近接排気騒音を dB で表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">自動車の種別</th> <th style="text-align: center;">騒音の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型特殊自動車及び小型特殊自動車</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>小型自動車及び軽自動車（側車付二輪自動車に限る。）</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>②（略） (2)～(3)（略）</p> <p>7-53-17-2-2（略） 7-53-17-2-3 書面等による審査 (1)～(2)（略） (3) 次に掲げる騒音防止装置（二輪自動車に備えるものに限る。）であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) ②の基準に適合するものとする。 ①～③（略） (4) 内燃機関を原動機とする自動車（乗車定員が 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5t を超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものでなければならない。</p> <p>(5) 次に掲げる消音器は、(4) の基準に適合するものとする。</p>	自動車の種別	騒音の大きさ	大型特殊自動車及び小型特殊自動車	(略)	(略)	(略)	小型自動車及び軽自動車（側車付二輪自動車に限る。）	(略)
自動車の種別	騒音の大きさ																
大型特殊自動車	(略)																
(略)	(略)																
側車付二輪自動車	(略)																
自動車の種別	騒音の大きさ																
大型特殊自動車及び小型特殊自動車	(略)																
(略)	(略)																
小型自動車及び軽自動車（側車付二輪自動車に限る。）	(略)																

新旧対照表
138 / 521

新	旧
<p>① 次のいずれかの表示がある消音器</p> <p>ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標。<u>(DPFと構造上一体となっている消音器を除く。)</u></p> <p>この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていけばよい。</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表(新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。)の提示により、細目告示別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をdBで表した値が82dB以下であることが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、使用の過程にある自動車については、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(7) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(7)～(7) (略)</p> <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車 (使用の過程にある自動車であって、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。)</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面(新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び使用の過程にある自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。)の提示又は表示により、(5) ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、欧州連合指令に基づく少数生産車にあっては、(7) 又は (エ) のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又</p>	<p>① 次のいずれかの表示がある消音器</p> <p>ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標。</p> <p>この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていけばよい。</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表(新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び8-1 (2) の規定により第7章の規定を適用する自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。)の提示により、細目告示別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をdBで表した値が82dB以下であることが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、8-1 (2) の規定により第7章の規定を適用する自動車については、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあっては、(7) (イ) (オ) (キ) が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(7)～(7) (略)</p> <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車 (8-1 (2) の規定により第7章の規定を適用する自動車であって、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。)</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面(新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査及び8-1 (2) の規定により第7章の規定を適用する自動車の改造等が行われた後の初めての検査の際には原本とし、その後は写しをもって代えることができる。)の提示又は表示により、(5) ①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、欧州連合指令に基づく少数生産車にあっては、(7) 又は (エ) のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又</p>

新旧対照表
139 / 521

新	旧								
<p>は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(7)～(イ) (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 使用の過程にある自動車における異型式の原動機への換装(指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の(4)の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。)は、(4)の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</p> <p>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しの提示により、(5) ②アに準じて確認するものとする。</p> <p>7-54 (略)</p> <p>7-55 排気管からの排出ガス発散防止性能</p> <p>7-55-1 性能要件</p> <p>7-55-1-1 テスタ等による審査</p> <p>自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、②及び③の基準は、二輪自動車及び側車付二輪自動車には適用しない。(保安基準第31条第2項関係、細目告示第41条第1項関係、細目告示第119条第1項関係)[ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制]</p> <p>① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値(暖機状態の自動車の排気管内にプローブ(一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部)を60cm程度挿入して測定したものとする。</p> <p>ただし、プローブを60cm程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。)及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであること。</p> <p>なお、一酸化炭素又は炭化水素の測定器は、使用開始前に十分暖機し、1日1回校正を行ったうえで使用することとする。</p> <p>また、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が明らかである場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。(細目告示第41条第1項第19号関係、細目告示第119条第1項第10号関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; text-align: center;">自動車の種別</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	自動車の種別	(略)	(略)	(略)	<p>は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(7)～(イ) (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 8-1 (2) の規定により第7章の規定を適用する自動車における異型式の原動機への換装(指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の(4)の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。)は、(4)の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</p> <p>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しの提示により、(5) ②アに準じて確認するものとする。</p> <p>7-54 (略)</p> <p>7-55 排気管からの排出ガス発散防止性能</p> <p>7-55-1 性能要件</p> <p>7-55-1-1 テスタ等による審査</p> <p>自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、②及び③の基準は、二輪自動車及び側車付二輪自動車には適用しない。(保安基準第31条第2項関係、細目告示第41条第1項関係、細目告示第119条第1項関係)[ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制]</p> <p>① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値(暖機状態の自動車の排気管内にプローブ(一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部)を60cm程度挿入して測定したものとする。</p> <p>ただし、プローブを60cm程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。)及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであること。</p> <p>なお、一酸化炭素又は炭化水素の測定器は、使用開始前に十分暖機し、1日1回校正を行ったうえで使用することとする。</p> <p>また、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が明らかである場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。(細目告示第41条第1項第19号関係、細目告示第119条第1項第10号関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; text-align: center;">自動車の種別</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	自動車の種別	(略)	(略)	(略)
自動車の種別	(略)								
(略)	(略)								
自動車の種別	(略)								
(略)	(略)								

新旧対照表
140 / 521

新		旧	
ウ 4サイクルの原動機を備える軽自動車	(略)	ウ 4サイクルの原動機を備える軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)	(略)
エ 定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	(略)	エ 定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>[軽油、光吸収係数規制]</p> <p>② 軽油を燃料とする自動車であって次に掲げるものは、光吸収係数が0.50m²を超えないものであること。</p> <p>この場合において、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が明らかである場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。(細目告示第41条第1項第20号関係、細目告示第119条第1項第11号関係)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 普通自動車及び小型自動車のうち車両総重量3.5tを超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)であって使用の過程にあるもの又は7-55-1-2(3)の規定の適用を受ける排出ガス非認証車(適用関係告示第28条第84項関係)</p> <p>ウ 定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車であって使用の過程にあるもの又は7-55-1-2(4)の規定の適用を受ける排出ガス非認証車(適用関係告示第28条第84項関係)</p> <p>③ (略)</p> <p>7-55-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、受検車両の車両重量が該当する次表の車両重量の範囲に係る等価慣性重量と同一でなければならない。</p> <p>なお、平成30年規制(WLTCモード)に適合するものにあつては、受検車両の車両重量が排出ガス試験結果成績表に記載されている車両重量に次表に掲げる区分に応じた値を加えた重量以下でなければならない。</p> <p>ただし、機械式慣性のシャシダイナモメータを使用してJE05測定モード又はWITC測定モードを実施した自動車にあつては、「次表の車両重量」を「次表の試験自動車重量(空車状態の自動車に次に掲げる状態の重量を加えたものとする。)」と読み替えて適用するものとし、機械式慣性以外のシャシダイナモメータを使用してJE05測定モード又はWITC測定モードを実施した自動車にあつては、試験自動車重量により近く、かつ、試験自動車重量より重いものでなければならない。</p> <p>① 最大積載量が指定されている自動車にあつては、1人の人員(55kgとする。)が乗車し、かつ、最大積載量の2分の1(WITC測定モードの場合は最大積載量)の重量を積載した状態</p> <p>② 乗車定員が11人以上の自動車にあつては、乗車定員の2分の1(WITC測定モードの場合は乗車定員)の人員(1人あたり55kgとする。)が乗車した状態</p>		<p>[軽油、光吸収係数規制]</p> <p>② 軽油を燃料とする自動車であって次に掲げるものは、光吸収係数が0.50m²を超えないものであること。</p> <p>この場合において、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が明らかである場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。(細目告示第41条第1項第20号関係、細目告示第119条第1項第11号関係)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 普通自動車及び小型自動車のうち車両総重量3.5tを超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)であつて8-1(2)の規定により第7章の規定を適用するもの又は7-55-1-2(3)の規定の適用を受ける排出ガス非認証車(適用関係告示第28条第84項関係)</p> <p>ウ 定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車であつて8-1(2)の規定により第7章の規定を適用するもの又は7-55-1-2(4)の規定の適用を受ける排出ガス非認証車(適用関係告示第28条第84項関係)</p> <p>③ (略)</p> <p>7-55-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、受検車両の車両重量が該当する次表の車両重量の範囲に係る等価慣性重量と同一でなければならない。</p> <p>ただし、機械式慣性のシャシダイナモメータを使用してJE05測定モードを実施した自動車にあつては、「次表の車両重量」を「次表の試験自動車重量(空車状態の自動車に次に掲げる状態の重量を加えたものとする。)」と読み替えて適用するものとし、機械式慣性以外のシャシダイナモメータを使用してJE05測定モードを実施した自動車にあつては、試験自動車重量により近く、かつ、試験自動車重量より重いものでなければならない。</p> <p>① 最大積載量が指定されている自動車にあつては、1人の人員(55kgとする。)が乗車し、かつ、最大積載量の2分の1の重量を積載した状態</p> <p>② 乗車定員が11人以上の自動車にあつては、乗車定員の2分の1の人員(1人あたり55kgとする。)が乗車した状態</p>	

新旧対照表
141 / 521

新		旧																																																					
<p>③ セミトレーラを牽引する牽引自動車にあつては、1人の人員(55kgとする。)が乗車し、かつ、空車状態のセミトレーラの重量に相当する重量及び当該セミトレーラの最大積載量の2分の1(WITC測定モードの場合は最大積載量)の重量を積載した状態(ただし、「空車状態のセミトレーラの重量に相当する重量及び当該セミトレーラの最大積載量の2分の1(WITC測定モードの場合は最大積載量)の重量を積載した状態」とあるのを、第五輪荷重が8000kg未満の牽引自動車にあつては「第五輪荷重の1.5倍の重量を積載した状態」、第五輪荷重が8000kg以上の牽引自動車にあつては「17726kgを積載した状態」と読み替えて適用することができるものとする。)</p> <p>排出ガス試験結果成績表の等価慣性重量 (二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車についてJC08H+JC08C及びJE05測定モード以外の測定モードを用いた場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">表(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車についてWLTCモードを用いた場合)</td> </tr> <tr> <th>用途及び種別(改造前)</th> <th>重量(kg)</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">乗用自動車</td> <td>普通自動車</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>小型自動車</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">貨物自動車</td> <td>普通自動車</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>小型自動車</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>(二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車についてJC08H+JC08Cを用いた場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">表(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車についてJE05測定モード又はWITC測定モード(機械式慣性のシャシダイナモメータに限る。)を用いた場合)</td> </tr> <tr> <th colspan="2">表(略)</th> </tr> <tr> <td colspan="2">(二輪自動車及び側車付二輪自動車(WITCモード以外))</td> </tr> <tr> <th colspan="2">表(略)</th> </tr> <tr> <td colspan="2">(二輪自動車及び側車付二輪自動車(WITCモード))</td> </tr> <tr> <th colspan="2">表(略)</th> </tr> </tbody> </table> <p>(3)~(4)(略)</p> <p>7-55-2~7-55-3(略)</p> <p>7-55-4 適用関係の整理</p> <p>次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて、同表の最終適用時期の欄に掲げる年月日以前に製作されたものについては、同表の従前規定の欄に掲げる規定を適用する。(適用関係告示第28条関係)</p>		表(略)		(二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車についてWLTCモードを用いた場合)		用途及び種別(改造前)	重量(kg)	乗用自動車	普通自動車	60	小型自動車	50	軽自動車	40	貨物自動車	普通自動車	100	小型自動車	60	軽自動車	40	表(略)		(二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車についてJE05測定モード又はWITC測定モード(機械式慣性のシャシダイナモメータに限る。)を用いた場合)		表(略)		(二輪自動車及び側車付二輪自動車(WITCモード以外))		表(略)		(二輪自動車及び側車付二輪自動車(WITCモード))		表(略)		<p>③ セミトレーラを牽引する牽引自動車にあつては、1人の人員(55kgとする。)が乗車し、かつ、空車状態のセミトレーラの重量に相当する重量及び当該セミトレーラの最大積載量の2分の1の重量を積載した状態(ただし、「空車状態のセミトレーラの重量に相当する重量及び当該セミトレーラの最大積載量の2分の1の重量を積載した状態」とあるのを、第五輪荷重が8000kg未満の牽引自動車にあつては「第五輪荷重の1.5倍の重量を積載した状態」、第五輪荷重が8000kg以上の牽引自動車にあつては「17726kgを積載した状態」と読み替えて適用することができるものとする。)</p> <p>排出ガス試験結果成績表の等価慣性重量 (二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車についてJC08H+JC08C及びJE05測定モード以外の測定モードを用いた場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">表(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(新設)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車についてJC08H+JC08Cを用いた場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">表(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車についてJE05測定モード(機械式慣性のシャシダイナモメータに限る。)を用いた場合)</td> </tr> <tr> <th colspan="2">表(略)</th> </tr> <tr> <td colspan="2">(二輪自動車及び側車付二輪自動車(WITCモード以外))</td> </tr> <tr> <th colspan="2">表(略)</th> </tr> <tr> <td colspan="2">(二輪自動車及び側車付二輪自動車(WITCモード))</td> </tr> <tr> <th colspan="2">表(略)</th> </tr> </tbody> </table> <p>(3)~(4)(略)</p> <p>7-55-2~7-55-3(略)</p> <p>7-55-4 適用関係の整理</p> <p>次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて、同表の最終適用時期の欄に掲げる年月日以前に製作されたものについては、同表の従前規定の欄に掲げる規定を適用する。(適用関係告示第28条関係)</p>		表(略)		(新設)		表(略)		(二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車についてJE05測定モード(機械式慣性のシャシダイナモメータに限る。)を用いた場合)		表(略)		(二輪自動車及び側車付二輪自動車(WITCモード以外))		表(略)		(二輪自動車及び側車付二輪自動車(WITCモード))		表(略)	
表(略)																																																							
(二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車についてWLTCモードを用いた場合)																																																							
用途及び種別(改造前)	重量(kg)																																																						
乗用自動車	普通自動車	60																																																					
	小型自動車	50																																																					
	軽自動車	40																																																					
貨物自動車	普通自動車	100																																																					
	小型自動車	60																																																					
	軽自動車	40																																																					
表(略)																																																							
(二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車についてJE05測定モード又はWITC測定モード(機械式慣性のシャシダイナモメータに限る。)を用いた場合)																																																							
表(略)																																																							
(二輪自動車及び側車付二輪自動車(WITCモード以外))																																																							
表(略)																																																							
(二輪自動車及び側車付二輪自動車(WITCモード))																																																							
表(略)																																																							
表(略)																																																							
(新設)																																																							
表(略)																																																							
(二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車についてJE05測定モード(機械式慣性のシャシダイナモメータに限る。)を用いた場合)																																																							
表(略)																																																							
(二輪自動車及び側車付二輪自動車(WITCモード以外))																																																							
表(略)																																																							
(二輪自動車及び側車付二輪自動車(WITCモード))																																																							
表(略)																																																							

新旧対照表
142 / 521

新		
それぞれ超えないものであればよい。 ただし、7-55-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。 適用表④ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7tを超えて2.5t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）		
表(略)		
注1～3(略)		
4 ※印は、平成3年10月31日（輸入自動車にあっては、平成5年3月31日）以前の型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置認定自動車、 <u>新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車</u> であって平成3年11月1日以降に製作されたものにあつては、当該規制を適用しないことを示す。		
5(略)		
7-55-9～7-55-10(略)		
7-55-11 従前規定の適用⑦		
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（専ら乗用の用に供するもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であつて、平成25年2月28日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成23年4月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑦の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2 (1) ②の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。 ただし、7-55-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。 適用表⑦ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（乗用自動車を除く。）		
規制年 (略)	識別記号 (略)	(略)
19	EAD EBD GAD GBD HAD IIBD	(略)
(略)	(略)	(略)
注1～3(略)		
4 ※印は、平成3年10月31日（輸入自動車にあっては、平成5年3月31日）以前の型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置認定自動車、 <u>新型届出自動車</u>		

旧		
それぞれ超えないものであればよい。 ただし、7-55-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。 適用表④ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7tを超えて2.5t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）		
表(略)		
注1～3(略)		
4 ※印は、平成3年10月31日（輸入自動車にあっては、平成5年3月31日）以前の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車並びに <u>国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）</u> であつて平成3年11月1日以降に製作されたものにあつては、当該規制を適用しないことを示す。		
5(略)		
7-55-9～7-55-10(略)		
7-55-11 従前規定の適用⑦		
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（専ら乗用の用に供するもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であつて、平成25年2月28日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成23年4月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑦の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあつては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2 (1) ②の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。 ただし、7-55-1-2 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。 適用表⑦ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（乗用自動車を除く。）		
規制年 (略)	識別記号 (略)	(略)
19	AAD ABD CAD CBD DAD DBD	(略)
(略)	(略)	(略)
注1～3(略)		
4 ※印は、平成3年10月31日（輸入自動車にあっては、平成5年3月31日）以前の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車並びに <u>国土</u>		

新旧対照表
145 / 521

新		
<u>車及び輸入自動車特別取扱自動車</u> であつて平成3年11月1日以降に製作されたものにあつては、当該規制を適用しないことを示す。（適用関係告示第28条第30項関係）		
7-55-12(略)		
7-55-13 従前規定の適用⑨		
軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が1,265kg以下のものに限る。）であつて、平成22年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑨-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。 なお、適用表⑨-1における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあつては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。 また、平成22年9月1日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑨-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。 [適用表⑨-1] (1)～(4)(略) [適用表⑨-2] (5)～(6)(略) 適用表⑨-1 軽油を燃料とする車両重量が1,265kg以下の乗車定員が10人以下である乗用自動車		
表(略)		
注1～4(略)		
5 ※印は、平成3年10月31日（輸入自動車にあっては、平成5年3月31日）以前に製作されたもの並びに平成3年10月31日（輸入自動車にあっては、平成5年3月31日）以前の型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置認定自動車、 <u>新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車</u> であつて平成7年8月31日（輸入自動車にあっては、平成8年3月31日）以降に製作されたものにあつては、当該規制を適用しないことを示す。（適用関係告示第28条第30項関係）		
6～8(略)		
適用表⑨-2(略)		
7-55-14 従前規定の適用⑩		
軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が1,265kgを超えるものに限る。）であつて、平成22年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑩		

旧		
<u>交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）</u> であつて平成3年11月1日以降に製作されたものにあつては、当該規制を適用しないことを示す。（適用関係告示第28条第30項関係）		
7-55-12(略)		
7-55-13 従前規定の適用⑨		
軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が1,265kg以下のものに限る。）であつて、平成22年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑨-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。 なお、適用表⑨-1における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあつては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。 また、平成22年9月1日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑨-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。 [適用表⑨-1] (1)～(4)(略) [適用表⑨-2] (5)～(6)(略) 適用表⑨-1 軽油を燃料とする車両重量が1,265kg以下の乗車定員が10人以下である乗用自動車		
表(略)		
注1～4(略)		
5 ※印は、平成3年10月31日（輸入自動車にあっては、平成5年3月31日）以前に製作されたもの並びに平成3年10月31日（輸入自動車にあっては、平成5年3月31日）以前の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車並びに <u>国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）</u> であつて平成7年8月31日（輸入自動車にあっては、平成8年3月31日）以降に製作されたものにあつては、当該規制を適用しないことを示す。（適用関係告示第28条第30項関係）		
6～8(略)		
適用表⑨-2(略)		
7-55-14 従前規定の適用⑩		
軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が1,265kgを超えるものに限る。）であつて、平成22年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑩		

新旧対照表
146 / 521

新
<p>-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。</p> <p>なお、適用表①-1における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。</p> <p>また、平成22年9月1日以降に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。)については、適用表②-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。</p> <p>〔適用表①-1〕 (1)～(4) (略)</p> <p>〔適用表②-2〕 (5)～(6) (略)</p> <p>適用表①-1 軽油を燃料とする車両重量が1,265kgを超える乗車定員10人以下である乗用自動車</p> <p style="text-align: center;">表(略)</p> <p>注1～4 (略)</p> <p>5 ※印は、平成3年10月31日(輸入自動車にあつては、平成5年3月31日)以前に製作されたもの並びに平成3年10月31日(輸入自動車にあつては、平成5年3月31日)以前の型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置認定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であつて平成5年8月31日(輸入自動車にあつては、平成6年3月31日)以降に製作されたものにあつては、当該規制を適用しないことを示す。(適用関係告示第28条第30項関係)</p> <p>6～8 (略)</p> <p>適用表②-2 (略)</p> <p>7-55-15 従前規定の適用①</p> <p>軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であつて、平成22年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であつて、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、適用表①-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。</p> <p>なお、適用表①-1における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあつては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。</p> <p>また、平成22年9月1日以降に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であつて、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。)については、適用表②-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。</p>

旧
<p>-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。</p> <p>なお、適用表①-1における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあつては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。</p> <p>また、平成22年9月1日以降に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であつて、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。)については、適用表②-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。</p> <p>〔適用表①-1〕 (1)～(4) (略)</p> <p>〔適用表②-2〕 (5)～(6) (略)</p> <p>適用表①-1 軽油を燃料とする車両重量が1,265kgを超える乗車定員10人以下である乗用自動車</p> <p style="text-align: center;">表(略)</p> <p>注1～4 (略)</p> <p>5 ※印は、平成3年10月31日(輸入自動車にあつては、平成5年3月31日)以前に製作されたもの並びに平成3年10月31日(輸入自動車にあつては、平成5年3月31日)以前の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車並びに国土交通大臣が指定する自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。)であつて平成5年8月31日(輸入自動車にあつては、平成6年3月31日)以降に製作されたものにあつては、当該規制を適用しないことを示す。(適用関係告示第28条第30項関係)</p> <p>6～8 (略)</p> <p>適用表②-2 (略)</p> <p>7-55-15 従前規定の適用①</p> <p>軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であつて、平成22年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であつて、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、適用表①-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。</p> <p>なお、適用表①-1における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあつては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。</p> <p>また、平成22年9月1日以降に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であつて、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。)については、適用表②-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。</p>

新旧対照表
147 / 521

新
<p>〔適用表①-1〕 (1)～(4) (略)</p> <p>〔適用表②-2〕 (5)～(6) (略)</p> <p>適用表①-1 軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)</p> <p style="text-align: center;">表(略)</p> <p>注1～2 (略)</p> <p>3 ※印は、平成3年10月31日(輸入自動車にあつては、平成5年3月31日)以前に製作されたもの並びに平成3年10月31日(輸入自動車にあつては、平成5年3月31日)以前の型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置認定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であつて平成6年8月31日(輸入自動車にあつては、平成7年3月31日)以降に製作されたものにあつては、当該規制を適用しないことを示す。(適用関係告示第28条第30項関係)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>適用表②-2 (略)</p> <p>7-55-16～7-55-17 (略)</p> <p>7-55-18 従前規定の適用①</p> <p>次に掲げる自動車にあつては、それぞれに掲げる基準に適合するものであればよい。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>〔適用表①-1〕 (1)～(4) (略)</p> <p>〔適用表②-2〕 (5)～(6) (略)</p> <p>適用表①-1 (略)</p> <p>適用表②-2 軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)</p> <p style="text-align: center;">表(略)</p> <p>注1～4 (略)</p> <p>5 光吸収係数規制値欄の【注4】は、新たに運行の用に供しようとする自動車(7-55-1-2(3)を適用するものを除く。)については適用しないことを示す。</p> <p>7-55-19～7-55-24 (略)</p> <p>7-55-25 従前規定の適用①</p> <p>軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えたものであつて、平成29年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であつて、平成28年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表②の区分の欄に掲げる規制年の区</p>

旧
<p>〔適用表①-1〕 (1)～(4) (略)</p> <p>〔適用表②-2〕 (5)～(6) (略)</p> <p>適用表①-1 軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)</p> <p style="text-align: center;">表(略)</p> <p>注1～2 (略)</p> <p>3 ※印は、平成3年10月31日(輸入自動車にあつては、平成5年3月31日)以前に製作されたもの並びに平成3年10月31日(輸入自動車にあつては、平成5年3月31日)以前の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車並びに国土交通大臣が指定する自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。)であつて平成6年8月31日(輸入自動車にあつては、平成7年3月31日)以降に製作されたものにあつては、当該規制を適用しないことを示す。(適用関係告示第28条第30項関係)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>適用表②-2 (略)</p> <p>7-55-16～7-55-17 (略)</p> <p>7-55-18 従前規定の適用①</p> <p>次に掲げる自動車にあつては、それぞれに掲げる基準に適合するものであればよい。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>〔適用表①-1〕 (1)～(4) (略)</p> <p>〔適用表②-2〕 (5)～(6) (略)</p> <p>適用表①-1 (略)</p> <p>適用表②-2 軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)</p> <p style="text-align: center;">表(略)</p> <p>注1～4 (略)</p> <p>5 光吸収係数規制値欄の【注4】は、平成28年規制以降の7-55-1-1②の規定の適用について、7-55-1-2(3)、8-1(2)又は8-55-1②の規定を適用する場合に限ることを示す。</p> <p>7-55-19～7-55-24 (略)</p> <p>7-55-25 従前規定の適用①</p> <p>軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えたものであつて、平成29年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であつて、平成28年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表②の区分の欄に掲げる規制年の区</p>

新旧対照表
148 / 521

新	旧
<p>(7-55-1-2 (4) を適用するものを除く。) については適用しないことを示す。</p> <p>(削除)</p>	<p>適用について、7-55-1-2 (4)、8-1 (2) 又は8-55-1②の規定を適用する場合に限ることを示す。</p> <p>7-55-30 従前規定の適用⑥ ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車のうち、軽自動車であって、平成29年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成28年10月1日以降の型式認定自動車を除く。）については、次の適用表⑥の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあたっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、細目告示第41条第1項第17号の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。</p> <p>適用表⑥ ガソリンを燃料とする軽二輪自動車</p> <p>表(略)</p> <p>注1 平成28年規制のモード規制値欄中備考に記載する車種は下表のものを示す。</p> <p>表(略)</p>
<p>7-55-30 従前規定の適用⑥ ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車のうち、小型自動車であって、平成29年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって平成28年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑥の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあたっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。</p> <p>適用表⑥ ガソリンを燃料とする小型二輪自動車</p> <p>表(略)</p> <p>注1~4 (略)</p>	<p>7-55-31 従前規定の適用⑦ ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車のうち、小型自動車であって、平成29年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって平成28年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑦の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-1①の規定の適用にあたっては同表のアイドリング規制値の欄に掲げる値、7-55-1-2 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。</p> <p>適用表⑦ ガソリンを燃料とする小型二輪自動車</p> <p>表(略)</p> <p>注1~4 (略)</p>
<p>7-56 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持 7-56-1 性能要件 7-56-1-1 (略) 7-56-1-2 書面等による審査 (1) 7-55の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、軽油を燃料とする車両総重量が3.5t以下の自動車のうち普通自動車及び小型自動車並びに軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）については④の規定は適用せず、二輪自動車及び側車付二輪自動車については①、②及び④の規定は適用せず、大型特殊自動車についてはこの項の規定は適用しない。（保安基準第31条第3項関係、細目告示第41条第2項関係、細目告示第119条第2項関係）</p>	<p>7-56 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持 7-56-1 性能要件 7-56-1-1 (略) 7-56-1-2 書面等による審査 (1) 7-55の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、軽油を燃料とする車両総重量が3.5t以下の自動車のうち普通自動車及び小型自動車並びに軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）については④の規定は適用せず、二輪自動車及び側車付二輪自動車については①、②及び④の規定は適用せず、大型特殊自動車及び小型特殊自動車についてはこの項の規定は適用しない。（保安基準第31条第3項関係、細目告示第41条第2項関係、細目告示第119条</p>

新旧対照表
151 / 521

新	旧
<p>①~② (略)</p> <p>③ 当該装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。</p> <p>この場合において、自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）にあつては、細目告示別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、細目告示別添115「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合するものであること。</p> <p>なお、次のいずれかに該当するものはこの基準に適合しないものとする。（細目告示第41条第2項第4号関係、細目告示第119条第2項第4号関係） ア~ウ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>7-56-2~7-56-3 (略) 7-56-4 適用関係の整理 (1) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）及び軽自動車のうち次に掲げる自動車以外のものについては、7-56-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第28条第78項及び第79項関係） ①~⑧ (略)</p> <p>(2) 次に掲げるガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車については、7-56-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。 ① (略) ② 二輪自動車及び側車付二輪自動車であつて、平成12年8月31日（輸入自動車にあつては、平成13年3月31日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成11年10月1日以降の型式指定自動車を除く。）（適用関係告示第28条第1項第4号関係）</p> <p>(3) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であつて、次に掲げるものについては、7-56-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。 ① 平成14年8月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）及び軽自動車並びに車両総重量1.7t以下の普通自動車及び小型自動車（輸入自動車</p>	<p>第2項関係 ①~② (略)</p> <p>③ 当該装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。</p> <p>この場合において、自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）にあつては、細目告示別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に、二輪自動車及び側車付二輪自動車であつて、小型自動車であるもの及び軽自動車（型式認定自動車に限る。）にあつては、細目告示別添115「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合するものであること。</p> <p>なお、次のいずれかに該当するものはこの基準に適合しないものとする。（細目告示第41条第2項第4号関係、細目告示第119条第2項第4号関係） ア~ウ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>7-56-2~7-56-3 (略) 7-56-4 適用関係の整理 (1) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）及び軽自動車（二輪自動車を除く。）のうち次に掲げる自動車以外のものについては、7-56-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第28条第78項及び第79項関係） ①~⑧ (略)</p> <p>(2) 次に掲げるガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車については、7-56-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。 ① (略) ② 次に掲げる二輪自動車及び側車付二輪自動車 ア 軽自動車であつて、平成11年8月31日（輸入自動車にあつては、平成12年3月31日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成10年10月1日以降の型式認定自動車を除く。）（適用関係告示第28条第1項第4号関係） イ 小型自動車であつて、平成12年8月31日（輸入自動車にあつては、平成13年3月31日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成11年10月1日以降の型式指定自動車を除く。）（適用関係告示第28条第1項第4号関係）</p> <p>(3) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であつて、次に掲げるものについては、7-56-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。 ① 平成14年8月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）並びに車両総重量1.7t以下</p>

新旧対照表
152 / 521

新	旧
<p>以外の自動車であって、平成 12 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。) (適用関係告示第 28 条第 1 項第 5 号関係)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(4) ～ (5) (略)</p> <p>(6) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車 (二輪自動車を除く。)であって専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のもの又は車両総重量 3.5t 以下のもの (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のものを除く。)並びに軽自動車のうち、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの (輸入自動車以外の自動車であって平成 20 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、7-56-10 (従前規定の適用⑥) の規定を適用する。(適用関係告示第 28 条第 114 項関係)</p> <p>(7) 平成 29 年 8 月 31 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車 (輸入自動車以外の自動車であって、平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成 28 年 9 月 30 日以前に平成 28 年排出ガス規制に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、7-56-11 (従前規定の適用⑦) の規定を適用する。(適用関係告示第 28 条第 1 項表第 15 号関係)</p> <p>(8) (略)</p> <p>7-56-5 従前規定の適用①</p> <p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車 (二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)及び軽自動車のうち次に掲げる自動車以外のものには、点火時期制御方式、触媒反応方式又は国土交通大臣が指定する方式の排出ガス減少装置であって国土交通大臣の定めるものを備えなければならない。</p> <p>この場合において、⑦及び⑧の自動車は、国土交通大臣が指示することにより、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる炭化水素又は窒素酸化物を減少させるように点火装置を調整しなければならない。(適用関係告示第 28 条第 78 項及び第 79 項)</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>7-56-5-1 (略)</p> <p>7-56-6 従前規定の適用②</p> <p>①及び②に掲げるガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車については、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>① (略)</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、平成 12 年 8 月 31 日 (輸入自動車にあっては、平成 13 年 3 月 31 日) 以前に製作されたもの (輸入自動車以外の自動車であって、平成 11 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。) (適用関係告示第 28 条第 1 項第 4 号関係)</p>	<p>下の普通自動車及び小型自動車 (輸入自動車以外の自動車であって、平成 12 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。) (適用関係告示第 28 条第 1 項第 5 号関係)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(4) ～ (5) (略)</p> <p>(6) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車 (二輪自動車を除く。)であって専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のもの又は車両総重量 3.5t 以下のもの (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のものを除く。)並びに軽自動車 (二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)のうち、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの (輸入自動車以外の自動車であって平成 20 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、7-56-10 (従前規定の適用⑥) の規定を適用する。(適用関係告示第 28 条第 114 項関係)</p> <p>(7) 平成 29 年 8 月 31 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車 (輸入自動車以外の自動車であって、平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び型式認定自動車並びに平成 28 年 9 月 30 日以前に平成 28 年排出ガス規制に適合している型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。)については、7-56-11 (従前規定の適用⑦) の規定を適用する。(適用関係告示第 28 条第 1 項表第 15 号関係)</p> <p>(8) (略)</p> <p>7-56-5 従前規定の適用①</p> <p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車 (二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)及び軽自動車 (二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)のうち次に掲げる自動車以外のものには、点火時期制御方式、触媒反応方式又は国土交通大臣が指定する方式の排出ガス減少装置であって国土交通大臣の定めるものを備えなければならない。</p> <p>この場合において、⑦及び⑧の自動車は、国土交通大臣が指示することにより、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる炭化水素又は窒素酸化物を減少させるように点火装置を調整しなければならない。(適用関係告示第 28 条第 78 項及び第 79 項)</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>7-56-5-1 (略)</p> <p>7-56-6 従前規定の適用②</p> <p>①及び②に掲げるガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車については、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>次に掲げる二輪自動車及び側車付二輪自動車</u> <u>ア 軽自動車であって、平成 11 年 8 月 31 日 (輸入自動車にあっては、平成 12 年 3 月 31 日) 以前に製作されたもの (輸入自動車以外の自動車であって、平成 10 年 10 月 1 日以降の型式認定自動車を除く。)</u> (適用関係告示第 28 条第 1 項第 4 号関係) <u>イ 小型自動車</u>であって、平成 12 年 8 月 31 日 (輸入自動車にあっては、平成 13</p>

新旧対照表
153 / 521

新	旧
<p>7-56-6-1 (略)</p> <p>7-56-7 従前規定の適用③</p> <p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって①、②及び③に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>① 平成 14 年 8 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車 (二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)及び軽自動車並びに車両総重量 1.7t 以下の普通自動車又は小型自動車 (輸入自動車以外の自動車であって、平成 12 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。) (適用関係告示第 28 条第 1 項第 5 号関係)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>7-56-7-1 (略)</p> <p>7-56-8～7-56-9 (略)</p> <p>7-56-10 従前規定の適用⑥</p> <p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車 (二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のもの又は車両総重量 3.5t 以下のもの (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のものを除く。)並びに軽自動車のうち、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの (輸入自動車以外の自動車であって平成 20 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 28 条第 114 項関係)</p> <p>7-56-10-1 性能要件</p> <p>7-56-10-1-1 (略)</p> <p>7-56-10-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 7-55 の規定に適合させるために自動車に備えるべき煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>7-56-11 従前規定の適用⑦</p> <p>平成 29 年 8 月 31 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車 (輸入自動車以外の自動車であって、平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成 28 年 9 月 30 日以前に平成 28 年排出ガス規制に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)について</p>	<p>年 3 月 31 日) 以前に製作されたもの (輸入自動車以外の自動車であって、平成 11 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。) (適用関係告示第 28 条第 1 項第 4 号関係)</p> <p>7-56-6-1 (略)</p> <p>7-56-7 従前規定の適用③</p> <p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって①、②及び③に掲げるものについては、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>① 平成 14 年 8 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車 (二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)及び軽自動車 (二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)並びに車両総重量 1.7t 以下の普通自動車又は小型自動車 (輸入自動車以外の自動車であって、平成 12 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。) (適用関係告示第 28 条第 1 項第 5 号関係)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>7-56-7-1 (略)</p> <p>7-56-8～7-56-9 (略)</p> <p>7-56-10 従前規定の適用⑥</p> <p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車 (二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のもの又は車両総重量 3.5t 以下のもの (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のものを除く。)並びに軽自動車 (二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)のうち、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの (輸入自動車以外の自動車であって平成 20 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 28 条第 114 項関係)</p> <p>7-56-10-1 性能要件</p> <p>7-56-10-1-1 (略)</p> <p>7-56-10-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 7-55 の規定に適合させるために自動車に備えるべき煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>7-56-11 従前規定の適用⑦</p> <p>平成 29 年 8 月 31 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車 (輸入自動車以外の自動車であって、平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び型式認定自動車並びに平成 28 年 9 月 30 日以前に平成 28 年排出ガス規制に適合している型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び</p>

新旧対照表
154 / 521

新	旧
<p>は、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 28 条第 1 項表第 15 号関係)</p> <p>7-56-11-1 (略)</p> <p>7-56-12 (略)</p> <p>7-57 ブローバイ・ガス還元装置</p> <p>7-57-1~7-57-3 (略)</p> <p>7-57-4 適用関係の整理</p> <p>次に掲げる自動車については、7-57-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。</p> <p>① 昭和 45 年 12 月 31 日以前に製作された自動車 (同年 9 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。)(適用関係告示第 28 条第 1 項第 1 号関係)</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、平成 12 年 8 月 31 日 (輸入自動車にあっては、平成 13 年 3 月 31 日) 以前に製作されたもの (輸入自動車以外の自動車であって、平成 11 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。)(適用関係告示第 28 条第 1 項第 4 号)</p> <p>③~⑤ (略)</p> <p>7-57-5 従前規定の適用①</p> <p>①から⑤までに掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>① 昭和 45 年 12 月 31 日以前に製作された自動車 (同年 9 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。)(適用関係告示第 28 条第 1 項第 1 号関係)</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、平成 12 年 8 月 31 日 (輸入自動車にあっては、平成 13 年 3 月 31 日) 以前に製作されたもの (輸入自動車以外の自動車であって、平成 11 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。)(適用関係告示第 28 条第 1 項第 4 号)</p> <p>③~⑤ (略)</p> <p>7-57-5-1~7-57-5-2 (略)</p> <p>7-58 燃料蒸発ガス発散防止装置</p>	<p>型式認定自動車を除く。については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 28 条第 1 項表第 15 号関係)</p> <p>7-56-11-1 (略)</p> <p>7-56-12 (略)</p> <p>7-57 ブローバイ・ガス還元装置</p> <p>7-57-1~7-57-3 (略)</p> <p>7-57-4 適用関係の整理</p> <p>次に掲げる自動車については、7-57-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。</p> <p>① 昭和 45 年 12 月 31 日以前に製作された自動車 (同年 9 月 1 日以降の型式指定自動車及び型式認定自動車である軽自動車を除く。)(適用関係告示第 28 条第 1 項第 1 号関係)</p> <p>② 次に掲げる二輪自動車及び側車付二輪自動車</p> <p>ア 軽自動車であって、平成 11 年 8 月 31 日 (輸入されたものにあつては、平成 12 年 3 月 31 日) 以前に製作されたもの (輸入自動車以外の自動車であつて、平成 10 年 10 月 1 日以降の型式認定自動車を除く。)(適用関係告示第 28 条第 1 項第 4 号イ)</p> <p>イ 小型自動車であつて、平成 12 年 8 月 31 日 (輸入車されたものにあつては、平成 13 年 3 月 31 日) 以前に製作されたもの (輸入自動車以外の自動車であつて、平成 11 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。)(適用関係告示第 28 条第 1 項第 4 号ロ)</p> <p>③~⑤ (略)</p> <p>7-57-5 従前規定の適用①</p> <p>①から⑤までに掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>① 昭和 45 年 12 月 31 日以前に製作された自動車 (同年 9 月 1 日以降の型式指定自動車及び型式認定自動車である軽自動車を除く。)(適用関係告示第 28 条第 1 項第 1 号関係)</p> <p>② 次に掲げる二輪自動車及び側車付二輪自動車</p> <p>ア 軽自動車であつて、平成 11 年 8 月 31 日 (輸入されたものにあつては、平成 12 年 3 月 31 日) 以前に製作されたもの (輸入自動車以外の自動車であつて、平成 10 年 10 月 1 日以降の型式認定自動車を除く。)(適用関係告示第 28 条第 1 項第 4 号イ)</p> <p>イ 小型自動車であつて、平成 12 年 8 月 31 日 (輸入車されたものにあつては、平成 13 年 3 月 31 日) 以前に製作されたもの (輸入自動車以外の自動車であつて、平成 11 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。)(適用関係告示第 28 条第 1 項第 4 号ロ)</p> <p>③~⑤ (略)</p> <p>7-57-5-1~7-57-5-2 (略)</p> <p>7-58 燃料蒸発ガス発散防止装置</p>

新旧対照表
155 / 521

新	旧
<p>7-58-1 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) 普通自動車、小型自動車及び軽自動車であつて、ガソリンを燃料とするものは、炭化水素の発散を有効に防止するものとして当該自動車及びその燃料から蒸発する炭化水素の排出量に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、普通自動車、小型自動車 (二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。) 及び軽自動車にあっては、細目告示別添 49「燃料蒸発ガスの測定方法」に、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、細目告示別添 117「二輪車の燃料蒸発ガスの測定方法」に規定する運転条件及び測定条件により測定した燃料から蒸発する炭化水素の排出量を g で表した値 (炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値) が 2.0 を超えないものでなければならない。</p> <p>なお、炭化水素の排出を抑制する装置の取付けが確実でないもの又は損傷があるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準第 31 条第 5 項関係、細目告示第 41 条第 4 項関係、細目告示第 119 条第 4 項関係)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-58-2~7-58-3 (略)</p> <p>7-58-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 次に掲げる自動車については、7-58-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 28 条第 1 項第 2 号及び第 15 号関係)</p> <p>① 昭和 48 年 3 月 31 日以前に製作された自動車 (昭和 47 年 7 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>② 平成 29 年 8 月 31 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車 (輸入自動車以外の自動車であつて、平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成 28 年 9 月 30 日以前に平成 28 年排出ガス規制に適合している型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>7-58-5 従前規定の適用①</p> <p>ガソリンを燃料とする自動車であつて次に掲げるものは、炭化水素の発散を有効に防止する性能に係る基準は適用しない。(適用関係告示第 28 条第 1 項第 2 号及び第 15 号関係)</p> <p>① 昭和 48 年 3 月 31 日以前に製作された自動車 (昭和 47 年 7 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>② 平成 29 年 8 月 31 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車 (輸入自動車以外の自動車であつて、平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び型式認定自動車並びに平成 28 年 9 月 30 日以前に平成 28 年排出ガス規制に適合している型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。)</p> <p>7-58-6~7-58-7 (略)</p> <p>7-59 (略)</p>	<p>7-58-1 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) 普通自動車、小型自動車及び軽自動車であつて、ガソリンを燃料とするものは、炭化水素の発散を有効に防止するものとして当該自動車及びその燃料から蒸発する炭化水素の排出量に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、普通自動車、小型自動車 (二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。) 及び軽自動車 (二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。) にあつては、細目告示別添 49「燃料蒸発ガスの測定方法」に、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、細目告示別添 117「二輪車の燃料蒸発ガスの測定方法」に規定する運転条件及び測定条件により測定した燃料から蒸発する炭化水素の排出量を g で表した値 (炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値) が 2.0 を超えないものでなければならない。</p> <p>なお、炭化水素の排出を抑制する装置の取付けが確実でないもの又は損傷があるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準第 31 条第 5 項関係、細目告示第 41 条第 4 項関係、細目告示第 119 条第 4 項関係)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-58-2~7-58-3 (略)</p> <p>7-58-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 次に掲げる自動車については、7-58-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 28 条第 1 項第 2 号及び第 15 号関係)</p> <p>① 昭和 48 年 3 月 31 日以前に製作された自動車 (昭和 47 年 7 月 1 日以降の型式指定自動車及び型式認定自動車である軽自動車を除く。)</p> <p>② 平成 29 年 8 月 31 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車 (輸入自動車以外の自動車であつて、平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び型式認定自動車並びに平成 28 年 9 月 30 日以前に平成 28 年排出ガス規制に適合している型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。)</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>7-58-5 従前規定の適用①</p> <p>ガソリンを燃料とする自動車であつて次に掲げるものは、炭化水素の発散を有効に防止する性能に係る基準は適用しない。(適用関係告示第 28 条第 1 項第 2 号及び第 15 号関係)</p> <p>① 昭和 48 年 3 月 31 日以前に製作された自動車 (昭和 47 年 7 月 1 日以降の型式指定自動車及び型式認定自動車である軽自動車を除く。)</p> <p>② 平成 29 年 8 月 31 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車 (輸入自動車以外の自動車であつて、平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び型式認定自動車並びに平成 28 年 9 月 30 日以前に平成 28 年排出ガス規制に適合している型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。)</p> <p>7-58-6~7-58-7 (略)</p> <p>7-59 (略)</p>

新旧対照表
156 / 521

新	旧
<p>7-60 排気管 7-60-1 性能要件（視認等による審査） 自動車は、発散する排気ガス等により、乗車人員等に傷害を与えるおそれ少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第31条第7項関係、細目告示第41条第6項関係、細目告示第119条第6項関係）</p> <p>① 排気管は、発散する排気ガス等により法第11条第1項の自動車登録番号標又は法第73条第1項（法第97条の3第2項において準用する場合を含む。）の車両番号標の数字等の表示を妨げる位置に開口していないこと。（細目告示第41条第6項第1号、第119条第6項第1号関係）</p> <p>② 排気管は、車室内に配管されていない等、排気ガス等の車室内への侵入により乗車人員に傷害を与えるおそれが少ないよう配管されていること。 この場合において、次のいずれかに該当する排気管であつて排気ガス等を大気に拡散できるものは、この基準に適合するものとする。（細目告示第41条第6項第2号、第119条第6項第2号関係）</p> <p>ア 運転者室及び客室並びにこれらと連続した空間の延長又は新設がない自動車に備える排気管であつて、指定自動車等に備えられた排気管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているもの</p> <p>イ 排気管の開口部の全てが最後部の車軸の中心よりも後方の位置にある排気管</p> <p>ウ 排気管の開口部の全てが自動車の前輪タイヤの最内縁と後輪タイヤの最内縁を結ぶ直線よりも外側の位置にある排気管</p> <p>エ 貨物の運送の用に供する自動車又は大型特殊自動車に備える排気管であつて、排気管の開口部の全てが運転者室及び客室並びにこれらと連続した空間の下部以外の位置にあるもの</p> <p>オ 排気管の開口部の周辺構造が運転者室及び客室並びにこれらと連続した空間と確実に遮断されている自動車に備える排気管</p> <p>カ 運転者室及び客室並びにこれらと連続した空間を有していない自動車に備える排気管</p> <p>③ 排気管は、接触、発散する排気ガス等により自動車（当該自動車に牽引する被牽引自動車を含む。）若しくはその積載物品が発火し又は制動装置、電気装置等の装置の機能を阻害するおそれのないものであること。（細目告示第41条第6項第3号、第119条第6項第3号関係）</p> <p>④ 自動車（大型特殊自動車を除く。）に備える排気管は、他の交通の安全を妨げるおそれのないものであること。 この場合において、次のいずれかに該当する排気管にあつては、この基準に適合するものとする。（保安基準第18条第1項第2号、細目告示第22条第2項、細目告示第100条第2項関係）</p>	<p>7-60 排気管 7-60-1 性能要件（視認等による審査） 自動車は、発散する排気ガス等により、乗車人員等に傷害を与えるおそれ少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第31条第7項関係、細目告示第41条第6項関係、細目告示第119条第6項関係）</p> <p>① 排気管は、発散する排気ガス等により法第11条第1項の自動車登録番号標又は法第73条第1項（法第97条の3第2項において準用する場合を含む。）の車両番号標の数字等の表示を妨げる位置に開口していないこと。（細目告示第119条第6項第1号）</p> <p>② 排気管は、車室内に配管されていないこと。（細目告示第119条第6項第2号）</p> <p>③ 排気管は、接触、発散する排気ガス等により自動車（当該自動車に牽引する被牽引自動車を含む。）若しくはその積載物品が発火し又は制動装置、電気装置等の装置の機能を阻害するおそれのないものであること。（細目告示第119条第6項第3号関係）</p> <p>（新設）</p>

新旧対照表
157 / 521

新	旧
<p>ア 指定自動車等に備えられた排気管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている排気管</p> <p>イ 次に掲げる位置に備えられている排気管</p> <p>(7) 長さ方向 自動車の後端にならない位置であること。 ただし、排気管部分を除いた場合の自動車の最後端からの突出量が水平距離で50mm以内の排気管については、この限りでない。</p> <p>(8) 幅方向 自動車の最外側にならない位置であること。</p> <p>⑤ 排気管は確実に取付けられており、かつ、損傷していないこと。（細目告示第41条第6項第3号、第119条第6項第3号関係）</p> <p>7-60-2～7-60-3（略） 7-60-4 適用関係の整理 (1) 平成29年10月9日以前に製作された自動車については、7-60-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第28条第171項関係）</p> <p>7-60-5 従前規定の適用① 平成29年10月9日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第28条第171項関係）</p> <p>7-60-5-1 性能要件（視認等による審査） 自動車は、発散する排気ガス等により、乗車人員等に傷害を与えるおそれ少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 排気管は、発散する排気ガス等により法第11条第1項の自動車登録番号標又は法第73条第1項（法第97条の3第2項において準用する場合を含む。）の車両番号標の数字等の表示を妨げる位置に開口していないこと。</p> <p>② 排気管は、車室内に配管されていないこと。</p> <p>③ 排気管は、接触、発散する排気ガス等により自動車（当該自動車に牽引する被牽引自動車を含む。）若しくはその積載物品が発火し又は制動装置、電気装置等の装置の機能を阻害するおそれのないものであること。</p> <p>④ 大型特殊自動車以外の自動車に備える排気管は、他の交通の安全を妨げるおそれのないものであること。 この場合において、次のいずれかに該当する排気管にあつては、この基準に適合するものとする。</p> <p>ア 指定自動車等に備えられた排気管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている排気管</p> <p>イ 歩行者等の通行を妨げるおそれのない排気管</p> <p>⑤ 排気管は確実に取付けられており、かつ、損傷していないこと。</p> <p>7-61 窒素酸化物排出自動車等の特例</p>	<p>④ 排気管は確実に取付けられており、かつ、損傷していないこと。（細目告示第119条第6項第3号関係）</p> <p>7-60-2～7-60-3（略） （新設） （新設）</p> <p>7-61 窒素酸化物排出自動車等の特例</p>

新旧対照表
158 / 521

新	旧
<p>7-61-1 性能要件（書面による審査）</p> <p>自動車 NOx・PM 総量削減法第 12 条第 1 項に規定する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車は、次に掲げる窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 窒素酸化物等排出自動車〔別表 6「NOx・PM 法対策地域及び NOx 法特定地域」中の NOx・PM 法の対策地域に掲げる地域に使用の本拠を有する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）であり、貨物の運送の用に供する自動車及び専ら乗用の用に供する自動車又はこれらを基本とするもので自動車 NOx・PM 総量削減法施行令第 4 条第 6 号に規定する特種自動車（散水車、広告宣伝用自動車、霊柩車、医療防疫車、タンク車、警察車、救急車、消防車、高所作業車等作業用自動車、クレーン車、身体障害者輸送車、ふん尿車、塵芥車、清掃車、キャンピング車、コンクリートミキサ車、移動販売車、冷蔵冷凍車、教習車並びにこれらに類する自動車をいう。）のうち、ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする自動車であって、別表 7「排出ガス規制区分別排出基準の適否」に適合しているものを除いたものは、次のアからエまでに掲げる検査であって初めて受けるものの際、別表 8「窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準」の車両重量・車両総重量の区分の欄に掲げる自動車に応じ、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物（NOx）及び粒子状物質（PM）の排出量について、排出ガス測定モード欄に掲げる方法により測定した値が、NOx・PM 法の欄に掲げる数値を超えないものでなければならない。</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>(2) 窒素酸化物特定自動車〔別表 6「NOx・PM 法対策地域及び NOx 法特定地域」中の NOx 法の特定地域に掲げる地域に使用の本拠を有する窒素酸化物特定自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）であり、貨物の運送の用に供する自動車、専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及びこれらを基本とするもので自動車 NOx・PM 総量削減法施行令第 4 条第 6 号に規定する特種自動車（散水車、広告宣伝用自動車、霊柩車、医療防疫車、タンク車、警察車、救急車、消防車、高所作業車等作業用自動車、クレーン車、身体障害者輸送車、ふん尿車、塵芥車、清掃車、キャンピング車、コンクリートミキサ車、移動販売車、冷蔵冷凍車、教習車並びにこれらに類する自動車をいう。）のうち、ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする自動車であって、別表 7「排出ガス規制区分別排出基準の適否」に適合しているものを除く。〕（イに掲げるものを除く。）は、次のアからウに掲げる検査であって初めて受けるものの際、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の排出量について、別表 8「窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準」の排出ガス測定モード欄に掲げる方法により測定した値が、NOx 法の欄に掲げる値を超えないものでなければならない。</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>(3) 新規検査又は予備検査（法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車に係る</p>	<p>7-61-1 性能要件（書面による審査）</p> <p>自動車 NOx・PM 総量削減法第 12 条第 1 項に規定する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車は、次に掲げる窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 窒素酸化物等排出自動車〔別表 6「NOx・PM 法対策地域及び NOx 法特定地域」中の NOx・PM 法の対策地域に掲げる地域に使用の本拠を有する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）であり、貨物の運送の用に供する自動車及び専ら乗用の用に供する自動車又はこれらを基本とするもので自動車 NOx・PM 総量削減法施行令第 4 条第 6 号に規定する特種自動車（散水車、広告宣伝用自動車、霊柩車、医療防疫車、タンク車、警察車、救急車、消防車、高所作業車等作業用自動車、クレーン車、身体障害者輸送車、ふん尿車、塵芥車、清掃車、キャンピング車、コンクリートミキサ車、移動販売車、冷蔵冷凍車、教習車並びにこれらに類する自動車をいう。）のうち、ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする自動車であって、別表 7「排出ガス規制区分別排出基準の適否」に適合しているものを除いたものは、次のアからエまでに掲げる検査であって初めて受けるものの際、別表 8「窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準」の車両重量・車両総重量の区分の欄に掲げる自動車に応じ、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物（NOx）及び粒子状物質（PM）の排出量について、排出ガス測定モード欄に掲げる方法により測定した値が、NOx・PM 法の欄に掲げる数値を超えないものでなければならない。</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>(2) 窒素酸化物特定自動車〔別表 6「NOx・PM 法対策地域及び NOx 法特定地域」中の NOx 法の特定地域に掲げる地域に使用の本拠を有する窒素酸化物特定自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）であり、貨物の運送の用に供する自動車、専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車及びこれらを基本とするもので自動車 NOx・PM 総量削減法施行令第 4 条第 6 号に規定する特種自動車（散水車、広告宣伝用自動車、霊柩車、医療防疫車、タンク車、警察車、救急車、消防車、高所作業車等作業用自動車、クレーン車、身体障害者輸送車、ふん尿車、塵芥車、清掃車、キャンピング車、コンクリートミキサ車、移動販売車、冷蔵冷凍車、教習車並びにこれらに類する自動車をいう。）のうち、ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする自動車であって、別表 7「排出ガス規制区分別排出基準の適否」に適合しているものを除く。〕（イに掲げるものを除く。）は、次のアからウに掲げる検査であって初めて受けるものの際、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の排出量について、別表 8「窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準」の排出ガス測定モード欄に掲げる方法により測定した値が、NOx 法の欄に掲げる値を超えないものでなければならない。</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>(3) 新規検査又は予備検査（法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車に係る</p>

新旧対照表
159 / 521

新	旧
<p>ものを除く。）における (1) 又は (2) への適合性については、以下の諸元値又は排出ガス値により判定する。</p> <p>① 型式指定自動車であって、原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造若しくは等価慣性重量の標準値の変更が行われていないものについては、完成検査終了証（法第 59 条第 4 項又は施行規則第 42 条第 2 項の規定により、完成検査終了証に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供され、新規検査申請書又は予備検査申請書にその旨の記載をすることをもって、完成検査終了証の提出に替えるときは、運輸支局等から提示された完成検査終了証に記載すべき事項が記載された書面）に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値又は諸元表に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値</p> <p>② 一酸化炭素等発散防止装置指定自動車（一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を含む。）であって、原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造若しくは等価慣性重量の標準値の変更が行われていないものについては、排出ガス検査終了証（施行規則第 36 条第 9 項又は第 42 条第 2 項の規定により、排出ガス検査終了証に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供され、新規検査申請書又は予備検査申請書にその旨の記載をすることをもって、排出ガス検査終了証の提出に替えるときは、運輸支局等から提示された排出ガス検査終了証に記載すべき事項が記載された書面）等に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値又は諸元表に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値</p> <p>③～⑤（略）</p> <p>(4) 新規検査又は予備検査（法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車に係るものに限る。）及び継続検査又は構造等変更検査における (1) の基準への適合性の判定については以下による。</p> <p>なお、記載文中「〇年〇月〇日」は窒素酸化物等排出自動車の特定期日、「△年△月△日」は窒素酸化物特定自動車の特定期日を示す。</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 車両総重量の変更（当該変更により別表 8「窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準」に規定する車両総重量の区分が変更となるものに限る。）が行われた自動車であって当該検査が変更後初めての検査であるもの及び自動車検査証等の備考欄に指定自動車であって保安基準第 31 条の 2 に係る適合性等について記載のないもの並びに次の記載があるものについては、諸元表に記載された当該自動車の窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値により判定する。</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>(5) 別表 7「排出ガス規制区分別排出基準の適否」に掲げる自動車であって適合しないものとなっているものうち次に掲げる自動車は (1) の基準に適合しているものとする。</p> <p>① 型式指定自動車 (⑤) に規定する自動車を除く。）であって、諸元表に記載された窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車）又は窒素酸化物及び粒子状物質</p>	<p>ものを除く。）における (1) 又は (2) への適合性については、以下の諸元値又は排出ガス値により判定する。</p> <p>① 型式指定自動車であって、原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造若しくは等価慣性重量の標準値の変更が行われていないものについては、完成検査終了証（法第 59 条第 4 項又は施行規則第 42 条第 2 項の規定により、完成検査終了証に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供され、新規検査申請書又は予備検査申請書にその旨の記載をすることをもって、完成検査終了証の提出に替えるときは、運輸支局等から提示された完成検査終了証に記載すべき事項が記載された書面）に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値又は諸元表等に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値</p> <p>② 一酸化炭素等発散防止装置指定自動車（一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を含む。）であって、原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造若しくは等価慣性重量の標準値の変更が行われていないものについては、排出ガス検査終了証（施行規則第 36 条第 9 項又は第 42 条第 2 項の規定により、排出ガス検査終了証に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供され、新規検査申請書又は予備検査申請書にその旨の記載をすることをもって、排出ガス検査終了証の提出に替えるときは、運輸支局等から提示された排出ガス検査終了証に記載すべき事項が記載された書面）等に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値又は諸元表等に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値</p> <p>③～⑤（略）</p> <p>(4) 新規検査又は予備検査（法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車に係るものに限る。）及び継続検査又は構造等変更検査における (1) の基準への適合性の判定については以下による。</p> <p>なお、記載文中「〇年〇月〇日」は窒素酸化物等排出自動車の特定期日、「△年△月△日」は窒素酸化物特定自動車の特定期日を示す。</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 車両総重量の変更（当該変更により別表 8「窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準」に規定する車両総重量の区分が変更となるものに限る。）が行われた自動車であって当該検査が変更後初めての検査であるもの及び自動車検査証等の備考欄に指定自動車であって保安基準第 31 条の 2 に係る適合性等について記載のないもの並びに次の記載があるものについては、諸元表等に記載された当該自動車の窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値により判定する。</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>(5) 別表 7「排出ガス規制区分別排出基準の適否」に掲げる自動車であって適合しないものとなっているものうち次に掲げる自動車は (1) の基準に適合しているものとする。</p> <p>① 型式指定自動車 (⑤) に規定する自動車を除く。）であって、諸元表等に記載された窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車）又は窒素酸化物及び粒子状物質</p>

新旧対照表
160 / 521

新	旧
<p>に係る諸元値が、別表 8「窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準」の平均排出ガス基準の欄に掲げる値以下であるもの。</p> <p>② 一酸化炭素等発散防止装置指定自動車（一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を含む。）(⑤)に規定する自動車を除く。であって、諸元表に記載された窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車においては窒素酸化物及び粒子状物質）に係る諸元値が、別表 8「窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準」の平均排出ガス基準の欄に掲げる値以下であるもの。</p> <p>③ 輸入自動車特別取扱自動車（⑤)に規定する自動車を除く。）であって、諸元表に記載された窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車においては窒素酸化物及び粒子状物質）に係る諸元値が別表 8「窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準」の第 31 条の 2 告示の基準の欄に掲げる値以下であるもの。</p> <p>④～⑤（略）</p> <p>⑥ 型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車（一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を含む。）又は輸入自動車特別取扱自動車（原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造が行われたものを除く。）であって、諸元表に記載された窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車においては窒素酸化物又は粒子状物質）に係る諸元値が別表 8「窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準」の平均排出ガス基準の欄に掲げる値（輸入自動車特別取扱自動車においては第 31 条の 2 告示の基準の欄に掲げる値）を超えているもの（諸元値を持たないものを含む。）に低減装置評価実施要領の規定に基づき窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車においては窒素酸化物及び粒子状物質）を低減する優良低減装置として評価・公表された装置を、当該実施要領に基づき装着したものを。</p> <p>⑦ 型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車（一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を含む。）又は輸入自動車特別取扱自動車（原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造が行われたものを除く。また、軽油を燃料とする自動車に限る。）であって、諸元表に記載された窒素酸化物に係る諸元値が別表 8「窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準」の平均排出ガス基準の欄に掲げる値（輸入自動車特別取扱自動車においては第 31 条の 2 告示の基準の欄に掲げる値）以下であり、かつ、粒子状物質に係る諸元値が別表 8「窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準」の平均排出ガス基準の欄に掲げる値（輸入自動車特別取扱自動車においては第 31 条の 2 告示の基準の欄に掲げる値）を超えるもの（諸元値を持たないものを含む。）に低減装置評価実施要領の規定に基づき粒子状物質を低減する優良低減装置として評価・公表された装置（第 2 種粒子状物質低減装置を除く。）を、当該実施要領に基づき装着したものを。</p> <p>⑧ 型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車（一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を含む。）又は輸入自動車特別取扱自動車（原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造が行われたものを除く。また、軽油を燃料と</p>	<p>質）に係る諸元値が、別表 8「窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準」の平均排出ガス基準の欄に掲げる値以下であるもの。</p> <p>② 一酸化炭素等発散防止装置指定自動車（一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を含む。）(⑤)に規定する自動車を除く。であって、諸元表等に記載された窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車においては窒素酸化物及び粒子状物質）に係る諸元値が、別表 8「窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準」の平均排出ガス基準の欄に掲げる値以下であるもの。</p> <p>③ 輸入自動車特別取扱自動車（⑤)に規定する自動車を除く。）であって、諸元表等に記載された窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車においては窒素酸化物及び粒子状物質）に係る諸元値が別表 8「窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準」の第 31 条の 2 告示の基準の欄に掲げる値以下であるもの。</p> <p>④～⑤（略）</p> <p>⑥ 型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車（一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を含む。）又は輸入自動車特別取扱自動車（原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造が行われたものを除く。）であって、諸元表等に記載された窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車においては窒素酸化物又は粒子状物質）に係る諸元値が別表 8「窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準」の平均排出ガス基準の欄に掲げる値（輸入自動車特別取扱自動車においては第 31 条の 2 告示の基準の欄に掲げる値）を超えているもの（諸元値を持たないものを含む。）に低減装置評価実施要領の規定に基づき窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車においては窒素酸化物及び粒子状物質）を低減する優良低減装置として評価・公表された装置を、当該実施要領に基づき装着したものを。</p> <p>⑦ 型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車（一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を含む。）又は輸入自動車特別取扱自動車（原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造が行われたものを除く。また、軽油を燃料とする自動車に限る。）であって、諸元表等に記載された窒素酸化物に係る諸元値が別表 8「窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準」の平均排出ガス基準の欄に掲げる値（輸入自動車特別取扱自動車においては第 31 条の 2 告示の基準の欄に掲げる値）以下であり、かつ、粒子状物質に係る諸元値が別表 8「窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準」の平均排出ガス基準の欄に掲げる値（輸入自動車特別取扱自動車においては第 31 条の 2 告示の基準の欄に掲げる値）を超えるもの（諸元値を持たないものを含む。）に低減装置評価実施要領の規定に基づき粒子状物質を低減する優良低減装置として評価・公表された装置（第 2 種粒子状物質低減装置を除く。）を、当該実施要領に基づき装着したものを。</p> <p>⑧ 型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車（一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を含む。）又は輸入自動車特別取扱自動車（原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造が行われたものを除く。また、軽油を燃料と</p>

新旧対照表
161 / 521

新	旧
<p>する自動車に限る。）であって、諸元表に記載された粒子状物質に係る諸元値が別表 8「窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準」の平均排出ガス基準の欄に掲げる値（輸入自動車特別取扱自動車においては第 31 条の 2 告示の基準の欄に掲げる値）以下であり、かつ、窒素酸化物に係る諸元値が別表 8「窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準」の平均排出ガス基準の欄に掲げる値（輸入自動車特別取扱自動車においては第 31 条の 2 告示の基準の欄に掲げる値）を超えるもの（諸元値を持たないものを含む。）に低減装置評価実施要領の規定に基づき窒素酸化物を低減する優良低減装置として評価・公表された装置を、当該実施要領に基づき装着したものを。</p> <p>⑩ 型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車（一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を含む。）又は輸入自動車特別取扱自動車であって、諸元表に記載された窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車においては窒素酸化物又は粒子状物質）に係る諸元値が別表 8「窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準」の平均排出ガス基準の欄に掲げる値を超えるもの（諸元値がないものを含む。）に低減改造認定実施要領の規定に基づき窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車においては窒素酸化物及び粒子状物質）を低減する優良低減改造として認定・公表された改造を当該実施要領に基づき行い、第 4 号様式の「優良低減改造証明書」の提示のあるもの。</p> <p>⑪（略）</p> <p>(6) 次に掲げる自動車は (2) の基準に適合していないものとする。</p> <p>①（略）</p> <p>② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって車両総重量 2.5t 以下のもの及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車並びに軽自動車のうち、昭和 50 年 11 月 30 日 [2 サイクルの原動機を有する軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車に限る。）及び輸入自動車においては昭和 51 年 3 月 31 日] 以前に製作されたもの。</p> <p>ただし、昭和 50 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。</p> <p>③（略）</p> <p>(7) ～ (11)（略）</p> <p>(12) 自動車 NOx・PM 総量削減法第 13 条第 1 項の指定自動車を出張登録検査用端末設備が設置されていない出張検査場で審査を実施する場合には、事前に再出力された当該自動車の自動車検査証の備考欄の記載により検査を行う。</p> <p>また、この方法によらない場合には、当該自動車の諸元値等により (1) の基準への適合性について判定を行う。</p> <p>(13) (1) の基準に適合していない自動車を同基準に適合させるため原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造を行った自動車等については、(4) ②等によるほか、以下により取扱う。</p> <p>①～②（略）</p>	<p>する自動車に限る。）であって、諸元表等に記載された粒子状物質に係る諸元値が別表 8「窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準」の平均排出ガス基準の欄に掲げる値（輸入自動車特別取扱自動車においては第 31 条の 2 告示の基準の欄に掲げる値）以下であり、かつ、窒素酸化物に係る諸元値が別表 8「窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準」の平均排出ガス基準の欄に掲げる値（輸入自動車特別取扱自動車においては第 31 条の 2 告示の基準の欄に掲げる値）を超えるもの（諸元値を持たないものを含む。）に低減装置評価実施要領の規定に基づき窒素酸化物を低減する優良低減装置として評価・公表された装置を、当該実施要領に基づき装着したものを。</p> <p>⑩ 型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車（一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を含む。）又は輸入自動車特別取扱自動車であって、諸元表等に記載された窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車においては窒素酸化物又は粒子状物質）に係る諸元値が別表 8「窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準」の平均排出ガス基準の欄に掲げる値を超えるもの（諸元値がないものを含む。）に低減改造認定実施要領の規定に基づき窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車においては窒素酸化物及び粒子状物質）を低減する優良低減改造として認定・公表された改造を当該実施要領に基づき行い、第 4 号様式の「優良低減改造証明書」の提示のあるもの。</p> <p>⑪（略）</p> <p>(6) 次に掲げる自動車は (2) の基準に適合していないものとする。</p> <p>①（略）</p> <p>② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって車両総重量 2.5t 以下のもの及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車並びに軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）のうち、昭和 50 年 11 月 30 日 [2 サイクルの原動機を有する軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車に限る。）及び輸入自動車においては昭和 51 年 3 月 31 日] 以前に製作されたもの。</p> <p>ただし、昭和 50 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。</p> <p>③（略）</p> <p>(7) ～ (11)（略）</p> <p>(12) 自動車 NOx・PM 総量削減法第 13 条第 1 項の指定自動車を出張登録検査用端末設備が設置されていない出張検査場で検査を実施する場合には、事前に再出力された当該自動車の自動車検査証の備考欄の記載により検査を行う。</p> <p>また、この方法によらない場合には、当該自動車の諸元値等により (1) の基準への適合性について判定を行う。</p> <p>(13) (1) の基準に適合していない自動車を同基準に適合させるため原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造を行った自動車等については、(4) ②等によるほか、以下により取扱う。</p> <p>①～②（略）</p>

新旧対照表
162 / 521

新	旧
<p>③ ①の書面により、検査等を受ける自動車については、次により取扱う。 ア(略) イ (1)(軽油を燃料とする自動車にあっては窒素酸化物及び粒子状物質)の基準に適合しているものと認められるものについては「NOx・PM 適合」、(2)に適合し、(1)に適合していないものについては「NOx・PM 不適合」と5-3-16(4)の規定に基づき検査表2の備考欄に記載する。</p> <p>④～⑤(略)</p> <p>7-61-2(略)</p> <p>7-62 走行用前照灯 7-62-1 装備要件 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。ただし、配光可変型前照灯であって、灯光の色、明るさ等が UN R123-01-S8 の 6.3.及び7.に適合するものを備える自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第32条第1項関係、細目告示第42条第1項関係、細目告示第120条第1項関係)</p> <p>7-62-2 性能要件等 7-62-2-1 テスタ等による審査 走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第32条第2項関係、細目告示第42条第2項及び第3項関係、細目告示第120条第2項関係)</p> <p>① 走行用前照灯(最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯を除く。)は、その全てを照射したときに、夜間にその前方100m(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車にあっては、50m)の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。</p> <p>この場合において、二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車にあっては、前照灯試験機(走行用)を用いてアの計測の条件により計測(前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測)し、イの計測値の判定に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第120条第2項第1号)</p> <p>ア(略) イ 計測値の判定 (7)(略) (イ)除雪、土木作業、その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車に備える走行用前照灯(四灯式にあっては、主走行用ビーム)は、その最高光度点が、前方10mの位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水</p>	<p>③ ①の書面により、検査等を受ける自動車については、次により取扱う。 ア(略) イ (1)(軽油を燃料とする自動車にあっては窒素酸化物及び粒子状物質)の基準に適合しているものと認められるものについては「NOx・PM 適合」、(2)に適合し、(1)に適合していないものについては「NOx・PM 不適合」と5-3-15(4)の規定に基づき検査表2の備考欄に記載する。</p> <p>④～⑤(略)</p> <p>7-61-2(略)</p> <p>7-62 走行用前照灯 7-62-1 装備要件 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。ただし、配光可変型前照灯であって、灯光の色、明るさ等が UN R123-01-S8 の 6.3.及び7.に適合するものを備える自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第32条第1項関係、細目告示第42条第1項関係、細目告示第120条第1項関係)</p> <p>7-62-2 性能要件等 7-62-2-1 テスタ等による審査 走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第32条第2項関係、細目告示第42条第2項及び第3項関係、細目告示第120条第2項関係)</p> <p>① 走行用前照灯(最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯を除く。)は、その全てを照射したときに、夜間にその前方100m(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、50m)の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。</p> <p>この場合において、二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、前照灯試験機(走行用)を用いてアの計測の条件により計測(前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測)し、イの計測値の判定に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第120条第2項第1号)</p> <p>ア(略) イ 計測値の判定 (7)(略) (イ)除雪、土木作業、その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車に備える走行用前照灯(四灯式にあっては、主走行用ビーム)は、その最高光度点が、前方10mの位置において、走行用前照</p>

新旧対照表
163 / 521

新	旧
<p>平面より100mm上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの10分の3下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度が、1灯につき10,000cd以上であること。</p> <p>②(略)</p> <p>③ 走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。ただし、山線道路用配光可変型走行用前照灯にあっては、その照射光線は、直進姿勢において自動車の進行方向を正射するものであればよい。</p> <p>この場合において、二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であって地方運輸局長の指定するもの及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車にあっては、前照灯試験機(走行用)を用いてアの各号により自動車を計測したとき(前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測したとき)に、走行用前照灯(四灯式にあっては、主走行用ビーム)の最高光度点が、前方10mの位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ270mmの鉛直面の範囲内にあるものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第120条第3項第4号関係)</p> <p>(参考図)(略)</p> <p>7-62-2-2(略)</p> <p>7-62-3 取付要件(視認等による審査) (1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準(最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd未満のものにあっては①、最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd以上のものについては①、④から⑩まで及び7-62-2-1③)に適合するように取付けなければならない。</p> <p>この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第32条第3項関係、細目告示第42条第4項関係、細目告示第120条第3項関係)</p> <p>① 走行用前照灯の数は、2個又は4個であること。</p> <p>ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては1個又は2個、幅0.8m以下の自動車(二輪自動車を除く。)&及び最高速度20km/h未満の自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)にあっては1個、2個又は4個であること。</p> <p>この場合において、被牽引自動車、最高速度20km/h未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であって地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車にあっては、車両の左右各側において1個を山線道路用配光可変型走行用前照灯として使用してもよい。</p>	<p>灯の照明部の中心を含む水平面より100mm上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの10分の3下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度が、1灯につき10,000cd以上であること。</p> <p>②(略)</p> <p>③ 走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。ただし、曲線道路用配光可変型走行用前照灯にあっては、その照射光線は、直進姿勢において自動車の進行方向を正射するものであればよい。</p> <p>この場合において、二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であって地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、前照灯試験機(走行用)を用いてアの各号により自動車を計測したとき(前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測したとき)に、走行用前照灯(四灯式にあっては、主走行用ビーム)の最高光度点が、前方10mの位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ270mmの鉛直面の範囲内にあるものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第120条第3項第4号関係)</p> <p>(参考図)(略)</p> <p>7-62-2-2(略)</p> <p>7-62-3 取付要件(視認等による審査) (1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準(最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd未満のものにあっては①、最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd以上のものについては①、④から⑩まで及び7-62-2-1③)に適合するように取付けなければならない。</p> <p>この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第32条第3項関係、細目告示第42条第4項関係、細目告示第120条第3項関係)</p> <p>① 走行用前照灯の数は、2個又は4個であること。</p> <p>ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、1個又は2個、カタピラ及びそりを有する軽自動車、幅0.8m以下の自動車(二輪自動車を除く。)&及び最高速度20km/h未満の自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)にあっては、1個、2個又は4個であること。</p> <p>この場合において、被牽引自動車、⑤最高速度20km/h未満の自動車、⑥除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であって地方運輸局長の指定するもの、⑦最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、⑧二輪自動車、⑨側車付二輪自動車、⑩農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては、車両の左右各側において1個を山線道路用配光可変型走行用前照灯として使用してもよい。</p>

新旧対照表
164 / 521

新	旧
<p>② (略)</p> <p>③ 走行用前照灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。 ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>④～⑪ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-62-4～7-62-5 (略)</p> <p>7-62-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和 38 年 10 月 14 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 3 項第 2 号関係)</p> <p>7-62-6-1 (略)</p> <p>7-62-6-2 性能要件</p> <p>(1) 7-62-6-1 (1) の走行用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 走行用前照灯は、その全てを同時に照射したときは、夜間にその前方 100m (除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び大型特殊自動車に備えるもの) にあっては、50m) の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有し、かつ、その最高光度の合計は 430,000cd を超えないこと。</p> <p>② (略)</p> <p>③ ①の性能及び②の正射について、前照灯試験機(走行用)を用いて次の各号により計測し、判定するものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 計測値の判定 (①の性能)</p> <p>(7) 走行用前照灯(四灯式にあっては、主走行用ビーム)の最高光度点は、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より 100mm 上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 5 分の 1 下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度は次に掲げるもの以上であること。 ただし、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えられた走行用前照灯を除く。 a～c (略)</p> <p>(イ) 除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車の走行用前照灯(四灯式にあっては、主走行用ビーム)の最高光度点は、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より 100mm 上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 10 分の 3 下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高</p>	<p>② (略)</p> <p>③ 走行用前照灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。 ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>、二輪自動車、側車付二輪自動車<u>並びにカタピラ及びソリを有する軽自動車</u>にあっては、この限りでない。</p> <p>④～⑪ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-62-4～7-62-5 (略)</p> <p>7-62-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和 38 年 10 月 14 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 3 項第 2 号関係)</p> <p>7-62-6-1 (略)</p> <p>7-62-6-2 性能要件</p> <p>(1) 7-62-6-1 (1) の走行用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 走行用前照灯は、その全てを同時に照射したときは、夜間にその前方 100m (除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、大型特殊自動車及び<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>に備えるもの) にあっては、50m) の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有し、かつ、その最高光度の合計は 430,000cd を超えないこと。</p> <p>② (略)</p> <p>③ ①の性能及び②の正射について、前照灯試験機(走行用)を用いて次の各号により計測し、判定するものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 計測値の判定 (①の性能)</p> <p>(7) 走行用前照灯(四灯式にあっては、主走行用ビーム)の最高光度点は、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より 100mm 上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 5 分の 1 下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度は次に掲げるもの以上であること。 ただし、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>に備えられた走行用前照灯を除く。 a～c (略)</p> <p>(イ) 除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>の走行用前照灯(四灯式にあっては、主走行用ビーム)の最高光度点は、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より 100mm 上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 10 分の 3 下方の平面に挟まれた範囲内にあり、</p>

新旧対照表
165 / 521

新	旧
<p>光度点における光度は 1 灯につき 10,000cd 以上であること。</p> <p>ウ (略)</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>7-62-6-3 (略)</p> <p>7-62-7 従前規定の適用③</p> <p>昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 3 項第 3 号関係)</p> <p>7-62-7-1 (略)</p> <p>7-62-7-2 性能要件</p> <p>(1) 7-62-7-1 (1) の走行用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 走行用前照灯は、その全てを同時に照射したときは、夜間にその前方 100m (除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えるもの) にあっては、50m) の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有し、かつ、その最高光度の合計は 430,000cd を超えないこと。</p> <p>② (略)</p> <p>③ ①の性能及び②の正射について、前照灯試験機(走行用)を用いて次の各号により計測し、判定するものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 計測値の判定 (①の性能)</p> <p>(7) 走行用前照灯(四灯式にあっては、主走行用ビーム)の最高光度点は、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より 100mm 上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 5 分の 1 下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度は次に掲げるもの以上であること。 ただし、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えられた走行用前照灯を除く。 a～c (略)</p> <p>(イ) 除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車の走行用前照灯(四灯式にあっては、主走行用ビーム)の最高光度点は、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より 100mm 上方の平面及び当該水平面より 100mm 上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 10 分の 3 下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度は 1 灯につき 10,000cd 以上であること。</p> <p>ウ (略)</p>	<p>かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度は 1 灯につき 10,000cd 以上であること。</p> <p>ウ (略)</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>7-62-6-3 (略)</p> <p>7-62-7 従前規定の適用③</p> <p>昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 3 項第 3 号関係)</p> <p>7-62-7-1 (略)</p> <p>7-62-7-2 性能要件</p> <p>(1) 7-62-7-1 (1) の走行用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 走行用前照灯は、その全てを同時に照射したときは、夜間にその前方 100m (除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>に備えるもの) にあっては、50m) の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有し、かつ、その最高光度の合計は 430,000cd を超えないこと。</p> <p>② (略)</p> <p>③ ①の性能及び②の正射について、前照灯試験機(走行用)を用いて次の各号により計測し、判定するものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 計測値の判定 (①の性能)</p> <p>(7) 走行用前照灯(四灯式にあっては、主走行用ビーム)の最高光度点は、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より 100mm 上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 5 分の 1 下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度は次に掲げるもの以上であること。 ただし、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>に備えられた走行用前照灯を除く。 a～c (略)</p> <p>(イ) 除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>の走行用前照灯(四灯式にあっては、主走行用ビーム)の最高光度点は、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より 100mm 上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 10 分の 3 下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度は 1 灯につき 10,000cd 以上であること。</p> <p>ウ (略)</p>

新旧対照表
166 / 521

新	旧
<p>④～⑤ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>7-62-7-3 取付要件</p> <p>(1) 7-62-7-1 (1) の走行用前照灯は、7-62-7-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>この場合において、照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>① 走行用前照灯の数は、2 個又は 4 個であること。</p> <p>ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては 1 個又は 2 個、三輪自動車及び幅 0.8m 以下の自動車（二輪自動車を除く。）にあっては 1 個、2 個又は 4 個であること。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-62-8 従前規定の適用④</p> <p>平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 2 項第 3 号関係)</p> <p>7-62-8-1 (略)</p> <p>7-62-8-2 性能要件</p> <p>(1) 7-62-8-1 (1) の走行用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 走行用前照灯は、その全てを同時に照射したときは、夜間にその前方 100m (除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えるもの) については、50m) の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有し、かつ、その最高光度の合計は 430,000cd を超えないこと。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 平成 10 年 8 月 31 日以前に製作された自動車並びに平成 10 年 9 月 1 日以降に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、①の性能及び②の正射について、前照灯試験機（走行用）を用いて次の各号により計測（二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測）し、判定するものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 計測値の判定 (①の性能)</p> <p>(7) 走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行用ビーム）の最高光度点は、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より 100mm 上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの</p>	<p>④～⑤ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>7-62-7-3 取付要件</p> <p>(1) 7-62-7-1 (1) の走行用前照灯は、7-62-7-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>この場合において、照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>① 走行用前照灯の数は、2 個又は 4 個であること。</p> <p>ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、1 個又は 2 個、カタビラ及びそりを有する軽自動車、三輪自動車並びに幅 0.8m 以下の自動車（二輪自動車を除く。）にあっては、1 個、2 個又は 4 個であること。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-62-8 従前規定の適用④</p> <p>平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 2 項第 3 号関係)</p> <p>7-62-8-1 (略)</p> <p>7-62-8-2 性能要件</p> <p>(1) 7-62-8-1 (1) の走行用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 走行用前照灯は、その全てを同時に照射したときは、夜間にその前方 100m (除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるもの) については、50m) の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有し、かつ、その最高光度の合計は 430,000cd を超えないこと。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 平成 10 年 8 月 31 日以前に製作された自動車並びに平成 10 年 9 月 1 日以降に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、①の性能及び②の正射について、前照灯試験機（走行用）を用いて次の各号により計測（二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測）し、判定するものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 計測値の判定 (①の性能)</p> <p>(7) 走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行用ビーム）の最高光度点は、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より 100mm 上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの</p>

新旧対照表
167 / 521

新	旧
<p>5 分の 1 下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度は次に掲げるもの以上であること。</p> <p>ただし、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えられた走行用前照灯を除く。</p> <p>a～c (略)</p> <p>(4) 除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車の走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行用ビーム）の最高光度点は、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より 100mm 上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 10 分の 3 下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度は 1 灯につき 10,000cd 以上であること。</p> <p>ウ (略)</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>7-62-8-3 取付要件</p> <p>(1) 7-62-8-1 (1) の走行用前照灯は、7-62-8-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>この場合において、照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>① 走行用前照灯の数は、2 個又は 4 個であること。</p> <p>ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては 1 個又は 2 個、幅 0.8m 以下の自動車（二輪自動車を除く。）にあっては 1 個、2 個又は 4 個であること。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-63 すれ違い用前照灯</p> <p>7-63-1 装備要件</p> <p>自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、すれ違い用前照灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 32 条第 4 項関係、細目告示第 42 条第 5 項関係、細目告示第 120 条第 5 項関係)</p> <p>① 配光可変型前照灯であって、灯光の色、明るさ等が UN R123-01-S8 に適合するものを備える自動車</p> <p>② (略)</p> <p>7-63-2 性能要件</p> <p>7-63-2-1 テスタ等による審査</p>	<p>5 分の 1 下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度は次に掲げるもの以上であること。</p> <p>ただし、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えられた走行用前照灯を除く。</p> <p>a～c (略)</p> <p>(4) 除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車の走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行用ビーム）の最高光度点は、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より 100mm 上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 10 分の 3 下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度は 1 灯につき 10,000cd 以上であること。</p> <p>ウ (略)</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>7-62-8-3 取付要件</p> <p>(1) 7-62-8-1 (1) の走行用前照灯は、7-62-8-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>この場合において、照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>① 走行用前照灯の数は、2 個又は 4 個であること。</p> <p>ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、1 個又は 2 個、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに幅 0.8m 以下の自動車（二輪自動車を除く。）にあっては、1 個、2 個又は 4 個であること。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-63 すれ違い用前照灯</p> <p>7-63-1 装備要件</p> <p>自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、すれ違い用前照灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 32 条第 4 項関係、細目告示第 42 条第 5 項関係、細目告示第 120 条第 5 項関係)</p> <p>① 配光可変型前照灯であって、灯光の色、明るさ等が UN R123-01-S6 に適合するものを備える自動車</p> <p>② (略)</p> <p>7-63-2 性能要件</p> <p>7-63-2-1 テスタ等による審査</p>

新旧対照表
168 / 521

新	旧
<p>すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、①アにより計測することが困難な自動車であって、7-62-2-1①後段及び③後段の計測の条件で計測し、それぞれの判定の基準に適合した自動車にあっては、視認等その他適切な方法により審査することができる。(保安基準第32条第5項関係、細目告示第42条第6項関係、細目告示第120条第6項関係)</p> <p>① すれ違い用前照灯(その光度が10,000cd以上である走行用前照灯を備える最高速度20km/h未満の自動車に備えるものを除く。)は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方40m(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車に備えるもの)にあっては、15m)の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。</p> <p>この場合において、二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車以外の自動車にあっては、前照灯試験機(すれ違い用)を用いてア(ア)により計測し、イ(イ)に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>また、前照灯試験機(すれ違い用)による計測を行うことができない場合にあっては、前照灯試験機(走行用)、スクリーン、壁等を用いてア(イ)により計測し、イ(イ)に掲げる基準に適合するものは、当分の間、この基準に適合するものとする。(細目告示第120条第6項関係)</p> <p>ア～イ(略)</p> <p>7-63-2-2(略)</p> <p>7-63-3 取付要件(視認等による審査)</p> <p>(1) すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けなければならない。(保安基準第32条第6項関係)</p> <p>この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第42条第7項関係、細目告示第120条第7項)</p> <p>① すれ違い用前照灯の数は、2個であること。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び幅0.8m以下の自動車にあっては、1個又は2個であること。</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の上縁の高さが地上1,200mm以下(大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上1,200mm以下に取付けることがで</p>	<p>すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、①アにより計測することが困難な自動車であって、7-62-2-1①後段及び③後段の計測の条件で計測し、それぞれの判定の基準に適合した自動車にあっては、視認等その他適切な方法により審査することができる。(保安基準第32条第5項関係、細目告示第42条第6項関係、細目告示第120条第6項関係)</p> <p>① すれ違い用前照灯(その光度が10,000cd以上である走行用前照灯を備える最高速度20km/h未満の自動車に備えるものを除く。)は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方40m(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるもの)にあっては、15m)の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。</p> <p>この場合において、二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車以外の自動車にあっては、前照灯試験機(すれ違い用)を用いてア(ア)により計測し、イ(イ)に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>また、前照灯試験機(すれ違い用)による計測を行うことができない場合にあっては、前照灯試験機(走行用)、スクリーン、壁等を用いてア(イ)により計測し、イ(イ)に掲げる基準に適合するものは、当分の間、この基準に適合するものとする。(細目告示第120条第6項関係)</p> <p>ア～イ(略)</p> <p>7-63-2-2(略)</p> <p>7-63-3 取付要件(視認等による審査)</p> <p>(1) すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けなければならない。(保安基準第32条第6項関係)</p> <p>この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第42条第7項関係、細目告示第120条第7項)</p> <p>① すれ違い用前照灯の数は、2個であること。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カテゴリー及び幅0.8m以下の自動車にあっては、1個又は2個であること。</p> <p>② 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカテゴリー及び幅0.8m以下の自動車以外の自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の上縁の高さが地上1,200mm以下(大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車(最高速度20km/h未満の自動車)にあっては、小型特殊自動車)及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用</p>

新旧対照表
169 / 521

新	旧
<p>きないもの(すれ違い用前照灯)にあっては、取付けることができる最低の高さ)、下縁の高さが地上500mm以上(大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車)で地方運輸局長の指定するものに備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上500mm以上に取付けることができないもの(すれ違い用前照灯)にあっては、取付けることができる最高の高さ)となるように取付けられていること。</p> <p>③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の中心が地上1,200mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>④ すれ違い用前照灯は、その照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内(大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車)で地方運輸局長の指定するものに備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上自動車の最外側から400mm以内に取付けることができないもの(すれ違い用前照灯)にあっては、取付けることができる最外側の位置)となるように取付けられていること。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び幅0.8m以下の自動車に備えるすれ違い用前照灯にあっては、この限りでない。</p> <p>⑤～⑬(略)</p> <p>(2)(略)</p> <p>7-63-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(3)(略)</p> <p>(4) 平成10年3月31日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車(輸入自動車以外の自動車であって平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)については、7-63-8(従前規定の適用④)の規定を適用する。(適用関係告示第29条第2項第2号関係)</p> <p>(5)(略)</p> <p>7-63-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和35年9月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第29条第3項第1号関係)</p> <p>7-63-5-1 装備要件</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)の前面の両側には、7-63-5-2(1)の基準に適合するすれ違い用前照灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅0.8m以下の自動車には、7-63-5-2(1)の基準に適合するすれ違い用前照灯をその前面に備えればよい。</p> <p>(2)(略)</p> <p>7-63-5-2(略)</p>	<p>される自動車)で地方運輸局長の指定するものに備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上1,200mm以下に取付けることができないもの(すれ違い用前照灯)にあっては、取付けることができる最低の高さ)、下縁の高さが地上500mm以上(大型特殊自動車)及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車)で地方運輸局長の指定するものに備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上500mm以上に取付けることができないもの(すれ違い用前照灯)にあっては、取付けることができる最高の高さ)となるように取付けられていること。</p> <p>③ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカテゴリー及び幅0.8m以下の自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の中心が地上1,200mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>④ すれ違い用前照灯は、その照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内(大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車)で地方運輸局長の指定するものに備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上自動車の最外側から400mm以内に取付けることができないもの(すれ違い用前照灯)にあっては、取付けることができる最外側の位置)となるように取付けられていること。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カテゴリー及び幅0.8m以下の自動車に備えるすれ違い用前照灯にあっては、この限りでない。</p> <p>⑤～⑬(略)</p> <p>(2)(略)</p> <p>7-63-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(3)(略)</p> <p>(4) 平成10年3月31日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車(輸入自動車以外の自動車であって平成9年10月1日以降の型式指定自動車及び型式認定自動車を除く。)については、7-63-8(従前規定の適用④)の規定を適用する。(適用関係告示第29条第2項第2号関係)</p> <p>(5)(略)</p> <p>7-63-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和35年9月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第29条第3項第1号関係)</p> <p>7-63-5-1 装備要件</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)の前面の両側には、7-63-5-2(1)の基準に適合するすれ違い用前照灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カテゴリー及び幅0.8m以下の自動車には、7-63-5-2(1)の基準に適合するすれ違い用前照灯をその前面に備えればよい。</p> <p>(2)(略)</p> <p>7-63-5-2(略)</p>

新旧対照表
170 / 521

新	旧
<p>7-63-5-3 取付要件</p> <p>(1) 7-63-5-1 (1) のすれ違い用前照灯は、7-63-5-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>① すれ違い用前照灯の数は、2個であること。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び幅 0.8m 以下の自動車にあっては、1個又は2個であること。</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備えるすれ違い用前照灯の照射光線の主光軸は、前方 25m における地面からの高さが 1,200mm を超えないこと。</p> <p>③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるすれ違い用前照灯の照射光線の主光軸は、前方 25m における地面からの高さが 1,200mm を超えないこと。</p> <p>(2) 7-63-5-1 (2) のすれ違い用前照灯は、7-63-5-3 (1) (①を除く。) の規定を準用する。</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>7-63-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 3 項第 3 号関係)</p> <p>7-63-6-1 装備要件</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)の前面の両側には、7-63-6-2 (1) の基準に適合するすれ違い用前照灯を備えなければならない。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅 0.8m 以下の自動車には、7-63-6-2 (1) の基準に適合するすれ違い用前照灯をその前面に備えればよい。</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-63-6-2 性能要件</p> <p>(1) 7-63-6-1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方 30m (除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えるもの)にあっては、15m) の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。</p> <p>②~③ (略)</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>7-63-6-3 取付要件</p> <p>(1) 7-63-6-1 (1) のすれ違い用前照灯は、7-63-6-2 (1) に掲げる性能を損なわないよ</p>	<p>7-63-5-3 取付要件</p> <p>(1) 7-63-5-1 (1) のすれ違い用前照灯は、7-63-5-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>① すれ違い用前照灯の数は、2個であること。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、<u>カタビラ及びそりを有する軽自動車</u>、三輪自動車並びに幅 0.8m 以下の自動車にあっては、1個又は2個であること。</p> <p>② 二輪自動車、側車付二輪自動車並びに<u>カタビラ及びそりを有する軽自動車</u>以外の自動車に備えるすれ違い用前照灯の照射光線の主光軸は、前方 25m における地面からの高さが 1,200mm を超えないこと。</p> <p>③ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びに<u>カタビラ及びそりを有する軽自動車</u>に備えるすれ違い用前照灯の照射光線の主光軸は、前方 25m における地面からの高さが 1,200mm を超えないこと。</p> <p>(2) 7-63-5-1 (2) のすれ違い用前照灯は、7-63-5-3 (1) (①を除く。) の規定を準用する。</p> <p><u>この場合において、②中「農耕作業用小型特殊自動車」とあるのは「小型特殊自動車」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>7-63-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 3 項第 3 号関係)</p> <p>7-63-6-1 装備要件</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)の前面の両側には、7-63-6-2 (1) の基準に適合するすれ違い用前照灯を備えなければならない。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、<u>カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに幅 0.8m 以下の自動車</u>には、7-63-6-2 (1) の基準に適合するすれ違い用前照灯をその前面に備えればよい。</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-63-6-2 性能要件</p> <p>(1) 7-63-6-1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方 30m (除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>に備えるもの)にあっては、15m) の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。</p> <p>②~③ (略)</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>7-63-6-3 取付要件</p> <p>(1) 7-63-6-1 (1) のすれ違い用前照灯は、7-63-6-2 (1) に掲げる性能を損なわないよ</p>

新旧対照表
171 / 521

新	旧
<p>うに、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>① すれ違い用前照灯の数は、2個であること。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び幅 0.8m 以下の自動車にあっては、1個又は2個であること。</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の中心の高さが地上 1,200mm 以下(大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上 1,200mm 以下に取付けることができないうもの)にあっては、取付けることができる最低の高さ)となるように取付けられていること。</p> <p>③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の中心が地上 1,200mm 以下となるように取付けられていること。</p> <p>(2) 7-63-6-1 (2) のすれ違い用前照灯は、7-63-6-3 (1) (①を除く。) の規定を準用する。</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>7-63-7 従前規定の適用③</p> <p>昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 2 項第 1 号及び第 3 項第 4 号関係)</p> <p>7-63-7-1 装備要件</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)の前面の両側には、7-63-7-2 (1) の基準に適合するすれ違い用前照灯を備えなければならない。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅 0.8m 以下の自動車には、7-63-7-2 (1) の基準に適合するすれ違い用前照灯をその前面に備えればよい。</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-63-7-2 性能要件</p> <p>(1) 7-63-7-1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方 30m (除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えるもの)にあっては、15m) の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。</p> <p>②~③ (略)</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p>	<p>うに、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>① すれ違い用前照灯の数は、2個であること。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、<u>カタビラ及びそりを有する軽自動車</u>、三輪自動車並びに幅 0.8m 以下の自動車にあっては、1個又は2個であること。</p> <p>② 二輪自動車、側車付二輪自動車並びに<u>カタビラ及びそりを有する軽自動車</u>以外の自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の中心の高さが地上 1,200mm 以下(大型特殊自動車、<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上 1,200mm 以下に取付けることができないうもの)にあっては、取付けることができる最低の高さ)となるように取付けられていること。</p> <p>③ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びに<u>カタビラ及びそりを有する軽自動車</u>に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の中心が地上 1,200mm 以下となるように取付けられていること。</p> <p>(2) 7-63-6-1 (2) のすれ違い用前照灯は、7-63-6-3 (1) (①を除く。) の規定を準用する。</p> <p><u>この場合において、②中「農耕作業用小型特殊自動車」とあるのは「小型特殊自動車」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>7-63-7 従前規定の適用③</p> <p>昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 2 項第 1 号及び第 3 項第 4 号関係)</p> <p>7-63-7-1 装備要件</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)の前面の両側には、7-63-7-2 (1) の基準に適合するすれ違い用前照灯を備えなければならない。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、<u>カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに幅 0.8m 以下の自動車</u>には、7-63-7-2 (1) の基準に適合するすれ違い用前照灯をその前面に備えればよい。</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-63-7-2 性能要件</p> <p>(1) 7-63-7-1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方 30m (除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>に備えるもの)にあっては、15m) の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。</p> <p>②~③ (略)</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p>

新旧対照表
172 / 521

新	旧
<p>7-63-7-3 取付要件</p> <p>(1) 7-63-7-1 (1) のすれ違い用前照灯は、7-63-7-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>① すれ違い用前照灯の数は、2個であること。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅 0.8m 以下の自動車にあっては、1個又は2個であること。</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の中心の高さが地上 1,200mm 以下（大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上 1,200mm 以下に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最低の高さ）となるように取付けられていること。</p> <p>③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の中心が地上 1,200mm 以下となるように取付けられていること。</p> <p>(2) 7-63-7-1 (2) のすれ違い用前照灯は、7-63-7-3 (1) (①を除く。) の規定を準用する。</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>7-63-8 従前規定の適用④</p> <p>平成 10 年 3 月 31 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（輸入自動車以外の自動車であつて平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 2 項第 2 号関係）</p> <p>7-63-8-1 整備要件</p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の前面の両側には、7-63-8-2 (1) の基準に適合するすれ違い用前照灯を備えなければならない。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅 0.8m 以下の自動車には、7-63-8-2 (1) の基準に適合するすれ違い用前照灯をその前面に備えればよい。</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-63-8-2 性能要件</p> <p>(1) 7-63-8-1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方 40m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度</p>	<p>7-63-7-3 取付要件</p> <p>(1) 7-63-7-1 (1) のすれ違い用前照灯は、7-63-7-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>① すれ違い用前照灯の数は、2個であること。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びびそりを有する軽自動車並びに幅 0.8m 以下の自動車にあっては、1個又は2個であること。</p> <p>② 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びびそりを有する軽自動車以外の自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の中心の高さが地上 1,200mm 以下（大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上 1,200mm 以下に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最低の高さ）となるように取付けられていること。</p> <p>③ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びびそりを有する軽自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の中心が地上 1,200mm 以下となるように取付けられていること。</p> <p>(2) 7-63-7-1 (2) のすれ違い用前照灯は、7-63-7-3 (1) (①を除く。) の規定を準用する。</p> <p>この場合において、②中「農耕作業用小型特殊自動車」とあるのは「小型特殊自動車」と読み替えるものとする。</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>7-63-8 従前規定の適用④</p> <p>平成 10 年 3 月 31 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（輸入自動車以外の自動車であつて平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び型式認定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 2 項第 2 号関係）</p> <p>7-63-8-1 整備要件</p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の前面の両側には、7-63-8-2 (1) の基準に適合するすれ違い用前照灯を備えなければならない。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びびそりを有する軽自動車並びに幅 0.8m 以下の自動車には、7-63-8-2 (1) の基準に適合するすれ違い用前照灯をその前面に備えればよい。</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-63-8-2 性能要件</p> <p>(1) 7-63-8-1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方 40m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h</p>

新旧対照表
173 / 521

新	旧
<p>35km/h 未満の大型特殊自動車に備えるものにあつては、15m) の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。</p> <p>②~③ (略)</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>7-63-8-3 取付要件</p> <p>(1) 7-63-8-1 (1) のすれ違い用前照灯は、7-63-8-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>① すれ違い用前照灯の数は、2個であること。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅 0.8m 以下の自動車にあっては、1個又は2個であること。</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の中心の高さが地上 1,200mm 以下（大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上 1,200mm 以下に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最低の高さ）となるように取付けられていること。</p> <p>③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の中心が地上 1,200mm 以下となるように取付けられていること。</p> <p>④ すれ違い用前照灯は、その照明部の最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内（大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上自動車の最外側から 400mm 以内に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最外側の位置）となるように取付けられていること。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅 0.8m 以下の自動車に備えるすれ違い用前照灯にあってはこの限りでない。</p> <p>(2) 7-63-8-1 (2) のすれ違い用前照灯は、7-63-8-3 (1) (①を除く。) の規定を準用する。</p> <p>この場合において、④中「二輪自動車」とあるのは「最高速度 20km/h 未満の自動車、二輪自動車」と読み替えるものとする。</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>7-63-9 従前規定の適用⑤</p> <p>平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 1 項第 3 号から第 7 号まで及び第 3 項第 5 号関</p>	<p>未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるものにあつては、15m) の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。</p> <p>②~③ (略)</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>7-63-8-3 取付要件</p> <p>(1) 7-63-8-1 (1) のすれ違い用前照灯は、7-63-8-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>① すれ違い用前照灯の数は、2個であること。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びびそりを有する軽自動車並びに幅 0.8m 以下の自動車にあっては、1個又は2個であること。</p> <p>② 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びびそりを有する軽自動車以外の自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の中心の高さが地上 1,200mm 以下（大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上 1,200mm 以下に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最低の高さ）となるように取付けられていること。</p> <p>③ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びびそりを有する軽自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の中心が地上 1,200mm 以下となるように取付けられていること。</p> <p>④ すれ違い用前照灯は、その照明部の最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内（大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上自動車の最外側から 400mm 以内に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最外側の位置）となるように取付けられていること。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びびそりを有する軽自動車並びに幅 0.8m 以下の自動車に備えるすれ違い用前照灯にあってはこの限りでない。</p> <p>(2) 7-63-8-1 (2) のすれ違い用前照灯は、7-63-8-3 (1) (①を除く。) の規定を準用する。</p> <p>この場合において、②中「農耕作業用小型特殊自動車」とあるのは「小型特殊自動車」と、④中「二輪自動車」とあるのは「最高速度 20km/h 未満の自動車、二輪自動車」と読み替えるものとする。</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>7-63-9 従前規定の適用⑤</p> <p>平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 29 条第 1 項第 3 号から第 7 号まで及び第 3 項第 5 号関</p>

新旧対照表
174 / 521

新	旧
<p>(係)</p> <p>7-63-9-1 装備要件</p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の前面の両側には、7-63-9-2 (1) の基準に適合するすれ違い用前照灯を備えなければならない。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅 0.8m 以下の自動車には、7-63-9-2 (1) の基準に適合するすれ違い用前照灯をその前面に備えればよい。</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-63-9-2 性能要件</p> <p>(1) 7-63-9-1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方 40m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えるもの）にあっては、15m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。</p> <p>この場合において、平成 10 年 9 月 1 日以降に製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車を除く。）にあっては、次に掲げるいずれかの方法により、判定するものとする。</p> <p>ただし、ア及びイにより計測することが困難な自動車であつて、7-62-2-1①後段及び③後段の計測の条件で計測し、それぞれの判定の基準に適合した自動車にあっては、視認等その他適切な方法により審査することができる。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>7-63-9-3 取付要件</p> <p>(1) 7-63-9-1 (1) のすれ違い用前照灯は、7-63-9-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けなければならない。</p> <p>この場合において、照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>① すれ違い用前照灯の数は、2 個であること。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅 0.8m 以下の自動車にあっては、1 個又は 2 個であること。</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の中心の高さが地上 1,200mm 以下（大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上 1,200mm 以下に取付けることができるもの）にあっては、取付けることができる最低の高さ）となるように取付けられていること。</p>	<p>(係)</p> <p>7-63-9-1 装備要件</p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の前面の両側には、7-63-9-2 (1) の基準に適合するすれ違い用前照灯を備えなければならない。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに幅 0.8m 以下の自動車には、7-63-9-2 (1) の基準に適合するすれ違い用前照灯をその前面に備えればよい。</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-63-9-2 性能要件</p> <p>(1) 7-63-9-1 (1) のすれ違い用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方 40m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるもの）にあっては、15m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。</p> <p>この場合において、平成 10 年 9 月 1 日以降に製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車を除く。）にあっては、次に掲げるいずれかの方法により、判定するものとする。</p> <p>ただし、ア及びイにより計測することが困難な自動車であつて、7-62-2-1①後段及び③後段の計測の条件で計測し、それぞれの判定の基準に適合した自動車にあっては、視認等その他適切な方法により審査することができる。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>7-63-9-3 取付要件</p> <p>(1) 7-63-9-1 (1) のすれ違い用前照灯は、7-63-9-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けなければならない。</p> <p>この場合において、照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>① すれ違い用前照灯の数は、2 個であること。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに幅 0.8m 以下の自動車にあっては、1 個又は 2 個であること。</p> <p>② 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の中心の高さが地上 1,200mm 以下（大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上 1,200mm 以下に取付けることができるもの）にあっては、取付けることができる最低の高さ）となるように取付けられていること。</p>

新旧対照表
175 / 521

新	旧
<p>③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の中心が地上 1,200mm 以下となるように取付けられていること。</p> <p>④ すれ違い用前照灯は、その照明部の最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内（大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上自動車の最外側から 400mm 以内）に取付けることができる最外側の位置）となるように取付けられていること。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅 0.8m 以下の自動車に備えるすれ違い用前照灯にあってはこの限りでない。</p> <p>(2) 7-63-9-1 (2) のすれ違い用前照灯は、7-63-9-3 (1) (①を除く。) の規定を準用する。</p> <p>この場合において、④中「二輪自動車」とあるのは「最高速度 20km/h 未満の自動車、二輪自動車」と読み替えるものとする。</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>7-64 配光可変型前照灯</p> <p>7-64-1 装備要件</p> <p>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の前面には、配光可変型前照灯を備えることができる。（保安基準第 32 条第 7 項関係）</p> <p>7-64-2 性能要件</p> <p>7-64-2-1 テスタ等による審査</p> <p>配光可変型前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 32 条第 8 項関係、細目告示第 42 条第 8 項関係、細目告示第 120 条第 9 項関係）</p> <p>① 配光可変型前照灯であつて、UN R123-01-S8 の 6.3. 及び 7. に適合する走行用ビームを発するものは、夜間に当該走行用ビームを照射した場合において、当該自動車の前方 100m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。（細目告示第 120 条第 9 項第 1 号）</p> <p>② (略)</p> <p>7-64-2-2 (略)</p> <p>7-64-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 配光可変型前照灯は、UN R123-01-S8 の 5. (5.3.3.、5.3.4. 及び 5.8. を除く。)、6. 及</p>	<p>こと。</p> <p>③ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の中心が地上 1,200mm 以下となるように取付けられていること。</p> <p>④ すれ違い用前照灯は、その照明部の最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内（大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上自動車の最外側から 400mm 以内）に取付けることができる最外側の位置）となるように取付けられていること。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに幅 0.8m 以下の自動車に備えるすれ違い用前照灯にあってはこの限りでない。</p> <p>(2) 7-63-9-1 (2) のすれ違い用前照灯は、7-63-9-3 (1) (①を除く。) の規定を準用する。</p> <p>この場合において、②中「農耕作業用小型特殊自動車」とあるのは「小型特殊自動車」と、④中「二輪自動車」とあるのは「最高速度 20km/h 未満の自動車、二輪自動車」と読み替えるものとする。</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>7-64 配光可変型前照灯</p> <p>7-64-1 装備要件</p> <p>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）の前面には、配光可変型前照灯を備えることができる。（保安基準第 32 条第 7 項関係）</p> <p>7-64-2 性能要件</p> <p>7-64-2-1 テスタ等による審査</p> <p>配光可変型前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 32 条第 8 項関係、細目告示第 42 条第 8 項関係、細目告示第 120 条第 9 項関係）</p> <p>① 配光可変型前照灯であつて、UN R123-01-S7 の 6.3. 及び 7. に適合する走行用ビームを発するものは、夜間に当該走行用ビームを照射した場合において、当該自動車の前方 100m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。（細目告示第 120 条第 9 項第 1 号）</p> <p>② (略)</p> <p>7-64-2-2 (略)</p> <p>7-64-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 配光可変型前照灯は、UN R123-01-S7 の 5. (5.3.3.、5.3.4. 及び 5.8. を除く。)、6. 及</p>

新旧対照表
176 / 521

新	旧
<p>び7.に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、UN R123-01-S8の5.3.2.1.にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、また、UN R123-01-S8の6.にかかわらず、最小光度及び最大光度は、UN R123-01-S8の9.2.に適合すればよいものとする。</p> <p>ただし、平成21年7月10日以前に製作された自動車については、UN R123-01-S8の5.3.1.は適用しない。(細目告示第42条第8項関係、細目告示第120条第9項関係、適用関係告示第29条第7項関係)</p> <p>(3) (略)</p> <p>7-64-3~7-64-4 (略)</p> <p>7-64-5 従前規定の適用①</p> <p>次に掲げる自動車については、7-64-2-1①及び7-64-2-3 (2)において、「UN R123-01-S8」を「UN R123-01-S3」と読み替えることができる。(適用関係告示第29条第15項関係)</p> <p>①~③ (略)</p> <p>7-64-6 従前規定の適用②</p> <p>次に掲げる自動車については、7-64-2-1①及び7-64-2-3 (2)において、「UN R123-01-S8」を「UN R123-01-S4」と読み替えることができる。(適用関係告示第29条第17項関係)</p> <p>①~③ (略)</p> <p>7-65~7-66 (略)</p> <p>7-67 前部霧灯</p> <p>7-67-1~7-67-2 (略)</p> <p>7-67-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 前部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第33条第3項)</p> <p>この場合において、前部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第43条第2項関係、細目告示第121条第3項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える前部霧灯は、その照明部の上縁の高さが地上800mm以下であって、すれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下(大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備える前部霧灯でその自動車の構造上地上1,200mm以下に取付けることができないものにあつては、その照明部の上縁がすれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下となるように取付けることができる最低の高さ)、下縁の高さが地上250mm以上となるように取付けられていること。</p>	<p>び7.に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、UN R123-01-S7の5.3.2.1.にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にはJIS C 7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、また、UN R123-01-S7の6.にかかわらず、最小光度及び最大光度は、UN R123-01-S7の9.2.に適合すればよいものとする。</p> <p>ただし、平成21年7月10日以前に製作された自動車については、UN R123-01-S7の5.3.1.は適用しない。(細目告示第42条第8項関係、細目告示第120条第9項関係、適用関係告示第29条第7項関係)</p> <p>(3) (略)</p> <p>7-64-3~7-64-4 (略)</p> <p>7-64-5 従前規定の適用①</p> <p>次に掲げる自動車については、7-64-2-1①及び7-64-2-3 (2)において、「UN R123-01-S7」を「UN R123-01-S3」と読み替えることができる。(適用関係告示第29条第15項関係)</p> <p>①~③ (略)</p> <p>7-64-6 従前規定の適用②</p> <p>次に掲げる自動車については、7-64-2-1①及び7-64-2-3 (2)において、「UN R123-01-S7」を「UN R123-01-S4」と読み替えることができる。(適用関係告示第29条第17項関係)</p> <p>①~③ (略)</p> <p>7-65~7-66 (略)</p> <p>7-67 前部霧灯</p> <p>7-67-1~7-67-2 (略)</p> <p>7-67-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 前部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第33条第3項)</p> <p>この場合において、前部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第43条第2項関係、細目告示第121条第3項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びびそりを有する軽自動車以外の自動車に備える前部霧灯は、その照明部の上縁の高さが地上800mm以下であって、すれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下(大型特殊自動車、小型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備える前部霧灯でその自動車の構造上地上1,200mm以下に取付けることができないものにあつては、その照明部の上縁がすれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下となるように取付けることができる最低の高さ)、下縁の高さが地上250mm以上となるように取付けられていること。</p>

新旧対照表
177 / 521

新	旧
<p>この場合において、次に掲げる自動車にあつては、照明部の上縁の高さを地上1,200mm以下と読み替えて適用する。</p> <p>ア~ウ (略)</p> <p>③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える前部霧灯は、その照明部の中心がすれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面以下となるように取付けられていること。</p> <p>④ 前部霧灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内(大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備える前部霧灯でその自動車の構造上自動車の最外側から400mm以内取付けることができないものにあつては、取付けることができる最外側の位置)となるように取付けられていること。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、幅0.8m以下の自動車(二輪自動車を除く。)及び最高速度20km/h未満の自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)に備える前部霧灯にあつては、この限りでない。</p> <p>⑤ 大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。)以外の自動車に備える前部霧灯の照明部は、前部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方5°の平面及び下方5°の平面並びに前部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より前部霧灯の内側方向10°の平面及び前部霧灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。</p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも7-67-2 (1)に規定する性能を損なわない部分を見通せることをいう。</p> <p>ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>⑥~⑬ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-67-4 (略)</p> <p>7-67-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和35年9月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第30条第3項第1号関係)</p> <p>7-67-5-1~7-67-5-2 (略)</p> <p>7-67-5-3 取付要件</p> <p>(1) 前部霧灯は、7-67-5-2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>この場合において、照明部の取扱いは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置</p>	<p>この場合において、次に掲げる自動車にあつては、照明部の上縁の高さを地上1,200mm以下と読み替えて適用する。</p> <p>ア~ウ (略)</p> <p>③ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びびそりを有する軽自動車に備える前部霧灯は、その照明部の中心がすれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面以下となるように取付けられていること。</p> <p>④ 前部霧灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内(大型特殊自動車、小型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備える前部霧灯でその自動車の構造上自動車の最外側から400mm以内取付けることができないものにあつては、取付けることができる最外側の位置)となるように取付けられていること。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びびそりを有する軽自動車、幅0.8m以下の自動車(二輪自動車を除く。)並びに最高速度20km/h未満の自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)に備える前部霧灯にあつては、この限りでない。</p> <p>⑤ 大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車以外の自動車に備える前部霧灯の照明部は、前部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方5°の平面及び下方5°の平面並びに前部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より前部霧灯の内側方向10°の平面及び前部霧灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。</p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも7-67-2 (1)に規定する性能を損なわない部分を見通せることをいう。</p> <p>ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>⑥~⑬ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-67-4 (略)</p> <p>7-67-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和35年9月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第30条第3項第1号関係)</p> <p>7-67-5-1~7-67-5-2 (略)</p> <p>7-67-5-3 取付要件</p> <p>(1) 前部霧灯は、7-67-5-2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>この場合において、照明部の取扱いは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置</p>

新旧対照表
178 / 521

新	旧
<p>等の測定方法」によるものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える前部霧灯の照射光線の主光軸は、前方25mにおける地面からの高さが1.2mを超えないこと。</p> <p>③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える前部霧灯の照射光線の主光軸は、前方25mにおける地面からの高さが1.2mを超えないこと。</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-67-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和50年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第30条第3項第2号関係)</p> <p>7-67-6-1~7-67-6-2 (略)</p> <p>7-67-6-3 取付要件</p> <p>(1) 前部霧灯は、7-67-6-2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けなければならない。</p> <p>この場合において、照明部の取扱いは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える前部霧灯は、その照明部の中心がすれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面以下となるように取付けられていること。</p> <p>③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える前部霧灯は、その照明部の中心がすれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面以下となるように取付けられていること。</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-67-7 従前規定の適用③</p> <p>平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第30条第1項、第2項第1号、第3項第3号、第4項関係)</p> <p>7-67-7-1~7-67-7-2 (略)</p> <p>7-67-7-3 取付要件</p> <p>(1) 前部霧灯は、7-67-7-2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けなければならない。</p> <p>この場合において、照明部の取扱いは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える前部霧灯は、その照明</p>	<p>等の測定方法」によるものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える前部霧灯の照射光線の主光軸は、前方25mにおける地面からの高さが1.2mを超えないこと。</p> <p>③ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える前部霧灯の照射光線の主光軸は、前方25mにおける地面からの高さが1.2mを超えないこと。</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-67-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和50年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第30条第3項第2号関係)</p> <p>7-67-6-1~7-67-6-2 (略)</p> <p>7-67-6-3 取付要件</p> <p>(1) 前部霧灯は、7-67-6-2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けなければならない。</p> <p>この場合において、照明部の取扱いは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える前部霧灯は、その照明部の中心がすれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面以下となるように取付けられていること。</p> <p>③ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える前部霧灯は、その照明部の中心がすれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面以下となるように取付けられていること。</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-67-7 従前規定の適用③</p> <p>平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第30条第1項、第2項第1号、第3項第3号、第4項関係)</p> <p>7-67-7-1~7-67-7-2 (略)</p> <p>7-67-7-3 取付要件</p> <p>(1) 前部霧灯は、7-67-7-2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けなければならない。</p> <p>この場合において、照明部の取扱いは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外</p>

新旧対照表
179 / 521

新	旧
<p>部の中心がすれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面以下となるように取付けられていること。</p> <p>③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える前部霧灯は、その照明部の中心がすれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面以下となるように取付けられていること。</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-68~7-69 (略)</p> <p>7-70 低速走行時側方照射灯</p> <p>7-70-1 装備要件</p> <p>自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の側面には、低速走行時側方照射灯を備えることができる。(保安基準第33条の3第1項関係)</p> <p>7-70-2~7-70-3 (略)</p> <p>7-71 車幅灯</p> <p>7-71-1 装備要件</p> <p>自動車(二輪自動車及び最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。)の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、幅0.8m以下の自動車にあっては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。(保安基準第34条第1項関係)</p> <p>7-71-2 性能要件</p> <p>7-71-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 車幅灯は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第34条第2項関係、細目告示第45条第1項関係、細目告示第123条第1項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 車幅灯の灯光の色は、白色であること。</p> <p>ただし、方向指示器、非常点滅表示灯若しくは側方灯と構造上一体となっているもの又は兼用のもの並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものについては、橙色であってもよい。</p> <p>③ 車幅灯の照明部は、車幅灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに車幅灯の中心を含</p>	<p>の自動車に備える前部霧灯は、その照明部の中心がすれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面以下となるように取付けられていること。</p> <p>③ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える前部霧灯は、その照明部の中心がすれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面以下となるように取付けられていること。</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-68~7-69 (略)</p> <p>7-70 低速走行時側方照射灯</p> <p>7-70-1 装備要件</p> <p>自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)の側面には、低速走行時側方照射灯を備えることができる。(保安基準第33条の3第1項関係)</p> <p>7-70-2~7-70-3 (略)</p> <p>7-71 車幅灯</p> <p>7-71-1 装備要件</p> <p>自動車(二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度20km/h未満の軽自動車並びに小型特殊自動車(長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の小型特殊自動車に限る。))を除く。)の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、幅0.8m以下の自動車にあっては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。(保安基準第34条第1項関係)</p> <p>7-71-2 性能要件</p> <p>7-71-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 車幅灯は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第34条第2項関係、細目告示第45条第1項関係、細目告示第123条第1項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 車幅灯の灯光の色は、白色であること。</p> <p>ただし、方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯と構造上一体となっているもの又は兼用のもの及び二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものについては、橙色であってもよい。</p> <p>③ 車幅灯の照明部は、車幅灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに車幅灯の中心を含</p>

新旧対照表
180 / 521

新	旧
<p>む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より車幅灯の内側方向45°の平面（二輪自動車及び側車付二輪自動車の左右それぞれに備えるものについては、内側方向20°の平面）及び車幅灯の外側方向80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。</p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</p>	<p>む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より車幅灯の内側方向45°の平面（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車の左右それぞれに備えるものについては、内側方向20°の平面）及び車幅灯の外側方向80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。</p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</p>
<p>④（略）</p>	<p>④（略）</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>7-71-2-2 (略)</p>	<p>7-71-2-2 (略)</p>
<p>7-71-3 取付要件（視認等による審査）</p>	<p>7-71-3 取付要件（視認等による審査）</p>
<p>(1) 車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第34条第3項関係）</p> <p>この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第45条第2項関係、細目告示第123条第3項関係）</p>	<p>(1) 車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第34条第3項関係）</p> <p>この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第45条第2項関係、細目告示第123条第3項関係）</p>
<p>①（略）</p>	<p>①（略）</p>
<p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える車幅灯は、その照明部の上縁の高さが地上2,100mm以下、下縁の高さが地上250mm以上となるように取付けられていること。</p>	<p>② 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える車幅灯は、その照明部の上縁の高さが地上2,100mm以下、下縁の高さが地上250mm以上となるように取付けられていること。</p>
<p>③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える車幅灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p>	<p>③ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える車幅灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p>
<p>④～⑤（略）</p>	<p>④～⑤（略）</p>
<p>⑥ 車幅灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。</p> <p>ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車並びに車幅灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車にあっては、この限りでない。</p>	<p>⑥ 車幅灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。</p> <p>ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに車幅灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車にあっては、この限りでない。</p>
<p>⑦ 次の自動車に備える車幅灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。</p> <p>ア 大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車</p> <p>地方運輸局長の指定するものであって、その自動車の構造上自動車の最外側から400mm以内にすれ違い用前照灯を取付けることができないもの</p> <p>イ 大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車</p> <p>地方運輸局長の指定するものであって、その自動車の構造上自動車の最外側から400mm以内に前部霧灯を取付けることができないもの</p>	<p>⑦ 次の自動車に備える車幅灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。</p> <p>ア 大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車</p> <p>地方運輸局長の指定するものであって、その自動車の構造上自動車の最外側から400mm以内にすれ違い用前照灯を取付けることができないもの</p> <p>イ 大型特殊自動車、小型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車</p> <p>地方運輸局長の指定するものであって、その自動車の構造上自動車の最外側から400mm以内に前部霧灯を取付けることができないもの</p>

新旧対照表
181 / 521

新	旧
<p>⑧～⑫（略）</p> <p>⑬ 車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等7-71-2-1(1) [大型特殊自動車（ボール・トレーラを除く。）にあっては、7-71-2-1(1)③に係る部分を除く。]に掲げる性能〔車幅灯のH面の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合にあっては7-71-2-1(1)③の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」、被牽引自動車に取付けられている場合にあっては7-71-2-1(1)③の基準中「内側方向45°」とあるのは「内側方向5°」、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5t以下のものの前部に取付けられた側方灯が7-71-2-1(1)③に規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては7-71-2-1(1)③の基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とし、車幅灯のH面の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合にあっては当該車幅灯の基準軸（当該車幅灯の基準軸が明確でない場合は、照明部中心とすることができる。）を含む水平面より下方に限り7-71-2-1(1)③の基準中「内側方向45°」とあるのは「内側方向20°」とする。]を損なわないように取付けられていること。</p> <p>ただし、自動車の構造上、7-71-2-1(1)③に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p>	<p>の</p> <p>⑧～⑫（略）</p> <p>⑬ 車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等7-71-2-1(1) [大型特殊自動車（ボール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあっては、7-71-2-1(1)③に係る部分を除く。]に掲げる性能〔車幅灯のH面の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合にあっては7-71-2-1(1)③の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」、被牽引自動車に取付けられている場合にあっては7-71-2-1(1)③の基準中「内側方向45°」とあるのは「内側方向5°」、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5t以下のものの前部に取付けられた側方灯が7-71-2-1(1)③に規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては7-71-2-1(1)③の基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とし、車幅灯のH面の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合にあっては当該車幅灯の基準軸（当該車幅灯の基準軸が明確でない場合は、照明部中心とすることができる。）を含む水平面より下方に限り7-71-2-1(1)③の基準中「内側方向45°」とあるのは「内側方向20°」とする。]を損なわないように取付けられていること。</p> <p>ただし、自動車の構造上、7-71-2-1(1)③に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>7-71-4 適用関係の整理</p>	<p>7-71-4 適用関係の整理</p>
<p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(1)～(5) (略)</p>
<p>(6) 次に掲げる自動車については、7-71-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第32条第12項関係）</p>	<p>(6) 次に掲げる自動車については、7-71-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第32条第12項関係）</p>
<p>①～③（略）</p>	<p>①～③（略）</p>
<p>④ ②又は③に掲げる自動車と車幅灯に係る性能について変更がないもの</p>	<p>(新設)</p>
<p>7-71-5 (略)</p>	<p>7-71-5 (略)</p>
<p>7-71-6 従前規定の適用②</p>	<p>7-71-6 従前規定の適用②</p>
<p>昭和35年9月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第32条第3項第1号関係）</p>	<p>昭和35年9月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第32条第3項第1号関係）</p>
<p>7-71-6-1 装備要件</p> <p>自動車（二輪自動車及び最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。）の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、すれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から650mmとなるよう</p>	<p>7-71-6-1 装備要件</p> <p>自動車（二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度20km/h未満の軽自動車並びに小型特殊自動車（長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の小型特殊自動車に限る。）を除く。）の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、すれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から650mmとなるよう</p>

新旧対照表
182 / 521

新	旧
<p>に取付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。</p> <p>7-71-6-2～7-71-6-3 (略)</p> <p>7-71-7 従前規定の適用③</p> <p>昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第32条第2項第2号、第3項第2号及び第3号関係)</p> <p>7-71-7-1 装備要件</p> <p>自動車(二輪自動車及び最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。)の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、すれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。</p> <p>7-71-7-2 (略)</p> <p>7-71-7-3 取付要件</p> <p>(1) 車幅灯は、7-71-7-2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える車幅灯は、その照明部の中心の高さが地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える車幅灯はその照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-71-8 従前規定の適用④</p> <p>平成8年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第32条第3項第4号関係)</p> <p>7-71-8-1～7-71-8-2 (略)</p> <p>7-71-8-3 取付要件</p> <p>(1) 車幅灯は、7-71-9-2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える車幅灯は、その照明部の中心の高さが地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える車幅灯はその照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ 大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であって、その自動車の構造上自動車の最外側から</p>	<p>に取付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。</p> <p>7-71-6-2～7-71-6-3 (略)</p> <p>7-71-7 従前規定の適用③</p> <p>昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第32条第2項第2号、第3項第2号及び第3号関係)</p> <p>7-71-7-1 装備要件</p> <p>自動車(二輪自動車、カタビラ及びソリを有する軽自動車、最高速度20km/h未満の軽自動車並びに小型特殊自動車(長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の小型特殊自動車に限る。))を除く。)の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、すれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。</p> <p>7-71-7-2 (略)</p> <p>7-71-7-3 取付要件</p> <p>(1) 車幅灯は、7-71-7-2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びソリを有する軽自動車以外の自動車に備える車幅灯は、その照明部の中心の高さが地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>② 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びソリを有する軽自動車に備える車幅灯はその照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-71-8 従前規定の適用④</p> <p>平成8年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第32条第3項第4号関係)</p> <p>7-71-8-1～7-71-8-2 (略)</p> <p>7-71-8-3 取付要件</p> <p>(1) 車幅灯は、7-71-9-2に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びソリを有する軽自動車以外の自動車に備える車幅灯は、その照明部の中心の高さが地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>② 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びソリを有する軽自動車に備える車幅灯はその照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ 大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であって、その自動車の</p>

新旧対照表
183 / 521

新	旧
<p>400mm以内にすれ違い用前照灯を取付けることができないものに備える車幅灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-71-9 従前規定の適用⑤</p> <p>平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第32条第1項、第2項第3号、第3項第5号及び第6号関係)</p> <p>7-71-9-1 装備要件</p> <p>自動車(二輪自動車及び最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。)の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、幅0.8m以下の自動車にあっては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。</p> <p>7-71-9-2 (略)</p> <p>7-71-9-3 取付要件</p> <p>(1) 車幅灯は、7-71-9-2-1に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える車幅灯は、その照明部の上縁の高さが地上2,100mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える車幅灯はその照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ 大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であって、その自動車の構造上自動車の最外側から400mm以内にすれ違い用前照灯を取付けることができないものに備える車幅灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-71-10 従前規定の適用⑥</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第32条第12項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ ②又は③に掲げる自動車と車幅灯に係る性能について変更がないもの</p>	<p>構造上自動車の最外側から400mm以内にすれ違い用前照灯を取付けることができないものに備える車幅灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(2)</p> <p>7-71-9 従前規定の適用⑤</p> <p>平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第32条第1項、第2項第3号、第3項第5号及び第6号関係)</p> <p>7-71-9-1 装備要件</p> <p>自動車(二輪自動車、カタビラ及びソリを有する軽自動車、最高速度20km/h未満の軽自動車並びに小型特殊自動車(長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の小型特殊自動車に限る。))を除く。)の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、幅0.8m以下の自動車にあっては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。</p> <p>7-71-9-2 (略)</p> <p>7-71-9-3 取付要件</p> <p>(1) 車幅灯は、7-71-9-2-1に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びソリを有する軽自動車以外の自動車に備える車幅灯は、その照明部の上縁の高さが地上2,100mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>② 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びソリを有する軽自動車に備える車幅灯はその照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ 大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であって、その自動車の構造上自動車の最外側から400mm以内にすれ違い用前照灯を取付けることができないものに備える車幅灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-71-10 従前規定の適用⑥</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第32条第12項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表
184 / 521

新	旧
<p>7-71-10-1 装備要件 自動車（二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の軽自動車を除く。）の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、幅 0.8m 以下の自動車にあっては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内となるように取付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。</p> <p>7-71-10-2 性能要件 7-71-10-2-1 視認等による審査 (1) 車幅灯は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① (略) ② 車幅灯の灯光の色は、白色であること。 ただし、方向指示器、非常点滅表示灯若しくは側方灯と構造上一体となっているもの又は兼用のもの並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものについては、橙色であってもよい。</p> <p>③～④ (略) (2) (略) 7-71-10-2-2 (略) 7-71-10-3 取付要件 (視認等による審査) (1) 車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けなければならない。</p> <p>この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>① (略) ② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える車幅灯は、その照明部の上縁の高さが地上 2,100mm 以下、下縁の高さが地上 250mm 以上となるように取付けられていること。 ③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える車幅灯は、その照明部の中心が地上 2,000mm 以下となるように取付けられていること。</p> <p>④～⑤ (略) ⑥ 車幅灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。 ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車並びに車幅灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車にあっては、この限りでない。</p>	<p>7-71-10-1 装備要件 自動車（二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度 20km/h 未満の軽自動車並びに小型特殊自動車（長さ 4.7m 以下、幅 1.7m 以下、高さ 2.0m 以下、かつ、最高速度 15km/h 以下の小型特殊自動車に限る。）を除く。）の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、幅 0.8m 以下の自動車にあっては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内となるように取付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。</p> <p>7-71-10-2 性能要件 7-71-10-2-1 視認等による審査 (1) 車幅灯は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① (略) ② 車幅灯の灯光の色は、白色であること。 ただし、方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯と構造上一体となっているもの又は兼用のもの及び二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものについては、橙色であってもよい。</p> <p>③～④ (略) (2) (略) 7-71-10-2-2 (略) 7-71-10-3 取付要件 (視認等による審査) (1) 車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けなければならない。</p> <p>この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>① (略) ② 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える車幅灯は、その照明部の上縁の高さが地上 2,100mm 以下、下縁の高さが地上 250mm 以上となるように取付けられていること。 ③ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える車幅灯は、その照明部の中心が地上 2,000mm 以下となるように取付けられていること。</p> <p>④～⑤ (略) ⑥ 車幅灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。 ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに車幅灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車にあっては、この限りでない。</p>

新旧対照表
185 / 521

新	旧
<p>⑦ 次の自動車に備える車幅灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。</p> <p>ア 大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車 で地方運輸局長の指定するものであって、その自動車の構造上自動車の最外側から 400mm 以内にすれ違い用前照灯を取付けることができないもの</p> <p>イ 大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車 で地方運輸局長の指定するものであって、その自動車の構造上自動車の最外側から 400mm 以内に前部霧灯を取付けることができないもの</p> <p>⑧～⑫ (略) ⑬ 車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 7-71-10-2-1 (1) [大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）にあっては、7-71-10-2-1 (1) ③に係る部分を除く。]に掲げる性能〔車幅灯の照明部の上縁の高さが地上 750mm 未満となるように取付けられている場合にあっては 7-71-10-2-1 (1) ③の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」、被牽引自動車に取付けられている場合にあっては 7-71-10-2-1 (1) ③の基準中「内側方向 45°」とあるのは「内側方向 5°」、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が 10 人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t 以下のものに取付けられた側方灯が 7-71-10-2-1 (1) ③に規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては 7-71-10-2-1 (1) ③の基準中「外側方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が 10 人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t 以下のものの車幅灯の照明部の下縁の高さが地上 750mm 未満となるように取付けられている場合にあっては当該車幅灯の基準軸（当該車幅灯の基準軸が明確でない場合は、照明部中心とすることができる。）を含む水平面より下方に限り 7-71-10-2-1 (1) ③の基準中「内側方向 45°」とあるのは「内側方向 20°」とする。]を損なわないように取付けられていること。</p> <p>ただし、自動車の構造上、7-71-10-2-1 (1) ③に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>(2) (略) 7-72 (略)</p>	<p>⑦ 次の自動車に備える車幅灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。</p> <p>ア 大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車 で地方運輸局長の指定するものであって、その自動車の構造上自動車の最外側から 400mm 以内にすれ違い用前照灯を取付けることができないもの</p> <p>イ 大型特殊自動車、小型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車 で地方運輸局長の指定するものであって、その自動車の構造上自動車の最外側から 400mm 以内に前部霧灯を取付けることができないもの</p> <p>⑧～⑫ (略) ⑬ 車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 7-71-10-2-1 (1) [大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあっては、7-71-10-2-1 (1) ③に係る部分を除く。]に掲げる性能〔車幅灯の照明部の上縁の高さが地上 750mm 未満となるように取付けられている場合にあっては 7-71-10-2-1 (1) ③の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」、被牽引自動車に取付けられている場合にあっては 7-71-10-2-1 (1) ③の基準中「内側方向 45°」とあるのは「内側方向 5°」、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が 10 人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t 以下のものの車幅灯の照明部の下縁の高さが地上 750mm 未満となるように取付けられている場合にあっては当該車幅灯の基準軸（当該車幅灯の基準軸が明確でない場合は、照明部中心とすることができる。）を含む水平面より下方に限り 7-71-10-2-1 (1) ③の基準中「内側方向 45°」とあるのは「内側方向 20°」とする。]を損なわないように取付けられていること。</p> <p>ただし、自動車の構造上、7-71-10-2-1 (1) ③に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>(2) (略) 7-72 (略)</p>

新旧対照表
186 / 521

新	旧
<p>7-72の2 昼間走行灯</p> <p>7-72の2-1 装備要件</p> <p>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の前面には、昼間走行灯を備えることができる。（保安基準第34条の3第1項）</p> <p>7-72の2-2（略）</p> <p>7-73 前部反射器</p> <p>7-73-1～7-73-2（略）</p> <p>7-73-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 前部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第35条第3項関係）</p> <p>この場合において、前部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第47条第2項関係、細目告示第125条第3項関係）</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）以外の自動車に備える前部反射器の反射部は、前部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方10°の平面及び下方10°の平面（前部反射器のH面の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合にあつては、下方5°の平面）並びに前部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より前部反射器の内側方向30°の平面（被牽引自動車に備える前部反射器にあつては、内側方向10°の平面）及び外側方向30°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。</p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4の規定により審査したときに、対象となる反射部のうち、少なくとも7-73-2(1)①に規定する反射部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</p> <p>ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあつては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>④～⑥（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>7-73-4～7-73-6（略）</p> <p>7-74 側方灯</p> <p>7-74-1～7-74-2（略）</p>	<p>7-72の2 昼間走行灯</p> <p>7-72の2-1 装備要件</p> <p>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）の前面には、昼間走行灯を備えることができる。（保安基準第34条の3第1項）</p> <p>7-72の2-2（略）</p> <p>7-73 前部反射器</p> <p>7-73-1～7-73-2（略）</p> <p>7-73-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 前部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第35条第3項関係）</p> <p>この場合において、前部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第47条第2項関係、細目告示第125条第3項関係）</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える前部反射器の反射部は、前部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方10°の平面及び下方10°の平面（前部反射器のH面の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合にあつては、下方5°の平面）並びに前部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より前部反射器の内側方向30°の平面（被牽引自動車に備える前部反射器にあつては、内側方向10°の平面）及び外側方向30°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。</p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4の規定により審査したときに、対象となる反射部のうち、少なくとも7-73-2(1)①に規定する反射部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</p> <p>ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあつては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>④～⑥（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>7-73-4～7-73-6（略）</p> <p>7-74 側方灯</p> <p>7-74-1～7-74-2（略）</p>

新旧対照表
187 / 521

新	旧
<p>7-74-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第35条の2第3項関係）</p> <p>この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第48条第2項関係、細目告示第126条第3項関係）</p> <p>① 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える側方灯は、その照明部の上縁の高さが地上2,100mm以下、下縁の高さが地上250mm以上となるように取付けられていること。</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える側方灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>③～⑧（略）</p> <p>⑨ 側方灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯、前部霧灯若しくは車幅灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造であること。</p> <p>ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、前照灯又は前部霧灯を点灯させる場合に側方灯が点灯しない装置を備えることができる。</p> <p>また、方向指示器又は補助方向指示器と兼用の側方灯にあつては方向指示器又は補助方向指示器を作動させている場合に当該作動中の方向指示器又は補助方向指示器と兼用の側方灯が消灯する構造であり、前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する側方灯（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものを除く。）にあつては方向指示器又は補助方向指示器を作動させている場合に当該作動中の方向指示器又は補助方向指示器と同時に点滅する構造でなければならない。</p> <p>⑩～⑫（略）</p> <p>⑬ 側方灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等7-74-2-1(1)（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）にあつては、7-74-2-1(1)③及び④に係る部分を除く。）に掲げる性能（側方灯のH面の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合にあつては、7-74-2-1(1)③及び④の基準中「下方10°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が10人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量3.5t以下のものの前部又は後面に取付けられる側方灯（灯光の色が橙色であるものに限る。）が前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあつては7-87-2-1(1)③表アの基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。）を損なわないように取付けられなければならない。</p>	<p>7-74-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第35条の2第3項関係）</p> <p>この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第48条第2項関係、細目告示第126条第3項関係）</p> <p>① 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える側方灯は、その照明部の上縁の高さが地上2,100mm以下、下縁の高さが地上250mm以上となるように取付けられていること。</p> <p>② 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車に備える側方灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>③～⑧（略）</p> <p>⑨ 側方灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯、前部霧灯若しくは車幅灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造であること。</p> <p>ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、前照灯又は前部霧灯を点灯させる場合に側方灯が点灯しない装置を備えることができる。</p> <p>また、方向指示器又は補助方向指示器と兼用の側方灯にあつては方向指示器又は補助方向指示器を作動させている場合に当該作動中の方向指示器又は補助方向指示器と兼用の側方灯が消灯する構造であり、前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する側方灯（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車に備えるものを除く。）にあつては方向指示器又は補助方向指示器を作動させている場合に当該作動中の方向指示器又は補助方向指示器と同時に点滅する構造でなければならない。</p> <p>⑩～⑫（略）</p> <p>⑬ 側方灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等7-74-2-1(1)（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあつては、7-74-2-1(1)③及び④に係る部分を除く。）に掲げる性能（側方灯のH面の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合にあつては、7-74-2-1(1)③及び④の基準中「下方10°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が10人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量3.5t以下のものの前部又は後面に取付けられる側方灯（灯光の色が橙色であるものに限る。）が前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあつては7-87-2-1(1)③表アの基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。）を損なわないように取付けられなければならない。</p>

新旧対照表
188 / 521

新	旧
<p>ただし、自動車の構造上、7-74-2-1 (1) ③及び④に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-74-4～7-74-5 (略)</p> <p>7-74-6 従前規定の適用②</p> <p>平成 8 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 35 条第 3 項第 1 号関係)</p> <p>7-74-6-1～7-74-6-2 (略)</p> <p>7-74-6-3 取付要件</p> <p>(1) 側方灯は、7-74-2-1 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える側方灯は、その照明部の中心の高さが地上 2,000mm 以下となるように取付けられていること。</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える側方灯は、その照明部の中心が地上 2,000mm 以下となるように取付けられていること。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-74-7 従前規定の適用③</p> <p>平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 35 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 3 項第 3 号及び第 4 項関係)</p> <p>7-74-7-1～7-74-7-2 (略)</p> <p>7-74-7-3 取付要件</p> <p>(1) 側方灯は、7-74-2-1 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える側方灯は、その照明部の上縁の高さが地上 2,100mm 以下となるように取付けられていること。</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える側方灯は、その照明部の中心が地上 2,000mm 以下となるように取付けられていること。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-75 側方反射器</p>	<p>ただし、自動車の構造上、7-74-2-1 (1) ③及び④に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-74-4～7-74-5 (略)</p> <p>7-74-6 従前規定の適用②</p> <p>平成 8 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 35 条第 3 項第 1 号関係)</p> <p>7-74-6-1～7-74-6-2 (略)</p> <p>7-74-6-3 取付要件</p> <p>(1) 側方灯は、7-74-2-1 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える側方灯は、その照明部の中心の高さが地上 2,000mm 以下となるように取付けられていること。</p> <p>② 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車に備える側方灯は、その照明部の中心が地上 2,000mm 以下となるように取付けられていること。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-74-7 従前規定の適用③</p> <p>平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 35 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 3 項第 3 号及び第 4 項関係)</p> <p>7-74-7-1～7-74-7-2 (略)</p> <p>7-74-7-3 取付要件</p> <p>(1) 側方灯は、7-74-2-1 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える側方灯は、その照明部の上縁の高さが地上 2,100mm 以下となるように取付けられていること。</p> <p>② 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車に備える側方灯は、その照明部の中心が地上 2,000mm 以下となるように取付けられていること。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-75 側方反射器</p>

新旧対照表
189 / 521

新	旧
<p>7-75-1～7-75-2 (略)</p> <p>7-75-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 側方反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 35 条の 2 第 5 項関係)</p> <p>この場合において、側方反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 48 条第 4 項関係、細目告示第 126 条第 7 項関係)</p> <p>① 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える側方反射器は、その反射部の中心の高さが地上 1,500mm 以下、下縁の高さが地上 250mm 以上となるように取付けられていること。</p> <p>② 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車以外の自動車に備える側方反射器の反射部は、側方反射器の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方 10° の平面及び下方 10° の平面(側方反射器の H 面の高さが地上 750mm 未満となるように取付けられている場合にあっては、下方 5° の平面)並びに側方反射器の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より側方反射器の前方向 45° の平面及び後方向 45° の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。</p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる反射部のうち、少なくとも 7-75-2 (1) ①に規定する反射部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</p> <p>ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える側方反射器は、その反射部の中心が地上 2,000mm 以下となるように取付けられていること。</p> <p>④ 長さ 6m を超える自動車〔⑨に規定する自動車、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量が 3.5t 以下のもの並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車を除く。〕に備える側方反射器は、その反射部の間隔が 3,000mm 以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器でその自動車の形状、構造、デザイン及び操作性により側方反射器の反射部の間隔が 3,000mm 以内を取付けることができないもの)にあっては、取付けることができる 4,000mm 以内の位置)となるよう取付けられていること。</p>	<p>7-75-1～7-75-2 (略)</p> <p>7-75-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 側方反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 35 条の 2 第 5 項関係)</p> <p>この場合において、側方反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 48 条第 4 項関係、細目告示第 126 条第 7 項関係)</p> <p>① 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える側方反射器は、その反射部の上縁の高さが地上 1,500mm 以下、下縁の高さが地上 250mm 以上となるように取付けられていること。</p> <p>② 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える側方反射器の反射部は、側方反射器の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方 10° の平面及び下方 10° の平面(側方反射器の H 面の高さが地上 750mm 未満となるように取付けられている場合にあっては、下方 5° の平面)並びに側方反射器の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より側方反射器の前方向 45° の平面及び後方向 45° の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。</p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる反射部のうち、少なくとも 7-75-2 (1) ①に規定する反射部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</p> <p>ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>③ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車に備える側方反射器は、その反射部の中心が地上 2,000mm 以下となるように取付けられていること。</p> <p>④ 長さ 6m を超える自動車〔⑨に規定する自動車、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量が 3.5t 以下のもの並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車を除く。〕に備える側方反射器は、その反射部の間隔が 3,000mm 以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器の反射部の間隔が 3,000mm 以内を取付けることができないもの)にあっては、取付けることができる 4,000mm 以内の位置)となるよう取付けられていること。</p>

新旧対照表
190 / 521

新	旧
<p>⑤～⑪ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-75-4～7-75-6 (略)</p> <p>7-75-7 従前規定の適用③</p> <p>平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 35 条第 1 項第 1 号、第 5 号、第 6 号、第 2 項第 2 号、第 3 項第 2 号及び第 4 号関係)</p> <p>7-75-7-1～7-75-7-2 (略)</p> <p>7-75-7-3 取付要件</p> <p>(1) 側方反射器は、7-75-7-2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える側方反射器は、その反射部の中心の高さが地上 2,000mm 以下となるように取付けられていること。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える側方反射器は、その反射部の中心が地上 2,000mm 以下となるように取付けられていること。</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-76 番号灯</p> <p>7-76-1 装備要件</p> <p>自動車(最高速度 20km/h 未満の軽自動車を除く。)の後面には、番号灯を備えなければならない。(保安基準第 36 条第 1 項関係)</p> <p>7-76-2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 36 条第 2 項関係、細目告示第 49 条第 1 項関係、細目告示第 127 条第 1 項関係)</p> <p>① 番号灯は、夜間後方 20m の距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。</p> <p>この場合において、次のいずれかに該当する番号灯は、この基準に適合するものとする。</p> <p>ア 自動車(イに掲げるものを除く。)に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が 8 ルクス (lx) 以上のもの又は UN</p>	<p>⑤～⑪ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-75-4～7-75-6 (略)</p> <p>7-75-7 従前規定の適用③</p> <p>平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 35 条第 1 項第 1 号、第 5 号、第 6 号、第 2 項第 2 号、第 3 項第 2 号及び第 4 号関係)</p> <p>7-75-7-1～7-75-7-2 (略)</p> <p>7-75-7-3 取付要件</p> <p>(1) 側方反射器は、7-75-7-2 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える側方反射器は、その反射部の中心の高さが地上 2,000mm 以下となるように取付けられていること。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える側方反射器は、その反射部の中心が地上 2,000mm 以下となるように取付けられていること。</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-76 番号灯</p> <p>7-76-1 装備要件</p> <p>自動車(最高速度 20km/h 未満の軽自動車及び小型特殊自動車(長さ 4.7m 以下、幅 1.7m 以下、高さ 2.0m 以下、かつ、最高速度 15km/h 以下の小型特殊自動車に限る。))を除く。)の後面には、番号灯を備えなければならない。(保安基準第 36 条第 1 項関係)</p> <p>7-76-2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 36 条第 2 項関係、細目告示第 49 条第 1 項関係、細目告示第 127 条第 1 項関係)</p> <p>① 番号灯は、夜間後方 20m の距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。</p> <p>この場合において、次のいずれかに該当する番号灯は、この基準に適合するものとする。</p> <p>ア 自動車(イ及びウに掲げるものを除く。)に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が 8 ルクス (lx) 以上のもの</p>
<p>新旧対照表 191 / 521</p>	

新	旧
<p>R4-00-S18 の 9。(種別 2 に係るものに限る。)に基づく番号標板面の輝度が 2cd/m² 以上のものであり、その機能が正常であるもの。</p> <p>イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が 15 ルクス (lx) 以上のもの又は UN R50-00-S19 の附則 5 (種別 2 に係るものに限る。)に基づく番号標板面の輝度が 1.6cd/m² 以上のものであり、その機能が正常であるもの。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>②～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-76-3～7-76-5 (略)</p> <p>7-76-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 36 条第 1 項関係)</p> <p>7-76-6-1 装備要件</p> <p>自動車(最高速度 20km/h 未満の軽自動車を除く。)の後面には、夜間後方 20m の距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できる灯光の色が白色の番号灯を備えなければならない。</p> <p>7-76-6-2 性能要件</p> <p>(1) 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、7-76-6-1 の基準に適合するものとする。</p> <p>① 番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が二輪自動車に備える番号灯にあっては 15 ルクス以上のもの、その他の自動車に備える番号灯にあっては 8 ルクス以上のもの</p> <p>② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-76-6-3 (略)</p> <p>7-77 尾灯</p> <p>7-77-1 装備要件</p> <p>自動車(最高速度 20km/h 未満の軽自動車を除く。)の後面の両側には、尾灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車及び幅 0.8m 以下の自動車には、尾灯を後面に 1 個備えればよい。(保安基準第 37 条第 1 項)</p>	<p>又は UN R4-00-S17 の 9。(種別 2 に係るものに限る。)に基づく番号標板面の輝度が 2cd/m² 以上のものであり、その機能が正常であるもの。</p> <p>イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が 15 ルクス (lx) 以上のもの又は UN R50-00-S18 の附則 5 (種別 2 に係るものに限る。)に基づく番号標板面の輝度が 1.6cd/m² 以上のものであり、その機能が正常であるもの。</p> <p><u>ウ カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車である軽自動車(二輪の軽自動車又は小型特殊自動車により牽引されるものに限る。)に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が 15 ルクス (lx) 以上のものであり、その機能が正常であるもの。</u></p> <p>②～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-76-3～7-76-5 (略)</p> <p>7-76-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 36 条第 1 項関係)</p> <p>7-76-6-1 装備要件</p> <p>自動車(最高速度 20km/h 未満の軽自動車及び小型特殊自動車(長さ 4.7m 以下、幅 1.7m 以下、高さ 2.0m 以下、かつ、最高速度 15km/h 以下の小型特殊自動車に限る。))を除く。)の後面には、夜間後方 20m の距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できる灯光の色が白色の番号灯を備えなければならない。</p> <p>7-76-6-2 性能要件</p> <p>(1) 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、7-76-6-1 の基準に適合するものとする。</p> <p>① 番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車である軽自動車(二輪の軽自動車又は小型特殊自動車により牽引されるものに限る。)に備える番号灯にあっては 15 ルクス以上のもの、その他の自動車に備える番号灯にあっては 8 ルクス以上のもの</p> <p>② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-76-6-3 (略)</p> <p>7-77 尾灯</p> <p>7-77-1 装備要件</p> <p>自動車(最高速度 20km/h 未満の軽自動車及び小型特殊自動車(長さ 4.7m 以下、幅 1.7m 以下、高さ 2.0m 以下、かつ、最高速度 15km/h 以下の小型特殊自動車に限る。))を除く。)の後面の両側には、尾灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅 0.8m 以下の自動車には、尾灯を後面に 1 個備えればよい。(保安基準第 37 条第 1 項)</p>
<p>新旧対照表 192 / 521</p>	

新	旧
<p>7-77-2 (略)</p> <p>7-77-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 尾灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第37条第3項関係)</p> <p>この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第50条第2項関係、細目告示第128条第3項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える尾灯は、その照明部の上縁の高さが地上2,100mm以下、下縁の高さが地上350mm以上(セミトレーラでその自動車の構造上地上350mm以上に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最高の高さ)となるように取付けられていること。</p> <p>③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える尾灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>⑥ 尾灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。 ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車並びに尾灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車にあつては、この限りでない。</p> <p>⑦～⑨ (略)</p> <p>⑩ 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の尾灯は、方向指示器又は非常点滅表示灯を作動させている場合においては、①及び⑦の基準にかかわらず、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造であつてもよい。</p> <p>⑪ 尾灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等7-77-2-1(1)(大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。))にあつては、7-77-2-1(1)③に係る部分を除く。)に掲げる性能(尾灯のH面の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合にあつては、7-77-2-1(1)③の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とし、「内側方向45°」とあるのは「内側方向20°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて車両総重量3.5t以下のものの後部に取付けられている側方灯が7-77-2-1(1)③に規定する性能を補完する性能を有する場合にあつては7-77-2-1(1)③の基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。)を損なわないように取付けられなければならない。</p>	<p>7-77-2 (略)</p> <p>7-77-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 尾灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第37条第3項関係)</p> <p>この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第50条第2項関係、細目告示第128条第3項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える尾灯は、その照明部の上縁の高さが地上2,100mm以下、下縁の高さが地上350mm以上(セミトレーラでその自動車の構造上地上350mm以上に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最高の高さ)となるように取付けられていること。</p> <p>③ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える尾灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>⑥ 尾灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。 ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに尾灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車にあつては、この限りでない。</p> <p>⑦～⑨ (略)</p> <p>⑩ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の尾灯は、方向指示器又は非常点滅表示灯を作動させている場合においては、①及び⑦の基準にかかわらず、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造であつてもよい。</p> <p>⑪ 尾灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等7-77-2-1(1)(大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあつては、7-77-2-1(1)③に係る部分を除く。)に掲げる性能(尾灯のH面の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合にあつては、7-77-2-1(1)③の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とし、「内側方向45°」とあるのは「内側方向20°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であつて乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて車両総重量3.5t以下のものの後部に取付けられている側方灯が7-77-2-1(1)③に規定する性能を補完する性能を有する場合にあつては7-77-2-1(1)③の基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。)を損なわないように取付けられなければならない。</p>

新旧対照表
193 / 521

新	旧
<p>ただし、自動車の構造上、7-77-2-1(1)③に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあつては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>(2) 次のアからエまでの規定に適合する自動車に備える尾灯には、(1)の規定のうち②の基準は適用しない。</p> <p>ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び車両総重量750kg以下の被牽引自動車に備える尾灯を除く。</p> <p>この場合において、尾灯のH面の高さが地上2,100mm以上となるように取付けられた尾灯に係る7-77-2-1(1)③の規定の適用に当たっては、同規定中「上方15°」とあるのは「上方5°」と読み替えるものとする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 後面の両側下部に尾灯を備える自動車にあつては、照明部の上縁の高さが地上1,500mm以下(大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあつては、地上2,100mm以下)であり、かつ、照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるようにそれぞれ取付けられていること。</p> <p>エ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>7-77-4～7-77-5 (略)</p> <p>7-77-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第37条第2項第1号及び第3項第1号関係)</p> <p>7-77-6-1 装備要件</p> <p>自動車(最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。)の後面には、尾灯を備えなければならない。</p> <p>7-77-6-2 (略)</p> <p>7-77-6-3 取付要件</p> <p>(1) 尾灯は、7-77-8-2-1に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える尾灯は、その照明部の中心の高さが地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える尾灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>③～④ (略)</p>	<p>ただし、自動車の構造上、7-77-2-1(1)③に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあつては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>(2) 次のアからエまでの規定に適合する自動車に備える尾灯には、(1)の規定のうち②の基準は適用しない。</p> <p>ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに車両総重量750kg以下の被牽引自動車に備える尾灯を除く。</p> <p>この場合において、尾灯のH面の高さが地上2,100mm以上となるように取付けられた尾灯に係る7-77-2-1(1)③の規定の適用に当たっては、同規定中「上方15°」とあるのは「上方5°」と読み替えるものとする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 後面の両側下部に尾灯を備える自動車にあつては、照明部の上縁の高さが地上1,500mm以下(大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあつては、地上2,100mm以下)であり、かつ、照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるようにそれぞれ取付けられていること。</p> <p>エ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>7-77-4～7-77-5 (略)</p> <p>7-77-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第37条第2項第1号及び第3項第1号関係)</p> <p>7-77-6-1 装備要件</p> <p>自動車(最高速度20km/h未満の軽自動車及び小型特殊自動車(長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の小型特殊自動車に限る。))を除く。)の後面には、尾灯を備えなければならない。</p> <p>7-77-6-2 (略)</p> <p>7-77-6-3 取付要件</p> <p>(1) 尾灯は、7-77-8-2-1に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える尾灯は、その照明部の中心の高さが地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>② 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える尾灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>③～④ (略)</p>

新旧対照表
194 / 521

新	旧
<p>(2) (略)</p> <p>7-77-7 従前規定の適用③ 昭和44年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第37条第3項第2号及び第3号関係)</p> <p>7-77-7-1 装備要件 自動車(最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。)の後面の両側には、尾灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅2m未満の自動車(旅客自動車運送事業用自動車を除く。)には、尾灯を後面に1個備えればよい。</p> <p>7-77-7-2 (略)</p> <p>7-77-7-3 取付要件 (1) 尾灯は、7-77-7-2-1に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える尾灯は、その照明部の中心の高さが地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える尾灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-77-8 従前規定の適用④ 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第37条第3項第4号、第5号及び第4項関係)</p> <p>7-77-8-1 装備要件 自動車(最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。)の後面の両側には、尾灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅0.8m以下の自動車には、尾灯を後面に1個備えればよい。</p> <p>7-77-8-2 (略)</p> <p>7-77-8-3 取付要件 (1) 尾灯は、7-77-8-2-1に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える尾灯は、その照明部の中心の高さが地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p>	<p>(2) (略)</p> <p>7-77-7 従前規定の適用③ 昭和44年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第37条第3項第2号及び第3号関係)</p> <p>7-77-7-1 装備要件 自動車(最高速度20km/h未満の軽自動車及び小型特殊自動車(長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の小型特殊自動車に限る。))を除く。)の後面の両側には、尾灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅2m未満の自動車(旅客自動車運送事業用自動車を除く。)には、尾灯を後面に1個備えればよい。</p> <p>7-77-7-2 (略)</p> <p>7-77-7-3 取付要件 (1) 尾灯は、7-77-7-2-1に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える尾灯は、その照明部の中心の高さが地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>③ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える尾灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-77-8 従前規定の適用④ 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第37条第3項第4号、第5号及び第4項関係)</p> <p>7-77-8-1 装備要件 自動車(最高速度20km/h未満の軽自動車及び小型特殊自動車(長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の小型特殊自動車に限る。))を除く。)の後面の両側には、尾灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅0.8m以下の自動車には、尾灯を後面に1個備えればよい。</p> <p>7-77-8-2 (略)</p> <p>7-77-8-3 取付要件 (1) 尾灯は、7-77-8-2-1に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える尾灯は、その照明部の中心の高さが地上2,000mm以下となるよ</p>

新旧対照表
195 / 521

新	旧
<p>③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える尾灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-77-9 従前規定の適用⑤ 平成8年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第37条第3項第6号関係)</p> <p>7-77-9-1～7-77-9-2 (略)</p> <p>7-77-9-3 取付要件 (1) 尾灯は、7-77-9-2-1に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える尾灯は、その照明部の中心の高さが地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える尾灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-77-10 従前規定の適用⑥ 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第37条第1項、第2項第3号、第3項第7号及び第8号関係)</p> <p>7-77-10-1 装備要件 自動車(最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。)の後面の両側には、尾灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車及び幅0.8m以下の自動車には、尾灯を後面に1個備えればよい。</p> <p>7-77-10-2 (略)</p> <p>7-77-10-3 取付要件 (1) 尾灯は、7-77-10-2-1に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える尾灯は、その照明部の上縁の高さが地上2,100mm以下となるように取付けられていること。</p>	<p>うに取付けられていること。</p> <p>③ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える尾灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-77-9 従前規定の適用⑤ 平成8年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第37条第3項第6号関係)</p> <p>7-77-9-1～7-77-9-2 (略)</p> <p>7-77-9-3 取付要件 (1) 尾灯は、7-77-9-2-1に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える尾灯は、その照明部の中心の高さが地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>③ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える尾灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-77-10 従前規定の適用⑥ 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第37条第1項、第2項第3号、第3項第7号及び第8号関係)</p> <p>7-77-10-1 装備要件 自動車(最高速度20km/h未満の軽自動車及び小型特殊自動車(長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の小型特殊自動車に限る。))を除く。)の後面の両側には、尾灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅0.8m以下の自動車には、尾灯を後面に1個備えればよい。</p> <p>7-77-10-2 (略)</p> <p>7-77-10-3 取付要件 (1) 尾灯は、7-77-10-2-1に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える尾灯は、その照明部の上縁の高さが地上2,100mm以下となるように取付けられていること。</p>

新旧対照表
196 / 521

新	旧
<p>③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える尾灯は、その照明部の中心が地上 2,000mm 以下となるように取付けられていること。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-78 後部霧灯 7-78-1～7-78-2 (略)</p> <p>7-78-3 取付要件 (視認等による審査) (1) 後部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 37 条の 2 第 3 項関係) この場合において、後部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 51 条第 2 項関係、細目告示第 129 条第 3 項関係) ①～③ (略) ④ 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える後部霧灯は、その照明部の上縁の高さが地上 1,000mm 以下、下縁の高さが地上 250mm 以上となるように取付けられていること。 ⑤ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える後部霧灯は、その照明部の中心が地上 1,000mm 以下となるように取付けられていること。 ⑥ (略) ⑦ 大型特殊自動車 (ボール・トレーラを除く。) 以外の自動車に備える後部霧灯の照明部は、後部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 5° の平面及び下方 5° の平面並びに後部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部霧灯の内側方向 25° 平面及び後部霧灯の外側方向 25° の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。 この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも 7-78-2-1 (1) ①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。 ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。 ⑧～⑩ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-78-4 (略)</p>	<p>③ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える尾灯は、その照明部の中心が地上 2,000mm 以下となるように取付けられていること。 ④～⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-78 後部霧灯 7-78-1～7-78-2 (略)</p> <p>7-78-3 取付要件 (視認等による審査) (1) 後部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 37 条の 2 第 3 項関係) この場合において、後部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 51 条第 2 項関係、細目告示第 129 条第 3 項関係) ①～③ (略) ④ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える後部霧灯は、その照明部の上縁の高さが地上 1,000mm 以下、下縁の高さが地上 250mm 以上となるように取付けられていること。 ⑤ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える後部霧灯は、その照明部の中心が地上 1,000mm 以下となるように取付けられていること。 ⑥ (略) ⑦ 大型特殊自動車 (ボール・トレーラを除く。) 及び小型特殊自動車以外の自動車に備える後部霧灯の照明部は、後部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 5° の平面及び下方 5° の平面並びに後部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部霧灯の内側方向 25° 平面及び後部霧灯の外側方向 25° の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。 この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも 7-78-2-1 (1) ①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。 ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。 ⑧～⑩ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-78-4 (略)</p>

新旧対照表
197 / 521

新	旧
<p>7-78-5 従前規定の適用① 平成 8 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 38 条第 3 項第 1 号関係)</p> <p>7-78-5-1～7-78-5-2 (略)</p> <p>7-78-5-3 取付要件 (1) 後部霧灯は、7-78-5-2-1 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 ①～② (略) ③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える後部霧灯は、その照明部の中心の高さが地上 1,000mm 以下となるように取付けられていること。 ④ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える後部霧灯は、その照明部の中心が地上 1,000mm 以下となるように取付けられていること。 ⑤～⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-78-6 従前規定の適用② 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 38 条第 1 項、第 2 項、第 3 項第 2 号、第 4 項関係)</p> <p>7-78-6-1～7-78-6-2 (略)</p> <p>7-78-6-3 取付要件 (1) 後部霧灯は、7-78-6-2-1 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 ①～② (略) ③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える後部霧灯は、その照明部の上縁の高さが地上 1,000mm 以下となるように取付けられていること。 ④ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える後部霧灯は、その照明部の中心が地上 1,000mm 以下となるように取付けられていること。 ⑤～⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-79 駐車灯 7-79-1 装備要件 自動車の前面及び後面の両側 (幅 0.8m 以下の自動車にあっては、前面及び後面又は</p>	<p>7-78-5 従前規定の適用① 平成 8 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 38 条第 3 項第 1 号関係)</p> <p>7-78-5-1～7-78-5-2 (略)</p> <p>7-78-5-3 取付要件 (1) 後部霧灯は、7-78-5-2-1 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 ①～② (略) ③ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える後部霧灯は、その照明部の中心の高さが地上 1,000mm 以下となるように取付けられていること。 ④ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える後部霧灯は、その照明部の中心が地上 1,000mm 以下となるように取付けられていること。 ⑤～⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-78-6 従前規定の適用② 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 38 条第 1 項、第 2 項、第 3 項第 2 号、第 4 項関係)</p> <p>7-78-6-1～7-78-6-2 (略)</p> <p>7-78-6-3 取付要件 (1) 後部霧灯は、7-78-6-2-1 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 ①～② (略) ③ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える後部霧灯は、その照明部の上縁の高さが地上 1,000mm 以下となるように取付けられていること。 ④ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える後部霧灯は、その照明部の中心が地上 1,000mm 以下となるように取付けられていること。 ⑤～⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-79 駐車灯 7-79-1 装備要件 自動車の前面及び後面の両側 (カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅 0.8m 以</p>

新	旧
<p>後面)又はその両側面には、駐車灯を備えることができる。(保安基準第37条の3第1項)</p> <p>7-79-2 (略)</p> <p>7-79-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 駐車灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第37条の3第3項関係)</p> <p>この場合において、駐車灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第52条第2項関係、細目告示第130条第3項関係)</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 駐車灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等7-79-2-1(1)(大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))にあっては、7-79-2-1(1)③及び④に係る部分を除く。)に掲げる性能(駐車灯のH面の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合にあっては、7-79-2-1(1)③及び④の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とする。)を損なわないように取付けなければならない。</p> <p>ただし、自動車の構造上、7-79-2-1(1)③及び④に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>⑩ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-79-4～7-79-5 (略)</p> <p>7-79-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第39条第2項第2号関係)</p> <p>7-79-6-1～7-79-6-2 (略)</p> <p>7-79-6-3 取付要件</p> <p>(1) 駐車灯は、7-79-6-2-1(大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))にあっては、7-79-6-2-1(1)③及び④に係る部分を除く。)に掲げる性能(駐車灯の照明部の上縁の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合にあっては、7-79-6-2-1(1)③及び④の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とする。)を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p>	<p>下の自動車にあっては、前面及び後面又は後面)又はその両側面には、駐車灯を備えることができる。(保安基準第37条の3第1項)</p> <p>7-79-2 (略)</p> <p>7-79-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 駐車灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第37条の3第3項関係)</p> <p>この場合において、駐車灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第52条第2項関係、細目告示第130条第3項関係)</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 駐車灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等7-79-2-1(1)(大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、7-79-2-1(1)③及び④に係る部分を除く。)に掲げる性能(駐車灯のH面の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合にあっては、7-79-2-1(1)③及び④の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とする。)を損なわないように取付けられなければならない。</p> <p>ただし、自動車の構造上、7-79-2-1(1)③及び④に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>⑩ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-79-4～7-79-5 (略)</p> <p>7-79-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第39条第2項第2号関係)</p> <p>7-79-6-1～7-79-6-2 (略)</p> <p>7-79-6-3 取付要件</p> <p>(1) 駐車灯は、7-79-6-2-1(大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、7-79-6-2-1(1)③及び④に係る部分を除く。)に掲げる性能(駐車灯の照明部の上縁の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合にあっては、7-79-6-2-1(1)③及び④の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とする。)を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p>

新旧対照表
199 / 521

新	旧
<p>①～⑤ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-79-7 従前規定の適用③</p> <p>平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第39条第1項、第3項及び第4項関係)</p> <p>7-79-7-1 装備要件</p> <p>(1) 自動車の前面及び後面の両側(幅0.8m以下の自動車にあっては、前面及び後面又は後面)又はその両側面には、駐車灯を備えることができる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-79-7-2 (略)</p> <p>7-79-7-3 取付要件</p> <p>(1) 駐車灯は、7-79-7-2-1(大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))にあっては、7-79-7-2-1(1)③及び④に係る部分を除く。)に掲げる性能(駐車灯の照明部の上縁の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合にあっては、7-79-7-2-1(1)③及び④の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とする。)を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-80 (略)</p> <p>7-81 後部反射器</p> <p>7-81-1～7-81-2 (略)</p> <p>7-81-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第38条第3項関係)</p> <p>この場合において、後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第54条第2項関係、細目告示第132条第3項関係)</p> <p>① 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える後部反射器は、その反射部の上縁の高さが地上1,500mm以下、下縁の高さが地上250mm以上となるように取付けられていること。</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える後部反射器は、その反射部の中心が</p>	<p>①～⑤ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-79-7 従前規定の適用③</p> <p>平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第39条第1項、第3項及び第4項関係)</p> <p>7-79-7-1 装備要件</p> <p>(1) 自動車の前面及び後面の両側(カタビラ及びびりを有する軽自動車並びに幅0.8m以下の自動車にあっては、前面及び後面又は後面)又はその両側面には、駐車灯を備えることができる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-79-7-2 (略)</p> <p>7-79-7-3 取付要件</p> <p>(1) 駐車灯は、7-79-7-2-1(大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、7-79-7-2-1(1)③及び④に係る部分を除く。)に掲げる性能(駐車灯の照明部の上縁の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合にあっては、7-79-7-2-1(1)③及び④の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とする。)を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-80 (略)</p> <p>7-81 後部反射器</p> <p>7-81-1～7-81-2 (略)</p> <p>7-81-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第38条第3項関係)</p> <p>この場合において、後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第54条第2項関係、細目告示第132条第3項関係)</p> <p>① 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びびりを有する軽自動車以外の自動車に備える後部反射器は、その反射部の上縁の高さが地上1,500mm以下、下縁の高さが地上250mm以上となるように取付けられていること。</p> <p>② 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びびりを有する軽自動車に備</p>

新旧対照表
200 / 521

新	旧
<p>分の中心面上となるように取付けられていなければならない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-82 大型後部反射器 7-82-1～7-82-2 (略)</p> <p>7-82-3 取付要件 (視認等による審査) (1) 大型後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第38条の2第3項関係) この場合において、大型後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第55条第2項関係、細目告示第133条第3項関係) ①～② (略) ③ 大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。)及びセミトレーラを牽引する牽引自動車以外の自動車に備える大型後部反射器の反射部及び蛍光部は、当該大型後部反射器の中心を含む自動車の進行方向に直交する水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面(当該大型後部反射器の上縁の高さが地上750mm未満の位置)に取付けられている場合には、下方5°の平面)並びに当該大型後部反射器の中心を含む自動車の進行方向に平行な鉛直面より左方30°及び右方30°の平面により囲まれる範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。 この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4の規定により審査したときに、対象となる反射部及び蛍光部のうち、少なくとも7-82-2(1)に規定する性能を損なわない部分を見通せることをいう。 ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。 ④～⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-82-4～7-82-5 (略)</p> <p>7-83 再帰反射材 7-83-1 装備要件 自動車(次に掲げるものを除く。)の両側面及び後面には再帰反射材を備えることができる。(保安基準第38条の3第1項関係) ①～④ (略) (削除)</p>	<p>ものあってはその中心が二輪自動車部分の中心面上となるように取付けられていなければならない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-82 大型後部反射器 7-82-1～7-82-2 (略)</p> <p>7-82-3 取付要件 (視認等による審査) (1) 大型後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第38条の2第3項関係) この場合において、大型後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第55条第2項関係、細目告示第133条第3項関係) ①～② (略) ③ 大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。)、<u>小型特殊自動車</u>及びセミトレーラを牽引する牽引自動車以外の自動車に備える大型後部反射器の反射部及び蛍光部は、当該大型後部反射器の中心を含む自動車の進行方向に直交する水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面(当該大型後部反射器の上縁の高さが地上750mm未満の位置)に取付けられている場合には、下方5°の平面)並びに当該大型後部反射器の中心を含む自動車の進行方向に平行な鉛直面より左方30°及び右方30°の平面により囲まれる範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。 この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4の規定により審査したときに、対象となる反射部及び蛍光部のうち、少なくとも7-82-2(1)に規定する性能を損なわない部分を見通せることをいう。 ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。 ④～⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-82-4～7-82-5 (略)</p> <p>7-83 再帰反射材 7-83-1 装備要件 自動車(次に掲げるものを除く。)の両側面及び後面には再帰反射材を備えることができる。(保安基準第38条の3第1項関係) ①～④ (略) ⑤ <u>カタビラ及びそりを有する軽自動車</u></p>

新旧対照表
203 / 521

新	旧
<p>7-83-2～7-83-5 (略)</p> <p>7-83-6 従前規定の適用② 平成23年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第41条の2第3項関係)</p> <p>7-83-6-1 装備要件 自動車(次に掲げるものを除く。)の両側面及び後面には再帰反射材を備えることができる。(保安基準第38条の3第1項関係) ①～④ (略) (削除)</p> <p>7-83-6-2～7-83-6-3 (略)</p> <p>7-84 制動灯 7-84-1 装備要件 自動車(最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。)の後面の両側には、制動灯を備えなければならない。 ただし、二輪自動車及び幅0.8m以下の自動車には、制動灯を後面に1個備えればよい。(保安基準第39条第1項)</p> <p>7-84-2 (略)</p> <p>7-84-3 取付要件 (視認等による審査) (1) 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第39条第3項関係) この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第56条第2項関係、細目告示第134条第3項関係、適用関係告示第42条第15号) ① (略) ② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える制動灯は、その照明部の上縁の高さが地上2,100mm以下、下縁の高さが地上350mm以上(セミトレーラでその自動車の構造上地上350mm以上に取付けることができないものについては、取付けることができる最高の高さ)となるように取付けられていること。 ③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える制動灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。 ④～⑧ (略) ⑨ 制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等7-84-2-1(1)(大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。))にあっては、7-84-2-1(1)④に係る部分を除く。)に掲げた性能(制動灯のH面の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合にあっては、7-84-2-1(1)に掲げた性能のうち</p>	<p>7-83-2～7-83-5 (略)</p> <p>7-83-6 従前規定の適用② 平成23年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第41条の2第3項関係)</p> <p>7-83-6-1 装備要件 自動車(次に掲げるものを除く。)の両側面及び後面には再帰反射材を備えることができる。(保安基準第38条の3第1項関係) ①～④ (略) ⑤ <u>カタビラ及びそりを有する軽自動車</u></p> <p>7-83-6-2～7-83-6-3 (略)</p> <p>7-84 制動灯 7-84-1 装備要件 自動車(最高速度20km/h未満の軽自動車及び小型特殊自動車(長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の小型特殊自動車に限る。))を除く。)の後面の両側には、制動灯を備えなければならない。 ただし、二輪自動車、<u>カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに幅0.8m以下の自動車</u>には、制動灯を後面に1個備えればよい。(保安基準第39条第1項)</p> <p>7-84-2 (略)</p> <p>7-84-3 取付要件 (視認等による審査) (1) 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第39条第3項関係) この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第56条第2項関係、細目告示第134条第3項関係、適用関係告示第42条第15号) ① (略) ② 二輪自動車、側車付二輪自動車並びに<u>カタビラ及びそりを有する軽自動車</u>以外の自動車に備える制動灯は、その照明部の上縁の高さが地上2,100mm以下、下縁の高さが地上350mm以上(セミトレーラでその自動車の構造上地上350mm以上に取付けることができないものについては、取付けることができる最高の高さ)となるように取付けられていること。 ③ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びに<u>カタビラ及びそりを有する軽自動車</u>に備える制動灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。 ④～⑧ (略) ⑨ 制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等7-84-2-1(1)(大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。))及び<u>小型特殊自動車</u>にあっては、7-84-2-1(1)④に係る部分を除く。)に掲げた性能(制動灯のH面の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合にあっては、7-84-2-1(1)に掲</p>

新旧対照表
204 / 521

新	旧
<p>7-84-2-1 (1) ④の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とし、「内側方向45°」とあるのは「内側方向20°」とする。)を損なわないように取付けられなければならない。</p> <p>ただし、自動車の構造上、7-84-2-1 (1) ④に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>(2) 次のアからエまでの規定に適合する自動車に備える制動灯には、(1)の規定のうち②の基準は適用しない。</p> <p>ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び車両総重量750kg以下の被牽引自動車に備える制動灯を除く。</p> <p>この場合において、制動灯のH面の高さが地上2,100mm以上となるように取付けられた制動灯に係る7-84-2-1 (1) ④の規定の適用に当たっては、同規定中「上方15°」とあるのは「上方5°」と読み替えるものとする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 後面の両側下部に制動灯を備える自動車にあっては、照明部の上縁の高さが地上1,500mm以下(大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあっては、地上2,100mm以下)であり、かつ、照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるようにそれぞれ取付けられていること。</p> <p>エ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>7-84-4～7-84-5 (略)</p> <p>7-84-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第42条第3項第1号関係)</p> <p>7-84-6-1 装備要件</p> <p>自動車(最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。)の後面には、制動灯を備えなければならない。</p> <p>7-84-6-2 (略)</p> <p>7-84-6-3 取付要件</p> <p>(1) 制動灯は、7-84-6-2-1(大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。))にあっては、⑤に係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える制動灯は、その照明部の中心の高さが地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p>	<p>た性能のうち7-84-2-1 (1) ④の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とし、「内側方向45°」とあるのは「内側方向20°」とする。)を損なわないように取付けられなければならない。</p> <p>ただし、自動車の構造上、7-84-2-1 (1) ④に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>(2) 次のアからエまでの規定に適合する自動車に備える制動灯には、(1)の規定のうち②の基準は適用しない。</p> <p>ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに車両総重量750kg以下の被牽引自動車に備える制動灯を除く。</p> <p>この場合において、制動灯のH面の高さが地上2,100mm以上となるように取付けられた制動灯に係る7-84-2-1 (1) ④の規定の適用に当たっては、同規定中「上方15°」とあるのは「上方5°」と読み替えるものとする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 後面の両側下部に制動灯を備える自動車にあっては、照明部の上縁の高さが地上1,500mm以下(大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあっては、地上2,100mm以下)であり、かつ、照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるようにそれぞれ取付けられていること。</p> <p>エ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>7-84-4～7-84-5 (略)</p> <p>7-84-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第42条第3項第1号関係)</p> <p>7-84-6-1 装備要件</p> <p>自動車(最高速度20km/h未満の軽自動車及び小型特殊自動車(長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の小型特殊自動車に限る。)を除く。)の後面には、制動灯を備えなければならない。</p> <p>7-84-6-2 (略)</p> <p>7-84-6-3 取付要件</p> <p>(1) 制動灯は、7-84-6-2-1(大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、⑤に係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える制動灯は、その照明部の中心の高さが地上2,000mm以下となる</p>

新旧対照表
205 / 521

新	旧
<p>③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える制動灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-84-7 従前規定の適用③</p> <p>昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第42条第3項第2号、第3号及び第4項関係)</p> <p>7-84-7-1 装備要件</p> <p>自動車(最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。)の後面(幅2m以上の自動車及び旅客自動車運送事業用自動車にあっては、後面の両側)には、制動灯を備えなければならない。</p> <p>7-84-7-2 (略)</p> <p>7-84-7-3 取付要件</p> <p>(1) 制動灯は、7-84-7-2-1(大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。))にあっては、⑤に係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える制動灯は、その照明部の中心の高さが地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える制動灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-84-8 従前規定の適用④</p> <p>平成8年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第42条第3項第4号関係)</p> <p>7-84-8-1～7-84-8-2 (略)</p> <p>7-84-8-3 取付要件</p> <p>(1) 制動灯は、7-84-9-2-1(大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、⑤に係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える制動灯は、その照明部の中心の高さが地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p>	<p>ように取付けられていること。</p> <p>③ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車に備える制動灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-84-7 従前規定の適用③</p> <p>昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第42条第3項第2号、第3号及び第4項関係)</p> <p>7-84-7-1 装備要件</p> <p>自動車(最高速度20km/h未満の軽自動車及び小型特殊自動車(長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の小型特殊自動車に限る。)を除く。)の後面(幅2m以上の自動車及び旅客自動車運送事業用自動車にあっては、後面の両側)には、制動灯を備えなければならない。</p> <p>7-84-7-2 (略)</p> <p>7-84-7-3 取付要件</p> <p>(1) 制動灯は、7-84-7-2-1(大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、⑤に係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える制動灯は、その照明部の中心の高さが地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>③ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車に備える制動灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-84-8 従前規定の適用④</p> <p>平成8年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第42条第3項第4号関係)</p> <p>7-84-8-1～7-84-8-2 (略)</p> <p>7-84-8-3 取付要件</p> <p>(1) 制動灯は、7-84-9-2-1(大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、⑤に係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える制動灯は、その照明部の中心の高さが地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p>

新旧対照表
206 / 521

新	旧
<p>③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える制動灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-84-9 従前規定の適用⑤ 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第42条第1項、第3項第5号及び第6号関係)</p> <p>7-84-9-1 装備要件 自動車(最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。)の後面の両側には、制動灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車及び幅0.8m以下の自動車には、制動灯を後面に1個備えればよい。</p> <p>7-84-9-2 (略)</p> <p>7-84-9-3 取付要件 (1) 制動灯は、7-84-9-2-1(大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。))にあっては、⑤に係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える制動灯は、その照明部の上縁の高さが地上2,100mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える制動灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-85 補助制動灯</p> <p>7-85-1 装備要件 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)の後面には、補助制動灯を備えなければならない。(保安基準第39条の2第1項)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>7-85-2～7-85-6 (略)</p> <p>7-86 後退灯</p> <p>7-86-1 装備要件 自動車には、後退灯を備えなければならない。</p>	<p>③ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車に備える制動灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-84-9 従前規定の適用⑤ 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第42条第1項、第3項第5号及び第6号関係)</p> <p>7-84-9-1 装備要件 自動車(最高速度20km/h未満の軽自動車及び小型特殊自動車(長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の小型特殊自動車に限る。))を除く。)の後面の両側には、制動灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに幅0.8m以下の自動車には、制動灯を後面に1個備えればよい。</p> <p>7-84-9-2 (略)</p> <p>7-84-9-3 取付要件 (1) 制動灯は、7-84-9-2-1(大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、⑤に係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車以外の自動車に備える制動灯は、その照明部の上縁の高さが地上2,100mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>③ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車に備える制動灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-85 補助制動灯</p> <p>7-85-1 装備要件 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)の後面には、補助制動灯を備えなければならない。(保安基準第39条の2第1項)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>7-85-2～7-85-6 (略)</p> <p>7-86 後退灯</p> <p>7-86-1 装備要件 自動車には、後退灯を備えなければならない。</p>

新旧対照表
207 / 521

新	旧
<p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅0.8m以下の自動車並びにこれらにより牽引される被牽引自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第40条第1項)</p> <p>7-86-2 (略)</p> <p>7-86-3 取付要件(視認等による審査) (1) 後退灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>ただし、②ただし書の後退灯であって⑤の規定に適合するものは、②前段の規定に適合するものとする。</p> <p>また、④ただし書の後退灯であって、独立した操作装置により消灯させることができるものは、当該基準に適合するものとする。(保安基準第40条第3項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 後退灯は、その照明部の上縁の高さが地上1,200mm以下(大型特殊自動車に備える後退灯であって、その自動車の構造上地上1,200mm以下に取付けることができないものについては、取付けることができる最低の高さ)、下縁の高さが250mm以上となるように取付けられなければならない。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。)以外の自動車の後面に備える後退灯の照明部は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。</p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも7-86-2(1)①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</p> <p>ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>また、後退灯を自動車の側面に取付ける場合にあっては、その基準軸が車両中心線を含む鉛直面と平行な当該灯火の取付部を含む鉛直面に対して15°以内の傾斜で側方に水平又は下方に向いているものは前段の基準に適合するものとする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>⑥～⑨ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-86-4～7-86-9 (略)</p> <p>7-86-10 従前規定の適用⑥</p>	<p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、小型特殊自動車(長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の小型特殊自動車に限る。)並びに幅0.8m以下の自動車並びにこれらにより牽引される被牽引自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第40条第1項)</p> <p>7-86-2 (略)</p> <p>7-86-3 取付要件(視認等による審査) (1) 後退灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>ただし、②ただし書の後退灯であって⑤の規定に適合するものは、②前段の規定に適合するものとする。</p> <p>また、④ただし書の後退灯であって、独立した操作装置により消灯させることができるものは、当該基準に適合するものとする。(保安基準第40条第3項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 後退灯は、その照明部の上縁の高さが地上1,200mm以下(大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備える後退灯であって、その自動車の構造上地上1,200mm以下に取付けることができないものについては、取付けることができる最低の高さ)、下縁の高さが250mm以上となるように取付けられなければならない。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車以外の自動車の後面に備える後退灯の照明部は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。</p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも7-86-2(1)①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</p> <p>ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>また、後退灯を自動車の側面に取付ける場合にあっては、その基準軸が車両中心線を含む鉛直面と平行な当該灯火の取付部を含む鉛直面に対して15°以内の傾斜で側方に水平又は下方に向いているものは前段の基準に適合するものとする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>⑥～⑨ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-86-4～7-86-9 (略)</p> <p>7-86-10 従前規定の適用⑥</p>

新旧対照表
208 / 521

新	旧
<p>平成 22 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 44 条第 6 項及び第 7 項関係)</p> <p>7-86-10-1～7-86-10-2 (略)</p> <p>7-86-10-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 後退灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。) 以外の自動車に備える後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 5° の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向 45° の平面 (後面の両側に後退灯が取付けられている場合は、後退灯の内側方向 30° の平面) 及び後退灯の外側方向 45° の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。</p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも 7-86-11-2 (1) ①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</p> <p>ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合においては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>また、白色の前部霧灯 (指定装置等) が後退灯として取付けられている自動車においては、後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 5° の平面及び下方 5° の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向 45° の平面 (後面の両側に白色の前部霧灯 (指定装置等) が後退灯として取付けられている場合は、後退灯の内側方向 10° の平面) 及び後退灯の外側方向 45° の平面により囲まれる範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けられなければならない。</p> <p>④～⑦ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-86-11 従前規定の適用⑦</p> <p>平成 27 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 44 条第 8 項関係)</p> <p>7-86-11-1 装備要件</p> <p>自動車には、後退灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅 0.8m 以下の自動車並びにこれらにより牽引される被牽引自動車においては、この限りでない。</p>	<p>平成 22 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 44 条第 6 項及び第 7 項関係)</p> <p>7-86-10-1～7-86-10-2 (略)</p> <p>7-86-10-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 後退灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。) 及び小型特殊自動車 以外の自動車に備える後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 5° の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向 45° の平面 (後面の両側に後退灯が取付けられている場合は、後退灯の内側方向 30° の平面) 及び後退灯の外側方向 45° の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。</p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも 7-86-11-2 (1) ①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</p> <p>ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合においては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>また、白色の前部霧灯 (指定装置等) が後退灯として取付けられている自動車においては、後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 5° の平面及び下方 5° の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向 45° の平面 (後面の両側に白色の前部霧灯 (指定装置等) が後退灯として取付けられている場合は、後退灯の内側方向 10° の平面) 及び後退灯の外側方向 45° の平面により囲まれる範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けられなければならない。</p> <p>④～⑦ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-86-11 従前規定の適用⑦</p> <p>平成 27 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 44 条第 8 項関係)</p> <p>7-86-11-1 装備要件</p> <p>自動車には、後退灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、小型特殊自動車 (長さ 4.7m 以下、幅 1.7m 以下、高さ 2.0m 以下、かつ、最高速度 15km/h 以</p>

新旧対照表
209 / 521

新	旧
<p>7-86-11-2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 後退灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が後退していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 後退灯は、昼間にその後方 100m の距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。</p> <p>この場合において、その光源が 15W 以上 75W 以下で照明部の大きさが 20cm² 以上であり、かつ、その機能が正常である後退灯は、この基準に適合するものとする。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-86-11-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 後退灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 後退灯は、その照明部の上縁の高さが地上 1,200mm 以下 (大型特殊自動車に備える後退灯であって、その自動車の構造上地上 1,200mm 以下に取付けることができないものにおいては、取付けることができる最低の高さ)、下縁の高さが 250mm 以上となるように取付けなければならない。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。) 以外の自動車に備える後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 5° の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向 45° の平面 (後面の両側に後退灯が取付けられている場合は、後退灯の内側方向 30° の平面) 及び後退灯の外側方向 45° の平面により囲まれる範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。</p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも 7-86-11-2 (1) ①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</p> <p>ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合においては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>⑥～⑨ (略)</p>	<p>下的小型特殊自動車に限る。)並びに幅 0.8m 以下の自動車並びにこれらにより牽引される被牽引自動車においては、この限りでない。</p> <p>7-86-11-2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 後退灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が後退していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 後退灯は、昼間にその後方 100m の距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。</p> <p>この場合において、その光源が 15W 以上 75W 以下で照明部の大きさが 20cm² 以上であり、かつ、その機能が正常である後退灯は、この基準に適合するものとする。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-86-11-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 後退灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 後退灯は、その照明部の上縁の高さが地上 1,200mm 以下 (大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備える後退灯であって、その自動車の構造上地上 1,200mm 以下に取付けることができないものにおいては、取付けることができる最低の高さ)、下縁の高さが 250mm 以上となるように取付けなければならない。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。) 及び小型特殊自動車 以外の自動車に備える後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 5° の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向 45° の平面 (後面の両側に後退灯が取付けられている場合は、後退灯の内側方向 30° の平面) 及び後退灯の外側方向 45° の平面により囲まれる範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。</p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも 7-86-11-2 (1) ①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</p> <p>ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合においては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>⑥～⑨ (略)</p>

新旧対照表
210 / 521

新	旧																								
<p>(2) (略)</p> <p>7-87 方向指示器 7-87-1 (略) 7-87-2 性能要件 7-87-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第41条第2項関係、細目告示第59条第1項及び第2項関係、細目告示第137条第1項関係)</p> <p>① 方向指示器は、方向の指示を表示する方向100m〔7-87-3(1)③、④(自動車の両側面の中央部に備える方向指示器を除く。)、⑤又は⑥(④の規定により自動車の両側面の中央部に備える方向指示器を除く。)の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、30m〕の位置から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。 この場合において、次の第1表に掲げる性能を有するものであって、かつ、その機能が正常である方向指示器は、この基準に適合するものとする。</p> <p>第1表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>方向指示器の種類</th> <th>自動車の種類</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器</td> <td>(略) 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>7-87-2-2 (略) 7-87-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準及び(2)の基準に適合するように取付けなければならない。(保安基準第41条第3項、細目告示第59条第3項関係、細目告示第137条第3項関係)</p> <p>① (略) ② 自動車の後面の両側には、方向指示器を備えること。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び幅0.8m以下の自動車並びに①ただし書の自動車にあっては、この限りでない。</p>	方向指示器の種類	自動車の種類	要件	ア 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	(略) 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(2) (略)</p> <p>7-87 方向指示器 7-87-1 (略) 7-87-2 性能要件 7-87-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第41条第2項関係、細目告示第59条第1項及び第2項関係、細目告示第137条第1項関係)</p> <p>① 方向指示器は、方向の指示を表示する方向100m〔7-87-3(1)③、④(自動車の両側面の中央部に備える方向指示器を除く。)、⑤又は⑥(④の規定により自動車の両側面の中央部に備える方向指示器を除く。)の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、30m〕の位置から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。 この場合において、次の第1表に掲げる性能を有するものであって、かつ、その機能が正常である方向指示器は、この基準に適合するものとする。</p> <p>第1表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>方向指示器の種類</th> <th>自動車の種類</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器</td> <td>(略) 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>7-87-2-2 (略) 7-87-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準及び(2)の基準に適合するように取付けなければならない。(保安基準第41条第3項、細目告示第59条第3項関係、細目告示第137条第3項関係)</p> <p>① (略) ② 自動車の後面の両側には、方向指示器を備えること。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、幅0.8m以下の自動車並びに①ただし書の自</p>	方向指示器の種類	自動車の種類	要件	ア 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	(略) 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
方向指示器の種類	自動車の種類	要件																							
ア 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	(略) 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車	(略)																							
(略)	(略)	(略)																							
(略)	(略)	(略)																							
方向指示器の種類	自動車の種類	要件																							
ア 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	(略) 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車	(略)																							
(略)	(略)	(略)																							
(略)	(略)	(略)																							

新旧対照表
211 / 521

新	旧
<p>③ 自動車(大型貨物自動車等、二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅0.8m以下の自動車並びに①ただし書の自動車を除く。)の両側面には、方向指示器を備えること。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 牽引自動車(②ただし書の自動車(大型特殊自動車を除く。)を除く。)と被牽引自動車を連結した場合(牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合を除く。)においては、その状態において①本文、②本文及び③の規定に適合するように方向指示器を備えること。</p> <p>⑥ 大型貨物自動車等である牽引自動車及び被牽引自動車には、④の規定に適合するように両側面の中央部に1個ずつ又は両側面に3個ずつ方向指示器を備えるほか、牽引自動車(②ただし書の自動車(大型特殊自動車を除く。)を除く。)と被牽引自動車を連結した場合(牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合を除く。)においては、その状態において牽引自動車又は被牽引自動車に①本文及び②本文の規定に適合するように、かつ、両側面に方向指示器を備えること。</p> <p>⑦ ①ただし書の自動車(被牽引自動車を除く。)で長さ6m以上のもの及び牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態における長さが6m以上となる場合における牽引自動車(②ただし書の自動車(大型特殊自動車を除く。)に限る。)又は被牽引自動車には、①本文の規定に準じて方向指示器を備えること。</p> <p>(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取付けなければならない。 この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第59条第3項関係、細目告示第137条第4項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える前方又は後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器の照明部のうちそれぞれ最内側にあるものの最内側の間隔は、600mm(幅が1.3m未満の自動車にあっては、400mm)以上であり、かつ、それぞれ最外側にあるもの(セミトレーラを牽引する牽引自動車に備える後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器を除く。)の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられていること。</p> <p>④ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える方向指示器は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにおいて、その照明部の最内縁において240mm以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにおいて、その照明部の中心において150mm以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯が2個以上備えられている場合の前方に対して方向の指示を表示するためのものの位置は、方向指示器の照明部の最外縁が最外側の前照灯の照明部の最外縁より外側にあること。</p>	<p>自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>③ 自動車(大型貨物自動車等、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、幅0.8m以下の自動車並びに①ただし書の自動車を除く。)の両側面には、方向指示器を備えること。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 牽引自動車(②ただし書の自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)を除く。)と被牽引自動車を連結した場合(牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合を除く。)においては、その状態において①本文、②本文及び③の規定に適合するように方向指示器を備えること。</p> <p>⑥ 大型貨物自動車等である牽引自動車及び被牽引自動車には、④の規定に適合するように両側面の中央部に1個ずつ又は両側面に3個ずつ方向指示器を備えるほか、牽引自動車(②ただし書の自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)を除く。)と被牽引自動車を連結した場合(牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合を除く。)においては、その状態において牽引自動車又は被牽引自動車に①本文及び②本文の規定に適合するように、かつ、両側面に方向指示器を備えること。</p> <p>⑦ ①ただし書の自動車(被牽引自動車を除く。)で長さ6m以上のもの及び牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態における長さが6m以上となる場合における牽引自動車(②ただし書の自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)に限る。)又は被牽引自動車には、①本文の規定に準じて方向指示器を備えること。</p> <p>(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取付けなければならない。 この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第59条第3項関係、細目告示第137条第4項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える前方又は後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器の照明部のうちそれぞれ最内側にあるものの最内側の間隔は、600mm(幅が1.3m未満の自動車にあっては、400mm)以上であり、かつ、それぞれ最外側にあるもの(セミトレーラを牽引する牽引自動車に備える後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器を除く。)の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられていること。</p> <p>④ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにおいて、その照明部の最内縁において240mm以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにおいて、その照明部の中心において150mm以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯が2個以上備えられている場合の前方に対して方向の指示を表示するためのものの位置は、方向指示器の照明部の最外縁が最外側の前照灯の照明部の最外縁より外側にあること。</p>

新旧対照表
212 / 521

新	旧
<p>⑤ 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える方向指示器は、その照明部の上縁の高さが地上 2,100mm (除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び大型特殊自動車に備える方向指示器並びに自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、2,300mm) 以下、下縁の高さが地上 350mm 以上 (セミトレーラでその自動車の構造上地上 350mm 以上に取付けることができないものにおいては、取付けることができる最高の高さ) となるように取付けられていること。</p> <p>⑥ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える方向指示器は、その照明部の中心の高さが地上 2,300mm 以下となるように取付けられていること。</p> <p>⑦ (1) ③及び⑤の自動車の両側面に備える方向指示器の照明部の最前縁は、自動車の前端から 2,500mm 以内 (大型特殊自動車にあっては 2,500mm 以内又は自動車の長さ (牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合にあっては、連結した状態における長さ) の 60% 以内、長さ 6m 以上の自動車 (専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員が 10 人未満のもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの及びその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車を除く。) にあっては、連結した状態における長さ) の 60% 以内) となるように取付けられていること。</p> <p>⑧～⑫ (略)</p> <p>⑬ 方向指示器は、他の灯火の点灯状態にかかわらず点灯操作及び消灯操作が行えるものであること。 ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える方向指示器にあっては、この限りでない。</p> <p>⑭～⑱ (略)</p> <p>⑲ 方向指示器は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 7-87-2-1 (1) [二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては 7-87-2-1 (1) ③の表ア及びイに係る部分を除き、大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。) にあっては同表ア及びウに係る部分を除く。] に掲げる性能 [専ら乗用の用に供する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、被牽引自動車及び長さ 6m 以上の自動車を除く。) であって乗車定員が 10 人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車 (三輪自動車、被牽引自動車及び長さ 6m 以上の自動車を除く。) であって車両総重量 3.5t 以下のものの前部又は後部に取付けられる側方灯 (灯光の色が橙色であるものに限る。) が同表アに規定する前部又は後面に備える方向指示器の性能を補充する性能を有する場合にあっては同表アの基準中「外側方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とする。] を損なわないように取付けられなければならない。</p> <p>ただし、自動車の構造上、7-87-2-1 (1) ③に規定する範囲において、全ての</p>	<p>⑤ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える方向指示器は、その照明部の上縁の高さが地上 2,100mm (除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備える方向指示器並びに自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、2,300mm) 以下、下縁の高さが地上 350mm 以上 (セミトレーラでその自動車の構造上地上 350mm 以上に取付けることができないものにおいては、取付けることができる最高の高さ) となるように取付けられていること。</p> <p>⑥ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器は、その照明部の中心の高さが地上 2,300mm 以下となるように取付けられていること。</p> <p>⑦ (1) ③及び⑤の自動車の両側面に備える方向指示器の照明部の最前縁は、自動車の前端から 2,500mm 以内 (大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては 2,500mm 以内又は自動車の長さ (牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合にあっては、連結した状態における長さ) の 60% 以内、長さ 6m 以上の自動車 (専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員が 10 人未満のもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの及びその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車を除く。) にあっては、連結した状態における長さ) の 60% 以内) となるように取付けられていること。</p> <p>⑧～⑫ (略)</p> <p>⑬ 方向指示器は、他の灯火の点灯状態にかかわらず点灯操作及び消灯操作が行えるものであること。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器にあっては、この限りでない。</p> <p>⑭～⑱ (略)</p> <p>⑲ 方向指示器は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 7-87-2-1 (1) [二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車にあっては 7-87-2-1 (1) ③の表ア及びイに係る部分を除き、大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。) 及び小型特殊自動車にあっては同表ア及びウに係る部分を除く。] に掲げる性能 [専ら乗用の用に供する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに長さ 6m 以上の自動車を除く。) であって乗車定員が 10 人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車 (三輪自動車、被牽引自動車及び長さ 6m 以上の自動車を除く。) であって車両総重量 3.5t 以下のものの前部又は後部に取付けられる側方灯 (灯光の色が橙色であるものに限る。) が同表アに規定する前部又は後面に備える方向指示器の性能を補充する性能を有する場合にあっては同表アの基準中「外側方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とする。] を損なわないように取付けられなければならない。</p> <p>ただし、自動車の構造上、7-87-2-1 (1) ③に規定する範囲において、全ての</p>

新旧対照表
213 / 521

新	旧
<p>位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>(3) 次のアからウまでの規定に適合する自動車の後面に備える方向指示器には、(2)の規定のうち⑥及び⑧(被牽引自動車の後面の両側の上部に備える方向指示器に限る。)の基準は適用しない。</p> <p>ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車の後面に備える方向指示器を除く。</p> <p>この場合において、方向指示器の II 面の高さが地上 2,100mm 以上となるように取付けられた後面に備える方向指示器に係る 7-87-2-1 (1) ③の適用に当たっては、同規定中「上方 15°」とあるのは「上方 5°」と読み替えるものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 後面の両側下部に方向指示器を備える自動車にあっては、照明部の上縁の高さが地上 1,500mm 以下 (大型特殊自動車にあっては地上 2,300mm 以下、除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあっては地上 2,100mm 以下) であり、かつ、照明部の最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内となるようにそれぞれ取付けられていること。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>7-87-4 適用関係の整理 (1) ~ (10) (略)</p> <p>(11) 次に掲げる自動車については、7-87-15 (従前規定の適用⑩) の規定を適用する。(適用関係告示第 45 条第 20 項関係) ①～④ (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>7-87-5 従前規定の適用① 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車で運転者席が車室内になく、かつ、かじ取ハンドルの中心から当該自動車の最外側までの距離が 650mm 未満のものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 2 項第 2 号関係)</p> <p>7-87-5-1 (略) 7-87-5-2 性能要件 7-87-5-2-1 視認等による審査 (1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①～② (略)</p> <p>③ 方向指示器の灯光の色は、黄色又は橙色 (7-87-5-3 (1) ⑥) に規定する方向指示器にあっては、橙色) であること。 ただし、方向の指示を前方に表示するためのものについては白色又は乳白色、方向の指示を後方又は後側方に表示するためのもの (7-87-5-3 (1) ⑥) に規定す</p>	<p>位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>(3) 次のアからウまでの規定に適合する自動車の後面に備える方向指示器には、(2)の規定のうち⑥及び⑧(被牽引自動車の後面の両側の上部に備える方向指示器に限る。)の基準は適用しない。</p> <p>ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車の後面に備える方向指示器を除く。</p> <p>この場合において、方向指示器の II 面の高さが地上 2,100mm 以上となるように取付けられた後面に備える方向指示器に係る 7-87-2-1 (1) ③の適用に当たっては、同規定中「上方 15°」とあるのは「上方 5°」と読み替えるものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 後面の両側下部に方向指示器を備える自動車にあっては、照明部の上縁の高さが地上 1,500mm 以下 (大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては地上 2,300mm 以下、除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあっては地上 2,100mm 以下) であり、かつ、照明部の最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内となるようにそれぞれ取付けられていること。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>7-87-4 適用関係の整理 (1) ~ (10) (略)</p> <p>(11) 次の①から④に掲げる自動車については、7-87-15 (従前規定の適用⑩) の規定を適用する。(適用関係告示第 45 条第 20 項関係) ①～④ (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>7-87-5 従前規定の適用① 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車で運転者席が車室内になく、かつ、かじ取ハンドルの中心から当該自動車の最外側までの距離が 650mm 未満のものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 2 項第 2 号関係)</p> <p>7-87-5-1 (略) 7-87-5-2 性能要件 7-87-5-2-1 視認等による審査 (1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①～② (略)</p> <p>③ 方向指示器の灯光の色は、黄色又は橙色 (7-87-5-3 (1) ⑥) に規定する方向指示器にあっては、橙色) であること。 ただし、方向の指示を前方に表示するためのものについては白色又は乳白色、方向の指示を後方又は後側方に表示するためのもの (7-87-5-3 (1) ⑥) に規定す</p>

新旧対照表
214 / 521

新	旧
<p>る方向指示器を除く。)については赤色とすることができる。</p> <p>(2) 7-87-5 に規定する自動車には、(1) の規定にかかわらず、次の基準に適合する灯火式方向指示器を備えることができる。</p> <p>ただし、7-87-5-3 (1) ⑤の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、この限りでない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(3) 7-87-5 に規定する自動車には、(1) の規定にかかわらず、次の基準に適合する腕木式方向指示器を備えればよい。</p> <p>ただし、7-87-5-3 (1) ⑤の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、この限りでない。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>7-87-5-2-2 (略)</p> <p>7-87-5-3 取付要件</p> <p>(1) 7-87-5-2-1 (1) の方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① 方向指示器は、毎分 50 回以上 120 回以下の一定の周期で点滅し、又は光度が増減するものであること。</p> <p>ただし、⑤に規定する方向指示器にあっては、毎分 60 回以上 120 回以下の一定の周期で点滅するものでなければならない。</p> <p>この場合において、連鎖式点灯をする方向指示器については、一つ以上の光源が点灯を開始した時点で点灯状態と判断するものとし、対を成すものとの点灯の位相は対称であること。</p> <p>また、光度が増減する方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 前方又は後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器の指示部のうちそれぞれ最内側にあるものの最内側の間隔は、600mm (幅が 1.3m 未満の自動車にあっては、400mm) 以上であり、かつ、それぞれ最外側にあるもの (セミトレーラを牽引する牽引自動車に備える後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器を除く。) の指示部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内となるように取付けられていること。</p> <p>ただし、方向指示器の指示部の中心の間隔が自動車の幅の 50% 以上であるものにあっては、この限りでない。</p> <p>(削除)</p>	<p>る方向指示器を除く。)については赤色とすることができる。</p> <p>(2) 7-87-5 に規定する自動車には、(1) の規定にかかわらず、次の基準に適合する灯火式方向指示器を備えることができる。</p> <p>ただし、7-87-5-3 (1) ⑥の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、この限りでない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(3) 7-87-5 に規定する自動車には、(1) の規定にかかわらず、次の基準に適合する腕木式方向指示器を備えればよい。</p> <p>ただし、7-87-5-3 (1) ⑥の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、この限りでない。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>7-87-5-2-2 (略)</p> <p>7-87-5-3 取付要件</p> <p>(1) 7-87-5-2-1 (1) の方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① 方向指示器は、毎分 50 回以上 120 回以下の一定の周期で点滅し、又は光度が増減するものであること。</p> <p>ただし、⑥に規定する方向指示器にあっては、毎分 60 回以上 120 回以下の一定の周期で点滅するものでなければならない。</p> <p>この場合において、連鎖式点灯をする方向指示器については、一つ以上の光源が点灯を開始した時点で点灯状態と判断するものとし、対を成すものとの点灯の位相は対称であること。</p> <p>また、光度が増減する方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ カタビラ及びびそりを有する軽自動車以外の自動車に備える 前方又は後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器の指示部のうちそれぞれ最内側にあるものの最内側の間隔は、600mm (幅が 1.3m 未満の自動車にあっては、400mm) 以上であり、かつ、それぞれ最外側にあるもの (セミトレーラを牽引する牽引自動車に備える後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器を除く。) の指示部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内となるように取付けられていること。</p> <p>ただし、方向指示器の指示部の中心の間隔が自動車の幅の 50% 以上であるものにあっては、この限りでない。</p> <p>④ カタビラ及びびそりを有する軽自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 300mm (光源が 8W 以上のものにあつては 250mm) 以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 150mm 以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯が 2</p>

新旧対照表
215 / 521

新	旧
<p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 自動車の両側面に備える方向指示器 (⑤に規定する方向指示器を除く。) の指示部の最前縁は、牽引自動車の前端から牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態における長さの 60% 以内となるように取付けられていること。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ 自動車の両側面に備える方向指示器は、非常点滅表示灯を動作させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅し、又は光度が増減する構造 (⑤に規定する方向指示器にあっては、点滅する構造) とすることができる。</p> <p>この場合においては、当該方向指示器 (⑤に規定するものを除く。) を非常点滅表示灯とみなして、制動灯が点灯している場合には、その操作装置を操作した状態においても点滅又は光度の増減を停止する構造とすることができる。</p> <p>(2) 7-87-5-2-1 (2) の灯火式方向指示器は、7-87-5-2-1 (2) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 方向指示器は、(1) ②、④から⑦までの基準に準じたものであること。</p> <p>(3) 7-87-5-2-1 (3) の腕木式方向指示器は、7-87-5-2-1 (3) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 腕木式方向指示器は、(1) ⑤から⑦までの基準に準じたものであること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>7-87-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された牽引自動車と運転者席が車室内になく、かつ、かじ取ハンドルの中心から当該牽引自動車の最外側までの距離が 650mm 未満のもの、昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された被牽引自動車と牽引自動車のかじ取ハンドルの中心から当該被牽引自動車の最外側までの距離が 650mm 未満のものを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 2 項第 3 号関係)</p> <p>7-87-6-1 装備要件</p> <p>自動車には、次に掲げるところにより方向指示器を備えなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 大型貨物自動車等である牽引自動車及び被牽引自動車には、牽引自動車 (幅 0.8m 以下の自動車及び①ただし書の自動車 (大型特殊自動車を除く。) を除く。) と被牽引自動車を連結した場合 (牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合に限る。) においては、その状態において牽引自動車又は被牽引自動車に①の本文の規定に適合するように、かつ、両側面に方向指示器を備えること。</p> <p>③ ①のただし書の自動車 (被牽引自動車を除く。) で長さ 6m 以上のもの及び牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態における長さが 6m 以上となる場合における牽</p>	<p>額以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側にあること。</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>⑦ 自動車の両側面に備える方向指示器 (⑥に規定する方向指示器を除く。) の指示部の最前縁は、牽引自動車の前端から牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態における長さの 60% 以内となるように取付けられていること。</p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ 自動車の両側面に備える方向指示器は、非常点滅表示灯を動作させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅し、又は光度が増減する構造 (⑥に規定する方向指示器にあっては、点滅する構造) とすることができる。</p> <p>この場合においては、当該方向指示器 (⑥に規定するものを除く。) を非常点滅表示灯とみなして、制動灯が点灯している場合には、その操作装置を操作した状態においても点滅又は光度の増減を停止する構造とすることができる。</p> <p>(2) 7-87-5-2-1 (2) の灯火式方向指示器は、7-87-5-2-1 (2) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 方向指示器は、(1) ②、④から⑧までの基準に準じたものであること。</p> <p>(3) 7-87-5-2-1 (3) の腕木式方向指示器は、7-87-5-2-1 (3) に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 腕木式方向指示器は、(1) ⑥から⑧までの基準に準じたものであること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>7-87-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された牽引自動車と運転者席が車室内になく、かつ、かじ取ハンドルの中心から当該牽引自動車の最外側までの距離が 650mm 未満のもの、昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された被牽引自動車と牽引自動車のかじ取ハンドルの中心から当該被牽引自動車の最外側までの距離が 650mm 未満のものを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 2 項第 3 号関係)</p> <p>7-87-6-1 装備要件</p> <p>自動車には、次に掲げるところにより方向指示器を備えなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 大型貨物自動車等である牽引自動車及び被牽引自動車には、牽引自動車 (カタビラ及びびそりを有する軽自動車、幅 0.8m 以下の自動車並びに①ただし書の自動車 (大型特殊自動車及びびそりを有する小型特殊自動車を除く。) を除く。) と被牽引自動車を連結した場合 (牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合に限る。) においては、その状態において牽引自動車又は被牽引自動車に①の本文の規定に適合するように、かつ、両側面に方向指示器を備えること。</p> <p>③ ①のただし書の自動車 (被牽引自動車を除く。) で長さ 6m 以上のもの及び牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態における長さが 6m 以上となる場合における牽</p>

新旧対照表
216 / 521

新	旧
<p>引自動車（幅 0.8m 以下の自動車及び①ただし書の自動車（大型特殊自動車を除く。）に限る。）又は被牽引自動車には、①の本文の規定に準じて方向指示器を備えること。</p> <p>7-87-6-2 (略)</p> <p>7-87-6-3 取付要件</p> <p>(1) 7-87-6-2-1 (1) の方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① 方向指示器は、毎分 50 回以上 120 回以下の一定の周期で点滅し、又は光度が増減するものであること。</p> <p>ただし、⑤に規定する方向指示器にあっては、毎分 60 回以上 120 回以下の一定の周期で点滅するものでなければならない。</p> <p>この場合において、連鎖式点灯をする方向指示器については、一つ以上の光源が点灯を開始した時点で点灯状態と判断するものとし、対を成すものとの点灯の位相は対称であること。</p> <p>また、光度が増減する方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 前方又は後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器の指示部のうちそれぞれ最内側にあるもの最内側の間隔は、600mm（幅が 1.3m 未満の自動車にあっては、400mm）以上であり、かつ、それぞれ最外側にあるもの（セミトレーラを牽引する牽引自動車に備える後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器を除く。）の指示部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内となるように取付けられていること。</p> <p>ただし、方向指示器の指示部の中心の間隔が自動車の幅の 50% 以上であるものについては、この限りでない。</p> <p>(削除)</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>⑥ 7-87-6-1②の自動車の両側面に備える方向指示器（⑤に規定する方向指示器を除く。）の指示部の最前縁は、牽引自動車の前端から牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態における長さの 60% 以内となるように取付けられていること。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ 自動車の両側面に備える方向指示器は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅し、又は光度が増減する構造 ⑤</p>	<p>引自動車（カタビラ及びソリを有する軽自動車、幅 0.8m 以下の自動車並びに①ただし書の自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に限る。）又は被牽引自動車には、①の本文の規定に準じて方向指示器を備えること。</p> <p>7-87-6-2 (略)</p> <p>7-87-6-3 取付要件</p> <p>(1) 7-87-6-2-1 (1) の方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① 方向指示器は、毎分 50 回以上 120 回以下の一定の周期で点滅し、又は光度が増減するものであること。</p> <p>ただし、⑥に規定する方向指示器にあっては、毎分 60 回以上 120 回以下の一定の周期で点滅するものでなければならない。</p> <p>この場合において、連鎖式点灯をする方向指示器については、一つ以上の光源が点灯を開始した時点で点灯状態と判断するものとし、対を成すものとの点灯の位相は対称であること。</p> <p>また、光度が増減する方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ カタビラ及びソリを有する軽自動車以外の自動車に備える 前方又は後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器の指示部のうちそれぞれ最内側にあるもの最内側の間隔は、600mm（幅が 1.3m 未満の自動車にあっては、400mm）以上であり、かつ、それぞれ最外側にあるもの（セミトレーラを牽引する牽引自動車に備える後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器を除く。）の指示部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内となるように取付けられていること。</p> <p>ただし、方向指示器の指示部の中心の間隔が自動車の幅の 50% 以上であるものについては、この限りでない。</p> <p>④ カタビラ及びソリを有する軽自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものには 300mm（光源が 8W 以上のものには 250mm）以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものには 150mm 以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯が 2 個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものには最外側の前照灯より外側にあること。</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>⑦ 7-87-6-1②の自動車の両側面に備える方向指示器（⑥に規定する方向指示器を除く。）の指示部の最前縁は、牽引自動車の前端から牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態における長さの 60% 以内となるように取付けられていること。</p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ 自動車の両側面に備える方向指示器は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅し、又は光度が増減する構造 ⑥</p>

新旧対照表
217 / 521

新	旧
<p>に規定する方向指示器にあっては、点滅する構造」とすることができる。</p> <p>この場合においては、当該方向指示器（⑤に規定するものを除く。）を非常点滅表示灯とみなして、制動灯が点灯している場合には、その操作装置を操作した状態においても点滅又は光度の増減を停止する構造とすることができる。</p> <p>(2) 7-87-6-2-1 (2) の灯火式方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 方向指示器は、(1) ②、④から⑦までの基準に準じたものであること。</p> <p>(3) 7-87-6-2-1 (3) の腕木式方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 腕木式方向指示器は、(1) ⑤から⑦までの基準に準じたものであること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>7-87-7 従前規定の適用③</p> <p>昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された牽引自動車と昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車（7-87-6 の牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 45 条第 2 項第 4 号及び第 3 項第 2 号関係）</p> <p>7-87-7-1 装備要件</p> <p>自動車には、次に掲げるところにより方向指示器を備えなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 牽引自動車（幅 0.8m 以下の自動車及び①ただし書の自動車（大型特殊自動車を除く。）を除く。）と被牽引自動車を連結した場合（牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合を除く。）においては、その状態において①の本文の規定に適合するように方向指示器を備えること。</p> <p>③ 大型貨物自動車等である牽引自動車及び被牽引自動車には、牽引自動車（幅 0.8m 以下の自動車及び①ただし書の自動車（大型特殊自動車を除く。）を除く。）と被牽引自動車を連結した場合（牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合に限る。）においては、その状態において牽引自動車又は被牽引自動車に①の本文の規定に適合するように方向指示器を備えること。</p> <p>④ ①のただし書の自動車（被牽引自動車を除く。）で長さ 6m 以上のもの及び牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態における長さが 6m 以上となる場合における牽引自動車（幅 0.8m 以下の自動車及び①ただし書の自動車（大型特殊自動車を除く。）に限る。）又は被牽引自動車には、①の本文の規定に準じて方向指示器を備えること。</p> <p>7-87-7-2 性能要件</p> <p>7-87-7-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。</p>	<p>に規定する方向指示器にあっては、点滅する構造」とすることができる。</p> <p>この場合においては、当該方向指示器（⑥に規定するものを除く。）を非常点滅表示灯とみなして、制動灯が点灯している場合には、その操作装置を操作した状態においても点滅又は光度の増減を停止する構造とすることができる。</p> <p>(2) 7-87-6-2-1 (2) の灯火式方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 方向指示器は、(1) ②、④から⑧までの基準に準じたものであること。</p> <p>(3) 7-87-6-2-1 (3) の腕木式方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 腕木式方向指示器は、(1) ⑥から⑧までの基準に準じたものであること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>7-87-7 従前規定の適用③</p> <p>昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された牽引自動車と昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車（7-87-6 の牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 45 条第 2 項第 4 号及び第 3 項第 2 号関係）</p> <p>7-87-7-1 装備要件</p> <p>自動車には、次に掲げるところにより方向指示器を備えなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 牽引自動車（カタビラ及びソリを有する軽自動車、幅 0.8m 以下の自動車並びに①ただし書の自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）を除く。）と被牽引自動車を連結した場合（牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合を除く。）においては、その状態において①の本文の規定に適合するように方向指示器を備えること。</p> <p>③ 大型貨物自動車等である牽引自動車及び被牽引自動車には、牽引自動車（カタビラ及びソリを有する軽自動車、幅 0.8m 以下の自動車並びに①ただし書の自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）を除く。）と被牽引自動車を連結した場合（牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合に限る。）においては、その状態において牽引自動車又は被牽引自動車に①の本文の規定に適合するように方向指示器を備えること。</p> <p>④ ①のただし書の自動車（被牽引自動車を除く。）で長さ 6m 以上のもの及び牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態における長さが 6m 以上となる場合における牽引自動車（カタビラ及びソリを有する軽自動車、幅 0.8m 以下の自動車並びに①ただし書の自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に限る。）又は被牽引自動車には、①の本文の規定に準じて方向指示器を備えること。</p> <p>7-87-7-2 性能要件</p> <p>7-87-7-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。</p>

新旧対照表
218 / 521

新	旧
<p>①～② (略)</p> <p>③ 方向指示器の灯光の色は、黄色又は橙色 (7-87-7-3 (1) ⑤) に規定する方向指示器にあっては、橙色) であること。 ただし、方向の指示を前方に表示するためのものについては白色又は乳白色、方向の指示を後方又は後側方に表示するためのもの (7-87-7-3 (1) ⑤) に規定する方向指示器を除く。) については赤色とすることができる。</p> <p>(2) 7-87-7 に規定する自動車には、(1) の規定にかかわらず、次の基準に適合する灯火式方向指示器を備えることができる。 ただし、7-87-7-3 (1) ⑤ の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、この限りでない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(3) 7-87-7 に規定する自動車には、(1) の規定にかかわらず、次の基準に適合する腕木式方向指示器を備えればよい。 ただし、7-87-7-3 (1) ⑤ の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、この限りでない。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(4) ～ (5) (略)</p> <p>7-87-7-2-2 (略)</p> <p>7-87-7-3 取付要件</p> <p>(1) 7-87-7-2-1 (1) の方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① 方向指示器は、毎分 50 回以上 120 回以下の一定の周期で点滅し、又は光度が増減するものであること。 ただし、⑤ に規定する方向指示器にあっては、毎分 60 回以上 120 回以下の一定の周期で点滅するものでなければならない。 この場合において、連鎖式点灯をする方向指示器については、一つ以上の光源が点灯を開始した時点で点灯状態と判断するものとし、対を成すものとの点灯の位相は対称であること。 また、光度が増減する方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 前方又は後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器の指示部のうちそれぞれ最内側にあるものの最内側の間隔は、600mm (幅が 1.3m 未満の自動車にあっては、400mm) 以上であり、かつ、それぞれ最外側にあるもの (セミトレーラを牽引する牽引自動車に備える後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器を除く。) の指示部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内となるように取付けられていること。</p> <p>ただし、方向指示器の指示部の中心の間隔が自動車の幅の 50% 以上であるもの</p>	<p>①～② (略)</p> <p>③ 方向指示器の灯光の色は、黄色又は橙色 (7-87-7-3 (1) ⑥) に規定する方向指示器にあっては、橙色) であること。 ただし、方向の指示を前方に表示するためのものについては白色又は乳白色、方向の指示を後方又は後側方に表示するためのもの (7-87-7-3 (1) ⑥) に規定する方向指示器を除く。) については赤色とすることができる。</p> <p>(2) 7-87-7 に規定する自動車には、(1) の規定にかかわらず、次の基準に適合する灯火式方向指示器を備えることができる。 ただし、7-87-7-3 (1) ⑥ の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、この限りでない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(3) 7-87-7 に規定する自動車には、(1) の規定にかかわらず、次の基準に適合する腕木式方向指示器を備えればよい。 ただし、7-87-7-3 (1) ⑥ の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、この限りでない。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(4) ～ (5) (略)</p> <p>7-87-7-2-2 (略)</p> <p>7-87-7-3 取付要件</p> <p>(1) 7-87-7-2-1 (1) の方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① 方向指示器は、毎分 50 回以上 120 回以下の一定の周期で点滅し、又は光度が増減するものであること。 ただし、⑥ に規定する方向指示器にあっては、毎分 60 回以上 120 回以下の一定の周期で点滅するものでなければならない。 この場合において、連鎖式点灯をする方向指示器については、一つ以上の光源が点灯を開始した時点で点灯状態と判断するものとし、対を成すものとの点灯の位相は対称であること。 また、光度が増減する方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>カタビラ及びびそりを有する軽自動車以外の自動車に備える</u> 前方又は後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器の指示部のうちそれぞれ最内側にあるものの最内側の間隔は、600mm (幅が 1.3m 未満の自動車にあっては、400mm) 以上であり、かつ、それぞれ最外側にあるもの (セミトレーラを牽引する牽引自動車に備える後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器を除く。) の指示部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内となるように取付けられていること。 ただし、方向指示器の指示部の中心の間隔が自動車の幅の 50% 以上であるもの</p>

新旧対照表
219 / 521

新	旧
<p>にあっては、この限りでない。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>⑦ 自動車の両側面に備える方向指示器は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅し、又は光度が増減する構造 (⑤) に規定する方向指示器にあっては、点滅する構造) とすることができる。 この場合においては、当該方向指示器 (⑤) に規定するものを除く。) を非常点滅表示灯とみなして、制動灯が点灯している場合には、その操作装置を操作した状態においても点滅又は光度の増減を停止する構造とすることができる。</p> <p>(2) 7-87-7-2-1 (2) の灯火式方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 方向指示器は、(1) ②、④から⑥までの基準に準じたものであること。</p> <p>(3) 7-87-7-2-1 (3) の腕木式方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 腕木式方向指示器は、(1) ⑤及び⑥の基準に準じたものであること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>7-87-8 (略)</p> <p>7-87-9 従前規定の適用⑤</p> <p>昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号及び第 4 項関係)</p> <p>7-87-9-1 装備要件</p> <p>自動車には、次に掲げるところにより方向指示器を備えなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 牽引自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅 0.8m 以下の自動車並びに①ただし書の自動車 (大型特殊自動車を除く。) を除く。) と被牽引自動車とを連結した場合 (牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合を除く。) においては、その状態において①の本文の規定に適合するように方向指示器を備えること。</p> <p>③ 大型貨物自動車等である牽引自動車及び被牽引自動車には、牽引自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅 0.8m 以下の自動車並びに①ただし書の自動車 (大型特殊自動車を除く。) を除く。) と被牽引自動車とを連結した場合 (牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合に限る。) においては、その状態において牽引自動車又は被牽引自動車に①の本文の規定に適合するように、かつ、両側</p>	<p>にあっては、この限りでない。</p> <p>④ <u>カタビラ及びびそりを有する軽自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 300mm (光源が 8W 以上のものにあつては 250mm) 以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 150mm 以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯が 2 個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側にあること。</u></p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>⑧ 自動車の両側面に備える方向指示器は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅し、又は光度が増減する構造 (⑥) に規定する方向指示器にあっては、点滅する構造) とすることができる。 この場合においては、当該方向指示器 (⑥) に規定するものを除く。) を非常点滅表示灯とみなして、制動灯が点灯している場合には、その操作装置を操作した状態においても点滅又は光度の増減を停止する構造とすることができる。</p> <p>(2) 7-87-7-2-1 (2) の灯火式方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 方向指示器は、(1) ②、④から⑦までの基準に準じたものであること。</p> <p>(3) 7-87-7-2-1 (3) の腕木式方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 腕木式方向指示器は、(1) ⑥及び⑦の基準に準じたものであること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>7-87-8 (略)</p> <p>7-87-9 従前規定の適用⑤</p> <p>昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 45 条第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号及び第 4 項関係)</p> <p>7-87-9-1 装備要件</p> <p>自動車には、次に掲げるところにより方向指示器を備えなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 牽引自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、<u>カタビラ及びびそりを有する軽自動車</u>、幅 0.8m 以下の自動車並びに①ただし書の自動車 (大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。) を除く。) と被牽引自動車とを連結した場合 (牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合を除く。) においては、その状態において①の本文の規定に適合するように方向指示器を備えること。</p> <p>③ 大型貨物自動車等である牽引自動車及び被牽引自動車には、牽引自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、<u>カタビラ及びびそりを有する軽自動車</u>、幅 0.8m 以下の自動車並びに①ただし書の自動車 (大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。) を除く。) と被牽引自動車とを連結した場合 (牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合に限る。) においては、その状態において牽引自動車又は被牽</p>

新旧対照表
220 / 521

新	旧
面に方向指示器を備えること。	引自動車に①の本文の規定に適合するように、かつ、両側面に方向指示器を備えること。
④ ①のただし書の自動車（被牽引自動車を除く。）で長さ6m以上のもの及び牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態における長さが6m以上となる場合における牽引自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅0.8m以下の自動車並びに①のただし書の自動車（大型特殊自動車を除く。）に限る。）又は被牽引自動車には、①の本文の規定に準じて方向指示器を備えること。	④ ①のただし書の自動車（被牽引自動車を除く。）で長さ6m以上のもの及び牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態における長さが6m以上となる場合における牽引自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、 <u>カタビラ及びそりを有する軽自動車</u> 、幅0.8m以下の自動車並びに①のただし書の自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に限る。）又は被牽引自動車には、①の本文の規定に準じて方向指示器を備えること。
7-87-9-2 (略)	7-87-9-2 (略)
7-87-9-3 取付要件	7-87-9-3 取付要件
(1) 7-87-9-2-1 (1) の方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。	(1) 7-87-9-2-1 (1) の方向指示器は、次の基準に適合するように取付けられなければならない。
①～② (略)	①～② (略)
③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える前方又は後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器の指示部のうちそれぞれ最内側にあるものの最内縁の間隔は、600mm（幅が1.3m未満の自動車にあっては、400mm）以上であり、かつ、それぞれ最外側にあるもの（セミトレーラを牽引する牽引自動車に備える後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器を除く。）の指示部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられていること。	③ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びに <u>カタビラ及びそりを有する軽自動車</u> 以外の自動車に備える前方又は後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器の指示部のうちそれぞれ最内側にあるものの最内縁の間隔は、600mm（幅が1.3m未満の自動車にあっては、400mm）以上であり、かつ、それぞれ最外側にあるもの（セミトレーラを牽引する牽引自動車に備える後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器を除く。）の指示部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられていること。
ただし、方向指示器の指示部の中心の間隔が自動車の幅の50%以上であるものにあつては、この限りでない。	ただし、方向指示器の指示部の中心の間隔が自動車の幅の50%以上であるものにあつては、この限りでない。
④ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては300mm（光源が8W以上のものにあつては250mm）以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては150mm以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯が2個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側にあること。	④ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びに <u>カタビラ及びそりを有する軽自動車</u> に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては300mm（光源が8W以上のものにあつては250mm）以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては150mm以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯が2個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側にあること。
⑤～⑨ (略)	⑤～⑨ (略)
(2) ～ (4) (略)	(2) ～ (4) (略)
7-87-10 従前規定の適用⑥	7-87-10 従前規定の適用⑥
昭和39年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第45条第5項第2号関係）	昭和39年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第45条第5項第2号関係）
7-87-10-1 (略)	7-87-10-1 (略)
7-87-10-2 性能要件	7-87-10-2 性能要件
7-87-10-2-1 視認等による審査	7-87-10-2-1 視認等による審査
(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。	(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。
① 方向指示器は、方向の指示を表示する方向30mの距離から指示部の形状が確認できるものであること。	① 方向指示器は、方向の指示を表示する方向30mの距離から指示部の形状が確認できるものであること。

新旧対照表
221 / 521

新	旧																								
② 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、①の基準に適合するものとする。	② 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、①の基準に適合するものとする。																								
この場合において、指示部の取扱い、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。	この場合において、指示部の取扱い、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。																								
ア 次表に掲げる要件を備える各方向指示器	ア 次表に掲げる要件を備える各方向指示器																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>方向指示器の種類</th> <th>自動車の種類</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(7) 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器</td> <td>二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	方向指示器の種類	自動車の種類	要件	(7) 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>方向指示器の種類</th> <th>自動車の種類</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(7) 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器</td> <td>二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車並びに<u>カタビラ及びそりを有する軽自動車</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	方向指示器の種類	自動車の種類	要件	(7) 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車並びに <u>カタビラ及びそりを有する軽自動車</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
方向指示器の種類	自動車の種類	要件																							
(7) 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車	(略)																							
(略)	(略)	(略)																							
(略)	(略)	(略)																							
方向指示器の種類	自動車の種類	要件																							
(7) 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車並びに <u>カタビラ及びそりを有する軽自動車</u>	(略)																							
(略)	(略)	(略)																							
(略)	(略)	(略)																							
※1～3 (略)	※1～3 (略)																								
注 (略)	注 (略)																								
イ～エ (略)	イ～エ (略)																								
③ (略)	③ (略)																								
④ 方向指示器の指示部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種類に応じ、同表の右欄に掲げる位置から見通すことができるものであること。	④ 方向指示器の指示部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種類に応じ、同表の右欄に掲げる位置から見通すことができるものであること。																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>方向指示器の種類</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>イ ウに掲げる自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（方向指示器を側面のみに備えるものに限る。）以外の自動車の両側面に備える方向指示器（7-87-10-3 (1) ③に規定するものを除く。）</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	方向指示器の種類	位置	(略)	(略)	イ ウに掲げる自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（方向指示器を側面のみに備えるものに限る。）以外の自動車の両側面に備える方向指示器（7-87-10-3 (1) ③に規定するものを除く。）	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>方向指示器の種類</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>イ ウに掲げる自動車及び二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びに<u>カタビラ及びそりを有する軽自動車</u>（方向指示器を側面のみに備えるものに限る。）以外の自動車の両側面に備える方向指示器（7-87-10-3 (1) ③に規定するものを除く。）</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	方向指示器の種類	位置	(略)	(略)	イ ウに掲げる自動車及び二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びに <u>カタビラ及びそりを有する軽自動車</u> （方向指示器を側面のみに備えるものに限る。）以外の自動車の両側面に備える方向指示器（7-87-10-3 (1) ③に規定するものを除く。）	(略)	(略)	(略)								
方向指示器の種類	位置																								
(略)	(略)																								
イ ウに掲げる自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（方向指示器を側面のみに備えるものに限る。）以外の自動車の両側面に備える方向指示器（7-87-10-3 (1) ③に規定するものを除く。）	(略)																								
(略)	(略)																								
方向指示器の種類	位置																								
(略)	(略)																								
イ ウに掲げる自動車及び二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びに <u>カタビラ及びそりを有する軽自動車</u> （方向指示器を側面のみに備えるものに限る。）以外の自動車の両側面に備える方向指示器（7-87-10-3 (1) ③に規定するものを除く。）	(略)																								
(略)	(略)																								
(2) ～ (4) (略)	(2) ～ (4) (略)																								
7-87-10-2-2 (略)	7-87-10-2-2 (略)																								
7-87-10-3 取付要件	7-87-10-3 取付要件																								
(1) 7-87-10-2-1 (1) の方向指示器は、7-87-10-2-1 (1) (二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては7-87-10-2-1 (1) ④の表アに係る部分を除き、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）にあってはア及びイに係る部分を除く。）に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。	(1) 7-87-10-2-1 (1) の方向指示器は、7-87-10-2-1 (1) (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びに <u>カタビラ及びそりを有する軽自動車</u> にあっては7-87-10-2-1 (1) ④の表アに係る部分を除き、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあってはア及びイに係る部分を除く。）に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。																								
①～② (略)	①～② (略)																								
③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える前方又は後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器の指示部のうちそれぞれ最内側にあるものの最内縁の間隔は、600mm（幅が1.3m未満の自動車にあっては、400mm）以上であり、かつ、それぞれ最外側にあるもの（セミトレーラを牽引する牽引自	③ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びに <u>カタビラ及びそりを有する軽自動車</u> 以外の自動車に備える前方又は後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器の指示部のうちそれぞれ最内側にあるものの最内縁の間隔は、600mm（幅が1.3m未満の自動車にあっては、400mm）以上であり、かつ、それぞれ最外側にあるもの（セミトレーラを牽引する牽引自																								

新旧対照表
222 / 521

新	旧
<p>動車に備える後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器を除く。)の指示部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられていること。</p> <p>ただし、方向指示器の指示部の中心の間隔が自動車の幅の50%以上であるものにあつては、この限りでない。</p> <p>④ 二輪自動車及び側付二輪自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては300mm(光源が8W以上のものにあつては250mm)以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては150mm以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯が2個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側にあること。</p> <p>⑤～⑩(略)</p> <p>(2)～(3)(略)</p> <p>7-87-11(略)</p> <p>7-87-12 従前規定の適用⑧</p> <p>昭和44年9月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第45条第3項第3号関係)</p> <p>7-87-12-1 装備要件</p> <p>自動車には、次に掲げるところにより方向指示器を備えなければならない。</p> <p>①(略)</p> <p>② 長さ6m以上の自動車の後面の両側には、方向指示器を備えること。</p> <p>ただし、二輪自動車、側付二輪自動車及び幅0.8m以下の自動車並びに①ただし書の自動車にあつては、この限りでない。</p> <p>③ 長さ6m以上の自動車(大型貨物自動車等、二輪自動車、側付二輪自動車及び幅0.8m以下の自動車並びに①に掲げるただし書の自動車を除く。)の両側面には、方向指示器を備えること。</p> <p>④(略)</p> <p>⑤ 牽引自動車(②に掲げるただし書の自動車(大型特殊自動車を除く。))を除く。)と被牽引自動車とを連結した場合(牽引自動車又は被牽引自動車が大貨物自動車等である場合を除く。)においては、その状態において①の本文、②の本文及び③の規定に適合するように方向指示器を備えること。</p> <p>⑥ 大型貨物自動車等である牽引自動車及び被牽引自動車には、④の規定に適合するように両側面の中央部に方向指示器を備えるほか、牽引自動車(②に掲げるただし書の自動車(大型特殊自動車を除く。))を除く。)と被牽引自動車とを連結した場合(牽引自動車又は被牽引自動車が大貨物自動車等である場合に限る。)においては、その状態において牽引自動車又は被牽引自動車に①の本文及び②の本文の規定に適合するように、かつ、両側面に方向指示器を備えること。</p> <p>⑦ ①のただし書の自動車(被牽引自動車を除く。)で長さ6m以上のもの及び牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態における長さが6m以上となる場合における牽</p>	<p>の(セミトレーラを牽引する牽引自動車に備える後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器を除く。)の指示部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられていること。</p> <p>ただし、方向指示器の指示部の中心の間隔が自動車の幅の50%以上であるものにあつては、この限りでない。</p> <p>④ 二輪自動車、側付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては300mm(光源が8W以上のものにあつては250mm)以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては150mm以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯が2個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては最外側の前照灯より外側にあること。</p> <p>⑤～⑩(略)</p> <p>(2)～(3)(略)</p> <p>7-87-11(略)</p> <p>7-87-12 従前規定の適用⑧</p> <p>昭和44年9月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第45条第3項第3号関係)</p> <p>7-87-12-1 装備要件</p> <p>自動車には、次に掲げるところにより方向指示器を備えなければならない。</p> <p>①(略)</p> <p>② 長さ6m以上の自動車の後面の両側には、方向指示器を備えること。</p> <p>ただし、二輪自動車、側付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、幅0.8m以下の自動車並びに①ただし書の自動車にあつては、この限りでない。</p> <p>③ 長さ6m以上の自動車(大型貨物自動車等、二輪自動車、側付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、幅0.8m以下の自動車並びに①に掲げるただし書の自動車を除く。)の両側面には、方向指示器を備えること。</p> <p>④(略)</p> <p>⑤ 牽引自動車(②に掲げるただし書の自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。))を除く。)と被牽引自動車とを連結した場合(牽引自動車又は被牽引自動車が大貨物自動車等である場合を除く。)においては、その状態において①の本文、②の本文及び③の規定に適合するように方向指示器を備えること。</p> <p>⑥ 大型貨物自動車等である牽引自動車及び被牽引自動車には、④の規定に適合するように両側面の中央部に方向指示器を備えるほか、牽引自動車(②に掲げるただし書の自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。))を除く。)と被牽引自動車とを連結した場合(牽引自動車又は被牽引自動車が大貨物自動車等である場合に限る。)においては、その状態において牽引自動車又は被牽引自動車に①の本文及び②の本文の規定に適合するように、かつ、両側面に方向指示器を備えること。</p> <p>⑦ ①のただし書の自動車(被牽引自動車を除く。)で長さ6m以上のもの及び牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態における長さが6m以上となる場合における牽</p>

新旧対照表
223 / 521

新	旧																																								
<p>引自動車(②に掲げるただし書の自動車(大型特殊自動車を除く。))に限る。)又は被牽引自動車には、①の本文の規定に準じて方向指示器を備えること。</p> <p>7-87-12-2 性能要件</p> <p>7-87-12-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①(略)</p> <p>② 次に掲げるものであつて、その機能が正常であるものは、①の基準に適合するものとする。</p> <p>この場合において、指示部の取扱いは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>ア 次表に掲げる要件を備える各方向指示器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>方向指示器の種類</th> <th>自動車の種類</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(7) 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器</td> <td>二輪自動車、側付二輪自動車及び三輪自動車</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1～3(略)</p> <p>注(略)</p> <p>イ～エ(略)</p> <p>③(略)</p> <p>④ 方向指示器の指示部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種類に応じ、同表の右欄に掲げる位置から見通すことができるものであること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>方向指示器の種類</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>イ ウに掲げる自動車、二輪自動車、側付二輪自動車及び三輪自動車(方向指示器を側面にのみ備えるものに限る。)以外の自動車の両側面に備える方向指示器(7-87-12-3(1)③に規定するものを除く。)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(4)(略)</p> <p>7-87-12-2-2(略)</p> <p>7-87-12-3 取付要件</p> <p>(1) 7-87-12-2-1(1)の方向指示器は、7-87-12-2-1(1)の(二輪自動車、側付二輪自動車及び三輪自動車)にあつては7-87-12-2-1(1)③の表アに係る部分を除き、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)にあつてはア及びイに係る部分を除く。)に掲げ</p>	方向指示器の種類	自動車の種類	要件	(7) 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	二輪自動車、側付二輪自動車及び三輪自動車	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	方向指示器の種類	位置	(略)	(略)	イ ウに掲げる自動車、二輪自動車、側付二輪自動車及び三輪自動車(方向指示器を側面にのみ備えるものに限る。)以外の自動車の両側面に備える方向指示器(7-87-12-3(1)③に規定するものを除く。)	(略)	(略)	(略)	<p>引自動車(②に掲げるただし書の自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。))に限る。)又は被牽引自動車には、①の本文の規定に準じて方向指示器を備えること。</p> <p>7-87-12-2 性能要件</p> <p>7-87-12-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①(略)</p> <p>② 次に掲げるものであつて、その機能が正常であるものは、①の基準に適合するものとする。</p> <p>この場合において、指示部の取扱いは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>ア 次表に掲げる要件を備える各方向指示器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>方向指示器の種類</th> <th>自動車の種類</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(7) 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器</td> <td>二輪自動車、側付二輪自動車及び三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1～3(略)</p> <p>注(略)</p> <p>イ～エ(略)</p> <p>③(略)</p> <p>④ 方向指示器の指示部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種類に応じ、同表の右欄に掲げる位置から見通すことができるものであること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>方向指示器の種類</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>イ ウに掲げる自動車及び二輪自動車、側付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車(方向指示器を側面にのみ備えるものに限る。)以外の自動車の両側面に備える方向指示器(7-87-12-3(1)③に規定するものを除く。)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(4)(略)</p> <p>7-87-12-2-2(略)</p> <p>7-87-12-3 取付要件</p> <p>(1) 7-87-12-2-1(1)の方向指示器は、7-87-12-2-1(1)の(二輪自動車、側付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車)にあつては7-87-12-2-1(1)③の表アに係る部分を除き、大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型</p>	方向指示器の種類	自動車の種類	要件	(7) 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	二輪自動車、側付二輪自動車及び三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	方向指示器の種類	位置	(略)	(略)	イ ウに掲げる自動車及び二輪自動車、側付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車(方向指示器を側面にのみ備えるものに限る。)以外の自動車の両側面に備える方向指示器(7-87-12-3(1)③に規定するものを除く。)	(略)	(略)	(略)
方向指示器の種類	自動車の種類	要件																																							
(7) 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	二輪自動車、側付二輪自動車及び三輪自動車	(略)																																							
(略)	(略)	(略)																																							
(略)	(略)	(略)																																							
方向指示器の種類	位置																																								
(略)	(略)																																								
イ ウに掲げる自動車、二輪自動車、側付二輪自動車及び三輪自動車(方向指示器を側面にのみ備えるものに限る。)以外の自動車の両側面に備える方向指示器(7-87-12-3(1)③に規定するものを除く。)	(略)																																								
(略)	(略)																																								
方向指示器の種類	自動車の種類	要件																																							
(7) 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	二輪自動車、側付二輪自動車及び三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車	(略)																																							
(略)	(略)	(略)																																							
(略)	(略)	(略)																																							
方向指示器の種類	位置																																								
(略)	(略)																																								
イ ウに掲げる自動車及び二輪自動車、側付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車(方向指示器を側面にのみ備えるものに限る。)以外の自動車の両側面に備える方向指示器(7-87-12-3(1)③に規定するものを除く。)	(略)																																								
(略)	(略)																																								

新旧対照表
224 / 521

新	旧												
<p>る性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える前方又は後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器の指示部のうちそれぞれ最内側にあるものの最内側の間隔は、600mm(幅が1.3m未満の自動車にあっては、400mm)以上であり、かつ、それぞれ最外側にあるもの(セミトレーラを牽引する牽引自動車に備える後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器を除く。)の指示部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられていること。</p> <p>ただし、方向指示器の指示部の中心の間隔が自動車の幅の50%以上であるものには、この限りでない。</p> <p>④ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものには300mm(光源が8W以上のものには250mm)以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものには150mm以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯が2個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものには最外側の前照灯より外側にあること。</p> <p>⑤～⑪ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>7-87-13 従前規定の適用⑨</p> <p>昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第45条第3項第4号、第3項第5号、第5項及び第6項関係)</p> <p>7-87-13-1 (略)</p> <p>7-87-13-2 性能要件</p> <p>7-87-13-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、①の基準に適合するものとする。</p> <p>この場合において、指示部の取扱いは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>ア 次表に掲げる要件を備える各方向指示器</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>方向指示器の種類</th> <th>自動車の種類</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(7) 方向の指示を前</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	方向指示器の種類	自動車の種類	要件	(7) 方向の指示を前	(略)	(略)	<p>特殊自動車にあってはア及びイに係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える前方又は後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器の指示部のうちそれぞれ最内側にあるものの最内側の間隔は、600mm(幅が1.3m未満の自動車にあっては、400mm)以上であり、かつ、それぞれ最外側にあるもの(セミトレーラを牽引する牽引自動車に備える後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器を除く。)の指示部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられていること。</p> <p>ただし、方向指示器の指示部の中心の間隔が自動車の幅の50%以上であるものには、この限りでない。</p> <p>④ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものには300mm(光源が8W以上のものには250mm)以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものには150mm以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯が2個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものには最外側の前照灯より外側にあること。</p> <p>⑤～⑪ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>7-87-13 従前規定の適用⑨</p> <p>昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第45条第3項第4号、第3項第5号、第5項及び第6項関係)</p> <p>7-87-13-1 (略)</p> <p>7-87-13-2 性能要件</p> <p>7-87-13-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、①の基準に適合するものとする。</p> <p>この場合において、指示部の取扱いは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>ア 次表に掲げる要件を備える各方向指示器</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>方向指示器の種類</th> <th>自動車の種類</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(7) 方向の指示を前</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	方向指示器の種類	自動車の種類	要件	(7) 方向の指示を前	(略)	(略)
方向指示器の種類	自動車の種類	要件											
(7) 方向の指示を前	(略)	(略)											
方向指示器の種類	自動車の種類	要件											
(7) 方向の指示を前	(略)	(略)											

新旧対照表
225 / 521

新	旧												
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">方又は後方に対して表示するための方向指示器</td> <td style="width: 40%;">二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車</td> <td style="width: 30%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>※1～2 (略)</p> <p>注 (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ 自動車の両側面に備える方向指示器(7-87-13-3(1)③に規定するものを除く。)は、次の基準に適合する構造とすることができる。</p> <p>ア 自動車(大型貨物自動車等、二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅0.8m以下の自動車並びに7-87-13-1①のただし書の自動車を除く。)の両側面に備える方向指示器は、自動車の後端(後面の両側に方向指示器を備えた自動車にあっては、当該方向指示器を結ぶ直線)を含み車両中心面に直交する鉛直面上で自動車の最外側から外側方1mの距離に相当する点における地上1mから2.5mまでの全ての位置から指示部を見通すことができるものであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 牽引自動車(7-87-13-1②のただし書の自動車(大型特殊自動車を除く。))と被牽引自動車とを連結した場合(牽引自動車又は被牽引自動車が大貨物自動車等である場合に限り。)において牽引自動車又は被牽引自動車の両側面に備える方向指示器は、被牽引自動車の後端(後面の両側に方向指示器を備えた自動車にあっては、当該方向指示器を結ぶ直線)を含み車両中心面に直交する鉛直面上で自動車の最外側から外側方1mの距離に相当する点における地上1mから2.5mまでの全ての位置から指示部を見通すことができるものであること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>7-87-13-2-2 (略)</p> <p>7-87-13-3 取付要件</p> <p>(1) 7-87-13-2-1(1)の方向指示器は、7-87-13-2-1(1)(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。))にあっては7-87-13-2-1(1)④に係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える前方又は後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器の指示部のうちそれぞれ最内側にあるものの最内側の間隔は、600mm(幅が1.3m未満の自動車にあっては、400mm)</p>	方又は後方に対して表示するための方向指示器	二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">方又は後方に対して表示するための方向指示器</td> <td style="width: 40%;">二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車</td> <td style="width: 30%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>※1～2 (略)</p> <p>注 (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ 自動車の両側面に備える方向指示器(7-87-13-3(1)③に規定するものを除く。)は、次の基準に適合する構造とすることができる。</p> <p>ア 自動車(大型貨物自動車等、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、幅0.8m以下の自動車並びに7-87-13-1①のただし書の自動車を除く。)の両側面に備える方向指示器は、自動車の後端(後面の両側に方向指示器を備えた自動車にあっては、当該方向指示器を結ぶ直線)を含み車両中心面に直交する鉛直面上で自動車の最外側から外側方1mの距離に相当する点における地上1mから2.5mまでの全ての位置から指示部を見通すことができるものであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 牽引自動車(7-87-13-1②のただし書の自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。))と被牽引自動車とを連結した場合(牽引自動車又は被牽引自動車が大貨物自動車等である場合に限り。)において牽引自動車又は被牽引自動車の両側面に備える方向指示器は、被牽引自動車の後端(後面の両側に方向指示器を備えた自動車にあっては、当該方向指示器を結ぶ直線)を含み車両中心面に直交する鉛直面上で自動車の最外側から外側方1mの距離に相当する点における地上1mから2.5mまでの全ての位置から指示部を見通すことができるものであること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>7-87-13-2-2 (略)</p> <p>7-87-13-3 取付要件</p> <p>(1) 7-87-13-2-1(1)の方向指示器は、7-87-13-2-1(1)(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。))並びに小型特殊自動車にあっては7-87-13-2-1(1)④に係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える前方又は後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器の指示部のうちそれぞれ最内側にあるものの最内側の間隔は、600mm(幅が1.3m</p>	方又は後方に対して表示するための方向指示器	二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車並びに カタビラ及びそりを有する軽自動車	(略)	(略)	(略)	(略)
方又は後方に対して表示するための方向指示器	二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車	(略)											
(略)	(略)	(略)											
方又は後方に対して表示するための方向指示器	二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車並びに カタビラ及びそりを有する軽自動車	(略)											
(略)	(略)	(略)											

新旧対照表
226 / 521

新	旧
<p>以上であり、かつ、それぞれ最外側にあるもの（セミトレーラを牽引する牽引自動車に備える後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器を除く。）の指示部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられていること。</p> <p>ただし、方向指示器の指示部の中心の間隔が自動車の幅の50%以上であるものについては、この限りでない。</p> <p>④ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものについては300mm（光源が8W以上のものについては250mm）以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものについては150mm以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯が2個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものについては最外側の前照灯より外側にあること。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 7-87-13-1③及び⑤の自動車の両側面に備える方向指示器の指示部の最前縁は、自動車の前端から2,500mm以内（大型特殊自動車については2,500mm以内又は自動車の長さ（牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合においては、連結した状態における長さ）の60%以内、長さ6m以上の自動車については自動車の長さ（牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合においては、連結した状態における長さ）の60%以内）となるように取付けられていること。</p> <p>⑦～⑩ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>7-87-14 従前規定の適用⑩ 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第45条第1項、第2項第7号、第3項第6号及び第7項関係）</p> <p>7-87-14-1 装備要件 自動車には、次に掲げるところにより方向指示器を備えなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 自動車の後面の両側には、方向指示器を備えること。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び幅0.8m以下の自動車並びに①ただし書の自動車については、この限りでない。</p> <p>③ 自動車（大型貨物自動車等、二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅0.8m以下の自動車並びに①に掲げるただし書の自動車を除く。）の両側面には、方向指示器を備えること。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 牽引自動車（②に掲げるただし書の自動車（大型特殊自動車を除く。）を除く。）と被牽引自動車を連結した場合（牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合を除く。）においては、その状態において①の本文、②の本文及び③の</p>	<p>未滿の自動車については、400mm)以上であり、かつ、それぞれ最外側にあるもの（セミトレーラを牽引する牽引自動車に備える後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器を除く。）の指示部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられていること。</p> <p>ただし、方向指示器の指示部の中心の間隔が自動車の幅の50%以上であるものについては、この限りでない。</p> <p>④ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものについては300mm（光源が8W以上のものについては250mm）以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものについては150mm以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯が2個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものについては最外側の前照灯より外側にあること。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 7-87-13-1③及び⑤の自動車の両側面に備える方向指示器の指示部の最前縁は、自動車の前端から2,500mm以内（大型特殊自動車及び小型特殊自動車については2,500mm以内又は自動車の長さ（牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合においては、連結した状態における長さ）の60%以内、長さ6m以上の自動車については自動車の長さ（牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合においては、連結した状態における長さ）の60%以内）となるように取付けられていること。</p> <p>⑦～⑩ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>7-87-14 従前規定の適用⑩ 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第45条第1項、第2項第7号、第3項第6号及び第7項関係）</p> <p>7-87-14-1 装備要件 自動車には、次に掲げるところにより方向指示器を備えなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 自動車の後面の両側には、方向指示器を備えること。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、<u>カタピラ及びそりを有する軽自動車</u>、大型特殊自動車、<u>小型特殊自動車</u>、幅0.8m以下の自動車並びに①ただし書の自動車については、この限りでない。</p> <p>③ 自動車（大型貨物自動車等、二輪自動車、側車付二輪自動車、<u>カタピラ及びそりを有する軽自動車</u>、幅0.8m以下の自動車並びに①に掲げるただし書の自動車を除く。）の両側面には、方向指示器を備えること。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 牽引自動車（②に掲げるただし書の自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）を除く。）と被牽引自動車を連結した場合（牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合を除く。）においては、その状態において①の本文、</p>

新旧対照表
227 / 521

新	旧																														
<p>規定に適合するように方向指示器を備えること。</p> <p>⑥ 大型貨物自動車等である牽引自動車及び被牽引自動車には、④の規定に適合するように両側面の中央部に方向指示器を備えるほか、牽引自動車（②に掲げるただし書の自動車（大型特殊自動車を除く。）を除く。）と被牽引自動車を連結した場合（牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合に限る。）においては、その状態において牽引自動車又は被牽引自動車に①の本文及び②の本文の規定に適合するように、かつ、両側面に方向指示器を備えること。</p> <p>⑦ ①のただし書の自動車（被牽引自動車を除く。）で長さ6m以上のもの及び牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態における長さが6m以上となる場合における牽引自動車（②に掲げるただし書の自動車（大型特殊自動車を除く。）に限る。）又は被牽引自動車には、①の本文の規定に準じて方向指示器を備えること。</p> <p>7-87-14-2 性能要件 7-87-14-2-1 視認等による審査 (1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、①の基準に適合するものとする。 この場合において、指示部の取扱いは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 ア 次表に掲げる要件を備える各方向指示器</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>方向指示器の種類</th> <th>自動車の種類</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1～2 (略) 注 (略) イ～エ (略)</p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ 自動車の両側面に備える方向指示器（7-87-14-3(1)③に規定するものを除く。）は、次の基準に適合する構造とすることができる。 ア 自動車（大型貨物自動車等、二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅0.8m以下の自動車並びに7-87-14-1①のただし書の自動車を除く。）の両側面に備える方向指示器は、自動車の後端（後面の両側に方向指示器を備えた自動車については、当該方向指示器を結ぶ直線）を含み車両中心面に直交する鉛直面上で自動車の最外側から外側方1mの距離に相当する点における地上1mか</p>	方向指示器の種類	自動車の種類	要件	(ア) 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	(略)	(略)		二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>②の本文及び③の規定に適合するように方向指示器を備えること。</p> <p>⑥ 大型貨物自動車等である牽引自動車及び被牽引自動車には、④の規定に適合するように両側面の中央部に方向指示器を備えるほか、牽引自動車（②に掲げるただし書の自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）を除く。）と被牽引自動車を連結した場合（牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合に限る。）においては、その状態において牽引自動車又は被牽引自動車に①の本文及び②の本文の規定に適合するように、かつ、両側面に方向指示器を備えること。</p> <p>⑦ ①のただし書の自動車（被牽引自動車を除く。）で長さ6m以上のもの及び牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態における長さが6m以上となる場合における牽引自動車（②に掲げるただし書の自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に限る。）又は被牽引自動車には、①の本文の規定に準じて方向指示器を備えること。</p> <p>7-87-14-2 性能要件 7-87-14-2-1 視認等による審査 (1) 方向指示器は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、①の基準に適合するものとする。 この場合において、指示部の取扱いは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 ア 次表に掲げる要件を備える各方向指示器</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>方向指示器の種類</th> <th>自動車の種類</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1～2 (略) 注 (略) イ～エ (略)</p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ 自動車の両側面に備える方向指示器（7-87-14-3(1)③に規定するものを除く。）は、次の基準に適合する構造とすることができる。 ア 自動車（大型貨物自動車等、二輪自動車、側車付二輪自動車、<u>カタピラ及びそりを有する軽自動車</u>、幅0.8m以下の自動車並びに7-87-14-1①のただし書の自動車を除く。）の両側面に備える方向指示器は、自動車の後端（後面の両側に方向指示器を備えた自動車については、当該方向指示器を結ぶ直線）を含み車両中心面に直交する鉛直面上で自動車の最外側から外側方1m</p>	方向指示器の種類	自動車の種類	要件	(ア) 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	(略)	(略)		二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
方向指示器の種類	自動車の種類	要件																													
(ア) 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	(略)	(略)																													
	二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車	(略)																													
(略)	(略)	(略)																													
(略)	(略)	(略)																													
方向指示器の種類	自動車の種類	要件																													
(ア) 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	(略)	(略)																													
	二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車	(略)																													
(略)	(略)	(略)																													
(略)	(略)	(略)																													

新旧対照表
228 / 521

新	旧
<p>ら2.5mまでの全ての位置から指示部を見通すことができるものであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 牽引自動車(7-87-14-1②)のただし書の自動車(大型特殊自動車を除く。)を除く。)と被牽引自動車とを連結した場合(牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合に限る。)において牽引自動車又は被牽引自動車の両側面に備える方向指示器は、被牽引自動車の後端(後面の両側に方向指示器を備えた自動車にあっては、当該方向指示器を結ぶ直線)を含み車両中心面に直交する鉛直面上で自動車の最外側から外側方1mの距離に相当する点における地上1mから2.5mまでの全ての位置から指示部を見通すことができるものであること。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>7-87-14-2-2 (略)</p> <p>7-87-14-3 取付要件</p> <p>(1) 方向指示器は、7-87-14-2-1(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。))にあっては7-87-14-2-1(1)④に係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けなければならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える前方又は後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器の指示部のうちそれぞれ最内側にあるものの最内側の間隔は、600mm(幅が1.3m未満の自動車にあっては、400mm)以上であり、かつ、それぞれ最外側にあるもの(セミトレーラを牽引する牽引自動車に備える後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器を除く。)の指示部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられていること。</p> <p>ただし、方向指示器の指示部の中心の間隔が自動車の幅の50%以上であるものには、この限りでない。</p> <p>④ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものには300mm(光源が8W以上のものには250mm)以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものには150mm以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯が2個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものには最外側の前照灯より外側にあること。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 7-87-14-1③及び⑥の自動車の両側面に備える方向指示器の指示部の最前縁は、自動車の前端から2,500mm以内(大型特殊自動車にあっては2,500mm以内又は自動車の長さ(牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合にあっては、連結した状態における長さ)の60%以内、長さ6m以上の自動車にあっては自動車の長</p>	<p>の距離に相当する点における地上1mから2.5mまでの全ての位置から指示部を見通すことができるものであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 牽引自動車(7-87-14-1②)のただし書の自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)を除く。)と被牽引自動車とを連結した場合(牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合に限る。)において牽引自動車又は被牽引自動車の両側面に備える方向指示器は、被牽引自動車の後端(後面の両側に方向指示器を備えた自動車にあっては、当該方向指示器を結ぶ直線)を含み車両中心面に直交する鉛直面上で自動車の最外側から外側方1mの距離に相当する点における地上1mから2.5mまでの全ての位置から指示部を見通すことができるものであること。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>7-87-14-2-2 (略)</p> <p>7-87-14-3 取付要件</p> <p>(1) 方向指示器は、7-87-14-2-1(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。))並びに小型特殊自動車にあっては7-87-14-2-1(1)④に係る部分を除く。)に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けなければならない。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える前方又は後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器の指示部のうちそれぞれ最内側にあるものの最内側の間隔は、600mm(幅が1.3m未満の自動車にあっては、400mm)以上であり、かつ、それぞれ最外側にあるもの(セミトレーラを牽引する牽引自動車に備える後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器を除く。)の指示部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられていること。</p> <p>ただし、方向指示器の指示部の中心の間隔が自動車の幅の50%以上であるものには、この限りでない。</p> <p>④ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器は、その指示部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものには300mm(光源が8W以上のものには250mm)以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものには150mm以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯が2個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものには最外側の前照灯より外側にあること。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 7-87-14-1③及び⑥の自動車の両側面に備える方向指示器の指示部の最前縁は、自動車の前端から2,500mm以内(大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては2,500mm以内又は自動車の長さ(牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合にあっては、連結した状態における長さ)の60%以内、長さ6m以上の自動車に</p>

新旧対照表
229 / 521

新	旧																		
<p>き(牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合にあっては、連結した状態における長さ)の60%以内)となるように取付けられていること。</p> <p>⑦～⑪ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-87-15 従前規定の適用①</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第45条第20項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>7-87-15-1 (略)</p> <p>7-87-15-2 性能要件</p> <p>7-87-15-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 方向指示器は、方向の指示を表示する方向100m[7-87-15-3(1)③、④(自動車の両側面の中央部に備える方向指示器を除く。)]又は⑥(④の規定により自動車の両側面に備える方向指示器を除く。)の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、30m]の位置から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。</p> <p>この場合において、次の第1表に掲げる性能を有するものであって、かつ、その機能が正常である方向指示器は、この基準に適合するものとする。</p> <p>第1表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>方向指示器の種類</th> <th>自動車の種類</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器</td> <td>二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-87-15-2-2 (略)</p> <p>7-87-15-3 取付要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準及び(2)に適合するように取付けなければならない。</p> <p>① (略)</p>	方向指示器の種類	自動車の種類	要件	ア 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>あっては自動車の長さ(牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合にあっては、連結した状態における長さ)の60%以内)となるように取付けられていること。</p> <p>⑦～⑪ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-87-15 従前規定の適用①</p> <p>次の①から④に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第45条第20項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>7-87-15-1 (略)</p> <p>7-87-15-2 性能要件</p> <p>7-87-15-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 方向指示器は、方向の指示を表示する方向100m[7-87-15-3(1)③、④(自動車の両側面の中央部に備える方向指示器を除く。)]又は⑥(④の規定により自動車の両側面に備える方向指示器を除く。)の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、30m]の位置から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。</p> <p>この場合において、次の第1表に掲げる性能を有するものであって、かつ、その機能が正常である方向指示器は、この基準に適合するものとする。</p> <p>第1表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>方向指示器の種類</th> <th>自動車の種類</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器</td> <td>二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-87-15-2-2 (略)</p> <p>7-87-15-3 取付要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準及び(2)に適合するように取付けなければならない。</p> <p>① (略)</p>	方向指示器の種類	自動車の種類	要件	ア 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車	(略)	(略)	(略)	(略)
方向指示器の種類	自動車の種類	要件																	
ア 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車	(略)																	
(略)	(略)	(略)																	
方向指示器の種類	自動車の種類	要件																	
ア 方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器	二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車	(略)																	
(略)	(略)	(略)																	

新旧対照表
230 / 521

新	旧
<p>ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5t以下のものの前面に備える方向指示器の照明部の下縁の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合においては当該方向指示器の基準軸（当該方向指示器の基準軸が明確でない場合は、照明部中心とすることができる。）を含む水平面より下方に限り同表アの基準中「内側方向45°」とあるのは「内側方向20°」とする。）を損なわないように取付けられなければならない。</p>	<p>能を有する場合にあっては同表アの基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5t以下のものの前面に備える方向指示器の照明部の下縁の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合においては当該方向指示器の基準軸（当該方向指示器の基準軸が明確でない場合は、照明部中心とすることができる。）を含む水平面より下方に限り同表アの基準中「内側方向45°」とあるのは「内側方向20°」とする。）を損なわないように取付けられなければならない。</p>
<p>ただし、自動車の構造上、7-87-15-2-1 (1) ③に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>(3) 次のアからウまでの規定に適合する自動車の後面に備える方向指示器には、(2)の規定のうち⑤及び⑩（被牽引自動車の後面の両側の上部に備える方向指示器に限る。）の基準は適用しない。</p>	<p>ただし、自動車の構造上、7-87-15-2-1 (1) ③に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>(3) 次のアからウまでの規定に適合する自動車の後面に備える方向指示器には、(2)の規定のうち⑤及び⑩（被牽引自動車の後面の両側の上部に備える方向指示器に限る。）の基準は適用しない。</p>
<p>ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び車両総重量750kg以下の被牽引自動車の後面に備える方向指示器を除く。</p> <p>この場合において、上縁の高さが地上2,100mm以上となるように取付けられた後面に備える方向指示器に係る7-87-15-2-1 (1) ③の適用に当たっては、同規定中「上方15°」とあるのは「上方5°」と読み替えるものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 後面の両側下部に方向指示器を備える自動車にあっては、照明部の上縁の高さが地上1,500mm以下（大型特殊自動車にあっては地上2,300mm以下、除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあっては地上2,100mm以下）であり、かつ、照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるようにそれぞれ取付けられていること。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに車両総重量750kg以下の被牽引自動車の後面に備える方向指示器を除く。</p> <p>この場合において、上縁の高さが地上2,100mm以上となるように取付けられた後面に備える方向指示器に係る7-87-15-2-1 (1) ③の適用に当たっては、同規定中「上方15°」とあるのは「上方5°」と読み替えるものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 後面の両側下部に方向指示器を備える自動車にあっては、照明部の上縁の高さが地上1,500mm以下（大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては地上2,300mm以下、除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあっては地上2,100mm以下）であり、かつ、照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるようにそれぞれ取付けられていること。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4) (略)</p>
<p>7-87-16 従前規定の適用⑩ 平成32年6月14日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第45条第21項関係）</p> <p>7-87-16-1~7-87-16-2 (略)</p> <p>7-87-16-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取付けられなければならない。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13</p>	<p>7-87-16 従前規定の適用⑩ 平成32年6月14日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第45条第21項関係）</p> <p>7-87-16-1~7-87-16-2 (略)</p> <p>7-87-16-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取付けられなければならない。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13</p>

新旧対照表
233 / 521

新	旧
<p>「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>①~③ (略)</p> <p>④ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える方向指示器は、その照明部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものには300mm（光源が8W以上のものには250mm）以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものには150mm以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯が2個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものには最外側の前照灯より外側にあること。</p> <p>⑤~⑩ (略)</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p>	<p>「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>①~③ (略)</p> <p>④ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器は、その照明部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものには300mm（光源が8W以上のものには250mm）以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものには150mm以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯が2個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものには最外側の前照灯より外側にあること。</p> <p>⑤~⑩ (略)</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p>
<p>7-88 補助方向指示器 7-88-1~7-88-2 (略)</p> <p>7-88-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 補助方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第41条の2第3項関係）</p> <p>この場合において、補助方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第60条第2項関係、細目告示第138条第3項関係）</p> <p>① (略)</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える補助方向指示器は、その照明部の上縁の高さが地上2,300mm以下、下縁の高さが地上350mm以上（セミトレーラでその自動車の構造上地上350mm以上に取付けることができないものには、取付けることができる最高の高さ）となるように取付けられていること。</p> <p>③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える補助方向指示器は、その照明部の中心の高さが地上2,300mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>④~⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-88-4~7-88-6 (略)</p>	<p>7-88 補助方向指示器 7-88-1~7-88-2 (略)</p> <p>7-88-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 補助方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第41条の2第3項関係）</p> <p>この場合において、補助方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第60条第2項関係、細目告示第138条第3項関係）</p> <p>① (略)</p> <p>② 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える補助方向指示器は、その照明部の上縁の高さが地上2,300mm以下、下縁の高さが地上350mm以上（セミトレーラでその自動車の構造上地上350mm以上に取付けることができないものには、取付けることができる最高の高さ）となるように取付けられていること。</p> <p>③ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車に備える補助方向指示器は、その照明部の中心の高さが地上2,300mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>④~⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-88-4~7-88-6 (略)</p>
<p>7-89 非常点滅表示灯 7-89-1 整備要件</p> <p>自動車には、非常点滅表示灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、幅0.8m以下の自動車及び最高速度40km/h未満の自動車並びにこれらにより牽引される被牽引自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第41条の3第1項）</p>	<p>7-89 非常点滅表示灯 7-89-1 整備要件</p> <p>自動車には、非常点滅表示灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、幅0.8m以下の自動車並びに最高速度40km/h未満の自動車並びにこれらにより牽引される被牽引自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第41条の3第1項）</p>

新旧対照表
234 / 521

新	旧
<p>7-89-2～7-89-6 (略)</p> <p>7-89-7 従前規定の適用③ 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 47 条第 1 項関係)</p> <p>7-89-7-1 装備要件 (1) 自動車には、非常点滅表示灯を備えなければならない。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、幅 0.8m 以下の自動車及び最高速度 40 km/h 未満の自動車並びにこれらにより牽引される被牽引自動車にあつては、この限りでない。 (2) (略)</p> <p>7-89-7-2～7-89-7-3 (略)</p> <p>7-89-8 (略)</p> <p>7-89-9 従前規定の適用⑤ 平成 26 年 1 月 29 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 47 号第 7 項関係)</p> <p>7-89-9-1 装備要件 自動車には、非常点滅表示灯を備えなければならない。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、幅 0.8m 以下の自動車及び最高速度 40km/h 未満の自動車並びにこれらにより牽引される被牽引自動車にあつては、この限りでない。(保安基準第 41 条の 3 第 1 項)</p> <p>7-89-9-2～7-89-9-3 (略)</p> <p>7-90 緊急制動表示灯</p> <p>7-90-1 装備要件 自動車(大型特殊自動車を除く。)には、緊急制動表示灯を備えることができる。(保安基準第 41 条の 4 第 1 項関係)</p> <p>7-90-2～7-90-3 (略)</p> <p>7-91 後面衝突警告表示灯</p> <p>7-91-1 装備要件 自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)には、後面衝突警告表示灯を備えることができる。(保安基準第 41 条の 5 第 1 項関係)</p> <p>7-91-2～7-91-3 (略)</p> <p>7-92 その他の灯火等の制限</p> <p>7-92-1 装備要件 自動車には、7-62 から 7-91 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する</p>	<p>項)</p> <p>7-89-2～7-89-6 (略)</p> <p>7-89-7 従前規定の適用③ 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 47 条第 1 項関係)</p> <p>7-89-7-1 装備要件 (1) 自動車には、非常点滅表示灯を備えなければならない。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、<u>カタビラ及びびそりを有する軽自動車</u>、大型特殊自動車、幅 0.8m 以下の自動車並びに最高速度 40 km/h 未満の自動車並びにこれらにより牽引される被牽引自動車にあつては、この限りでない。 (2) (略)</p> <p>7-89-7-2～7-89-7-3 (略)</p> <p>7-89-8 (略)</p> <p>7-89-9 従前規定の適用⑤ 平成 26 年 1 月 29 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 47 号第 7 項関係)</p> <p>7-89-9-1 装備要件 自動車には、非常点滅表示灯を備えなければならない。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、<u>カタビラ及びびそりを有する軽自動車</u>、大型特殊自動車、幅 0.8m 以下の自動車並びに最高速度 40km/h 未満の自動車並びにこれらにより牽引される被牽引自動車にあつては、この限りでない。(保安基準第 41 条の 3 第 1 項)</p> <p>7-89-9-2～7-89-9-3 (略)</p> <p>7-90 緊急制動表示灯</p> <p>7-90-1 装備要件 自動車(カタビラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。)には、緊急制動表示灯を備えることができる。(保安基準第 41 条の 4 第 1 項関係)</p> <p>7-90-2～7-90-3 (略)</p> <p>7-91 後面衝突警告表示灯</p> <p>7-91-1 装備要件 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、<u>カタビラ及びびそりを有する軽自動車を除く。</u>)には、後面衝突警告表示灯を備えることができる。(保安基準第 41 条の 5 第 1 項関係)</p> <p>7-91-2～7-91-3 (略)</p> <p>7-92 その他の灯火等の制限</p> <p>7-92-1 装備要件 自動車には、7-62 から 7-91 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する</p>

新旧対照表
235 / 521

新	旧
<p>等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。 (保安基準第 42 条関係、細目告示第 62 条第 1 項関係、細目告示第 140 条第 1 項関係)</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。(細目告示第 62 条第 6 項、細目告示第 140 条第 6 項)</p> <p>①～⑬ (略)</p> <p>⑭ 路線を定めて定期に運行する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車及び一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える乗客が乗降中であることを後方に表示する電光表示器</p> <p>⑮～⑲ (略)</p> <p>(6) ～ (12) (略)</p> <p>7-92-2～7-92-7 (略)</p> <p>7-93 (略)</p> <p>7-94 非常信号用具</p> <p>7-94-1 装備要件 自動車には、非常時に灯光を発することにより他の交通に警告することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、灯光の色、明るさ、備付け場所等に関し、7-94-2 の基準に適合する非常信号用具を備えなければならない。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車にあつては、この限りでない。(保安基準第 43 条の 2 関係)</p> <p>7-94-2 (略)</p> <p>7-95～7-96 (略)</p> <p>7-97 盗難発生警報装置</p> <p>7-97-1 装備要件 自動車には、盗難発生警報装置を備えることができる。(保安基準第 43 条の 5 第 1 項)</p> <p>7-97-2 性能要件(書面等による審査) (1) 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量が 2t を超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える盗難発生警報装置は、安全な運行を妨げないものとして、盗難の検知及び警報に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 78「盗難発生警報装置の技術基準」(3.2、4.1.2.1.(b)及び 5.2.12.並びに別紙 2 の規定を除く。)に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、視認等により盗難発生警報装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。(保安基準第 43 条の 5 第 2 項関係、細目告</p>	<p>等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。 (保安基準第 42 条関係、細目告示第 62 条第 1 項関係、細目告示第 140 条第 1 項関係)</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。(細目告示第 62 条第 6 項、細目告示第 140 条第 6 項)</p> <p>①～⑬ (略)</p> <p>⑭ 路線を定めて定期に運行する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車及び一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える乗客が乗降中であることを後方に表示する電光表示器</p> <p>⑮～⑲ (略)</p> <p>(6) ～ (12) (略)</p> <p>7-92-2～7-92-7 (略)</p> <p>7-93 (略)</p> <p>7-94 非常信号用具</p> <p>7-94-1 装備要件 自動車には、非常時に灯光を発することにより他の交通に警告することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、灯光の色、明るさ、備付け場所等に関し、7-94-2 の基準に適合する非常信号用具を備えなければならない。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、<u>小型特殊自動車</u>及び被牽引自動車にあつては、この限りでない。(保安基準第 43 条の 2 関係)</p> <p>7-94-2 (略)</p> <p>7-95～7-96 (略)</p> <p>7-97 盗難発生警報装置</p> <p>7-97-1 装備要件 自動車には、盗難発生警報装置を備えることができる。(保安基準第 43 条の 5 第 1 項)</p> <p>7-97-2 性能要件(書面等による審査) (1) 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、<u>カタビラ及びびそりを有する軽自動車並びに</u>被牽引自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量が 2t を超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える盗難発生警報装置は、安全な運行を妨げないものとして、盗難の検知及び警報に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 78「盗難発生警報装置の技術基準」(3.2、4.1.2.1.(b)及び 5.2.12.並びに別紙 2 の規定を除く。)に定める基準に適合するものでなければならない。 この場合において、視認等により盗難発生警報装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。(保安基準第 43 条の 5 第 2 項関係、細目告</p>

新旧対照表
236 / 521

新	旧
<p>示第 67 条関係、細目告示第 145 条第 1 項) (2) ~ (3) (略) 7-97-3~7-97-5 (略)</p> <p>7-98 車線逸脱警報装置 7-98-1 装備要件 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t を超えるものには、車線逸脱警報装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、高速道路等において運行しないもの及び道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な構造を有するものにあつては、この限りでない。（保安基準第 43 条の 6 関係） 7-98-2~7-98-6 (略)</p> <p>7-99 後写鏡 7-99-1 装備要件 自動車（被牽引自動車を除く。）には、後写鏡を備えなければならない。</p> <p>ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し UN R46-04-S4 に適合する後方確認装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）にあつては、この限りではない。（保安基準第 44 条第 1 項関係）</p> <p>7-99-2 性能要件 7-99-2-1 視認等による審査 (1) 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室（運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の外側線附近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものについては②の規定は、適用しない。（保安基準第 44 条第 2 項関係、細目告示第 68 条第 1 項関係、細目告示第 146 条第 1 項関係）</p> <p>①~③ (略) (2) ~ (4) (略)</p> <p>7-99-2-2 書面等による審査 (1) (略)</p>	<p>示第 67 条関係、細目告示第 145 条第 1 項) (2) ~ (3) (略) 7-97-3~7-97-5 (略)</p> <p>7-98 車線逸脱警報装置 7-98-1 装備要件 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、<u>カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに</u>被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、<u>カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに</u>被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量 3.5t を超えるものには、車線逸脱警報装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、高速道路等において運行しないもの及び道路維持作業用自動車又は緊急自動車であつて車両前部に特殊な構造を有するものにあつては、この限りでない。（保安基準第 43 条の 6 関係） 7-98-2~7-98-6 (略)</p> <p>7-99 後写鏡 7-99-1 装備要件 自動車（被牽引自動車を除く。）には、後写鏡を備えなければならない。</p> <p>ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し UN R46-04-S4 に適合する後方確認装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、<u>カタビラ及びそりを有する軽自動車</u>、大型特殊自動車、<u>小型特殊自動車並びに</u>被牽引自動車を除く。）にあつてはこの限りではない。（保安基準第 44 条第 1 項関係）</p> <p>7-99-2 性能要件 7-99-2-1 視認等による審査 (1) 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室（運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の外側線附近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものについては②の規定は、適用しない。（保安基準第 44 条第 2 項関係、細目告示第 68 条第 1 項関係、細目告示第 146 条第 1 項関係）</p> <p>①~③ (略) (2) ~ (4) (略)</p> <p>7-99-2-2 書面等による審査 (1) (略)</p>

新旧対照表
237 / 521

新	旧
<p>(2) 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室（運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡であつて、車室内に備えるものは、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 80 「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）及び乗車定員 11 人以上の自動車に備えるものについては、適用しない。（細目告示第 68 条第 2 項第 3 号関係、細目告示第 146 条第 2 項第 3 号関係）</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>7-99-3 取付要件 7-99-3-1 視認等による審査 (1) 7-99-2-1 (1) の後写鏡は、7-99-2-1 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（細目告示第 146 条第 5 項第 2 号関係）</p> <p>① (略)</p> <p>② 運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車の左右の外側線後方 50m までの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車の左外側線付近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。</p> <p>ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、自動車の左右の外側線後方 50m までの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。</p> <p>この場合において、取付けが不確実な後写鏡は、この基準に適合しないものとする。</p> <p>③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）、小型自動車及び軽自動車（被牽引自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）に備える車体外後写鏡は、アイポイントの中心及び後写鏡の中心を通る鉛直面と車両中心面とのなす角度が、それぞれ、車両の右側に備える後写鏡にあつては前方 55° 以下（左ハンドルにあつては 75° 以下）、車両の左側に備える後写鏡にあつては前方 75° 以下（左ハンドルにあつては 55° 以下）であること。</p> <p>この場合において、後写鏡の鏡面は通常使用される位置に調節し、固定した状態とする。</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p>	<p>(2) 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室（運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡であつて、車室内に備えるものは、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 80 「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>、最高速度 20km/h 未満の自動車、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）及び乗車定員 11 人以上の自動車に備えるものについては、適用しない。（細目告示第 68 条第 2 項第 3 号関係、細目告示第 146 条第 2 項第 3 号関係）</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>7-99-3 取付要件 7-99-3-1 視認等による審査 (1) 7-99-2-1 (1) の後写鏡は、7-99-2-1 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（細目告示第 146 条第 5 項第 2 号関係）</p> <p>① (略)</p> <p>② 運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車の左右の外側線後方 50m までの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車の左外側線付近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びに<u>カタビラ及びそりを有する軽自動車</u>にあつては自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車の右外側線後方 50m までの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。</p> <p>この場合において、取付けが不確実な後写鏡は、この基準に適合しないものとする。</p> <p>③ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。）、小型自動車及び軽自動車（被牽引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びに<u>カタビラ及びそりを有する軽自動車</u>を除く。）に備える車体外後写鏡は、アイポイントの中心及び後写鏡の中心を通る鉛直面と車両中心面とのなす角度が、それぞれ、車両の右側に備える後写鏡にあつては前方 55° 以下（左ハンドルにあつては 75° 以下）、車両の左側に備える後写鏡にあつては前方 75° 以下（左ハンドルにあつては 55° 以下）であること。</p> <p>この場合において、後写鏡の鏡面は通常使用される位置に調節し、固定した状態とする。</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p>

新旧対照表
238 / 521

新	旧
<p>(4) 大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備える後写鏡であって、指定自動車等に備えられた後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡であり、その機能を損なう損傷等のないものは、次に掲げる基準に適合するものとする。(細目告示第 146 条第 7 項第 2 号関係)</p> <p>① (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 運転者が運転者席において、自動車(被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車の左右の外側線上後方 50m までの間にある車両の交通状況及び自動車(牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車)の左外側線付近(運転者が運転者席において確認できる部分を除く。))の交通状況を確認できるものであること。</p> <p>ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、自動車の左右の外側線上後方 50m までの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。</p> <p>この場合において、取付けが不確実な後写鏡は、この基準に適合しないものとする。</p> <p>7-99-3-2 (略)</p> <p>7-99-4 (略)</p> <p>7-99-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車並びに昭和 49 年 3 月 31 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車及び乗車定員 11 人以上の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 52 条第 3 項第 1 号、第 2 号関係)</p> <p>7-99-5-1 (略)</p> <p>7-99-5-2 性能要件</p> <p>(1) 自動車に備える後写鏡は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 運転者が運転者席において、自動車(被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車の左右の外側線上後方 50m までの間にある車両の交通状況及び自動車(牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車)の左外側線付近(運転者が運転者席において確認できる部分を除く。))の交通状況を確認できるものであること。</p> <p>ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、自動車の左右の外側線上後方 50m までの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。</p>	<p>(4) <u>カタビラ及びそりを有する軽自動車</u>、大型特殊自動車、<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備える後写鏡であって、指定自動車等に備えられた後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡であり、その機能を損なう損傷等のないものは、<u>(カタビラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては②、③を除く。)</u>次に掲げる基準に適合するものとする。(細目告示第 146 条第 7 項第 2 号関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8m 以下</u>のものは、<u>当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩和できる構造であること。</u>(細目告示第 146 条第 2 項第 2 号)</p> <p>③ <u>車室内に備えるものは、細目告示別添 80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」に定める基準。</u>(細目告示第 146 条第 2 項第 3 号)</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>⑥ 運転者が運転者席において、自動車(被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車の左右の外側線上後方 50m までの間にある車両の交通状況及び自動車(牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車)の左外側線付近(運転者が運転者席において確認できる部分を除く。))の交通状況を確認できるものであること。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びに<u>カタビラ及びそりを有する軽自動車</u>にあっては自動車の左右の外側線上後方 50m、<u>小型特殊自動車にあっては自動車の右外側線上後方 50m</u>までの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。</p> <p>この場合において、取付けが不確実な後写鏡は、この基準に適合しないものとする。</p> <p>7-99-3-2 (略)</p> <p>7-99-4 (略)</p> <p>7-99-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車並びに昭和 49 年 3 月 31 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車及び乗車定員 11 人以上の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 52 条第 3 項第 1 号、第 2 号関係)</p> <p>7-99-5-1 (略)</p> <p>7-99-5-2 性能要件</p> <p>(1) 自動車に備える後写鏡は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 運転者が運転者席において、自動車(被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車の左右の外側線上後方 50m までの間にある車両の交通状況及び自動車(牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車)の左外側線付近(運転者が運転者席において確認できる部分を除く。))の交通状況を確認できるものであること。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びに<u>カタビラ及びそりを有する軽自動車</u>にあっては自動車の左右の外側線上後方 50m、<u>小型特殊自動車(長さ 4.7m 以下、幅 1.7m 以下、高さ 2.0m 以下、かつ、最高速度 15km/h 以下の小型特殊自動車に限る。)</u>にあっては自動車の右外側線上後方 50m までの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。</p>

新旧対照表
239 / 521

新	旧
<p>この場合において、取付けが不確実な後写鏡及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがある後写鏡は、この基準に適合しないものとする。</p> <p>② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、貨物の運送の用に供する普通自動車(車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。)、小型自動車及び軽自動車(被牽引自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。))に備える車体外後写鏡は、アイポイントの中心及び後写鏡の中心を通る鉛直面と車両中心面とのなす角度が、それぞれ、車両の右側に備える後写鏡にあっては前方 55° 以下(左ハンドル車にあっては 75° 以下)、車両の左側に備える後写鏡にあっては前方 75° 以下(左ハンドル車にあっては 55° 以下)であること。</p> <p>この場合において、後写鏡の鏡面は、通常使用される位置に調節し、固定した状態とする。</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>(5) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって、車室(運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。)を有しないものについては、(3) 及び 7-99-5-3 の規定にかかわらず、次の基準に適合する構造とすることができる。</p> <p>① 運転者が運転者席において、自動車(被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車の左右の外側線上後方 50m までの間にある車両の交通状況及び自動車(牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車)の左外側線付近(運転者が運転者席において確認できる部分を除く。))の交通状況を確認できるものであること。</p> <p>ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、自動車の左右の外側線上後方 50m までの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。</p> <p>7-99-5-3 (略)</p> <p>7-99-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 52 条第 3 項第 3 号関係)</p> <p>7-99-6-1 (略)</p> <p>7-99-6-2 性能要件</p> <p>(1) 自動車に備える後写鏡は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものについては、②の規定は適用しない。</p> <p>①～② (略)</p>	<p><u>下、幅 1.7m 以下、高さ 2.0m 以下、かつ、最高速度 15km/h 以下の小型特殊自動車に限る。)</u>にあっては自動車の右外側線上後方 50m までの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。</p> <p>この場合において、取付けが不確実な後写鏡及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがある後写鏡は、この基準に適合しないものとする。</p> <p>② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、貨物の運送の用に供する普通自動車(車両総重量が 2.8t を超える自動車を除く。)、小型自動車及び軽自動車(被牽引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びに<u>カタビラ及びそりを有する軽自動車</u>を除く。))に備える車体外後写鏡は、アイポイントの中心及び後写鏡の中心を通る鉛直面と車両中心面とのなす角度が、それぞれ、車両の右側に備える後写鏡にあっては前方 55° 以下(左ハンドル車にあっては 75° 以下)、車両の左側に備える後写鏡にあっては前方 75° 以下(左ハンドル車にあっては 55° 以下)であること。</p> <p>この場合において、後写鏡の鏡面は、通常使用される位置に調節し、固定した状態とする。</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>(5) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって、車室(運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。)を有しないものについては、(3) 及び 7-99-5-3 の規定にかかわらず、次の基準に適合する構造とすることができる。</p> <p>① 運転者が運転者席において、自動車(被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車の左右の外側線上後方 50m までの間にある車両の交通状況及び自動車(牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車)の左外側線付近(運転者が運転者席において確認できる部分を除く。))の交通状況を確認できるものであること。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びに<u>カタビラ及びそりを有する軽自動車</u>にあっては自動車の左右の外側線上後方 50m、<u>小型特殊自動車(長さ 4.7m 以下、幅 1.7m 以下、高さ 2.0m 以下、かつ、最高速度 15km/h 以下の小型特殊自動車に限る。)</u>にあっては自動車の右外側線上後方 50m までの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。</p> <p>7-99-5-3 (略)</p> <p>7-99-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 52 条第 3 項第 3 号関係)</p> <p>7-99-6-1 (略)</p> <p>7-99-6-2 性能要件</p> <p>(1) 自動車に備える後写鏡は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>及び最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものについては②の規定は、適用しない。</p>

新旧対照表
240 / 521

新	旧
<p>③ 運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車）の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車）の左外側線附近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。</p> <p>ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、自動車の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。</p> <p>この場合において、取付けが不確実な後写鏡及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがある後写鏡は、この基準に適合しないものとする。</p> <p>④ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が2.8tを超える自動車を除く。）、小型自動車及び軽自動車（被牽引自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）に備える車体外後写鏡は、アイポイントの中心及び後写鏡の中心を通る鉛直面と車両中心面とのなす角度が、それぞれ、車両の右側に備える後写鏡にあっては前方55°以下（左ハンドル車にあっては75°以下）、車両の左側に備える後写鏡にあっては前方75°以下（左ハンドル車にあっては55°以下）であること。</p> <p>この場合において、後写鏡の鏡面は、通常使用される位置に調節し、固定した状態とする。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって、車室（運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものについては、(4)及び7-99-6-3の規定にかかわらず、次の基準に適合する構造とすることができる。</p> <p>ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える後写鏡については、②及び③の基準は適用しない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車）の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車）の左外側線附近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。</p> <p>ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、自動車の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。</p>	<p>①～② (略)</p> <p>③ 運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車）の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車）の左外側線附近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車にあっては自動車の左右の外側線上後方50m、小型特殊自動車（長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の小型特殊自動車に限る。）にあっては自動車の右外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。</p> <p>この場合において、取付けが不確実な後写鏡及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがある後写鏡は、この基準に適合しないものとする。</p> <p>④ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が2.8tを超える自動車を除く。）、小型自動車及び軽自動車（被牽引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車を除く。）に備える車体外後写鏡は、アイポイントの中心及び後写鏡の中心を通る鉛直面と車両中心面とのなす角度が、それぞれ、車両の右側に備える後写鏡にあっては前方55°以下（左ハンドル車にあっては75°以下）、車両の左側に備える後写鏡にあっては前方75°以下（左ハンドル車にあっては55°以下）であること。</p> <p>この場合において、後写鏡の鏡面は、通常使用される位置に調節し、固定した状態とする。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって、車室（運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものについては、(4)及び7-99-6-3の規定にかかわらず、次の基準に適合する構造とすることができる。</p> <p>ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える後写鏡については、②及び③の基準は適用しない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車）の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車）の左外側線附近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車にあっては自動車の左右の外側線上後方50m、小型特殊自動車（長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の小型特殊自動車に限る。）にあっては自動車の右外側線上後方50mまでの間にある車両の交通</p>

新旧対照表
241 / 521

新	旧
<p>7-99-6-3 (略)</p> <p>7-99-7 従前規定の適用③</p> <p>平成18年12月31日以前に製作された自動車（平成17年1月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第52条第1項、第2項関係）</p> <p>7-99-7-1 (略)</p> <p>7-99-7-2 性能要件</p> <p>(1) 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車に備えるものについては②及び③、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）及び乗車定員11人以上の自動車に備えるものについては③の規定は適用しない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車）の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車）の左外側線附近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。</p> <p>ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、自動車の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。</p> <p>この場合において、取付けが不確実な後写鏡及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがある後写鏡は、この基準に適合しないものとする。</p> <p>⑤ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が2.8tを超える自動車を除く。）、小型自動車及び軽自動車（被牽引自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）に備える車体外後写鏡は、アイポイントの中心及び後写鏡の中心を通る鉛直面と車両中心面とのなす角度が、それぞれ、車両の右側に備える後写鏡にあっては前方55°以下（左ハンドル車にあっては75°以下）、車両の左側に備える後写鏡にあっては前方75°以下（左ハンドル車にあっては55°以下）であること。</p> <p>この場合において、後写鏡の鏡面は、通常使用される位置に調節し、固定した状態とする。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>状況を確認できるものであればよい。</p> <p>7-99-6-3 (略)</p> <p>7-99-7 従前規定の適用③</p> <p>平成18年12月31日以前に製作された自動車（平成17年1月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第52条第1項、第2項関係）</p> <p>7-99-7-1 (略)</p> <p>7-99-7-2 性能要件</p> <p>(1) 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車に備えるものについては②及び③、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）及び乗車定員11人以上の自動車に備えるものについては③の規定は適用しない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車）の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車）の左外側線附近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車にあっては自動車の左右の外側線上後方50m、小型特殊自動車（長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の小型特殊自動車に限る。）にあっては自動車の右外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。</p> <p>この場合において、取付けが不確実な後写鏡及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがある後写鏡は、この基準に適合しないものとする。</p> <p>⑤ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が2.8tを超える自動車を除く。）、小型自動車及び軽自動車（被牽引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車を除く。）に備える車体外後写鏡は、アイポイントの中心及び後写鏡の中心を通る鉛直面と車両中心面とのなす角度が、それぞれ、車両の右側に備える後写鏡にあっては前方55°以下（左ハンドル車にあっては75°以下）、車両の左側に備える後写鏡にあっては前方75°以下（左ハンドル車にあっては55°以下）であること。</p> <p>この場合において、後写鏡の鏡面は、通常使用される位置に調節し、固定した状態とする。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>

新旧対照表
242 / 521

新	旧
<p>(6) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって、車室（運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものについては、(4)及び7-99-7-3の規定にかかわらず、次の基準に適合する構造とすることができる。</p> <p>ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える後写鏡については、②及び③の基準は適用しない。</p> <p>①～③（略）</p> <p>④ 運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車）の左外側線附近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。</p> <p>ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、自動車の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。</p> <p>7-99-7-3（略）</p> <p>7-99-8 従前規定の適用④</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第52条第5項）</p> <p>①～②（略）</p> <p>7-99-8-1（略）</p> <p>7-99-8-2 性能要件</p> <p>7-99-8-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の左外側線附近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車に備えるものについては、②の規定は適用しない。</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車）の左外側線附近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の</p>	<p>(6) ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって、車室（運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものについては、(4)及び7-99-7-3の規定にかかわらず、次の基準に適合する構造とすることができる。</p> <p>ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える後写鏡については、②及び③の基準は適用しない。</p> <p>①～③（略）</p> <p>④ 運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車）の左外側線附近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びびそりを有する軽自動車にあっては自動車の左右の外側線上後方50m、小型特殊自動車（長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の小型特殊自動車に限る。）にあっては自動車の右外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。</p> <p>7-99-7-3（略）</p> <p>7-99-8 従前規定の適用④</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第52条第5項）</p> <p>①～②（略）</p> <p>7-99-8-1（略）</p> <p>7-99-8-2 性能要件</p> <p>7-99-8-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の左外側線附近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車に備えるものについては②の規定は、適用しない。</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車）の左外側線附近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の</p>

新旧対照表
243 / 521

新	旧
<p>交通状況を確認できるものであること。</p> <p>ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、自動車の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。</p> <p>この場合において、取付けが不確実な後写鏡及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れのある後写鏡は、この基準に適合しないものとする。</p> <p>④ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が2.8tを超える自動車を除く。）、小型自動車及び軽自動車（被牽引自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）に備える車体外後写鏡は、アイポイントの中心及び後写鏡の中心を通る鉛直面と車両中心面とのなす角度が、それぞれ、車両の右側に備える後写鏡にあっては前方55°以下（左ハンドル車にあっては75°以下）、車両の左側に備える後写鏡にあっては前方75°以下（左ハンドル車にあっては55°以下）であること。</p> <p>この場合において、後写鏡の鏡面は、通常使用される位置に調節し、固定した状態とする。</p> <p>(2)～(5)（略）</p> <p>7-99-8-2-2 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡であって、車室内に備えるものは、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）及び乗車定員11人以上の自動車に備えるものについては、適用しない。</p> <p>(2)（略）</p> <p>7-99-8-3（略）</p> <p>7-100 直前及び側方の視界</p> <p>7-100-1 装備要件</p> <p>次表に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において、高さ1m直径30cmの円柱であって次表に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第44条第5項関係、細目告示第68</p>	<p>交通状況を確認できるものであること。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びびそりを有する軽自動車にあっては自動車の左右の外側線上後方50m、小型特殊自動車（長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の小型特殊自動車に限る。）にあっては自動車の右外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。</p> <p>この場合において、取付けが不確実な後写鏡及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れのある後写鏡は、この基準に適合しないものとする。</p> <p>④ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が2.8tを超える自動車を除く。）、小型自動車及び軽自動車（被牽引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びびそりを有する軽自動車を除く。）に備える車体外後写鏡は、アイポイントの中心及び後写鏡の中心を通る鉛直面と車両中心面とのなす角度が、それぞれ、車両の右側に備える後写鏡にあっては前方55°以下（左ハンドル車にあっては75°以下）、車両の左側に備える後写鏡にあっては前方75°以下（左ハンドル車にあっては55°以下）であること。</p> <p>この場合において、後写鏡の鏡面は、通常使用される位置に調節し、固定した状態とする。</p> <p>(2)～(5)（略）</p> <p>7-99-8-2-2 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の左外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡であって、車室内に備えるものは、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）及び乗車定員11人以上の自動車に備えるものについては、適用しない。</p> <p>(2)（略）</p> <p>7-99-8-3（略）</p> <p>7-100 直前及び側方の視界</p> <p>7-100-1 装備要件</p> <p>次表に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において、高さ1m直径30cmの円柱であって次表に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第44条第5項関係、細目告示第68</p>

新旧対照表
244 / 521

新	旧
表 (略) 表 (略)	表 (略) 表 (略)
7-100-2~7-100-7 (略) 7-101 窓ふき器等 7-101-1 装備要件 (1) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。) の前面ガラスには、前面ガラスの直前の視野を確保できるものとして、視野の確保に係る性能等に関し、7-101-2-1 (1) の基準に適合する自動式の窓ふき器を備えなければならない。(保安基準第45条第1項関係) (2) (1) の規定により窓ふき器を備えなければならない自動車 (大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。) には、前面ガラスの外側が汚染された場合又は前面ガラスに水滴等により著しい曇りが生じた場合において、前面ガラスの直前の視野を確保でき、かつ、安全な運行を妨げないものとして、視野の確保に係る性能等に関し、7-101-2-1 (3) の基準に適合する洗浄液噴射装置及びデフロスタを備えなければならない。 ただし、車室と車体外とを屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切ることのできない自動車にあっては、デフロスタは備えることを要しない。(保安基準第45条第2項関係)	7-100-2~7-100-7 (略) 7-101 窓ふき器等 7-101-1 装備要件 (1) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、 <u>カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。</u>) の前面ガラスには、前面ガラスの直前の視野を確保できるものとして、視野の確保に係る性能等に関し、7-101-2-1 (1) の基準に適合する自動式の窓ふき器を備えなければならない。(保安基準第45条第1項関係) (2) (1) の規定により窓ふき器を備えなければならない自動車 (大型特殊自動車、 <u>農耕作業用小型特殊自動車</u> 及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。) には、前面ガラスの外側が汚染された場合又は前面ガラスに水滴等により著しい曇りが生じた場合において、前面ガラスの直前の視野を確保でき、かつ、安全な運行を妨げないものとして、視野の確保に係る性能等に関し、7-101-2-1 (3) の基準に適合する洗浄液噴射装置及びデフロスタを備えなければならない。 ただし、車室と車体外とを屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切ることのできない自動車にあっては、デフロスタは備えることを要しない。(保安基準第45条第2項関係)
7-101-2~7-101-4 (略) 7-101-5 従前規定の適用① 昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第53条第3項第1号関係)	7-101-2~7-101-4 (略) 7-101-5 従前規定の適用① 昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第53条第3項第1号関係)
7-101-5-1 装備要件 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。) の前面ガラスには、7-101-5-2 (1) の基準に適合する窓ふき器を備えなければならない。	7-101-5-1 装備要件 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、 <u>カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。</u>) の前面ガラスには、7-101-5-2 (1) の基準に適合する窓ふき器を備えなければならない。
7-101-5-2 (略) 7-101-6 従前規定の適用② 昭和46年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第53条第2項第1号関係)	7-101-5-2 (略) 7-101-6 従前規定の適用② 昭和46年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第53条第2項第1号関係)
7-101-6-1 装備要件 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。) の前面ガラスには、7-101-6-2 (1) の基準に適合する窓ふき器を備えなければならない。	7-101-6-1 装備要件 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、 <u>カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。</u>) の前面ガラスには、7-101-6-2 (1) の基準に適合する窓ふき器を備えなければならない。
7-101-6-2 (略) 7-101-7 従前規定の適用③ 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第53条第2項第2号関係)	7-101-6-2 (略) 7-101-7 従前規定の適用③ 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第53条第2項第2号関係)
7-101-7-1 装備要件 (1) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。) の前面ガラスに	7-101-7-1 装備要件 (1) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、 <u>カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。</u>) の前面ガラスには、7-101-7-2 (1) の基準に適合する窓ふき器を備えなければならない。

新旧対照表
245 / 521

新	旧
は、7-101-7-2 (1) の基準に適合する窓ふき器を備えなければならない。 (2) (1) の規定により窓ふき器を備えなければならない自動車 (大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。) には、洗浄液噴射装置を備えなければならない。	<u>に被牽引自動車を除く。</u> の前面ガラスには、7-101-7-2 (1) の基準に適合する窓ふき器を備えなければならない。 (2) (1) の規定により窓ふき器を備えなければならない自動車 (大型特殊自動車、 <u>農耕作業用小型特殊自動車</u> 及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。) には、洗浄液噴射装置を備えなければならない。
7-101-7-2 (略) 7-101-8 従前規定の適用④ 昭和50年3月31日までに製作された自動車 (従前規定の適用⑥) に規定する自動車を除く。については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第53条第2項第3号及び第3項第2号、第3号関係)	7-101-7-2 (略) 7-101-8 従前規定の適用④ 昭和50年3月31日までに製作された自動車 (従前規定の適用⑥) に規定する自動車を除く。については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第53条第2項第3号及び第3項第2号、第3号関係)
7-101-8-1 装備要件 (1) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。) の前面ガラスには、7-101-8-2 (1) の基準に適合する窓ふき器を備えなければならない。 (2) (1) の規定により窓ふき器を備えなければならない自動車 (大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。) には、7-101-8-2 (3) の基準に適合する洗浄液噴射装置を備えなければならない。	7-101-8-1 装備要件 (1) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、 <u>カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。</u>) の前面ガラスには、7-101-8-2 (1) の基準に適合する窓ふき器を備えなければならない。 (2) (1) の規定により窓ふき器を備えなければならない自動車 (大型特殊自動車、 <u>農耕作業用小型特殊自動車</u> 及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。) には、7-101-8-2 (3) の基準に適合する洗浄液噴射装置を備えなければならない。
7-101-8-2 (略) 7-101-9 従前規定の適用⑤ 昭和47年1月1日から昭和50年3月31日までに製作された乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車で車掌を乗務させないで運行することを目的としたものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第53条第2項第3号及び第4項関係)	7-101-8-2 (略) 7-101-9 従前規定の適用⑤ 昭和47年1月1日から昭和50年3月31日までに製作された乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車で車掌を乗務させないで運行することを目的としたものについては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第53条第2項第3号及び第4項関係)
7-101-9-1 装備要件 (1) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。) の前面ガラスには、7-101-9-2 (1) の基準に適合する窓ふき器を備えなければならない。 (2) (1) の規定により窓ふき器を備えなければならない自動車 (大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。) には、7-101-9-2 (3) の基準に適合する洗浄液噴射装置及びデフロスタを備えなければならない。 ただし、車室と車体外とを屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切ることのできない自動車にあっては、デフロスタは備えることを要しない。	7-101-9-1 装備要件 (1) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、 <u>カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。</u>) の前面ガラスには、7-101-9-2 (1) の基準に適合する窓ふき器を備えなければならない。 (2) (1) の規定により窓ふき器を備えなければならない自動車 (大型特殊自動車、 <u>農耕作業用小型特殊自動車</u> 及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。) には、7-101-9-2 (3) の基準に適合する洗浄液噴射装置及びデフロスタを備えなければならない。 ただし、車室と車体外とを屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切ることのできない自動車にあっては、デフロスタは備えることを要しない。
7-101-9-2 (略) 7-101-10 従前規定の適用⑥ 平成6年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第53条第1項関係)	7-101-9-2 (略) 7-101-10 従前規定の適用⑥ 平成6年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第53条第1項関係)
7-101-10-1 装備要件 (1) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。) の前面ガラスには、7-101-10-2 (1) の基準に適合する窓ふき器を備えなければならない。	7-101-10-1 装備要件 (1) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、 <u>カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。</u>) の前面ガラスには、7-101-10-2 (1) の基準に適合する窓ふき器を備えなければならない。

新旧対照表
246 / 521

新	旧
<p>(2) (1) の規定により窓ふき器を備えなければならない自動車（大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）には、7-101-10-2 (3) の基準に適合する洗浄液噴射装置及びデフロスタを備えなければならない。 ただし、車室と車体外とを屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切ることのできない自動車については、デフロスタは備えることを要しない。</p> <p>7-101-10-2 (略)</p> <p>7-102 速度計等</p> <p>7-102-1 装備要件</p> <p>(1) 自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が容易に走行時における速度を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして取付位置、精度等に関し、7-102-2 の基準に適合する速度計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。 ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車については、原動機回転計をもって速度計に代えることができる。（保安基準第 46 条第 1 項関係）</p> <p>(2) 自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認できるものとして、表示、取付位置等に関し、7-102-2 の基準に適合する走行距離計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。 ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車については、原動機回転時間計をもって走行距離計に代えることができる。（保安基準第 46 条第 2 項関係）</p> <p>7-102-2 性能要件</p> <p>7-102-2-1 テスタ等による審査</p> <p>7-102-1 (1) の速度計の指度は、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものでなければならない。 この場合において、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、自動車の速度計が 40km/h（最高速度が 40km/h 未満の自動車については、その最高速度）を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第 148 条第 1 項第 2 号関係）</p> <p>① 最高速度が 40km/h 以上の自動車については、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車以外の自動車については、計測した速度が 31.0km/h 以上 42.5km/h 以下の範囲にあるもの</p> <p>イ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車については、計測した速度が 29.1km/h 以上 42.5km/h 以下の範囲にあるもの</p>	<p>(2) (1) の規定により窓ふき器を備えなければならない自動車（大型特殊自動車、<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）には、7-101-10-2 (3) の基準に適合する洗浄液噴射装置及びデフロスタを備えなければならない。 ただし、車室と車体外とを屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切ることのできない自動車については、デフロスタは備えることを要しない。</p> <p>7-101-10-2 (略)</p> <p>7-102 速度計等</p> <p>7-102-1 装備要件</p> <p>(1) 自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が容易に走行時における速度を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして取付位置、精度等に関し、7-102-2 の基準に適合する速度計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。 ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>については、原動機回転計をもって速度計に代えることができる。（保安基準第 46 条第 1 項関係）</p> <p>(2) 自動車（<u>カタピラ及びびそりを有する軽自動車</u>、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認できるものとして、表示、取付位置等に関し、7-102-2 の基準に適合する走行距離計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。 ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>については、原動機回転時間計をもって走行距離計に代えることができる。（保安基準第 46 条第 2 項関係）</p> <p>7-102-2 性能要件</p> <p>7-102-2-1 テスタ等による審査</p> <p>7-102-1 (1) の速度計の指度は、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものでなければならない。 この場合において、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、自動車の速度計が 40km/h（最高速度が 40km/h 未満の自動車については、その最高速度）を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第 148 条第 1 項第 2 号関係）</p> <p>① 最高速度が 40km/h 以上の自動車については、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びに<u>カタピラ及びびそりを有する軽自動車</u>以外の自動車については、計測した速度が 31.0km/h 以上 42.5km/h 以下の範囲にあるもの</p> <p>イ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びに<u>カタピラ及びびそりを有する軽自動車</u>については、計測した速度が 29.1km/h 以上 42.5km/h 以下の範囲にあるもの</p>

新旧対照表
247 / 521

新	旧
<p>② 最高速度が 40km/h 未満の自動車については、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車以外の自動車については、計測した速度が次式に適合するものであること。</p> <p>(略)</p> <p>イ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車については、計測した速度が次式に適合するものであること。</p> <p>(略)</p> <p>7-102-2-2 (略)</p> <p>7-102-3~7-102-4 (略)</p> <p>7-102-5 従前規定の適用①</p> <p>平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合する構造とすることができる。（適用関係告示第 54 条第 1 項及び第 2 項関係）</p> <p>7-102-5-1 装備要件</p> <p>(1) 自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、速度計を備えなければならない。 ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車については、原動機回転計をもって速度計に代えることができる。（保安基準第 46 条第 1 項関係）</p> <p>(2) 自動車（軽自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、走行距離計を備えなければならない。 ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車については、原動機回転時間計をもって走行距離計に代えることができる。（保安基準第 46 条第 2 項関係）</p> <p>7-102-5-2 性能要件</p> <p>速度計は、次の各号の基準に適合するものであること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 速度計の指度は、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差のないものでなければならない。 この場合において、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、自動車の速度計が 40km/h（最高速度が 40km/h 未満の自動車については、その最高速度）を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないものは、速度計の指度の基準に適合しないものとする。</p> <p>① 最高速度が 40km/h 以上の自動車については、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車以外の自動車については、計測した速度が 31.0km/h 以上 44.4km/h 以下の範囲にあるもの</p> <p>イ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車については、計測した速度</p>	<p>② 最高速度が 40km/h 未満の自動車については、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びに<u>カタピラ及びびそりを有する軽自動車</u>以外の自動車については、計測した速度が次式に適合するものであること。</p> <p>(略)</p> <p>イ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びに<u>カタピラ及びびそりを有する軽自動車</u>については、計測した速度が次式に適合するものであること。</p> <p>(略)</p> <p>7-102-2-2 (略)</p> <p>7-102-3~7-102-4 (略)</p> <p>7-102-5 従前規定の適用①</p> <p>平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合する構造とすることができる。（適用関係告示第 54 条第 1 項及び第 2 項関係）</p> <p>7-102-5-1 装備要件</p> <p>(1) 自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、速度計を備えなければならない。 ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>については、原動機回転計をもって速度計に代えることができる。（保安基準第 46 条第 1 項関係）</p> <p>(2) 自動車（軽自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、走行距離計を備えなければならない。 ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>については、原動機回転時間計をもって走行距離計に代えることができる。（保安基準第 46 条第 2 項関係）</p> <p>7-102-5-2 性能要件</p> <p>速度計は、次の各号の基準に適合するものであること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 速度計の指度は、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差のないものでなければならない。 この場合において、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、自動車の速度計が 40km/h（最高速度が 40km/h 未満の自動車については、その最高速度）を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないものは、速度計の指度の基準に適合しないものとする。</p> <p>① 最高速度が 40km/h 以上の自動車については、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びに<u>カタピラ及びびそりを有する軽自動車</u>以外の自動車については、計測した速度が 31.0km/h 以上 44.4km/h 以下の範囲にあるもの</p> <p>イ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びに<u>カタピラ及びびそりを有する軽自動車</u>については、計測した速度</p>

新旧対照表
248 / 521

新	旧
<p>が 29.1km/h 以上 44.4km/h 以下の範囲にあるもの</p> <p>② 最高速度が 40km/h 未満の自動車にあっては、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車以外の自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。</p> <p>(略)</p> <p>イ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。</p> <p>(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>7-102-6 従前規定の適用② 平成 20 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、7-102-1 (2) 中の「<u>自動車</u> (最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)」には「<u>自動車</u> (軽自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)」に読み替えて適用するものとする。(適用関係告示第 54 条第 3 項関係)</p> <p>7-102-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 54 条第 4 項)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-102-7-1 装備要件 (1) (略)</p> <p>(2) 自動車 (最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。) には、走行距離計を備えなければならない。 ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。</p> <p>7-102-7-2 (略)</p> <p>7-103 消火器 7-103-1 (略) 7-103-2 性能要件 (視認等による審査) 7-103-1 に掲げる自動車に備える消火器は、運送物品等の消火に適応することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、消火剤の種類及び充填量、構造、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 47 条第 2 項関係、細目告示第 71 条第 2 項関係、細目告示第 149 条第 2 項関係)</p> <p>① 7-103-1①から⑤までに掲げる自動車に備える消火器は、次表において対象運送物品の消火に適応するものとされるものでなければならない。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車及び軽自動車にあっては、当該適応消火</p>	<p>する軽自動車にあっては、計測した速度が 29.1km/h 以上 44.4km/h 以下の範囲にあるもの</p> <p>② 最高速度が 40km/h 未満の自動車にあっては、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。</p> <p>(略)</p> <p>イ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。</p> <p>(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>7-102-6 従前規定の適用② 平成 20 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、7-102-1 (2) に規定する「<u>カタピラ及びびそりを有する軽自動車</u>」に読み替えて適用するものとする。(適用関係告示第 54 条第 3 項関係)</p> <p>7-102-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 54 条第 4 項)</p> <p>①～② (略)</p> <p>7-102-7-1 装備要件 (1) (略)</p> <p>(2) 自動車 (カタピラ及びびそりを有する軽自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。) には、走行距離計を備えなければならない。 ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。</p> <p>7-102-7-2 (略)</p> <p>7-103 消火器 7-103-1 (略) 7-103-2 性能要件 (視認等による審査) 7-103-1 に掲げる自動車に備える消火器は、運送物品等の消火に適応することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、消火剤の種類及び充填量、構造、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 47 条第 2 項関係、細目告示第 71 条第 2 項関係、細目告示第 149 条第 2 項関係)</p> <p>① 7-103-1①から⑤までに掲げる自動車に備える消火器は、次表において対象運送物品の消火に適応するものとされるものでなければならない。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、軽自動車又は小型特殊自動車にあって</p>

新旧対照表
219 / 521

新	旧
<p>器の充填量を②アからオまでに掲げる量とすることができる。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>7-103-3～7-103-6 (略)</p> <p>7-104～7-113 (略)</p> <p>7-114 乗車定員 7-114-1 性能要件 (視認等による審査) (1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。 ただし、車両総重量 2t 未満の被牽引自動車にあっては乗車定員なしとする。(保安基準第 53 条第 1 項関係、細目告示第 81 条第 1 項関係、細目告示第 159 条第 1 項関係)</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-114-2～7-114-4 (略) 7-114-5 従前規定の適用 平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 61 条の 2 第 1 項関係)</p> <p>7-114-5-1 性能要件 (視認等による審査) (1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。 ただし、車両総重量 2t 未満の被牽引自動車にあっては乗車定員なしとする。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-115 最大積載量 (1) (略)</p> <p>(2) 最大積載量の算定については、次により行うものとする。(細目告示第 81 条第 2 項第 1 号関係、細目告示第 159 条第 2 項第 1 号関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 乗用自動車又は乗合自動車から貨物自動車に用途の変更を行う場合の最大積載量の算定 (特種用途自動車に最大積載量を指定する場合を含む。) については、①アによるほか、次により行うものとする。 ア 指定自動車等のうち、諸元表により車両総重量及び軸重の許容限度が明確な自動車にあっては、当該許容限度を超えない範囲内で指定する。</p>	<p>は、当該適応消火器の充填量を②アからオまでに掲げる量とすることができる。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>7-103-3～7-103-6 (略)</p> <p>7-104～7-113 (略)</p> <p>7-114 乗車定員 7-114-1 性能要件 (視認等による審査) (1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。 ただし、<u>二輪の軽自動車 (側車付二輪自動車を除く。)</u> にあっては乗車定員 2 人以下、車両総重量 2t 未満の被牽引自動車にあっては乗車定員なしとする。(保安基準第 53 条第 1 項関係、細目告示第 81 条第 1 項関係、細目告示第 159 条第 1 項関係)</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-114-2～7-114-4 (略) 7-114-5 従前規定の適用 平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 61 条の 2 第 1 項関係)</p> <p>7-114-5-1 性能要件 (視認等による審査) (1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。 ただし、<u>二輪の軽自動車 (側車付二輪自動車を除く。)</u> にあっては乗車定員 2 人以下、車両総重量 2t 未満の被牽引自動車にあっては乗車定員なしとする。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-115 最大積載量 (1) (略)</p> <p>(2) 最大積載量の算定については、次により行うものとする。(細目告示第 81 条第 2 項第 1 号関係、細目告示第 159 条第 2 項第 1 号関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 乗用自動車又は乗合自動車から貨物自動車に用途の変更を行う場合の最大積載量の算定 (特種用途自動車に最大積載量を指定する場合を含む。) については、①アによるほか、次により行うものとする。 ア 指定自動車等のうち、諸元表により車両総重量及び軸重の許容限度が明確な自動車にあっては、当該許容限度を超えない範囲内で指定する。</p>

新旧対照表
250 / 521

新	旧
<p>イ～オ (略)</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(3) ～ (10) (略)</p> <p>(11) 5-3-10 (6) 及び (7) の牽引重量は、次の算式により算出するものとする。 (算式) (略)</p> <p>7-116 (略)</p> <p>第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)</p> <p>8-1 適用 この章の規定は、7-1 (2) の規定を適用して審査を行う場合に適用する。</p> <p>(削除)</p> <p>8-2 長さ、幅及び高さ [審査事項なし]</p>	<p>イ～オ (略)</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(3) ～ (10) (略)</p> <p>(11) 5-3-9 (6) 及び (7) の牽引重量は、次の算式により算出するものとする。 (算式) (略)</p> <p>7-116 (略)</p> <p>第8章 継続検査及び構造等変更検査等 (使用の過程にある自動車)</p> <p>8-1 適用 (1) この章の規定は、法第62条第1項の規定による継続検査、法第67条第3項の規定による構造等変更検査及び法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る審査を行う場合に適用する。 (2) 次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる部分について、(1) の規定にかかわらず、第7章の規定を適用する。 ① 法第67条第3項の規定による構造等変更検査を行う場合 法第67条第3項に規定する事由に該当する変更により構造、装置又は性能が第7章の規定に適合していないおそれがあると認められる部分 ② 自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認められる場合 (①に掲げる場合を除く。) 当該変更に係る部分</p> <p>8-2 長さ、幅及び高さ</p> <p>8-2-1 テスタ等による審査 (1) 自動車は、次に定める状態で巻尺等その他適切な方法により審査したときに、長さ (セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離) 12m (セミトレーラのうち自動車検査証備考欄に「保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合」と記載されているものにあっては、13m)、幅 2.5m、高さ 3.8m を超えてはならない。(保安基準第2条第1項関係、細目告示第162条第1項及び第3項関係) ① 空車状態 (細目告示第162条第1項第1号) ② はしご自動車のはしご、架線修理自動車やぐらその他走行中に格納されているものについては、これらの装置を格納した状態 (細目告示第162条第1項第2号) ③ 折畳式のほろ、工作自動車の起重機その他走行中に種々の状態で使用されるものについては、走行中使用される全ての状態。 ただし、外開き式の窓及び換気装置については、これらの装置を閉鎖した状態</p>

新旧対照表
251 / 521

新	旧
<p>8-3 最低地上高 [審査事項なし]</p>	<p>とし、また、故障した自動車を吊り上げて牽引するための装置 (格納できるものに限る。) については、この装置を格納した状態とする。(細目告示第162条第1項第3号)</p> <p>④ 車体外に取付けられた後写鏡、後方等確認装置、8-100 に規定する鏡その他の装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取外した状態。 この場合において、車体外に取付けられた後写鏡、後方等確認装置及び8-100 に規定する鏡その他の装置は、当該装置に取付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。(細目告示第162条第1項第4号)</p> <p>⑤ 直進姿勢にある状態 (細目告示第162条第2項関係)</p> <p>(2) 自動車の長さ、幅及び高さは、(1) の状態の自動車を基準面に置き、巻尺等を用いて次に掲げる寸法を測定した値 (単位は cm とし、1cm 未満は切り捨てるものとする。) とする。(細目告示第162条第2項関係)</p> <p>① 長さについては、自動車の最も前方及び後方の部分を基準面に投影した場合において、車両中心線に平行な方向の距離</p> <p>② 幅については、自動車の最も側方にある部分 [大型特殊自動車又は小型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ、ディスクホイール及びこれに付随して回転する部分並びに8-87 に規定される装置のうち自動車の両側面に備える方向指示器 (大型貨物自動車等の両側面の中央部に備えるものを除く。)] を除く。を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離</p> <p>③ 高さについては、自動車の最も高い部分と基準面との距離</p> <p>(3) 外開き式の窓及び換気装置、後写鏡、後方等確認装置並びに8-100 に規定する鏡その他の装置は、次に定める状態で測定した場合において、その自動車の最外側から250mm 以上、その自動車の高さから300mm 以上突出してはならない。 ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡及び後方等確認装置に限り、被牽引自動車の最外側から250mm まで突出することができる。 (保安基準第2条第2項関係、細目告示第162条第4項関係)</p> <p>① 外開き式の窓及び換気装置にあっては、開放した状態 ② 後写鏡、後方等確認装置及び8-100 に規定する鏡その他の装置にあっては、取付けられた状態</p> <p>8-2-2 欠番 8-2-3 欠番 8-2-4 適用関係の整理 7-2-4 の規定を適用する。</p> <p>8-3 最低地上高</p> <p>8-3-1 テスタ等による審査 自動車の最低地上高は、巻尺等その他適切な方法により審査したときに、自動車の接地部以外の部分が、安全な運行を確保できるように地面との間に適当な間隔を有するものでなければならない。</p>

新旧対照表
252 / 521

新	旧
	<p>この場合において、地上高が次のいずれかに該当するものはこの基準に適合するものとする。(保安基準第3条関係、細目告示第163条関係)</p> <p>① 指定自動車等と同一と認められる自動車</p> <p>② 普通自動車及び小型自動車(乗車定員11人以上の自動車、二輪の自動車を除く。)であって車両総重量が2.8t以下のもの、専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員11人以上の自動車、二輪の自動車を除く。)であって車両総重量が2.8tを超えるもの及び軽自動車(二輪の自動車、カタピラ及びびりを有する軽自動車を除く。)であって、最低地上高が低くなるような改造がされた自動車については、アの測定条件で測定した場合において、測定値がイの基準を満たす自動車</p> <p>ア 測定条件</p> <p>地上高は、次の方法により求めるものとする。</p> <p>(7) 測定する自動車は、空車状態とする。</p> <p>(イ) 測定する自動車のタイヤの空気圧は、規定された値とする。</p> <p>(ロ) 車高調整装置が装着されている自動車にあっては、標準(中立)の位置とする。</p> <p>ただし、車高を任意の位置に保持することができる車高調整装置にあっては、車高が最低となる位置と車高が最高となる位置の中間の位置とする。</p> <p>(ハ) 測定する自動車を舗装された平面に置き、地上高を巻尺等を用いて測定する。</p> <p>(ニ) 測定値は、1cm未満は切り捨て、cm単位とする。</p> <p>イ 測定値の判定</p> <p>アにより求めた地上高は、(7) から(ロ)の基準をそれぞれ満足していること。</p> <p>ただし、自動車の接地部以外の部分と路面等が接触等した場合に、自動車の構造及び保安上重要な装置が接触等の衝撃に十分耐える構造のもの、又は自動車の構造及び保安上重要な装置を保護するための機能を有するアンダーカバー等が装着されている構造のものにあっては、当該部位の地上高は次の(7)及び(イ)の基準を満足していればよいものとする。</p> <p>また、判定値は、1cm未満は切り捨て、cm単位とする。</p> <p>この場合において、上記ただし書の「衝撃に十分耐える構造」及び「アンダーカバー等が装着されている構造」の自動車における当該構造を有する部位の地上高にあっては、(7)の数値は5cm以上と読み替えて適用する。</p> <p>なお、地上高を測定する際は、次に掲げる自動車の部分を除くものとする。</p> <p>a タイヤと連動して上下するブレーキ・ドラムの下端、緩衝装置のうちのアーム等の下端</p> <p>b 自由度を有するゴム製の部品</p> <p>c マッド・ガード、エアダム・スカート、エア・カット・フラップ等であって樹脂製のもの</p> <p>(7) 自動車の地上高(全面)は、9cm以上であること。</p>

新旧対照表
253 / 521

新	旧																								
<p>8-4 車両総重量 [審査事項なし]</p>	<p>(イ) 軸距間に位置する自動車の地上高は、次式により得られた値以上であること。</p> $H = Wh \cdot 1/2 \cdot \sin 2^\circ 20' + 4$ <p>(ロ) 前輪より自動車の前方又は後輪より自動車の後方に位置する自動車の地上高は、次式により得られた値以上であること。</p> $H = Ob \cdot \sin 6^\circ 20' + 2$ <p>ただし、各記号の意味は次のとおりとする。</p> <p>H : 自動車の地上高 (cm)</p> <p>Wh : 軸距 (cm) 多軸を有する自動車にあっては、隣接軸距のうち最大のものとする。</p> <p>Ob : 前軸(多軸を有する自動車にあっては、一番前方にある軸)から自動車の前方の地上高を測定しようとする位置と前軸の中心線との距離又は後軸(多軸を有する自動車にあっては、一番後方にある軸)から後方の地上高を測定しようとする位置と後軸の中心線との距離 (cm)</p> <p>なお、三角関数正弦の数値は、次の値を用いるものとする。</p> $\sin 2^\circ 20' = 0.04$ $\sin 6^\circ 20' = 0.11$ <p>8-4 車両総重量 8-4-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車の車両総重量は、重量計等その他適切な方法により審査したときに、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、同表の右欄に掲げる重量を超えてはならない。(保安基準第4条関係、細目告示第163条の2関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th>最遠軸距 (m)</th> <th>車両総重量 (t)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">①セミトレーラ以外の自動車</td> <td>5.5未満</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>5.5以上7未満</td> <td>22 (長さが9m未満の自動車にあっては、20)</td> </tr> <tr> <td>7以上</td> <td>25 (長さが9m未満の自動車にあっては20、長さが9m以上11m未満の自動車にあっては22)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">②セミトレーラ(③に掲げるものを除く。)</td> <td>5未満</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>5以上7未満</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>7以上8未満</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>8以上9.5未満</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>9.5以上</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>③セミトレーラのうち自動車検査</td> <td>—</td> <td>36</td> </tr> </tbody> </table>	自動車の種別	最遠軸距 (m)	車両総重量 (t)	①セミトレーラ以外の自動車	5.5未満	20	5.5以上7未満	22 (長さが9m未満の自動車にあっては、20)	7以上	25 (長さが9m未満の自動車にあっては20、長さが9m以上11m未満の自動車にあっては22)	②セミトレーラ(③に掲げるものを除く。)	5未満	20	5以上7未満	22	7以上8未満	24	8以上9.5未満	26	9.5以上	28	③セミトレーラのうち自動車検査	—	36
自動車の種別	最遠軸距 (m)	車両総重量 (t)																							
①セミトレーラ以外の自動車	5.5未満	20																							
	5.5以上7未満	22 (長さが9m未満の自動車にあっては、20)																							
	7以上	25 (長さが9m未満の自動車にあっては20、長さが9m以上11m未満の自動車にあっては22)																							
②セミトレーラ(③に掲げるものを除く。)	5未満	20																							
	5以上7未満	22																							
	7以上8未満	24																							
	8以上9.5未満	26																							
	9.5以上	28																							
③セミトレーラのうち自動車検査	—	36																							

新旧対照表
254 / 521

新	旧
<p>8-5 軸重等 〔審査事項なし〕</p>	<p>証備考欄に「保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合」と記載されているもの</p> <p>8-5 軸重等 8-5-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車の軸重は、重量計等その他適切な方法により審査したときに、10t（牽引自動車のうち自動車検査証備考欄に「保安基準第4条の2の告示で定めるものに適合」と記載されているもの後軸にあっては、11.5t）を超えてはならない。（保安基準第4条の2第1項関係、細目告示第163条の3関係）</p> <p>(2) 隣り合う車軸にかかる荷重の和は、その軸距が1.8m未満である場合にあっては18t（その軸距が1.3m以上であり、かつ、1の車軸にかかる荷重が9.5t以下である場合にあっては、19t）、1.8m以上である場合にあっては20tを超えてはならない。（保安基準第4条の2第2項関係）</p> <p>(3) 自動車の輪荷重は、5t（牽引自動車のうち自動車検査証備考欄に「保安基準第4条の2の告示で定めるものに適合」と記載されているもの後軸にあっては、5.75t）を超えてはならない。</p> <p>ただし、専ら路面の締め固め作業の用に供することを目的とする自動車の車輪のうち、当該目的に適合した構造を有し、かつ、接地部が平滑なもの（当該車輪の中心を含む鉛直面上に他の車輪の中心がないものに限る。）の輪荷重にあっては、この限りでない。（保安基準第4条の2第3項関係、細目告示第163条の3関係）</p> <p>(4) 空車状態の自動車の軸重は、重量計等を用いて各軸ごとに計測し又は算出した値（10kg未満は切り捨てるものとする。）とし、輪荷重は軸重をその軸にかかわる輪数で除した値とする。</p> <p>この場合において、連結部移動装置付牽引自動車にあっては、最大の第五輪荷重が算定される連結部の位置において計測するものとし、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の軸重についても計測するものとする。</p> <p>なお、燃料について全量を搭載していない場合には、計算により算出した不足相当分の重量を各軸に配分して加算すること。</p> <p>(5) 積載状態の自動車の軸重及び輪荷重は、次により算出した値とする。</p> <p>① 積載物品又は乗車人員による荷重の作用位置については、次の例による。</p> <p>ア 普通型荷台にあっては荷台床面の中心</p> <p>イ 船底型荷台にあっては物品積載装置の容積中心</p> <p>ウ コンクリート・ミキサーにあっては積載することのできる最大量を積載した場合の当該積載物品の体積中心</p> <p>エ タンクを有する物品積載装置にあっては積載することのできる最大量を積載した場合の当該積載物品の体積中心</p> <p>オ トラクタの第五輪荷重にあっては連結部の中心</p> <p>カ コンテナ専用車であって、一対のコンテナ緊締装置を備えたものにおいて</p>

新旧対照表
255 / 521

新	旧
	<p>は、コンテナ緊締装置の作用中心位置。</p> <p>ただし、1個のコンテナを前部及び後部に備えた緊締装置で緊締する方式にあっては、前後の緊締装置の中心位置。二対以上のコンテナ緊締装置を備えたものにおいて、次に示す後車軸からの水平距離の位置。</p> <p>（二対の場合）</p> $a = \frac{A_1 a_1 + A_2 a_2}{A_1 + A_2}$ <p>ただし</p> <p>A₁ : 隣り合う二対のコンテナ緊締装置に開まれた物品積載装置床面のうち後方の部分の面積</p> <p>A₂ : 隣り合う二対のコンテナ緊締装置に開まれた物品積載装置床面のうち前方の部分の面積</p> <p>a₁ : 隣り合う二対のコンテナ緊締装置に開まれた物品積載装置床面のうち後方の部分の面積中心から後車軸までの車両中心線に平行な水平距離</p> <p>a₂ : 隣り合う二対のコンテナ緊締装置に開まれた物品積載装置床面のうち前方の部分の面積中心から後車軸までの車両中心線に平行な水平距離</p> <p>a : 後車軸からの水平距離</p> <p>（参考例）（略）</p> <p>キ 脱着装置付コンテナ専用車の物品積載装置にあっては、物品積載装置床面の中心。</p> <p>ただし、脱着装置用コンテナを物品積載装置に積載した状態の荷重作用中心位置が製作者等の設計上明確に定められ、かつ、物品積載装置に明確にラベル等でその位置が示されているものにおいて、その位置とすることができる。</p> <p>ク 低床式トレーラの荷台のうち、連結装置又は後車輪の上部の荷台床面（明らかに物品積載装置と認められるものに限る。）の幅が低床式荷台の床面の幅の3分の2以上ある場合にあっては、当該床面を低床式荷台の床面と等幅とみなした場合の床面の中心</p> <p>ケ 2階式荷台にあっては、次の算式により算出した後車軸からの車両中心線に平行な水平距離の位置</p> <p>（算式）</p> $a = \frac{Aa_1 + Ba_2}{A + B}$ <p>ただし</p> <p>A : 1階の荷台床面の面積</p> <p>B : 2階の荷台床面の面積</p> <p>a₁ : 1階の荷台床面の面積中心から後車軸までの水平距離</p> <p>a₂ : 2階の荷台床面の面積中心から後車軸までの水平距離</p>

新旧対照表
256 / 521

新	旧
	<p>a : 後車軸からの水平距離</p> <p>ニ 前向座席にあっては座席前縁から水平距離 20cm の位置</p> <p>サ 横向座席にあっては座席幅の中心</p> <p>シ 前後の座席間隔がほぼ同一の前向座席にあっては、最前部の座席前縁から最後の座席後端（最後部座席に背あてを有する場合は背あての前面）までに対応する床面の中心</p> <p>ス 立席にあっては、立席を設けることのできる床面の面積中心</p> <p>② 軸重は、次の例により算出した値（整数位までとし、末尾を 2 捨 3 入又は 7 捨 8 入により 0 又は 5 とする。）とする。</p> <p>ただし、幼児専用車の軸重にあっては整数位とする。</p> <p>（例 1）（前軸及び後軸がそれぞれ 1 軸を有する自動車の場合） （参考図）（略）</p> $W_f = wf + \frac{a_1 p_1 + a_2 p_2 + a_3 p_3 + \dots + a_n p_n}{L}$ $W_r = W - W_f$ <p>ただし</p> <p>W : 車両総重量</p> <p>W_f : 積車状態の前軸重</p> <p>W_r : 積車状態の後軸重</p> <p>wf : 空車状態の前軸重</p> <p>$p_1, p_2, p_3, \dots, p_n$: 積載物品又は乗車人員による荷重（幼児専用車における幼児一人の荷重は $\frac{25}{60}kg$ とする。）</p> <p>$a_1, a_2, a_3, \dots, a_n$: 荷重 $p_1, p_2, p_3, \dots, p_n$ の作用位置から後車軸までの水平距離（荷重の作用位置が、後車軸に対して前車軸と反対の方向にある場合は負の値をとる。）</p> <p>L : 軸距（直進姿勢にある空車状態の自動車を平坦な面に置いたときの車両中心線上の前後車軸（3 軸車等一方の車軸が複軸の場合には、他の一方の車軸と複軸の中心）間の水平距離）</p> <p>（例 2）（各軸独立支持の 3 軸を有する自動車の場合） （参考図）（略）</p> <p>ズ（前前軸と前後軸の距離が前後軸と後軸の距離より短い自動車） （参考図）（略）</p> $W_f = wf + \frac{1/2(wff - wfr)}{L} + Pf$ $W_r = W - W_f$ $Pf = \frac{a_1 p_1 + a_2 p_2 + a_3 p_3 + \dots + a_n p_n}{L}$ <p>ただし</p>

新旧対照表
257 / 521

新	旧
	<p>W : 車両総重量</p> <p>W_f : 積車状態における前 2 軸軸重合計</p> <p>W_r : 積車状態における後軸重</p> <p>wf : 空車状態における前 2 軸軸重合計</p> <p>wff : 空車状態における前前軸重</p> <p>wfr : 空車状態における前後軸重</p> <p>wr : 空車状態における後軸重</p> <p>l : 空車状態における前 2 軸間の水平距離</p> <p>L : 前 2 軸間の中心と後軸間の水平距離</p> <p>$p_1, p_2, p_3, \dots, p_n$: 積載物品又は乗車人員による荷重</p> <p>$a_1, a_2, a_3, \dots, a_n$: 荷重 $p_1, p_2, p_3, \dots, p_n$ の作用位置から後軸までの水平距離</p> <p>イ（前記以外の自動車） （参考図）（略）</p> $W_f = W'f + A_1 \times \Delta W + B_1 \times \Delta M$ $W_m = W'm + A_2 \times \Delta W + B_2 \times \Delta M$ $W_r = W - W_f - W_m$ <p>ここに $\Delta W = w - w'$</p> $\Delta M = (wf - w'f)r + (wm - w'm)l_2 + (a_1 - a'_1)p_1 + (a_2 - a'_2)p_2 + \dots + (a_n - a'_n)p_n$ <p>ただし</p> <p>W : 車両総重量</p> <p>W_f : 積車状態の前軸重</p> <p>W_m : 積車状態の中軸重</p> <p>W_r : 積車状態の後軸重</p> <p>w : 車両重量</p> <p>wf : 空車状態の前軸重</p> <p>w_m : 空車状態の中軸重</p> <p>$p_1, p_2, p_3, \dots, p_n$: 積載物品又は乗車人員による荷重</p> <p>$a_1, a_2, a_3, \dots, a_n$: 荷重 $p_1, p_2, p_3, \dots, p_n$ の作用位置から後軸中心までの水平距離</p> <p>l : 前軸中心より後軸中心までの水平距離</p> <p>l_2 : 中軸中心より後軸中心までの水平距離</p> <p>$W'f$: 標準車の積載物品又は乗車人員による荷重を p_1, p_2, \dots, p_n としたときの前軸重</p> <p>$W'm$: 標準車の積載物品又は乗車人員による荷重を p_1, p_2, \dots, p_n としたときのの中軸重</p> <p>w' : 標準車の車両重量</p> <p>$w'f$: 標準車の空車状態の前軸重</p> <p>$w'm$: 標準車の空車状態の中軸重</p> <p>a'_1, a'_2, \dots, a'_n : 標準車の積載物品又は乗車人員による</p>

新旧対照表
258 / 521

新	旧
	<p>る荷重の作用位置から後軸中心までの水平距離</p> <p>A_1, B_1, A_2, B_2 : 懸架装置及び車軸配置による定数とし次式で算出されたものとする。</p> $A_1 = \frac{-l_1 l_2 Kr}{l_2^2 Kf + l^2 Km + l_1^2 Kr}$ $B_1 = \frac{l_2^2 Kf + l^2 Km + l_1^2 Kr}{l_1 Kr}$ $A_2 = \frac{l_2^2 Kf + l^2 Km + l_1^2 Kr}{l_2 Kf - l_1 Kr}$ $B_2 = \frac{l_2^2 Kf + l^2 Km + l_1^2 Kr}{l_2^2 Kf + l^2 Km + l_1^2 Kr}$ <p>ただし</p> <p>l_1 : 前軸中心より中軸中心までの水平距離</p> <p>Kf, Km, Kr : 前軸、中軸、後軸それぞれのタイヤを含む懸架系の荷重当り撓み定数</p> <p>之 車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態においてア及びイに準じて算出するものとする。</p> <p>(例3) (トラニオン・シャフトを有する自動車の場合)</p> <p>(参考図) (略)</p> $Wf = wf + pf$ $Wr_1 = wr_1 + (p - pf) \frac{l/2 + k}{l}$ $Wr_2 = W - (Wf + Wr_1)$ $pf = \frac{(a_1 - k)p_1 + (a_2 - k)p_2 + \dots + (a_n - k)p_n}{l - k}$ $p = p_1 + p_2 + p_3 + \dots + p_n$ <p>ただし</p> <p>W : 車両総重量</p> <p>Wf : 積車状態における前軸重</p> <p>Wr_1 : 積車状態における後前軸重</p> <p>Wr_2 : 積車状態における後後軸重</p> <p>wr_1 : 空車状態における後前軸重</p> <p>wf : 空車状態における前軸重</p> <p>$p_1, p_2, p_3, \dots, p_n$: 積載物品又は乗車人員による荷重</p> <p>$a_1, a_2, a_3, \dots, a_n$: 荷重 p_1, p_2, \dots, p_n の作用点から複軸の中心までの水平距離</p> <p>k : トラニオン・シャフトから複軸中心までの水平距離 (トラニオン・シャフトが複軸中心に対して前車軸と反対方向にある場合は負の値をとる。)</p>

新旧対照表
259 / 521

新	旧
<p>8-6 安定性</p> <p>[審査事項なし]</p>	<p>l : 複軸間の水平距離</p> <p>③ 輪荷重は、②により算出した軸重をその軸にかかわる輪数で除した値とする。</p> <p>(6) 車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態において積載し得る重量を搭載した際、その軸重及び輪荷重は、許容限度、タイヤの負荷能力等を満足していることを確認するものとする。</p> <p>8-5-2 欠番</p> <p>8-5-3 欠番</p> <p>8-5-4 適用関係の整理</p> <p>7-5-4の規定を適用する。</p> <p>8-6 安定性</p> <p>8-6-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車は、安定した走行を確保できるものとして、安定性に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第5条関係、細目告示第8条関係、細目告示第86条関係)</p> <p>① 空車状態及び積車状態におけるかじ取車輪の接地部にかかる荷重の総和が、それぞれ車両重量及び車両総重量の20% (三輪自動車にあっては18%) 以上であること。</p> <p>ただし、側車付二輪自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>② 牽引自動車にあっては、被牽引自動車を連結した状態においても、①の基準に適合すること。</p> <p>③ 側車付二輪自動車にあっては、空車状態及び積車状態における側車の車輪(駆動輪を除く。)の接地部にかかる荷重が、それぞれ車両重量及び車両総重量の35%以下であること。</p> <p>④ 空車状態において、自動車(二輪自動車及び被牽引自動車を除く。)を左側及び右側に、それぞれ35° (側車付二輪自動車にあっては25°、最高速度20km/h未満の自動車、車両総重量が車両重量の1.2倍以下の自動車又は積車状態における車両の重心の高さが空車状態における車両の重心の高さ以下の自動車にあっては30°) まで傾けた場合に転覆しないこと。</p> <p>この場合において、「左側及び右側に傾ける」とは、自動車の中心線に直角に左又は右に傾けることではなく、実際の転覆のおこる外側の前後車輪の接地点を結んだ線を軸として、その側に傾けることをいう。</p> <p>⑤ 被牽引自動車(ポール・トレーラを除く。)にあっては、空車状態の牽引自動車と連結した状態において、④の基準に適合すること。</p> <p>⑥ ポール・トレーラにあっては、空車状態において左右最外側の車輪の接地面の中心の間隔が荷台床面の地面からの高さの1.3倍以上であること。</p> <p>(2) 積車状態における側車付二輪自動車の側車輪の接地部にかかる荷重は、次の例により算出した値とする。</p> <p>(参考図) (略)</p> <p>(算式)</p>

新旧対照表
260 / 521

新	旧
<p>8-7 最小回転半径 [審査事項なし]</p>	<p>$W = w + a \cdot p / T$ ただし、 W : 積車状態における側車輪の接地部にかかる荷重 w : 空車状態における側車輪の接地部にかかる荷重 p : 積載物品又は乗車人員による荷重(側車における物品積載装置又は乗車装置の幅の中心に集中荷重として作用するものとする。) a : 車両中心線から、荷重 p の作用位置までの最短水平距離 T : 軸距(側車付三輪自動車を平坦な面に置いたときの、車両中心線から側車輪のタイヤ接地部中心点までの最短水平距離。なお、三輪以上の自動車にあっては、直進姿勢にある空車状態の自動車を平坦な面に置いたときの前車輪又は後車輪のそれぞれの左右のタイヤ接地部中心点間の水平距離を車両中心線に直角に測った長さとする。)</p> <p>8-7 最小回転半径 8-7-1 テスタ等による審査 (1) 自動車の最小回転半径は、巻尺等その他適切な方法により審査したときに、最外側のわだちについて 12m 以下でなければならない。(保安基準第 6 条第 1 項関係) (2) 牽引自動車及び被牽引自動車にあっては、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、(1) の基準に適合しなければならない。(保安基準第 6 条第 2 項関係) (3) 最小回転半径は、次により計測又は算出した値(単位は m とし、小数第 1 位(小数第 2 位切り捨て)までとする。)とする。 この場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態で次により計測又は算出した値とする。 ただし、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において算出する場合にあっては、その他適切な方法により算出した値とすることができる。 ① かじ取装置を右又は左に最大に操作して低速で旋回させた場合の外側タイヤの接地部中心の軌跡の最大半径 ただし、最外側輪が鉄輪等の場合にあっては、最も外側の鉄輪等の外側の軌跡とする。 ② ターニングラジウス・ゲージを用いる場合にあっては、空車状態においてかじ取車輪を右又は左に最大に操作した場合のかじ取角度から次式により算出した値 ア かじ取車輪が 1 軸の自動車 (算式) $R = \frac{L}{\sin \alpha} + \sqrt{L^2 + \left(\frac{L}{\tan \beta} + Tf\right)^2}$ ただし</p>

新旧対照表
261 / 521

新	旧
	<p>R : 最小回転半径 L : 軸距 Tf : かじ取車輪の輪距 α : 外側車輪のかじ取角度 β : 内側車輪のかじ取角度 (参考図)(略) イ 全輪がかじ取車輪の自動車 (算式) $R = \frac{FL}{\sin \alpha_1} + \sqrt{FL^2 + \left(\frac{FL}{\tan \beta_1} + Tf\right)^2}$ ただし $FL = \frac{L}{\tan \frac{(\alpha_1 + \beta_1)}{2} + \tan \frac{(\alpha_2 + \beta_2)}{2}} \times \tan \frac{(\alpha_1 + \beta_1)}{2}$ また、後輪が逆相の場合は $\tan \frac{(\alpha_2 + \beta_2)}{2}$ は正符号と、後輪が同相の場合は $\tan \frac{(\alpha_2 + \beta_2)}{2}$ は負符号となる。 ただし R : 最小回転半径 L : 軸距 FL : 計算上の軸距 Tf, Tr : かじ取車輪の輪距 α₁ : 前軸外側車輪のかじ取角度 β₁ : 前軸内側車輪のかじ取角度 α₂ : 後軸外側車輪のかじ取角度 β₂ : 後軸内側車輪のかじ取角度 (参考図)(略) ウ 前 2 軸がかじ取車輪の自動車 (算式) $R = \frac{R_1 + R_2 + R_3 + R_4}{4}$ ただし $R_1 = \frac{L_1}{\sin \alpha_1}$ $R_2 = \sqrt{L_1^2 + \left(\frac{L_1}{\tan \beta_1} + Tf_1\right)^2}$ $R_3 = \sqrt{L_1^2 + \left(\frac{L_2}{\tan \alpha_2} + \frac{Tf_1 - Tf_2}{2}\right)^2}$</p>

新旧対照表
262 / 521

新	旧
	$R_4 = \sqrt{L_1^2 + \left(\frac{L_2}{\tan \beta_2} + \frac{Tf_1 + Tf_2}{2} \right)^2}$ <p>ただし</p> <ul style="list-style-type: none"> R : 最小回転半径 R₁ : 前前軸外側車輪の最小回転半径 R₂ : 前前軸内側車輪の最小回転半径 R₃ : 前後軸外側車輪の最小回転半径 R₄ : 前後軸内側車輪の最小回転半径 L₁ : 前前軸と後軸の軸距 L₂ : 前後軸と後軸の軸距 Tf₁ : 前前軸のかじ取車輪の輪距 Tf₂ : 前後軸のかじ取車輪の輪距 α₁ : 前前軸外側車輪のかじ取角度 β₁ : 前前軸内側車輪のかじ取角度 α₂ : 前後軸外側車輪のかじ取角度 β₂ : 前後軸内側車輪のかじ取角度 <p>(参考図) (略)</p> <p>③ ターニングラジウス・ゲージを用いてかじ取角度を測定することができないかじ取装置を有する自動車にあつては、次式により算出した値</p> <p>ア 車台が屈折して走行する自動車</p> <p>(算式)</p> $R_1 = \frac{L_2 + L_1 \cos \alpha}{\sin \alpha} + \frac{Tf}{2}$ $R_2 = \frac{L_1 + L_2 \cos \alpha}{\sin \alpha} + \frac{Tr}{2}$ <p>ただし</p> <ul style="list-style-type: none"> R₁ : 前輪の最小回転半径 R₂ : 後輪の最小回転半径 L₁ : 直進姿勢にある自動車を平坦な面に置いたときの車両中心線上の前軸から屈折部までの水平距離 L₂ : 直進姿勢にある自動車を平坦な面に置いたときの車両中心線上の屈折部から後軸までの水平距離 Tf : 前軸外側車輪の輪距 Tr : 後軸外側車輪の輪距 α : かじ取装置を右又は左に最大に操作した場合の前軸と後軸の延長線が交わつてなす角度 <p>(参考図) (略)</p> <p>イ かじ取車輪が鉄輪の自動車</p> <p>(算式)</p>

新旧対照表
263 / 521

新	旧
<p>8-8 接地部及び接地圧 〔審査事項なし〕</p>	$R = \frac{L}{\sin \alpha} + \frac{B}{2}$ <p>ただし</p> <ul style="list-style-type: none"> R : 最小回転半径 L : 軸距 B : かじ取車輪の幅 α : かじ取装置を右又は左に最大に操作した場合のかじ取車輪のかじ取角度 <p>(参考図) (略)</p> <p>8-7-2 欠番</p> <p>8-7-3 欠番</p> <p>8-7-4 適用関係の整理 7-7-4の規定を適用する。</p> <p>8-8 接地部及び接地圧</p> <p>8-8-1 視認等による審査</p> <p>(1) 自動車の走行装置の接地部及び接地圧は、道路を破損するおそれのないものとして、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第7条関係、細目告示第165条関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 接地部は、道路を破損するおそれのないものであること。 ② ゴム履帯又は平滑履帯を装着したカタビラを有する自動車は、①の基準に適合するものとする。 ③ 空気入ゴムタイヤ又は接地部の厚さ 25mm 以上の固形ゴムタイヤについては、その接地圧は、タイヤの接地部の幅 1cm あたり 200kg を超えないこと。 この場合において、「タイヤの接地部の幅」とは、実際に地面と接している部分の最大幅をいう。 ④ カタビラについては、その接地圧は、カタビラの接地面積 1cm²あたり 3kg を超えないこと。 この場合において、カタビラの接地面積は、見かけ接地面積とし、次式により算出した値(単位は cm² とし、整数位とする。)とする。 <p>(算式)</p> $A = a \cdot b$ <p>ただし</p> <ul style="list-style-type: none"> A : 見かけの接地面積 a : 履帯の接地長 b : 履帯の接地幅 <p>(参考図) (略)</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑤ ③及び④の接地部及びそれ以外の接地部については、その接地圧は、接地部の幅 1cm 当たり 100kg を超えないこと。 ⑥ 牽引自動車にあつては、被牽引自動車を連結した状態においても、③、④及び

新旧対照表
264 / 521

新	旧
<p>8-9 原動機及び動力伝達装置 8-9-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。（保安基準第8条第1項関係、細目告示第166条第1項関係） ①～⑦（略） <u>⑧（削除）</u> <u>⑨（削除）</u> ⑩（略） (2) 速度制限装置を用いて最高速度を制限することにより、別添8「連結車両の走行性能の技術基準」を満たすこととなっている牽引自動車の速度制限装置について、速度計試験機を用いること等により確認したときに、当該装置が正常に機能していない場合は、(1)の基準を満足していないものとする。 <u>⑪（削除）</u> <u>⑫（削除）</u> 8-9-2～8-9-3（略） 8-9-4 適用関係の整理 (1)～(2)（略） [テール：UN R121 又は UN R60 適用前] (3) 次に掲げる自動車にあっては、8-9-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第4条第4項、第5項、第6項） ①（略） ② 平成29年1月31日以前に製作された自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5tを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。） ③（略） 8-9-5～8-9-6（略） [テール：UN R121 又は UN R60 適用前] 8-9-7 従前規定の適用③</p>	<p style="text-align: center;"><u>⑤の基準に適合すること。</u></p> <p>8-9 原動機及び動力伝達装置 8-9-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。（保安基準第8条第1項関係、細目告示第166条第1項関係） ①～⑦（略） ⑧ 別添7「自動車の走行性能の技術基準」の基準を満足しないもの ⑨ 別添8「連結車両の走行性能の技術基準」の基準を満足しないもの ⑩（略） (2) 速度制限装置を用いて最高速度を制限することにより、別添8「連結車両の走行性能の技術基準」を満たすこととなっている牽引自動車の速度制限装置について、速度計試験機を用いること等により確認したときに、当該装置が正常に機能していない場合は、(1) ⑨の基準を満足していないものとする。 <u>⑪ 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度20km/h未満の軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）の原動機は、運転者席において始動できるものでなければならない。（保安基準第8条第2項）</u> <u>⑫ 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度20km/h未満の自動車を除く。）の加速装置は、運転者が操作を行わない場合に、当該装置の作動を自動的に解除するための独立に作用する2個以上のばねその他の装置を備えなければならない。（保安基準第8条第3項）</u> 8-9-2～8-9-3（略） 8-9-4 適用関係の整理 (1)～(2)（略） [テール：UN R121 又は UN R60 適用前] (3) 次に掲げる自動車にあっては、8-9-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第4条第4項、第5項、第6項） ①（略） ② 平成29年1月31日以前に製作された自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5tを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、<u>カタビラ及びびそりを有する軽自動車</u>、大型特殊自動車、<u>小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。</u>） ③（略） 8-9-5～8-9-6（略） [テール：UN R121 又は UN R60 適用前] 8-9-7 従前規定の適用③</p>

新旧対照表
265 / 521

新	旧
<p>次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい（適用関係告示第4条第4項、第5項、第6項） ①（略） ② 平成29年1月31日以前に製作された自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量5tを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。） ③（略） 8-9-7-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。 ①～⑦（略） <u>⑧（削除）</u> <u>⑨（削除）</u> (2)（略） <u>⑩（削除）</u> <u>⑪（削除）</u> 8-10（略） 8-11 走行装置 8-11-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車の走行装置（空気入ゴムタイヤを除く。）は、強度等に関し、視認等その適切な方法により審査したときに、堅ろうで、安全な運行を確保できるものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。（保安基準第9条第1項関係、細目告示第167条第1項及び第2項） ①（略） ② 複輪用ホイールを取付けているアウター・ナット及びインナー・ナットについて、<u>検査用ハンマ</u>による打音を比較したときに、音色の明らかに異なるナットが混入しているもの。 ③～④（略） <u>⑤（削除）</u></p>	<p>次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい（適用関係告示第4条第4項、第5項、第6項） ①（略） ② 平成29年1月31日以前に製作された自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量5tを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、<u>カタビラ及びびそりを有する軽自動車</u>、大型特殊自動車、<u>小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。</u>） ③（略） 8-9-7-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。 ①～⑦（略） ⑧ <u>8-9-1 (1) ⑧に同じ。</u> ⑨ <u>8-9-1 (1) ⑨に同じ。</u> (2)（略） ⑩ <u>8-9-1 (3) に同じ。</u> ⑪ <u>8-9-1 (4) に同じ。</u> 8-10（略） 8-11 走行装置 8-11-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車の走行装置（空気入ゴムタイヤを除く。）は、強度等に関し、視認等その適切な方法により審査したときに、堅ろうで、安全な運行を確保できるものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。（保安基準第9条第1項関係、細目告示第167条第1項及び第2項） ①（略） ② 複輪用ホイールを取付けているアウター・ナット及びインナー・ナットについて、<u>点検ハンマ</u>による打音を比較したときに、音色の明らかに異なるナットが混入しているもの ③～④（略） ⑤ <u>軽合金製ディスクホイールであって、次に掲げるマークが鋳出し又は刻印により表示されており、かつ、損傷がないものは、(1)の「堅ろう」であるものとする。</u> ⑥ <u>専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）、二輪自動車、側車付二輪自動車又は車両総重量3.5t以下であり、かつ、最大積載量が500kg以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車</u></p>

新旧対照表
266 / 521

新	旧
<p>(2) 自動車の空気入ゴムタイヤは、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、滑り止めに係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第9条第2項関係)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>付二輪自動車を除く。)である場合、細目告示別添2「軽合金製ディスクホイールの技術基準」に基づくJWLマーク</p> <p>② 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)又は普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)である場合、細目告示別添2「軽合金製ディスクホイールの技術基準」に基づくJWL-Tマーク</p> <p>③ 自動車製作者を表すマーク(自動車製作者が当該自動車を製作する際に設定したホイールに限る。)</p> <p>④ 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)又は車両総重量4.5t以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)である場合、米国自動車技術協会が定めるSAEマーク(SAE J 2530の鋳出し又は刻印等)</p> <p>⑤ 自動車製作者が当該自動車を製作する際に設定したホイールであり資料等により自動車製作者が付したことが明らかな記号等</p> <p>(3) 自動車の空気入ゴムタイヤは、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、滑り止めに係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第9条第2項関係)</p> <p>① 空気入ゴムタイヤに加わる荷重は、タイヤの負荷能力以下であること。 この場合において、次に掲げる値がタイヤの負荷能力以下であることを確認すること。(細目告示第167条第4項第1号関係)</p> <p>ア 積車状態における軸重を当該車軸に係る輪数で除した値</p> <p>イ 空車状態に乗車定員の人員が乗車した状態における軸重を当該車軸に係る輪数で除した値</p> <p>② ①のタイヤの負荷能力は、次により算定した値とする。</p> <p>ア 当該タイヤに表示されたロードインデックスに応じ、別表4「ロードインデックスに対応する負荷能力」の負荷能力欄に掲げる値とする。</p> <p>イ ロードインデックスが表示されていないタイヤにあつては、アの規定にかかわらず、当分の間、一般社団法人日本自動車タイヤ協会の「日本自動車タイヤ協会規格」(JATMA YEAR BOOK)における「空気圧-負荷能力対応表」に規定する最大負荷能力等のタイヤ製作者が指定する最大負荷能力とすることができるものとする。</p> <p>ウ 大型特殊自動車であつて、当該自動車の車両構造上の最高速度がタイヤの速度記号に対応する最高速度又はタイヤ製作者が定める基準速度を上回っているものにあつては、ア又はイの規定にかかわらず、ア又はイにより算定した負荷能力に「日本自動車タイヤ協会規格」(JATMA YEAR BOOK)に定める使用速度に応じた係数を乗じた値等のタイヤ製作者が定める値(端数処理の方法については、タイヤ製作者が定める方法とする。)とする。</p> <p>エ 8-9-1(2)の速度制限装置又は8-10の速度抑制装置が備えられている自動車等、当該自動車の車両構造上の最高速度がタイヤの速度記号に対応する</p>

新旧対照表
267 / 521

新	旧
<p>①～③ (略)</p> <p>④ 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて車両総重量3.5t以下のものに備えるタイヤ空気圧監視装置は、タイヤの空気圧が適正でない旨を示す警報及び当該装置が正常に作動しないおそれがある旨を示す警報が適正に作動するものであること。</p> <p>なお、視認等によりタイヤ空気圧監視装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。(細目告示第167条第5項)</p> <p>(削除)</p> <p>8-11-2～8-11-4 (略)</p> <p>8-12 操縦装置 8-12-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車の運転に際して操作を必要とする次に掲げる装置は、運転者が定位置において容易に識別でき、かつ、操作できるものとして、配置、識別表示等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第10条関係)</p>	<p>最高速度又はタイヤ製作者が定める基準速度を下回っている自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満の自動車、車両総重量が3.5t以下の被牽引自動車及び二輪自動車、側車付二輪自動車を除く。)にあつては、次により算定することができるものとする。</p> <p>(7) 指定自動車等のうち、トラック、バス及びトレーラ用タイヤを装着した自動車(大型特殊自動車を除く。)にあつては、アにより負荷能力を算定するものに限る。アにより算定した負荷能力に別表5「異なる速度における負荷能力」のロードインデックスの変化欄に掲げる変化率を乗じた値を加算した値(整数第1位(小数第1位四捨五入)を二捨三人又は七捨八入により0又は5に丸める。)とする。</p> <p>(4) 指定自動車等のうち大型特殊自動車及び指定自動車等以外の自動車にあつては、ア又はイにより算定した負荷能力に「日本自動車タイヤ協会規格」(JATMA YEAR BOOK)に定める使用速度に応じた係数を乗じた値等のタイヤ製作者が定める値(端数処理の方法については、タイヤ製作者が定める方法とする。)とする。</p> <p>オ 乗用車用タイヤを貨物自動車に装着した場合又はトラック、バス及びトレーラ用タイヤを乗用自動車に装着した場合であっても、ア、イ及びエに掲げる方法により算定するものとする。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>⑦ 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車、カタビラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であつて車両総重量3.5t以下のものに備えるタイヤ空気圧監視装置は、タイヤの空気圧が適正でない旨を示す警報及び当該装置が正常に作動しないおそれがある旨を示す警報が適正に作動するものであること。</p> <p>なお、視認等によりタイヤ空気圧監視装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。(細目告示第167条第5項)</p> <p>(4) タイヤチェーン等は走行装置に確実に取付けることができ、かつ、安全な運行を確保することができるものでなければならない。 この場合において、タイヤに装着されていないタイヤチェーンについては、審査を省略することができる。(保安基準第9条第3項関係)</p> <p>8-11-2～8-11-4 (略)</p> <p>8-12 操縦装置 8-12-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車の運転に際して操作を必要とする次に掲げる装置は、運転者が定位置において容易に識別でき、かつ、操作できるものとして、配置、識別表示等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するも</p>

新旧対照表
268 / 521

新	旧
<p>①～③ (略)</p> <p>(2) (1) に掲げる自動車の運転に際して操作を必要とする (1) の装置は次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 168 条関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ ①、②及び③の「運転者が運転者席において容易に識別できるような表示」とは、運転者が運転者席に着席した状態で著しく無理な姿勢をとらずに見える位置に文字、数字又は記号により、当該装置又は当該装置の操作位置を容易に判別できる表示をしたものをいう。</p> <p>この場合において、JIS D 0032「自動車用操作・計量・警報装置類の識別記号」又は ISO (国際標準規格) 2575「Road vehicles—Symbols for controls, indicators and tell-tales」に掲げられた識別記号は、その表示の例とする。</p> <p>(3) 自動車 ((1) の自動車、二輪自動車及び被牽引自動車を除く。) に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、(2) で定める基準は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① (1) に掲げる装置のうち手動により操作するものは次に掲げる基準に適合しなければならない。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>ア (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>イ (略)</p> <p>② (1) に掲げる装置 (手動により操作するものを除く。) は、(2) の基準に適合すること。</p> <p>③ 表 2 の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては、①及び②に定める操作装置の配置、識別表示等を妨げないものとして、次の基準に適合すること。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>のでなければならない。(保安基準第 10 条関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) (1) に掲げる自動車の運転に際して操作を必要とする (1) の装置は次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 168 条関係)</p> <p>① <u>(1) ①、②及び③に掲げる装置は、かじ取ハンドルの中心から左右にそれぞれ 500mm 以内に配置され、運転者が定位置において容易に操作できるものでなければならない。</u></p> <p><u>この場合において、かじ取ハンドル中心との配置に係る距離は、それぞれの装置の中心位置から、かじ取ハンドルの中心 (レバー式のかじ取装置にあっては、運転者席の中心) を含み車両中心線に平行な鉛直面に下ろした垂線の長さとし、変速装置の中心位置は、変速レバーを中立の状態の中央に置いたときの握り部中心の位置とし、レバー式等可動のデフロスタ操作装置の中心位置は可動範囲の中心位置とする。</u></p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ ②、③及び④の「運転者が運転者席において容易に識別できるような表示」とは、運転者が運転者席に着席した状態で著しく無理な姿勢をとらずに見える位置に文字、数字又は記号により、当該装置又は当該装置の操作位置を容易に判別できる表示をしたものをいう。</p> <p>この場合において、JIS D 0032「自動車用操作・計量・警報装置類の識別記号」又は ISO (国際標準規格) 2575「Road vehicles—Symbols for controls, indicators and tell-tales」に掲げられた識別記号は、その表示の例とする。</p> <p>(3) 自動車 ((1) の自動車、二輪自動車及び被牽引自動車を除く。) に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、(2) で定める基準は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① (1) に掲げる装置のうち手動により操作するものは次に掲げる基準に適合しなければならない。</p> <p>ア <u>表 1 の識別対象装置欄に掲げる装置の識別表示は、当該装置の表面又は当該装置と隣接した位置に配置されていること。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>(1) に掲げる装置のうち手動により操作するものは、運転者が運転者席に着席し、かつ座席ベルトを装着した状態において容易に操作できる位置に配置されていること。</u></p> <p>エ (略)</p> <p>② (1) に掲げる装置 (手動により操作するものを除く。) は、(2) ①から⑤までの基準に適合すること。</p> <p>③ 表 2 の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては、①及び②に定める操作装置の配置、識別表示等を妨げないものとして、次のアからウまでの基準に適合すること。</p> <p>ア <u>表 2 の識別対象装置欄に掲げる装置の識別表示は、当該装置の表面又は当該装置と隣接した位置に配置されていること。</u></p>

新旧対照表
269 / 521

新	旧																
<p>ア (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>イ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>ウ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>エ (略)</p> <p>表 1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">表 (略)</td> </tr> </table> <p>表 2</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">表 (略)</td> </tr> </table> <p>注 1～注 17 (略)</p> <p>(4) 二輪自動車に備える操作装置の配置、識別表示に関し (2) で定める基準は、次の①及び②に掲げる基準とする。</p> <p>① 操作装置は、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>② 表 4 の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては、①に定める操作装置の配置、識別表示等を妨げないものとして基準に適合すること。</p> <p>表 3</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">表 (略)</td> </tr> </table> <p>表 4</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">表 (略)</td> </tr> </table> <p>(5) 操作装置の機能を損なう損傷等のないものは、(3) 及び (4) の基準に適合するものとする。</p>		表 (略)		表 (略)		表 (略)		表 (略)	<p>イ (略)</p> <p>ウ <u>表 2 の識別対象装置欄に掲げる操作装置は、運転者が運転者席に着席し、かつ、座席ベルトを装着した状態において容易に操作できる位置に配置されていること。</u></p> <p>エ (略)</p> <p>オ <u>表 2 の識別対象装置欄に掲げるテルテルの識別表示及びインジケータの識別表示は、運転者が運転者席に着席し、かつ、座席ベルトを装着した状態において容易に識別できる位置に配置されていること。</u></p> <p>カ (略)</p> <p>キ <u>表 2 の識別対象装置欄に掲げるテルテルの識別表示の照明は、同表の色欄に掲げる色とすること。</u></p> <p>ク (略)</p> <p>表 1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">表 (略)</td> </tr> </table> <p>表 2</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">表 (略)</td> </tr> </table> <p>注 1～注 17 (略)</p> <p>(4) 二輪自動車に備える操作装置の配置、識別表示に関し (2) で定める基準は、次の①及び②に掲げる基準とする。</p> <p>① 操作装置は、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>操作装置は、アに掲げる配置のほか、運転者が運転者席に着席した状態において容易に操作できる位置に配置されていること。</u></p> <p>ウ <u>表 3 の識別対象装置欄に掲げる装置の識別表示は、当該装置の表面又は当該装置と隣接した位置に配置されていること。</u></p> <p>エ <u>走行用前照灯、すれ違い用前照灯、方向指示器、停止装置、警音器、制動装置及びクラッチの操作装置は、運転者がかじ取装置から手を離さずに操作することができること。</u></p> <p>② 表 4 の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては、①に定める操作装置の配置、識別表示等を妨げないものとして基準に適合すること。</p> <p><u>この場合、①エの規定中「走行用前照灯、すれ違い用前照灯、方向指示器、停止装置、警音器、制動装置及びクラッチ」を「非常点滅表示灯」に読み替えるものとする。</u></p> <p>表 3</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">表 (略)</td> </tr> </table> <p>表 4</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">表 (略)</td> </tr> </table> <p>(5) <u>次に掲げる操作装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(3) 及び (4) の基準に適合するものとする。</u></p>		表 (略)		表 (略)		表 (略)		表 (略)
	表 (略)																
	表 (略)																
	表 (略)																
	表 (略)																
	表 (略)																
	表 (略)																
	表 (略)																
	表 (略)																

新旧対照表
270 / 521

新	旧
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>8-12-2~8-12-4 (略)</p> <p>8-13 かじ取装置</p> <p>8-13-1 性能要件</p> <p>8-13-1-1 テスタ等による審査</p> <p>四輪以上の自動車のかじ取車輪は、かじ取車輪の横滑り量に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、かじ取車輪をサイドスリップ・テスタを用いて計測した場合の横滑り量が、走行1mについて5mmを超えてはならない。</p> <p>ただし、その輪数が四輪以上の自動車のかじ取車輪をサイドスリップ・テスタを用いて計測した場合に、指定自動車等の自動車製作者等がかじ取装置について安全な運行を確保できるものとして指定する横滑り量の範囲内にある場合にあっては、この限りでない。(保安基準第11条第1項関係、細目告示第169条第1項第1号関係)</p> <p>8-13-1-2 視認等による審査</p> <p>(1) 自動車のかじ取装置は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、操作性等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第11条第1項関係、細目告示第169条第1項関係)</p> <p>① 自動車のかじ取装置は、堅ろうで安全な運行を確保できるものであること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(細目告示第169条第1項第1号関係)</p> <p>ア～コ (略)</p> <p>サ <u>IN R79 に定める自動命令型機能機能を備える自動車にあっては、当該機能を損なうおそれのある損傷等のあるもの</u></p> <p>(削除)</p> <p>② (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>① <u>指定自動車等に備えられている操作装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた操作装置</u></p> <p>② <u>法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている操作装置又はこれに準ずる性能を有する操作装置</u></p> <p>③ <u>法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた操作装置又はこれに準ずる性能を有する操作装置</u></p> <p>8-12-2~8-12-4 (略)</p> <p>8-13 かじ取装置</p> <p>8-13-1 性能要件</p> <p>8-13-1-1 テスタ等による審査</p> <p>四輪以上の自動車のかじ取車輪は、かじ取車輪の横すべり量に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、かじ取車輪をサイドスリップ・テスタを用いて計測した場合の横すべり量が、走行1mについて5mmを超えてはならない。</p> <p>ただし、その輪数が四輪以上の自動車のかじ取車輪をサイドスリップ・テスタを用いて計測した場合に、指定自動車等の自動車製作者等がかじ取装置について安全な運行を確保できるものとして指定する横すべり量の範囲内にある場合にあっては、この限りでない。(保安基準第11条第1項関係、細目告示第169条第1項第1号関係)</p> <p>8-13-1-2 視認等による審査</p> <p>(1) 自動車のかじ取装置は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、操作性等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第11条第1項関係、細目告示第169条第1項関係)</p> <p>① 自動車のかじ取装置は、堅ろうで安全な運行を確保できるものであること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(細目告示第169条第1項第1号関係)</p> <p>ア～コ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>② <u>かじ取装置は、運転者が定位において容易に、かつ、確実に操作できるものであること。この場合において、パワーステアリングを装着していない自動車(最高速度が20km/h未満の自動車を除く。)であって、かじ取車輪の輪荷重の総和が4,700kg以上であるものはこの基準に適合しないものとする。(細目告示第169条第1項第2号)</u></p> <p>③ (略)</p> <p>④ <u>かじ取ハンドルの回転角度とかじ取車輪のかじ取角度との関係は、左右について著しい相異がないこと。(細目告示第169条第1項第4号)</u></p> <p>⑤ <u>かじ取ハンドルの操舵力は、左右について著しい相異がないこと。(細目告示第169条第1項第5号)</u></p>

新旧対照表
271 / 521

新	旧
<p>(2) 自動車(次に掲げるものを除く。)のかじ取装置は、視認その他適切な方法により審査したときに、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において運転者に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。(保安基準第11条第2項関係、細目告示第169条第2項関係)</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>(削除)</p> <p>⑦ (略)</p> <p>(削除)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>(3) かじ取装置の機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2)の基準に適合するものとする。</p> <p>ただし、7-12-1(3)が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第169条第2項関係)</p> <p>【表示】(略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>8-13-2~8-13-3 (略)</p> <p>8-13-4 適用関係の整理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 昭和48年10月1日から平成21年8月31日までに製作された専ら乗用の用に供する自動車(次に掲げるものを除く。)については、8-13-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。(適用関係告示第7条第2項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(削除)</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(3) ～(7) (略)</p> <p><u>(8) 次の自動車については、8-13-12(従前規定の適用⑧)の規定を適用する。(適用関係告示第7条第10項関係)</u></p> <p>① <u>平成30年3月31日(赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成32年3月31日)以前に製作された自動車</u></p>	<p>(2) 自動車(次に掲げるものを除く。)のかじ取装置は、視認その他適切な方法により審査したときに、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において運転者に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。(保安基準第11条第2項関係、細目告示第169条第2項関係)</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ <u>カタビラ及びびそりを有する軽自動車</u></p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ <u>小型特殊自動車</u></p> <p>⑩ (略)</p> <p>(3) 次に掲げるかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2)の基準に適合するものとする。</p> <p>ただし、7-12-1(3)が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第169条第2項関係)</p> <p>【表示】(略)</p> <p>① <u>指定自動車等に備えられているかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの</u></p> <p>② <u>法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているかじ取装置又はこれに準ずる性能を有するかじ取装置</u></p> <p>③ <u>法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けたかじ取装置と同一の構造を有するもの又はこれに準ずる性能を有するもの</u></p> <p>④ <u>新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあったかじ取装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの</u></p> <p>⑤ <u>4-18-1ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認めらるるかじ取装置であって、7-13-1-3(5)の規定によるもの</u></p> <p>8-13-2~8-13-3 (略)</p> <p>8-13-4 適用関係の整理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 昭和48年10月1日から平成21年8月31日までに製作された専ら乗用の用に供する自動車(次に掲げるものを除く。)については、8-13-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。(適用関係告示第7条第2項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>カタビラ及びびそりを有する軽自動車</u></p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>(3) ～(7) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新旧対照表
272 / 521

新	旧
<p>② 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成32年4月1日から平成35年3月31日まで）に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 平成30年3月31日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成32年3月31日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車</p> <p>イ 平成30年4月1日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成32年4月1日）以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、平成30年3月31日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成32年3月31日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及びかじ取装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と（自動操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないものを除く。）の性能が同一のもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 平成31年10月1日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成32年4月1日）以降に製作された自動車であって、平成31年10月1日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成32年4月1日）以降の型式指定自動車にあっては平成31年9月30日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成32年3月31日）以前の型式指定自動車と（自動操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないものに限り、）の性能が同一のもの</p> <p>④ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限り、）の発行日が平成33年3月31日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成35年3月31日）以前のもの</p> <p>⑤ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が平成33年3月31日（赤色の光学警報信号を表示することができない自動車にあっては平成35年3月31日）以前のもの</p> <p>8-13-5～8-13-10（略） 〔テール：UN R121 又は UN R60 適用前〕</p> <p>8-13-11 従前規定の適用⑦ 平成29年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第7条第9項関係）</p> <p>8-13-11-1 性能要件 8-13-11-1-1（略） 8-13-11-1-2 視認等による審査 (削除)</p>	<p>8-13-5～8-13-10（略） 〔テール：UN R121 又は UN R60 適用前〕</p> <p>8-13-11 従前規定の適用⑦ 平成29年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第7条第9項関係）</p> <p>8-13-11-1 性能要件 8-13-11-1-1（略） 8-13-11-1-2 視認等による審査 8-13-1-2に同じ。</p>

新旧対照表
273 / 521

新	旧
<p>(削除)</p> <p>(1) 8-13-1-2 (1) に同じ。 (2) 8-13-1-2 (2) に同じ。 (3) かじ取装置の機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2) の基準に適合するものとする。</p> <p>(削除) (削除) (削除) (削除) (削除)</p> <p>8-13-12 従前規定の適用⑧ 7-13-12の規定を適用する。</p> <p>8-14 施錠装置等 8-14-1 装備要件 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上の自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が3.5tを超える自動車及び被牽引自動車を除く。）の原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置、かじ取装置又は制動装置（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に備える制動装置を除く。）には、施錠装置を備えなければならない。（保安基準第11条の2第1項）</p> <p>8-14-2 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車の原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置、かじ取装置又は制動装置に備える施錠装置は、その作動により施錠装置を備えた装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第11条の2第2項関係、細目告示第170条第1項関係）</p> <p>(削除)</p> <p>① (略) (削除) (削除) (削除)</p>	<p>8-13-11-1-3 書面等による審査 (1) 8-13-1-3 (1) に同じ。 (2) 8-13-1-3 (2) に同じ。 (3) 次に掲げるかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2) の基準に適合するものとする。</p> <p>① 8-13-1-3 (2) ①に同じ。 ② 8-13-1-3 (2) ②に同じ。 ③ 8-13-1-3 (2) ③に同じ。 ④ 8-13-1-3 (2) ④に同じ。 ⑤ 8-13-1-3 (2) ⑤に同じ。</p> <p>(新設)</p> <p>8-14 施錠装置等 8-14-1 装備要件 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上の自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が3.5tを超える自動車及び被牽引自動車を除く。）の原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置、かじ取装置又は制動装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタビラ及びソリを有する軽自動車に備える制動装置を除く。）には、施錠装置を備えなければならない。（保安基準第11条の2第1項）</p> <p>8-14-2 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車の原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置、かじ取装置又は制動装置に備える施錠装置は、その作動により施錠装置を備えた装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、①イ及び③の規定は、三輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びソリを有する軽自動車には、適用しない。（保安基準第11条の2第2項関係、細目告示第170条第1項関係）</p> <p>① 次に掲げる施錠装置の区分に応じ、それぞれ次に定める構造であること。 ア 制動装置以外に備える施錠装置にあっては、その作動により、施錠装置を備えた装置の機能を確実に停止させることができる構造 イ 制動装置に備える施錠装置にあっては、その作動により、当該自動車の車輪を確実に停止させることができる構造</p> <p>② (略) ③ その作動中は、始動装置を操作することができないものであること。 ④ 走行中の振動、衝撃等により作動するおそれがないものであること。 ⑤ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える施錠装置であって、当該自動車に固定されていない構造のものにあっては、走行中の振動、衝撃等により脱落するおそれがなく、かつ、運転操作を妨げられない位置に備えることができるものであること。</p>

新旧対照表
274 / 521

新	旧
<p>(2) 施錠装置の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第170条第2項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(3) 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量が2tを超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)に備えるイモバイザーは、その作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、視認等によりイモバイザーが備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。(保安基準第11条の2第3項関係、細目告示第170条第3項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>① (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(4) イモバイザーの機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(3)の基準に適合するものとする。(細目告示第170条第3項関係)</p> <p>8-14-3~8-14-4 (略)</p> <p>8-15 トラック・バスの制動装置</p> <p>8-15-1 (略)</p> <p>8-15-2 性能要件</p>	<p>ること。</p> <p>(2) <u>次に掲げる施錠装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第170条第2項関係)</u></p> <p>① <u>指定自動車等に備えられた施錠装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた施錠装置</u></p> <p>② <u>法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている施錠装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている施錠装置又はこれに準ずる性能を有する施錠装置</u></p> <p>③ <u>法第75条の3第1項の規定に基づき施錠装置の指定を受けた自動車に備える施錠装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた施錠装置又はこれに準ずる性能を有する施錠装置</u></p> <p>(3) 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、<u>カタビラ及びびそりを有する軽自動車並びに</u>被牽引自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量が2tを超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)に備えるイモバイザーは、その作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、視認等によりイモバイザーが備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。(保安基準第11条の2第3項関係、細目告示第170条第3項関係)</p> <p>① <u>その作動により、原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させることができる構造であること。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>走行中の振動、衝撃等により作動するおそれがないものであること。</u></p> <p>④ <u>その作動により、制動装置の解除を妨げるものでないこと。</u> ただし、<u>空気圧解除式スプリングブレーキの解除を防止する形式のイモバイザー</u>にあつては、この限りでない。</p> <p>⑤ <u>イモバイザーの作動状態を表示する灯火は、緊急自動車の警光灯と紛らわしいものでなく、かつ、方向指示器又は車幅灯と兼用のものであつてイモバイザーの作動又は解除の操作を表示するものにあつては、その点灯又は点滅が3秒を超えないものであること。</u></p> <p>(4) <u>指定自動車等に備えられたイモバイザーと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたイモバイザーであつて、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(3)の基準に適合するものとする。(細目告示第170条第3項関係)</u></p> <p>8-14-3~8-14-4 (略)</p> <p>8-15 トラック・バスの制動装置</p> <p>8-15-1 (略)</p> <p>8-15-2 性能要件</p>

新旧対照表
275 / 521

新	旧
<p>8-15-2-1 (略)</p> <p>8-15-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量3.5t以下のものに備える制動装置は、8-16の基準に適合するものであつてもよいものとする。(細目告示第171条第2項関係)</p> <p>① (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>② 液体の圧力により作動する主制動装置は、その配管から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。(細目告示第171条第2項第8号関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>8-15-2-1 (略)</p> <p>8-15-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量3.5t以下のものに備える制動装置は、8-16の基準に適合するものであつてもよいものとする。(細目告示第171条第2項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>主制動装置は、繰り返して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。(細目告示第171条第2項第4号関係)</u></p> <p>③ <u>主制動装置は、その配管等の一部が損傷した場合においても、その制動効果に著しい支障を生じないものであること。(細目告示第171条第2項第5号関係)</u></p> <p>④ <u>主制動装置は、回転部分及びしゅう動部分の間のすき間を自動的に調整できるものであること。</u> ただし、次に掲げる制動装置にあつては、この限りでない。</p> <p><u>ア 車両総重量3.5t以下の自動車(専ら乗用の用に供する自動車を除く。)の後車輪に備える主制動装置(細目告示第171条第2項第6号関係)</u></p> <p><u>イ 次に掲げる車両総重量が3.5tを超え12t以下の自動車(専ら乗用の用に供する自動車を除く。)に備える主制動装置</u></p> <p><u>(7) 全ての車輪に動力を伝達できる構造(1軸への動力伝達を切り離すことができる構造を含む。)の動力伝達装置を備える自動車</u></p> <p><u>(4) 前軸及び後軸のそれぞれ1軸以上に動力を伝達できる構造(1軸への動力伝達を切り離すことができる構造を含む。)の動力伝達装置及び1個以上の動力伝達装置の差動機の作動を停止又は制限できる装置を備え、かつ、4分の1こう配の坂路を登坂する能力を有する自動車</u></p> <p><u>ウ 次に掲げる車両総重量が12tを超える自動車(専ら乗用の用に供する自動車を除く。)に備える主制動装置</u></p> <p><u>(7) 全ての車輪に動力を伝達できる構造(1軸への動力伝達を切り離すことができる構造を含む。)の動力伝達装置を備える自動車</u></p> <p><u>(4) 半数以上の軸に動力を伝達できる構造の動力伝達装置及び1個以上の動力伝達装置の差動機の作動を停止又は制限できる装置を備え、かつ、4分の1こう配の坂路を登坂する能力を有する自動車</u></p> <p>⑤ 液体の圧力により作動する主制動装置は、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できる次に掲げるいずれかの構造を有するものであり、かつ、その配管から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。(細目告示第171条第2項第8号関係)</p> <p><u>ア 制動液のリザーバ・タンクが透明又は半透明であるもの</u></p> <p><u>イ 制動液の液面のレベルを確認できるゲージを備えたもの</u></p> <p><u>ウ 制動液が減少した場合、運転者席の運転者に警報する液面低下警報装置を</u></p>

新旧対照表
276 / 521

新	旧
<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>③～⑦ (略)</p> <p>(3) 制動装置の機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(2)の基準に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>8-15-3 欠番</p> <p>8-15-4 適用関係の整理</p> <p>第8章において、「書面等による審査」に係る規定については、適用しない。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>[テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]</p> <p>(13) 次に掲げる自動車については、8-15-17 (従前規定の適用③)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第47項、第48項、第49項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 平成29年1月31日以前に製作された自動車(①に掲げる自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)</p> <p>8-15-5～8-15-16 (略)</p> <p>[テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]</p> <p>8-15-17 従前規定の適用③</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第47項、第48項、第49項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 平成29年1月31日以前に製作された自動車(①に掲げる自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)</p> <p>8-15-17-1 (略)</p> <p>8-15-17-2 性能要件</p> <p>8-15-17-2-1 (略)</p> <p>8-15-17-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">備えたもの</p> <p style="text-align: center;">エ アからウに掲げるもののほか、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できるもの</p> <p>⑥～⑩ (略)</p> <p>(3) 次に掲げる制動装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(2)②から④の基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等(8-15に規定する自動車に限る。)に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置</p> <p>8-15-3 欠番</p> <p>8-15-4 適用関係の整理</p> <p>第8章において、「書面等による審査」に係る規定については、適用しない。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>[テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]</p> <p>(13) 次に掲げる自動車については、8-15-17 (従前規定の適用③)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第47項、第48項、第49項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 平成29年1月31日以前に製作された自動車(①に掲げる自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)</p> <p>8-15-5～8-15-16 (略)</p> <p>[テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]</p> <p>8-15-17 従前規定の適用③</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第47項、第48項、第49項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 平成29年1月31日以前に製作された自動車(①に掲げる自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)</p> <p>8-15-17-1 (略)</p> <p>8-15-17-2 性能要件</p> <p>8-15-17-2-1 (略)</p> <p>8-15-17-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p>

新旧対照表
277 / 521

新	旧
<p>ただし、貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のものに備える制動装置は、8-16 の基準に適合するものであってもよいものとする。(細目告示第171条第2項関係)</p> <p>① (略)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>② 8-15-2-2 (2) ②に同じ。</p> <p>③ 8-15-2-2 (2) ③に同じ。</p> <p>④ 8-15-2-2 (2) ④に同じ。</p> <p>⑤ 8-15-2-2 (2) ⑤に同じ。</p> <p>⑥ 8-15-2-2 (2) ⑥に同じ。</p> <p>(3) (略)</p> <p>8-16 乗用車の制動装置</p> <p>8-16-1 (略)</p> <p>8-16-2 性能要件</p> <p>8-16-2-1 (略)</p> <p>8-16-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第171条第3項関係)</p> <p>① (略)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>② 液体の圧力により作動する主制動装置は、その配管から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。(細目告示第171条第3項第1号関係)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>③ (略)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>	<p>ただし、貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量 3.5t 以下のものに備える制動装置は、8-16 の基準に適合するものであってもよいものとする。(細目告示第171条第2項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 8-15-2-2 (2) ②に同じ。</p> <p>③ 8-15-2-2 (2) ③に同じ。</p> <p>④ 8-15-2-2 (2) ④に同じ。</p> <p>⑤ 8-15-2-2 (2) ⑤に同じ。</p> <p>⑥ 8-15-2-2 (2) ⑥に同じ。</p> <p>⑦ 8-15-2-2 (2) ⑦に同じ。</p> <p>⑧ 8-15-2-2 (2) ⑧に同じ。</p> <p>⑨ 8-15-2-2 (2) ⑨に同じ。</p> <p>(3) (略)</p> <p>8-16 乗用車の制動装置</p> <p>8-16-1 (略)</p> <p>8-16-2 性能要件</p> <p>8-16-2-1 (略)</p> <p>8-16-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第171条第3項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 主制動装置は、繰り返して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。(細目告示第171条第3項第1号関係)</p> <p>③ 主制動装置は、その配管等の一部が損傷した場合においても、その制動効果に著しい支障を生じないものであること。(細目告示第171条第3項第1号関係)</p> <p>④ 液体の圧力により作動する主制動装置は、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できる次に掲げるいずれかの構造を有するものであり、かつ、その配管から制動液が漏れることにより制動効果に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであること。(細目告示第171条第3項第1号関係)</p> <p style="text-align: center;">ア 制動液のリザーバ・タンクが透明又は半透明であるもの</p> <p style="text-align: center;">イ 制動液の液面のレベルを確認できるゲージを備えたもの</p> <p style="text-align: center;">ウ 制動液が減少した場合、運転者席の運転者に警報する液面低下警報装置を備えたもの</p> <p style="text-align: center;">エ アからウに掲げるもののほか、制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けず容易に確認できるもの</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 主制動装置は、回転部分及びしゅう動部分の間のすき間を自動的に調整できる</p>

新旧対照表
278 / 521

新	旧
<p><u>④ (略)</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>⑤</u> 制動力を制御する電気装置を備えた制動装置は、次に掲げる要件を満たすものであること。(細目告示第 171 条第 3 項第 7 号関係) <u>(削除)</u> <u>ア (略)</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>⑥ (略)</u> (3) 制動装置の機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(2) の基準に適合するものとする。 <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-16-3~8-16-13 (略) 〔テールテール：UN R121 又は UN R60 適用前〕 8-16-14 従前規定の適用⑩ 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 47 項、第 48 項、第 49 項関係) 8-16-14-1 (略) 8-16-14-2 性能要件 8-16-14-2-1 (略)</p>	<p><u>ものであること。(細目告示第 171 条第 3 項第 3 号関係)</u></p> <p><u>⑦ (略)</u></p> <p><u>⑧ 主制動装置は、適切な点検孔又はその他の手段を備えることにより、しゅう動部分の摩耗が容易に確認できる構造であること。</u> <u>この場合において、しゅう動部分の交換が必要になった場合に、運転者席の運転者に警報する装置を備えたものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第 171 条第 3 項第 5 号関係)</u></p> <p><u>⑨ 空気圧力、真空圧力又は蓄積された液体の圧力のみにより作動する主制動装置は、独立に作用する 2 系統以上の圧力を蓄積する装置を有するものであること。</u> <u>ただし、圧力を蓄積する装置が正常に作動しない場合であっても運転者の操作力のみで 8-16-2-1 に定める基準に適合するものについては、この限りでない。(細目告示第 171 条第 3 項第 6 号関係)</u></p> <p><u>⑩ 制動力を制御する電気装置を備えた制動装置は、次に掲げる要件を満たすものであること。</u> <u>ア 制動に十分な電気を蓄積する能力を有するものであること。</u> <u>イ (略)</u> <u>ウ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置にあっては、その機能を作動不能とするための手動装置を備えないものであること。</u> <u>この場合において、その機能を作動不能とするための手動装置を備えていることが明らかな自動車にあっては、この基準に適合しないものとする。</u></p> <p><u>⑪ (略)</u> (3) <u>次に掲げる制動装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(2) ②、③、⑥、⑧、⑨及び⑭ア、イの基準に適合するものとする。</u> <u>① 指定自動車等(8-16 に規定する自動車に限る。)に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置</u> <u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置</u> <u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置</u></p> <p>8-16-3~8-16-13 (略) 〔テールテール：UN R121 又は UN R60 適用前〕 8-16-14 従前規定の適用⑩ 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 9 条第 47 項、第 48 項、第 49 項関係) 8-16-14-1 (略) 8-16-14-2 性能要件 8-16-14-2-1 (略)</p>

新旧対照表
279 / 521

新	旧
<p>8-16-14-2-2 視認等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 171 条第 3 項関係) <u>① (略)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>② 8-16-2-2 (2) ②に同じ。</u> <u>③ 8-16-2-2 (2) ③に同じ。</u> <u>(削除)</u> <u>④ 8-16-2-2 (2) ④に同じ。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>⑤ 8-16-2-2 (2) ⑤に同じ。</u> (3) (略)</p> <p>8-17 二輪車の制動装置 8-17-1 (略) 8-17-2 性能要件 8-17-2-1 (略) 8-17-2-2 視認等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 171 条第 4 項関係) <u>① (略)</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>② (略)</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>8-16-14-2-2 視認等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 171 条第 3 項関係) <u>① (略)</u> <u>② 8-16-2-2 (2) ②に同じ。</u> <u>③ 8-16-2-2 (2) ③に同じ。</u> <u>④ 8-16-2-2 (2) ④に同じ。</u> <u>⑤ 8-16-2-2 (2) ⑤に同じ。</u> <u>⑥ 8-16-2-2 (2) ⑥に同じ。</u> <u>⑦ 8-16-2-2 (2) ⑦に同じ。</u> <u>⑧ 8-16-2-2 (2) ⑧に同じ。</u> <u>⑨ 8-16-2-2 (2) ⑨に同じ。</u> <u>⑩ 8-16-2-2 (2) ⑩に同じ。</u> (3) (略)</p> <p>8-17 二輪車の制動装置 8-17-1 (略) 8-17-2 性能要件 8-17-2-1 (略) 8-17-2-2 視認等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 171 条第 4 項関係) <u>① (略)</u> <u>② 主制動装置は、繰り返して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。(細目告示第 171 条第 4 項第 1 号関係)</u> <u>③ (略)</u> <u>④ 二輪自動車及び側車付二輪自動車(サイドカー型)に備える制動装置は、2 個の独立した操作装置を有し、前車輪を含む車輪及び後車輪を含む車輪をそれぞれ独立に制動するものであること。(細目告示第 171 条第 4 項第 2 号関係)</u> <u>⑤ 側車付二輪自動車(トライク型)及び三輪自動車に備える制動装置は、駐車制動装置並びに全ての車輪を制動する足動式の分配制動機能を有する主制動装置又は連動制動機能を有する主制動装置及び補助主制動装置を備えたものであること。</u> <u>ただし、連動制動機能を有する主制動装置にあっては、補助主制動装置に替えて、駐車制動装置を備えることができる。(細目告示第 171 条第 4 項第 2 号関係)</u> <u>⑥ 主制動装置は、雨水の付着等により、その制動効果に著しい支障を生じないものであること。(細目告示第 171 条第 4 項第 3 号関係)</u> <u>⑦ 液体の圧力により作動する主制動装置は、次に掲げるいずれかの構造を有する</u></p>

新旧対照表
280 / 521

新	旧
<p>③～④ (略)</p> <p>(3) 制動装置の機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(2)の基準に適合するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-17-3 欠番</p> <p>8-17-4 適用関係の整理</p> <p>第8章において、「書面等による審査」に係る規定については、適用しない。</p> <p>(1) 平成11年6月30日以前に製作された自動車(平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)については、8-17-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第5項第6号関係)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる二輪自動車及び側車付二輪自動車については、8-17-7(従前規定の適用③)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第12項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 平成21年6月18日以降の型式指定自動車であって、平成23年6月17日以前に製作された自動車(平成19年6月28日以前の型式指定自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の構造が同一である自動車に限る。)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>8-17-5～8-17-8 (略)</p> <p>[デルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]</p> <p>8-17-9 従前規定の適用⑤</p> <p>平成29年6月30日以前に製作された二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第47項、第48項、第49項関係)</p>	<p>ものであること。(細目告示第171条第4項第4号関係)</p> <p><u>ア 制動液の液面のレベルを容易に確認できる透明若しくは半透明なリザーバ・タンク又はゲージを備えたもの</u></p> <p><u>イ 制動液が減少したときに、運転者席の運転者に警報する液面低下警報装置を備えたもの</u></p> <p><u>ウ その他制動液の液量がリザーバ・タンクのふたを開けずに容易に確認できるもの</u></p> <p>⑧～⑨ (略)</p> <p>(3) 次に掲げる制動装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(2) <u>②及び⑥</u>の基準に適合するものとする。</p> <p>① <u>指定自動車等(8-17に規定する自動車に限る。)に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置</u></p> <p>② <u>法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置</u></p> <p>③ <u>法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置</u></p> <p>8-17-3 欠番</p> <p>8-17-4 適用関係の整理</p> <p>第8章において、「書面等による審査」に係る規定については、適用しない。</p> <p>(1) 平成11年6月30日以前に製作された自動車(平成9年10月1日以降の型式指定自動車及び型式認定自動車を除く。)については、8-17-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第5項第6号関係)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる二輪自動車及び側車付二輪自動車については、8-17-7(従前規定の適用③)の規定を適用する。(適用関係告示第9条第12項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 平成21年6月18日以降の型式指定自動車及び型式認定自動車であって、平成23年6月17日以前に製作された自動車(平成19年6月28日以前の型式指定自動車及び型式認定自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の構造が同一である自動車に限る。)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>8-17-5～8-17-8 (略)</p> <p>[デルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]</p> <p>8-17-9 従前規定の適用⑤</p> <p>平成29年6月30日以前に製作された二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第47項、第48項、第49項関係)</p>

新旧対照表
281 / 521

新	旧
<p>8-17-9-1 (略)</p> <p>8-17-9-2 性能要件</p> <p>8-17-9-2-1 (略)</p> <p>8-17-9-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第171条第4項関係)</p> <p>① (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>② 8-17-2-2 (2) ②に同じ。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>③ 8-17-2-2 (2) ③に同じ。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>8-18 大型特殊自動車等の制動装置</p> <p>8-18-1 装備要件</p> <p>大型特殊自動車及び最高速度25km/h以下の自動車(8-19に規定する自動車を除く。)には、走行中の自動車が高実かつ安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、8-18-2の基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び最高速度25km/h未満の自動車にあっては、8-18-2の基準に適合する1系統の制動装置を備えればよい。(保安基準第12条第1項関係)</p> <p>8-18-2 性能要件</p> <p>8-18-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) ブレーキ・テスタを用いて(2)の基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。ただし②の規定は最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び最高速度25km/h未満の自動車にあっては適用しない。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>8-18-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、<u>②及び④</u>の規定は最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び最高速度25km/h以下の自動車については適用しない。(細目告示第171条第5項関係)</p>	<p>8-17-9-1 (略)</p> <p>8-17-9-2 性能要件</p> <p>8-17-9-2-1 (略)</p> <p>8-17-9-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第171条第4項関係)</p> <p>① (略)</p> <p><u>② 8-17-2-2 (2) ②に同じ。</u></p> <p><u>③ 8-17-2-2 (2) ③に同じ。</u></p> <p><u>④ 8-17-2-2 (2) ④に同じ。</u></p> <p><u>⑤ 8-17-2-2 (2) ⑤に同じ。</u></p> <p><u>⑥ 8-17-2-2 (2) ⑥に同じ。</u></p> <p><u>⑦ 8-17-2-2 (2) ⑦に同じ。</u></p> <p><u>⑧ 8-17-2-2 (2) ⑧に同じ。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>8-18 大型特殊自動車等の制動装置</p> <p>8-18-1 装備要件</p> <p>大型特殊自動車、<u>農耕作業用小型特殊自動車、カタピラ及びびりを有する軽自動車並びに</u>最高速度25km/h以下の自動車(8-19に規定する自動車を除く。)には、走行中の自動車が高実かつ安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものとして、制動性能に関し、8-18-2の基準に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>及び最高速度25km/h未満の自動車にあっては、8-18-2の基準に適合する1系統の制動装置を備えればよい。(保安基準第12条第1項関係)</p> <p>8-18-2 性能要件</p> <p>8-18-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) ブレーキ・テスタを用いて(2)の基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。ただし②の規定は最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>及び最高速度25km/h未満の自動車にあっては適用しない。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>8-18-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、<u>①、③、④及び⑥</u>の規定は最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>及び最高速度25km/h以下の自動車については適用しない。(細目告示第171条第5項関係)</p>

新旧対照表
282 / 521

新	旧
<p>(削除)</p> <p>① (略)</p> <p>(削除)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(3) 制動装置の機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(2)の基準に適合するものとする。</p> <p>8-18-3～8-18-4 (略)</p> <p>8-19 被牽引自動車の制動装置</p> <p>8-19-1 (略)</p> <p>8-19-2 性能要件</p> <p>8-19-2-1 (略)</p> <p>8-19-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>② (略)</p> <p>(3) 制動装置の機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(2)の基準に適合するものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>① 独立に作用する2系統以上の制動装置を備えていること。(細目告示第171条第5項第1号関係)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 主制動装置は、その配管の一部が損傷した場合においても、2以上の車輪を制動することができる構造であること。 ただし、非常用制動装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。(細目告示第171条第5項第4号関係)</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(3) 指定自動車等(8-18に規定する自動車に限る。)に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(2)③、⑤及び⑥の基準に適合するものとする。</p> <p>8-18-3～8-18-4 (略)</p> <p>8-19 被牽引自動車の制動装置</p> <p>8-19-1 (略)</p> <p>8-19-2 性能要件</p> <p>8-19-2-1 (略)</p> <p>8-19-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① (略)</p> <p>② 主制動装置は、繰り返し制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。 ただし、慣性制動装置による主制動装置を備える被牽引自動車にあっては、この限りでない。(細目告示第171条第6項第1号関係)</p> <p>③ 主制動装置は、回転部分及びびゅう動部分の間のすき間を自動的に調整できるものであること。 ただし、車両総重量3.5t以下の被牽引自動車及び最高速度25km/h以下の牽引自動車により牽引される被牽引自動車にあっては、この限りでない。(細目告示第171条第6項第4号関係)</p> <p>④ (略)</p> <p>(3) 次に掲げる制動装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(2)②から④の基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等(8-19に規定する自動車に限る。)に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置</p>

新旧対照表
283 / 521

新	旧
<p>8-19-3～8-19-4 (略)</p> <p>8-20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置</p> <p>8-20-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、8-15-2-1 (3) ①の基準及び次の基準に適合しなければならない。(細目告示第172条第2項関係)</p> <p>① 8-15又は8-16の自動車に牽引される場合にあっては、8-15-2-2 (2) ③の基準</p> <p>② 8-18の自動車に牽引される場合にあっては、8-18-2-2 (2) ③の基準</p> <p>③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 牽引自動車(最高速度25km/h以下の自動車を除く。)及び被牽引自動車(慣性制動装置による主制動装置を備えるものを除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次に掲げる基準に適合しなければならない。(細目告示第172条第5項関係)</p> <p>① 8-15又は8-16の自動車に牽引される場合にあっては、8-15-2-2 (2) ②の基準</p> <p>② 8-18の自動車に牽引される場合にあっては、8-18-2-2 (2) ②の基準</p> <p>(5) (略)</p> <p>8-20-2～8-20-3 (略)</p> <p>8-20-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 牽引自動車であって次に掲げる自動車であるものと被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、8-20-18(従前規定の適用④)の規定を適用する。(適用関係告示第10条第2項第9号関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 7-17の基準を適用する自動車であって平成11年6月30日以前に製作されたもの(平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>(15) 牽引自動車と7-15-4 (2) ①及び②に掲げる被牽引自動車であって昭和47年1月1日以降に製作されたものを連結した場合又は牽引自動車であって次に掲げる自動車であるもの(昭和47年1月1日以降に製作された自動車に限る。)と被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、8-20-19(従前規定の適用⑤)の規定を適用する。(適用関係告示第10条第3項第7号関係)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 7-17の基準を適用する自動車であって平成11年6月30日以前に製作されたもの(平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>(16) 牽引自動車と7-15-4 (2) ①及び②に掲げる被牽引自動車であって昭和50年4月1</p>	<p>造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置</p> <p>8-19-3～8-19-4 (略)</p> <p>8-20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置</p> <p>8-20-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、8-15-2-1 (3) ①の基準及び次の基準に適合しなければならない。(細目告示第172条第2項関係)</p> <p>① 8-15又は8-16の自動車に牽引される場合にあっては、8-15-2-2 (2) ⑥の基準</p> <p>② 8-18の自動車に牽引される場合にあっては、8-18-2-2 (2) ⑤の基準</p> <p>③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 牽引自動車(最高速度25km/h以下の自動車を除く。)及び被牽引自動車(慣性制動装置による主制動装置を備えるものを除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次に掲げる基準に適合しなければならない。(細目告示第172条第5項関係)</p> <p>① 8-15又は8-16の自動車に牽引される場合にあっては、8-15-2-2 (2) ⑤の基準</p> <p>② 8-17の自動車に牽引される場合にあっては、8-17-2-2 (2) ⑦の基準</p> <p>③ 8-18の自動車に牽引される場合にあっては、8-18-2-2 (2) ③及び④の基準</p> <p>(5) (略)</p> <p>8-20-2～8-20-3 (略)</p> <p>8-20-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 牽引自動車であって次に掲げる自動車であるものと被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、8-20-18(従前規定の適用④)の規定を適用する。(適用関係告示第10条第2項第9号関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 7-17の基準を適用する自動車であって平成11年6月30日以前に製作されたもの(平成9年10月1日以降の型式指定自動車及び型式認定自動車を除く。)</p> <p>(15) 牽引自動車と7-15-4 (2) ①及び②に掲げる被牽引自動車であって昭和47年1月1日以降に製作されたものを連結した場合又は牽引自動車であって次に掲げる自動車であるもの(昭和47年1月1日以降に製作された自動車に限る。)と被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、8-20-19(従前規定の適用⑤)の規定を適用する。(適用関係告示第10条第3項第7号関係)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 7-17の基準を適用する自動車であって平成11年6月30日以前に製作されたもの(平成9年10月1日以降の型式指定自動車及び型式認定自動車を除く。)</p> <p>(16) 牽引自動車と7-15-4 (2) ①及び②に掲げる被牽引自動車であって昭和50年4月1</p>

新旧対照表
284 / 521

新	旧
<p>日以降に製作されたものを連結した場合又は牽引自動車であって次に掲げる自動車であるもの（昭和50年4月1日以降に製作された自動車に限る。）と被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、8-20-20（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第10条第3項第6号関係）</p> <p>①～⑤（略）</p> <p>⑥ 7-17の基準を適用する自動車であって平成11年6月30日以前に製作されたもの（平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>(17) 牽引自動車と7-15-4(2)①及び②に掲げる被牽引自動車を連結した場合又は牽引自動車であって次に掲げる自動車であるものと被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、8-20-21（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。（適用関係告示第10条第3項第8号関係）</p> <p>①～⑤（略）</p> <p>⑥ 7-17の基準を適用する自動車であって平成11年6月30日以前に製作されたもの（平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>(18)（略）</p> <p>(19) 次に掲げる自動車については、8-20-23（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第10条第4項、第5項関係）</p> <p>①（略）</p> <p>② 牽引自動車と車両総重量が10t以下の指定自動車等以外の被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車</p> <p>[テール：UN R121又はUN R60適用前]</p> <p>(20) 次に掲げる自動車については、8-20-24（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第47項、第48項、第49項関係）</p> <p>①（略）</p> <p>② 平成29年1月31日以前に製作された自動車（①に掲げる自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）</p> <p>③（略）</p> <p>8-20-5～8-20-23（略）</p> <p>[テール：UN R121又はUN R60適用前]</p> <p>8-20-24 従前規定の適用⑩</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第47項、第48項、第49項関係）</p> <p>①（略）</p> <p>② 平成29年1月31日以前に製作された自動車（①に掲げる自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）</p> <p>③（略）</p> <p>8-20-24-1（略）</p>	<p>日以降に製作されたものを連結した場合又は牽引自動車であって次に掲げる自動車であるもの（昭和50年4月1日以降に製作された自動車に限る。）と被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、8-20-20（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第10条第3項第6号関係）</p> <p>①～⑤（略）</p> <p>⑥ 7-17の基準を適用する自動車であって平成11年6月30日以前に製作されたもの（平成9年10月1日以降の型式指定自動車及び型式認定自動車を除く。）</p> <p>(17) 牽引自動車と7-15-4(2)①及び②に掲げる被牽引自動車を連結した場合又は牽引自動車であって次に掲げる自動車であるものと被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、8-20-21（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。（適用関係告示第10条第3項第8号関係）</p> <p>①～⑤（略）</p> <p>⑥ 7-17の基準を適用する自動車であって平成11年6月30日以前に製作されたもの（平成9年10月1日以降の型式指定自動車及び型式認定自動車を除く。）</p> <p>(18)（略）</p> <p>(19) 次に掲げる自動車については、8-20-23（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第10条第4項、第5項関係）</p> <p>①（略）</p> <p>② 牽引自動車と車両総重量が3.5t以下の指定自動車等以外の被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車</p> <p>[テール：UN R121又はUN R60適用前]</p> <p>(20) 次に掲げる自動車については、8-20-24（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第47項、第48項、第49項関係）</p> <p>①（略）</p> <p>② 平成29年1月31日以前に製作された自動車（①に掲げる自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）</p> <p>③（略）</p> <p>8-20-5～8-20-23（略）</p> <p>[テール：UN R121又はUN R60適用前]</p> <p>8-20-24 従前規定の適用⑩</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第47項、第48項、第49項関係）</p> <p>①（略）</p> <p>② 平成29年1月31日以前に製作された自動車（①に掲げる自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）</p> <p>③（略）</p> <p>8-20-24-1（略）</p>

新旧対照表
285 / 521

新	旧
<p>8-21 緩衝装置</p> <p>8-21-1 装備要件</p> <p>自動車には、地面からの衝撃に対し十分な容量を有し、かつ、安全な運行を確保できるものとして強度、緩衝性能等に関し、8-21-2の基準に適合するばねその他の緩衝装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、大型特殊自動車、車両総重量2t未満の被牽引自動車及び最高速度20km/h未満の自動車（<u>爆発性液体を運送するため車台にタンクを固定した自動車を除く。</u>）にあっては、これを省略することができる。（保安基準第14条関係）</p> <p>8-21-2 性能要件（視認等による審査）</p> <p>8-21-1のばねその他の緩衝装置は、強度、緩衝性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、地面からの衝撃に対し十分な容量を有し、かつ、安全な運行を確保できるものでなければならない。</p> <p>この場合において、次の各号に掲げるばねその他の緩衝装置は、この基準に適合しないものとする。（細目告示第173条第1項及び第2項関係）</p> <p>①～④（略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>8-21-3～8-21-4（略）</p> <p>8-22 燃料装置</p> <p>8-22-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車の燃料装置は、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第15条第1項関係、細目告示第174条第1項関係）</p> <p>①（略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>(2) 燃料タンク及び配管の機能を損なうおそれがある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第174条第2項関係）</p> <p>(3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車、車両総重量が2.8tを超える自動車、二輪自動車、側</p>	<p>8-21 緩衝装置</p> <p>8-21-1 装備要件</p> <p>自動車には、地面からの衝撃に対し十分な容量を有し、かつ、安全な運行を確保できるものとして強度、緩衝性能等に関し、8-21-2の基準に適合するばねその他の緩衝装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、大型特殊自動車、<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>、車両総重量2t未満の被牽引自動車及び最高速度20km/h未満の自動車で、<u>8-113-1(4)の自動車以外のもの</u>にあっては、これを省略することができる。（保安基準第14条関係）</p> <p>8-21-2 性能要件（視認等による審査）</p> <p>8-21-1のばねその他の緩衝装置は、強度、緩衝性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、地面からの衝撃に対し十分な容量を有し、かつ、安全な運行を確保できるものでなければならない。</p> <p>この場合において、次の各号に掲げるばねその他の緩衝装置は、この基準に適合しないものとする。（細目告示第173条第1項及び第2項関係）</p> <p>①～④（略）</p> <p>⑤ <u>改造を行ったことにより次のいずれかに該当するもの</u></p> <p><u>ア 切断等によりばねの一部又は全部を除去したものの</u></p> <p><u>イ ばねの機能を損なうおそれのある締付具を有するもの</u></p> <p><u>ウ ばねの取付方法がその機能を損なうおそれのあるもの</u></p> <p>8-21-3～8-21-4（略）</p> <p>8-22 燃料装置</p> <p>8-22-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車の燃料装置は、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第15条第1項関係、細目告示第174条第1項関係）</p> <p>①（略）</p> <p>② <u>燃料タンクの注入口及びガス抜口は、次に掲げる基準に適合すること。</u></p> <p><u>ア 通常の運行において燃料が容易に漏れない構造であること。</u></p> <p><u>イ 排気管の開口先になく、かつ、排気管の開口部から300mm以上離れていること。</u></p> <p><u>ウ 露出した電気端子及び電気閉閉器から200mm以上離れていること。</u></p> <p><u>エ 座席又は立席のある車室（隔壁により仕切られた運転者室を除く。）の内部に開口していないこと。</u></p> <p>(2) <u>指定自動車等に備えられている燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</u>（細目告示第174条第2項関係）</p> <p>(3) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車、車両総重量が2.8tを超える自動車、二輪自動車、側</p>

新旧対照表
286 / 521

新	旧
<p>車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の燃料タンク及び配管は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ない構造でなければならない。</p> <p>この場合において、燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。(保安基準第15条第2項関係、細目告示第174条第3項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>車付二輪自動車、カタビラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、<u>小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。</u>)の燃料タンク及び配管は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ない構造でなければならない。</p> <p>この場合において、<u>次に掲げる燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。</u>(保安基準第15条第2項関係、細目告示第174条第3項関係)</p> <p>① <u>指定自動車等に備えられている燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置</u></p> <p>② <u>新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあった燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置</u></p> <p>③ <u>4-18-1ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認められる燃料装置であって、7-32-1-2(5)の規定によるもの</u></p>
<p>8-22-2~8-22-4 (略)</p>	<p>8-22-2~8-22-4 (略)</p>
<p>8-23 発生炉ガスの燃料装置</p> <p>8-23-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>発生炉ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、火災等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第16条関係、細目告示第175条関係)</p> <p>① (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>② 配管のうち高熱の部分は、車体の可燃性の部分と接触していないこと。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>8-23 発生炉ガスの燃料装置</p> <p>8-23-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>発生炉ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、火災等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第16条関係、細目告示第175条関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>ガス発生炉の燃焼室に面する車体の部分には、適当な防熱壁を備えること。</u></p> <p>③ <u>ガス発生炉と防熱壁との間隔は、50mm以上であること。</u></p> <p>④ 配管のうち高熱の部分は、車体の可燃性の部分と接触していないこと。</p> <p>⑤ <u>積載した物品がガス発生炉と接触するおそれのある場合にあっては、ガス発生炉と物品積載装置との間に適当な防熱壁を備えること。</u></p>
<p>8-24 高圧ガスの燃料装置</p> <p>8-24-1 性能要件</p> <p>8-24-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 高圧ガスを燃料とする自動車 ((3) に掲げる自動車を除く。)の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第1項関係)</p> <p>① (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>②~③ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>8-24 高圧ガスの燃料装置</p> <p>8-24-1 性能要件</p> <p>8-24-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 高圧ガスを燃料とする自動車 ((4) に掲げる自動車を除く。)の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第1項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>液化石油ガスのガス容器及び導管は、取外してガスの充填を行なうものでないこと。</u></p> <p>③~④ (略)</p> <p>⑤ <u>排気管、消音器等によって著しく熱の影響を受けるおそれのあるガス容器及び導管には、適当な防熱装置が施されていること。</u></p>

新旧対照表
287 / 521

新	旧
<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>この場合において、直射日光をうけるものには、覆いその他の適当な日よけを設けること。</u></p> <p>⑥ <u>導管は、繊維補強樹脂管又は焼鈍した鋼管若しくは鋼管(アセチレン・ガスを含有する高圧ガスに係るものにあつては、繊維補強樹脂管又は焼鈍した鋼管)であること。</u></p> <p><u>ただし、低圧部に用いるもの及び液化石油ガスに係るものにあつては、耐油性ゴム管を使用することができる。</u></p> <p>⑦ <u>両端が固定された導管(耐油性ゴム管を除く。)は、中間の適当な部分が湾曲しているものであり、かつ、1m以内の長さごとに支持されていること。</u></p> <p>⑧ <u>アセチレン・ガスを含有する高圧ガスを使用するものにあつては、燃料装置中のガスと接触する部分に鋼製品を使用していないこと。</u></p> <p>⑨ <u>ガス容器から最初の減圧弁までの配管は、ガス容器のガス充填圧力の1.5倍の圧力に耐えること。</u></p> <p><u>この場合において、この基準に適合しないおそれがあるときは、次のアからウまでに掲げる方法により気密検査を行うものとし、気密検査の結果エに掲げる基準に適合する液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器から最初の減圧弁までの配管は、この基準に適合するものとする。</u></p> <p>ア 検知液による方法 <u>ガス容器の液取出しバルブを全開にした状態で、配管及び各継手部に検知液(石けん水等)を塗布し、発泡によりガス漏れを検査する。</u></p> <p>イ ガス測定器による方法 <u>ガス容器の液取出しバルブを全開にした状態で、配管及び各継手部にガス測定器の検出部を当てガス漏れを検査する。</u></p> <p>ウ 圧力計による方法 <u>配管に圧力計を設置し、配管内に液化石油ガス又は圧縮天然ガスの常用圧力の不燃性ガスを1分間封入し、配管に設置した圧力計により圧力の低下状況を検査する。</u></p> <p>エ <u>アからウにより気密検査を行った結果、発泡等によりガス漏れが認められない又は圧力の低下が認められないものであること。</u></p> <p>⑩ <u>止弁を運転者の操作しやすい箇所に、ガス充填弁をガス充填口の近くに備えること。</u></p> <p>⑪ <u>液化石油ガス以外の高圧ガスを燃料とする燃料装置には、最初の減圧弁の入口圧力を指示する圧力計を備えること。</u></p> <p>⑫ <u>圧縮天然ガスを燃料とする燃料装置には、低圧側の圧力の著しい上昇を有効に防止することができる安全装置を備えること。</u></p> <p><u>ただし、最終の減圧弁の低圧側が大気に開放されているものにあつては、この限りでない。</u></p> <p>⑬ <u>安全装置は、車室内にガスを噴出しないように取付けられたものであること。</u></p> <p>⑭ <u>アセチレン・ガスを含有する高圧ガスを燃料とする燃料装置には、逆火防止装置を最終の減圧弁と原動機の吸入管との間に備えること。</u></p>

新旧対照表
288 / 521

新	旧
<p>(削除)</p> <p>(2) 視認又は図面若しくは写真により UN R110-01 に定める特定構成部品の適合性が確認できるものであって、その取付けが確実であり、かつ、機能を損なうおそれのある緩み及び損傷のないものは、(1) ②及び③に適合するものとする。</p> <p>(3) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 3 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② ガス容器及び配管等(水素ガスの流路の構成部品であって、燃料電池スタック、原動機、ガス容器及び容器附属品を除く部分)をいう。以下③から⑤において同じ。)の取付部に緩み及び損傷がないこと。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(削除)</p> <p>⑤～⑨ (略)</p> <p>(4) 燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは 8-24-1-1 (3) ③、④、⑦及び⑨に適合するものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(5) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)のガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある部品又は装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものでなければならない。</p> <p>この場合において、燃料装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 3 項関係、細目告示第 176 条第 4 項関係)</p> <p>(削除)</p>	<p>(2) 液化石油ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(1) の基準及び次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 2 項関係、細目告示第 176 条第 2 項関係)</p> <p>① ガス容器の充填口は、排気管の開口方向になく、かつ、排気管の開口部から 300mm 以上離れていること。</p> <p>② ガス容器の充填口は、露出した電気端子及び電気開閉器から 200mm 以上離れていること。</p> <p>③ ガス容器の充填口は、座席又は立席のある車室(隔壁により仕切られた運転者室を除く。)の内部に開口してはいけないこと。</p> <p>(3) 視認又は図面若しくは写真により UN R110-01 に定める特定構成部品の適合性が確認できるものであって、その取付けが確実であり、かつ、機能を損なうおそれのある緩み及び損傷のないものは、(1) ②から④に適合するものとする。</p> <p>(4) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 3 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② ガス容器及び配管等(水素ガスの流路の構成部品であって、燃料電池スタック、原動機、ガス容器及び容器附属品を除く部分)をいう。以下③から⑥において同じ。)の取付部に緩み及び損傷がないこと。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ ガス容器及び配管等は、運転者室、客室及び荷台その他換気が十分にされない場所に備えてはならない。</p> <p>⑥～⑩ (略)</p> <p>(5) 次に掲げる装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは 8-24-1-1 (4) ③から⑤、⑧及び⑩に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられたもの。</p> <p>② 新規検査、予備検査又は構造変更検査の際に提示のあった燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの。</p> <p>(6) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)のガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある部品又は装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げる燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 3 項関係、細目告示第 176 条第 4 項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられているガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路に</p>

新旧対照表
289 / 521

新	旧
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>8-24-1-2 書面等による審査</p> <p>圧縮水素ガスを燃料とする自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、公的試験機関等が実施した試験等の結果を記載した書面により、次の①から③までの基準に適合することが明らかであるものは、8-24-1-1 (3) ⑥及び⑦の規定に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 3 項関係)</p> <p>①～③ (略) (略)</p> <p>8-24-2～8-24-4 (略)</p> <p>8-25 電気装置</p> <p>8-25-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車の電気装置は、火花による乗車人員への傷害等を生ずるおそれなく、かつ、その発する電波が無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるおそれのないものとして取付位置、取付方法、性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条の 2 第 1 項関係、細目告示第 177 条第 1 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 自動車(大型特殊自動車を除く。)の電気装置は、電波による影響により当該装置を備える自動車の制御に重大な障害を生ずるおそれのないものであること。</p>	<p>ある部品及び装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置</p> <p>② 新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあったガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある部品及び装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置</p> <p>③ 4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認められる燃料装置であって、7-24-1-2 (3) の各規定に掲げるもの</p> <p>8-24-1-2 書面等による審査</p> <p>圧縮水素ガスを燃料とする自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、公的試験機関等が実施した試験等の結果を記載した書面により、次の①から③までの基準に適合することが明らかであるものは、8-24-1-1 (4) ⑥及び⑦の規定に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 3 項関係)</p> <p>①～③ (略) (略)</p> <p>8-24-2～8-24-4 (略)</p> <p>8-25 電気装置</p> <p>8-25-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車の電気装置は、火花による乗車人員への傷害等を生ずるおそれなく、かつ、その発する電波が無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるおそれのないものとして取付位置、取付方法、性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条の 2 第 1 項関係、細目告示第 177 条第 1 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 車室内等の電気端子、電気開閉器その他火花を生ずるおそれのある電気装置は、乗車人員及び積載物品によって損傷、短絡等を生じないように、かつ電気火花等によって乗車人員及び積載物品に危害を与えないように適当におおわれていること。この場合において、計器板裏面又は座席下部の密閉された箇所等に設置されている電気端子及び電気開閉器は、適当におおわれているものとする。</p> <p>③ 蓄電池は、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないようにしていること。この場合において、車室内等の蓄電池は、木箱その他適当な絶縁物等によりおおわれている(蓄電池端子の部分(蓄電池箱の上側)が適当な絶縁物で完全におおわれていることをいい、蓄電池箱の横側あるいは下側は、絶縁物でおおわれていないものであってもよい)ものとする。</p> <p>④ 電気装置の発する電波が、無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるおそれのないものであること。この場合において、自動車騒音防止用の高圧抵抗電線、外付抵抗器等を備えていない等電波障害防止のための措置をしていないものは、この基準に適合しないものとする。</p> <p>(2) 自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)の電気装置は、電波による影響により当該装置を備える自動車の制御に重大な障害を生ずるおそれのないもので</p>

新旧対照表
290 / 521

新	旧
<p>この場合において、電気装置の機能を損なう損傷のないものはこの基準に適合するものとする。(保安基準第17条の2第2項関係、細目告示第177条第2項)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(3) 電力により作動する原動機を有する自動車(大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条の2第3項関係、細目告示第177条第3項関係)</p> <p>①～②(略)</p> <p>(削除)</p> <p>③～⑥(略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>⑦～⑧(略)</p> <p>(削除)</p> <p>(4) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の電気装置は、当該自動車に衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害、原動機用蓄電池の移動又は損傷による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ない構造でなければならない。</p> <p>この場合において、電気装置の機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第17条の2第4項関係、細目告示第177条第4項関係)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>あること。</p> <p>この場合において、次に掲げる電気装置であって、その機能を損なう損傷のないものはこの基準に適合するものとする。(保安基準第17条の2第2項関係、細目告示第177条第2項)</p> <p>① 指定自動車等に備えられている電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置</p> <p>② 新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあった電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置</p> <p>(3) 電力により作動する原動機を有する自動車(カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条の2第3項関係、細目告示第177条第3項関係)</p> <p>①～②(略)</p> <p>③ 高電圧回路に使用する動力系の活電部の配線(エンクロージャ内に設置されている高電圧回路に使用する配線を除く)は、橙色の被覆を施すことにより、他の電気配線と識別できるものであること。(細目告示第177条第3項第3号)</p> <p>④～⑦(略)</p> <p>⑧ 接地された外部電源と接続するための装置は、電気的シャーンが直流電気的に大地に接続できるものであること。(細目告示第177条第3項第8号)</p> <p>⑨ 水素ガスを発生する開放式原動機用蓄電池を収納する場所は、換気扇又は換気ダクト等を備える等、水素ガスが滞留しないようにするとともに、客室内に水素ガスを放出しないものでなければならない。(細目告示第177条第3項第9号)</p> <p>⑩～⑪(略)</p> <p>⑫ 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に限る。)に備える原動機用蓄電池は、当該自動車の動静により電解液が漏れない構造であること。(細目告示第177条第3項第12号)</p> <p>(4) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)の電気装置は、当該自動車に衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害、原動機用蓄電池の移動又は損傷による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ない構造でなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げる電気装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第17条の2第4項関係、細目告示第177条第4項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられている電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置(細目告示第177条第4項第1号)</p> <p>② 新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあった電気装置と同一の</p>

新旧対照表
291 / 521

新	旧
<p>(削除)</p> <p>(5) 感電防止装置及び原動機用蓄電池の機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないものは、(3)の基準に適合するものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>8-25-2～8-25-4(略)</p> <p>8-26 車枠及び車体</p> <p>8-26-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 車体の外形その他自動車の形状は、視認等その他適切な方法により審査したときに、鋭い突起を有し、又は回転部分突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。</p> <p>ただし、大型特殊自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>なお、次の例に掲げるものにあっては、他の交通の安全を妨げるおそれのあるものとして取扱うものとする。(保安基準第18条第1項第2号関係、細目告示第178条第2項関係)</p> <p>(例)(略)</p> <p>(3) 次に該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合するものとする。(細目告示第178条第2項関係)</p>	<p>構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置(細目告示第177条第4項第2号)</p> <p>③ 4-18-1ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置であって7-25-1-2(3)の規定によるもの(細目告示第177条第4項第3号)</p> <p>(5) 次に掲げる電気装置であってその機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないものは、それぞれの基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等に備えられた電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置にあっては、(2)の基準</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている感電防止装置又はこれに準ずる性能を有する感電防止装置にあっては、(3)①から④の基準及び(4)の基準(原動機用蓄電池に係る部分を除く。)</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき感電防止装置の指定を受けた自動車に備える電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた感電防止装置又はこれに準ずる性能を有する感電防止装置にあっては、(3)①から④の基準及び(4)の基準(原動機用蓄電池に係る部分を除く。)</p> <p>④ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている原動機用蓄電池又はこれに準ずる性能を有する原動機用蓄電池にあっては、(3)①及び②の基準並びに(4)の基準(原動機用蓄電池に係る部分に限る。)</p> <p>⑤ 法第75条の3第1項の規定に基づき原動機用蓄電池の指定を受けた自動車に備える電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた原動機用蓄電池又はこれに準ずる性能を有する原動機用蓄電池にあっては、(3)①及び②の基準並びに(4)の基準(原動機用蓄電池に係る部分に限る。)</p> <p>8-25-2～8-25-4(略)</p> <p>8-26 車枠及び車体</p> <p>8-26-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 車体の外形その他自動車の形状は、視認等その他適切な方法により審査したときに、鋭い突起を有し、又は回転部分突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。</p> <p>ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>なお、次の例に掲げるものにあっては、他の交通の安全を妨げるおそれのあるものとして取扱うものとする。(保安基準第18条第1項第2号関係、細目告示第178条第2項関係)</p> <p>(例)(略)</p> <p>(3) 次に該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合するものとする。(細目告示第178条第2項関係)</p>

新旧対照表
292 / 521

新	旧				
<p>① 自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方 30° 及び後方 50° に交わる 2 平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等）が当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないもの。 この場合において、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方 30° 及び後方 50° に交わる 2 平面によりはさまれる範囲の最外側がタイヤとなる部分については、外側方向への突出量が 10mm 未満の場合には「外側方向に突出していないもの」とみなす。 (参考図) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>① 自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方 30° 及び後方 50° に交わる 2 平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等）が当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないもの。 この場合において、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、<u>カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。</u>）であって、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方 30° 及び後方 50° に交わる 2 平面によりはさまれる範囲の最外側がタイヤとなる部分については、外側方向への突出量が 10mm 未満の場合には「外側方向に突出していないもの」とみなす。 (参考図) (略)</p> <p>② <u>貨物の運送の用に供する普通自動車の後車輪であって、8-33 の基準に適合する巻込防止装置等を備えており、かつ、当該巻込防止装置等の平面部が最外側にある前車輪及び後車輪のそれぞれの車軸中心を通る鉛直面における車輪等回転部分の最外側（車軸中心より下方の部位を除く。）の鉛直線と接地面との交点を結ぶ直線（前車輪を有しない被牽引自動車にあっては、後車輪の車軸中心を通る鉛直面における車輪等回転部分の最外側（車軸中心より下方の部位を除く。）の鉛直線と接地面との交点を通り車両中心線に平行な直線）より外側に取付けられているもの</u> (参考図) (略)</p> <p>③ <u>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 2.8t 以下の自動車に備えるエア・スポイラ（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車に備えるもの並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間における下面及び側面の部分に備えるものを除く。）</u>であって、次の要件に適合するもの</p> <p>ア エア・スポイラは、自動車の前部及び後部のいずれの部分においても、自動車の最前部又は最後部とならないものであること。 ただし、バンパの下端より下方にある部分であって、直径 100mm の球体が静的に接触することのできる部分（フロアラインより下方の部分を除く。）の角部が半径 5mm 以上であるもの又は角部の硬さが 60 ショア (A) 以下の場合には、この限りでない。</p> <p>イ エア・スポイラ（バンパの下端より下方にある部分及び地上 1.8m を超える部分を除く。）は、直径 100mm の球体が静的に接触することのできる部分に半径 2.5mm 未満の角部を有さないものであること。 ただし、角部の硬さが 60 ショア (A) 以下のとき、又は角部の高さが 5mm 未満の場合若しくは角部の間隔（直径 100mm の球体を 2 つの角部に静的に接触させたときの接点間の距離をいう。）が 40mm 以下の場合であって角部が次表に定める角部の形状の要件を満足するときは、この限りでない。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>角部の高さ (h)</td> <td>角部の形状</td> <td>角部の間隔 (δ)</td> <td>角部の形状</td> </tr> </table>	角部の高さ (h)	角部の形状	角部の間隔 (δ)	角部の形状
角部の高さ (h)	角部の形状	角部の間隔 (δ)	角部の形状		

新旧対照表
293 / 521

新	旧							
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>$h < 5mm$</td> <td rowspan="2">角部に外向きの尖った部分又は鋭い部分がないこと。</td> <td>$25 < \delta \leq 40mm$</td> <td>角部の半径が 1.0mm 以上であること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>$\delta \leq 25$</td> <td>角部の半径が 0.5mm 以上であること。</td> </tr> </table> <p>ウ エア・スポイラは、その附近における車体の最外側（バンパの上端より下方にある部分にあっては、当該自動車の最外側）とならないものであること。</p> <p>エ エア・スポイラは、側方への翼状のオーバー・ハンング部を有していないものであること。 ただし、次に掲げるいずれかの場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(7) 側方への翼状のオーバー・ハンング部の側端の部分と車体のすき間が 20mm を超えない場合</p> <p>(f) 側方への翼状のオーバー・ハンング部の側端が当該自動車の最外側から 165mm 以上内側にある場合</p> <p>(9) 側方への翼状のオーバー・ハンング部のうち当該自動車の最外側から 165mm 以上内側にない部分が、歩行者等に接触した場合に衝撃を緩和することができる構造である場合。 この場合において、側方への翼状のオーバー・ハンング部の側端附近に、車両中心線に平行な後向き方向に 245N 以下の力を加えたとき、当該自動車の最外側から 165mm 以上内側にない部分がたわむ、回転する又は脱落するものは、「歩行者等に接触した場合に衝撃を緩和することができる構造」とする。</p> <p>オ エア・スポイラは、溶接、ボルト・ナット、接着剤等により車体に確実に取付けられている構造であること。 (例) 角部の高さ及び間隔の例 (略)</p> <p>④ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車が直進姿勢をとった場合において、車輪の左右両端が緩衝装置により挟まれているもの</p> <p>⑤ 二輪自動車が直進姿勢をとった場合において、後車輪の左右両端が運転者の乗車装置（座席又は足かけ（格納式の場合は展開した状態））より車両の外側方向に突出していないもの</p> <p>(4) 次に掲げるエア・スポイラであつて損傷のないものは、(3) ③の基準に適合するものとする。（細目告示第 178 条第 3 項関係）</p> <p>① 指定自動車等に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているエア・スポイラ</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているエア・スポイラ又はこれに準ずる性能を有するエア・スポイラ</p>	$h < 5mm$	角部に外向きの尖った部分又は鋭い部分がないこと。	$25 < \delta \leq 40mm$	角部の半径が 1.0mm 以上であること。		$\delta \leq 25$	角部の半径が 0.5mm 以上であること。
$h < 5mm$	角部に外向きの尖った部分又は鋭い部分がないこと。	$25 < \delta \leq 40mm$		角部の半径が 1.0mm 以上であること。				
		$\delta \leq 25$	角部の半径が 0.5mm 以上であること。					

新旧対照表
294 / 521

新	旧
<p>(4) 自動車の窓、乗降口等のとびらを閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合しないものとする。(細目告示第178条第4項関係、適用関係告示第15条第12項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)に備えられているアンテナ(高さ2.0m以下に備えられているものに限る。)であって、その一部又は全部が自動車の最外側から突出しているもの</p> <p>③ 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)に備えられているホイール、ホイールナット、ハブキャップ及びホイール・キャップであって、ホイールのリムの最外側から突出しているもの又はその端部が自動車の進行方向に向いているもの</p> <p>④ 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える外開き式窓(高さ2.0m以下に備えられているものに限る。)であって、その一部又は全部が自動車の最外側から突出しているもの又はその端部が自動車の進行方向に向いているもの</p> <p>⑤ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>⑥ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>③ <u>法第75条の3第1項の規定に基づき外装の装置の指定を受けた自動車に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているエア・スポイラ又はこれに準ずる性能を有するエア・スポイラ</u></p> <p>(5) 自動車の窓、乗降口等のとびらを閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合しないものとする。</p> <p><u>なお、平成22年3月31日以前に製作された自動車であって、7-2-5及び7-2-6の基準を適用したものにあっては、⑥の規定は適用しない。</u>(細目告示第178条第4項関係、適用関係告示第15条第12項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、<u>カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。</u>)に備えられているアンテナ(高さ2.0m以下に備えられているものに限る。)であって、その一部又は全部が自動車の最外側から突出しているもの</p> <p>③ 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、<u>カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。</u>)に備えられているホイール、ホイールナット、ハブキャップ及びホイール・キャップであって、ホイールのリムの最外側を超えて突出する鋭利な突起を有するもの</p> <p>④ 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、<u>カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。</u>)に備える外開き式窓(高さ2.0m以下に備えられているものに限る。)であって、その一部又は全部が自動車の最外側から突出しているもの又はその端部が自動車の進行方向に向いているもの</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>ホイールのリムの全周における最外側を超えて突出するスピナー、ウイングナット及び車輪に取付けるプロペラ状の装飾品等を有するもの</u></p> <p>⑦ <u>レバー式のドア・ハンドルで先端が自動車の進行方向に向いているもの(先端が内側へ曲げられているもの、保護装置を有するもの等他の交通の安全を妨げるおそれの少ないものを除く。)</u></p> <p>⑧ <u>貨物自動車に備える荷役クレーンのクレーンブームであって、その車両前方への突出量及び前部の取付高さが次に該当するもの</u></p> <p><u>ア 最前部の車軸中心からクレーンブームの最前部までの水平距離が軸距の3分の2を超えるもの</u></p> <p><u>イ クレーン部を除く自動車の最前部(後写鏡、パンパその他の自動車前面に備える附属物を除く。)からクレーンブームの最前部までの水平距離が1mを超えるもの</u></p> <p><u>ウ クレーンブームの最前部下縁の高さが地上1.8m未満のもの(参考図)(略)</u></p> <p>⑨ (略)</p> <p>⑩ 8-87に規定される装置のうち自動車の両側面に備える方向指示器(大型貨物自</p>

新旧対照表
295 / 521

新	旧
<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>動車等の両側面の中央部に備えるものを除く。)が自動車の幅から突出しているものであって、次のいずれかに該当するもの</u></p> <p><u>ア 当該装置の最外部に接する車両中心線と平行な鉛直面とその取付部附近の自動車の最外側との距離が100mmを超えて突出しているもの</u></p> <p><u>イ 当該装置が車体に取付けられた状態で直径100mmの球体が接触する範囲であってその外部表面の曲率半径が2.5mm未満の突起を有するもの。</u></p> <p><u>ただし、突出量が5mm未満であってその外向きの端部に丸みが付けられているもの、突出量が1.5mm未満のもの、突起の硬さが60ショア(A)以下のもの</u>であってはこの限りでない。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(UN R26-03-S3の5.及び6.に適合している自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、<u>カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。</u>)及び乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、<u>カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。</u>)以外の自動車であって、次に掲げるものは、(2)の基準に適合しないものとする。(細目告示第178条第5項関係)</p> <p>① <u>乗用自動車及びその形状が乗用自動車の形状に類する自動車(いわゆる貨客兼用貨物自動車、警察車のパトロール車等)の後部に備えるパンパ(その端部が、車体後部側面附近にあるものに限る。)であって、次に該当しないもの</u></p> <p><u>ア 車体の凹部に組み込まれているもの</u></p> <p><u>イ 車体とのすき間が20mmを超えず、かつ、直径100mmの球体を車体及びパンパに接触させた場合において球体に接触することがないものであって、その端部附近の部分が車体側に曲げられているもの</u></p> <p>② <u>地上1.8m以下に備えられているアンテナの取付部であって、その附近の車体の最外側から突出しているもの</u></p> <p>(7) 自動車(ボール・トレイラを除く。)の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離は、視認等その他適切な方法により審査したときに、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最速軸距の2分の1(物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては3分の2、その他の自動車のうち小型自動車にあっては20分の11)以下でなければならない。</p> <p><u>ただし、大型特殊自動車であって、操向する場合に必ず車台が屈折するもの又は最高速度35km/h未満のもの及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第18条第1項第3号関係、細目告示第178条第6項)</u></p> <p>(8) <u>次に掲げる自動車は、(7)の「物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車」とする。(細目告示第178条第7項)</u></p> <p>① <u>物品を積載する装置を有しない自動車</u></p> <p>② <u>物品を積載する装置が次に該当する自動車</u></p> <p><u>ア タンク又はこれに類するもの</u></p> <p><u>イ コンテナを専用に積載するための密着装置を有するもの</u></p> <p>③ <u>その後面に、折りたたみ式でない扉であってその高さが荷台床面から155cm以下</u></p>

新旧対照表
296 / 521

新	旧
<p>(削除)</p> <p>8-26-2~8-26-4 (略)</p> <p>8-27 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p> <p>8-27-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。(保安基準第 18 条第 2 項関係、細目告示第 178 条第 8 項関係)</p> <p>①~⑥ (略)</p> <p>(削除)</p> <p>⑦ (略)</p>	<p>上のものを備える自動車</p> <p>④ バン型自動車等であって、後面の積卸口の全体に親着開き式、片開き式、上下開き式又はシャッター式のとびらを備えているもの</p> <p>⑤ 専ら車両を運搬する構造の自動車であって、次に掲げる要件を満たすもの</p> <p>ア 荷台床面は、中央部が開口形状、穿孔形状その他自動車以外の物品を容易に積載できない形状であること。</p> <p>イ 後部は、積載した車両の一部が後方に突出しない構造であり、高さが荷台床面から 45cm 以上のものであること。</p> <p>ただし、複数階式の荷台を有する自動車の次に掲げる部分にあっては、この限りでない。</p> <p>(7) 最後部の車軸中心から床面の後端までの水平距離が最遠軸距の 2 分の 1 以下の床面</p> <p>(イ) 荷台床面の中央部が前部から後部までにわたり開口している部位</p> <p>ウ 原動機等の動力を用いて荷台を斜め下方へスライドし、地面に接地させる機能を有する自動車にあっては、側面の高さが (編の固縛金具、金具取付台及び支柱を除く。) 荷台床面 (自動車の最前部の車軸中心 (セミトラレーザにあっては連結装置中心) から最後部の車軸中心までの間に位置する床面に限る。) から 15cm 以下のものであること。</p> <p>(9) (7) の「最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離」は、空車状態の自動車を平坦な面に置き、巻尺等を用いて次により車両中心線に平行に計測した長さとする。(細目告示第 178 条第 6 項関係)</p> <p>① 車体には、クレーン車のクレーンブーム又はスキーバスの車室外に設けられた物品積載装置を含むものとして計測する。</p> <p>② 車体には、バンパ、フック、ヒンジ等の附随物を含まないものとして計測する。</p> <p>③ 車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態においてそれぞれ計測する。</p> <p>④ 故障した自動車を吊り上げて牽引するための装置 (格納できるものに限る。) を備えた自動車にあっては、当該装置を格納した状態で計測する。</p> <p>8-26-2~8-26-4 (略)</p> <p>8-27 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p> <p>8-27-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。(保安基準第 18 条第 2 項関係、細目告示第 178 条第 8 項関係)</p> <p>①~⑥ (略)</p> <p>⑦ カタビラ及びそりを有する軽自動車</p> <p>⑧ (略)</p>

新旧対照表
297 / 521

新	旧
<p>(削除)</p> <p>⑧~⑩ (略)</p> <p>(2) 車枠及び車体の前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p>ただし、7-12-1 (3) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第 178 条第 8 項関係)</p> <p>【表示】 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>8-27-2~8-27-6 (略)</p> <p>[テルテール: UN R121 又は UN R60 適用前]</p> <p>8-27-7 従前規定の適用③</p> <p>平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 31 項関係)</p> <p>8-27-7-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 車枠及び車体の前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>8-28 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p> <p>8-28-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ない構造でなければならない。(保安基準第 18 条第 3 項関係、細目告示第 178 条第 9 項関係)</p> <p>①~⑥ (略)</p> <p>(削除)</p> <p>⑦ (略)</p> <p>(削除)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>(2) 車枠及び車体の前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p>	<p>⑨ 小型特殊自動車</p> <p>⑩~⑪ (略)</p> <p>(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p>ただし、7-12-1 (3) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第 178 条第 8 項関係)</p> <p>【表示】 (略)</p> <p>① 運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体</p> <p>② 新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあった車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</p> <p>③ 4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認められる車枠及び車体であって、7-27-1 (3) の規定によるもの</p> <p>8-27-2~8-27-6 (略)</p> <p>[テルテール: UN R121 又は UN R60 適用前]</p> <p>8-27-7 従前規定の適用③</p> <p>平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 31 項関係)</p> <p>8-27-7-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p>① 8-27-1 (2) ①に同じ。</p> <p>② 8-27-1 (2) ②に同じ。</p> <p>③ 8-27-1 (2) ③に同じ。</p> <p>8-28 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p> <p>8-28-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ない構造でなければならない。(保安基準第 18 条第 3 項関係、細目告示第 178 条第 9 項関係)</p> <p>①~⑥ (略)</p> <p>⑦ カタビラ及びそりを有する軽自動車</p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ 小型特殊自動車</p> <p>⑩ (略)</p> <p>(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p>

新旧対照表
298 / 521

新	旧
<p>ただし、7-12-1 (3) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第 178 条第 9 項関係)</p> <p>【表示】(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-28-2～8-28-7 (略)</p> <p>[テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]</p> <p>8-28-8 従前規定の適用④</p> <p>平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 31 項関係)</p> <p>8-28-8-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 車枠及び車体の前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-29 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p> <p>8-29-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 座席の地上面からの高さが 700mm 以下の自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。(保安基準第 18 条第 4 項関係、細目告示第 178 条第 10 項関係)</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>⑧ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>⑨ (略)</p> <p>(2) 車枠及び車体の側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p>ただし、7-12-1 (3) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第 178 条第 10 項関係)</p>	<p>ただし、7-12-1 (3) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第 178 条第 9 項関係)</p> <p>【表示】(略)</p> <p>① <u>運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体</u></p> <p>② <u>新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあった車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</u></p> <p>③ <u>4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認められる車枠及び車体であって、7-28-1 (3) に規定するもの</u></p> <p>8-28-2～8-28-7 (略)</p> <p>[テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]</p> <p>8-28-8 従前規定の適用④</p> <p>平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 31 項関係)</p> <p>8-28-8-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p>① 8-28-1 (2) ①に同じ。</p> <p>② 8-28-1 (2) ②に同じ。</p> <p>③ 8-28-1 (2) ③に同じ。</p> <p>8-29 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p> <p>8-29-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 座席の地上面からの高さが 700mm 以下の自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の側面が自動車との衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席又はこれと並列の座席のうち衝突等による衝撃を受けた側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。(保安基準第 18 条第 4 項関係、細目告示第 178 条第 10 項関係)</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ <u>カタビラ及びそりを有する軽自動車</u></p> <p>⑨ (略)</p> <p>⑩ <u>小型特殊自動車</u></p> <p>⑪ (略)</p> <p>(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p>ただし、7-12-1 (3) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第 178 条第 10 項関係)</p>

新旧対照表
299 / 521

新	旧
<p>【表示】(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-29-2～8-29-9 (略)</p> <p>[テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]</p> <p>8-29-10 従前規定の適用⑥</p> <p>平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 31 項関係)</p> <p>8-29-10-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 車枠及び車体の側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 178 条第 10 項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-30 ボールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p> <p>8-30-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の側面のうち運転者席側の一部がボールとの衝突等により変形を生じた場合において、運転者席の乗車人員に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造でなければならない。(保安基準第 18 条第 5 項関係、細目告示第 178 条第 11 項及び第 12 項関係)</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>⑧ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>⑨ (略)</p> <p>(2) 車枠及び車体の側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p>	<p>【表示】(略)</p> <p>① <u>運転者室及び客室を取囲む部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体</u></p> <p>② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている側面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有する車枠及び車体</u></p> <p>③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた側面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有する車枠及び車体</u></p> <p>④ <u>新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあった車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</u></p> <p>⑤ <u>4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認められる車枠及び車体であって、7-29-1 (3) の規定によるもの</u></p> <p>8-29-2～8-29-9 (略)</p> <p>[テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]</p> <p>8-29-10 従前規定の適用⑥</p> <p>平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 31 項関係)</p> <p>8-29-10-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 178 条第 10 項関係)</p> <p>① 8-29-1 (2) ①に同じ。</p> <p>② 8-29-1 (2) ②に同じ。</p> <p>③ 8-29-1 (2) ③に同じ。</p> <p>④ 8-29-1 (2) ④に同じ。</p> <p>⑤ 8-29-1 (2) ⑤に同じ。</p> <p>8-30 ボールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能</p> <p>8-30-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、当該自動車の側面のうち運転者席側の一部がボールとの衝突等により変形を生じた場合において、運転者席の乗車人員に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造でなければならない。(保安基準第 18 条第 5 項関係、細目告示第 178 条第 11 項及び第 12 項関係)</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ <u>カタビラ及びそりを有する軽自動車</u></p> <p>⑨ (略)</p> <p>⑩ <u>小型特殊自動車</u></p> <p>⑪ (略)</p> <p>(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p>

新旧対照表
300 / 521

新	旧
<p>ただし、7-12-1 (3) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第 178 条第 11 項関係)</p> <p>【表示】(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-30-2～8-30-6 (略) [テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]</p> <p>8-30-7 従前規定の適用③ 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 31 項関係)</p> <p>8-30-7-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 車枠及び車体の側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-31 車枠及び車体の歩行者保護性能</p> <p>8-31-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の前面が歩行者に衝突した場合において、当該歩行者の頭部及び脚部に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。(保安基準第 18 条第 6 項関係、細目告示第 178 条第 13 項関係)</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>⑦ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>ただし、7-12-1 (3) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第 178 条第 11 項関係)</p> <p>【表示】(略)</p> <p>① 運転者室及び客室を取囲む部分 (乗員保護装置を含む。) が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているボールとの側面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有する車枠又は車体</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けたボールとの側面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有する車枠及び車体</p> <p>④ 新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあった車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</p> <p>⑤ 4-18-1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認められる車枠及び車体であって、7-30-1 (3) の規定によるもの</p> <p>8-30-2～8-30-6 (略) [テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]</p> <p>8-30-7 従前規定の適用③ 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 31 項関係)</p> <p>8-30-7-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p>① 8-30-1 (2) ①に同じ。</p> <p>② 8-30-1 (2) ②に同じ。</p> <p>③ 8-30-1 (2) ③に同じ。</p> <p>④ 8-30-1 (2) ④に同じ。</p> <p>⑤ 8-30-1 (2) ⑤に同じ。</p> <p>8-31 車枠及び車体の歩行者保護性能</p> <p>8-31-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車 (次に掲げるものを除く。) の車枠及び車体は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の前面が歩行者に衝突した場合において、当該歩行者の頭部及び脚部に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。(保安基準第 18 条第 6 項関係、細目告示第 178 条第 13 項関係)</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ <u>カゴピラ及びびそりを有する軽自動車</u></p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ <u>小型特殊自動車</u></p>

新旧対照表
301 / 521

新	旧
<p>⑧～⑨ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>8-31-2～8-31-4 (略)</p> <p>8-32 (略)</p> <p>8-33 巻込防止装置</p> <p>8-33-1 (略)</p> <p>8-33-2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 8-33-1 の巻込防止装置は、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 18 条の 2 第 1 項関係、細目告示第 179 条第 1 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-33-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 巻込防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 18 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 179 条第 4 項関係)</p> <p>① 巻込防止装置は、空車状態において、その上縁の高さが地上 650mm 以上となるように取付けられていること。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>⑩～⑪ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>8-31-2～8-31-4 (略)</p> <p>8-32 (略)</p> <p>8-33 巻込防止装置</p> <p>8-33-1 (略)</p> <p>8-33-2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 8-33-1 の巻込防止装置は、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 18 条の 2 第 1 項関係、細目告示第 179 条第 1 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>板状その他歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる形状であること。</u> <u>この場合において、その平面部の形状が、一体板物、すのこ状、樹状、棒状 (3 本以上) 又はこれに準ずる形状を有する巻込防止装置は、この基準に適合するものとする。</u></p> <p>(2) <u>貨物の運送の用に供する普通自動車 (車両総重量 8t 以上又は最大積載量 5t 以上のものを除く。) には (1) ②の基準にかかわらず、当分の間、歩行者が当該自動車の後車輪へ巻き込まれるおそれの少ない構造であればよい。</u> <u>この場合において、鋼管一本等の形状を有する巻込防止装置は、この基準に適合するものとする。(昭和 54 年運輸省令第 8 号附則第 4 項関係、細目告示第 179 条第 2 項関係)</u></p> <p>8-33-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 巻込防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 18 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 179 条第 4 項関係)</p> <p>① 巻込防止装置は、空車状態において、<u>その下縁の高さが地上 450mm 以下、その上縁の高さが地上 650mm 以上となるように取付けられていること。</u></p> <p>② <u>巻込防止装置は、空車状態において、その上縁と荷台等との間隔が歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができるものとなるように取付けられていること。</u> <u>この場合において、巻込防止装置の平面部の上縁と荷台等との間隔が 550mm 以下となるように取付けられている巻込防止装置は、この基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>(例)</u></p> <p>(1) <u>タンクローリの場合 (略)</u></p> <p>(2) <u>パラセメント車の場合 (略)</u></p>

新旧対照表
302 / 521

新	旧
(削除)	(3) コンクリート・ミキサー車の場合(略) (4) パラセメントセミトレーラの場合(略) (5) コンテナセミトレーラの場合(略)
(削除)	③ 巻込防止装置は、その平面部(湾曲部を除く。)の前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部(湾曲部を除く。)の後端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が400mm以下となるように取付けられていること。 ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあっては、その平面部(湾曲部を除く。)の前端が補助脚より前方となるように取付けられていなければならない。 (例1) (普通型貨物自動車の場合の取付例) (略) (例2) (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の大型貨物自動車の場合の取付例) (略)
② (略)	④ 巻込防止装置は、その平面部が、最外側にある前車輪及び後車輪の接地部の中心点を結ぶ直線より外側になり、かつ、その取付部が平面部より150mm以上内側になるように取付けられていること。 (例) (略)
(削除)	⑤ (略) (2) 貨物の運送の用に供する普通自動車(車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上のものを除く。)にあっては、(1) ①及び②の基準にかかわらず、当分の間、空車状態において、運転席座席降口付近を除き、巻込防止装置の下縁の高さが地上600mm以下となるように取付けられていなければならない。(昭和54年運輸省令第8号附則第4項関係、細目告示第179条第5項関係)
8-33-4 (略)	8-33-4 (略)
8-34 突入防止装置	8-34 突入防止装置
8-34-1 装備要件 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。)、牽引自動車を除く。)の後面には、他の自動車に追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、8-34-2の基準に適合する突入防止装置を8-34-3の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車に追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第18条の2第3項関係、細目告示第180条第2項関係) (1) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの及びボー	8-34-1 装備要件 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、 <u>カタビラ及びそりを有する軽自動車</u> 、大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。)、 <u>小型特殊自動車</u> 、牽引自動車を除く。)の後面には、他の自動車に追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、8-34-2の基準に適合する突入防止装置を8-34-3の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車に追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第18条の2第3項関係、細目告示第180条第2項関係) (1) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの及びボー

新旧対照表
303 / 521

新	旧
ル・トレーラにあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。	ル・トレーラにあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。
① 車体後面の構造部における平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが120mm(車両総重量が8t以下の自動車(被牽引自動車を除く。))、車体後面に貨物を積卸しする昇降装置を有する自動車並びに専ら車両を運搬する構造の自動車であって、荷台後方部分が傾斜している構造、アウトリガにより前車輪を持ち上げ車体後面が接地する構造又は低床荷台の構造を有する車体後面の構造部にあっては100mm)以上あって、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側100mmまでの間にあること。 ただし、車両総重量が8t以下の自動車にあっては、車体後面の構造部は当該自動車の幅の60%以上(最後部の車軸中心から車体後面までの水平距離が1,500mm以下のものは、当該自動車の車枠後端の幅以上。)であればよい。 なお、この場合における断面の高さとは、車体後面の構造部全体としての断面の高さをいう。	① 車体後面の構造部における平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが120mm(車両総重量が8t以下の自動車(被牽引自動車を除く。))、車体後面に貨物を積卸しする昇降装置を有する自動車並びに専ら車両を運搬する構造の自動車であって、荷台後方部分が傾斜している構造、アウトリガにより前車輪を持ち上げ車体後面が接地する構造又は低床荷台の構造を有する車体後面の構造部にあっては100mm)以上あって、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側100mmまでの間にあること。 ただし、車両総重量が8t以下の自動車にあっては、車体後面の構造部は当該自動車の幅の60%以上(最後部の車軸中心から車体後面までの水平距離が1,500mm以下のものは、当該自動車の車枠後端の幅以上。)であればよい。 なお、この場合における断面の高さとは、車体後面の構造部全体としての断面の高さをいう。 <u>また、車両後面に貨物を積卸しするための昇降装置(道板を兼ねる後あおりを動作させる装置等を含む)を取付けるため、構造部に切り欠きが設けられる場合又は分割される場合で、一部の断面の高さが100mm以上確保できないものについては、8-34-3(1) ⑥を適用させる。</u>
②～③ (略)	②～③ (略)
(2) 自動車(貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの及びボール・トレーラ、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、大型特殊自動車、牽引自動車を除く。)にあっては、モノコック構造の車体の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の後面の構造部が①から⑤又は(1) ①から③までに掲げる要件に適合するものであること。	(2) 自動車(貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの及びボール・トレーラ、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、 <u>カタビラ及びそりを有する軽自動車</u> 、大型特殊自動車、 <u>小型特殊自動車</u> 、牽引自動車を除く。)にあっては、モノコック構造の車体の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の後面の構造部が①から⑤又は(1) ①から③までに掲げる要件に適合するものであること。
①～⑤ (略)	①～⑤ (略)
(3)～(4) (略)	(3)～(4) (略)
8-34-2 性能要件(視認等による審査)	8-34-2 性能要件(視認等による審査)
(1) 突入防止装置は、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第180条第1項関係)	(1) 突入防止装置は、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第180条第1項関係)
(削除)	① <u>自動車(貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの及びボール・トレーラ、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、牽引自動車を除く。)に備える突入防止装置は、堅ろうであり、かつ、板状その他、他の自動車に追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止できる形状であること。</u> ② 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの(牽
(削除)	(削除)

新旧対照表
304 / 521

新	旧
<p>(削除)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) 突入防止装置の機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>引自動車を除く。)及びボール・トレーラに備える突入防止装置は、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が著しく突入することを防止することができる構造であること。</p> <p>③ ②に規定する自動車に備える突入防止装置は、平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが120mm(車両総重量が8t以下の自動車、車体後面に貨物を積卸しする昇降装置を有する自動車にあっては100mm)以上であること。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(2) 次に掲げる突入防止装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等に備えられている突入防止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置又はそれより後方に備えられた突入防止装置</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている突入防止装置</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた突入防止装置又はこれに準ずる性能を有する突入防止装置</p> <p>④ 国土交通大臣が認める識別記号が付されている突入防止装置</p> <p>(3) 指定自動車等に備えられている突入防止装置又は法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた突入防止装置のクロスメンバと取付ステーとの間に構造物(スパーサ)が取付けられた突入防止装置であって、次に掲げる全ての要件を満たすものは、(2) ③の「これに準ずる性能を有する突入防止装置」とする。</p> <p>① 自動車を横から見た際、突入防止装置のクロスメンバとステーの間にスパーサを取付けることにより、指定自動車等の突入防止装置の取付位置を水平かつ後方に移動させるもの。</p> <p>② 車両中心線に平行なスパーサの長さが250mm以下のもの。</p> <p>③ スパーサはスチール製であり、かつ、使用する部材の断面は3.2mm以上、両端のプレート部(ステー、突入防止装置のクロスメンバに取付ける部分)は4.5mm以上のものであること。</p> <p>④ スパーサの構成部品は強固に溶接されていること。</p> <p>⑤ 車両中心面に垂直な位置から見たスパーサ本体の断面は縦150mm以上、横125mm以上の寸法を有すること。</p> <p>⑥ スパーサの断面形状は「コ」の字型スチール材」を背中合わせに接合し、更に両端に取付けのためのプレート部を接合したものであること。</p> <p>⑦ 両端のプレート部は、縦150mm以上、横125mm以上の寸法を有すること。</p> <p>⑧ 突入防止装置のボルト位置に変更が無いこと。</p> <p>(例) (略)</p>
<p>8-34-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車 (ボール・トレーラを除く。))及び牽引自動車を除く。)に備える突入防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第18条の</p>	<p>8-34-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、カクピラ及びそれを有する軽自動車、大型特殊自動車 (ボール・トレーラを除く。))、小型特殊自動車並びに牽引自動車を除く。)に備える突入防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するよう</p>

新旧対照表
305 / 521

新	旧
<p>2第4項関係、細目告示第180条第3項関係)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>① (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>に取付けられなければならない。(保安基準第18条の2第4項関係、細目告示第180条第3項関係)</p> <p>① 突入防止装置は、空車状態においてその下縁の高さが地上450mm以下(油圧・空気圧式、油圧式若しくは空気圧式の緩衝装置又は自動車の積載状態に対応して自動的に車高を調節する装置を備えた自動車以外の自動車にあっては地上500mm以下)となるように取付けられていること。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する自動車にあっては、地上550mm以下であればよい。</p> <p>ア 自動車の最後部の車軸中心から突入防止装置の平面部までの水平距離が2,550mm(油圧・空気圧式、油圧式若しくは空気圧式の緩衝装置又は自動車の積載状態に対応して自動的に車高を調節する装置を備える自動車以外の自動車にあっては2,260mm)を超えるもの</p> <p>イ コンクリート・ミキサー車</p> <p>ウ ダンプ車</p> <p>エ 2以上の車軸に動力を伝達することができる動力伝達装置を備える自動車</p> <p>オ 突入防止装置を備えることにより本来の性能を損なうこととなる特殊な装備を有する自動車及び特殊な装備を装着するために突入防止装置を装着することが困難な自動車</p> <p>② 突入防止装置は、その平面部が車両中心面に直交する鉛直面上で車両中心面に対して対称の位置に取付けられていること。</p> <p>③ 突入防止装置は、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側100mmまでの間にあるよう取付けられていること。</p> <p>④ 突入防止装置は、その平面部から空車状態において地上1,500mm以下にある車体後面(車体後面からの突出量が50mm以上のフック、ヒンジ等の附属物を有する自動車にあっては当該附属物の後端から前方50mm)までの水平距離が300mm以下であって、取付けることができる自動車の後端に近い位置となるよう取付けられていること。</p> <p>この場合において、次に掲げる自動車にあっては、それぞれに掲げる基準に適合するように取付けられていること。</p> <p>ア 車両総重量が8t以下の自動車(被牽引自動車を除く。)にあっては400mm以下</p> <p>イ 被牽引自動車(コンテナを専用積載するための緊締装置を有するもの(荷台が傾斜するものを除く。))にあっては200mm以下</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 車両後面に貨物を積卸しする昇降装置が取付けられた自動車であって、次に掲げる基準を満たす場合は、昇降装置の支柱が可動するため突入防止装置を分割することができる。</p> <p>ア 昇降装置の支柱が分割された突入防止装置を通過するために必要な当該支柱と突入防止装置との隙間は、25mm未満であること。</p> <p>イ 昇降装置の支柱の外側にある分割された突入防止装置の車両中心面に平</p>

新旧対照表
306 / 521

新	旧
<p>② (略) (削除)</p>	<p>行な鉛直面による断面の有効面積が350cm²以上でなければならない。 ただし、幅が2,000mm未満の自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>⑦ (略)</p>
<p>8-34-4 (略)</p>	<p>(2) 突入防止装置の取付位置、取付方法等に関し、次の基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びびりを有する軽自動車、大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く)、小型特殊自動車並びに牽引自動車を除く。)にあっては、UN R58-03の16.又は25.1.から25.4.まで及び25.7.に定める基準。 ただし、法第75条の3第1項の規定による装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、UN R58-03の16.4.及び25.7.中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。</p>
<p>8-35 前部潜り込み防止装置</p>	<p>8-34-4 (略)</p>
<p>8-35-1 (略)</p>	<p>8-35 前部潜り込み防止装置</p>
<p>8-35-2 性能要件(視認等による審査)</p>	<p>8-35-1 (略)</p>
<p>(1) 前部潜り込み防止装置であって、車両総重量が7.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車に備えるものは、強度、形状等に関し、視認その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第18条の2第5項関係、細目告示第180条の2第1項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 他の自動車が発生した場合に衝突した自動車の車体前部が著しく潜り込むことを有効に防止することができる構造として、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(削除)</p>	<p>(1) 前部潜り込み防止装置であって、車両総重量が7.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車に備えるものは、強度、形状等に関し、視認その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第18条の2第5項関係、細目告示第180条の2第1項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 他の自動車が発生した場合に衝突した自動車の車体前部が著しく潜り込むことを有効に防止することができる構造として、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 前部潜り込み防止装置の平面部の高さは、車両中心線に平行な鉛直面において100mm以上(車両総重量が12tを超える自動車にあっては120mm以上)であること。</p> <p>イ (略)</p>
<p>① (略)</p> <p>② ① (略)</p>	<p>ア 前部潜り込み防止装置の平面部の高さは、車両中心線に平行な鉛直面において100mm以上(車両総重量が12tを超える自動車にあっては120mm以上)であること。</p> <p>イ (略)</p>
<p>① (略)</p> <p>② ① (略)</p>	<p>ア 前部潜り込み防止装置の平面部の高さは、車両中心線に平行な鉛直面において100mm以上(車両総重量が12tを超える自動車にあっては120mm以上)であること。</p> <p>イ (略)</p>
<p>① (略)</p> <p>② ① (略)</p>	<p>ア 前部潜り込み防止装置の平面部の高さは、車両中心線に平行な鉛直面において100mm以上(車両総重量が12tを超える自動車にあっては120mm以上)であること。</p> <p>イ (略)</p>
<p>8-35-3 取付要件(視認等による審査)</p>	<p>(3) 次に掲げる前部潜り込み防止装置は、(1)及び(2)の基準に適合するものとする。(細目告示第180条の2第2項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられている前部潜り込み防止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置又はそれより前方に備えられた前部潜り込み防止装置</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている前部潜り込み防止装置</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた前部潜り込み防止装置</p> <p>④ 細目告示別添107「前部潜り込み防止装置の技術基準」に準ずる性能を有する前部潜り込み防止装置</p>
<p>8-35-3 取付要件(視認等による審査)</p>	<p>8-35-3 取付要件(視認等による審査)</p>

新旧対照表
307 / 521

新	旧
<p>前部潜り込み防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査した場合に、次に掲げる基準に適合するように取付けられたものでなければならない。(保安基準第18条の2第6項関係、細目告示第180条の2第5項関係)</p>	<p>前部潜り込み防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査した場合に、次のいずれかに掲げる基準に適合するように取付けられたものでなければならない。(保安基準第18条の2第6項関係、細目告示第180条の2第5項関係)</p>
<p>(1) 車両総重量が3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車に備える前部潜り込み防止装置にあっては、次に掲げる基準に適合すること。(細目告示第180条の2第5項第1号関係)</p>	<p>(1) 車両総重量が7.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車に備える前部潜り込み防止装置にあっては、次に掲げる基準に適合すること。(細目告示第180条の2第5項第1号関係)</p>
<p>(削除)</p>	<p>① 前部潜り込み防止装置の平面部の下縁の高さが空車状態において地上400mm以下(コンクリート・ミキサー車及びダンプ車にあっては、地上450mm以下)となるように取付けられていること。</p>
<p>(削除)</p>	<p>② 前部潜り込み防止装置の最外縁は、最前軸の車輪を覆う泥よけの最外側(泥よけを有しない自動車にあっては、最前軸の車輪の近傍の自動車の最外側)より車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側方向であり、かつ、最前軸のタイヤ(接地しているタイヤの膨らみを除く。)の最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側方向に100mm以内又は乗降台への乗降口のステップの最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側方向に200mm以内となるように取付けられていること。</p>
<p>(削除)</p>	<p>③ 前部潜り込み防止装置の平面部と空車状態における地上1.8m以下にある当該自動車の前部(衝突による車両への衝撃を緩和するためのゴム、窓ふき器及び洗浄液噴射装置、灯火器、後写鏡、乗降口のステップ、連結装置並びにスノーブラウ取付ブラケットを除く部分を含む。)をそれぞれ車両中心線に平行な鉛直面に投影したときの水平方向の距離は400mm以内であって取付けることができる自動車の前部に近い位置となるよう取付けられていること。</p>
<p>① (略)</p>	<p>④ (略)</p>
<p>(削除)</p>	<p>(2) 車両総重量が3.5tを超え7.5t以下の貨物の運送の用に供する自動車に備える前部潜り込み防止装置にあっては、次に掲げる基準に適合すること。(細目告示第180条の2第5項第2号関係)</p>
<p>(削除)</p>	<p>① 前部潜り込み防止装置の平面部の下縁の高さが空車状態において地上400mm以下となるように取付けられていること。</p>
<p>(削除)</p>	<p>② 衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取付けられていること。</p>
<p>(削除)</p>	<p>(3) (1)の基準に適合する前部潜り込み防止装置は、当該自動車に取付けた状態のまま、その位置を変更することができる。</p>
<p>(削除)</p>	<p>この場合において、当該前部潜り込み防止装置は取付けられた位置から意図せず移動しないように確実に取付けられる構造を有し、かつ、その位置を移動させるための操作は容易に行うことができるものでなければならない。(細目告示第180条の2第6項関係)</p>
<p>8-35-4 (略)</p>	<p>8-35-4 (略)</p>
<p>8-36 連結装置</p>	<p>8-36 連結装置</p>
<p>8-36-1 性能要件(視認等による審査)</p>	<p>8-36-1 性能要件(視認等による審査)</p>

新旧対照表
308 / 521

新	旧
<p>(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の連結装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、牽引自動車と被牽引自動車を相互に確実に結合するものとして強度、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第19条関係、細目告示第181条第1項関係)</p> <p>① (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>8-37 乗車装置 8-37-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の連結装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、牽引自動車と被牽引自動車を相互に確実に結合するものとして強度、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第19条関係、細目告示第181条第1項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>牽引自動車及び被牽引自動車の連結装置は、相互に確実に結合する構造であること。</u></p> <p>③ <u>牽引自動車又は被牽引自動車の連結装置には、走行中振動、衝撃等により分離しないように適当な安全装置を備えること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>8-37 乗車装置 8-37-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 運転者及び運転者助手以外の者の用に供する乗車装置を備えた自動車には、客室を備えなければならない。</u> <u>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに緊急自動車については、この限りでない。(保安基準第20条第2項)</u></p> <p><u>(3) 自動車の運転者室及び客室は、必要な換気を得られる構造でなければならない。(保安基準第20条第3項)</u></p> <p><u>(4) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。)の座席、座席ベルト、8-43に規定する頭部後傾抑止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室の内装は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げるいずれかの難燃性の材料が使用されたものでなければならない。(保安基準第20条第4項関係、細目告示第182条第2項関係)</u></p> <p>① <u>指定自動車等に備えられている内装と同一の材料であって、かつ、同一の位置に使用されているもの</u></p> <p>② <u>公的試験機関等が実施した試験結果を記載した書面その他により、難燃性であることが明らかである材料</u></p> <p>③ <u>鉄板、アルミ板、FRP、厚さ3mm以上の木製の板(合板を含む。)及び天然皮革</u></p> <p>④ <u>法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている年少者用補助乗車装置又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置</u></p> <p>⑤ <u>法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた年少者用補助乗車装置又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置</u></p> <p><u>(5) (4)において、次に掲げるものは、「内装」とされないものとする。(細目告示第182条第3項関係)</u></p> <p>① <u>車体に固定されていないもの</u></p> <p>② <u>表面の寸法が長さ293mm又は幅25mmに満たないもの</u></p>

新旧対照表
309 / 521

新	旧
<p><u>(2) 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)のインストルメントパネルは、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車に衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ないものでなければならない。(保安基準第20条第5項関係、細目告示第182条第4項関係)</u></p> <p><u>(3) インストルメントパネルの衝撃吸収の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(2)の基準に適合するものとする。(細目告示第182条第5項関係)</u></p> <p><u>(4) 自動車(乗車定員11人以上の自動車、大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)のサンバイザは、当該自動車に衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、衝撃を吸収する材料で被覆されているものであって、内部構造物に局所的に硬い接触感のないものでなければならない。(保安基準第20条第6項関係、細目告示第182条第6項関係)</u></p> <p><u>(5) サンバイザの機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(4)の基準に適合するものとする。(細目告示第182条第7項関係)</u></p> <p>8-37-2~8-37-4 (略)</p> <p>8-38 運転者席 8-38-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第21条関係、細目告示第183条第1項関係)</p> <p>① 普通自動車及び小型自動車(乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車、三輪自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって車両総重量3.5t以下のもの、専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車、三輪自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって車両総重量3.5tを超えるもの及び軽自動車の運転者席は、運転者が運転者席において、次に掲げる鉛直面により囲まれる範囲内にある障害物(高さ1m直径30cmの円柱をいう。)の少なくとも一部を鏡等を用いずに直接確認できるものであること。</p> <p>ただし、Aピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより確認が妨げられる場合については、この限りでない。</p> <p>ア~エ (略)</p> <p>(参考図) (略)</p>	<p><u>(6) 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに最高速度20km/h未満の自動車を除く。)のインストルメントパネルは、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車に衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ないものでなければならない。(保安基準第20条第5項関係、細目告示第182条第4項関係)</u></p> <p><u>(7) 指定自動車等に備えられているインストルメントパネルと同一の構造を有し、かつ同一の位置に備えられているインストルメントパネルであって、その衝撃吸収の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(6)の基準に適合するものとする。(細目告示第182条第5項関係)</u></p> <p><u>(8) 自動車(乗車定員11人以上の自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)のサンバイザは、当該自動車に衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、衝撃を吸収する材料で被覆されているものであって、内部構造物に局所的に硬い接触感のないものでなければならない。(保安基準第20条第6項関係、細目告示第182条第6項関係)</u></p> <p><u>(9) 指定自動車等に備えられたサンバイザと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたサンバイザであって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(8)の基準に適合するものとする。(細目告示第182条第7項関係)</u></p> <p>8-37-2~8-37-4 (略)</p> <p>8-38 運転者席 8-38-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車の運転者席は、運転に必要な視野を有し、かつ、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものとして運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第21条関係、細目告示第183条第1項関係)</p> <p>① 普通自動車及び小型自動車(乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車、三輪自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって車両総重量3.5t以下のもの、専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車、三輪自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって車両総重量3.5tを超えるもの及び軽自動車(カタピラ及びびそりを有する軽自動車を除く。)の運転者席は、運転者が運転者席において、次に掲げる鉛直面により囲まれる範囲内にある障害物(高さ1m直径30cmの円柱をいう。)の少なくとも一部を鏡等を用いずに直接確認できるものであること。</p> <p>ただし、Aピラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより確認が妨げられる場合については、この限りでない。</p> <p>ア~エ (略)</p> <p>(参考図) (略)</p>

新旧対照表
310 / 521

新	旧
<p>②～⑤ (略)</p> <p>(2) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）は、運転者席における運転者のアイポイントを通る水平面のうち当該アイポイントを通る鉛直面より前方の部分には、運転視野を妨げるもの（A ビラー、室外アンテナ、ドアバイザ（他の自動車及び歩行者等が確認できる透明であるものに限る。）、側面ガラス分割バー、後写鏡、後方等確認装置、窓ふき器、固定型及び可動型のペント並びに 8-52-1-1 (1) に掲げるものを除く。）があつてはならない。</p> <p>この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあつては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあつては、背もたれを鉛直線から後方に 25° にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とし、かつ、(1) ③エ ((イ) に限る。) 及びオの状態とする。</p> <p>(3) 運転者席の機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。(細目告示第 183 条第 2 項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>②～⑤ (略)</p> <p>(2) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、<u>カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。</u>）は、運転者席における運転者のアイポイントを通る水平面のうち当該アイポイントを通る鉛直面より前方の部分には、運転視野を妨げるもの（A ビラー、室外アンテナ、ドアバイザ（他の自動車及び歩行者等が確認できる透明であるものに限る。）、側面ガラス分割バー、後写鏡、後方等確認装置、窓ふき器、固定型及び可動型のペント並びに 8-52-1-1 (1) に掲げるものを除く。）があつてはならない。</p> <p>この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあつては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあつては、背もたれを鉛直線から後方に 25° にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とし、かつ、(1) ③エ ((イ) に限る。) 及びオの状態とする。</p> <p>(3) <u>次に掲げる運転者席であつて、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。(細目告示第 183 条第 2 項関係)</u></p> <p>① <u>指定自動車等に備えられた運転者席と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた運転者席</u></p> <p>② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている運転者席と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている運転者席又はこれに準ずる性能を有する運転者席</u></p> <p>③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき運転者席について型式指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた運転者席又はこれに準ずる性能を有する運転者席</u></p>
<p>8-38-2～8-38-4 (略)</p>	<p>8-38-2～8-38-4 (略)</p>
<p>8-39 座席</p> <p>8-39-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>8-39 座席</p> <p>8-39-1 性能要件 (視認等による審査)</p>
	<p>(1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。</p> <p>この場合において、座席の向きは次に定めるものとする。(保安基準第 22 条第 1 項関係、細目告示第 184 条第 1 項関係)</p> <p>ア 前向きに備える座席とは、運行中に使用する座席であつて、車両中心線に平行な鉛直面と座席中心面との角度が左右 10 度以内となるよう車両の前方に向いているもの。</p> <p>イ 後向きに備える座席とは、運行中に使用する座席であつて、車両中心線に平行な鉛直面と座席中心面との角度が左右 10 度以内となるよう車両の後方に向いているもの。</p> <p>ウ 横向きに備える座席とは、運行中に使用する座席であつて、車両中心線に直交する鉛直面と座席中心面との角度が左右 10 度以内となるよう車両の側方に向いているもの。</p>

新旧対照表
311 / 521

新	旧
	<p><u>横向き座席 (参考図) (略)</u></p> <p>① <u>自動車の運転者席の幅は、8-12-1 (1) に掲げる装置 (乗車人員、積載物品等により操作を妨げられない装置を除く。) のうち最外側のものまでの範囲とする。この場合においてその最小範囲は、かじ取ハンドルの中心から左右それぞれ 200mm までとする。</u></p> <p>(図) (略)</p> <p>② <u>自動車の運転者以外の者の用に供する座席 (またがり式の座席、8-41-1 (1) 及び 8-41-2 (2) に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備える座席 (乗車定員 10 人以上の旅客自動車運送事業用自動車に備えるものを除く。) 並びに幼児専用車の幼児用座席を除く。) は、1 人につき、幅 400mm 以上の着席するに必要な空間を有すること。</u></p> <p>この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。</p> <p>ア 3 席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であつてその幅が 400mm 未満のもの</p> <p>イ 3 席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であつて当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間に幅が 400mm 以上となる空間を車室内に有しないもの</p> <p>ウ 3 席以上連続した座席のうち両端の座席であつて当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間のうち当該座席面の上方のいずれの位置においても車室内に幅 400mm 以上となる空間を有しないもの</p> <p>(例) (1) 3 席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であつてその幅が 400mm 未満のもの又は当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間の幅 (略)</p> <p>(2) 3 席以上連続した座席のうち両端の座席であつて当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間の幅 (略)</p> <p>③ <u>自動車に備える座席は、次に掲げる自動車に備える座席を除き、横向きに設けられたものでないこと。</u></p> <p>ア 乗車定員 10 人以上の自動車 (立席を有するものに限る。)</p> <p>イ 車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車</p> <p>ウ 緊急自動車</p> <p>エ 車体の形状が患者輸送車及びキャンピング車である自動車</p> <p>オ 大型特殊自動車及び小型特殊自動車</p> <p>カ 幼児専用車 (幼児用座席を除く。)</p> <p>キ 乗車定員 10 人の福祉タクシー車両</p> <p>ク 乗車定員 10 人以上の自動車 (立席を有するものを除く。) であつて車両総重量 10t を超える自動車 (横向きに備えられた座席であつて UN R80-03-S2 の 7.4. に適合するものに限る。)</p> <p>④ <u>幼児専用車の幼児用座席は、前向きに設けられたものであること。</u></p> <p>⑤ <u>座席には、その前方の座席、隔壁等次に掲げる長さ (前方の座席が当該座席と向かい合っているものにあつては、その 2 倍の長さとする。) 以上の間隔を</u></p>

新旧対照表
312 / 521

新	旧
(削除)	<p>有すること。</p> <p>ア 乗車定員11人以上の自動車（緊急自動車を除く。）の座席（幼児専用車の幼児用座席を除く。） 200mm</p> <p>イ 幼児専用車の幼児用座席 150mm</p> <p>(2) 自動車の運転者座席以外の用に供する座席（またがり式の座席を除く。）は、安全に着席できるものとして、その寸法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車の座席及び幼児専用車の幼児用座席以外の座席であって8-41-1に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものについては、この限りでない。（保安基準第22条第2項関係、細目告示第184条第2項関係）</p>
(削除)	<p>① 自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）は、1人につき、大きさが幅380mm以上、奥行400mm以上（非常口附近に設けられる座席にあっては幅380mm以上、奥行250mm以上、次に掲げる座席にあっては幅300mm以上、奥行250mm以上）であること。</p> <p>ア 補助座席</p> <p>イ 乗車定員11人以上の自動車に設けられる車掌の用に供する座席、これに相当する座席及び運転者助手の用に供する座席で、1人用のもの</p> <p>ウ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の7倍未満である三輪自動車の運転者座席の側方に設けられる1人用の座席</p> <p>② 幼児専用車の幼児用座席は、1人につき大きさが幅270mm以上、奥行230mm以上270mm以下であり、床面からの高さが250mm以下でなければならない。</p> <p>ただし、自動車の床面に備えることができる年少者用補助乗車装置を幼児専用車の専ら座席の用に供する床面に幼児用座席として備える場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(3) (1) ⑤に掲げる間げき並びに(2)に掲げる座席の幅及び奥行は、次に定めるものとする。（細目告示第184条第3項関係）</p> <p>① 間げきは、座席の中央部から左右190mmの間（補助座席にあっては左右150mmの間とし、幼児用座席にあっては左右135mmの間とする。）における当該座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等（当該座席への着席を妨げない部分的な突出を除く。）までの最短水平距離とする。</p> <p>この場合において、座席の調整機構は次に掲げる状態とする。</p> <p>ア リクライニング機構を有する運転者座席、運転者座席と一体となって作動する座席及び運転者座席と並列な座席にあっては背もたれを当該運転者座席等の鉛直面から後方に30°（30°の位置に保持できない場合は、30°に最も近い角度）まで倒した状態</p> <p>イ スライド機構を有する運転者座席、運転者座席と一体となって作動する座席及び運転者座席と並列な座席にあっては、間げきが最小となるように調整した状態。</p> <p>ただし、運転者座席と並列な座席の前縁からその前方の隔壁等までの間げき</p>

新旧対照表
313 / 521

新	旧
<p>(1) 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（最高速度20km/h未満の自動車を除く。）の座席（当該座席の取付装置を含む。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員を保護するものとして、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(3)の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる座席にあっては、この限りでない。（保安基準第22条第3項関係）</p> <p>ア～キ（略）</p> <p>(2) (1)の自動車（乗車定員11人以上の自動車（高速道路等において運行しないものに限る。）及び貨物の運送の用に供する自動車を除く。）の座席の後部部分は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員を保護するものとして、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(3)の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、(1)アからキに掲げる座席にあっては、この限りでない。（保安基準第22条第4項関係）</p> <p>(3) (1)の自動車の座席及び座席取付装置は、その機能、強度を損なうおそれのある損傷のないもの及び乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものでなければならない。（細目告示第184条第7項関係）</p> <p>(削除)</p>	<p>については、当該座席とその後方座席との間げきが最小となるように調整した状態とすることができる。</p> <p>ウ 運転者座席、運転者座席と一体となって作動する座席及び運転者座席と並列な座席以外の座席であってリクライニング機構、スライド機構等の調整機構を有するものにあっては、間げきが最小となるように調整した状態</p> <p>(例) 座席の間げき（略）</p> <p>② 幅は、座席の中央部の前縁から、奥行の方向に200mm離れた位置において、奥行の方向と直角に測った座席の両端縁（肘かけがあるときは肘かけの内縁）の最短水平距離とする。</p> <p>この場合において、分割された部分がそれぞれに位置を調整できる座席であって一体の状態とし得るものについては、その状態とする。</p> <p>なお、座席面から100mm以上300mm以下の高さに設けられた肘かけについては、座席の内側への張出しは1個の肘かけにつき50mmまでは張り出しても差し支えないものとして取扱う。</p> <p>③ 奥行は、座席の中央部の前縁から後縁（背あてがあるときは背あての前縁）までの最短水平距離とする。</p> <p>(例)</p> <p>(イ) 座席の幅（略）</p> <p>(ロ) 座席の幅（略）</p> <p>(4) 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（最高速度20km/h未満の自動車を除く。）の座席（当該座席の取付装置を含む。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員を保護するものとして、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(6)の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる座席にあっては、この限りでない。（保安基準第22条第3項関係）</p> <p>ア～キ（略）</p> <p>(5) (4)の自動車（乗車定員11人以上の自動車（高速道路等において運行しないものに限る。）及び貨物の運送の用に供する自動車を除く。）の座席の後部部分は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員を保護するものとして、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(6)の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、(4)アからキに掲げる座席にあっては、この限りでない。（保安基準第22条第4項関係）</p> <p>(6) (4)の自動車の座席及び座席取付装置は、次に掲げるものであって、その機能、強度を損なうおそれのある損傷のないもの及び乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものでなければならない。（細目告示第184条第7項関係）</p> <p>① 指定自動車等に備えられている座席及び座席取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席及び座席取付装置</p>

新旧対照表
314 / 521

新	旧
(削除)	② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席及び座席取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置
(削除)	③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた座席及び座席取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置
(削除)	(7) 乗車定員11人以上の自動車には、大部分の窓の開放部が有効幅500mm以上、有効高さ300mm以上である場合に限り、その通路に補助座席を設けることができる。
(削除)	この場合において、「大部分の窓」とは側窓総数の3分の2程度以上のものとする。(保安基準第22条第5項、細目告示第184条第4項関係)
(削除)	(8) 幼児専用車には、補助座席を幼児用座席として設けることができない。(保安基準第22条第6項、細目告示第184条第5項)
8-39-2～8-39-4 (略)	8-39-2～8-39-4 (略)
8-40 補助座席定員	8-40 補助座席定員
〔審査事項なし〕	8-39-1 (2) ①アからウまでに掲げる座席以外の座席の定員は、座席定員の2分の1以上でなければならない。(保安基準第22条の2関係、細目告示第185条関係)
8-41 座席ベルト等	8-41 座席ベルト等
8-41-1 装備要件	8-41-1 装備要件
(1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔8-39-1 (1) アからウまで及びカに掲げる座席(イに掲げる座席にあっては、座席の後部部分のみが折り畳むことができるもの及び通路に設けられるものを除く。)]及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。(保安基準第22条の3第1項関係)	(1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔8-39-1 (1) アからウまで及びカに掲げる座席(イに掲げる座席にあっては、座席の後部部分のみが折り畳むことができるもの及び通路に設けられるものを除く。)]及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。(保安基準第22条の3第1項関係)
表(略)	表(略)
(2)～(3) (略)	(2)～(3) (略)
8-41-2 性能要件(視認等による審査)	8-41-2 性能要件(視認等による審査)
(1) 8-41-1に規定する座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第22条の3第2項関係、細目告示第186条第4項関係)	(1) 8-41-1に規定する座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第22条の3第2項関係、細目告示第186条第4項関係)
①～② (略)	①～② (略)
(削除)	③ 取付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。
(削除)	④ 乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。
(削除)	⑤ 座席ベルトを容易に取付けることができる構造であること。

新旧対照表
315 / 521

新	旧
(2) 8-41-1 (1) の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)が衝突等による衝撃を受けた場合において、(1)の規定の適用を受けない座席(8-41-1 (1) の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。)の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルトの取付装置は次に掲げる基準に適合すること。(保安基準第22条の3第4項関係、細目告示第186条第8項関係)	(2) 8-41-1 (1) の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)が衝突等による衝撃を受けた場合において、(1)の規定の適用を受けない座席(8-41-1 (1) の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。)の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルトの取付装置は次に掲げる基準に適合すること。(保安基準第22条の3第4項関係、細目告示第186条第8項関係)
①～② (略)	①～② (略)
(削除)	③ 取付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。
(削除)	④ 乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。
(削除)	⑤ 座席ベルトを容易に取付けることができる構造であること。
(3) 座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、(1)及び(2)の基準に適合するものとする。(細目告示第186条第5項、第9項関係)	(3) 次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、(1)及び(2)の基準に適合するものとする。(細目告示第186条第5項、第9項関係)
(削除)	① 指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルトの取付装置
(削除)	② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置
(削除)	③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置
(4) 8-41-1に規定する座席ベルトは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第22条の3第3項関係、細目告示第186条第6項関係)	(4) 8-41-1に規定する座席ベルトは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第22条の3第3項関係、細目告示第186条第6項関係)
① (略)	① (略)
(削除)	② 第二種座席ベルトにあっては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。
(削除)	③ 第一種座席ベルトにあっては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。
(削除)	④ (略)
② (略)	⑤ 第二種座席ベルト及び運転者席に備える第一種座席ベルトにあっては、通常の運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動かすことができるものであること。
(削除)	④ (略)
(5) 8-41-1 (1) の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)が衝突等による衝撃を受けた場合において、(1)の規定の適用を受けない座席(8-41-1 (1) の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。)	(5) 8-41-1 (1) の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)が衝突等による衝撃を受けた場合において、(1)の規定の適用を受けない座席(8-41-1 (1) の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。)

新旧対照表
316 / 521

新	旧
<p>の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルトは次に掲げる基準に適合すること。 (保安基準第22条の3第4項関係、細目告示第186条第10項関係)</p> <p>① (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>② (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(6) 座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、(4)及び(5)に掲げる基準に適合するものとする。(細目告示第186条第7項、第11項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-41-3~8-41-4 (略)</p> <p>8-42 (略)</p> <p>8-43 頭部後傾抑止装置等</p> <p>8-43-1 装備要件</p> <p>自動車(車両総重量が3.5tを超える自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以下のものを除く。)、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)の座席(8-39-1(1)アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。)のうち運転者席及びこれと並列の座席には、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部の過度の後傾を有効に抑止し、かつ、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、構造等に関し、8-43-2の基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、当該座席自体が当該装置と同等の性能を有するものであるときは、この限りでない。(保安基準第22条の4関係)</p>	<p>の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルトは次に掲げる基準に適合すること。 (保安基準第22条の3第4項関係、細目告示第186条第10項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>第二種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。</u></p> <p>③ <u>第一種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ <u>第二種座席ベルト及び運転者席に備える第一種座席ベルトにあつては、通常の運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動かし得る構造のものであること。</u></p> <p>(6) <u>次に掲げる座席ベルトであつて装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、(4)及び(5)に掲げる基準に適合するものとする。(細目告示第186条第7項、第11項関係)</u></p> <p>① <u>指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルト</u></p> <p>② <u>法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト</u></p> <p>③ <u>法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト</u></p> <p>8-41-3~8-41-4 (略)</p> <p>8-42 (略)</p> <p>8-43 頭部後傾抑止装置等</p> <p>8-43-1 装備要件</p> <p>自動車(車両総重量が3.5tを超える自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以下のものを除く。)、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)の座席(8-39-1(4)アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。)のうち運転者席及びこれと並列の座席には、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部の過度の後傾を有効に抑止し、かつ、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、構造等に関し、8-43-2の基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、当該座席自体が当該装置と同等の性能を有するものであるときは、この限りでない。(保安基準第22条の4関係)</p>

新旧対照表
317 / 521

新	旧
<p>8-43-2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>頭部後傾抑止装置は、追突等による衝撃を受けた場合における当該座席の乗車人員の頭部の保護に係る性能に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、その機能、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものでなければならない。(細目告示第187条第2項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-43-3~8-43-4 (略)</p> <p>8-44 年少者用補助乗車装置等</p> <p>8-44-1 装備要件</p> <p>(1) 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人以上の自動車、<u>緊急自動車</u>、特種用途自動車、幼児専用車、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席を有しない自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)には、年少者用補助乗車装置取付具を2個以上備えなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。(保安基準第22条の5第1項関係)</p> <p>①~③ (略)</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-44-2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 年少者用補助乗車装置取付具は、年少者用補助乗車装置から受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる年少者用補助乗車装置が有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして、強度、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第22条の5第1項関係、細目告示第188条第1項関係)</p> <p>①~② (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>8-43-2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>頭部後傾抑止装置は、追突等による衝撃を受けた場合における当該座席の乗車人員の頭部の保護に係る性能に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、<u>次に掲げるものであつて</u>、その機能、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものでなければならない。(細目告示第187条第2項関係)</p> <p>① <u>指定自動車等に備えられた頭部後傾抑止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた頭部後傾抑止装置</u></p> <p>② <u>法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている頭部後傾抑止装置</u></p> <p>③ <u>法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた頭部後傾抑止装置</u></p> <p>④ <u>JIS D 4606「自動車乗員用ヘッドレストレイント」又はこれと同程度以上の規格に適合した頭部後傾抑止装置であつて、的確に備えられたもの</u></p> <p>8-43-3~8-43-4 (略)</p> <p>8-44 年少者用補助乗車装置等</p> <p>8-44-1 装備要件</p> <p>(1) 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人以上の自動車、特種用途自動車、幼児専用車、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席を有しない自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、<u>カタビラ及びそりを有する軽自動車</u>、最高速度20km/h未満の自動車<u>並びに</u>被牽引自動車を除く。)には、年少者用補助乗車装置取付具を2個以上備えなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。(保安基準第22条の5第1項関係)</p> <p>①~③ (略)</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>(4) <u>(1)に規定する自動車であつて、年少者用補助乗車装置取付具が備えられた座席を取外す改造をした自動車については、当該座席を取外した数だけ備え付けるべき年少者用補助乗車装置取付具の個数を減じることができる。(細目告示第188条第1項関係)</u></p> <p>8-44-2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 年少者用補助乗車装置取付具は、年少者用補助乗車装置から受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる年少者用補助乗車装置が有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして、強度、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第22条の5第1項関係、細目告示第188条第1項関係)</p> <p>①~② (略)</p> <p>③ <u>乗降の際に損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。</u></p> <p>④ <u>年少者用補助乗車装置(年少者用補助乗車装置取付具により自動車に固定できる構造のものに限る。)を容易に取付けることができる構造であること。</u></p>

新旧対照表
318 / 521

新	旧
<p>③ ISOFIX トップテザー取付装置及び当該装置の後方に備えられた ISOFIX トップテザー取付装置以外の取付装置には、次のいずれかの表示を行うこと。 ただし、7-44-2 (5) の自動車には適用しない。 また、ISOFIX トップテザー取付装置以外の取付装置を有していない場合であっても、この限りではない。 ア～イ (略)</p> <p>(2) 年少者用補助乗車装置取付具の機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 188 条第 1 項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 年少者用補助乗車装置の機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(3) の基準に適合するものとする。(細目告示第 188 条第 3 項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-44-3～8-44-4 (略)</p> <p>8-45 通路 <u>[審査事項なし]</u></p>	<p>⑤ ISOFIX トップテザー取付装置及び当該装置の後方に備えられた ISOFIX トップテザー取付装置以外の取付装置には、次のいずれかの表示を行うこと。 ただし、7-44-2 (5) の自動車には適用しない。 また、ISOFIX トップテザー取付装置以外の取付装置を有していない場合であっても、この限りではない。 ア～イ (略)</p> <p>(2) 次に掲げる年少者用補助乗車装置取付具であって損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 188 条第 1 項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられている年少者用補助乗車装置取付具と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた年少者用補助乗車装置取付具</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている年少者用補助乗車装置取付具又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置取付具</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた年少者用補助乗車装置取付具又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置取付具</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げる年少者用補助乗車装置であってその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(3) の基準に適合するものとする。(細目告示第 188 条第 3 項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた年少者用補助乗車装置</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている年少者用補助乗車装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている年少者用補助乗車装置又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき年少者用補助乗車装置について型式指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた年少者用補助乗車装置又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置</p> <p>8-44-3～8-44-4 (略)</p> <p>8-45 通路 8-45-1 性能要件 (視認等による審査) (1) 通路は、安全かつ容易に通行できるものでなければならない。(保安基準第 23 条第 1 項)</p> <p>(2) 乗車定員 11 人以上の自動車 (緊急自動車を除く。) 及び幼児専用車には、乗降口から座席へ至ることのできる通路を設けなければならない。 ただし、乗降口から直接着席できる座席については、この限りでない。(保安基準第 23 条第 2 項関係)</p> <p>(3) (2) の通路は、視認等その他適切な方法により審査したときに、有効幅 (通路に補</p>

新旧対照表
319 / 521

新	旧
	<p>助座席が設けられている場合は、当該補助座席を折り畳んだときの有効幅) 300mm 以上、有効高さ 1,600mm (当該通路に係る全ての座席の前縁と最も近い乗降口との車両中心線方向の最短距離が 2m 未満である場合は、1,200mm) 以上のものでなければならない。</p> <p>ただし、乗降口から直接着席できる座席にあっては、この限りでない。(細目告示第 189 条第 1 項関係)</p> <p>(4) (3) の「有効幅」及び「有効高さ」は、通路として有効に利用できる部分の幅及び高さとする。 この場合において、座席のスライド等により通路の有効幅が変化するものにおいて、通路の有効幅が最小となる場合の幅とする。(細目告示第 189 条第 2 項関係)</p> <p>(例)</p> <p>イ 有効幅 (1) 通路と座席床面の高さが異なる場合 (略)</p> <p>(2) 座席の一部が通路上に突出している場合 (略)</p> <p>ロ 有効高さ (略)</p> <p>(5) 乗降口から座席へ至るための通路との位置関係が次のいずれかに該当する座席は、当該座席に關し、(2) の「座席へ至ることのできる」とされるものとする。(細目告示第 189 条第 3 項関係)</p> <p>① 座席側面が通路に接している座席又は通路の近傍に位置する座席</p> <p>② 最前部の前向き座席 (①に係る座席を除く。) であって、当該座席の背あての床面への正射影が通路に接しているもの又は通路の近傍に位置するもの</p> <p>③ 横向き座席、最奥部の座席等であって、当該座席の用に供する床面 (座席の前縁から 250mm 以上の床面を含む。) が通路に接しているもの</p> <p>④ ①から③までの座席の側方に隣接して設けられた座席であって、それぞれ定員 2 名分までのもの (参考図) (略)</p> <p>(6) 次に掲げる座席にあって乗降口から容易に着席できるものは、(2) 及び (3) の「乗降口から直接着席できる座席」とされるものとする。(細目告示第 189 条第 4 項関係)</p> <p>① 乗降口に隣接して設けられた座席</p> <p>② ①の座席の側方に隣接して設けられた座席であって、定員 2 名分までのもの (参考図) (略)</p> <p>(7) (3) の規定の適用については、座席の前縁から 250mm の床面は、専ら座席の用に供する床面とする。(細目告示第 189 条第 5 項関係)</p> <p>8-45-2 審査の省略 自動車機構の審査においては、改造が行われていないと認められる自動車については、8-45-1 の規定に適合するものとして取扱う。</p> <p>8-45-3 欠番</p> <p>8-45-4 適用関係の整理 7-45-4 の規定を適用する。</p>

新旧対照表
320 / 521

新	旧
<p>8-46 立席</p> <p><u>[審査事項なし]</u></p> <p>8-47 乗降口</p> <p>8-47-1 (略)</p> <p>8-47-2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車(乗車定員11人以上の自動車、大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)の乗降口に備える扉は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において容易に開放するおそれがない構造でなければならない。(保安基準第25条第4項関係、細目告示第191条第1項関係)</p> <p>(2) 扉の機能及び強度を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第191条第1項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>8-46 立席</p> <p>8-46-1 装備要件</p> <p><u>(1) 自動車の立席は、客室内の有効幅300mm以上、有効高さ1,800mm以上の専ら座席の用に供する床面以外の床面に限り設けることができる。</u></p> <p><u>この場合において、座席の前縁から250mmの床面は、専ら座席の用に供する床面とする。</u></p> <p><u>ただし、緊急自動車の立席、車掌の用に供する立席、これに相当する立席及び運転者助手の用に供する立席については、この限りでない。(保安基準第24条第1項関係、細目告示第190条第1項及び第2項関係)</u></p> <p><u>(2) (1)において、「有効幅」及び「有効高さ」は、客室のうち立席として有効に利用できる部分の幅及び高さとし、室内高を測定する場合には、車室の天井に設けた握り棒、つり革、単独の室内灯等は取付けられていないものとみなすことができるものとする。</u></p> <p><u>また、ライン・ライト、通風ダクト等一定の幅と長さを有する突出物であって床面からその下面までの高さが1,800mm未満のものを有する自動車にあっては、通路の面積から当該構造物の投影面積を差し引くものとする。(細目告示第190条第3項関係(参考図)(略))</u></p> <p><u>(3) (1)の規定にかかわらず、幼児専用車には、立席を設けることができない。(保安基準第24条第2項関係、細目告示第190条第4項関係)</u></p> <p><u>(4) 立席人員1人の占める広さは、0.14㎡とする。(保安基準第24条第3項関係、細目告示第190条第5項関係)</u></p> <p>8-46-2 審査の省略</p> <p><u>自動車機構の審査においては、改造が行われていないと認められる自動車については、8-46-1の規定に適合するものとして取扱う。</u></p> <p>8-47 乗降口</p> <p>8-47-1 (略)</p> <p>8-47-2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車(乗車定員11人以上の自動車、大型特殊自動車、<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)の乗降口に備える扉は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において容易に開放するおそれがない構造でなければならない。(保安基準第25条第4項関係、細目告示第191条第1項関係)</p> <p>(2) <u>次に掲げる扉であってその機能及び強度を損なうおそれのある損傷のないものは、</u>(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第191条第1項関係)</p> <ul style="list-style-type: none"><u>① 指定自動車等に備えられている扉と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた扉</u><u>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている扉又はこれに準ずる性能を有するもの</u><u>③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた扉又はこれに準ずる</u>

新旧対照表
321 / 521

新	旧
<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>性能を有する扉</p> <p><u>(3) 乗車定員11人以上の自動車(緊急自動車及び幼児専用車を除く。)の乗降口は、安全な乗降ができるものとして大きさ、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口、運転者室及び客室以外の車室に設けられた開口部であって、自動車が衝突等による衝撃を受けた場合に乗車人員が車外に投げ出されるおそれがあるもの並びに非常口にあつては、この限りでない。(保安基準第25条第5項関係、細目告示第191条第2項関係)</u></p> <ul style="list-style-type: none"><u>① 乗降口の有効幅は、600mm以上であること。</u><u>② 乗降口の有効高さは、1,600mm(8-45-1(3)の規定により通路の有効高さを1,200mmとすることができる自動車にあっては、1,200mm)以上であること。</u><u>ただし、当該乗降口とは別に設ける乗降口であつて、専ら車いすを使用している者の利用に供するものにあつては、この限りでない。</u><u>(参考図)(略)</u><u>③ 空車状態において床面の高さが地上450mmを超える自動車の乗降口には、次に掲げる階段を備えること。</u><ul style="list-style-type: none"><u>ア 乗車定員11人以上23人以下の旅客自動車運送事業用自動車であつて車両総重量5t以下のものにあっては、一段の高さが120mm以上250mm(最下段の階段にあっては、空車状態において430mm(車高調節装置を備えた自動車にあっては、その床面の高さを最も低くした状態であり、かつ、空車状態において380mm)以下の階段。</u><u>イ アに掲げる自動車以外のものにあっては、一段の高さが400mm(最下段の階段にあっては、450mm)以下の階段。</u><u>④ 乗降口に備える階段は、すべり止めを施したものであること。</u><u>⑤ ③の乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手を備えること。</u> <p><u>(4) 幼児専用車の乗降口は、幼児による安全な乗降ができるものとして大きさ、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口、運転者室及び客室以外の車室に設けられた開口部であつて、自動車が衝突等による衝撃を受けた場合に乗車人員が車外に投げ出されるおそれがあるもの並びに非常口にあつては、この限りでない。(保安基準第25条第6項関係、細目告示第191条第3項関係)</u></p> <ul style="list-style-type: none"><u>① 空車状態において床面の高さが地上300mmを超える自動車の乗降口には、一段の高さが200mm(最下段の階段にあっては、300mm)以下であり、有効歩行が200mm以上である階段を備えること。</u><u>ただし、最下段以外の階段であつて乗降口のとびらのためやむをえないもの又は理事長がやむをえないものとして指定した自動車の階段にあっては、乗降口の有効幅のうち、350mm以上の部分についてその有効歩行が200mmあればよい。</u><u>(参考図)(略)</u><u>② 乗降口及び階段は、(3)(⑤を除く。)の基準に準じたものであること。</u>

新旧対照表
322 / 521

新	旧
<p>8-47-3 欠番</p> <p>8-47-4 (略)</p> <p>8-48 非常口</p> <p>8-48-1 (略)</p> <p>8-48-2 性能要件 (視認等による審査) <u>(削除)</u></p>	<p>8-47-3 審査の省略 自動車機構の審査においては、改造が行われていないと認められる自動車については、8-47-2 (3) 及び (4) の規定に適合するものとして取扱う。</p> <p>8-47-4 (略)</p> <p>8-48 非常口</p> <p>8-48-1 (略)</p> <p>8-48-2 性能要件 (視認等による審査) (1) 8-48-1 の非常口は、設置位置、大きさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第192条第1項関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 非常口は、客室の右側面の後部又は後面に設けられていること。 この場合において、非常口の有効幅の中心が客室の右側面の後部より後方のものは、この基準に適合するものとする。 ② 乗車定員30人以上の自動車の非常口は、③及び④に掲げる場合を除き、有効幅400mm以上、有効高さ1,200mm以上であること。 ③ 客室の右側面の後部に設ける非常口は、これに接して車輪覆いの張り出しがあるためやむを得ない場合は、床面からの高さ450mmまでの部分の有効幅が250mm以上でその他の部分の有効幅が400mm以上であり、かつ、有効高さが1,200mm以上であること。 ④ 客室の右側面の後部に設ける非常口は、③に掲げる場合を除き、これに接して前向座席があるためやむを得ない場合は、床面からの高さ650mmまでの部分の有効幅が300mm以上でその他の部分の有効幅が400mm以上であり、かつ、有効高さが1,300mm以上であること。 ⑤ 乗車定員30人未満の幼児専用車の非常口は、有効幅300mm以上、有効高さ1,000mm以上であること。 ⑥ 非常口には、常時確実に閉鎖することができ、火災、衝突その他の非常の際に客室の内外からかぎその他の特別な器具を用いずに開放できる外開きのとびらを備えること。 この場合において、とびらは、自重により再び閉鎖することがないものでなければならない。 ⑦ 非常口の附近には、パンパ、牽引こう、その他の脱出の妨げとなるものが突出しておらず、非常口の下縁と床面との間には段がついていないこと。 この場合において、「非常口の下縁と床面との間には段がついていないこと」とは、脱出の際につまずかないような構造となっていることをいい、次の図に示す非常口は、この基準に適合するものとする。 (図) (略) ⑧ 非常口附近にある座席は、脱出の妨げとならないように、容易に取外し又は折り畳むことができる構造であること。 この場合において、「脱出の妨げにならない」とは、座席を取外し又は折り畳

新旧対照表
323 / 521

新	旧
<p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>8-48-3 欠番</p> <p>8-48-4 (略)</p> <p>8-49 物品積載装置</p> <p>8-49-1 性能要件 (視認等による審査) (1) 自動車の荷台その他の物品積載装置は、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できるものとして強度、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できる構造でなければならない。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準第27条第1項関係、細目告示第193条第1項関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 著しく損傷している荷台その他の物品積載装置 <u>(削除)</u> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>んだ状態において、通路から非常口までの有効幅及び有効高さが、⑤に掲げる自動車にあっては⑥、その他の自動車にあっては②、③又は④の基準に適合し、かつ、その状態が保持できるものをいう。</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>8-48-3 審査の省略 自動車機構の審査においては、改造が行われていないと認められる自動車については、8-48-2 (1) ①から⑥までの規定に適合するものとして取扱う。</p> <p>8-48-4 (略)</p> <p>8-49 物品積載装置</p> <p>8-49-1 性能要件 (視認等による審査) (1) 自動車の荷台その他の物品積載装置は、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できるものとして強度、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できる構造でなければならない。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準第27条第1項関係、細目告示第193条第1項関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 著しく損傷している荷台その他の物品積載装置。 ② 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車(2)の自動車を除く。)の荷台(傾斜するものに限る。)であって、当該自動車の最大積載量を当該荷台の容積(0.1m³未満は切り捨て)で除した数値が普通自動車にあっては1.5t/m³未満のもの、小型自動車にあっては1.3t/m³未満のもの。 ③ ②に該当しない専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車(2)の自動車を除く。)の荷台(傾斜するものに限る。)であって、さし枠を取付けるための金具又はこれに類する構造・装置を有するもの。 ④ ①、②及び③のいずれにも該当しない専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車(2)の自動車を除く。)であって、後部、側部等の荷台(傾斜するものに限る。)の一部が高くなり、かつ、最大積載量を超えて積載することを目的としたもの。ただし、次のアからウに掲げるものは、最大積載量を超えて積載することを目的としたものではないものとする。 ア ダンプヒンジ及びその基部並びに後部であって次の(7)から(5)を満足するもの。 (7) ダンプヒンジ及びその基部の前端から荷台床面後端までの水平距離が積荷接触面側で測定(溶接しろを含む。)して45cm以下のもの。 (4) 側面上部からダンプヒンジ及びその基部の上端までの高さが55cm以下のもの。 (5) 後部両側のダンプヒンジ取付部分であって、側部と同一の高さの後部の中央部よりも高い部分の幅の合計が後部全体の幅の2分の1を超えないもの。 ただし、後部の中央部よりも側部の中央部が高い場合にあっては、側部の中央部よりも高い部分の後部の幅の合計が後部全体の幅の2分

新旧対照表
324 / 521

新	旧																
	<p>の1を超えないもの。</p> <p>(2) 後煽内強のダンプヒンジ取付部分の高さが、後煽、側煽のうち低い方の上部から55cm以下のもの。</p> <p>イ 積載物の飛散を防止するための装置であって、次の(7)から(4)の要件を満足するもの。</p> <p>ただし、積載物の飛散を防止するための装置が荷台内側方向に水平になるものであって、当該装置を固定するための金具等を備えておらず、かつ、当該装置を任意の位置で停止させることができないものにあつては、(7)から(9)の要件を満足するものであればよい。</p> <p>(7) 金属等の枠組みに布又はビニール製のシートを取付けたものであること。</p> <p>(8) 金属等の枠組みには木製、金属製又はゴム製の板状のものが取付けられていないこと。</p> <p>(9) 積載物の飛散を防止するための装置は、車両中心線と平行方向の回転軸を備えたものであり、垂直に立てた状態から荷台内側方向に旋回できる構造であること。(後煽に備えるものにあつては、「平行」を「垂直」と読み替える。)</p> <p>(3) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備える場合にあつては、工具等を使用することなく、手で容易に解除することができるものであること。</p> <p>なお、固定位置については、積載物の飛散を防止するための装置を垂直に立てた状態から荷台内側方向に傾斜し固定されるものであること。(後煽に備えるものにあつては、「平行」を「垂直」と読み替える。)</p> <p>(4) 枠組みは必要以上の強度を有していないものであること。</p> <p>この場合において、積載物の飛散を防止するための装置を垂直に立てた状態で確認したとき、次表に掲げる全てを満たすものは、これに該当するものとする。</p> <p>なお、当該装置を固定するための金具等、手動で操作するための握り手及び回転軸と枠材を接合する部分であつて半径10cmまでの円の範囲については、この限りでない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 75%;">部位</th> <th style="width: 10%;">参照</th> <th style="width: 10%;">条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>枠組みで使用されている枠材の外周、煽上面と水平方向の中枠及び回転軸</td> <td style="text-align: center;">下図 a</td> <td>直径又は幅4cm以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>煽上面から垂直方向及び斜め方向の中枠並びに補強材</td> <td style="text-align: center;">下図 b</td> <td>直径又は幅5cm以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>煽上面から煽上面と水平方向の枠材までの内法間隔(次に掲げるものを除く。) (1) 煽上面に備える回転軸と外枠が兼用のもの</td> <td style="text-align: center;">下図 c</td> <td>20cm以上</td> </tr> </tbody> </table>		部位	参照	条件	1	枠組みで使用されている枠材の外周、煽上面と水平方向の中枠及び回転軸	下図 a	直径又は幅4cm以下	2	煽上面から垂直方向及び斜め方向の中枠並びに補強材	下図 b	直径又は幅5cm以下	3	煽上面から煽上面と水平方向の枠材までの内法間隔(次に掲げるものを除く。) (1) 煽上面に備える回転軸と外枠が兼用のもの	下図 c	20cm以上
	部位	参照	条件														
1	枠組みで使用されている枠材の外周、煽上面と水平方向の中枠及び回転軸	下図 a	直径又は幅4cm以下														
2	煽上面から垂直方向及び斜め方向の中枠並びに補強材	下図 b	直径又は幅5cm以下														
3	煽上面から煽上面と水平方向の枠材までの内法間隔(次に掲げるものを除く。) (1) 煽上面に備える回転軸と外枠が兼用のもの	下図 c	20cm以上														

新旧対照表
325 / 521

新	旧																
	<p>にあつては、煽上面の直上の回転軸又は外枠(図1-1)</p> <p>(2) 煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用のものであつて次に掲げるもの。</p> <p>① 回転軸と外枠を側面に備えるものにあつては、回転軸又は外枠(図1-2)</p> <p>② 回転軸と外枠を煽上方に備えるものにあつては、煽上方の直上の回転軸又は外枠</p> <p>(3) 煽上面に備える回転軸と外枠が兼用でないものにあつては、煽上面の直上の外枠(図2-1)</p> <p>(4) 煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用でないものにあつては、煽上方の直上の外枠(図2-2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">4</td> <td style="width: 75%;">煽上面から上方30cmまでの間(下図範囲A)</td> <td style="width: 10%;">下図 d</td> <td style="width: 10%;">25cm以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>煽上面と平行方向幅25cmまでの断面における枠材及び枠材間を結ぶ補強材の数</td> <td style="text-align: center;">下図 B-B断面</td> <td>3本以下 (※2)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>煽上面から垂直方向幅30cmまでの断面における枠材及び枠材間を結ぶ補強材の数</td> <td style="text-align: center;">下図 D-D断面</td> <td>(※3)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>回転軸と枠材を接合する部分が半径10cmまでの円の範囲にある回転軸取付部位</td> <td style="text-align: center;">下図 E</td> <td>1から6までに規定する条件は適用除外</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 後煽に備える積載物の飛散を防止するための装置にあつては、「最前部の枠材」及び「最後部の枠材」を「最外部の枠材」に読み替える。</p> <p>※2 近接又は隣接する複数の枠材の直径又は幅の合計が4cm以下のものにあつては、これを1本として数える。</p> <p>※3 回転軸又は外枠に近接又は隣接するシートを取付けるための枠材であつて直径又は幅が1cm以下のものは、これを本数に含めないものとする。</p>	4	煽上面から上方30cmまでの間(下図範囲A)	下図 d	25cm以上	5	煽上面と平行方向幅25cmまでの断面における枠材及び枠材間を結ぶ補強材の数	下図 B-B断面	3本以下 (※2)	6	煽上面から垂直方向幅30cmまでの断面における枠材及び枠材間を結ぶ補強材の数	下図 D-D断面	(※3)	7	回転軸と枠材を接合する部分が半径10cmまでの円の範囲にある回転軸取付部位	下図 E	1から6までに規定する条件は適用除外
4	煽上面から上方30cmまでの間(下図範囲A)	下図 d	25cm以上														
5	煽上面と平行方向幅25cmまでの断面における枠材及び枠材間を結ぶ補強材の数	下図 B-B断面	3本以下 (※2)														
6	煽上面から垂直方向幅30cmまでの断面における枠材及び枠材間を結ぶ補強材の数	下図 D-D断面	(※3)														
7	回転軸と枠材を接合する部分が半径10cmまでの円の範囲にある回転軸取付部位	下図 E	1から6までに規定する条件は適用除外														

新旧対照表
326 / 521

新	旧
(削除)	<p>図 1-1 積載物の飛散を防止するための装置 (煽上面に備える回転軸と外枠が兼用のものの例) (略)</p> <p>図 1-2 積載物の飛散を防止するための装置 (煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用のものの例)：側面の例 (略)</p> <p>図 2-1 積載物の飛散を防止するための装置 (煽上面に備える回転軸と外枠が兼用でないものの例) (略)</p> <p>図 2-2 積載物の飛散を防止するための装置 (煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用でないものの例)：側面の例 (略)</p> <p>図 3 記号 E の拡大図の例 (略)</p> <p>回転軸と枠材を接合する部分半径 10cm までの円の範囲</p> <p>ウ 積載物の飛散を防止するための布又はビニール製のシートの取付けに付随して煽上面に取付けられたシート押さえのための木材、鉄板等であって、その厚さが 1cm 未満であり、かつ、シート接触面からの高さが 1cm 未満のもの。</p> <p>(2) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 131 号）第 4 条に規定する土砂等運搬大型自動車には、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の最大積載量を超過して同法第 2 条第 1 項に規定する土砂等を積載できるものとして次のいずれかに該当する物品積載装置を備えてはならない。（保安基準第 27 条第 2 項関係、細目告示第 193 条第 2 項関係）</p> <p>① 自動車の荷台であって、当該自動車の最大積載量を当該荷台の容積（0.1m³ 未満は切り捨てるものとする。）で除した数値が 1.5t/m³ 未満のもの。</p> <p>② ①に該当しない自動車の荷台であって、さし枠を取付けるための金具又はこれに類する構造・装置を有するもの。</p> <p>③ ①及び②のいずれにも該当しない自動車の荷台であって、後煽、側煽等荷台の一部が高くなっており、かつ、最大積載量を超過して積載することを目的としたもの。</p> <p>ただし、次のアからウに掲げるものは、最大積載量を超過して積載することを目的としたものではないものとする。</p> <p>ア ダンプヒンジ及びその基部並びに後煽であって次の (7) から (5) を満足するもの。</p> <p>(7) ダンプヒンジ及びその基部の前端から荷台床面後端までの水平距離が積荷接触面側で測定（溶接しろを含む。）して 45cm 以下のもの。</p> <p>(4) 側煽上部からダンプヒンジ及びその基部の上端までの高さが 55cm 以下のもの。</p>

新旧対照表
327 / 521

新	旧						
	<p>(7) 後煽両端のダンプヒンジ取付部分であって、側煽と同一の高さの後煽の中央部よりも高い部分の幅の合計が後煽全体の幅の 2 分の 1 を超えないもの。</p> <p>ただし、後煽の中央部よりも側煽の中央部が高い場合にあっては、側煽の中央部よりも高い部分の後煽の幅の合計が後煽全体の幅の 2 分の 1 を超えないもの。</p> <p>(2) 後煽両端のダンプヒンジ取付部分の高さが、後煽、側煽のうち低い方の上部から 55cm 以下のもの。</p> <p>イ 積載物の飛散を防止するための装置であって、次の (7) から (4) の要件を満足するもの。</p> <p>ただし、積載物の飛散を防止するための装置が荷台内側方向に水平になるものであって、当該装置を固定するための金具等を備えておらず、かつ、当該装置を任意の位置で停止させることができないものにあつては、(7) から (4) の要件を満足するものであればよい。</p> <p>(7) 金属等の枠組みに布又はビニール製のシートを取付けたものであること。</p> <p>(4) 金属等の枠組みには木製、金属製又はゴム製の板状のものが取付けられていないこと。</p> <p>(2) 積載物の飛散を防止するための装置は、車両中心線と平行方向の回転軸を備えたものであり、垂直に立てた状態から荷台内側方向に旋回できる構造であること。（後面煽に備えるものにあつては、「平行」を「垂直」と読み替える。）</p> <p>(5) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備える場合にあっては、工具等を使用することなく、手で容易に解除することができるものであること。</p> <p>なお、固定位置については、積載物の飛散を防止するための装置を垂直に立てた状態から荷台内側方向に傾斜し固定されるものであること。（後面煽に備えるものにあつては、「平行」を「垂直」と読み替える。）</p> <p>(4) 枠組みは必要以上の強度を有していないものであること。</p> <p>この場合において、積載物の飛散を防止するための装置を垂直に立てた状態で確認したとき、次表に掲げる全てを満たすものは、これに該当するものとする。</p> <p>なお、当該装置を固定するための金具等、手で操作するための握り手及び回転軸と枠材を接合する部分であって半径 10cm までの円の範囲については、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="858 2042 1476 2130"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>参照</th> <th>条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 枠組みで使用されている枠材の外周、煽上面と水平方向の中枠及び回転軸</td> <td>下図 a</td> <td>直径又は幅 4cm 以下（※1）</td> </tr> </tbody> </table>	部位	参照	条件	1 枠組みで使用されている枠材の外周、煽上面と水平方向の中枠及び回転軸	下図 a	直径又は幅 4cm 以下（※1）
部位	参照	条件					
1 枠組みで使用されている枠材の外周、煽上面と水平方向の中枠及び回転軸	下図 a	直径又は幅 4cm 以下（※1）					

新旧対照表
328 / 521

新	旧
	<p>2 煽上面から垂直方向及び斜め方向の中枠並びに補強材</p> <p>3 煽上面から煽上面と水平方向の枠材までの内法間隔（次に掲げるものを除く。） (1) 煽上面に備える回転軸と外枠が兼用のもの にあっては、煽上面の直上の回転軸又は外枠（図1-1） (2) 煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用の ものであって次に掲げるもの。 ① 回転軸と外枠を煽側面に備えるもの にあっては、回転軸又は外枠（図1-2） ② 回転軸と外枠を煽上方に備えるもの にあっては、煽上方の直上の回転軸又は外枠 (3) 煽上面に備える回転軸と外枠が兼用でない ものにあっては、煽上面の直上の外枠（図 2-1） (4) 煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用で ないものにあっては、煽上方の直上の外枠 （図2-2）</p> <p>4 煽上面から、煽上面に垂直な各枠間の内法間 隔（最前部の枠材と隣接する枠 材の間隔及び最後部の枠材と隣 接する枠材の内法間隔を除く。） （※2）</p> <p>5 煽上面と平行方向幅 50cm までの 断面における枠材及び枠材間を 結ぶ補強材の数</p> <p>6 煽上面から垂直方向幅 60cm まで の断面における枠材及び枠材間 を結ぶ補強材の数</p> <p>7 回転軸と枠材を接合する部分が半径 10cm まで の円の範囲にある回転軸取付部位</p> <p>下図 b</p> <p>下図 c</p> <p>下図 d</p> <p>下図 B-B 断 面</p> <p>下図 D-D 断 面</p> <p>下図 E</p> <p>直径又は幅 8cm 以下</p> <p>40cm 以上</p> <p>50cm 以上</p> <p>3 本以下 （※3） （※4）</p> <p>1 から 6 ま でに規定 する条件 は適用除 外</p>
	<p>※1 煽上面と煽上面直上の枠材下縁の間隔（下図 e）が 20cm を超える 場合にあっては、煽上面の枠材は「直径又は幅 4cm 以下」を「直径 又は幅 8cm 以下」に読み替えることができる。</p>

新旧対照表
329 / 521

新	旧
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>8-50 高圧ガス運送装置</p> <p>8-50-1 性能要件（視認等による審査） 高圧ガスを運送する自動車のガス運送装置は、爆発等のおそれのないものとして強</p>	<p>※2 後面煽に備える積載物の飛散を防止するための装置にあっては、「最前部の枠材」及び「最後部の枠材」を「最外部の枠材」に読み替える。</p> <p>※3 近接又は隣接する複数の枠材の直径又は幅の合計が 4cm 以下のものにあっては、これを 1 本として数える。</p> <p>※4 回転軸又は外枠に近接又は隣接するシートを取付けるための枠材であって直径又は幅が 1cm 以下のものは、これを本数に含めないものとする。</p> <p>図1-1 積載物の飛散を防止するための装置 （煽上面に備える回転軸と外枠が兼用のものの例） （略）</p> <p>図1-2 積載物の飛散を防止するための装置 （煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用のものの例）：側面の例 （略）</p> <p>図2-1 積載物の飛散を防止するための装置 （煽上面に備える回転軸と外枠が兼用でないものの例） （略）</p> <p>図2-2 積載物の飛散を防止するための装置 （煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用でないものの例）：側面の例 （略）</p> <p>図3 記号 E の拡大図の例 （略） 回転軸と枠材を接合する部分半径 10cm までの円の範囲</p> <p>ウ 積載物の飛散を防止するための布又はビニール製のシートの取付けに付随して煽上面に取付けられたシート押さえのための木材、鉄板等であって、その厚さが 1cm 未満であり、かつ、シート接触面からの高さが 1cm 未満のもの。 （参考図） （略） 後面の中央部よりも側面の中央部が高い場合 （略）</p> <p>8-49-2 欠番</p> <p>8-49-3 欠番</p> <p>8-49-4 従前規定の適用 7-49-4 の規定を適用する。</p> <p>8-50 高圧ガス運送装置</p> <p>8-50-1 性能要件（視認等による審査） 高圧ガスを運送する自動車のガス運送装置は、爆発等のおそれのないものとして強</p>

新	旧
<p>度、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第28条関係、細目告示第194条関係)</p> <p>① ガス運送容器については、8-24-1-1 (1) ①の基準を準用する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>② ガス運送容器及び配管の取付については、8-24-1-1 (1) ③の基準を準用する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-51 窓ガラス</p> <p>8-51-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる範囲は、(1)の「運転者席より後方の部分」とする。(細目告示第195条第4項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>(3) 窓ガラスの機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1)の基準に適</p>	<p>度、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第28条関係、細目告示第194条関係)</p> <p>① ガス運送容器については、8-24-1-1 (1) ①及び⑤の基準を準用する。</p> <p>② ガス運送装置の配管については、8-24-1-1 (1) ⑥から⑧まで及び⑩の基準を準用する。</p> <p>③ ガス運送装置のガスと接触する部分については、8-24-1-1 (1) ⑧の基準を準用する。</p> <p>④ ガス運送容器及び配管の取付については、8-24-1-1 (1) ④の基準を準用する。</p> <p>⑤ ガス充填弁をガス充填口の近くに、ガス供給弁をガス供給口の近くに備えること。</p> <p>⑥ 一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第2条第2号の毒性ガス(液化ガスを除く。)に係るガス運送容器には、容器内の圧力を指示する圧力計をガス弁で仕切られたガス運送容器又はガス運送容器の一群ごとに運転者の見やすい場所に設けること。</p> <p>⑦ ⑥の圧力計は零からガス充填圧力の1.5倍以上2倍以下までの目盛をしたものであること。</p> <p>⑧ ⑥の圧力計は、照明装置を備え、又は文字板及び指示針に自発光塗料を塗ったものであること。</p> <p>8-51 窓ガラス</p> <p>8-51-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度25km/h以下の自動車を除く。)の窓ガラスは、視認等その他適切な方法により審査したときに、合わせガラス、強化ガラス、部分強化ガラス、有機ガラス又はガラスプラスチックでなければならない。ただし、衝突等により窓ガラスが損傷した場合において、当該ガラスの破片により乗車人員が傷害を受けるおそれの少ない場所に備えられたものにあつては、この限りでない。(保安基準第29条第1項関係、細目告示第195条第1項関係)</p> <p>(2) 損傷したガラスの破片を容易に通さない隔壁によって運転者席及び客室と仕切られた場所は、(1)の「乗車人員が傷害を受けるおそれの少ない場所」とされるものとする。(細目告示第195条第1項関係)</p> <p>(3) 自動車(最高速度40km/h未満の自動車を除く。)の前面ガラスは、強度等に関し次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第29条第2項関係、細目告示第195条第2項関係)</p> <p>① 損傷した場合においても運転者の視野を確保できるものであること。</p> <p>② 容易に通されぬものであること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 次に掲げる範囲は、(4)の「運転者席より後方の部分」とする。(細目告示第195条第4項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>(6) 次に掲げる窓ガラスであつて、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のない</p>

新旧対照表
331 / 521

新	旧																				
<p>合するものとする。(細目告示第195条第8項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>ものは、(1)、(3)及び(4)の基準に適合するものとする。(細目告示第195条第8項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている窓ガラス</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている窓ガラス又はこれに準ずる性能を有する窓ガラス</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき窓ガラスについて型式指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている窓ガラス又はこれに準ずる性能を有する窓ガラス</p> <p>④ 新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあった窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ガラス</p> <p>(7) 次の表の左欄に掲げる窓ガラスの部位のうち右表右欄に掲げる記号又はこれらと同程度以上の規格に基づく記号が付されたものであつて、その性能を損なう損傷のないものは、(1)、(3)及び(4)の基準に適合するものとする。(細目告示第195条第9項関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>窓ガラスの部位</th> <th>付される記号</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの</td> <td>UN R43-01-S2に基づくもの</td> <td>FMVSS No. 205及びこれに基づくANSZ 26.1の規定によるもの</td> </tr> <tr> <td>(1)(2)以外の前面ガラス</td> <td>L, GP</td> <td>II ⑤43R-01 III ⑥43R-01 IV ⑦43R-01</td> <td>AS1, AS10 (※3), AS14</td> </tr> <tr> <td>(2)最高速度25km/hを超え40km/h未満の自動車の前面ガラス</td> <td>L, Z, T, GP</td> <td>I ④43R-01 VI ⑧43R-01 III ③43R-01 IV ②43R-01 VII ①43R-01</td> <td>AS1, AS2, AS10 (※1), AS14</td> </tr> <tr> <td>(3)側面ガラス(運転者席より後方の部分を除く。)のうち</td> <td>L, L, T, GP, RP</td> <td>④43R-01 VI ⑤43R-01 VIII ⑨43R-01 IX</td> <td>AS1, AS2, AS4, AS10 (※3), AS13, AS14, AS15</td> </tr> </tbody> </table>	窓ガラスの部位	付される記号				JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	UN R43-01-S2に基づくもの	FMVSS No. 205及びこれに基づくANSZ 26.1の規定によるもの	(1)(2)以外の前面ガラス	L, GP	II ⑤43R-01 III ⑥43R-01 IV ⑦43R-01	AS1, AS10 (※3), AS14	(2)最高速度25km/hを超え40km/h未満の自動車の前面ガラス	L, Z, T, GP	I ④43R-01 VI ⑧43R-01 III ③43R-01 IV ②43R-01 VII ①43R-01	AS1, AS2, AS10 (※1), AS14	(3)側面ガラス(運転者席より後方の部分を除く。)のうち	L, L, T, GP, RP	④43R-01 VI ⑤43R-01 VIII ⑨43R-01 IX	AS1, AS2, AS4, AS10 (※3), AS13, AS14, AS15
窓ガラスの部位	付される記号																				
	JIS R 3211「自動車用安全ガラス」に基づくもの	UN R43-01-S2に基づくもの	FMVSS No. 205及びこれに基づくANSZ 26.1の規定によるもの																		
(1)(2)以外の前面ガラス	L, GP	II ⑤43R-01 III ⑥43R-01 IV ⑦43R-01	AS1, AS10 (※3), AS14																		
(2)最高速度25km/hを超え40km/h未満の自動車の前面ガラス	L, Z, T, GP	I ④43R-01 VI ⑧43R-01 III ③43R-01 IV ②43R-01 VII ①43R-01	AS1, AS2, AS10 (※1), AS14																		
(3)側面ガラス(運転者席より後方の部分を除く。)のうち	L, L, T, GP, RP	④43R-01 VI ⑤43R-01 VIII ⑨43R-01 IX	AS1, AS2, AS4, AS10 (※3), AS13, AS14, AS15																		

新旧対照表
332 / 521

新	旧								
<p>8-51-2~8-51-4 (略)</p> <p>8-52 窓ガラス貼付物等 8-52-1 性能要件 8-52-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（8-51-1 (2) に掲げる範囲を除く。）には、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されているはならない。</p> <p>ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="798 134 989 257"> <p>運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分</p> </td> <td data-bbox="989 134 1101 257"> <p>L, L, T, GP, RP</p> </td> <td data-bbox="1101 134 1324 257"> <p>㉔43R-01 X ㉔43R-01 (※2) XI ㉔43R-01 XII ㉔43R-01</p> </td> <td data-bbox="1324 134 1503 257"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="798 257 989 526"> <p>(4) (1)、(2) 及び (3) 以外の窓ガラス</p> </td> <td data-bbox="989 257 1101 526"></td> <td data-bbox="1101 257 1324 526"> <p>㉔43R-01 V ㉔43R-01 VI ㉔43R-01 (※1) VII ㉔43R-01 (※1, ※2) IX ㉔43R-01 (※1) X ㉔43R-01 (※1, ※2) XI ㉔43R-01 XII ㉔43R-01 (※1)</p> </td> <td data-bbox="1324 257 1503 526"> <p>AS1, AS2, AS3, AS4, AS5, AS8, AS9, AS10, AS11, AS12, AS13, AS14, AS15, AS16</p> </td> </tr> </table> <p>注1: UN R43-01-S2に基づくものには、表中に記載のあるガラスの種類を示す1から3までの追加記号のほか、用途により/A、/B、/C、/L、/M、/Pの追加記号が付される。</p> <p>注2: ※1のガラスを最高速度が40km/hを超える自動車に備える場合は、前向きガラス以外のガラスに限る。</p> <p>注3: ※2のガラスのうち認可マーク附近の追加記号に「C」が付されているものは、頭部衝突のおそれのない場所に備えられていること。</p> <p>また、後面ガラスにあっては、認可マーク附近の追加記号に「L」（コンパニブル車の折りたたみルーフの後部ガラスは「U」でもよい）が付されたものであること。</p> <p>注4: ※3は、可視光線の透過率が70%以上のものに限る。</p> <p>8-51-2~8-51-4 (略)</p> <p>8-52 窓ガラス貼付物等 8-52-1 性能要件 8-52-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（8-51-1 (5) に掲げる範囲を除く。）には、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されているはならない。</p> <p>ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、</p>	<p>運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分</p>	<p>L, L, T, GP, RP</p>	<p>㉔43R-01 X ㉔43R-01 (※2) XI ㉔43R-01 XII ㉔43R-01</p>		<p>(4) (1)、(2) 及び (3) 以外の窓ガラス</p>		<p>㉔43R-01 V ㉔43R-01 VI ㉔43R-01 (※1) VII ㉔43R-01 (※1, ※2) IX ㉔43R-01 (※1) X ㉔43R-01 (※1, ※2) XI ㉔43R-01 XII ㉔43R-01 (※1)</p>	<p>AS1, AS2, AS3, AS4, AS5, AS8, AS9, AS10, AS11, AS12, AS13, AS14, AS15, AS16</p>
<p>運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分</p>	<p>L, L, T, GP, RP</p>	<p>㉔43R-01 X ㉔43R-01 (※2) XI ㉔43R-01 XII ㉔43R-01</p>							
<p>(4) (1)、(2) 及び (3) 以外の窓ガラス</p>		<p>㉔43R-01 V ㉔43R-01 VI ㉔43R-01 (※1) VII ㉔43R-01 (※1, ※2) IX ㉔43R-01 (※1) X ㉔43R-01 (※1, ※2) XI ㉔43R-01 XII ㉔43R-01 (※1)</p>	<p>AS1, AS2, AS3, AS4, AS5, AS8, AS9, AS10, AS11, AS12, AS13, AS14, AS15, AS16</p>						

新旧対照表
333 / 521

新	旧
<p>この限りでない。（保安基準第29条第4項関係、細目告示第195条第5項関係） ①~⑥ (略)</p> <p>⑦ 車室内に備える貼り付け式の後写鏡及び後方等確認装置</p> <p>⑧ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、運行中の運転者の状況に係る情報の入手のためのカメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を検知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車にあっては、(7)、(i) 又は (9) に掲げる範囲に貼り付けられたものであること。 (7) ~ (9) (略)</p> <p>イ 貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車にあっては、(7)、(i) 又は (9) に掲げる範囲に貼り付けられたものであること。 (7) ~ (9) (略)</p> <p>ウ ア及びイの自動車以外の自動車にあっては、(7)、(i) 又は (9) に掲げる範囲に貼り付けられたものであること。 (7) ~ (9) (略)</p> <p>⑨ 公共の電波の受信のために前面ガラスに貼り付けられ、又は埋め込まれたアンテナであって次に掲げる要件を満足するもの。</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車の前面ガラスに貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、次に掲げる要件に適合するものであること。 (7) 試験領域Aに貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が0.5mm以下であり、かつ、3本以下であること。 (i) 試験領域B（試験領域Aと重複する領域を除く。）に貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が1.0mm以下であること。</p> <p>イ 貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車の前面ガラスに貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、次に掲げる要件に適合するものであること。 (7) 試験領域Aに貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が0.5mm以下であり、かつ、3本以下であること。 (i) 試験領域B（試験領域Aと重複する領域を除く。）に貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が1.0mm以下であること。 (9) 試験領域Iに貼り付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が1.0mm以下であること。</p> <p>ウ ア及びイの自動車以外の自動車の前面ガラスのうち、試験領域Iに貼り付</p>	<p>この限りでない。（保安基準第29条第4項関係、細目告示第195条第5項関係） ①~⑥ (略)</p> <p>⑦ 車室内に備えるはり付け式の後写鏡及び後方等確認装置</p> <p>⑧ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、ドライブレコーダーの前方カメラ若しくは運転者用カメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を検知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車にあっては、(7)、(i) 又は (9) に掲げる範囲にはり付けられたものであること。 (7) ~ (9) (略)</p> <p>イ 貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車にあっては、(7)、(i) 又は (9) に掲げる範囲にはり付けられたものであること。 (7) ~ (9) (略)</p> <p>ウ ア及びイの自動車以外の自動車にあっては、(7)、(i) 又は (9) に掲げる範囲にはり付けられたものであること。 (7) ~ (9) (略)</p> <p>⑨ 公共の電波の受信のために前面ガラスにはり付けられ、又は埋め込まれたアンテナであって次に掲げる要件を満足するもの。</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車の前面ガラスにはり付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、次に掲げる要件に適合するものであること。 (7) 試験領域Aにはり付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が0.5mm以下であり、かつ、3本以下であること。 (i) 試験領域B（試験領域Aと重複する領域を除く。）にはり付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が1.0mm以下であること。</p> <p>イ 貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車の前面ガラスにはり付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、次に掲げる要件に適合するものであること。 (7) 試験領域Aにはり付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が0.5mm以下であり、かつ、3本以下であること。 (i) 試験領域B（試験領域Aと重複する領域を除く。）にはり付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が1.0mm以下であること。 (9) 試験領域Iにはり付けられ、又は埋め込まれた場合にあっては、機器の幅が1.0mm以下であること。</p> <p>ウ ア及びイの自動車以外の自動車の前面ガラスのうち、試験領域Iにはり付</p>

新旧対照表
334 / 521

新	旧
<p>けられ、又は埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が1.0mm以下であること。</p> <p>⑩ 窓ガラスの曇り及び窓ふき器の凍結を防止する機器であつて、次に掲げる要件に該当するもの</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車に備える場合にあつては、次の(7)及び(イ)に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) 窓ふき器の凍結を防止する機器にあつては、試験領域B及び試験領域Bを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲に<u>貼り付け</u>られ、又は埋め込まれたものであること。</p> <p>イ 貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車に備える場合にあつては、次の(7)から(エ)に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>(7)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 窓ふき器の凍結を防止する機器にあつては、試験領域B及び試験領域Bを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲又は試験領域I及び試験領域Iを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲に<u>貼り付け</u>られ、又は埋め込まれたものであること。</p> <p>ウ ア及びイの自動車以外の自動車に備える場合にあつては、次の(7)及び(イ)に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) 窓ふき器の凍結を防止する機器にあつては、試験領域I及び試験領域Iを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲に<u>貼り付け</u>られ、又は埋め込まれたものであること。</p> <p>⑪ (略)</p> <p>⑫ 装着(窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、<u>貼り付け</u>られ、又は塗装された状態において、透明であるもの。 この場合において、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあつては可視光線透過率が70%以上であることが確保できるものであること。</p> <p>⑬ (略)</p> <p>⑭ 大型特殊自動車の窓ガラスに取付けるワイパーモータ、扉の開閉取手(ガラス削り込みを含む。)及びガラス取付用金具等であつて、次に掲げる要件に該当するもの。</p> <p>ア 前面ガラスにあつては、当該ガラスの上縁であつて、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲又はガラス開口部周囲から各100mm以内の範囲に<u>貼り付け</u>られたものであること。</p> <p>イ 側面ガラスにあつては、ガラス開口部周囲から各150mm以内の範囲に<u>貼り付け</u>られたものであること。 (参考図) (略)</p>	<p>けられ、又は埋め込まれた場合にあつては、機器の幅が1.0mm以下であること。</p> <p>⑩ 窓ガラスの曇り及び窓ふき器の凍結を防止する機器であつて、次に掲げる要件に該当するもの</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車に備える場合にあつては、次の(7)及び(イ)に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) 窓ふき器の凍結を防止する機器にあつては、試験領域B及び試験領域Bを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲に<u>はり付け</u>られ、又は埋め込まれたものであること。</p> <p>イ 貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車に備える場合にあつては、次の(7)から(エ)に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>(7)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 窓ふき器の凍結を防止する機器にあつては、試験領域B及び試験領域Bを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲又は試験領域I及び試験領域Iを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲に<u>はり付け</u>られ、又は埋め込まれたものであること。</p> <p>ウ ア及びイの自動車以外の自動車に備える場合にあつては、次の(7)及び(イ)に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) 窓ふき器の凍結を防止する機器にあつては、試験領域I及び試験領域Iを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲に<u>はり付け</u>られ、又は埋め込まれたものであること。</p> <p>⑪ (略)</p> <p>⑫ 装着(窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、<u>はり付け</u>られ、又は塗装された状態において、透明であるもの。 この場合において、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあつては可視光線透過率が70%以上であることが確保できるものであること。</p> <p>⑬ (略)</p> <p>⑭ 大型特殊自動車及び小型特殊自動車の窓ガラスに取付けるワイパーモータ、扉の開閉取手(ガラス削り込みを含む。)及びガラス取付用金具等であつて、次に掲げる要件に該当するもの。</p> <p>ア 前面ガラスにあつては、当該ガラスの上縁であつて、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲又はガラス開口部周囲から各100mm以内の範囲に<u>はり付け</u>られたものであること。</p> <p>イ 側面ガラスにあつては、ガラス開口部周囲から各150mm以内の範囲に<u>はり付け</u>られたものであること。 (参考図) (略)</p>

新旧対照表
335 / 521

新	旧
<p>⑮ 法第75条の4第1項の特別な表示、再資源化の適正かつ円滑な実施のために必要となる窓ガラスの分類についての表示及びその他の窓ガラスにかかる情報の表示であつて、運転者の視野の確保に支障がない位置に装着(窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、<u>貼り付け</u>られ、塗装され、又は刻印されているもの。</p> <p>⑯ 指定自動車等に装着(窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、<u>貼り付け</u>られ又は塗装されているものと同一の構造を有し、かつ同一の位置に装着(窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、<u>貼り付け</u>られ又は塗装されているもの。</p> <p>⑰ ①から⑯までに掲げるもののほか、国土交通大臣又は地方運輸局長が指定したものの</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 窓ガラスに装着(窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、<u>貼り付け</u>られ、又は塗装された状態において、運転者が次に掲げるものを確認できるものは、(1)⑯の「透明である」とされるものとする。(細目告示第195条第7項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>8-52-1-2 テスタ等による審査</p> <p>前面ガラス及び側面ガラス(運転者席より後方の部分を除く。)のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線透過率が、着色フィルム等が装着(窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、<u>貼り付け</u>られ、又は塗装されたことにより、70%を下回るおそれがあると認められたときは、可視光線透過率測定器を用いて可視光線透過率を計測するものとする。</p> <p>ただし、可視光線透過率が70%を下回ることが明らかである場合には、この限りではない。</p> <p>8-52-2～8-52-4 (略)</p> <p>8-53 騒音防止装置</p> <p>8-53-1 (略)</p> <p>8-53-2 性能要件</p> <p>8-53-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第30条第1項関係、細目告示第196条第1項関係)</p> <p>① 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車(二輪自動車、使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車、排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動することがないものを除く。)は、別添9「近接排気騒音の測定方法(絶対値規制適用時)」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲</p>	<p>⑮ 法第75条の4第1項の特別な表示、再資源化の適正かつ円滑な実施のために必要となる窓ガラスの分類についての表示及びその他の窓ガラスにかかる情報の表示であつて、運転者の視野の確保に支障がない位置に装着(窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、<u>はり付け</u>られ、塗装され、又は刻印されているもの。</p> <p>⑯ 指定自動車等に装着(窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、<u>はり付け</u>られ又は塗装されているものと同一の構造を有し、かつ同一の位置に装着(窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、<u>はり付け</u>られ又は塗装されているもの。</p> <p>⑰ ①から⑯までに掲げるもののほか、国土交通大臣又は地方運輸局長が指定したものの</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 窓ガラスに装着(窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、<u>はり付け</u>られ、又は塗装された状態において、運転者が次に掲げるものを確認できるものは、(1)⑯の「透明である」とされるものとする。(細目告示第195条第7項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>8-52-1-2 テスタ等による審査</p> <p>前面ガラス及び側面ガラス(運転者席より後方の部分を除く。)のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線透過率が、着色フィルム等が装着(窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、<u>はり付け</u>られ、又は塗装されたことにより、70%を下回るおそれがあると認められたときは、可視光線透過率測定器を用いて可視光線透過率を計測するものとする。</p> <p>ただし、可視光線透過率が70%を下回ることが明らかである場合には、この限りではない。</p> <p>8-52-2～8-52-4 (略)</p> <p>8-53 騒音防止装置</p> <p>8-53-1 (略)</p> <p>8-53-2 性能要件</p> <p>8-53-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第30条第1項関係、細目告示第196条第1項関係)</p> <p>① 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車(二輪自動車、使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車、排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動することがないものを除く。)は、別添9「近接排気騒音の測定方法(絶対値規制適用時)」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲</p>

新旧対照表
336 / 521

新			旧																																
<p>げる値を超える騒音を発しない構造であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th colspan="2">騒音の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型特殊自動車</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>三輪自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>三輪自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車に限る。）</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>			自動車の種別	騒音の大きさ		大型特殊自動車	(略)		三輪自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）	(略)	(略)	三輪自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車に限る。）	(略)	(略)	(略)	(略)		<p>げる値を超える騒音を発しない構造であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th colspan="2">騒音の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型特殊自動車及び小型特殊自動車</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車に限る。）</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>			自動車の種別	騒音の大きさ		大型特殊自動車及び小型特殊自動車	(略)		三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）	(略)	(略)	三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車に限る。）	(略)	(略)	(略)	(略)	
自動車の種別	騒音の大きさ																																		
大型特殊自動車	(略)																																		
三輪自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）	(略)	(略)																																	
三輪自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車に限る。）	(略)	(略)																																	
(略)	(略)																																		
自動車の種別	騒音の大きさ																																		
大型特殊自動車及び小型特殊自動車	(略)																																		
三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）	(略)	(略)																																	
三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車に限る。）	(略)	(略)																																	
(略)	(略)																																		
<p>② 次に掲げる自動車（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、それぞれに定める構造であること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 消音器について改造又は交換を行っていない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）</p> <p>別添 10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音を dB で表した値が、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値から 5dB を超える騒音を発しない構造であること。</p> <p>ただし、別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える場合にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値から 5dB を超える騒音を発しない構造であればよい。</p>			<p>② 次に掲げる自動車（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、それぞれに定める構造であること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 消音器について改造又は交換を行っていない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）</p> <p>別添 10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音を dB で表した値が、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値から 5dB を超える騒音を発しない構造であること。</p> <p>ただし、別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える場合にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値から 5dB を超える騒音を発しない構造であればよい。</p>																																
<p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 騒音防止装置（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）の機能を損なう損傷等のないものは、(1) ②の基準に適合するものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>			<p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げる騒音防止装置（側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) ②の基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた騒音防止装置</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置</p>																																
<p>8-53-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) 内燃機関を原動機とする自動車が備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 40 条第 2 項関係、細目告示第 196 条第 2 項関係）</p>			<p>8-53-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) 内燃機関を原動機とする自動車が備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 40 条第 2 項関係、細目告示第 196 条第 2 項関係）</p>																																

新旧対照表
337 / 521

新		旧	
<p>①～④ (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>		<p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造（一酸化炭素等発散防止装置と構造上一体となっている消音器であって、当該一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造のものを除く。）でないこと。</p> <p>(2) 次に掲げるものを除き、消音器本体の外部構造及び内部部品が恒久的方法（溶接、リベット等）により結合されていないもの（例：ボルト止め、ナット止め、接着）は、</p> <p>(1) ⑤の規定に適合しないものとする。</p> <p>① 消音器本体に装着されている外部構造部品であって、それらを取外しても騒音防止性能に影響のないもの</p> <p>② 消音器本体に取り付けられた排気バルブを作動させるための制御機構装置</p> <p>【参考図】消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造に該当しない例【(1) ⑤、(2) 関係】</p> <p>●は恒久的な結合が必要な部位を表す。</p> <p>【例 1】(略)</p> <p>【例 2】(略)</p>	
<p>(削除)</p>		<p>8-53-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、側車付三輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車は、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値が 85dB を超える騒音を発しない構造でなければならない。（保安基準第 30 条第 1 項関係、細目告示第 196 条第 1 項関係）</p> <p>(2) 8-53-2-1 (1) ①の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) の基準に適合するものとして取扱うことができる。</p> <p>(3) 内燃機関を原動機とする自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものとして、(4) 又は (5) に掲げる自動車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。（細目告示第 196 条第 2 項及び第 3 項関係）</p> <p>(4) (5) の自動車以外の自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</p> <p>① 次のいずれかの表示がある消音器</p> <p>ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標。</p> <p>この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていなければならない。</p>	

新旧対照表
338 / 521

新	旧
	<p>イ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</p> <p>ウ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</p> <p>エ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示</p> <p>(7) 一般財団法人日本自動車研究所</p> <p>(イ) 株式会社JQR</p> <p>(ウ) 公益財団法人日本自動車輸送技術協会</p> <p>(エ) 一般社団法人JMCA登録性能確認機関</p> <p>オ 次に掲げるいずれかの規定に適合する自動車に備える消音器に表示される特別な表示</p> <p>(7) UN R9 (側車付二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</p> <p>(イ) UN R41 (二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</p> <p>(ウ) UN R51 (四輪以上の自動車が発生する騒音に関する規定)</p> <p>(エ) 欧州連合指令78/1015/EEC(二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</p> <p>(イ) 欧州連合指令97/24/EEC(二輪自動車が発生する騒音に関する規定(二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</p> <p>(ウ) 欧州連合指令70/157/EEC(四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定)</p> <p>カ 次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器に表示される特別な表示</p> <p>(7) UN R59 (乗車定員9人以下の乗用車及び車両総重量3.5t以下の貨物車の交換用消音器に関する規定)</p> <p>(イ) UN R92 (二輪自動車及び側車付二輪自動車の交換用消音器に関する規定)</p> <p>(ウ) 欧州連合指令70/157/EEC(四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定)</p> <p>(エ) 欧州連合指令97/24/EEC(二輪自動車が発生する騒音に関する規定(二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表(写しをもって代えることができる。)を運行の際に携帯することにより、細目告示別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をdBで表した値が82dB以下であることが明らかである自動車</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>(7) 車名及び型式(原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあっては、「改」を除く型式)</p>

新旧対照表
339 / 521

新	旧
	<p>(イ) 原動機の型式</p> <p>(ウ) 消音器の個数</p> <p>(エ) 添付資料中の消音器外観写真</p> <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車</p> <p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面(写しをもって代えることができる。)又は表示を運行の際に携帯することにより、(4)①オに掲げる規定に適合することが明らかである自動車</p> <p>ただし、欧州連合指令に基づく少数生産車にあっては、(7)又は(エ)のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(7) COC ペーパー</p> <p>(イ) WVTA ラベル又はプレート</p> <p>(ウ) UN R9、UN R41、UN R51、78/1015/EEC、97/24/EEC 又は 70/157/EEC に基づく認定証</p> <p>・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。</p> <p>(エ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R41 又は UN R51 に基づくⓄマーク</p> <p>(イ) EU 加盟国の自動車検査証等</p> <p>・受検車両は、EU 加盟国において生産されたものであること。</p> <p>(5) 二輪自動車又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないもの</p> <p>① 次のいずれかに該当する消音器であって、その機能を損なう損傷等のないもの</p> <p>ア 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器</p> <p>イ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</p> <p>ウ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</p> <p>エ 別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表(写しをもって代えることができる。)を運</p>

新旧対照表
340 / 521

新	旧				
<p>8-53-3 欠番 8-53-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる日以前に製作された自動車については、8-53-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第9項、第11項及び第12項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">ア 型式指定自動車</td> <td>昭和46年3月31日（同日以前の型式指定自動車については、同年12月31日）</td> </tr> </table>	ア 型式指定自動車	昭和46年3月31日（同日以前の型式指定自動車については、同年12月31日）	<p>行の際に携帯することにより、UN R41-04-S5の6.1.及び6.2.に適合することが明らかである自動車。</p> <p>イ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携帯することにより、UN R41-04-S5の6.1.及び6.2.に適合することが明らかである自動車。</p> <p>ただし、欧州連合指令に基づく少数生産車にあっては、(イ)又は(ロ)のいずれかに限る。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(7) COCペーパー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音情報欄において、UN R41-04 以降の記載があるものに限る。 <p>(i) WVTA ラベル又はプレート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両型式認可番号の中に「168/2013」が含まれているものに限る。 例：e1*168/2013*12345 <p>(9) UN R41 に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・UN R41-04 以降のものに限る。 <p>(z) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R41 に基づくⓂマーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・UN R41-04 以降のものに限る。 <p>(6) 次に掲げるものは、(3) の基準に影響しない消音器の改造とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であって、消音器本体と消音器出口側の排気管との接合部の内径が拡大されていないもの ② 消音器出口側の排気管に装着する異径部品（騒音を増大等させるためのものを除く。）の取付け又は取外し ③ 予めその基準適合性が確認されている消音器（指定自動車等に備えられている消音器を含む。）であって、排気管部分へのDPE又は触媒の取付け <p>(7) 異型式の原動機への換装、消音器（消音器と排気管が分割できる構造のものにあっては排気管を含む。）の改造、取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更を行ったものは、7-53の規定を適用する。</p> <p>8-53-3 欠番 8-53-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる日以前に製作された自動車については、8-53-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第9項、第11項及び第12項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">ア 型式指定自動車及び型式認定自動車</td> <td>昭和46年3月31日（同日以前の型式指定自動車及び型式認定自動車については、同年12月31日）</td> </tr> </table>	ア 型式指定自動車及び型式認定自動車	昭和46年3月31日（同日以前の型式指定自動車及び型式認定自動車については、同年12月31日）
ア 型式指定自動車	昭和46年3月31日（同日以前の型式指定自動車については、同年12月31日）				
ア 型式指定自動車及び型式認定自動車	昭和46年3月31日（同日以前の型式指定自動車及び型式認定自動車については、同年12月31日）				

新旧対照表
341 / 521

新	旧																										
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">(略)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>エ アからウまでに掲げる自動車以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(2) 次の表に掲げる自動車であって、平成11年8月31日（輸入自動車にあっては、平成12年3月31日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成10年10月1日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、8-53-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第13項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">(略)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> </table> <p>(3) 普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって車両総重量が1.7t以下のもの並びに軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）であって運転者室の前方に原動機を有するものうち、平成12年8月31日（輸入自動車にあっては、平成13年3月31日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成11年10月1日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）については、8-53-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第15項関係）</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 次の表に掲げる自動車であって、平成13年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成12年10月1日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）については、8-53-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第19項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">(略)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>イ 軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの</td> <td></td> </tr> </table> <p>(6) 車両総重量が1.7tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、平成14年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成12年10月1日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。）については、8-53-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第19項関係）</p> <p>(7) 車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以下のもの、乗車定員11人以上であって全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、平成14</p>	(略)	(略)	エ アからウまでに掲げる自動車以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	イ 軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">(略)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>エ アからウまでに掲げる自動車以外の小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(2) 次の表に掲げる自動車であって、平成11年8月31日（輸入自動車にあっては、平成12年3月31日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成10年10月1日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車、型式認定自動車及び騒音防止装置認定自動車を除く。）については、8-53-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第13項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">(略)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>ウ 軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）</td> <td></td> </tr> </table> <p>(3) 普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって車両総重量が1.7t以下のもの並びに軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって運転者室の前方に原動機を有するものうち、平成12年8月31日（輸入自動車にあっては、平成13年3月31日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成11年10月1日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。）については、8-53-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第15項関係）</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 次の表に掲げる自動車であって、平成13年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成12年10月1日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。）については、8-53-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第19項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">(略)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>イ 軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの</td> <td></td> </tr> </table> <p>(6) 車両総重量が1.7tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、平成14年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成12年10月1日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。）については、8-53-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第27条第19項関係）</p> <p>(7) 車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以下のもの、乗車定員11人以上であって全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの以外のもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、平成14</p>	(略)	(略)	エ アからウまでに掲げる自動車以外の小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ウ 軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）		(略)	(略)	イ 軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの	
(略)	(略)																										
エ アからウまでに掲げる自動車以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車	(略)																										
(略)	(略)																										
(略)	(略)																										
(略)	(略)																										
イ 軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの																											
(略)	(略)																										
エ アからウまでに掲げる自動車以外の小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）	(略)																										
(略)	(略)																										
(略)	(略)																										
ウ 軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）																											
(略)	(略)																										
イ 軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、運転者室の前方に原動機を有するもの以外のもの																											

新旧対照表
342 / 521

新	旧				
<p>年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成13年10月1日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。)については、8-53-11(従前規定の適用⑦)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第21項関係)</p> <p>(8) 次の表に掲げる自動車であって、平成15年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成13年10月1日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。)については、8-53-12(従前規定の適用⑧)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第21項関係)</p> <table border="1" data-bbox="167 324 782 369"> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車</td> </tr> </table> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 次に掲げる二輪自動車にあつては、8-53-14(従前規定の適用⑩)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第25項及び第26項関係)</p> <p>① 平成28年12月31日以前に製作された二輪自動車(平成26年1月1日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。)</p> <p>② (略)</p> <p>(11) 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあつては、8-53-15(従前規定の適用⑪)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第28項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(12) 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあつては、8-53-16(従前規定の適用⑫)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第29項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 平成28年10月1日から平成34年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては平成35年8月31日)までに製作された自動車であつて次に掲げるもの ア～イ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>8-53-5～8-53-13 (略)</p> <p>8-53-14 従前規定の適用⑩ 次に掲げる二輪自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第25項及び第26項関係)</p> <p>① 平成28年12月31日以前に製作された二輪自動車(平成26年1月1日以降の型式指定自動車及び騒音防止装置指定自動車を除く。)</p> <p>② (略)</p> <p>8-53-14-1 (略)</p> <p>8-53-14-2 性能要件</p> <p>8-53-14-2-1～8-53-14-2-2 (略)</p>	(略)	イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車	<p>年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成13年10月1日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。)については、8-53-11(従前規定の適用⑦)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第21項関係)</p> <p>(8) 次の表に掲げる自動車であって、平成15年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、平成13年10月1日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。)については、8-53-12(従前規定の適用⑧)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第21項関係)</p> <table border="1" data-bbox="853 324 1476 369"> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>イ 小型自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。)</td> </tr> </table> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 次に掲げる二輪自動車にあつては、8-53-14(従前規定の適用⑩)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第25項及び第26項関係)</p> <p>① 平成28年12月31日以前に製作された二輪自動車(平成26年1月1日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。)</p> <p>② (略)</p> <p>(11) 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。)にあつては、8-53-15(従前規定の適用⑪)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第28項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(12) 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。)にあつては、8-53-16(従前規定の適用⑫)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第29項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 平成28年10月1日から平成34年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては平成35年8月31日)までに製作された自動車 ア～イ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>8-53-5～8-53-13 (略)</p> <p>8-53-14 従前規定の適用⑩ 次に掲げる二輪自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第25項及び第26項関係)</p> <p>① 平成28年12月31日以前に製作された二輪自動車(平成26年1月1日以降の型式指定自動車、騒音防止装置指定自動車及び型式認定自動車を除く。)</p> <p>② (略)</p> <p>8-53-14-1 (略)</p> <p>8-53-14-2 性能要件</p> <p>8-53-14-2-1～8-53-14-2-2 (略)</p>	(略)	イ 小型自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。)
(略)					
イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車					
(略)					
イ 小型自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。)					

新旧対照表
343 / 521

新	旧
<p>(削除)</p> <p>8-53-15 従前規定の適用⑩ 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第28項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>8-53-15-1 (略)</p> <p>8-53-15-2 性能要件</p> <p>8-53-15-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 8-53-17-2-1 (2) に同じ。</p> <p>(3) 8-53-17-2-1 (3) に同じ。</p> <p>8-53-15-2-2 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>8-53-16 従前規定の適用⑩ 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第29項関係)</p>	<p>8-53-14-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値が 85dB を超える騒音を発しない構造でなければならない。</p> <p>(2) 8-53-14-2-1 (1) の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) の基準に適合するものとして取扱うことができる。</p> <p>(3) 8-53-17-2-3 (3) に同じ。</p> <p>(4) 8-53-17-2-3 (4) に同じ。</p> <p>(5) 8-53-17-2-3 (5) に同じ。</p> <p>(6) 8-53-17-2-3 (6) に同じ。</p> <p>8-53-15 従前規定の適用⑩ 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。)にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第28項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>8-53-15-1 (略)</p> <p>8-53-15-2 性能要件</p> <p>8-53-15-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 8-53-17-2-1 (3) に同じ。</p> <p>(新設)</p> <p>8-53-15-2-2 (略)</p> <p>8-53-15-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値が 85dB を超える騒音を発しない構造でなければならない。</p> <p>(2) 8-53-15-2-1 (1) の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) の基準に適合するものとして取扱うことができる。</p> <p>(3) 8-53-17-2-3 (3) に同じ。</p> <p>(4) 8-53-17-2-3 (4) に同じ。</p> <p>(5) 8-53-17-2-3 (5) に同じ。</p> <p>(6) 8-53-17-2-3 (6) に同じ。</p> <p>8-53-16 従前規定の適用⑩ 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。)にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第29項関係)</p>

新旧対照表
344 / 521

新	旧												
<p>① (略)</p> <p>② 平成 28 年 10 月 1 日から平成 34 年 8 月 31 日 (貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては平成 35 年 8 月 31 日) までに製作された自動車 であって次に掲げるもの ア～イ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>8-53-16-1 (略)</p> <p>8-53-16-2 性能要件</p> <p>8-53-16-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車 (被牽引自動車を除く。) は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 次に掲げる自動車 (排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。) は、それぞれに定める構造であること。</p> <p>ア 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車のうち、当該自動車の消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>別添 9「近接排気騒音の測定方法 (絶対値規制適用時)」により測定した近接排気騒音を dB で表した値がそれぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。</p> <p>ただし、別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器に交換した自動車にあってはイに定める基準を適用するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">自動車の種別</th> <th style="text-align: center;">騒音の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗車定員 11 人以上の専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車 (三輪自動車を除く。)</td> <td>車両総重量が 3.5t を超え、原動機の高出力が 150kW を超えるもの 99</td> </tr> <tr> <td></td> <td>車両総重量が 3.5t を超え、原動機の高出力が 150kW 以下のもの 98</td> </tr> <tr> <td></td> <td>車両総重量が 3.5t 以下のもの 97</td> </tr> <tr> <td>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車 (三輪自動車を除く。)</td> <td>車両の後部に原動機を有するもの 100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>車両の後部に原動機を有するもの以外のもの 96</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 消音器について改造又は交換を行っていない自動車</p> <p>別添 10「近接排気騒音の測定方法 (相対値規制適用時)」により測定した近接排気騒音を dB で表した値が、自動車検査証の備考欄に記載された</p>	自動車の種別	騒音の大きさ	乗車定員 11 人以上の専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車 (三輪自動車を除く。)	車両総重量が 3.5t を超え、原動機の高出力が 150kW を超えるもの 99		車両総重量が 3.5t を超え、原動機の高出力が 150kW 以下のもの 98		車両総重量が 3.5t 以下のもの 97	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車 (三輪自動車を除く。)	車両の後部に原動機を有するもの 100		車両の後部に原動機を有するもの以外のもの 96	<p>① (略)</p> <p>② 平成 28 年 10 月 1 日から平成 34 年 8 月 31 日 (貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては平成 35 年 8 月 31 日) までに製作された自動車 ア～イ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>8-53-16-1 (略)</p> <p>8-53-16-2 性能要件</p> <p>8-53-16-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車 (被牽引自動車を除く。) は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① <u>8-53-17-2-1 (1) ①に同じ。</u></p>
自動車の種別	騒音の大きさ												
乗車定員 11 人以上の専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車 (三輪自動車を除く。)	車両総重量が 3.5t を超え、原動機の高出力が 150kW を超えるもの 99												
	車両総重量が 3.5t を超え、原動機の高出力が 150kW 以下のもの 98												
	車両総重量が 3.5t 以下のもの 97												
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車 (三輪自動車を除く。)	車両の後部に原動機を有するもの 100												
	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの 96												

新旧対照表
345 / 521

新	旧																
<p>近接排気騒音値から 5dB を超える騒音を発しない構造であること。</p> <p>ただし、別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える場合にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値から 5dB を超える騒音を発しない構造であればよい。</p> <p>(2) 8-53-17-2-1 (2) に同じ。</p> <p><u>(3) 8-53-17-2-1 (3) に同じ。</u></p> <p>8-53-16-2-2 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-53-17 従前規定の適用③</p> <p>次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 30 項及び第 31 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>8-53-17-1 (略)</p> <p>8-53-17-2 性能要件</p> <p>8-53-17-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車 (被牽引自動車を除く。) は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車 (二輪自動車、排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動することがないものを除く。) は、別添 9「近接排気騒音の測定方法 (絶対値規制適用時)」に定める方法により測定した近接排気騒音を dB で表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">自動車の種別</th> <th style="text-align: center;">騒音の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型特殊自動車</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>側車付二輪自動車</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	自動車の種別	騒音の大きさ	大型特殊自動車	(略)	(略)	(略)	側車付二輪自動車	(略)	<p>(2) 8-53-17-2-1 (3) に同じ。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>8-53-16-2-2 (略)</p> <p>8-53-16-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車 (被牽引自動車を除く。) は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、<u>細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値が 85dB を超える騒音を発しない構造でなければならない。</u></p> <p>(2) 8-53-14-2-1 (1) の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、<u>当分の間、(1) の基準に適合するものとして取扱うことができる。</u></p> <p><u>(3) 8-53-17-2-3 (3) に同じ。</u></p> <p><u>(4) 8-53-17-2-3 (4) に同じ。</u></p> <p><u>(5) 8-53-17-2-3 (5) に同じ。</u></p> <p><u>(6) 8-53-17-2-3 (6) に同じ。</u></p> <p>8-53-17 従前規定の適用④</p> <p>次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 27 条第 30 項及び第 31 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>8-53-17-1 (略)</p> <p>8-53-17-2 性能要件</p> <p>8-53-17-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車 (被牽引自動車を除く。) は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車 (二輪自動車、排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動することがないものを除く。) は、別添 9「近接排気騒音の測定方法 (絶対値規制適用時)」に定める方法により測定した近接排気騒音を dB で表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">自動車の種別</th> <th style="text-align: center;">騒音の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型特殊自動車及び小型特殊自動車</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>小型自動車及び軽自動車 (側車付二輪自動車に限る。)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	自動車の種別	騒音の大きさ	大型特殊自動車及び小型特殊自動車	(略)	(略)	(略)	小型自動車及び軽自動車 (側車付二輪自動車に限る。)	(略)
自動車の種別	騒音の大きさ																
大型特殊自動車	(略)																
(略)	(略)																
側車付二輪自動車	(略)																
自動車の種別	騒音の大きさ																
大型特殊自動車及び小型特殊自動車	(略)																
(略)	(略)																
小型自動車及び軽自動車 (側車付二輪自動車に限る。)	(略)																

新旧対照表
346 / 521

新	旧
<p>② (略)</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>8-53-17-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) 内燃機関を原動機とする自動車に備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①~④ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>② (略)</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>8-53-17-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) 内燃機関を原動機とする自動車に備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①~④ (略)</p> <p>⑤ 消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造（一酸化炭素等発散防止装置と構造上一体となっている消音器であって、当該一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造のものを除く。）でないこと。</p> <p>(2) 次に掲げるものを除き、消音器本体の外部構造及び内部部品が恒久的方法（溶接、リベット等）により結合されていないもの（例：ボルト止め、ナット止め、接着）は、</p> <p>(1) ⑤の規定に適合しないものとする。</p> <p>① 消音器本体に装着されている外部構造部品であって、それらを取外しても騒音防止性能に影響のないもの</p> <p>② 消音器本体に取付けられた排気バルブを動作させるための制御機構装置</p> <p>【参考図】消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造に該当しない例【(1) ⑤、(2) 関係】</p> <p>●は恒久的結合が必要な部位を表す。</p> <p>【例1】(略)</p> <p>【例2】(略)</p> <p>8-53-17-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、二輪自動車を除き、細目告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発しない構造でなければならない。</p> <p>(2) 8-53-17-2-1 (1) ①の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1)の基準に適合するものとして取扱うことができる。</p> <p>(3) 内燃機関を原動機とする自動車（乗車定員が11人以上の自動車、車両総重量が3.5tを超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものでなければならない。</p> <p>(4) 次に掲げる消音器は、(3)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 次のいずれかの表示がある消音器</p> <p>ア 指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器毎に表示した、当該指定自動車等の製作者の商号又は商標。</p> <p>この場合において、部品番号等の表示であっても、当該指定自動車等の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものと</p>

新旧対照表
347 / 521

新	旧
	<p>する。</p> <p>なお、複数の消音器が一つの部品として一体となっている場合には、当該部品として構成されているいずれかの消音器に表示されていけばよい。</p> <p>イ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</p> <p>ウ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示</p> <p>エ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示</p> <p>(7) 一般財団法人日本自動車研究所</p> <p>(イ) 株式会社 JQR</p> <p>(ロ) 公益財団法人日本自動車輸送技術協会</p> <p>(ハ) 一般社団法人 JMCA 登録性能確認機関</p> <p>オ 次に掲げるいずれかの規定に適合する自動車に備える消音器に表示される特別な表示</p> <p>(7) UN R9 (側車付二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</p> <p>(イ) UN R41 (二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</p> <p>(ロ) UN R51 (四輪以上の自動車が発生する騒音に関する規定)</p> <p>(ハ) 欧州連合指令 78/1015/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定)</p> <p>(ニ) 欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定(二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</p> <p>(ホ) 欧州連合指令 70/157/EEC (四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定)</p> <p>カ 次に掲げるいずれかの規定に適合する消音器に表示される特別な表示</p> <p>(7) UN R59 (乗車定員9人以下の乗用車及び車両総重量3.5t以下の貨物車の交換用消音器に関する規定)</p> <p>(イ) UN R92 (二輪自動車及び側車付二輪自動車の交換用消音器に関する規定)</p> <p>(ロ) 欧州連合指令 70/157/EEC (四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音器に関する規定)</p> <p>(ハ) 欧州連合指令 97/24/EEC (二輪自動車が発生する騒音に関する規定(二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。))</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車に現に備えている消音器</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表（写しをもって代えることができる。）の提示により、細目告示別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をdBで表した値が82dB以下であることが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確</p>

新旧対照表
348 / 521

新	旧
<p>8-54 排出ガス等発散防止装置</p> <p>8-54-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>8-55 排気管からの排出ガス発散防止性能</p> <p>8-55-1 性能要件（テスト等による審査）</p> <p>自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、②及び③の基準は、二輪自動車及び側車付二輪自動車には適用しない。（保安基準第31条第2項関係、細目告示第197条第1項関係）</p> <p>[ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制]</p>	<p><u>認するものとする。</u></p> <p><u>(7) 車名及び型式（原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を除く型式）</u></p> <p><u>(4) 原動機の型式</u></p> <p><u>(6) 消音器の個数</u></p> <p><u>(5) 添付資料中の消音器外観写真</u></p> <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車</p> <p>ウ 自動車検査証の備考欄に、「初回検査時確認書面等」との記載がある自動車（騒音試験成績表との記載があるものを除く。）</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p><u>(5) 次に掲げるものは、(3)の基準に影響しない消音器の改造とする。</u></p> <p>① 指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であつて、消音器本体と消音器出口側の排気管との接合部の内径が拡大されていないもの</p> <p>② 消音器出口側の排気管に装着する塵匠部品（騒音を増大等させるためのものを除く。）の取付け又は取外し</p> <p>③ 予めその基準適合性が確認されている消音器（指定自動車等に備えられている消音器を含む。）であつて、排気管部分へのDPF又は触媒の取付け</p> <p><u>(6) 異型式の原動機への換装、消音器（消音器と排気管が分割できる構造のものにあつては排気管を含む。）の改造、取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更を行ったものは、7-53の規定を適用する。</u></p> <p>8-54 排出ガス等発散防止装置</p> <p>8-54-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 法第75条の3第1項の規定によりその型式について指定を受ける一酸化炭素等発散防止装置は、当該装置を備える自動車を8-55から8-57までの基準に適合させるものでなければならない。（保安基準第31条第8項関係）</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>8-55 排気管からの排出ガス発散防止性能</p> <p>8-55-1 性能要件（テスト等による審査）</p> <p>自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、②及び③の基準は、二輪自動車及び側車付二輪自動車には適用しない。（保安基準第31条第2項関係、細目告示第197条第1項関係）</p> <p>[ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制]</p>

新旧対照表
349 / 521

新	旧																				
<p>① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値（暖機状態の自動車の排気管内にプローブ（一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部）を60cm程度挿入して測定したものとする。）</p> <p>ただし、プローブを60cm程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。]及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであること。</p> <p>なお、一酸化炭素又は炭化水素の測定器は、使用開始前に十分暖機し、1日1回校正を行ったうえで使用すること。</p> <p>また、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が付されている場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">自動車の種別</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ウ 4サイクルの原動機を備える軽自動車</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>エ 定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>②～③ (略)</p> <p>8-55-2～8-55-4 (略)</p> <p>8-56 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持</p> <p>8-56-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 7-55の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車については②及び③の規定は適用せず、大型特殊自動車についてはこの項の規定は適用しない。（保安基準第31条第3項関係、細目告示第197条第2項関係）</p> <p>① 原動機の作動中、確実に機能するものであること。</p> <p>なお、次に掲げるもののいずれかに該当するものは、この基準に適合しないものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p>	自動車の種別	(略)	(略)	(略)	ウ 4サイクルの原動機を備える軽自動車	(略)	エ 定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	(略)	(略)	(略)	<p>① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値（暖機状態の自動車の排気管内にプローブ（一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部）を60cm程度挿入して測定したものとする。）</p> <p>ただし、プローブを60cm程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。]及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであること。</p> <p>なお、一酸化炭素又は炭化水素の測定器は、使用開始前に十分暖機し、1日1回校正を行ったうえで使用すること。</p> <p>また、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が付されている場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">自動車の種別</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ウ 4サイクルの原動機を備える軽自動車 <u>（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>エ 定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車 <u>又は小型特殊自動車</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>②～③ (略)</p> <p>8-55-2～8-55-4 (略)</p> <p>8-56 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持</p> <p>8-56-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 7-55の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、<u>軽油を燃料とする車両総重量が3.5t以下の自動車のうち普通自動車及び小型自動車並びに軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）については②の規定は適用せず、</u>二輪自動車及び側車付二輪自動車については②、③及び④の規定は適用せず、大型特殊自動車及び小型特殊自動車についてはこの項の規定は適用しない。（保安基準第31条第3項関係、細目告示第197条第2項関係）</p> <p>① 原動機の作動中、確実に機能するものであること。</p> <p>なお、次に掲げるもののいずれかに該当するものは、この基準に適合しないものとする。</p> <p>ただし、ウからオまでに該当する自動車について、排出ガス試験結果成績表（平</p>	自動車の種別	(略)	(略)	(略)	ウ 4サイクルの原動機を備える軽自動車 <u>（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）</u>	(略)	エ 定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車 <u>又は小型特殊自動車</u>	(略)	(略)	(略)
自動車の種別	(略)																				
(略)	(略)																				
ウ 4サイクルの原動機を備える軽自動車	(略)																				
エ 定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	(略)																				
(略)	(略)																				
自動車の種別	(略)																				
(略)	(略)																				
ウ 4サイクルの原動機を備える軽自動車 <u>（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）</u>	(略)																				
エ 定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車 <u>又は小型特殊自動車</u>	(略)																				
(略)	(略)																				

新旧対照表
350 / 521

新	旧
<p>ア～イ (略) <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p> <p>②～④ (略) <u>(削除)</u></p> <p>(2) (略) 8-56-2～8-56-4 (略)</p> <p>8-57～8-58 (略)</p> <p>8-59 冷房装置の導管等 <u>〔審査事項なし〕</u></p>	<p>成 19 年 4 月 1 日以降に発行されたものにあつては、当該自動車の原動機等の変更部位の写真等を含む。)の原本又はその写しの提示があつた場合であつて、その構造・装置等が、当該排出ガス試験結果成績表に係る試験自動車の構造・装置等と同一であり、かつ、自動車の種別に応じて適用される 7-55 の基準に適合するときは、当該排出ガス発散防止装置は、この基準に適合するものとする。</p> <p>この場合において、「構造・装置等」とは、試験自動車の車名、型式(原動機等の変更により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を付さない型式)、構造・装置及び原動機の変更部位等(6モード法、13モード法、JF05モード法又は WHTC モード法による試験に係る自動車にあつては、構造・装置及び原動機等の変更部位等)をいい、「構造・装置等と同一であり」とは、当該排出ガス試験結果成績表中の自動車諸元欄に記載される項目のうち、「試験時の総走行キロ数」、「試験自動車重量」、「車台番号」、「車両総重量」、「等価慣性重量」(6モード法、13モード法、JF05モード法又は WHTC モード法による試験に係る自動車に限る。)及び「駆動車輪タイヤ空気圧」以外の構造・装置等が同一であることをいう。</p> <p>ア～イ (略) ウ 触媒等が取外されているもの エ 電子制御式燃料供給装置が機械式燃料供給装置に変更されているもの オ 電子式速度抑制装置を装着する際に燃料噴射装置のコントロールユニットを改変したものの(自動車検査証又は登録識別情報等通知書の備考欄に「速度抑制装置付」の記載のあるもの及び装着証明書の提示があるものを除く。)</p> <p>②～④ (略) ⑤ 一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を著しく増加させる原動機制御を行なわないものであること。 なお、⑥の規定に適合する装置を備えた場合は、この基準に適合するものとする。</p> <p>(2) (略) 8-56-2～8-56-4 (略)</p> <p>8-57～8-58 (略)</p> <p>8-59 冷房装置の導管等 8-59-1 性能要件(視認等による審査) 自動車の客室内の冷房を行うための装置の導管及び安全装置は、乗車人員に傷害を与えるおそれの少ないものとして取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 31 条第 6 項関係、細目告示第 197 条第 5 項関係) ① 導管(損傷を受けないように覆いで保護されている部分を除く。)は、客室内に配管されていないこと。 ② 安全装置は、車室内にガスを噴出しないように取付けられたものであること。</p>

新旧対照表
351 / 521

新	旧
<p>8-60 排気管 8-60-1 性能要件(視認等による審査) 自動車の排気管は、発散する排気ガス等により、乗車人員等に傷害を与えるおそれの少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 31 条第 7 項関係、細目告示第 197 条第 6 項関係) <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p> <p>① (略) 8-60-2～8-60-4 (略)</p> <p>8-61 窒素酸化物排出自動車等の特例 <u>〔審査事項なし〕</u></p>	<p>8-60 排気管 8-60-1 性能要件(視認等による審査) 自動車の排気管は、発散する排気ガス等により、乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 31 条第 7 項関係、細目告示第 197 条第 6 項関係) ① 排気管は、発散する排気ガス等により法第 11 条第 1 項の自動車登録番号標又は法第 73 条第 1 項(法第 97 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。)の車両番号標の数字等の表示を妨げる位置に開口していないこと。(細目告示第 197 条第 6 項第 1 号) ② 排気管は、車室内に配管されていないこと。(細目告示第 197 条第 6 項第 2 号) ③ 排気管は、接触、発散する排気ガス等により自動車(当該自動車が牽引する被牽引自動車を含む。)若しくはその積載物品が発火し又は制動装置、電気装置等の装置の機能を阻害するおそれのないものであること。(細目告示第 197 条第 6 項第 3 号関係) ④ (略)</p> <p>8-60-2～8-60-4 (略)</p> <p>8-61 窒素酸化物排出自動車等の特例 8-61-1 性能要件(書面による審査) 自動車 NOx・PM 総量削減法第 12 条第 1 項に規定する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車は、次に掲げる窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものでなければならない。 (イ) 窒素酸化物等排出自動車(別表 6「NOx・PM 法対策地域及び NOx 法特定地域」中の NOx・PM 法の対策地域に掲げる地域に使用の本拠を有する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。))であり、貨物の運送の用に供する自動車及び専ら乗用の用に供する自動車又はこれらを基本とするもので自動車 NOx・PM 総量削減法施行令第 4 条第 6 号に規定する特殊自動車(散水車、広告宣伝用自動車、霊柩車、医療防護車、タンク車、警察車、救急車、消防車、高所作業車等作業用自動車、クレーン車、身体障害者輸送車、ふん尿車、農耕車、清掃車、キャンピング車、コンクリートミキサ車、移動販売車、冷蔵冷凍車、教習車並びにこれらに類する自動車をいう。)のうち、ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする自動車であつて、別表 7「排出ガス規制区分別排出基準の適用」に適合しているものを除いたものは、次のアからエまでに掲げる検査であつて初めて受けるものの際、別表 8「窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準」の車両重量・車両総重量の区分の欄に掲げる自動車に応じ、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物(NOx)及び粒子状物質(PM)の排出量について、排出ガス測定モード欄に掲げる方法により測定した値が、NOx・PM 法の欄に掲げる数値を超えないものでなければ</p>

新旧対照表
352 / 521

新	旧
	<p>ならない。</p> <p>ア 新規検査、予備検査、継続検査、又は構造等変更検査（8-61の規定が当該自動車に適用される日の前日までに交付された有効な限定自動車検査証の提出がある場合にあっては、一酸化炭素等発散防止装置その他明らかに排出ガス量に影響がある部分を整備（整備内容が調整、締付、清掃又は給油を除く。）した場合に限る。）であって、特定期日以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証の交付又は返付を受けた日以降に受けるもの</p> <p>イ 初度登録日が平成14年9月30日以前の窒素酸化物等排出自動車であって、特定期日において有効な自動車検査証の交付を受けてないもの（特定期日以降の日が有効期間の満了日として記入された自動車検査証の交付又は返付を受けたことがあるもの並びに特定期日以降の日が初めて有効期間の満了日として記載された自動車検査証の交付を受けた後、特定期日以前の日に法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）については、特定期日の翌日以降に初めて受ける新規検査、予備検査、継続検査、又は構造等変更検査（8-61の規定が当該自動車に適用される日の前日までに交付された有効な限定自動車検査証の提出がある場合にあっては、一酸化炭素等発散防止装置その他明らかに排出ガス量に影響がある部分を整備（整備内容が調整、締付、清掃又は給油を除く。）した場合に限る。）の際、別表8「窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準」の車両重量・車両総重量の区分の欄に掲げる自動車に応じ、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物及び粒子状物質の排出量について、それぞれ排出ガス測定モード欄に掲げる方法により測定した値が、それに対応するNOx・PM法の欄に掲げる値を超えないものでなければならない。</p> <p>ウ 窒素酸化物等排出自動車であって、平成14年10月1日以降に初度登録を行うものについては、平成14年10月1日以降に初めて受ける新規検査若しくは予備検査（型式指定自動車にあっては法第75条第4項の検査、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車にあっては規則第63条の検査を含む。）、継続検査又は構造等変更検査の際、別表8「窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準」の車両重量・車両総重量の区分の欄に掲げる自動車に応じ、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物及び粒子状物質の排出量について、それぞれ排出ガス測定モード欄に掲げる方法により測定した値が、それに対応するNOx・PM法の欄に掲げる値を超えないものでなければならない。</p> <p>エ アからウまでの規定の適用にあたって、1の自動車について測定方法が2種以上あるものについては、いずれかの方法及びそれに対応する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準を選択することができる。</p> <p>(2) 窒素酸化物特定自動車（別表6「NOx・PM法対策地域及びNOx法特定地域」中のNOx法の特定地域に掲げる地域に使用の本拠を有する窒素酸化物特定自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）であり、貨物の運送の用に供する自動車、専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車及びこれらを基本とするもので自動車NOx・PM総量削減法施行</p>

新旧対照表
353 / 521

新	旧
	<p>令第4条第6号に規定する特種自動車（散水車、広告宣伝用自動車、電瓶車、医療防護車、タンク車、警備車、救急車、消防車、高所作業車等作業用自動車、クレーン車、身体障害者輸送車、ふん尿車、農務車、清掃車、キャンピング車、コンクリートミキサー車、移動販売車、冷蔵冷凍車、教習車並びにこれらに類する自動車をいう。）のうち、ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする自動車であって、別表7「排出ガス規制区分別排出基準の適否」に適合しているものを除く。）（イに掲げるものを除く。）は、次のアからウに掲げる検査であって初めて受けるものの際、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の排出量について、別表8「窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準」の排出ガス測定モード欄に掲げる方法により測定した値が、NOx法の欄に掲げる値を超えないものでなければならない。</p> <p>ア 新規検査、予備検査、継続検査、又は構造等変更検査（8-61の規定が当該自動車に適用される日の前日までに交付された有効な限定自動車検査証の提出がある場合にあっては、一酸化炭素等発散防止装置その他明らかに排出ガス量に影響がある部分を整備（整備内容が調整、締付、清掃又は給油を除く。）した場合に限る。）であって、特定期日以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証の交付又は返付を受けた日以降に受けるもの</p> <p>イ 初度登録日が平成5年11月30日（車両総重量が3.5tを超え5t以下の自動車にあっては平成8年3月31日）以前の窒素酸化物特定自動車であって、特定期日において有効な自動車検査証の交付を受けてないもの（特定期日以降の日が有効期間の満了日として記入された自動車検査証の交付又は返付を受けたことがあるもの並びに特定期日以降の日が初めて有効期間の満了日として記載された自動車検査証の交付を受けた後、特定期日以前の日に法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）については、特定期日の翌日以降に初めて受ける新規検査、予備検査、継続検査、又は構造等変更検査（8-61の規定が当該自動車に適用される日の前日までに交付された有効な限定自動車検査証の提出がある場合にあっては、一酸化炭素等発散防止装置その他明らかに排出ガス量に影響がある部分を整備（整備内容が調整、締付、清掃又は給油を除く。）した場合に限る。）の際、別表8「窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準」の車両重量・車両総重量の区分の欄に掲げる自動車に応じ、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の排出量について、それぞれ排出ガス測定モード欄に掲げる方法により測定した値が、それに対応するNOx法の欄に掲げる値を超えないものでなければならない。</p> <p>ウ ア及びイの適用にあたって、1の自動車について測定方法が2種以上あるものについては、いずれかの方法及びそれに対応する窒素酸化物排出基準を選択することができる。</p> <p>(3) 新規検査又は予備検査（法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車に係るものを除く。）における(1)又は(2)への適合性については、以下の諸元値又は排出ガス値により判定する。</p>

新旧対照表
354 / 521

新	旧
	<p>① 型式指定自動車であって、原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造若しくは等価性重量の標準値の変更が行われていないものについては、完成検査終了証（法第59条第4項又は施行規則第42条第2項の規定により、完成検査終了証に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供され、新規検査申請書又は予備検査申請書にその旨の記載をすることをもって、完成検査終了証の提出に替えるときは、運輸支局等から提示された完成検査終了証に記載すべき事項が記載された書面）に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値又は諸元表等に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値</p> <p>② 一酸化炭素等発散防止装置指定自動車（一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を含む。）であって、原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造若しくは等価性重量の標準値の変更が行われていないものについては、排出ガス検査終了証（施行規則第36条第9項又は第42条第2項の規定により、排出ガス検査終了証に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供され、新規検査申請書又は予備検査申請書にその旨の記載をすることをもって、排出ガス検査終了証の提出に替えるときは、運輸支局等から提示された排出ガス検査終了証に記載すべき事項が記載された書面）等に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値又は諸元表等に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値</p> <p>③ 輸入自動車特別取扱自動車であって、原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造若しくは等価性重量の標準値の変更が行われていないものについては、輸入自動車特別取扱届出済書に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値又は車両諸元表に記載された諸元値</p> <p>④ 型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車（一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を含む。）及び輸入自動車特別取扱自動車以外の自動車については、施行規則第36条第5項及び第6項の規定により提出された書面に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る排出ガス値</p> <p>⑤ 型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車（一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を含む。）又は輸入自動車特別取扱自動車であって、原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造又は等価性重量の標準値の変更が行われたものについては、公的試験機関において実施された試験結果を表す書面若しくは排出ガス試験結果成績表（当該変更前の自動車が（1）の基準に適合していない場合は、当該変更後の自動車が別表8「窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準」の数値を超えないものであることを証する書面として提出された書面）又は自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領（平成19年国土交通省告示第131号）に基づく低減性能向上改造証明書に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る排出ガス値</p> <p>ただし、原動機及び一酸化炭素等発散防止装置をガソリン・液化石油ガス6モード、ガソリン・液化石油ガス13モード、ディーゼル6モード又はディーゼル13モードによる諸元値を持つ原動機及び一酸化炭素等発散防止装置に載せ替えた自動車については、当該原動機及び一酸化炭素等発散防止装置が搭載されてい</p>

新旧対照表
355 / 521

新	旧
	<p>た自動車の窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値で判定することができる。</p> <p>(4) 新規検査又は予備検査（法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車に係るものに限る。）及び継続検査又は構造等変更検査における（1）の基準への適合性の判定については以下による。</p> <p>なお、記載文中「〇年〇月〇日」は窒素酸化物等排出自動車の特定期日、「△年△月△日」は窒素酸化物特定自動車の特定期日を示す。</p> <p>① 自動車検査証等の備考欄に次の記載がある自動車（原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造又は車両総重量の変更（当該変更により別表8「窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準」に規定する車両総重量の区分が変更となるものに限る。）が行われた自動車であって当該検査が変更後初めての検査である自動車を除く。）については、その記載により判定する。</p> <p>ア 「使用車種規制（NOx・PM）適合」</p> <p>イ 「この自動車はNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」</p> <p>ウ 「この自動車は平成〇年〇月〇日以降の有効期間満了日を超えてNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」</p> <p>エ 「この自動車はNOx特定地域内に使用の本拠を置くことができません。また、平成〇年〇月〇日以降の有効期間満了日を超えてNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」</p> <p>オ 「この自動車は平成△年△月△日以降の有効期間満了日を超えてNOx特定地域内に使用の本拠を置くことができません。また、平成〇年〇月〇日以降の有効期間満了日を超えてNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」</p> <p>② 原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造が行われた自動車であって当該検査が変更後初めての検査であるものについては、検査を行う自動車が別表8「窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準」の数値を超えないものであることを証する書面を求め、これに記載された排出ガス値により判定する。（（5）⑥から⑧までの自動車を除く。）</p> <p>ただし、諸元値を持つ原動機及び一酸化炭素等発散防止装置に載せ替えた自動車については、当該原動機及び一酸化炭素等発散防止装置が搭載されていた自動車の窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値で判定することができる。</p> <p>なお、原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造が行われた自動車であって平成14年9月30日以前に変更に係る検査を受けているものについての別表8「窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準」における窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車においては窒素酸化物及び粒子状物質）の基準への適合性は、同基準に適合することを証する書面の提出があったものについては当該書面に記載された排出ガス値、別途送付する排出ガス試験結果一覧により排出ガス値が特定できるものについては当該一覧に記載された排出ガス値、原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造後の排出ガス値が特定できるものについては、その排出ガス値、その他のものについては原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造が行われる前の当該自動車の諸元</p>

新旧対照表
356 / 521

新	旧
	<p>値（(3) ①から③までに規定する諸元値をいう。）により判定するものとする。</p> <p>③ 車内総重量の変更（当該変更により別表 8「窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準」に規定する車内総重量の区分が変更となるものに限る。）が行われた自動車であって当該検査が変更後初めての検査であるもの及び自動車検査証等の備考欄に指定自動車であって保安基準第 31 条の 2 に係る適合性等について記載のないもの並びに次の記載があるものについては、諸元表等に記載された当該自動車の窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値により判定する。</p> <p>ア 「この自動車は NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」</p> <p>イ 「この自動車は平成〇年〇月〇日以降の有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」</p> <p>ウ 「この自動車は NOx 特定地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。また、平成〇年〇月〇日以降の有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」</p> <p>エ 「この自動車は平成△年△月△日以降の有効期間満了日を超えて NOx 特定地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。また、平成〇年〇月〇日以降の有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」</p> <p>(5) 別表 7「排出ガス規制区分別排出基準の適用」に掲げる自動車であって適合しないものとなっているものうち次に掲げる自動車は (1) の基準に適合しているものとする。</p> <p>① 型式指定自動車（⑤に規定する自動車を除く。）であって、諸元表等に記載された窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車においては窒素酸化物及び粒子状物質）に係る諸元値が、別表 8「窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準」の平均排出ガス基準の欄に掲げる値以下であるもの。</p> <p>② 一酸化炭素等発散防止装置指定自動車（一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を含む。）（⑤に規定する自動車を除く。）であって、諸元表等に記載された窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車においては窒素酸化物及び粒子状物質）に係る諸元値が、別表 8「窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準」の平均排出ガス基準の欄に掲げる値以下であるもの。</p> <p>③ 輸入自動車特別取扱自動車（⑤に規定する自動車を除く。）であって、諸元表等に記載された窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車においては窒素酸化物及び粒子状物質）に係る諸元値が別表 8「窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準」の第 31 条の 2 告示の基準の欄に掲げる値以下であるもの。</p> <p>④ 型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車（一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を含む。）及び輸入自動車特別取扱自動車以外の自動車であって、(3) ④の規定により提出された書面に記載された窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車においては窒素酸化物及び粒子状物質）に係る排出ガス値が別表 8「窒</p>

新旧対照表
357 / 521

新	旧
	<p>窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準」の第 31 条の 2 告示の基準の欄に掲げる値以下であるもの。</p> <p>⑤ 原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造が行われた自動車又は等価性重量の標準値の変更が行われた自動車（新規検査又は予備検査（法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車に係るものを除く。）において判定する場合に限る。）であって、当該自動車の窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車においては窒素酸化物及び粒子状物質）に係る排出ガス値が別表 8「窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準」の第 31 条の 2 告示の基準の欄に掲げる値以下であるもの。</p> <p>⑥ 型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車（一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を含む。）又は輸入自動車特別取扱自動車（原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造が行われたものを除く。）であって、諸元表等に記載された窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車においては窒素酸化物及び粒子状物質）に係る諸元値が別表 8「窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準」の平均排出ガス基準の欄に掲げる値（輸入自動車特別取扱自動車においては第 31 条の 2 告示の基準の欄に掲げる値）を超えているもの（諸元値を持たないものを含む。）に低減装置評価実施要領の規定に基づき窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車においては窒素酸化物及び粒子状物質）を低減する優良低減装置として評価・公表された装置を、当該実施要領に基づき装着したものを、</p> <p>⑦ 型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車（一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を含む。）又は輸入自動車特別取扱自動車（原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造が行われたものを除く。また、軽油を燃料とする自動車に限る。）であって、諸元表等に記載された窒素酸化物に係る諸元値が別表 8「窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準」の平均排出ガス基準の欄に掲げる値（輸入自動車特別取扱自動車においては第 31 条の 2 告示の基準の欄に掲げる値）を超えるもの（諸元値を持たないものを含む。）に低減装置評価実施要領の規定に基づき粒子状物質を低減する優良低減装置として評価・公表された装置（第 2 種粒子状物質低減装置を除く。）を、当該実施要領に基づき装着したものを、</p> <p>⑧ 型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車（一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を含む。）又は輸入自動車特別取扱自動車（原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造が行われたものを除く。また、軽油を燃料とする自動車に限る。）であって、諸元表等に記載された粒子状物質に係る諸元値が別表 8「窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準」の平均排出ガス基準の欄に掲げる値（輸入自動車特別取扱自動車においては第 31 条の 2 告示の基準の欄に掲げる値）以下であり、かつ、窒素酸化物に係る諸元値</p>

新旧対照表
358 / 521

新	旧
	<p>が別表 8「窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準」の平均排出ガス基準の欄に掲げる値（輸入自動車特別取扱自動車にあっては第 31 条の 2 告示の基準の欄に掲げる値）を超えるものに低減装置評価実施要領の規定に基づき窒素酸化物を低減する優良低減装置として評価・公表された装置を、当該実施要領に基づき装着したもの。</p> <p>⑨ 型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車（一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を含む。）又は輸入自動車特別取扱自動車であって、諸元表等に記載された窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車にあっては窒素酸化物又は粒子状物質）に係る諸元値が別表 8「窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準」の平均排出ガス基準の欄に掲げる値を超えるもの（諸元値がないものを除く。）に低減改造認定実施要領の規定に基づき窒素酸化物（軽油を燃料とする自動車にあっては窒素酸化物及び粒子状物質）を低減する優良低減改造として認定・公表された改造を当該実施要領に基づき行い、第 4 号様式の「優良低減改造証明書」の提示のあるもの。</p> <p>⑩ 新規検査又は予備検査（法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車に係るものを除く。）及び特定期日において、車両総重量が 2.5t を超える自動車のうち、指定自動車等以外のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。）</p> <p>(6) 次に掲げる自動車は (2) の基準に適合していないものとする。</p> <p>① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車（昭和 48 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって車両総重量 2.5t 以下のもの及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車並びに軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）のうち、昭和 50 年 11 月 30 日（2 サイクルの原動機を有する軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車に限る。）及び輸入自動車にあっては昭和 51 年 3 月 31 日）以前に製作されたもの。</p> <p>ただし、昭和 50 年 4 月 1 日以降指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定車を除く。</p> <p>③ 軽油を燃料とする自動車であって昭和 50 年 3 月 31 日以前に製作された自動車。ただし、昭和 49 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。</p> <p>(7) 軽油を燃料とする自動車であって、次に掲げるものは (1) に掲げる粒子状物質の排出基準に適合しないものとする。</p> <p>① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車であって平成 7 年 8 月 31 日（輸入自動車にあっては平成 8 年 3 月 31 日）以前に製作されたもの（平成 6 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）</p> <p>② 車両総重量 2.5t 以下の自動車であって (①) に係るものを除く。）平成 6 年 8 月 31 日（輸入自動車にあっては平成 7 年 3 月 31 日）以前に製作されたもの（平成</p>

新旧対照表
359 / 521

新	旧
	<p>5 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）</p> <p>③ 車両総重量 2.5t を超える自動車であって (①) に係るものを除く。）平成 7 年 8 月 31 日（輸入自動車にあっては平成 8 年 3 月 31 日）以前に製作されたもの（平成 6 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車を除く。）</p> <p>(8) 新規検査、予備検査又は構造等変更検査において (1) の基準に適合するものであることを証する書面の提出があった自動車についての (1) の基準への適合性の判定は、(3)、(4)、(6) 及び (7) の規定にかかわらず、当該書面により判定する。</p> <p>(9) (3)、(4) 及び (8) の規定により提出された書面により判定する場合は、保安基準第 31 条第 1 項の規定に基づき、一酸化炭素及び炭化水素に係る排出ガス値が、7-54 の規定若しくは 7-55 の表に該当する規定に適合するものであること。</p> <p>(10) 法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車であって、一時抹消登録後 5 年が経過した自動車の (1) における初度登録の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>① 初度登録年月日が不明のものは、当該自動車の新規検査の申請があった日から 5 年前の日とする。</p> <p>ただし、5 年前の日が平成 5 年 12 月 1 日（車両総重量が 3.5t を超え 5t 以下の自動車にあっては平成 8 年 4 月 1 日）以降のものにあっては平成 5 年 11 月 30 日（車両総重量が 3.5t を超え 5t 以下の自動車にあっては平成 8 年 3 月 31 日）とする。</p> <p>② 初度登録年が判明する自動車にあっては、当該自動車の初度登録年の末日とする。</p> <p>③ 初度登録年月が判明する自動車にあっては、当該自動車の初度登録年月の末日とする。</p> <p>(11) 平成 14 年 10 月 15 日以降に構造等変更検査を受け、自動車検査証の記載事項の変更を行う場合における特定期日については、当該変更が平成 14 年 10 月 1 日以降に行われたものとみなし、当該変更が行われる前の自動車の種別、用途、定員及び車両総重量によるものとする。</p> <p>ただし、法第 67 条第 1 項ただし書の事由により、平成 14 年 10 月 15 日以降に構造等変更検査を受け自動車検査証の記載事項の変更を行う場合であって、当該変更が平成 14 年 9 月 30 日以前に行われたことを証する書面の提出があった場合における特定期日については、この規定にかかわらず、当該変更が平成 14 年 9 月 30 日以前に行われたものとして、当該変更が行われた後の自動車の種別、用途、定員及び車両総重量によるものとする。</p> <p>(12) 自動車 NOx・PM 総量削減法第 13 条第 1 項の指定自動車を出張登録検査用端末設備が設置されていない出張検査場で検査を実施する場合には、事前に再出力された当該自動車の自動車検査証の備考欄の記載により検査を行う。</p> <p>また、この方法によらない場合には、当該自動車の諸元値等により (1) の基準への適合性について判定を行う。</p> <p>(13) (1) の基準に適合していない自動車を同基準に適合させるため原動機又は一酸化炭</p>

新旧対照表
360 / 521

新	旧																	
	<p>素等発散防止装置の交換及び改造を行った自動車等については、(4)②等によるほか、以下により取扱う。</p> <p>① (4)②及び(8)に規定する「基準に適合するものであることを証する書面」とは次の書面をいう。</p> <p>ア 検査を受ける自動車については、公的試験機関において発行された自動車排出ガス試験結果証明書</p> <p>イ 原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造にかかる概要説明書及びその図面(1)の基準に適合していない自動車を同基準に適合させるため原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造を行った自動車に限る。)をいう。</p> <p>② ①アの「自動車排出ガス試験結果証明書」とは、様式 13 による証明書並びに当該証明書に係る自動車の原動機及び原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造にかかる部位の写真(1)の基準に適合していない自動車を同基準に適合させるため原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造を行った自動車に限る。)をいう。</p> <p>③ ①の書面により、検査等を受ける自動車については、次により取扱う。</p> <p>ア 原動機及び原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造にかかる部位が、排出ガス試験時と同一であることを確認する。</p> <p>イ (1) (軽油を燃料とする自動車にあっては窒素酸化物及び粒子状物質)の基準に適合しているものと認められるものにあつては「NOx・PM 適合」、(2)に適合し、(1)に適合していないものにあつては「NOx・PM 不適合」と 5-3-15(4)の規定に基づき検査表 2 の備考欄に記載する。</p> <p>④ 次表の車種欄に掲げる(ディーゼル 6 モード規制車)であつて、同表の排出ガス規制年欄に掲げる排出ガス規制が適用されるものについて、測定モード欄に掲げる測定法により排出ガス試験を実施した場合における(9)の規定中の一酸化炭素及び炭化水素の基準値の適用にあつては、同表の排出ガス規制年欄に並び、それぞれ基準値欄に示す値以下であること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種</th> <th rowspan="2">排出ガス規制年</th> <th rowspan="2">測定モード</th> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th>一酸化炭素(CO)</th> <th>炭化水素(HC)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のもの及び車両総重量が 1.7t 以下のもの</td> <td>昭和 49 年度規制 ～昭和 58 年規制</td> <td>10 モード 又は 10・15 モード</td> <td>3.70g/km</td> <td>1.08g/km</td> </tr> <tr> <td>軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車</td> <td>昭和 49 年度規制</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	車種	排出ガス規制年	測定モード	基準値		一酸化炭素(CO)	炭化水素(HC)	軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のもの及び車両総重量が 1.7t 以下のもの	昭和 49 年度規制 ～昭和 58 年規制	10 モード 又は 10・15 モード	3.70g/km	1.08g/km	軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車	昭和 49 年度規制			
車種	排出ガス規制年				測定モード	基準値												
		一酸化炭素(CO)	炭化水素(HC)															
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のもの及び車両総重量が 1.7t 以下のもの	昭和 49 年度規制 ～昭和 58 年規制	10 モード 又は 10・15 モード	3.70g/km	1.08g/km														
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車	昭和 49 年度規制																	

新旧対照表
361 / 521

新	旧																										
	<p>であつて車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のものを除く。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種</th> <th rowspan="2">排出ガス規制年</th> <th rowspan="2">測定モード</th> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th>一酸化炭素(CO)</th> <th>炭化水素(HC)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて車両総重量が 2.5t を超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のものを除く。)</td> <td>昭和 49 年度規制 ～平成 2 年規制</td> <td>ディーゼル 13 モード</td> <td>9.20g/kWh</td> <td>3.80g/kWh</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑤ 次表の車種の欄に掲げる自動車であつて、同表の排出ガス規制年欄に掲げる排出ガス規制が適用されるものについて、車両構造特性等の理由により 6 モード法又は 13 モード法による排出ガス試験が行えず、やむを得ず 10 モード法又は 10・15 モード法による排出ガス試験を実施した場合における(9)の規定中の一酸化炭素及び炭化水素の基準値の適用にあつては、同表の排出ガス規制年欄に並び、それぞれ同表の基準値欄に示す値以下であること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種</th> <th rowspan="2">排出ガス規制年</th> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th>一酸化炭素(CO)</th> <th>炭化水素(HC)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて車両総重量が 2.5t を超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のものを除く。)</td> <td>昭和 49 年度規制 ～平成 10 年規制</td> <td>3.70g/km</td> <td>1.08g/km</td> </tr> <tr> <td>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて車両総重量が 2.5t を超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のものを除く。)</td> <td>昭和 48 年度規制 ～平成 4 年規制</td> <td>43.9g/km (液化石油ガスを燃料とする自動車にあつては、 27.6g/km)</td> <td>3.05g/km (液化石油ガスを燃料とする自動車にあつては、 2.20g/km)</td> </tr> </tbody> </table> <p>8-61-2 窒素酸化物等減少装置の機能の維持</p> <p>(1) 8-61-1 の基準に適合させるために自動車に備える窒素酸化物又は粒子状物質を減少させる装置は、原動機の作動中、確実に機能するものでなければならない。(NOx・PM 特例告示第 7 条関係)</p> <p>(2) 8-61-1 (5) ⑥から⑩までによる措置を講じたことにより自動車検査証等の備考欄に</p>	車種	排出ガス規制年	測定モード	基準値		一酸化炭素(CO)	炭化水素(HC)	軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて車両総重量が 2.5t を超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のものを除く。)	昭和 49 年度規制 ～平成 2 年規制	ディーゼル 13 モード	9.20g/kWh	3.80g/kWh	車種	排出ガス規制年	基準値		一酸化炭素(CO)	炭化水素(HC)	軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて車両総重量が 2.5t を超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のものを除く。)	昭和 49 年度規制 ～平成 10 年規制	3.70g/km	1.08g/km	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて車両総重量が 2.5t を超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のものを除く。)	昭和 48 年度規制 ～平成 4 年規制	43.9g/km (液化石油ガスを燃料とする自動車にあつては、 27.6g/km)	3.05g/km (液化石油ガスを燃料とする自動車にあつては、 2.20g/km)
車種	排出ガス規制年				測定モード	基準値																					
		一酸化炭素(CO)	炭化水素(HC)																								
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて車両総重量が 2.5t を超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のものを除く。)	昭和 49 年度規制 ～平成 2 年規制	ディーゼル 13 モード	9.20g/kWh	3.80g/kWh																							
車種	排出ガス規制年	基準値																									
		一酸化炭素(CO)	炭化水素(HC)																								
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて車両総重量が 2.5t を超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のものを除く。)	昭和 49 年度規制 ～平成 10 年規制	3.70g/km	1.08g/km																								
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて車両総重量が 2.5t を超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のものを除く。)	昭和 48 年度規制 ～平成 4 年規制	43.9g/km (液化石油ガスを燃料とする自動車にあつては、 27.6g/km)	3.05g/km (液化石油ガスを燃料とする自動車にあつては、 2.20g/km)																								

新旧対照表
362 / 521

新	旧
<p>8-62 走行用前照灯 8-62-1 装備要件 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。ただし、配光可変型前照灯であって、灯光の色、明るさ等が UN R123-01-S8 の 6.3.及び 7.に適合するものを備える自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 198 条第 1 項関係）</p> <p>8-62-2 性能要件等 8-62-2-1 テスタ等による審査 走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 32 条第 2 項関係）</p> <p>① 走行用前照灯（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯を除く。）は、その全てを照射したときに、夜間にその前方 100m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であって地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、50m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。</p> <p>この場合において、二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であって地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、前照灯試験機（走行用）を用いてアの計測の条件により計測（前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測）し、イの計測値の判定に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。（細目告示第 198 条第 2 項第 1 号）</p> <p>ア（略） イ 計測値の判定 (7)（略） (f) 除雪、土木作業、その他特別な用途に使用される自動車であって地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車（最高速度 25km/h 未満のものを除く。）に備える走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行用ビーム）は、その最高光度点が、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より 100mm 上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 10 分の 3 下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度が、1 灯につき 10,000cd 以上であること。</p> <p>②（略）</p>	<p>8-61-1 (4) ①アの記載がある自動車は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、当該対策がそれぞれの要領に基づくものでなければならない。</p> <p>8-62 走行用前照灯 8-62-1 装備要件 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。ただし、配光可変型前照灯であって、灯光の色、明るさ等が UN R123-01-S6 の 6.3.及び 7.に適合するものを備える自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 32 条第 1 項関係、細目告示第 198 条第 1 項関係）</p> <p>8-62-2 性能要件等 8-62-2-1 テスタ等による審査 走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 32 条第 2 項関係）</p> <p>① 走行用前照灯（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯を除く。）は、その全てを照射したときに、夜間にその前方 100m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であって地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、50m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。</p> <p>この場合において、二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であって地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、前照灯試験機（走行用）を用いてアの計測の条件により計測（前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測）し、イの計測値の判定に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。（細目告示第 198 条第 2 項第 1 号）</p> <p>ア（略） イ 計測値の判定 (7)（略） (f) 除雪、土木作業、その他特別な用途に使用される自動車であって地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車（最高速度 25km/h 未満のものを除く。）に備える走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行用ビーム）は、その最高光度点が、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より 100mm 上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの 10 分の 3 下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度が、1 灯につき 10,000cd 以上であること。</p> <p>②（略）</p>

新旧対照表
363 / 521

新	旧
<p>③ 走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。ただし、曲線道路用配光可変型走行用前照灯にあっては、その照射光線は、直進姿勢において自動車の進行方向を正射するものであればよい。</p> <p>この場合において、二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であって地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあっては、前照灯試験機（走行用）を用いて①アの各号により自動車を計測したとき（前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測したとき）に、走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行用ビーム）の最高光度点が、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ 270mm の鉛直面の範囲内にあるものは、この基準に適合するものとする。（細目告示第 198 条第 3 項第 4 号関係）</p> <p>（参考図）（略）</p> <p>8-62-2-2 視認等による審査 走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 32 条第 2 項関係）</p> <p>①～④（略）</p> <p>⑤ 走行用前照灯の機能を損なう損傷等のないものに限り、曲線道路用配光可変型走行用前照灯として使用してもよい。（細目告示第 198 条第 2 項第 6 号）</p> <p>（削除） （削除） （削除）</p> <p>8-62-3 取付要件（視認等による審査） (1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が 10,000cd 未満のものにあっては①、最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が 10,000cd 以上のものには①、④から⑥まで及び 8-62-2-1(3)）に適合するように取付けなければならない。（保安基準第 32 条第 3 項関係、細目告示第 198 条第 3 項関係）</p> <p>この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 198 条第 3 項関係）</p>	<p>③ 走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。ただし、曲線道路用配光可変型走行用前照灯にあっては、その照射光線は、直進姿勢において自動車の進行方向を正射するものであればよい。</p> <p>この場合において、二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であって地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、前照灯試験機（走行用）を用いて①アの各号により自動車を計測したとき（前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測したとき）に、走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行用ビーム）の最高光度点が、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ 270mm の鉛直面の範囲内にあるものは、この基準に適合するものとする。（細目告示第 198 条第 3 項第 4 号関係）</p> <p>（参考図）（略）</p> <p>8-62-2-2 視認等による審査 走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 32 条第 2 項関係）</p> <p>①～④（略）</p> <p>⑤ 次に掲げる走行用前照灯であってその機能を損なう損傷等のないものに限り、曲線道路用配光可変型走行用前照灯として使用してもよい。（細目告示第 198 条第 2 項第 6 号）</p> <p>ア 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた曲線道路用配光可変型走行用前照灯 イ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている曲線道路用配光可変型走行用前照灯又はこれに準ずる性能を有する曲線道路用配光可変型走行用前照灯 ウ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた曲線道路用配光可変型走行用前照灯又はこれに準ずる性能を有する曲線道路用配光可変型走行用前照灯</p> <p>8-62-3 取付要件（視認等による審査） (1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が 10,000cd 未満のものにあっては①、最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が 10,000cd 以上のものには①、④から⑥まで及び 8-62-2-1(3)）に適合するように取付けなければならない。（保安基準第 32 条第 3 項関係、細目告示第 198 条第 3 項関係）</p> <p>この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 198 条第 3 項関係）</p>

新旧対照表
364 / 521

新	旧
<p>① 走行用前照灯の数は、2個又は4個であること。 ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては1個又は2個、幅0.8m以下の自動車（二輪自動車を除く。）及び最高速度20km/h未満の自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）にあっては1個、2個又は4個であること。</p> <p>この場合において、被牽引自動車、最高速度20km/h未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であって地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車にあっては、車両の左右各側において1個を曲線道路用配光可変型走行用前照灯として使用してもよい。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 走行用前照灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。 ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>④～⑩ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 走行用前照灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第198条第4項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-62-4 (略)</p>	<p>① 走行用前照灯の数は、2個又は4個であること。 ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、1個又は2個、<u>カタピラ及びそりを有する軽自動車</u>、幅0.8m以下の自動車（二輪自動車を除く。）並びに最高速度20km/h未満の自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）にあっては、1個、2個又は4個であること。 この場合において、①被牽引自動車、②最高速度20km/h未満の自動車、③除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であって地方運輸局長の指定するもの、④最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、⑤二輪自動車、⑥側車付二輪自動車、⑦<u>農耕作業用小型特殊自動車並びに⑧カタピラ及びそりを有する軽自動車</u>以外の自動車にあっては、車両の左右各側において1個を曲線道路用配光可変型走行用前照灯として使用してもよい。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 走行用前照灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。 ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>、二輪自動車、側車付二輪自動車並びに<u>カタピラ及びそりを有する軽自動車</u>にあっては、この限りでない。</p> <p>④～⑩ (略)</p> <p>⑪ <u>走行用前照灯は、その作動状態及び不動作状態に係る制御を自動で行う場合には、次に掲げる要件に適合しなければならない。</u> <u>ア 周囲の光の状態及び対向車又は先行車から発せられる灯光又は反射光に反応すること。</u> <u>この場合において、対向車とは対向する自動車、原動機付自転車及び自転車を、先行車とは先行する自動車及び原動機付自転車とする。</u> <u>イ 当該制御を手動により行うことができ、かつ、手動により解除できること。</u> <u>ウ 当該制御を自動で行う状態であることを運転者席の運転者に表示する装置を備えること。</u></p> <p>(2) 次に掲げる走行用前照灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第198条第4項関係)</p> <p>① <u>指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた走行用前照灯</u></p> <p>② <u>法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている走行用前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている走行用前照灯又はこれに準ずる性能を有する走行用前照灯</u></p> <p>③ <u>法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の型式の指定を受けた自動車に備える走行用前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた走行用前照灯又はこれに準ずる性能を有する走行用前照灯</u></p> <p>8-62-4 (略)</p>

新旧対照表
365 / 521

新	旧
<p>8-63 すれ違い用前照灯</p> <p>8-63-1 装備要件</p> <p>自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、すれ違い用前照灯を備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第32条第4項関係、細目告示第198条第5項関係)</p> <p>① 配光可変型前照灯であって、灯光の色、明るさ等がUN R123-01-S8に適合するものを備える自動車</p> <p>② (略)</p> <p>8-63-2 性能要件</p> <p>8-63-2-1 テスタ等による審査</p> <p>すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、①アにより計測することが困難な自動車であって、8-62-2-1①後段及び③後段の計測の条件で計測し、それぞれの判定の基準に適合した自動車にあっては、視認等その他適切な方法により審査することができる。(保安基準第32条第5項関係、細目告示第198条第6項関係)</p> <p>① すれ違い用前照灯（その光度が10,000cd以上である走行用前照灯を備える最高速度20km/h未満の自動車に備えるものを除く。）は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方40m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であって地方運輸局長の指定するもの及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車に備えるもの）にあっては、15mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。</p> <p>この場合において、二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であって地方運輸局長の指定するもの及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車以外の自動車にあっては、前照灯試験機（すれ違い用）を用いてア（7）により計測し、イ（7）に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。 また、前照灯試験機（すれ違い用）による計測を行うことができない場合にあっては、前照灯試験機（走行用）、スクリーン、壁等を用いてア（4）により計測し、イ（4）に掲げる基準に適合するものは、当分の間、この基準に適合するものとする。(細目告示第198条第6項第1号関係)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>8-63-2-2 視認等による審査</p> <p>すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第32条第5項、細目告示第198条第6項関係)</p>	<p>8-63 すれ違い用前照灯</p> <p>8-63-1 装備要件</p> <p>自動車（被牽引自動車を除く。）の前面には、すれ違い用前照灯を備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第32条第4項関係、細目告示第198条第5項関係)</p> <p>① 配光可変型前照灯であって、灯光の色、明るさ等がUN R123-01-S6に適合するものを備える自動車</p> <p>② (略)</p> <p>8-63-2 性能要件</p> <p>8-63-2-1 テスタ等による審査</p> <p>すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、①アにより計測することが困難な自動車であって、8-62-2-1①後段及び③後段の計測の条件で計測し、それぞれの判定の基準に適合した自動車にあっては、視認等その他適切な方法により審査することができる。(保安基準第32条第5項関係、細目告示第198条第6項関係)</p> <p>① すれ違い用前照灯（その光度が10,000cd以上である走行用前照灯を備える最高速度20km/h未満の自動車に備えるものを除く。）は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方40m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であって地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>に備えるもの）にあっては、15mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。</p> <p>この場合において、二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であって地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び<u>農耕作業用小型特殊自動車</u>以外の自動車にあっては、前照灯試験機（すれ違い用）を用いてア（7）により計測し、イ（7）に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。 また、前照灯試験機（すれ違い用）による計測を行うことができない場合にあっては、前照灯試験機（走行用）、スクリーン、壁等を用いてア（4）により計測し、イ（4）に掲げる基準に適合するものは、当分の間、この基準に適合するものとする。(細目告示第198条第6項第1号関係)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>8-63-2-2 視認等による審査</p> <p>すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第32条第5項、細目告示第198条第6項関係)</p>

新旧対照表
366 / 521

新	旧
<p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ すれ違い用前照灯の機能を損なう損傷等のないものに限り、曲線道路用配光可変型すれ違い用前照灯として使用してもよい。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 次に掲げるすれ違い用前照灯であつてその機能を損なう損傷等のないものに限り、曲線道路用配光可変型すれ違い用前照灯として使用してもよい。</p> <p>ア 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた曲線道路用配光可変型すれ違い用前照灯</p> <p>イ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている曲線道路用配光可変型すれ違い用前照灯又はこれに準ずる性能を有する曲線道路用配光可変型すれ違い用前照灯</p> <p>ウ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた曲線道路用配光可変型すれ違い用前照灯又はこれに準ずる性能を有する曲線道路用配光可変型すれ違い用前照灯</p>
<p>8-63-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けなければならない。(保安基準第32条第6項関係)</p> <p>この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第198条第7項関係)</p> <p>① すれ違い用前照灯の数は、2個であること。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び幅0.8m以下の自動車にあっては、1個又は2個であること。</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の下縁の高さが地上500mm以上(大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上500mm以上に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最高の高さ)となるように取付けられていること。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>8-63-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けなければならない。(保安基準第32条第6項関係)</p> <p>この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第198条第7項関係)</p> <p>① すれ違い用前照灯の数は、2個であること。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、最高速度20km/h未満の自動車並びに幅0.8m以下の自動車にあっては、1個又は2個であること。</p> <p>② 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車以外の自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の上縁の高さが地上1,200mm以下(大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車(最高速度20km/h未満の自動車にあっては、小型特殊自動車)及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上1,200mm以下に取付けることができる最低の高さ)、下縁の高さが地上500mm以上(大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車(最高速度20km/h未満の自動車にあっては、小型特殊自動車)及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上500mm以上に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最高の高さ)となるように取付けられていること。</p> <p>③ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の中心が地上1,200mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>④ すれ違い用前照灯は、その照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内(大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備えるすれ違い用前照灯</p>

新旧対照表
367 / 521

新	旧
<p>③～⑥ (略)</p> <p>⑦ すれ違い用前照灯は、点滅するものでないこと。</p> <p>ただし、⑥ただし書の場合にあっては、この限りでない。</p> <p>⑧～⑪ (略)</p> <p>(2) すれ違い用前照灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第198条第8項関係)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>8-63-4 (略)</p> <p>8-64 配光可変型前照灯</p> <p>8-64-1 装備要件</p> <p>自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の前面には、配光可変型前照灯を備えることができる。(保安基準第32条第7項関係)</p> <p>8-64-2 (略)</p> <p>8-64-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けなければならない。(保安基準第32条第9項関係、細目告示第198条第10項関係)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 自動車の車両中心線を含む鉛直面を挟んで左右対称に配置された2つのすれ違い用ビームを発する灯火ユニットは、すれ違い状態の配光形態において、少なくとも1組がその見かけの表面の下縁の位置が地上から500mm以上となるように取付けられていること。</p> <p>(削除)</p>	<p>でその自動車の構造上自動車の最外側から400mm以内に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最外側の位置)となるように取付けられていること。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、最高速度20km/h未満の自動車並びに幅0.8m以下の自動車に備えるすれ違い用前照灯にあっては、この限りでない。</p> <p>⑤～⑧ (略)</p> <p>⑨ すれ違い用前照灯は、点滅するものでないこと。</p> <p>ただし、⑧ただし書の場合にあっては、この限りでない。</p> <p>⑩～⑬ (略)</p> <p>(2) 次に掲げるすれ違い用前照灯であつてその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第198条第8項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたすれ違い用前照灯</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているすれ違い用前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているすれ違い用前照灯又はこれに準ずる性能を有するすれ違い用前照灯</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備えるすれ違い用前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたすれ違い用前照灯又はこれに準ずる性能を有するすれ違い用前照灯</p> <p>8-63-4 (略)</p> <p>8-64 配光可変型前照灯</p> <p>8-64-1 装備要件</p> <p>自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)の前面には、配光可変型前照灯を備えることができる。(保安基準第32条第7項関係)</p> <p>8-64-2 (略)</p> <p>8-64-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けなければならない。(保安基準第32条第9項関係、細目告示第198条第10項関係)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 自動車の車両中心線を含む鉛直面を挟んで左右対称に配置された2つのすれ違い用ビームを発する灯火ユニットは、すれ違い状態の配光形態において、少なくとも1組がその見かけの表面の上縁の位置が地上から1,200mm以下であり、かつ、下縁の位置が地上から500mm以上となるように取付けられていること。</p> <p>⑦ 配光可変型前照灯に補助灯火ユニットを備える場合には、補助灯火ユニット</p>

新旧対照表
368 / 521

新	旧
<p>⑦ 補助灯火ユニットは、いずれも、地上から 250mm 以上（図中の F による。）の位置に配置されていること。 <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>⑧ (略) ⑨ 配光可変型前照灯の全ての灯火ユニットは点滅するものでないこと。ただし、⑩ただし書に該当する場合は、この限りでない。 ⑩～⑬ (略) <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 配光可変型前照灯の機能を損う損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 198 条第 11 項関係) <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>は、その位置に最も近い位置にある灯火ユニットから水平方向に 140mm 以下（図中の E による。）及び鉛直方向に 400mm 以下（図中の D による。）の位置に配置されていること。 この場合において、2 つの補助灯火ユニットを自動車の車両中心線を含む鉛直面を挟んで対称に配置したときは、当該灯火ユニットから水平方向に 200mm 以下（図中の C による。）の位置にあればよいものとする。</p> <p>⑧ ⑦に規定する補助灯火ユニットは、いずれも、地上から 250mm 以上（図中の F による。）、1,200mm 以下（図中の G による。）の位置に配置されていること。</p> <p>⑨ すれ違い状態の配光形態において、すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの見かけの表面の外縁は、車両の最外側から車両中心線側に 400mm 以下（図中の A による。）の位置にあること。</p> <p>⑩ 灯火ユニットの基準軸の方向の見かけの表面の内側の距離は、600mm 以上（図中の B による。）であること。 また、全高が 1.3m 未満である場合にあっては、400mm 以上であること。 ただし、専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員が 10 人未満であるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t 未満であるもの並びにこれらの形状に類するものにあってはこの限りではない。</p> <p>⑪ (略) ⑫ 配光可変型前照灯の全ての灯火ユニットは点滅するものでないこと。ただし、⑬ただし書に該当する場合は、この限りでない。 ⑭～⑰ (略) ⑱ 配光可変型前照灯は、その作動状態及び不動作状態に係る制御を自動で行う場合には、次に掲げる要件に適合しなければならない。 ア 周囲の光の状態及び対向車又は先行車から発せられる灯光又は反射光に反応すること。 この場合において、対向車とは対向する自動車、原動機付自転車及び自転車、先行車とは先行する自動車及び原動機付自転車とする。 イ 当該制御を手動により行うことができ、かつ、手動により解除できること。 ウ 当該制御を自動で行う状態であることを運転者席の運転者に表示する装置を備えること。 <u>(図) 配光可変型前照灯の取付要件</u> (略)</p> <p>(2) 次に掲げる配光可変型前照灯であってその機能を損う損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 198 条第 11 項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた配光可変型前照灯</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている配光可変型前照灯又はこれに準ずる性能を有する配光可変型前照灯</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付</p>

新旧対照表
369 / 521

新	旧
<p>8-64-4 (略)</p> <p>8-65 前照灯照射方向調節装置 <u>[審査事項なし]</u></p> <p>8-66 前照灯洗淨器 8-66-1 (略)</p>	<p>装置について型式の指定を受けた自動車に備える配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた配光可変型前照灯又はこれに準ずる性能を有する配光可変型前照灯</p> <p>8-64-4 (略)</p> <p>8-65 前照灯照射方向調節装置 8-65-1 装備要件 自動車には、8-65-2 の基準に適合する前照灯照射方向調節装置を備えることができる。(保安基準第 32 条第 10 項関係)</p> <p>8-65-2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 前照灯照射方向調節装置は、前照灯の照射方向の調節に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 198 条第 12 項関係)</p> <p>① 前照灯照射方向調節装置は、前照灯の照射方向を左右に調節することができないものであること。 ② 手動式の前照灯照射方向調節装置は、運転者が運転者席において容易に、かつ、適切に操作できるものであること。 この場合において、手動式の前照灯照射方向調節装置であって、運転者が運転者席に着席した状態で著しく無理な姿勢をとらずに見える位置に、文字、数字又は記号からなる直進姿勢であり、かつ、審査時車両状態及び乗車又は積載に係る主な状態に対応する操作装置の調節位置を容易に判別できるように表示していないものは、この基準に適合しないものとする。</p> <p>(2) 次に掲げる前照灯照射方向調節装置であって、その機能を損う損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 198 条第 13 項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前照灯照射方向調節装置</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている前照灯照射方向調節装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている前照灯照射方向調節装置又はこれに準ずる性能を有する前照灯照射方向調節装置</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える前照灯照射方向調節装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前照灯照射方向調節装置又はこれに準ずる性能を有する前照灯照射方向調節装置</p> <p>8-65-3 欠番 8-65-4 適用関係の整理 7-65-4 の規定を適用する。</p> <p>8-66 前照灯洗淨器 8-66-1 (略)</p>

新旧対照表
370 / 521

新	旧
<p>8-66-2 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前照灯洗浄器の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第198条第16項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-66-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 前照灯洗浄器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けなければならない。(保安基準第32条第13項関係、細目告示第198条第17項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>① (略)</p> <p>(2) 前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第198条第18項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-66-4 (略)</p> <p>8-67 前部霧灯</p> <p>8-67-1 (略)</p> <p>8-67-2 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前部霧灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第199条第2項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>8-66-2 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>次に掲げる前照灯洗浄器であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第198条第16項関係)</u></p> <p>① <u>指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前照灯洗浄器</u></p> <p>② <u>法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている前照灯洗浄器又はこれに準ずる性能を有する前照灯洗浄器</u></p> <p>③ <u>法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた前照灯洗浄器又はこれに準ずる性能を有する前照灯洗浄器</u></p> <p>8-66-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 前照灯洗浄器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けなければならない。(保安基準第32条第13項関係、細目告示第198条第17項関係)</p> <p>① <u>前照灯洗浄器は、運転者が運転者席において容易に操作できるものであること。</u></p> <p>② (略)</p> <p>(2) <u>次に掲げる前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第198条第18項関係)</u></p> <p>① <u>指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置</u></p> <p>② <u>法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置又はこれに準ずる性能を有する前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置</u></p> <p>③ <u>法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置又はこれに準ずる性能を有する前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置</u></p> <p>8-66-4 (略)</p> <p>8-67 前部霧灯</p> <p>8-67-1 (略)</p> <p>8-67-2 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>次に掲げる前部霧灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第199条第2項関係)</u></p> <p>① <u>指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前部霧灯</u></p> <p>② <u>法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている前部霧灯又はこれに準ずる性能を有する前部霧灯</u></p> <p>③ <u>法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた前部霧灯又はこれに</u></p>

新旧対照表
371 / 521

新	旧
<p>8-67-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 前部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けなければならない。(保安基準第33条第3項)</p> <p>この場合において、前部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第199条第3項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える前部霧灯は、その照明部の下縁の高さが地上250mm以上となるように取付けられていること。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>準ずる性能を有する前部霧灯</u></p> <p>8-67-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 前部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けなければならない。(保安基準第33条第3項)</p> <p>この場合において、前部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第199条第3項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びびりを有する軽自動車以外の自動車に備える前部霧灯は、その照明部の上縁の高さが地上800mm以下であって、すれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下（大型特殊自動車、小型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備える前部霧灯でその自動車の構造上地上1,200mm以上に取付けることができないものにあつては、その照明部の上縁がすれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下となるように取付けることができる最低の高さ）、下縁の高さが地上250mm以上となるように取付けられていること。</p> <p>この場合において、次に掲げる自動車にあつては、照明部の上縁の高さを地上1,200mm以下と読み替えて適用する。</p> <p>ア 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）</p> <p>イ 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量3.5t超のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）</p> <p>ウ 三輪自動車及び被牽引自動車</p> <p>③ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びびりを有する軽自動車に備える前部霧灯は、その照明部の中心がすれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面以下となるように取付けられていること。</p> <p>④ 前部霧灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内（大型特殊自動車、小型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備える前部霧灯でその自動車の構造上自動車の最外側から400mm以内に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最外側の位置）となるように取付けられていること。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びびりを有する軽自動車、幅0.8m以下の自動車（二輪自動車を除く。）並びに最高速度20km/h未満の自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）に備える前部霧灯にあつては、この限りでない。</p> <p>⑤ 大型特殊自動車（ボール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える前部霧灯の照明部は、前部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面上より上方5°の平面及び下方5°の平面並びに前部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より前部霧灯の内側方向10°</p>

新旧対照表
372 / 521

新	旧
<p>③～⑦ (略)</p> <p>⑧ 前部霧灯は、点滅するものでないこと。 ただし、⑦ただし書の場合にあっては、この限りでない。</p> <p>⑨～⑩ (略)</p> <p>(2) 前部霧灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第199条第4項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-67-4 (略)</p> <p>8-68 前部霧灯照射方向調節装置 [審査事項なし]</p>	<p>の平面及び前部霧灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。 この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも8-67-2(1)に規定する性能を損なわない部分を見通せることをいう。 ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>⑥～⑩ (略)</p> <p>⑪ 前部霧灯は、点滅するものでないこと。 ただし、⑩ただし書の場合にあっては、この限りでない。</p> <p>⑫～⑬ (略)</p> <p>(2) 次の各号に掲げる前部霧灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第199条第4項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前部霧灯</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている前部霧灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている前部霧灯又はこれに準ずる性能を有する前部霧灯</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える前部霧灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前部霧灯又はこれに準ずる性能を有する前部霧灯</p> <p>8-67-4 (略)</p> <p>8-68 前部霧灯照射方向調節装置</p> <p>8-68-1 整備要件 自動車には、8-68-2の基準に適合する前部霧灯照射方向調節装置を備えることができる。(保安基準第33条第4項関係)</p> <p>8-68-2 性能要件(視認等による審査) 前部霧灯照射方向調節装置は、前部霧灯の照射方向の調節に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第199条第5項)</p> <p>① 前部霧灯照射方向調節装置は、前部霧灯の照射方向を左右に調節することができないものであること。</p> <p>② 手動式の前部霧灯照射方向調節装置は、運転者が運転者席において容易に、かつ、適切に操作できるものであること。 この場合において、運転者が運転者席に着席した状態で著しく無理な姿勢をとらずに操作できる位置に操作装置が備えられておらず、かつ、審査時車両状態及び乗</p>

新旧対照表
373 / 521

新	旧
<p>8-69 側方照射灯</p> <p>8-69-1 (略)</p> <p>8-69-2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 側方照射灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第122条第2項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-69-3 取付要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 側方照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けなければならない。 この場合において、側方照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第33条の2第3項関係、細目告示第200条第3項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 側方照射灯は、その照明部の下縁の高さが地上250mm以上となるように取付けられていること。</p> <p>⑤ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>⑥～⑨ (略)</p> <p>(2) 側方照射灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第200条第4項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>車状態又は積載状態に対応する操作装置の調節位置を容易に判別できるように表示していないものは、この基準に適合しないものとする。</p> <p>8-68-3 欠番</p> <p>8-68-4 適用関係の整理 7-68-4の規定を適用する。</p> <p>8-69 側方照射灯</p> <p>8-69-1 (略)</p> <p>8-69-2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる側方照射灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第122条第2項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する側方照射灯</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する側方照射灯</p> <p>8-69-3 取付要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 側方照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けなければならない。 この場合において、側方照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第33条の2第3項関係、細目告示第200条第3項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 側方照射灯は、その照明部の下縁の高さが地上250mm以上、上縁の高さが地上900mm以下であってすれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下となるように取付けられていること。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 側方照射灯の照明部の最後縁は、自動車の前端から1,000mmまでの間にあること。</p> <p>⑦～⑩ (略)</p> <p>(2) 次に掲げる側方照射灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第200条第4項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている側方照射灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する側方照射灯</p>

新旧対照表
374 / 521

新	旧
<p>(削除)</p> <p>8-69-4 (略)</p> <p>8-70 低速走行時側方照射灯</p> <p>8-70-1 装備要件</p> <p>自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の側面には、低速走行時側方照射灯を備えることができる。(保安基準第33条の3第1項関係)</p> <p>8-70-2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 低速走行時側方照射灯は、自動車が規定で定める速度以下の速度で走行している場合において、当該自動車の側方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、速度、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第33条の3第2項関係、細目告示第200条の2第1項、細目告示第200条の2第2項)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) 低速走行時側方照射灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第200条の2第2項)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>8-70-3 取付要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 低速走行時側方照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、次の基準に適合するように取付けなければならない。</p> <p>この場合において、低速走行時側方照射灯の照明部の取扱いは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第33条の3第3項関係、細目告示第200条の2第4項、細目告示第200条の2第5項)</p> <p>① (略)</p> <p>(削除)</p> <p>② (略)</p>	<p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置としての指定を受けた自動車に備える側方照射灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯</p> <p>8-69-4 (略)</p> <p>8-70 低速走行時側方照射灯</p> <p>8-70-1 装備要件</p> <p>自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)の側面には、低速走行時側方照射灯を備えることができる。(保安基準第33条の3第1項関係)</p> <p>8-70-2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 低速走行時側方照射灯は、自動車が規定で定める速度以下の速度で走行している場合において、当該自動車の側方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、速度、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第33条の3第2項関係、細目告示第200条の2第1項、細目告示第200条の2第2項)</p> <p>① 変速装置を前進の位置に操作している状態にあっては、速度10km/h以下の速度で作動するものであること。</p> <p>② 低速走行時側方照射灯の光度は、500cd以下であること。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(2) 次に掲げる低速走行時側方照射灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)②から⑤の基準に適合するものとする。(細目告示第200条の2第2項)</p> <p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時側方照射灯</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯</p> <p>8-70-3 取付要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 低速走行時側方照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、次の基準に適合するように取付けなければならない。</p> <p>この場合において、低速走行時側方照射灯の照明部の取扱いは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第33条の3第3項関係、細目告示第200条の2第4項、細目告示第200条の2第5項)</p> <p>① (略)</p> <p>② 低速走行時側方照射灯は、自動車の側面に下方に向けて取付けられていること。</p> <p>③ (略)</p>

新旧対照表
375 / 521

新	旧
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 低速走行時側方照射灯は、灯火の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等8-70-2(1)に掲げる性能を損なわないように取付けなければならない。</p> <p>(2) 低速走行時側方照射灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>8-71 車幅灯</p> <p>8-71-1 装備要件</p> <p>自動車(二輪自動車及び最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。)の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、幅0.8m以下の自動車にあっては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられている場合に</p>	<p>④ 低速走行時側方照射灯は、前照灯が点灯していない場合、点灯できない構造であること。</p> <p>⑤ 低速走行時側方照射灯は、次のアからウまでの要件を一つ以上満たす場合に限り自動的に点灯するものとする。</p> <p>ア 変速装置を前進の位置に操作しており、かつ、原動機の始動装置を始動の位置に操作した状態(アイドリングストップ対応自動車等にあっては、原動機自動停止に続いて原動機が始動した状態を除く。)において、自動車の速度が10km/h以下の場合</p> <p>イ 変速装置を後退の位置に操作している場合</p> <p>ウ 自動車の周辺状況について必要な視界を運転者に与えるため、必要な画像情報を撮影する装置が作動しており、かつ、変速装置を前進の位置に操作した状態において、自動車の速度が10km/h以下の場合</p> <p>⑥ 低速走行時側方照射灯は、変速装置を前進の位置に操作した状態において、自動車の速度が10km/hを超えた場合には、消灯する構造であること。</p> <p>⑦ 低速走行時側方照射灯は、点滅するものでないこと。</p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ 低速走行時側方照射灯は、灯火の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等8-70-2(1)②から⑤に掲げる性能を損なわないように取付けなければならない。</p> <p>(2) 次に掲げる低速走行時側方照射灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時側方照射灯</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている低速走行時側方照射灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える低速走行時側方照射灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた低速走行時側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する低速走行時側方照射灯</p> <p>8-71 車幅灯</p> <p>8-71-1 装備要件</p> <p>自動車(二輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、最高速度20km/h未満の軽自動車並びに小型特殊自動車(長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の小型特殊自動車に限る。))を除く。)の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、幅0.8m以下の自動車にあっては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられている場合に</p>

新旧対照表
376 / 521

新	旧
<p>は、その側の車幅灯を備えないことができる。(保安基準第34条第1項関係)</p> <p>8-71-2 性能要件 8-71-2-1 視認等による審査 (1) 車幅灯は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第34条第2項関係、細目告示第201条第1項関係)</p> <p>① 車幅灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。</p> <p>② 車幅灯の灯光の色は、白色であること。 ただし、方向指示器、非常点滅表示灯若しくは側方灯と構造上一体となっているもの又は兼用のもの並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものにおいては、橙色であってもよい。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 車幅灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第201条第2項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-71-2-2 (略) 8-71-3 取付要件 (視認等による審査) (1) 車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けなければならない。(保安基準第34条第3項関係)</p>	<p>は、その側の車幅灯を備えないことができる。(保安基準第34条第1項関係)</p> <p>8-71-2 性能要件 8-71-2-1 視認等による審査 (1) 車幅灯は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第34条第2項関係、細目告示第201条第1項関係)</p> <p>① 車幅灯は、夜間にその前方300mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。 この場合において、その光源が5W以上30W以下で照明部の大きさが15cm²以上であり、かつ、その機能が正常である車幅灯は、この基準に適合するものとする。</p> <p>② 車幅灯の灯光の色は、白色であること。 ただし、方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯と構造上一体となっているもの又は兼用のもの及び二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものにおいては、橙色であってもよい。</p> <p>③ 車幅灯の照明部は、車幅灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに車幅灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より車幅灯の内側方向45°の平面(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車の左右それぞれに備えるものについては、内側方向20°の平面)及び車幅灯の外側方向80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。 この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくともQ)に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) 次に掲げる車幅灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第201条第2項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車幅灯</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている車幅灯又はこれに準ずる性能を有する車幅灯</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた車幅灯又はこれに準ずる性能を有する車幅灯</p> <p>8-71-2-2 (略) 8-71-3 取付要件 (視認等による審査) (1) 車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けなければならない。(保安基準第34条第3項関係)</p>

新旧対照表
377 / 521

新	旧
<p>この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第201条第3項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える車幅灯は、その照明部の下縁の高さが地上250mm以上となるように取付けられていること。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>③ (略)</p> <p>④ 車幅灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。 ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車並びに車幅灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>⑤ 次の自動車に備える車幅灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。 ア 大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車 で地方運輸局長の指定するものであって、その自動車の構造上自動車の最外側から400mm以内にすれ違い用前照灯を取付けることができないもの</p> <p>イ 大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車 で地方運輸局長の指定するものであって、その自動車の構造上自動車の最外側から400mm以内に前部霧灯を取付けることができないもの</p> <p>⑥～⑧ (略)</p> <p>⑨ 方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の前面の両側に備える車幅灯(白色のものに限る。)は、方向指示器又は非常点滅表示灯を動作させている場合においては、⑤から⑦までの基準にかかわらず、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造であってもよい。</p> <p>⑩ 方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の前面の両側に備える車幅灯(橙色のものに限る。)は、方向指示器又は非常点滅表示灯を動作させている場合においては、⑤から⑦までの基準にかかわらず、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造であること。</p> <p>⑪ 車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等8-71-2-1(1)に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。</p>	<p>この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第201条第3項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える車幅灯は、その照明部の上縁の高さが地上2,100mm以下、下縁の高さが地上250mm以上となるように取付けられていること。</p> <p>③ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える車幅灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>④ 車幅灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内(被牽引自動車にあっては、150mm以内)となるように取付けられていること。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 車幅灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。 ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに車幅灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>⑦ 次の自動車に備える車幅灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。 ア 大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車 で地方運輸局長の指定するものであって、その自動車の構造上自動車の最外側から400mm以内にすれ違い用前照灯を取付けることができないもの</p> <p>イ 大型特殊自動車、小型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車 で地方運輸局長の指定するものであって、その自動車の構造上自動車の最外側から400mm以内に前部霧灯を取付けることができないもの</p> <p>⑧～⑩ (略)</p> <p>⑪ 方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の前面の両側に備える車幅灯(白色のものに限る。)は、方向指示器又は非常点滅表示灯を動作させている場合においては、⑦から⑨までの基準にかかわらず、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造であってもよい。</p> <p>⑫ 方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の前面の両側に備える車幅灯(橙色のものに限る。)は、方向指示器又は非常点滅表示灯を動作させている場合においては、⑦から⑨までの基準にかかわらず、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造であること。</p> <p>⑬ 車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等8-71-2-1(1)【大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。)]及び小型特殊自動車にあっては、8-71-2-1(1)③に係る部分を除く。】に掲げる性能【車幅灯の上面の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合】にあっては8-71-2-1(1)③の基</p>

新旧対照表
378 / 521

新	旧
<p>(2) 車幅灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 201 条第 4 項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-71-4 (略)</p> <p>8-72 前部上側端灯</p> <p>8-72-1 (略)</p> <p>8-72-2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 前部上側端灯は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の高さ及び幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 34 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 202 条第 1 項関係)</p> <p>① 前部上側端灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。</p>	<p>準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」、被牽引自動車に取付けられている場合にあっては 8-71-2-1 (1) ③の基準中「内側方向 45°」とあるのは「内側方向 5°」、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって乗車定員が 10 人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量 3.5t 以下のものの前部に取付けられた側方灯が 8-71-2-1 (1) ③に規定する性能を補充する性能を有する場合にあっては 8-71-2-1 (1) ③の基準中「外側方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とし、車幅灯の上面の高さが地上 750mm 未満となるように取付けられている場合にあっては当該車幅灯の基準軸(当該車幅灯の基準軸が明確でない場合は、照明部中心とすることができる。)を含む水平面より下方に限り 8-71-2-1 (1) ③の基準中「内側方向 45°」とあるのは「内側方向 20°」とする。)を損なわないように取付けられていること。</p> <p>ただし、自動車の構造上、8-71-2-1 (1) ③に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>(2) 次に掲げる車幅灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 201 条第 4 項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車幅灯</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている車幅灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている車幅灯又はこれに準ずる性能を有する車幅灯</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える車幅灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車幅灯又はこれに準ずる性能を有する車幅灯</p> <p>8-71-4 (略)</p> <p>8-72 前部上側端灯</p> <p>8-72-1 (略)</p> <p>8-72-2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 前部上側端灯は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の高さ及び幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 34 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 202 条第 1 項関係)</p> <p>① 前部上側端灯は、夜間にその前方 300m の距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。 この場合において、その光源が 5W 以上 30W 以下で照明部の大きさが 15cm²以上</p>

新旧対照表
379 / 521

新	旧
<p>②～③ (略)</p> <p>(2) 前部上側端灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 202 条第 2 項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-72-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 前部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 34 条の 2 第 3 項関係)</p> <p>この場合において、前部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 202 条第 3 項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>① (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>であり、かつ、その機能が正常である前部上側端灯は、この基準に適合するものとする。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(2) 次に掲げる前部上側端灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 202 条第 2 項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前部上側端灯</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている前部上側端灯又はこれに準ずる性能を有する前部上側端灯</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた前部上側端灯又はこれに準ずる性能を有する前部上側端灯</p> <p>8-72-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 前部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 34 条の 2 第 3 項関係)</p> <p>この場合において、前部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 202 条第 3 項関係)</p> <p>① 被牽引自動車以外の自動車に備える前部上側端灯は、その照明部の上縁の高さが前面ガラスの最上端を含む水平面以上となるように取付けられていること。 ただし、前部上側端灯を 4 個備える場合には、上側 2 個の照明部上縁高さが前面ガラスの最上端を含む水平面以上となる位置に取付けられ、かつ、上側 2 個の照明部上縁と下側 2 個の照明部下縁の垂直方向の距離が自動車の構造上可能な限り離れた位置に取付けられていること。 また、下側の照明部の最前縁と自動車の後端からの距離が 400mm 以内であり、かつ、可能な限り自動車の後端に近付けて取付けられていること。</p> <p>② 被牽引自動車に備える前部上側端灯は、取付けることができる最高の高さに取付けられていること。 ただし、前部上側端灯を 4 個備える場合には、上側 2 個が取付けられる最高の高さに取付けられ、かつ、上側 2 個の照明部上縁と下側 2 個の照明部下縁の垂直方向の距離が自動車の構造上可能な限り離れた位置に取付けられていること。 また、下側の照明部の最前縁と自動車の後端からの距離は 400mm 以内であり、かつ、可能な限り自動車の後端に近付けて取付けられていること。</p> <p>③ 前部上側端灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内となるように取付けられていること。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 前部上側端灯は、その照明部と車幅灯の照明部を車両中心面に直交する鉛直面に投影したときに 200mm 以上離れたような位置に取付けられていること。</p> <p>⑥ 前部上側端灯の照明部は、前部上側端灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面(前部上側端灯の上面の高さが地</p>

新旧対照表
380 / 521

新	旧
<p style="text-align: center;">②～⑤ (略)</p> <p>(2) 前部上側端灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第202条第4項関係)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>8-72-4 (略)</p> <p>8-72の2 昼間走行灯</p> <p>8-72の2-1 装備要件</p> <p>自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の前面には、昼間走行灯を備えることができる。(保安基準第34条の3第1項)</p> <p>8-72の2-2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 昼間走行灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第202条の2第2項関係)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>	<p style="text-align: center;">⑦～⑩ (略)</p> <p>(2) 次に掲げる前部上側端灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第202条第4項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前部上側端灯</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている前部上側端灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている前部上側端灯又はこれに準ずる性能を有する前部上側端灯</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える前部上側端灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前部上側端灯又はこれに準ずる性能を有する前部上側端灯</p> <p>8-72-4 (略)</p> <p>8-72の2 昼間走行灯</p> <p>8-72の2-1 装備要件</p> <p>自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、<u>カタビラ及びそりを有する軽自動車</u>、大型特殊自動車、<u>小型特殊自動車並びに</u>被牽引自動車を除く。)の前面には、昼間走行灯を備えることができる。(保安基準第34条の3第1項)</p> <p>8-72の2-2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる昼間走行灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第202条の2第2項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた昼間走行灯</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている昼間走行灯又はこれに準ずる性能を有する昼間走行灯</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた昼間走行灯又はこれ</p>

新旧対照表
381 / 521

新	旧
<p>8-72の2-3 取付要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 昼間走行灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>この場合において、昼間走行灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第34条の3第3項関係、細目告示第202条の2第3項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>昼間走行灯は、その照明部の下縁の高さが地上250mm以上となるように取付けられていること。</u></p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ 昼間走行灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等8-72の2-2(1)に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。</p> <p>(2) 昼間走行灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第202条の2第4項関係)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>8-73 前部反射器</p> <p>8-73-1 (略)</p> <p>8-73-2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 前部反射器は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第35条第2項関係、細目告示第203条第1項関係)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>	<p style="text-align: center;">⑦～⑩ (略)</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた昼間走行灯</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている昼間走行灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている昼間走行灯又はこれに準ずる性能を有する昼間走行灯</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた自動車に備える昼間走行灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた昼間走行灯又はこれに準ずる性能を有する昼間走行灯</p> <p>8-72の2-3 取付要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 昼間走行灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>この場合において、昼間走行灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第34条の3第3項関係、細目告示第202条の2第3項関係)</p> <p>① (略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>④ 昼間走行灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等8-72の2-2に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。</p> <p>(2) 次に掲げる昼間走行灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第202条の2第4項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた昼間走行灯</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている昼間走行灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている昼間走行灯</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた自動車に備える昼間走行灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた昼間走行灯又はこれに準ずる性能を有する昼間走行灯</p> <p>8-73 前部反射器</p> <p>8-73-1 (略)</p> <p>8-73-2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 前部反射器は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第35条第2項関係、細目告示第203条第1項関係)</p> <p>① <u>前部反射器は、夜間にその前方150mの距離から走行用前照灯(その全てを照射したときに、夜間にその前方100mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有する走行用前照灯に限る。)で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。</u></p> <p>この場合において、その反射部の大きさが10cm²以上である前部反射器は、この基準に適合するものとする。</p> <p>② 前部反射器の反射部は、三角形以外の形状であること。</p>

新旧対照表
382 / 521

新	旧
<p>①～② (略)</p> <p>(2) 前部反射器の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 (細目告示第 203 条第 2 項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-73-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 前部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 35 条第 3 項関係)</p> <p>この場合において、前部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 203 条第 3 項関係)</p> <p>① 前部反射器は、その反射部の下縁の高さが地上 250mm 以上となるように取付けられていること。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>② (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>③ (略)</p>	<p>③～④ (略)</p> <p>(2) <u>次に掲げる前部反射器であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 203 条第 2 項関係)</u></p> <p><u>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前部反射器</u></p> <p><u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている前部反射器又はこれに準ずる性能を有する前部反射器</u></p> <p><u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた前部反射器又はこれに準ずる性能を有する前部反射器</u></p> <p>8-73-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 前部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 35 条第 3 項関係)</p> <p>この場合において、前部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 203 条第 3 項関係)</p> <p>① 前部反射器は、その反射部の上縁の高さが地上 1,500mm 以下、下縁の高さが地上 250mm 以上となるように取付けられていること。</p> <p><u>② 前部反射器の反射部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内となるように取付けられていること。</u></p> <p><u>③ 大型特殊自動車 (ポール・トレーラを除く。) 及び小型特殊自動車以外の自動車に備える前部反射器の反射部は、前部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 10° の平面及び下方 10° の平面 (前部反射器の下面の高さが地上 750mm 未満となるように取付けられている場合においては、下方 5° の平面) 並びに前部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より前部反射器の内側方向 30° の平面 (被牽引自動車の進行方向に前部反射器にあっては、内側方向 10° の平面) 及び外側方向 30° の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。</u></p> <p><u>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4. の規定により審査したときに、対象となる反射部のうち、少なくとも 8-73-2 (1) ① に規定する反射部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</u></p> <p><u>ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合においては、別添 13 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4. の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ <u>前部反射器は、自動車の後方に表示しないように取付けられていること。</u></p> <p>⑥ (略)</p>

新旧対照表
383 / 521

新	旧
<p>(2) 前部反射器の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 (細目告示第 203 条第 4 項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-73-4 (略)</p> <p>8-74 側方灯</p> <p>8-74-1 (略)</p> <p>8-74-2 性能要件</p> <p>8-74-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 側方灯は、夜間に自動車の側方にある他の交通に当該自動車の長さを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 35 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 204 条第 1 項関係)</p> <p>① 側方灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。</p> <p>② (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(2) <u>次に掲げる前部反射器であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 203 条第 4 項関係)</u></p> <p><u>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前部反射器</u></p> <p><u>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている前部反射器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている前部反射器又はこれに準ずる性能を有する前部反射器</u></p> <p><u>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える前部反射器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前部反射器又はこれに準ずる性能を有する前部反射器</u></p> <p>8-73-4 (略)</p> <p>8-74 側方灯</p> <p>8-74-1 (略)</p> <p>8-74-2 性能要件</p> <p>8-74-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 側方灯は、夜間に自動車の側方にある他の交通に当該自動車の長さを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 35 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 204 条第 1 項関係)</p> <p>① 側方灯は、<u>夜間側方 150m の距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。</u></p> <p><u>この場合において、その光源が 3W 以上 30W 以下で照明部の大きさが 10cm² 以上であり、かつ、その機能が正常である側方灯は、この基準に適合するものとする。</u></p> <p>② (略)</p> <p><u>③ 長さ 6m を超える自動車に備える側方灯の照明部は、側方灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方 10° の平面及び下方 10° の平面並びに側方灯の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より側方灯の前方向 45° の平面及び後方向 45° の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。</u></p> <p><u>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4. の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</u></p> <p><u>④ 長さ 6m 以下の自動車に備える側方灯の照明部は、側方灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方 10° の平面及び下方 10° の平面並びに側方灯の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より前方向 30° の平面及び後方向 30° の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。</u></p>

新旧対照表
384 / 521

新	旧
<p>③ (略)</p> <p>(2) 側方灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第204条第2項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) 次に掲げる側方灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第204条第2項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方灯</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている側方灯又はこれに準ずる性能を有する側方灯</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた側方灯又はこれに準ずる性能を有する側方灯</p>
<p>8-74-2-2 (略)</p> <p>8-74-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第35条の2第3項関係)</p> <p>この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第204条第3項関係)</p> <p>① 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える側方灯は、その照明部の下縁の高さが地上250mm以上となるように取付けられていること。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>8-74-2-2 (略)</p> <p>8-74-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第35条の2第3項関係)</p> <p>この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第204条第3項関係)</p> <p>① 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカクピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える側方灯は、その照明部の上縁の高さが地上2,100mm以下、下縁の高さが地上250mm以上となるように取付けられていること。</p> <p>② 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカクピラ及びそりを有する軽自動車に備える側方灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>③ 長さ6mを超える自動車(⑧に規定する自動車を除く。)に備える側方灯は、その照明部の間隔が3,000mm以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の形状、構造、デザイン及び操作性により側方灯の照明部の間隔が3,000mm以内に取付けることができないものにあつては、取付けることができる4,000mm以内の位置)となるよう取付けられていること。</p> <p>④ 長さ6mを超える自動車(⑧に規定する自動車を除く。)に備える側方灯は、少なくとも左右それぞれ1個の側方灯が、その照明部の最前縁が自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以上となり、かつ、その照明部の最後縁が自動車の後端から当該自動車の長さの3分の1以上となるように取付けられていること。</p> <p>⑤ 長さ6mを超える自動車(⑧に規定する自動車を除く。)に備える側方灯のうち最前部に取付けられたものの照明部の最前縁は、自動車の前端から3,000mm以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でそ</p>

新旧対照表
385 / 521

新	旧
<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>② 側方灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯、前部霧灯若しくは車幅灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造であること。</p> <p>ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、前照灯又は前部霧灯を点灯させる場合に側方灯が点灯しない装置を備えることができる。</p> <p>また、方向指示器又は補助方向指示器と兼用の側方灯にあつては方向指示器又は補助方向指示器を作動させている場合に当該作動中の方向指示器又は補助方向指示器と兼用の側方灯が消灯する構造であり、前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する側方灯(二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものを除く。)にあつては方向指示器又は補助方向指示器を作動させている場合に当該作動中の方向指示器又は補助方向指示器と同時に点滅する構造でなければならない</p>	<p>の自動車の構造上自動車の前端から3,000mm以内に取付けることができないものにあつては、取付けることができる自動車の前部に近い位置)となるように取付けられていること。</p> <p>⑥ 長さ6mを超える自動車(⑧に規定する自動車を除く。)に備える側方灯のうち最後部に取付けられたものの照明部の最後縁は、自動車の後端から1,000mm以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその構造上自動車の後端から1,000mm以内に取付けることができないものにあつては、取付けることができる自動車の後部に近い位置)となるように取付けられていること。</p> <p>長さが6mを超える自動車 (参考図) (略)</p> <p>⑦ 長さが6m以下の自動車の両側面に備える側方灯は、前部に備える場合にあつてはその照明部の最前縁と自動車の前端までの距離が自動車の長さの3分の1以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯であつて、その自動車の構造上自動車の前端から3分の1以内に取付けることができないものは、取付けることができる自動車の前部に近い位置)となるように、また、後部に備える場合にあつてはその照明部の最後縁と自動車の後端までの距離が自動車の長さの3分の1以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその構造上自動車の後端から3分の1以内に取付けることができないものにあつては、取付けることができる自動車の後部に近い位置)となるように前部又は後部に取付けられていること。</p> <p>長さが6m以下の自動車 (参考図) (略)</p> <p>⑧ 長さが6mを超え7m以下の自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満の自動車に限る。)の両側面に備える側方灯は、前部に備える側方灯のその照明部の最前縁と自動車の前端までの距離が3,000mm以内となるように、かつ、後部に備える側方灯のその照明部の最後縁と自動車の後端までの距離が自動車の長さの3分の1以内となるように前部及び後部に取付けられなければならない。</p> <p>⑨ 側方灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯、前部霧灯若しくは車幅灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造であること。</p> <p>ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、前照灯又は前部霧灯を点灯させる場合に側方灯が点灯しない装置を備えることができる。</p> <p>また、方向指示器又は補助方向指示器と兼用の側方灯にあつては方向指示器又は補助方向指示器を作動させている場合に当該作動中の方向指示器又は補助方向指示器と兼用の側方灯が消灯する構造であり、前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する側方灯(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカクピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものを除く。)にあつては方向指示器又は補助方向指示器を作動させている場合に当該作動中の方向指示器又は補助方向指示器</p>

新旧対照表
386 / 521

新	旧
<p>い。</p> <p>③～④ (略) (削除)</p> <p>⑤ 側方灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 8-74-2-1 (1) に掲げる性能を損なわないように取付けられなければならない。</p> <p>(2) 側方灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 204 条第 4 項関係) (削除) (削除) (削除)</p> <p>8-74-4 (略)</p> <p>8-75 側方反射器 8-75-1 (略) 8-75-2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 側方反射器は、夜間に自動車の側方にある他の交通に当該自動車の長さを示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 35 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 204 条第 5 項関係)</p>	<p>と同時に点滅する構造でなければならない。</p> <p>⑩～⑪ (略) ⑫ その灯光の色が赤色である側方灯は、前方を照射しないように取付けられていること。 ⑬ 側方灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 8-74-2-1 (1) (大型特殊自動車 (ボール・トラレーザを除く。)) 及び小型特殊自動車にあっては、8-74-2-1 (1) ③及び④に係る部分を除く。) に掲げる性能 (側方灯の上面の高さが地上 750mm 未満となるように取付けられている場合にあっては、8-74-2-1 (1) ③及び④の基準中「下方 10°」とあるのは「下方 5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。) であって乗車定員が 10 人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車 (三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) であって車両総重量 3.5t 以下のものの前部又は後部に取付けられる側方灯 (灯光の色が橙色であるものに限り。) が前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあっては 8-87-2-1 (1) ③表アの基準中「外側方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とする。) を損なわないように取付けられなければならない。 ただし、自動車の構造上、8-74-2-1 (1) ③に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4. の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>(2) 次に掲げる側方灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 204 条第 4 項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方灯 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている側方灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている側方灯又はこれに準ずる性能を有する側方灯 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える側方灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方灯又はこれに準ずる性能を有する側方灯</p> <p>8-74-4 (略)</p> <p>8-75 側方反射器 8-75-1 (略) 8-75-2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 側方反射器は、夜間に自動車の側方にある他の交通に当該自動車の長さを示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 35 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 204 条第 5 項関係)</p>

新旧対照表
387 / 521

新	旧
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>①～② (略)</p> <p>(2) 側方反射器の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 204 条第 6 項関係) (削除) (削除) (削除)</p> <p>8-75-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 側方反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 35 条の 2 第 5 項関係)</p> <p>この場合において、側方反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 204 条第 7 項関係)</p> <p>① 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える側方反射器は、その反射部の下縁の高さが地上 250mm 以上となるように取付けられていること。</p> <p>(削除)</p>	<p>① 側方反射器は、夜間にその側方 150m の距離から走行用前照灯 (その全てを照射したときに、夜間にその前方 100m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有する走行用前照灯に限る。) で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。 この場合において、その反射部の大きさが 10cm² 以上である側方反射器は、この基準に適合するものとする。</p> <p>② 側方反射器の反射部は、三角形以外の形状であること。 ③～④ (略)</p> <p>(2) 次に掲げる側方反射器であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 204 条第 6 項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方反射器 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている側方反射器又はこれに準ずる性能を有する側方反射器 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた側方反射器又はこれに準ずる性能を有する側方反射器</p> <p>8-75-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 側方反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 35 条の 2 第 5 項関係)</p> <p>この場合において、側方反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 204 条第 7 項関係)</p> <p>① 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える側方反射器は、その反射部の上縁の高さが地上 1,500mm 以下、下縁の高さが地上 250mm 以上となるように取付けられていること。 ② 三輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える側方反射器の反射部は、側方反射器の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方 10° の平面及び下方 10° の平面 (側方反射器の上面の高さが地上 750mm 未満となるように取付けられている場合にあっては、下方 5° の平面) 並びに側方反射器の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より側方反射器の前方 45° の平面及び後方 45° の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。 この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4. の規定により審査したときに、対象となる反射部のうち、少なくとも 8-75-2 (1) ①に規定する反射部の大きさを有する部分を見通せることをいう。 ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の</p>

新旧対照表
388 / 521

新	旧
(削除)	<p>測定方法 3.4. の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>③ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びびそりを有する軽自動車に備える側方反射器は、その反射部の中心が地上 2,000mm 以下となるように取付けられていること。</p>
(削除)	<p>④ 長さ 6m を超える自動車 (⑨に規定する自動車、専ら乗用の用に供する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)) であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車 (三輪自動車及び被牽引自動車を除く。) であって車両総重量が 3.5t 以下のもの並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車を除く。) に備える側方反射器は、その反射部の間隔が 3,000mm 以内 (除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器でその自動車の形状、構造、デザイン及び操作性により側方反射器の反射部の間隔が 3,000mm 以内に取付けることができないものにあつては、取付けることができる 4,000mm 以内の位置) となるよう取付けられていること。</p>
(削除)	<p>⑤ 長さ 6m を超える自動車 (⑨に規定する自動車を除く。) に備える側方反射器は、少なくとも左右それぞれ 1 個の側方反射器が、その反射部の最前縁が自動車の前縁から当該自動車の長さの 3 分の 1 以上となり、かつ、その反射部の最後縁が自動車の後縁から当該自動車の長さの 3 分の 1 以上となるように取付けられていること。</p>
(削除)	<p>⑥ 長さ 6m を超える自動車 (⑨に規定する自動車を除く。) に備える側方反射器のうち最前部に取付けられたものの反射部の最前縁は、自動車の前縁から 3,000mm 以内 (除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器でその自動車の構造上自動車の前縁から 3,000mm 以内に取付けることができないものにあつては、取付けることができる自動車の前縁に近い位置) となるように取付けられていること。</p>
(削除)	<p>⑦ 長さ 6m を超える自動車 (⑨に規定する自動車を除く。) に備える側方反射器のうち最後部に取付けられたものの反射部の最後縁は、自動車の後縁から 1,000mm 以内 (除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器でその構造上自動車の後縁から 1,000mm 以内に取付けることができないものにあつては、取付けることができる自動車の後縁に近い位置) となるように取付けられていること。</p>
(削除)	<p>⑧ 長さが 6m を超える自動車 (参考図) (略)</p>
(削除)	<p>⑧ 長さが 6m 以下の自動車の両側面に備える側方反射器は、前部に備える場合にあってはその反射部の最前縁と自動車の前縁までの距離が自動車の長さの 3 分の 1 以内 (除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器であつて、その自動車の構造上自動車の前縁から 3 分の 1 以内に取付けることができないものは、取付けることができる自動車の前縁に近い位置) となるように、また、後部に備える場合にあってはその反射部の最後縁と自動車の後縁ま</p>

新旧対照表
389 / 521

新	旧
(削除)	<p>での距離が自動車の長さの 3 分の 1 以内 (除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器でその構造上自動車の後縁から 3 分の 1 以内に取付けることができないものにあつては、取付けることができる自動車の後縁に近い位置) となるように前部又は後部に取付けられていること。</p> <p>長さが 6m 以下の自動車 (参考図) (略)</p>
(削除)	<p>⑨ 長さが 6m を超え 7m 以下の自動車 (専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人未満の自動車に限る。) の両側面に備える側方反射器は、前部に備える側方反射器のその反射部の最前縁と自動車の前縁までの距離が 3,000mm 以内となるように、かつ、後部に備える側方反射器のその反射部の最後縁と自動車の後縁までの距離が自動車の長さの 3 分の 1 以内となるように前部及び後部に取付けられなければならない。</p>
② (略)	<p>⑩ その反射光の色が赤色である側方反射器の反射光は、自動車の後方に照射しないように取付けられていること。</p> <p>⑪ (略)</p>
(2) 側方反射器の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 204 条第 8 項関係)	<p>(2) 次に掲げる側方反射器であつてその機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 204 条第 8 項関係)</p>
(削除)	<p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方反射器</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている側方反射器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている側方反射器又はこれに準ずる性能を有する側方反射器</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える側方反射器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方反射器又はこれに準ずる性能を有する側方反射器</p>
8-75-4 (略)	8-75-4 (略)
8-76 番号灯	8-76 番号灯
8-76-1 装備要件	8-76-1 装備要件
自動車 (最高速度 20km/h 未満の軽自動車を除く。) の後面には、番号灯を備えなければならない。(保安基準第 36 条第 1 項関係)	自動車 (最高速度 20km/h 未満の軽自動車及び小型特殊自動車 (長さ 4.7m 以下、幅 1.7m 以下、高さ 2.0m 以下、かつ、最高速度 15km/h 以下の小型特殊自動車に限る。) を除く。) の後面には、番号灯を備えなければならない。(保安基準第 36 条第 1 項関係)
8-76-2 性能要件 (視認等による審査)	8-76-2 性能要件 (視認等による審査)
(1) 番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 36 条第 2 項関係、細目告示第 205 条第 1 項関係)	(1) 番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 36 条第 2 項関係、細目告示第 205 条第 1 項関係)
(削除)	① 番号灯は、夜間後方 20m の距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること

新旧対照表
390 / 521

新	旧
<p>①～② (略)</p> <p>(2) 番号灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第205条第2項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-76-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 番号灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第205条第4項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-76-4 (略)</p>	<p>と。</p> <p>この場合において、次のいずれかに該当する番号灯は、この基準に適合するものとする。</p> <p>ア 自動車(イ及びウに掲げるものを除く。)に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が8ルクス (lx) 以上のもの又はUN R4-00-S17の9。(種別2に係るものに限る。)に基づく番号標板面の照度が2cd/m²以上のものであり、その機能が正常であるもの。</p> <p>イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が15ルクス (lx) 以上のもの又はUN R50-00-S18の附則5(種別2に係るものに限る。)に基づく番号標板面の照度が1.6cd/m²以上のものであり、その機能が正常であるもの。</p> <p>ウ カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車である軽自動車(二輪の軽自動車又は小型特殊自動車により牽引されるものに限る。)に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が15ルクス (lx) 以上のものであり、その機能が正常であるもの。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(2) 次に掲げる番号灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第205条第2項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられている番号灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている番号灯又はこれに準ずる性能を有する番号灯</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた番号灯又はこれに準ずる性能を有する番号灯</p> <p>④ 施行規則第11条第3項に適合すると認められた後面に備えられた字光式自動車登録番号標</p> <p>8-76-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる番号灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第205条第4項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている番号灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている番号灯又はこれに準ずる性能を有する番号灯</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える番号灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯又はこれに準ずる性能を有する番号灯</p> <p>8-76-4 (略)</p>

新旧対照表
391 / 521

新	旧
<p>8-77 尾灯</p> <p>8-77-1 装備要件</p> <p>自動車(最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。)の後面の両側には、尾灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車及び幅0.8m以下の自動車には、尾灯を後面に1個備えればよい。(保安基準第37条第1項)</p> <p>8-77-2 性能要件</p> <p>8-77-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 尾灯は、夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第37条第2項関係、細目告示第206条第1項関係)</p> <p>① 尾灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。</p> <p>② (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 尾灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第206条第2項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>8-77 尾灯</p> <p>8-77-1 装備要件</p> <p>自動車(最高速度20km/h未満の軽自動車及び小型特殊自動車(長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の小型特殊自動車に限る。)を除く。)の後面の両側には、尾灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに幅0.8m以下の自動車には、尾灯を後面に1個備えればよい。(保安基準第37条第1項)</p> <p>8-77-2 性能要件</p> <p>8-77-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 尾灯は、夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第37条第2項関係、細目告示第206条第1項関係)</p> <p>① 尾灯は、夜間にその後方300mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。</p> <p>この場合において、その光源が5W以上30W以下で照明部の大きさが15cm²以上であり、かつ、その機能が正常である尾灯は、この基準に適合するものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 尾灯の照明部は、尾灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに尾灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より尾灯の内側方向45°の平面及び尾灯の外側方向80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。</p> <p>ただし、二輪自動車及び幅0.8m以下の側車付二輪自動車の後面の中心に備えるものにあっては、尾灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに尾灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ80°の平面より囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであればよい。</p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) 次に掲げる尾灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第206条第2項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた尾灯</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている尾灯又はこれに準ずる性能を有する尾灯</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた尾灯又はこれに準ずる性能を有する尾灯</p>

新旧対照表
392 / 521

新	旧
<p>8-77-2-2 (略)</p> <p>8-77-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 尾灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けなければならない。(保安基準第 37 条第 3 項関係)</p> <p>この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 206 条第 3 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える尾灯は、その照明部の下縁の高さが地上 350mm 以上 (セミトレーラでその自動車の構造上地上 350mm 以上に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最高の高さ) となるように取付けられていること。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 尾灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。 ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車並びに尾灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車にあつては、この限りでない。</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(削除)</p> <p>⑦ 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の尾灯は、方向指示器又は非常点滅表示灯を作動させている場合においては、①及び⑤の基準にかかわらず、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造であつてもよい。</p> <p>⑧ 尾灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 8-77-2-1 (1) に掲げる性能を損なわないように取付けなければならない。</p>	<p>る性能を有する尾灯</p> <p>8-77-2-2 (略)</p> <p>8-77-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 尾灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けなければならない。(保安基準第 37 条第 3 項関係)</p> <p>この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 206 条第 3 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える尾灯は、その照明部の上縁の高さが地上 2,100mm 以下、下縁の高さが地上 350mm 以上 (セミトレーラでその自動車の構造上地上 350mm 以上に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最高の高さ) となるように取付けられていること。</p> <p>③ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える尾灯は、その照明部の中心が地上 2,000mm 以下となるように取付けられていること。</p> <p>④ 後面の両側に備える尾灯にあつては、最外側にあるものの照明部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内となるように取付けられていること。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 尾灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。 ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに尾灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車にあつては、この限りでない。</p> <p>⑦～⑧ (略)</p> <p>⑨ 尾灯は、自動車の前方を照射しないように取付けられていること。</p> <p>⑩ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の尾灯は、方向指示器又は非常点滅表示灯を作動させている場合においては、①及び⑦の基準にかかわらず、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造であつてもよい。</p> <p>⑪ 尾灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 8-77-2-1 (1) (大型特殊自動車 (ボール・トレーラを除く。)) 及び小型特殊自動車にあつては、8-77-2-1 (1) ③に係る部分を除く。に掲げる性能 (尾灯の上面の高さが地上 750mm 未満となるように取付けられている場合にあつては、8-77-2-1 (1) ③の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とし、「内側方向 45°」とあるのは「内側方向 20°」とし、専ら乗用の用に供する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。) であつて乗車定員が 10 人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車 (三輪</p>

新旧対照表
393 / 521

新	旧
<p>(削除)</p> <p>(2) 尾灯の機能を損なう損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 206 条第 4 項関係)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>8-77-4 (略)</p>	<p>自動車及び被牽引自動車を除く。) であつて車両総重量 3.5t 以下のものの前部に取付けられている側方灯が 8-77-2-1 (1) ③に規定する性能を補充する性能を有する場合にあつては 8-77-2-1 (1) ③の基準中「外側方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とする。) を損なわないように取付けなければならない。</p> <p>ただし、自動車の構造上、8-77-2-1 (1) ③に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあつては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4. の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>(2) 次のアからエまでの規定に適合する自動車に備える尾灯には、(1) の規定のうち②の基準は適用しない。</p> <p>ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車に備える尾灯を除く。</p> <p>この場合において、尾灯の上面の高さが地上 2,100mm 以上となるように取付けられた尾灯に係る 8-77-2-1 (1) ③の規定の適用に当たっては、同規定中「上方 15°」とあるのは「上方 5°」と読み替えるものとする。</p> <p>ア 自動車の後面に後部上側端灯又は旅客自動車運送事業用自動車の地上 2,500mm を超える高さの位置に後方に表示するための灯火が備えられていないこと。</p> <p>イ 自動車の後面の両側に備える尾灯が左右 2 個ずつであること。</p> <p>ウ 後面の両側下部に尾灯を備える自動車にあつては、照明部の上縁の高さが地上 1,500mm 以下 (大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあつては、地上 2,100mm 以下) であり、かつ、照明部の最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内となるようにそれぞれ取付けられていること。</p> <p>エ 後面の両側上部に尾灯を備える自動車にあつては、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取付けられており、かつ、その照明部の下縁と下側に備える尾灯の照明部の上縁との垂直方向の距離が 600mm 以上離れていること。</p> <p>(3) 次に掲げる尾灯であつてその機能を損なう損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 206 条第 4 項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた尾灯</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている尾灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている尾灯又はこれに準ずる性能を有する尾灯</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える尾灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた尾灯又はこれに準ずる性能を有する尾灯</p> <p>8-77-4 (略)</p>

新旧対照表
394 / 521

新	旧
<p>8-78 後部霧灯</p> <p>8-78-1 (略)</p> <p>8-78-2 性能要件</p> <p>8-78-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 後部霧灯は、霧等により視界が制限されている場合において、自動車の後方にある他の交通からの視認性を向上させ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第37条の2第2項関係、細目告示第207条第1項関係)</p> <p>① 後部霧灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(2) 後部霧灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第207条第2項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-78-2-2 (略)</p> <p>8-78-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 後部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第37条の2第3項関係)</p> <p>この場合において、後部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第207条第3項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える後部霧灯は、その照明部の下縁の高さが地上250mm以上となるように取付けられていること。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>8-78 後部霧灯</p> <p>8-78-1 (略)</p> <p>8-78-2 性能要件</p> <p>8-78-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 後部霧灯は、霧等により視界が制限されている場合において、自動車の後方にある他の交通からの視認性を向上させ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第37条の2第2項関係、細目告示第207条第1項関係)</p> <p>① 後部霧灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。</p> <p><u>この場合において、その光線が35W以下で照明部の大きさが140cm²以下であり、かつ、その機能が正常である後部霧灯は、この基準に適合するものとする。</u></p> <p>②～③ (略)</p> <p>(2) <u>次に掲げる後部霧灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第207条第2項関係)</u></p> <p>① <u>指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後部霧灯</u></p> <p>② <u>法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後部霧灯又はこれに準ずる性能を有する後部霧灯</u></p> <p>③ <u>法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた後部霧灯又はこれに準ずる性能を有する後部霧灯</u></p> <p>8-78-2-2 (略)</p> <p>8-78-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 後部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第37条の2第3項関係)</p> <p>この場合において、後部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第207条第3項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える後部霧灯は、その照明部の上縁の高さが地上1,000mm以下、下縁の高さが地上250mm以上となるように取付けられていること。</p> <p>⑤ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える後部霧灯は、その照明部の中心が地上1,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>⑥ 後部霧灯の照明部は、制動灯の照明部から100mm以上離れていること。</p> <p>⑦ 大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車以外の自動車に備える後部霧灯の照明部は、後部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方5°の平面及び下方5°の平面並びに後部霧</p>

新旧対照表
395 / 521

新	旧
<p><u>(削除)</u></p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>⑨ (略)</p> <p>(2) 後部霧灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第207条第4項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-78-4 (略)</p> <p>8-79 駐車灯</p> <p>8-79-1 装備要件</p> <p>自動車の前面及び後面の両側(幅0.8m以下の自動車にあっては、前面及び後面又は後面)又はその両側面には、駐車灯を備えることができる。(保安基準第37条の3第1項)</p> <p>8-79-2 性能要件</p> <p>8-79-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 駐車灯は、夜間に駐車している自動車の存在を他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第37条の3第2項関係、細目告示第208条第1項関係)</p> <p>① 駐車灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。</p>	<p><u>灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部霧灯の内側方向25°平面及び後部霧灯の外側方向25°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。</u></p> <p><u>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも8-78-2-1(1)①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</u></p> <p><u>ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</u></p> <p>⑧ <u>後部霧灯を1個備える場合にあっては、当該後部霧灯の中心が車両中心面上又はこれより右側の位置となるように取付けられていること。</u></p> <p>⑨～⑫ (略)</p> <p>⑬ 後部霧灯は、前方を照射しないように取付けられていること。</p> <p>⑭ (略)</p> <p>(2) <u>次に掲げる後部霧灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第207条第4項関係)</u></p> <p>① <u>指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後部霧灯</u></p> <p>② <u>法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後部霧灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後部霧灯又はこれに準ずる性能を有する後部霧灯</u></p> <p>③ <u>法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える後部霧灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後部霧灯又はこれに準ずる性能を有する後部霧灯</u></p> <p>8-78-4 (略)</p> <p>8-79 駐車灯</p> <p>8-79-1 装備要件</p> <p>自動車の前面及び後面の両側(カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅0.8m以下の自動車にあっては、前面及び後面又は後面)又はその両側面には、駐車灯を備えることができる。(保安基準第37条の3第1項)</p> <p>8-79-2 性能要件</p> <p>8-79-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 駐車灯は、夜間に駐車している自動車の存在を他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第37条の3第2項関係、細目告示第208条第1項関係)</p> <p>① 駐車灯は、<u>前面に備える駐車灯にあっては夜間前方150mの距離から、後面に</u></p>

新旧対照表
396 / 521

新	旧
<p>② (略) <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 駐車灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第208条第2項関係) <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-79-2-2 (略)</p> <p>8-79-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 駐車灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられ</p>	<p>備える駐車灯にあっては夜間後方150mmの距離から、両側面に備えるものにあつては夜間前方150mmの距離及び夜間後方150mmの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。 この場合において、その光源が3W以上30W以下で照明部の大きさが10cm²以上であり、かつ、その機能が正常である駐車灯は、この基準に適合するものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 前面又は後面に備える駐車灯の照明部は、駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに駐車灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より駐車灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。 この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</p> <p>④ 両側面に備える駐車灯の照明部は、駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに駐車灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より駐車灯の外側前方向45°の鉛直面により囲まれる範囲並びに駐車灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに駐車灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より駐車灯の外側後方向45°の鉛直面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。 この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) 次に掲げる駐車灯であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第208条第2項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた駐車灯</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている駐車灯又はこれに準ずる性能を有する駐車灯</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた駐車灯又はこれに準ずる性能を有する駐車灯</p> <p>8-79-2-2 (略)</p> <p>8-79-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 駐車灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられ</p>

新旧対照表
397 / 521

新	旧
<p>なければならない。(保安基準第37条の3第3項関係)</p> <p>この場合において、駐車灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第208条第3項関係) <u>(削除)</u></p> <p>①～⑥ (略) <u>(削除)</u></p> <p>⑦ 駐車灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等8-79-2-1(1)に掲げる性能を損なわないように取付けられなければならない。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 駐車灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第208条第4項) <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-79-4 (略)</p> <p>8-80 後部上側端灯</p> <p>8-80-1 (略)</p> <p>8-80-2 性能要件</p> <p>8-80-2-1 視認等による審査</p>	<p>なければならない。(保安基準第37条の3第3項関係)</p> <p>この場合において、駐車灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第208条第3項関係)</p> <p>① 前面又は後面の両側に備える駐車灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内(被牽引自動車にあっては、150mm以内)となるように取付けられていること。</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>⑧ その灯光の色が赤色である駐車灯は、前方を照射しないように取付けられていること。</p> <p>⑨ 駐車灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等8-79-2-1(1)(大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、8-79-2-1(1)③及び④に係る部分を除く。)に掲げる性能(駐車灯のH面の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合にあつては、8-79-2-1(1)③及び④の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とする。)を損なわないように取付けられなければならない。 ただし、自動車の構造上、8-79-2-1(1)③及び④に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>⑩ 駐車灯は、時間の経過により自動的に消灯しない構造であること。 この場合において、時間の経過により自動的に消灯する構造であることが明らかでない駐車灯は、この基準に適合しないものとする。</p> <p>(2) 次に掲げる駐車灯であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第208条第4項)</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた駐車灯</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている駐車灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている駐車灯又はこれに準ずる性能を有する駐車灯</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える駐車灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた駐車灯又はこれに準ずる性能を有する駐車灯</p> <p>8-79-4 (略)</p> <p>8-80 後部上側端灯</p> <p>8-80-1 (略)</p> <p>8-80-2 性能要件</p> <p>8-80-2-1 視認等による審査</p>

新旧対照表
398 / 521

新	旧
<p>(1) 後部上側端灯は、夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の高さ及び幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第37条の4第2項関係、細目告示第209条第1項関係)</p> <p>① 後部上側端灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(2) 後部上側端灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第209条第2項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-80-2-2 (略)</p> <p>8-80-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 後部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けなければならない。(保安基準第37条の4第3項関係)</p> <p>この場合において、後部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第209条第3項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>① (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(1) 後部上側端灯は、夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の高さ及び幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第37条の4第2項関係、細目告示第209条第1項関係)</p> <p>① 後部上側端灯は、夜間にその後方300mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。</p> <p>この場合において、その光源が5W以上30W以下で照明部の大きさが15cm以上であり、かつ、その機能が正常である後部上側端灯は、この基準に適合するものとする。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(2) 次に掲げる後部上側端灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第209条第2項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後部上側端灯</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後部上側端灯又はこれに準ずる性能を有する後部上側端灯</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた後部上側端灯又はこれに準ずる性能を有する後部上側端灯</p> <p>8-80-2-2 (略)</p> <p>8-80-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 後部上側端灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けなければならない。(保安基準第37条の4第3項関係)</p> <p>この場合において、後部上側端灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第209条第3項関係)</p> <p>① 後部上側端灯は、取付けることができる最高の高さに取付けられていること。</p> <p>ただし、後部上側端灯を4個備える場合には、上側2個が取付けられる最高の高さに取付けられ、かつ、上側2個の照明部上縁と下側2個の照明部下縁の垂直方向の距離が自動車の構造上可能な限り離れた位置に取付けられていること。</p> <p>② 後部上側端灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられていること。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 後部上側端灯は、その照明部と尾灯の照明部を両面中心面に直交する鉛直面に投影したときに200mm以上離れるような位置に取付けられていること。</p> <p>⑤ 後部上側端灯の照明部は、後部上側端灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面(後部上側端灯のH面の高さが地上2,100mmを超えるように取付けられている場合にあつては、上方5°の平面)及び下方15°の平面並びに後部上側端灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面及び当該鉛直面より後部上側端灯の外側方向80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。</p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも8-80-2-1.(1)①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</p> <p>ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあつては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>⑥～⑩ (略)</p> <p>⑨ 後部上側端灯は、その照射光が自動車の前方を照射しないように取付けられていること。</p> <p>⑩ (略)</p> <p>(2) 次に掲げる後部上側端灯であつてその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第209条第4項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後部上側端灯</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後部上側端灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後部上側端灯又はこれに準ずる性能を有する後部上側端灯</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える後部上側端灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後部上側端灯又はこれに準ずる性能を有する後部上側端灯</p> <p>8-80-4 (略)</p> <p>8-81 後部反射器</p> <p>8-81-1 (略)</p> <p>8-81-2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 後部反射器は、夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第38条第2項関係、細目告示第210条第1項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>

新旧対照表
399 / 521

新	旧
<p>②～④ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) 後部上側端灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第209条第4項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-80-4 (略)</p> <p>8-81 後部反射器</p> <p>8-81-1 (略)</p> <p>8-81-2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 後部反射器は、夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第38条第2項関係、細目告示第210条第1項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>な鉛直面及び当該鉛直面より後部上側端灯の外側方向80°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。</p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも8-80-2-1.(1)①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</p> <p>ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあつては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>⑥～⑩ (略)</p> <p>⑨ 後部上側端灯は、その照射光が自動車の前方を照射しないように取付けられていること。</p> <p>⑩ (略)</p> <p>(2) 次に掲げる後部上側端灯であつてその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第209条第4項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後部上側端灯</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後部上側端灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後部上側端灯又はこれに準ずる性能を有する後部上側端灯</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える後部上側端灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後部上側端灯又はこれに準ずる性能を有する後部上側端灯</p> <p>8-80-4 (略)</p> <p>8-81 後部反射器</p> <p>8-81-1 (略)</p> <p>8-81-2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 後部反射器は、夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第38条第2項関係、細目告示第210条第1項関係)</p> <p>① 後部反射器(被牽引自動車に備えるものを除く。)の反射部は、三角形以外の形状であること。</p> <p>② 被牽引自動車に備える後部反射器の反射部は、正立正三角形又は帯状部の幅が一边の5分の1以上の中空の正立正三角形であつて、一边が150mm以上200mm以下のものであること。</p> <p>③ 後部反射器は、夜間にその後方150mの距離から走行用前照灯(その全てを照</p>

新旧対照表
400 / 521

新	旧
<p>①～② (略)</p> <p>(2) 後部反射器の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 (細目告示第 210 条第 2 項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-81-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 38 条第 3 項関係)</p> <p>この場合において、後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 210 条第 3 項関係)</p> <p>① 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える後部反射器は、その反射部の下縁の高さが地上 250mm 以上となるように取付けられていること。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>射したときに、夜間にその前方 100m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有する走行用前照灯に限る。) で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。</p> <p>この場合において、その反射部の大きさが 10cm² 以上である後部反射器は、この基準に適合するものとする。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(2) 次に掲げる後部反射器であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 210 条第 2 項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後部反射器</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後部反射器又はこれに準ずる性能を有する後部反射器</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた後部反射器又はこれに準ずる性能を有する後部反射器</p> <p>8-81-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 38 条第 3 項関係)</p> <p>この場合において、後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 210 条第 3 項関係)</p> <p>① 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える後部反射器は、その反射部の上縁の高さが地上 1,500mm 以下、下縁の高さが地上 250mm 以上となるように取付けられていること。</p> <p>② 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える後部反射器は、その反射部の中心が地上 1,500mm 以下となるように取付けられていること。</p> <p>③ 最外側にある後部反射器の反射部は、その最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内となるように取付けられていること。</p> <p>ただし、二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものにあつてはその中心が車両中心面上、側車付二輪自動車の二輪自動車部分に備えるものにあつてはその中心が二輪自動車部分の中心面上となるように取付けなければならない。</p> <p>④ 大型特殊自動車 (ボール・トレーラを除く)、小型特殊自動車及び被牽引自動車以外の自動車に備える後部反射器の反射部は、後部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 10° の平面及び下方 10° の平面 (後部反射器の上面の高さが地上 750mm 未満となるように取付けられている場合にあつては、下方 5° の平面) 並びに後部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部反射器の内側方向 30° の平面及び後部反射器の外側方向 30° の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すこと</p>

新旧対照表
401 / 521

新	旧
<p><u>(削除)</u></p> <p>② (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 後部反射器の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。 (細目告示第 210 条第 4 項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-81-4 (略)</p>	<p>ができるように取付けられていること。</p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4. の規定により審査したときに、対象となる反射部のうち、少なくとも 8-81-2 (1) ③に規定する反射部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</p> <p>ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあつては、別添 13 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4. の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>⑤ 大型特殊自動車 (ボール・トレーラを除く)、小型特殊自動車以外の被牽引自動車に備える後部反射器の反射部は、後部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面 (後部反射器の上面の高さが地上 750mm 未満となるように取付けられている場合にあつては、下方 5° の平面) 並びに後部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部反射器の内側方向 30° の平面及び後部反射器の外側方向 30° の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。</p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4. の規定により審査したときに、対象となる反射部のうち、少なくとも 8-81-2 (1) ③に規定する反射部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</p> <p>ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあつては、別添 13 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4. の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ 後部反射器は、自動車の前方に表示しないように取付けられていること。</p> <p>⑧ (略)</p> <p>(2) 次に掲げる後部反射器であつてその機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 210 条第 4 項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後部反射器</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後部反射器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後部反射器又はこれに準ずる性能を有する後部反射器</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき灯火及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える後部反射器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後部反射器又はこれに準ずる性能を有する後部反射器</p> <p>8-81-4 (略)</p>

新旧対照表
402 / 521

新	旧
<p>8-82 大型後部反射器 8-82-1 (略) 8-82-2 性能要件 (視認等による審査) (1) 大型後部反射器は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車の存在を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第38条の2第2項関係、細目告示第211条第1項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>① (略)</p> <p>(2) 大型後部反射器の性能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第211条第2項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>8-82 大型後部反射器 8-82-1 (略) 8-82-2 性能要件 (視認等による審査) (1) 大型後部反射器は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車の存在を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第38条の2第2項関係、細目告示第211条第1項関係)</p> <p>① <u>大型後部反射器は、反射部又は反射部及び蛍光部からなる一片の長さが130mm以上、幅が130mm以上150mm以下(被牽引自動車に備えるものにあつては、195mm以上230mm以下)の長方形であり、かつ、長さの合計が1,130mm以上2,300mm以下であること。</u></p> <p>② <u>被牽引自動車に備える大型後部反射器は、黄色の反射部が赤色の反射部又は蛍光部によって囲まれており、かつ、黄色の反射部を囲む赤色の反射部又は蛍光部の幅が40±1mmであること。</u></p> <p>③ <u>被牽引自動車以外の自動車に備える大型後部反射器は、黄色の反射部及び赤色の反射部又は蛍光部からなる水平面と45±5°の角度をなす楕円状であり、かつ、黄色の反射部及び赤色の反射部又は蛍光部の幅が100±2.5mmであること。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>(2) <u>次に掲げる大型後部反射器であつて、その性能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第211条第2項関係)</u></p> <p>① <u>指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた大型後部反射器</u></p> <p>② <u>法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている大型後部反射器</u></p> <p>③ <u>法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた大型後部反射器</u></p> <p>④ <u>③に準ずる性能を有する大型後部反射器</u></p>
<p>8-82-3 取付要件 (視認等による審査) (1) 大型後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けなければならない。(保安基準第38条の2第3項関係)</p> <p>この場合において、大型後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第211条第3項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 大型後部反射器は、その下縁の高さが地上250mm以上(セミトレーラであつて、自動車の構造上、大型後部反射器を地上250mm以上の位置に取付けることができない場合には、地上250mmより下のできるだけ高い位置)となるように取付けられていること。</p>	<p>8-82-3 取付要件 (視認等による審査) (1) 大型後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けなければならない。(保安基準第38条の2第3項関係)</p> <p>この場合において、大型後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第211条第3項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 大型後部反射器は、その下縁の高さが地上250mm以上(セミトレーラであつて、自動車の構造上、大型後部反射器を地上250mm以上の位置に取付けることができない場合には、地上250mmより下のできるだけ高い位置)であり、かつ、<u>大型後部反射器の上縁の高さが地上1,500mm以下(自動車の構造上、大型後部反射器を地上1,500mm以下に取付けることができない場合には、地上2,100mmより下であ</u></p>

新旧対照表
403 / 521

新	旧
<p><u>(削除)</u></p> <p>③ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>④ (略)</p> <p>(2) 大型後部反射器の性能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第211条第4項関係)</p> <p>8-82-4 (略)</p>	<p><u>り、かつ、地上1,500mmを超えるできるだけ低い位置)となるように取付けられていること。</u></p> <p>③ <u>大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く)、小型特殊自動車及びセミトレーラを牽引する牽引自動車以外の自動車に備える大型後部反射器の反射部及び蛍光部は、当該大型後部反射器の中心を含む自動車の進行方向に直交する水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面(当該大型後部反射器の上縁の高さが地上750mm未満の位置に取付けられている場合には、下方5°の平面)並びに当該大型後部反射器の中心を含む自動車の進行方向に平行な鉛直面より左方30°及び右方30°の平面により囲まれる範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。</u></p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4の規定により審査したときに、対象となる反射部及び蛍光部のうち、少なくとも8-82-2(1)に規定する性能を損なわない部分を見通せることをいう。</p> <p><u>ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ <u>大型後部反射器は、自動車の後面に当該大型後部反射器の反射面を後方に向けて、かつ、当該大型後部反射器の下端が水平になるように取付けられていること。</u></p> <p>⑥ (略)</p> <p>(2) <u>指定自動車等に備えられた大型後部反射器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた大型後部反射器であつてその性能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第211条第4項関係)</u></p>
<p>8-83 再帰反射材 8-83-1 装備要件 自動車(次に掲げるものを除く。)の両側面及び後面には再帰反射材を備えることができる。(保安基準第38条の3第1項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-83-2 性能要件 (視認等による審査) (1) 再帰反射材は、光を光源方向に効果的に反射することにより夜間に自動車の側方又は後方にある他の交通に当該自動車の長さ又は幅を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第38条の3第2項関係、細目告示第211条の2第1項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>8-83 再帰反射材 8-83-1 装備要件 自動車(次に掲げるものを除く。)の両側面及び後面には再帰反射材を備えることができる。(保安基準第38条の3第1項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ <u>カタビラ及びソリを有する軽自動車</u></p> <p>8-83-2 性能要件 (視認等による審査) (1) 再帰反射材は、光を光源方向に効果的に反射することにより夜間に自動車の側方又は後方にある他の交通に当該自動車の長さ又は幅を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第38条の3第2項関係、細目告示第211条の2第1項関係)</p> <p>① <u>再帰反射材は、テープ状又はシート状で、テープ状の場合の幅は、50mm以上</u></p>

新旧対照表
404 / 521

新	旧
<p>① (略) (削除)</p> <p>② (略) (削除)</p>	<p>60mm 以下であること。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 再帰反射材は、線状再帰反射材、輪郭表示再帰反射材（完全輪郭表示再帰反射材又は部分輪郭表示再帰反射材）又は特徴等表示再帰反射材のいずれかとする。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 特徴等表示再帰反射材は、輪郭表示再帰反射材よりも明らかに低い反射係数を持つものであること。</p>
<p>(2) 再帰反射材の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。 (細目告示第 211 条の 2 第 2 項関係) (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>(2) 次に掲げる再帰反射材であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第 211 条の 2 第 2 項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた再帰反射材</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている再帰反射材又はこれに準ずる性能を有する再帰反射材</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた再帰反射材又はこれに準ずる性能を有する再帰反射材</p>
<p>8-83-3 取付要件（視認等による審査）</p>	<p>8-83-3 取付要件（視認等による審査）</p>
<p>(1) 再帰反射材は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 38 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 211 条の 2 第 3 項関係) (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>(1) 再帰反射材は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 38 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 211 条の 2 第 3 項関係)</p> <p>① 線状再帰反射材は、地面にできるだけ平行に取付けられていること。</p> <p>② 輪郭表示再帰反射材は、地面にできるだけ平行又は垂直に取付けられていること。</p> <p>③ 自動車の側面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、車両中心線上の鉛直面にできるだけ平行に取付けられていること。 また、自動車の後面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、車両中心線に直交する鉛直面にできるだけ平行に取付けられていること。これによりがたい場合は、車両の外形の輪郭に可能な限り近くなるように取付けること。</p> <p>④ 自動車の側面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、自動車〔セミトレーラを牽引する牽引自動車にあつては運転台（バンパその他の附属品を含む。）をいい、被牽引自動車にあつては連結装置を除く部分をそれぞれいう。〕の前端及び後端からそれぞれ最も近い位置に取付けられている再帰反射材までの距離が 600mm 以内のできるだけ前端（自動車の前端からの距離が 2,400mm 以内の位置に、600mm 以内の間隔で 25cm² 以上の大きさの反射器が取付けられている場合にあつては、2,400mm 以内のできるだけ限り前端）及び後端に近い位置に取付けられており、かつ、連続した再帰反射材の長さの合計が当該自動車〔セミトレーラを牽引する牽引自動車にあつては運転台（バンパその他の附属品を含む。）をいい、被牽引自動車にあつては連結装置を除く部分をそれぞれいう。〕の長さの 70% 以上であること。 この場合において、水平方向の再帰反射材の不連続部分であつて、鉛直方向か</p>

新旧対照表
405 / 521

新	旧
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>ら重なって見える部分は連続しているものとみなす。</p> <p>⑤ 自動車の後面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、自動車の最外側からできるだけ近い位置に取付けられており、かつ、連続した再帰反射材の長さの合計が当該自動車の幅の 70% 以上であること。 この場合において、水平方向の再帰反射材の不連続部分であつて、鉛直方向から重なって見える部分は連続しているものとみなす。</p> <p>⑥ 不連続の線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、④及び⑤の規定において、隣り合う再帰反射材の間隔が隣り合う再帰反射材のうち短い方の再帰反射材の長さの 50% 以下（自動車の構造上短い方の 50% 以下に取付けることができない自動車にあつては、1,000mm 以下でできるだけ短い間隔）である場合には、連続しているものとみなす。</p>
<p>① 線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材のうち車両の下部にあるものは、下縁の高さが地上 250mm 以上に取付けられていること。</p>	<p>⑦ 線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材のうち車両の下部にあるものは、下縁の高さが地上 250mm 以上 2,500mm 以下（自動車の形状、構造、デザイン及び操作性により、再帰反射材を地上 2,500mm 以下に取付けることができない場合においては、地上 2,500mm 以上のできるだけ低い位置）に取付けられていること。 また、輪郭表示再帰反射材のうち車両の上部にあるものは、輪郭表示再帰反射材の上縁と当該自動車の上端を車両中心線と平行な鉛直面にそれぞれ投影した際の鉛直方向の長さが 400mm 以内のできるだけ高い位置に取付けられていること。</p>
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>⑧ 部分輪郭表示再帰反射材のうちそれぞれの上部の端部及び隅角部にあるもの（コーナーマーク）は、一辺の長さが 250mm 以上のテープ状の再帰反射材であり、かつ、互いに直角に取付けられていること。これらによりがたい場合は、車両の外形の輪郭に可能な限り近くなるように取付けること。</p> <p>⑨ 特徴等表示再帰反射材は、他の灯火等の効果を阻害しないように、自動車側面の輪郭表示再帰反射材の内側に限って取付けられていること。</p>
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>⑩ 自動車の後面に備える再帰反射材は、当該反射部と当該自動車の制動灯（後面の両側上部に備えるものを除く。）の照明部をそれぞれ車両中心面に直交する鉛直面に投影した場合において、当該投影部が互いに 200mm 以上離れるように取付けられていること。</p> <p>⑪ 自動車の後面に備える大型後部反射器は、⑤の規定により再帰反射材の長さを合計する場合において、再帰反射材の一部とみなすことができる。</p>
<p>(削除)</p>	<p>⑫ 自動車の後面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、自動車の後端から 25m 後方にある車両中心線に直交する鉛直面における地上 1,000mm から 1,500mm までの範囲並びに自動車の後端における車両中心線に直交する鉛直面と自動車の最外側における車両中心線に平行な鉛直面が交わる部分から、自動車の外側方向に左右それぞれ 45° 傾斜させた平面により囲まれる範囲において、全ての位置から当該反射部の 70% 以上の部分を見通すことができるものであること。</p> <p>⑬ 自動車の側面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、自動車の最外側から 25m 後方にある車両中心線と平行な鉛直面における地上 1m から 1.5m までの範囲並びに自動車の最外側における車両中心線と平行な鉛直面と自動車の前</p>

新旧対照表
406 / 521

新	旧
<p>(2) 再帰反射材の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第211条の2第4項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-83-4 (略)</p> <p>8-84 制動灯</p> <p>8-84-1 装備要件</p> <p>自動車(最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。)の後面の両側には、制動灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車及び幅0.8m以下の自動車には、制動灯を後面に1個備えればよい。(保安基準第39条第1項)</p> <p>8-84-2 性能要件</p> <p>8-84-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 制動灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が主制動装置(牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置)又は補助制動装置を操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第39条第2項関係、細目告示第212条第1項関係)</p> <p>① 制動灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。</p> <p>②～③ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>端及び後端における車両中心線に直交する鉛直面が交わる部分から、自動車の前</u> <u>端にあっては前方向に、傾斜させた平面、自動車の後端にあっては後方向に、</u> <u>傾斜させた平面によりそれぞれ囲まれる範囲において、全ての位置から反射部の</u> <u>70%以上の部分を見通すことができるものであること。</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる再帰反射材であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基</u> <u>準に適合するものとする。(細目告示第211条の2第4項関係)</u></p> <p>① <u>指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に</u> <u>備えられた再帰反射材</u></p> <p>② <u>法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられ</u> <u>ている再帰反射材と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている再帰</u> <u>反射材又はこれに準ずる性能を有する再帰反射材</u></p> <p>③ <u>法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付</u> <u>装置の指定を受けた自動車に備える再帰反射材と同一の構造を有し、かつ、同一</u> <u>の位置に備えられた再帰反射材又はこれに準ずる性能を有する再帰反射材</u></p> <p><u>(取付例) (略)</u></p> <p><u>(参考図) (略)</u></p> <p>8-83-4 (略)</p> <p>8-84 制動灯</p> <p>8-84-1 装備要件</p> <p>自動車(最高速度20km/h未満の軽自動車及び小型特殊自動車(長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の小型特殊自動車に限る。)を除く。)の後面の両側には、制動灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、カタビラ及びびりを有する軽自動車並びに幅0.8m以下の自動車には、制動灯を後面に1個備えればよい。(保安基準第39条第1項)</p> <p>8-84-2 性能要件</p> <p>8-84-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 制動灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が主制動装置(牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置)又は補助制動装置を操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第39条第2項関係、細目告示第212条第1項関係)</p> <p>① 制動灯は、<u>昼間にその後方100mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。</u></p> <p><u>この場合において、その光源が15W以上60W以下で照明部の大きさが20cm²以上であり、かつ、その機能が正常である制動灯は、この基準に適合するものとする。</u></p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 制動灯の照明部は、制動灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を</p>

新旧対照表
407 / 521

新	旧
<p>④ (略)</p> <p>(2) 制動灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第212条第2項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-84-2-2 (略)</p> <p>8-84-3 取付要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けなければならない。(保安基準第39条第3項関係)</p> <p>この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第212条第3項関係、適用関係告示第42条第15号)</p> <p>① (略)</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える制動灯は、その照明部の下縁の高さが地上350mm以上(セミトレーラでその自動車の構造上地上350mm以上に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最高の高さ)となるように取付けられていること。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに制動灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より制動灯の内側方向45°の平面及び制動灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。</u></p> <p><u>ただし、二輪自動車及び幅0.8m以下の側車付二輪自動車の後面の中心に備えるものにあつては、制動灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平面を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに制動灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ45°の平面より囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであればよい。</u></p> <p><u>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) <u>次に掲げる制動灯であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に</u> <u>適合するものとする。(細目告示第212条第2項関係)</u></p> <p>① <u>指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に</u> <u>備えられた制動灯</u></p> <p>② <u>法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられ</u> <u>ている制動灯又はこれに準ずる性能を有する制動灯</u></p> <p>③ <u>法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた制動灯又はこれに準</u> <u>ずる性能を有する制動灯</u></p> <p>8-84-2-2 (略)</p> <p>8-84-3 取付要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けなければならない。(保安基準第39条第3項関係)</p> <p>この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第212条第3項関係、適用関係告示第42条第15号)</p> <p>① (略)</p> <p>② 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びびりを有する軽自動車以外の自動車に備える制動灯は、その照明部の上縁の高さが地上2,100mm以下、下縁の高さが地上350mm以上(セミトレーラでその自動車の構造上地上350mm以上に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最高の高さ)となるように取付けられていること。</p> <p>③ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びびりを有する軽自動車に備える制動灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>④ 後面の両側に備える制動灯にあつては、最外側にあるものの照明部の最外縁</p>

新旧対照表
408 / 521

新	旧
<p>③～⑤ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>⑥ 制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 8-84-2-1 (1) に掲げた性能を損なわないように取付けられなければならない。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 制動灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 212 条第 4 項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>は、自動車の最外側から 400mm 以内となるように取付けられていること。</p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>⑧ 制動灯は、自動車の前方を照射しないように取付けられていること。</p> <p>⑨ 制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 8-84-2-1 (1) (大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。))及び小型特殊自動車にあっては、8-84-2-1 (1) ④に係る部分を除く。)に掲げた性能(制動灯の上面の高さが地上 750mm 未満となるように取付けられている場合にあっては、8-84-2-1 (1) ④に掲げた性能のうち 8-84-2-1 (1) ④の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とし、「内側方向 45°」とあるのは「内側方向 20°」とする。)を損なわないように取付けられなければならない。</p> <p>ただし、自動車の構造上、8-84-2-1 (1) ④に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>(2) 次のアからエまでの規定に適合する自動車に備える制動灯には、(1) の規定のうち②の基準は適用しない。</p> <p>ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びびそりを有する軽自動車並びに車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車に備える制動灯を除く。</p> <p>この場合において、制動灯の上面の高さが地上 2,100mm 以上となるように取付けられた制動灯に係る 8-84-2-1 (1) ④の規定の適用に当たっては、同規定中「上方 15°」とあるのは「上方 5°」と読み替えるものとする。</p> <p>ア 自動車の後面に補助制動灯が備えられていないこと。</p> <p>イ 自動車の後面の両側に制動灯が左右 2 個ずつであること。</p> <p>ウ 後面の両側下部に制動灯を備える自動車にあっては、照明部の上縁の高さが地上 1,500mm 以下(大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあっては、地上 2,100mm 以下)であり、かつ、照明部の最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内となるようにそれぞれ取付けられていること。</p> <p>エ 後面の両側上部に制動灯を備える自動車にあっては、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取付けられており、かつ、その照明部の下縁と下部に備える制動灯の照明部の上縁との垂直方向の距離が 600mm 以上離れていること。</p> <p>(3) 次に掲げる制動灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 212 条第 4 項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動灯</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている制動灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている制動灯又はこれに準ずる性能を有する制動灯</p>

新旧対照表
409 / 521

新	旧
<p><u>(削除)</u></p> <p>8-84-4 (略)</p> <p>8-85 補助制動灯</p> <p>8-85-1 装備要件</p> <p>次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)の後面には、補助制動灯を備えなければならない。(保安基準第 39 条の 2 第 1 項)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>8-85-2 性能要件</p> <p>8-85-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 補助制動灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が主制動装置(牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置)又は補助制動装置を操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 39 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 213 条第 1 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 補助制動灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 213 条第 2 項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える制動灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動灯又はこれに準ずる性能を有する制動灯</p> <p>8-84-4 (略)</p> <p>8-85 補助制動灯</p> <p>8-85-1 装備要件</p> <p>次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)の後面には、補助制動灯を備えなければならない。(保安基準第 39 条の 2 第 1 項)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>8-85-2 性能要件</p> <p>8-85-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 補助制動灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が主制動装置(牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置)又は補助制動装置を操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 39 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 213 条第 1 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 補助制動灯の照明部は、補助制動灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 10° の平面及び下方 5° の平面並びに補助制動灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より補助制動灯の内側方向 10° の平面及び補助制動灯の外側方向 10° の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。</p> <p>ただし、二輪自動車及び幅 0.8m 以下の側車付二輪自動車の後面の中心に備えるものにおいては、補助制動灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平面を含む、水平面より上方 10° の平面及び下方 5° の平面並びに補助制動灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ 10° の平面より囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであればよい。</p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも①及び②に規定する性能を損なわない部分を見通せることをいう。</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) 次に掲げる補助制動灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 213 条第 2 項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた補助制動灯</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられ</p>

新旧対照表
410 / 521

新	旧
<p>(削除)</p> <p>8-85-2-2 (略)</p> <p>8-85-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 補助制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第39条の2第3項関係)</p> <p>この場合において、補助制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第213条第3項関係)</p> <p>① 補助制動灯の数は、1個であること。 ただし、<u>自動車の構造上その照明部の中心を車両中心面上に取付けることができるもの</u>にあつては、補助制動灯を車両中心面の両側に1個ずつ取付けることができる。</p> <p>② (略)</p> <p>(削除)</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(削除)</p> <p>⑦ 補助制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等8-85-2-1(1)に掲げる性能を損なわないように取付けられなければならない。</p> <p>(2) 補助制動灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第213条第4項関係)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>ている補助制動灯又はこれに準ずる性能を有する補助制動灯</p> <p>③ <u>法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた補助制動灯又はこれに準ずる性能を有する補助制動灯</u></p> <p>8-85-2-2 (略)</p> <p>8-85-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 補助制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第39条の2第3項関係)</p> <p>この場合において、補助制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第213条第3項関係)</p> <p>① 補助制動灯の数は、1個であること。 ただし、<u>②ただし書の規定により</u>車両中心面の両側に1個ずつ取付ける場合にあつては、この限りでない。</p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>補助制動灯の照明部の中心は、車両中心面上にあること。</u> ただし、自動車の構造上その照明部の中心を車両中心面上に取付けることができるものにあつては、照明部の中心を車両中心面から150mmまでの間に取付けるか、又は補助制動灯を車両中心面の両側に1個ずつ取付けることができる。 この場合において、両側に備える補助制動灯の取付位置は、取付けることのできる車両中心面に最も近い位置であること。</p> <p>④～⑦ (略)</p> <p>⑧ 補助制動灯は、自動車の前方を照射しないように取付けられていること。</p> <p>⑨ 補助制動灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等8-85-2-1(1)に掲げる性能を損なわないように取付けられなければならない。 ただし、自動車の構造上、8-85-2-1(1)③に規定する範囲において、<u>全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあっては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</u></p> <p>(2) 次に掲げる補助制動灯であつてその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第213条第4項関係)</p> <p>① <u>指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた補助制動灯</u></p> <p>② <u>法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている補助制動灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている補助制動灯又はこれに準ずる性能を有する補助制動灯</u></p> <p>③ <u>法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える補助制動灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた補助制動灯又はこれに準ずる性能を有する補</u></p>

新旧対照表
411 / 521

新	旧
<p>8-85-4 (略)</p> <p>8-86 後退灯</p> <p>8-86-1 装備要件</p> <p>自動車には、後退灯を備えなければならない。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車及び幅0.8m以下の自動車並びにこれらにより牽引される被牽引自動車にあつては、この限りでない。(保安基準第40条第1項)</p> <p>8-86-2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 後退灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が後退していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第40条第2項関係、細目告示第214条第1項関係)</p> <p>① 後退灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(2) 後退灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第214条第2項関係)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>8-86-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 後退灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第40条第3項関係、細目告示第214条第3項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 後退灯は、その照明部の下縁の高さが250mm以上となるように取付けられな</p>	<p>補助制動灯</p> <p>8-85-4 (略)</p> <p>8-86 後退灯</p> <p>8-86-1 装備要件</p> <p>自動車には、後退灯を備えなければならない。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、<u>カクピラ及びりを有する軽自動車、小型特殊自動車(長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の小型特殊自動車に限る。)</u>並びに幅0.8m以下の自動車並びにこれらにより牽引される被牽引自動車にあつては、この限りでない。(保安基準第40条第1項)</p> <p>8-86-2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 後退灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が後退していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第40条第2項関係、細目告示第214条第1項関係)</p> <p>① 後退灯は、<u>昼間にその後方100mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。</u> <u>この場合において、その光源が15W以上75W以下で照明部の大きさが20cm²以上であり、かつ、その機能が正常である後退灯は、この基準に適合するものとする。</u></p> <p>②～③ (略)</p> <p>(2) 次に掲げる後退灯であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第214条第2項関係)</p> <p>① <u>指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後退灯</u></p> <p>② <u>法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後退灯又はこれに準ずる性能を有する後退灯</u></p> <p>③ <u>法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた後退灯又はこれに準ずる性能を有する後退灯</u></p> <p>8-86-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 後退灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 ただし、<u>②ただし書の後退灯であつて⑤の規定に適合するものは、②前段の規定に適合するものとする。</u> また、<u>④ただし書の後退灯であつて、独立した操作装置により消灯させることができるものは、当該基準に適合するものとする。</u>(保安基準第40条第3項関係、細目告示第214条第3項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 後退灯は、その照明部の上縁の高さが地上1,200mm以下(大型特殊自動車及び</p>

新旧対照表
412 / 521

新	旧
<p>なければならない。</p> <p>長さが6mを超えるバス・トラック (参考図)(略)</p> <p>④ 後退灯は、変速装置(被牽引自動車にあっては、その牽引自動車の変速装置)を後退の位置に操作しており、かつ、原動機(被牽引自動車にあっては、その牽引自動車の変速装置)の操作装置が始動の位置にあるときにのみ点灯する構造であること。</p> <p>また、①アに掲げる自動車に備える後退灯であつて、2個を超えて備えるものについては、尾灯及び車幅灯が点灯し、変速装置(被牽引自動車にあっては、その牽引自動車の変速装置)を後退の位置に操作しており、かつ、原動機(被牽引自動車にあっては、その牽引自動車の変速装置)の操作装置が始動の位置にあるときにのみ点灯する構造でなければならない。</p> <p>ただし、②ただし書の規定により自動車の側面に備える後退灯にあっては、変速装置を後退の位置から前進の位置等に操作した状態において、自動車の速度が10km/hに達するまでの間点灯し続けるものとする。この場合において、後退灯は、独立した操作装置によって点灯した後退灯を消灯させることができる構造でなければならない。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>小型特殊自動車に備える後退灯であつて、その自動車の構造上地上1,200mm以下に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最低の高さ、下縁の高さが250mm以上となるように取付けられなければならない。</u></p> <p>長さが6mを超えるバス・トラック (参考図)(略)</p> <p>④ 後退灯は、変速装置(被牽引自動車にあっては、その牽引自動車の変速装置)を後退の位置に操作しており、かつ、原動機(被牽引自動車にあっては、その牽引自動車の変速装置)の操作装置が始動の位置にあるときにのみ点灯する構造であること。</p> <p>また、①アに掲げる自動車に備える後退灯であつて、2個を超えて備えるものについては、尾灯及び車幅灯が点灯し、変速装置(被牽引自動車にあっては、その牽引自動車の変速装置)を後退の位置に操作しており、かつ、原動機(被牽引自動車にあっては、その牽引自動車の変速装置)の操作装置が始動の位置にあるときにのみ点灯する構造でなければならない。</p> <p>ただし、①②ただし書の規定により自動車の側面に備える後退灯にあっては、変速装置を後退の位置から前進の位置等に操作した状態において、自動車の速度が10km/hに達するまでの間点灯し続けるものとする。この場合において、後退灯は、独立した操作装置によって点灯した後退灯を消灯させることができる構造でなければならない。</p> <p>⑤ <u>大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車以外の自動車の後面に備える後退灯の照明部は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。</u></p> <p><u>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも8-86-2(1)①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</u></p> <p><u>ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあつては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</u></p> <p><u>また、後退灯を自動車の側面に取付ける場合にあつては、その基準軸が車両中心線を含む鉛直面と平行な当該灯火の取付部を含む鉛直面に対して15°以内の傾斜で側方に水平又は下方に向いているものは前段の基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>ア 後退灯を1個備える場合</u> 後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方5°の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向45°の平面及び後退灯の外側方向45°の平面</p> <p><u>イ 後退灯を2個以上備える場合</u> 車両中心面に対して対称な位置に取付けられているものについては、後</p>

新旧対照表
413 / 521

新	旧														
<p>⑤～⑧(略)</p> <p>(2) 後退灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第214条第4項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-86-4(略)</p> <p>8-87 方向指示器</p> <p>8-87-1(略)</p> <p>8-87-2 性能要件</p> <p>8-87-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものではない。(保安基準第41条第2項関係、細目告示第215条第1項関係)</p> <p>① 方向指示器の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。</p>	<p><u>退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方5°の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向30°の平面及び後退灯の外側方向45°の平面</u></p> <p>⑥～⑧(略)</p> <p>(2) <u>次に掲げる後退灯であつてその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第214条第4項関係)</u></p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後退灯</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後退灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後退灯又はこれに準ずる性能を有する後退灯</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える後退灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後退灯又はこれに準ずる性能を有する後退灯</p> <p>8-86-4(略)</p> <p>8-87 方向指示器</p> <p>8-87-1(略)</p> <p>8-87-2 性能要件</p> <p>8-87-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものではない。(保安基準第41条第2項関係、細目告示第215条第1項関係)</p> <p>① 方向指示器は、<u>方向の指示を表示する方向100m [8-87-3(1)③、④(自動車の両側面の中央部に備える方向指示器を除く。)]又は⑤⑥(④の規定により自動車の両側面の中央部に備える方向指示器を除く。)]の規定により自動車の両側面に備える方向指示器にあっては、30m]の位置から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。</u></p> <p><u>この場合において、次の第1表に掲げる性能を有するものであつて、かつ、その機能が正常である方向指示器は、この基準に適合するものとする。</u></p> <p><u>第1表</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">方向指示器の種類</th> <th rowspan="2">自動車の種類</th> <th colspan="2">要件</th> </tr> <tr> <th>光源のW数</th> <th>照明部の面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 方向の指示を前方又は後方に対して表示する</td> <td>長さ6m以上の自動車</td> <td>15W以上 60W以下</td> <td>40cm²以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>二輪自動車、側車付二輪自動</td> <td>10W以上</td> <td>7cm²以上</td> </tr> </tbody> </table>	方向指示器の種類	自動車の種類	要件		光源のW数	照明部の面積	ア 方向の指示を前方又は後方に対して表示する	長さ6m以上の自動車	15W以上 60W以下	40cm ² 以上		二輪自動車、側車付二輪自動	10W以上	7cm ² 以上
方向指示器の種類	自動車の種類			要件											
		光源のW数	照明部の面積												
ア 方向の指示を前方又は後方に対して表示する	長さ6m以上の自動車	15W以上 60W以下	40cm ² 以上												
	二輪自動車、側車付二輪自動	10W以上	7cm ² 以上												

新旧対照表
414 / 521

新	旧					
<p>② (略) (削除)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="858 152 1018 250"> ための方向指示器 車及び三輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車 その他 </td> <td data-bbox="1018 152 1257 250"> 60W 以下 15W 以上 60W 以下 </td> <td data-bbox="1257 152 1485 250"> 20cm² 以上 </td> </tr> </table>	ための方向指示器 車及び三輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車 その他	60W 以下 15W 以上 60W 以下	20cm ² 以上		
	ための方向指示器 車及び三輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車 その他	60W 以下 15W 以上 60W 以下	20cm ² 以上			
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="858 264 1018 474"> イ 8-87-3 (1) ㉓、㉔、㉕又は㉖の規定により自動車の両側面に備える方向指示器 (8-87-3 (2) ㉑に規定するものを除く。) </td> <td data-bbox="1018 264 1257 474"> 平成 22 年 4 月 1 日以後に製作された長さが 6m を超える自動車 平成 18 年 1 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された長さ 6m 以上の自動車及び平成 22 年 4 月 1 日以後に製作された長さ 6m の自動車 その他 </td> <td data-bbox="1257 264 1485 474"> 6W 以上 60W 以下 20cm² 以上 (※1) 3W 以上 60W 以下 20cm² 以上 (※1) 3W 以上 30W 以下 10cm² 以上 (※1) </td> </tr> </table>	イ 8-87-3 (1) ㉓、㉔、㉕又は㉖の規定により自動車の両側面に備える方向指示器 (8-87-3 (2) ㉑に規定するものを除く。)	平成 22 年 4 月 1 日以後に製作された長さが 6m を超える自動車 平成 18 年 1 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された長さ 6m 以上の自動車及び平成 22 年 4 月 1 日以後に製作された長さ 6m の自動車 その他	6W 以上 60W 以下 20cm ² 以上 (※1) 3W 以上 60W 以下 20cm ² 以上 (※1) 3W 以上 30W 以下 10cm ² 以上 (※1)		
	イ 8-87-3 (1) ㉓、㉔、㉕又は㉖の規定により自動車の両側面に備える方向指示器 (8-87-3 (2) ㉑に規定するものを除く。)	平成 22 年 4 月 1 日以後に製作された長さが 6m を超える自動車 平成 18 年 1 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された長さ 6m 以上の自動車及び平成 22 年 4 月 1 日以後に製作された長さ 6m の自動車 その他	6W 以上 60W 以下 20cm ² 以上 (※1) 3W 以上 60W 以下 20cm ² 以上 (※1) 3W 以上 30W 以下 10cm ² 以上 (※1)			
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="858 488 1018 586"> ウ 8-87-3 (2) ㉑の規定により自動車の両側面に備える方向指示器 </td> <td data-bbox="1018 488 1257 586"> 15W 以上 60W 以下 </td> <td data-bbox="1257 488 1485 586"> 40cm² 以上 (※1) </td> </tr> </table>	ウ 8-87-3 (2) ㉑の規定により自動車の両側面に備える方向指示器	15W 以上 60W 以下	40cm ² 以上 (※1)		
	ウ 8-87-3 (2) ㉑の規定により自動車の両側面に備える方向指示器	15W 以上 60W 以下	40cm ² 以上 (※1)			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="858 600 1018 698"> エ 8-87-3 (2) ㉒の規定により自動車の両側面に 3 個ずつ備える方向指示器 </td> <td data-bbox="1018 600 1257 698"> 3W 以上 30W 以下 </td> <td data-bbox="1257 600 1485 698"> 10cm² 以上 (※1) </td> </tr> </table>	エ 8-87-3 (2) ㉒の規定により自動車の両側面に 3 個ずつ備える方向指示器	3W 以上 30W 以下	10cm ² 以上 (※1)			
エ 8-87-3 (2) ㉒の規定により自動車の両側面に 3 個ずつ備える方向指示器	3W 以上 30W 以下	10cm ² 以上 (※1)				
<p>※1：各照明部の車両中心線上の鉛直面への投影面積及び車両中心線上の鉛直面と 45° に交わる鉛直面への投影面積をいう。</p>						
<p>② (略)</p> <p>③ 方向指示器の照明部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種類に応じ、同表の右欄に掲げる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。</p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも㉑に規定する照明部の面積を有する部分を見通せることをいう。</p>						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="858 936 1136 958">方向指示器の種類</th> <th data-bbox="1136 936 1485 958">範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="858 958 1136 992"> ア 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車の前面又は後 </td> <td data-bbox="1136 958 1485 992"> 方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上 </td> </tr> </tbody> </table>			方向指示器の種類	範囲	ア 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車の前面又は後	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上
方向指示器の種類	範囲					
ア 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車の前面又は後	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上					

新	旧		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="858 1272 1136 1482"> 面に備える方向指示器 </td> <td data-bbox="1136 1272 1485 1482"> 方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より方向指示器の内側方向 45° の平面及び方向指示器の外側方向 80° の平面により囲まれる範囲。 ただし、方向指示器の H 面の高さが地上 750mm 未満となるように取付けられている場合にあっては、下方は 5° まで、H 面より下方の内側については 20° までの範囲としてもよい。 </td> </tr> </table>	面に備える方向指示器	方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より方向指示器の内側方向 45° の平面及び方向指示器の外側方向 80° の平面により囲まれる範囲。 ただし、方向指示器の H 面の高さが地上 750mm 未満となるように取付けられている場合にあっては、下方は 5° まで、H 面より下方の内側については 20° までの範囲としてもよい。
	面に備える方向指示器	方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より方向指示器の内側方向 45° の平面及び方向指示器の外側方向 80° の平面により囲まれる範囲。 ただし、方向指示器の H 面の高さが地上 750mm 未満となるように取付けられている場合にあっては、下方は 5° まで、H 面より下方の内側については 20° までの範囲としてもよい。	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="858 1496 1136 1729"> イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面又は後面に備える方向指示器 </td> <td data-bbox="1136 1496 1485 1729"> 方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より方向指示器の内側方向 20° の平面及び方向指示器の外側方向 80° の平面により囲まれる範囲。 ただし、方向指示器の H 面の高さが地上 750mm 未満となるように取付けられている場合にあっては、下方は 5° までの範囲としてもよい。 </td> </tr> </table>	イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面又は後面に備える方向指示器	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より方向指示器の内側方向 20° の平面及び方向指示器の外側方向 80° の平面により囲まれる範囲。 ただし、方向指示器の H 面の高さが地上 750mm 未満となるように取付けられている場合にあっては、下方は 5° までの範囲としてもよい。
	イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車の前面又は後面に備える方向指示器	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より方向指示器の内側方向 20° の平面及び方向指示器の外側方向 80° の平面により囲まれる範囲。 ただし、方向指示器の H 面の高さが地上 750mm 未満となるように取付けられている場合にあっては、下方は 5° までの範囲としてもよい。	
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="858 1742 1136 1975"> ウ ㉑に掲げる自動車以外の自動車の両側面に備える方向指示器 (8-87-3 (2) ㉑に規定するものを除く。) 及び 8-87-3 (2) ㉒に規定により両側面に 3 個ずつ備える方向指示器 </td> <td data-bbox="1136 1742 1485 1975"> 方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であって方向指示器の中心より後方にあるものより方向指示器の外側方向 5° の平面及び方向指示器の外側方向 60° の平面により囲まれる範囲。 ただし、方向指示器の H 面の高さが地上 750mm 未満となるように取付けられている場合にあっては、下方は 5° までの範囲としてもよい。 </td> </tr> </table>	ウ ㉑に掲げる自動車以外の自動車の両側面に備える方向指示器 (8-87-3 (2) ㉑に規定するものを除く。) 及び 8-87-3 (2) ㉒に規定により両側面に 3 個ずつ備える方向指示器	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であって方向指示器の中心より後方にあるものより方向指示器の外側方向 5° の平面及び方向指示器の外側方向 60° の平面により囲まれる範囲。 ただし、方向指示器の H 面の高さが地上 750mm 未満となるように取付けられている場合にあっては、下方は 5° までの範囲としてもよい。	
ウ ㉑に掲げる自動車以外の自動車の両側面に備える方向指示器 (8-87-3 (2) ㉑に規定するものを除く。) 及び 8-87-3 (2) ㉒に規定により両側面に 3 個ずつ備える方向指示器	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であって方向指示器の中心より後方にあるものより方向指示器の外側方向 5° の平面及び方向指示器の外側方向 60° の平面により囲まれる範囲。 ただし、方向指示器の H 面の高さが地上 750mm 未満となるように取付けられている場合にあっては、下方は 5° までの範囲としてもよい。		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="858 1989 1136 2110"> エ 次の (1) から (4) までに掲げる自動車 (長さ 6m 以下のものを除く。) 並びに (5) 及び (6) に掲げる自動車の両側面に備える方向指示器 (8-87-3 (2) ㉑及び㉒に規定するものを除く。) </td> <td data-bbox="1136 1989 1485 2110"> 方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 30° の平面及び下方 5° の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であって方向指示器の中心より後方にあるものより方向指示器の </td> </tr> </table>	エ 次の (1) から (4) までに掲げる自動車 (長さ 6m 以下のものを除く。) 並びに (5) 及び (6) に掲げる自動車の両側面に備える方向指示器 (8-87-3 (2) ㉑及び㉒に規定するものを除く。)	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 30° の平面及び下方 5° の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であって方向指示器の中心より後方にあるものより方向指示器の	
エ 次の (1) から (4) までに掲げる自動車 (長さ 6m 以下のものを除く。) 並びに (5) 及び (6) に掲げる自動車の両側面に備える方向指示器 (8-87-3 (2) ㉑及び㉒に規定するものを除く。)	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 30° の平面及び下方 5° の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面であって方向指示器の中心より後方にあるものより方向指示器の		

新	旧		
<p>③ (略)</p> <p>2) 方向指示器の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 215 条第 2 項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-87-2-2 (略)</p> <p>8-87-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="869 134 1149 593"> <p>(1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの</p> <p>(2) その形状が専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のものの形状に類する自動車</p> <p>(3) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの</p> <p>(4) その形状が貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のものの形状に類する自動車</p> <p>(5) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの</p> <p>(6) その形状が貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるものの形状に類する自動車</p> </td> <td data-bbox="1149 134 1492 593"> <p>外側方向 5° の平面及び方向指示器の外側方向 60° の平面により囲まれる範囲</p> </td> </tr> </table> <p>④ (略)</p> <p>2) 次に掲げる方向指示器であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 215 条第 2 項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた方向指示器</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている方向指示器又はこれに準ずる性能を有する方向指示器</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた方向指示器又はこれに準ずる性能を有する方向指示器</p> <p>8-87-2-2 (略)</p> <p>8-87-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準及び(2)の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 41 条第 3 項関係、細目告示第 215 条第 3 項関係)</p> <p>① 自動車には、方向指示器を自動車の車両中心線上の前方及び後方 30m の距離から照明部が見通すことのできる位置に少なくとも左右 1 個ずつ備えること。 ただし、最高速度 20km/h 未満の自動車で、かじ取ハンドルの中心から自動車</p>	<p>(1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの</p> <p>(2) その形状が専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のものの形状に類する自動車</p> <p>(3) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの</p> <p>(4) その形状が貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のものの形状に類する自動車</p> <p>(5) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの</p> <p>(6) その形状が貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるものの形状に類する自動車</p>	<p>外側方向 5° の平面及び方向指示器の外側方向 60° の平面により囲まれる範囲</p>
<p>(1) 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの</p> <p>(2) その形状が専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のものの形状に類する自動車</p> <p>(3) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のもの</p> <p>(4) その形状が貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のものの形状に類する自動車</p> <p>(5) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるもの</p> <p>(6) その形状が貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5t を超えるものの形状に類する自動車</p>	<p>外側方向 5° の平面及び方向指示器の外側方向 60° の平面により囲まれる範囲</p>		

新旧対照表
417 / 521

新	旧
<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第 41 条第 3 項関係、細目告示第 215 条第 3 項及び第 4 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>の最外側までの距離が 650mm 未満であり、かつ、運転者席が車室内にないものと及び被牽引自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>② 自動車の後面の両側には、方向指示器を備えること。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、幅 0.8m 以下の自動車並びに①ただし書の自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>③ 自動車(大型貨物自動車等、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、幅 0.8m 以下の自動車並びに①ただし書の自動車を除く。)の両側面には、方向指示器を備えること。</p> <p>④ 大型貨物自動車等には、両側面の前部(被牽引自動車に係るものを除く。)に 1 個ずつ方向指示器を備えるほか、両側面の中央部に 1 個ずつ又は両側面に 3 個ずつ方向指示器を備えること。</p> <p>⑤ 牽引自動車(②ただし書の自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)を除く。)と被牽引自動車を連結した場合(牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合を除く。)においては、その状態において①本文、②本文及び③の規定に適合するように方向指示器を備えること。</p> <p>⑥ 大型貨物自動車等である牽引自動車及び被牽引自動車には、④の規定に適合するように両側面の中央部に 1 個ずつ又は両側面に 3 個ずつ方向指示器を備えるほか、牽引自動車(②ただし書の自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。))を除く。)と被牽引自動車を連結した場合(牽引自動車又は被牽引自動車が大型貨物自動車等である場合に限る。)においては、その状態において牽引自動車又は被牽引自動車に①本文及び②本文の規定に適合するように、かつ、両側面に方向指示器を備えること。</p> <p>⑦ ①ただし書の自動車(被牽引自動車を除く。)で長さ 6m 以上のものと及び牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態における長さが 6m 以上となる場合における牽引自動車(②ただし書の自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。))に限る。)又は被牽引自動車には、①本文の規定に準じて方向指示器を備えること。</p> <p>(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 215 条第 4 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える前方又は後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器の照明部のうちそれぞれ最内側にあるものの最内縁の間隔は、600mm(幅が 1.3m 未満の自動車にあっては、400mm)以上であり、かつ、それぞれ最外側にあるもの(セミトレーラを牽引する牽引自動車に備える後方に対して方向の指示を表示するための方向指示器を除く。)の照明部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内となるように取付けられていること。</p>

新旧対照表
418 / 521

新	旧
(削除)	<p>④ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては、その照明部の最内縁において240mm以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては、その照明部の中心において150mm以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯が2個以上備えられている場合の前方に対して方向の指示を表示するためのものの位置は、方向指示器の照明部の最外縁が最外側の前照灯の照明部の最外縁より外側にあること。</p> <p>⑤ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える方向指示器は、その照明部の上縁の高さが地上2,100mm(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備える方向指示器並びに自動車の両側面に備える方向指示器にあつては、2,300mm)以下、下縁の高さが地上350mm以上(セミトレーラでその自動車の構造上地上350mm以上に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最高の高さ)となるように取付けられていること。</p> <p>⑥ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器は、その照明部の中心の高さが地上2,300mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>⑦ (1) ④及び⑤の自動車の両側面に備える方向指示器の照明部の最前縁は、自動車の前縁から2,500mm以内(大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては2,500mm以内又は自動車の長さ(牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合にあつては、連結した状態における長さ)の60%以内、長さ6m以上の自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員が10人未満のもの、貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量3.5t以下のもの及びその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車を除く。)にあつては、自動車の長さ(牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合にあつては、連結した状態における長さ)の60%以内)となるように取付けられていること。 (参考図)(略)</p> <p>⑧ (1) ④の自動車の両側面の前部に備える方向指示器は、自動車の前縁から運転者室又は客室の外側後端までの間に取付けられていること。</p> <p>⑨ (1) ④及び⑤の自動車の両側面の中央部に備える方向指示器の照明部の最前縁は、運転者室又は客室の外側後端から2,500mm以内(被牽引自動車にあつては、自動車の前縁から4,500mm以内)となるように取付けられ、かつ、自動車の最外側から側方1mの車両中心面に平行な鉛直面上で当該方向指示器の取付位置の前方1mから自動車の後端までに相当する点における地上1mから1.6mまでの位置から照明部を見通すことができるように取付けられていること。 (参考図)(略)</p> <p>⑩ (1) ④及び⑤の自動車の両側面に3個ずつ備える方向指示器は、可能な限り等間隔となるように取付けられていること。</p> <p>⑪ (1) ⑥の自動車の両側面に備える方向指示器(④及び⑤に規定する方向指示</p>
(削除)	<p>③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える方向指示器は、その照明部の下縁の高さが地上350mm以上(セミトレーラでその自動車の構造上地上350mm以上に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最高の高さ)となるように取付けられていること。</p>
(削除)	
(削除)	
(削除)	
(削除)	
(削除)	
(削除)	
(削除)	
(削除)	
(削除)	

新旧対照表
419 / 521

新	旧
<p>④ (略)</p> <p>⑤ 方向指示器は、他の灯火の点灯状態にかかわらず点灯操作及び消灯操作が行えるものであること。 ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える方向指示器にあつては、この限りでない。</p> <p>⑥～⑦ (略)</p> <p>⑧ 方向指示器は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等8-87-2-1(1)に掲げる性能を損なわないように取付けられなければならない。</p>	<p>器を除く。)の照明部の最前縁は、牽引自動車の前縁から牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態における長さの60%以内となるように取付けられていること。</p> <p>⑫ (略)</p> <p>⑬ 方向指示器は、他の灯火の点灯状態にかかわらず点灯操作及び消灯操作が行えるものであること。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える方向指示器にあつては、この限りでない。</p> <p>⑭～⑮ (略)</p> <p>⑯ 方向指示器は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等8-87-2-1(1)〔二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては8-87-2-1(1)③の表ア及びイに係る部分を除き、大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあつては同表ア及びウに係る部分を除く。〕に掲げる性能〔専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに長さ6m以上の自動車を除く。)であつて乗車定員が10人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車、被牽引自動車及び長さ6m以上の自動車を除く。)であつて車両総重量3.5t以下のものの前部又は後部に取付けられる側方灯(灯光の色が橙色であるものに限る。)]が同表アに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあつては同表アの基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。〕を損なわないように取付けられなければならない。 ただし、自動車の構造上、8-87-2-1(1)③に規定する範囲において、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあつては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p>
(削除)	<p>(3) 次のアからウまでの規定に適合する自動車の後面に備える方向指示器には、(2)の規定のうち⑥及び⑧(被牽引自動車の後面の両側の上部に備える方向指示器に限る。)の基準は適用しない。 ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに車両総重量750kg以下の被牽引自動車の後面に備える方向指示器を除く。 この場合において、方向指示器のH面の高さが地上2,100mm以上となるように取付けられた後面に備える方向指示器に係る8-87-2-1(1)③の適用に当たっては、同規定中「上方15°」とあるのは「上方5°」と読み替えるものとする。 エ 自動車の後面の両側に備える方向指示器が左右2個ずつであること。 イ 後面の両側下部に方向指示器を備える自動車にあつては、照明部の上縁の高さが地上1,500mm以下(大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては地上2,300mm以下、除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあつては地上</p>
(削除)	
(削除)	
(削除)	
(削除)	
(削除)	
(削除)	
(削除)	
(削除)	
(削除)	

新旧対照表
420 / 521

新	旧
<p>(2) 方向指示器の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 215 条第 5 項関係)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>2,100mm 以下)であり、かつ、照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるようにそれぞれ取付けられていること。</p> <p>ウ 後面の両側上部に方向指示器を備える自動車にあっては、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取付けられており、かつ、その照明部の下縁と下側に備える方向指示器の照明部の上縁との垂直方向の距離が 600mm 以上離れていること。</p> <p>(4) 次に掲げる方向指示器であってその機能を損なう損傷等のないものは、(2) の基準に適合するものとする。(細目告示第 215 条第 5 項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた方向指示器</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている方向指示器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている方向指示器又はこれに準ずる性能を有する方向指示器</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える方向指示器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた方向指示器又はこれに準ずる性能を有する方向指示器</p>
<p>8-87-4 (略)</p>	<p>8-87-4 (略)</p>
<p>8-88 補助方向指示器</p> <p>8-88-1 (略)</p> <p>8-88-2 性能要件</p> <p>8-88-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 補助方向指示器の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 216 条第 2 項関係)</p>	<p>8-88 補助方向指示器</p> <p>8-88-1 (略)</p> <p>8-88-2 性能要件</p> <p>8-88-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定自動車等に備えられている補助方向指示器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた補助方向指示器であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 216 条第 2 項関係)</p>
<p>8-88-2-2 (略)</p> <p>8-88-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 補助方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 41 条の 2 第 3 項関係)</p> <p>この場合において、補助方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 216 条第 3 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える補助方向指示器は、その照明部の下縁の高さが地上 350mm 以上(セミトレーラでその自動車の構造上地上 350mm 以上に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最高の高さ)となるように取付けられていること。</p>	<p>8-88-2-2 (略)</p> <p>8-88-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 補助方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 41 条の 2 第 3 項関係)</p> <p>この場合において、補助方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 216 条第 3 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびりを有する軽自動車以外の自動車に備える補助方向指示器は、その照明部の上縁の高さが地上 2,300mm 以下、下縁の高さが地上 350mm 以上(セミトレーラでその自動車の構造上地上 350mm 以上に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最高の高</p>

新	旧
<p>(削除)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(2) 補助方向指示器の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 216 条第 4 項関係)</p>	<p>き)となるように取付けられていること。</p> <p>③ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びびりを有する軽自動車に備える補助方向指示器は、その照明部の中心の高さが地上 2,300mm 以下となるように取付けられていること。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(2) 指定自動車等に備えられている補助方向指示器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた補助方向指示器であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 216 条第 4 項関係)</p>
<p>8-88-4 (略)</p> <p>8-89 非常点滅表示灯</p> <p>8-89-1 装備要件</p> <p>自動車には、非常点滅表示灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、幅 0.8m 以下の自動車及最高速度 40km/h 未満の自動車並びにこれらにより牽引される被牽引自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 41 条の 3 第 1 項)</p>	<p>8-88-4 (略)</p> <p>8-89 非常点滅表示灯</p> <p>8-89-1 装備要件</p> <p>自動車には、非常点滅表示灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びびりを有する軽自動車、大型特殊自動車、幅 0.8m 以下の自動車並びに最高速度 40km/h 未満の自動車並びにこれらにより牽引される被牽引自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 41 条の 3 第 1 項)</p>
<p>8-89-2 性能要件</p> <p>8-89-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 非常点滅表示灯は、非常時等に他の交通に警告することができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、8-87-2-1 (1) の規定 (自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 41 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 217 条第 1 項関係)</p> <p>(2) 非常点滅表示灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 217 条第 2 項関係)</p>	<p>8-89-2 性能要件</p> <p>8-89-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 非常点滅表示灯は、非常時等に他の交通に警告することができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、8-87-2-1 (1) (③の表ウ及びビを除く。)の規定 (自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 41 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 217 条第 1 項関係)</p> <p>(2) 指定自動車等に備えられている非常点滅表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた非常点滅表示灯であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 217 条第 2 項関係)</p>
<p>8-89-2-2 (略)</p> <p>8-89-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 非常点滅表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 41 条の 3 第 3 項関係)</p> <p>この場合において、非常点滅表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 217 条第 3 項関係)</p> <p>① 非常点滅表示灯については、8-87-3 (1) (⑥を除く。)の規定 (自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)を準用する。</p> <p>ただし、非常灯又は運転者異常時対応システムが当該自動車を制御しているこ</p>	<p>8-89-2-2 (略)</p> <p>8-89-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 非常点滅表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 41 条の 3 第 3 項関係)</p> <p>この場合において、非常点滅表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 217 条第 3 項関係)</p> <p>① 非常点滅表示灯については、8-87-3 (1) (②及び⑤から⑦まで並びに 8-87-3 (2) (⑦から⑩まで及び⑬を除く。)並びに 8-87-3 (3) の規定 (自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)を準用する。</p> <p>ただし、非常灯又は運転者異常時対応システムが当該自動車を制御しているこ</p>

新	旧
<p>とを他の交通に対して表示するための灯火として作動する場合には 8-87-3 (1) ①に掲げる基準に適合しない構造とすることができる。</p> <p>この場合において、盗難防止装置の設定又は設定解除の状態を外部に表示するため、3秒を超えない範囲内において非常点滅表示灯を使用する構造のものは、ただし書の規定に適合するものとする。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) 非常点滅表示灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 217 条第 4 項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-89-4 (略)</p> <p>8-90 緊急制動表示灯</p> <p>8-90-1 装備要件</p> <p>自動車(大型特殊自動車を除く。)には、緊急制動表示灯を備えることができる。(保安基準第 41 条の 4 第 1 項関係)</p> <p>8-90-2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 緊急制動表示灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。(細目告示第 217 条の 2 第 2 項関係)</p> <p>8-90-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急制動表示灯であって、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p>この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>なお、視認等により緊急制動表示灯の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。(保安基準第 41 条の 4 第 4 項関係、細目告示第 217 条の 2 第 3 項関係)</p> <p>① 制動灯及び補助制動灯を緊急制動表示灯として使用するときは、8-84-3 (1)</p>	<p>とを他の交通に対して表示するための灯火として作動する場合には 8-87-3 (2) ①に掲げる基準に適合しない構造とすることができる。</p> <p>この場合において、盗難防止装置の設定又は設定解除の状態を外部に表示するため、3秒を超えない範囲内において非常点滅表示灯を使用する構造のものは、ただし書の規定に適合するものとする。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) <u>次に掲げる非常点滅表示灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 217 条第 4 項関係)</u></p> <p>① <u>指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた非常点滅表示灯</u></p> <p>② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている非常点滅表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている非常点滅表示灯又はこれに準ずる性能を有する非常点滅表示灯</u></p> <p>③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える非常点滅表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた非常点滅表示灯又はこれに準ずる性能を有する非常点滅表示灯</u></p> <p>8-89-4 (略)</p> <p>8-90 緊急制動表示灯</p> <p>8-90-1 装備要件</p> <p>自動車(カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。)には、緊急制動表示灯を備えることができる。(保安基準第 41 条の 4 第 1 項関係)</p> <p>8-90-2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) <u>指定自動車等に備えられている緊急制動表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた緊急制動表示灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。(細目告示第 217 条の 2 第 2 項関係)</u></p> <p>8-90-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急制動表示灯であって、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p>この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>なお、視認等により緊急制動表示灯の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。(保安基準第 41 条の 4 第 4 項関係、細目告示第 217 条の 2 第 3 項関係)</p> <p>① 制動灯及び補助制動灯を緊急制動表示灯として使用するときは、8-84-3 (1)</p>

新旧対照表
423 / 521

新	旧
<p>②、③、⑤及び⑥並びに 8-85-3 (1) ①、②、③、⑥及び⑦の規定を準用する。</p> <p>② 方向指示器及び補助方向指示器を緊急制動表示灯として使用するときは、8-87-3 (1) ②、③、⑦及び⑧並びに 8-88-3 (1) ③の規定を準用する。</p> <p>(3) 緊急制動表示灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。(細目告示第 217 条の 2 第 4 項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-91 後面衝突警告表示灯</p> <p>8-91-1 装備要件</p> <p>自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)には、後面衝突警告表示灯を備えることができる。(保安基準第 41 条の 5 第 1 項関係)</p> <p>8-91-2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 後面衝突警告表示灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。(細目告示第 217 条の 3 第 2 項関係)</p> <p>8-91-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 後面衝突警告表示灯であって、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、8-87-3 (1) ②及び③並びに 8-88-3 (1) ③に定める基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p>この場合において、後面衝突警告表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>なお、視認等により後面衝突警告表示灯の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。(保安基準第 41 条の 5 第 4 項関係、細目告示第 217 条の 3 第 3 項関係)</p> <p>(3) 後面衝突警告表示灯の機能を損なう損傷等のないものは、(2) の基準に適合するものとする。(細目告示第 217 条の 3 第 4 項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>②から⑥まで及び⑦から⑩まで並びに 8-85-3 (1) ①から④まで及び⑦から⑩までの規定を準用する。</p> <p>② 方向指示器及び補助方向指示器を緊急制動表示灯として使用するときは、8-87-3 (1) ①から④まで、⑥及び⑦並びに 8-87-3 (2) ②から④まで、⑯及び⑰並びに 8-88-3 (1) ④の規定を準用する。</p> <p>(3) <u>次に掲げる緊急制動表示灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。(細目告示第 217 条の 2 第 4 項関係)</u></p> <p>① <u>指定自動車等に備えられた緊急制動表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた緊急制動表示灯</u></p> <p>② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている緊急制動表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている緊急制動表示灯又はこれに準ずる性能を有する緊急制動表示灯</u></p> <p>③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について、装置の型式の指定を受けた自動車に備える緊急制動表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた緊急制動表示灯又はこれに準ずる性能を有する緊急制動表示灯</u></p> <p>8-91 後面衝突警告表示灯</p> <p>8-91-1 装備要件</p> <p>自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車を除く。)には、後面衝突警告表示灯を備えることができる。(保安基準第 41 条の 5 第 1 項関係)</p> <p>8-91-2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) <u>指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後面衝突警告表示灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。(細目告示第 217 条の 3 第 2 項関係)</u></p> <p>8-91-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 後面衝突警告表示灯であって、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、8-87-3 (1) ①から④まで、⑥及び⑦まで、8-87-3 (2) ②、③、⑥及び⑦から⑩まで並びに 8-88-3 (1) ④に定める基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p>この場合において、後面衝突警告表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>なお、視認等により後面衝突警告表示灯の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。(保安基準第 41 条の 5 第 4 項関係、細目告示第 217 条の 3 第 3 項関係)</p> <p>(3) <u>次に掲げる後面衝突警告表示灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(2) の基準に適合するものとする。(細目告示第 217 条の 3 第 4 項関係)</u></p> <p>① <u>指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備え</u></p>

新旧対照表
424 / 521

新	旧
<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-92 その他の灯火等の制限 8-92-1 装備要件 自動車には、8-62 から 8-91 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。 (細目告示第 218 条第 1 項関係)</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。(細目告示第 218 条第 6 項)</p> <p>①~⑯ (略)</p> <p>⑳ 路線を定めて定期に運行する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車及び一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える旅客が乗降中であることを後方に表示する電光表示器</p> <p>㉑~㉓ (略)</p> <p>(6) ~ (12) (略)</p> <p>8-92-2~8-92-4 (略)</p> <p>8-93 警音器 8-93-1 (略) 8-93-2 性能要件 8-93-2-1 テスタ等による審査 (1) 自動車の警音器は、警報音を発生することにより他の交通に警告することができ、かつ、その警報音が他の交通を妨げないものとして音色、音量等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 43 条第 3 項関係、細目告示第 219 条第 2 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>8-93-2-2 視認等による審査 警音器の警報音発生装置は、警音器の性能を確保できるものとして音色、音量等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、警音器の警報音発生装置の音は、連続するものであり、かつ、音の大きさ及び音色が一定なものでなければならない。</p>	<p><u>られた後面衝突警告表示灯</u></p> <p>② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後面衝突警告表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後面衝突警告表示灯又はこれに準ずる性能を有する後面衝突警告表示灯</u></p> <p>③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の型式の指定を受けた自動車に備える後面衝突警告表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後面衝突警告表示灯又はこれに準ずる性能を有する後面衝突警告表示灯</u></p> <p>8-92 その他の灯火等の制限 8-92-1 装備要件 自動車には、8-62 から 8-91 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。 (細目告示第 218 条第 1 項関係)</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えてはならない。(細目告示第 218 条第 6 項)</p> <p>①~⑯ (略)</p> <p>⑳ 路線を定めて定期に運行する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車及び一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える乗客が乗降中であることを後方に表示する電光表示器</p> <p>㉑~㉓ (略)</p> <p>(6) ~ (12) (略)</p> <p>8-92-2~8-92-4 (略)</p> <p>8-93 警音器 8-93-1 (略) 8-93-2 性能要件 8-93-2-1 テスタ等による審査 (1) 自動車の警音器は、警報音を発生することにより他の交通に警告することができ、かつ、その警報音が他の交通を妨げないものとして音色、音圧等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 43 条第 3 項関係、細目告示第 219 条第 2 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>警音器は、サイレン又は鐘でないこと。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>8-93-2-2 視認等による審査 警音器の警報音発生装置は、警音器の性能を確保できるものとして音色、音量等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、警音器の警報音発生装置の音は、連続するものであり、かつ、音の大きさ及び音色が一定なものでなければならない。</p>

新旧対照表
425 / 521

新	旧
<p>8-93-3~8-93-4 (略)</p> <p>8-94 非常信号用具 8-94-1 装備要件 自動車には、非常時に灯光を発することにより他の交通に警告することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、灯光の色、明るさ、備付け場所等に関し、8-94-2 の基準に適合する非常信号用具を備えなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 43 条の 2 関係)</p> <p>8-94-2 性能要件 (視認等による審査) (1) 非常信号用具は、灯光の色、明るさ、備付け場所等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 220 条第 1 項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>① (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>② (略)</p> <p>(2) 次に掲げるものは、(1) の基準に適合しないものとする。(細目告示第 220 条第 2 項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>① (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>② (略)</p> <p>8-95 警告反射板 <u>[審査事項なし]</u></p>	<p><u>この場合において、次に掲げる警音器の警報音発生装置は、この基準に適合しないものとする。(保安基準第 43 条第 2 項関係、細目告示第 219 条第 1 項関係)</u></p> <p>① <u>音が自動的に断続するもの</u></p> <p>② <u>音の大きさ又は音色が自動的に変化するもの</u></p> <p>③ <u>運転者が運転者席において、音の大きさ又は音色を容易に変化させることができるもの</u></p> <p>8-93-3~8-93-4 (略)</p> <p>8-94 非常信号用具 8-94-1 装備要件 自動車には、非常時に灯光を発することにより他の交通に警告することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、灯光の色、明るさ、備付け場所等に関し、8-94-2 の基準に適合する非常信号用具を備えなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、<u>小型特殊自動車</u>及び被牽引自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 43 条の 2 関係)</p> <p>8-94-2 性能要件 (視認等による審査) (1) 非常信号用具は、灯光の色、明るさ、備付け場所等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 220 条第 1 項関係)</p> <p>① <u>夜間 200m の距離から確認できる赤色の灯光を発するものであること。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>使用に便利な場所に備えられたものであること。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>(2) 次に掲げるものは、(1) の基準に適合しないものとする。(細目告示第 220 条第 2 項関係)</p> <p>① <u>赤色灯火の発光部のレンズの直径が 35mm 未満の赤色合図灯</u></p> <p>② <u>豆電球 2.5V・0.3A の規格又はこれと同程度以上の規格の性能を有しない電球を使用した赤色合図灯</u></p> <p>③ <u>JIS C 8501「マンガン電池」の R14P (いわゆるマンガン単二形乾電池) の規格若しくは JIS C 8511「アルカリ一次電池」の LR6 (いわゆるアルカリ・マンガン単三電池) の規格又はこれらと同程度以上の規格の性能を有しない電池を使用した赤色合図灯</u></p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ <u>JIS D 5711「自動車用緊急保安炎筒」の規格又はこれと同程度以上の規格の性能を有しない発炎筒</u></p> <p>⑥ (略)</p> <p>8-95 警告反射板 8-95-1 性能要件 (視認等による審査) 自動車に備える警告反射板は、その反射光により他の交通に警告することができるも</p>

新旧対照表
426 / 521

新	旧
<p>8-96 停止表示器材 [審査事項なし]</p>	<p>のとして、形状、反射光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第43条の3関係、細目告示第221条関係)</p> <p>① 警告反射板の反射部は、一边が400mm以上の中空の正立正三角形で帯状部の幅が50mm以上のものであること。</p> <p>② 警告反射板は、夜間150mの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。</p> <p>③ 警告反射板による反射光の色は、赤色であること。</p> <p>④ 警告反射板は、路面上に垂直に設置できるものであること。</p> <p>8-96 停止表示器材 8-96-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車に備える停止表示器材は、蛍光及び反射光により他の交通に当該自動車が停止していることを表示することができるものとして形状、蛍光及び反射光の明るさ、色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第43条の4第1項関係、細目告示第222条第1項関係)</p> <p>① 停止表示器材は、次に定める様式の中空の正立正三角形の反射部及び蛍光部又は蛍光反射部を有するものであること。(細目告示第222条第1項第1号)(図)(略)</p> <p>② 停止表示器材は、夜間200mの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。(細目告示第222条第1項第2号)</p> <p>③ 停止表示器材は、昼間200mの距離からその蛍光を確認できるものであること。(細目告示第222条第1項第3号)</p> <p>④ 停止表示器材による反射光及び蛍光の色は、赤色であること。(細目告示第222条第1項第4号)</p> <p>⑤ 停止表示器材は、路面上に垂直に設置できるものであること。(細目告示第222条第1項第5号)</p> <p>⑥ 停止表示器材は、容易に組み立てられる構造であること。(細目告示第222条第1項第6号)</p> <p>(2) 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた停止表示器材と同一の構造を有し、その機能を損なうおそれのある損傷のない停止表示器材又は同項の規定に基づく装置型式指定を受けた停止表示器材に準ずる性能を有する停止表示器材は、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第222条第2項関係)</p> <p>(3) 停止表示器材は、使用に便利な場所に備えられたものでなければならない。(保安基準第43条の4第2項、細目告示第222条第1項第7号)</p> <p>8-96-2 欠番 8-96-3 欠番 8-96-4 適用関係の整理</p>

新旧対照表
427 / 521

新	旧
<p>8-97 盗難発生警報装置 8-97-1 (略) 8-97-2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量が2tを超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える盗難発生警報装置は、安全な運行を妨げないものとして、盗難の検知及び警報に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、視認等により盗難発生警報装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。(保安基準第43条の5第2項関係、細目告示第223条第1項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>① (略) <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p> <p>(2) 盗難発生警報装置の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第223条第3項関係)</p> <p>8-97-3~8-97-4 (略)</p>	<p><u>7-96-4の規定を適用する。</u></p> <p>8-97 盗難発生警報装置 8-97-1 (略) 8-97-2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、<u>カタビラ及びソリを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。</u>)及び貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量が2tを超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える盗難発生警報装置は、安全な運行を妨げないものとして、盗難の検知及び警報に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、視認等により盗難発生警報装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。(保安基準第43条の5第2項関係、細目告示第223条第1項関係)</p> <p>① <u>盗難発生警報装置を備える自動車の盗難が発生しようとしている、又は発生しているときに、その旨を音により、又は音に加え灯光又は無線により警報を発するものであること。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>走行中の振動、衝撃等により作動するおそれがないものであること。</u></p> <p>④ <u>原動機が作動しているときに、運転者により盗難発生警報装置が作動するように操作することができないものであること。</u></p> <p>⑤ <u>音、灯光等を警報するための装置の電気結線の一部が損傷した場合においても、損傷した電気結線に係る装置以外の装置の機能を損なうおそれがないものであること。</u></p> <p>⑥ <u>盗難発生警報装置が損傷した場合において、自動車の他の装置等の機能を損なうおそれがないものであること。</u></p> <p>(2) <u>盗難発生警報装置を備える自動車の盗難が発生しようとしている、若しくは発生している、又は盗難発生警報装置の設定状態を変更するための操作を行った場合以外の場合に、音又は灯光を発する盗難発生警報装置は、(1)①の基準に適合しないものとする。</u></p> <p><u>ただし、盗難発生警報装置の設定状態を通知するための装置(音により通知するものあっては警音器の音と紛らわしくないものに限り、灯光により通知するものあっては緊急自動車の警光灯と紛らわしくなく、かつ車室外に備える灯光にあってはその灯光の明るさが0.5cdを超えないものに限り)にあっては、この限りでない。(細目告示第223条第2項関係)</u></p> <p>(3) <u>指定自動車等に備えられた盗難発生警報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた盗難発生警報装置であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第223条第3項関係)</u></p> <p>8-97-3~8-97-4 (略)</p>

新旧対照表
428 / 521

新	旧
<p>8-98 車線逸脱警報装置 8-98-1 装備要件</p> <p>専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5tを超えるものには、車線逸脱警報装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、高速道路等において運行しないもの及び道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な構造を有するものについては、この限りでない。（保安基準第43条の6関係）</p> <p>8-98-2~8-98-4 (略)</p> <p>8-99 後写鏡 8-99-1 装備要件</p> <p>自動車（被牽引自動車を除く。）には、後写鏡を備えなければならない。</p> <p>ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し UN R46-04-S4 に適合する後方等確認装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）については、この限りではない。（保安基準第44条第1項関係）</p> <p>8-99-2 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 8-99-1のただし書きの自動車に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、UN R46-04-S4 (15.2.4.5.及び15.2.4.6.に限る。)の規定が適用される後方等確認装置については①から④までの基準に適合するものであればよい。（保安基準第44条第1項、細目告示第224条第1項関係）</p> <p>①~④ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の外側線附近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車に備えるものについては②及び③、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）及び乗車定員11人以上の自動車に備えるものについては③の規定は、適</p>	<p>8-98 車線逸脱警報装置 8-98-1 装備要件</p> <p>専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5tを超えるものには、車線逸脱警報装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、高速道路等において運行しないもの及び道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な構造を有するものについては、この限りでない。（保安基準第43条の6関係）</p> <p>8-98-2~8-98-4 (略)</p> <p>8-99 後写鏡 8-99-1 装備要件</p> <p>自動車（被牽引自動車を除く。）には、後写鏡を備えなければならない。</p> <p>ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し UN R46-04-S4 に適合する後方等確認装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）についてはこの限りではない。（保安基準第44条第1項関係）</p> <p>8-99-2 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 8-99-1のただし書きの自動車に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、UN R46-04-S4 (15.2.4.5.及び15.2.4.6.に限る。)の規定が適用される後方等確認装置については①から⑤までの基準に適合するものであればよい。（保安基準第44条第1項、細目告示第224条第1項関係）</p> <p>①~④ (略)</p> <p>⑤ 画像表示装置の輝度は手動又は自動で調整可能なものであり、夜間において運転者の視界の妨げとならないこと。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(2) 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室（運転者が運転者席において自動車の外側線附近の交通状況を確認できるものを除く。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡は、運転者が運転者席において自動車の外側線附近及び後方の交通状況を確認でき、かつ、乗車人員、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車に備えるものについては②及び③、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）及び乗車定員11人以上の自動車に備えるもの</p>

新旧対照表
429 / 521

新	旧
<p>用しない。（保安基準第44条第2項関係、細目告示第224条第1項関係）</p> <p>①~④ (略)</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 後方等確認装置の機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(6) 後写鏡の機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2)及び(3)の基準に適合するものとする。（細目告示第224条第6項関係）</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-99-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 8-99-2(1)の後方等確認装置は、8-99-2(1)に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けなければならない。（保安基準第44条第4項関係、細目告示第224条第5項第1号関係）</p> <p>① (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 8-99-2(2)の後写鏡は、8-99-2(2)に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けなければならない。（細目告示第224条第5項第2号関係）</p>	<p>のについては③の規定は、適用しない。（保安基準第44条第2項関係、細目告示第224条第1項関係）</p> <p>①~④ (略)</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 次に掲げる後方等確認装置であってその機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置</p> <p>(6) 次に掲げる後写鏡であってその機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2)及び(3)の基準に適合するものとする。（細目告示第224条第6項関係）</p> <p>① 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡及び後写鏡取付装置</p> <p>8-99-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 8-99-2(1)の後方等確認装置は、8-99-2(1)に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けなければならない。（保安基準第44条第4項関係、細目告示第224条第5項第1号関係）</p> <p>① (略)</p> <p>② 車室内に備える画像表示装置は、運転者席において運転する状態の運転者の直接視界範囲内にあり、当該自動車の左側の視界範囲を表示する画像表示装置にあってはアイポイントより左側に、当該自動車の右側の視界範囲を表示する画像表示装置にあってはアイポイントより右側に、それぞれ配置すること。</p> <p>ただし、UN R46-04-S4 (15.2.4.5.及び15.2.4.6.に限る。)の規定が適用される後方等確認装置にあってはこの限りではない。</p> <p>(2) 8-99-2(2)の後写鏡は、8-99-2(2)に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けなければならない。（細目告示第224条第5項第2号関係）</p>

新旧対照表
430 / 521

新	旧
<p>① (略)</p> <p>② 運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車）の左外側線付近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。 ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、自動車の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。</p> <p>この場合において、取付けが不確実な後写鏡は、この基準に適合しないものとする。</p> <p>③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が2.8tを超える自動車を除く。）、小型自動車及び軽自動車（被牽引自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）に備える車体外後写鏡は、アイポイントの中心及び後写鏡の中心を通る鉛直面と車両中心面とのなす角度が、それぞれ、車両の右側に備える後写鏡にあっては前方55°以下（左ハンドルにあっては75°以下）、車両の左側に備える後写鏡にあっては前方75°以下（左ハンドルにあっては55°以下）であること。</p> <p>この場合において、後写鏡の鏡面は通常使用される位置に調節し、固定した状態とする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 後方等確認装置の機能を損なうおそれのある損傷のないものは(1)の基準に適合するものとする。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p> <p>(5) (6)に掲げる自動車以外の自動車に備えられた後写鏡の機能を損なう損傷等のないものは、(2)及び(3)の基準に適合するものとする。(細目告示第224条第7項第1号関係) <u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p>	<p>① (略)</p> <p>② 運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車）の左外側線付近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びソリを有する軽自動車にあっては自動車の左右の外側線上後方50m、小型特殊自動車にあっては自動車の右外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。</p> <p>この場合において、取付けが不確実な後写鏡は、この基準に適合しないものとする。</p> <p>③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が2.8tを超える自動車を除く。）、小型自動車及び軽自動車（被牽引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びソリを有する軽自動車を除く。）に備える車体外後写鏡は、アイポイントの中心及び後写鏡の中心を通る鉛直面と車両中心面とのなす角度が、それぞれ、車両の右側に備える後写鏡にあっては前方55°以下（左ハンドルにあっては75°以下）、車両の左側に備える後写鏡にあっては前方75°以下（左ハンドルにあっては55°以下）であること。</p> <p>この場合において、後写鏡の鏡面は通常使用される位置に調節し、固定した状態とする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>次に掲げる後方等確認装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは(1)の基準に適合するものとする。</u> ① <u>指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置</u> ② <u>法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置</u> ③ <u>法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置</u></p> <p>(5) (6)に掲げる自動車以外の自動車に備えられた次に掲げる後写鏡であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(2)及び(3)の基準に適合するものとする。(細目告示第224条第7項第1号関係) ① <u>指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡</u> ② <u>法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備え</u></p>

新旧対照表
431 / 521

新	旧
<p><u>(削除)</u></p> <p>(6) 大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車に備える後写鏡であって、指定自動車等に備えられた後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡であり、その機能を損なう損傷等のないものは、次に掲げるの基準に適合するものとする。(細目告示第224条第7項第2号関係)</p> <p>① (略) <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車）の左外側線付近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。 ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、自動車の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。</p> <p>この場合において、取付けが不確実な後写鏡は、この基準に適合しないものとする。</p> <p>8-99-4 (略)</p> <p>8-100 直前及び側方の視界 8-100-1 装備要件 次表に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において高さ1m直径30cmの円柱であって次表に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第44条第5項関係、細目告示第224条第8項関係)</p>	<p><u>られている後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置</u></p> <p>③ <u>法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置</u></p> <p>(6) <u>カタビラ及びソリを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車に備える後写鏡であって、指定自動車等に備えられた後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡であり、その機能を損なう損傷等のないものは、(カタビラ及びソリを有する軽自動車以外の自動車にあっては②、③を除く。)次に掲げるの基準に適合するものとする。(細目告示第224条第7項第2号関係)</u></p> <p>① (略)</p> <p>② <u>取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩和できる構造であること。(細目告示第146条第2項第2号)</u></p> <p>③ <u>車室内に備えるものは、細目告示別添80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」に定める基準。(細目告示第146条第2項第3号)</u></p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>⑥ 運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自動車の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車）の左外側線付近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びソリを有する軽自動車にあっては自動車の左右の外側線上後方50m、小型特殊自動車にあっては自動車の右外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。</p> <p>この場合において、取付けが不確実な後写鏡は、この基準に適合しないものとする。</p> <p>8-99-4 (略)</p> <p>8-100 直前及び側方の視界 8-100-1 装備要件 次表に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、<u>カタビラ及びソリを有する軽自動車</u>、大型特殊自動車、<u>小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。</u>）には、運転者が運転者席において高さ1m直径30cmの円柱であって次表に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接又は後写鏡により確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第44条第5項関係、細目告示第224条第8項関係)</p>

新旧対照表
432 / 521

新 表(略)	旧 表(略)
<p>8-100-2 性能要件(視認等による審査) (1) (略) (2) 鏡その他の装置の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第224条第12項関係)</p> <p>8-100-3 取付要件(視認等による審査) (1) ~ (2) (略) (3) 鏡その他の装置の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第224条第12項関係)</p> <p>8-100-4~8-100-7 (略)</p> <p>8-101 窓ふき器等 8-101-1 装備要件 (1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。)の前面ガラスには、前面ガラスの直前の視野を確保できるものとして、視野の確保に係る性能等に関し、8-101-2(1)の基準に適合する自動式の窓ふき器を備えなければならない。(保安基準第45条第1項関係) (2) (1)の規定により窓ふき器を備えなければならない自動車(大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)には、前面ガラスの外側が汚染された場合又は前面ガラスに水滴等により著しい曇りが生じた場合において、前面ガラスの直前の視野を確保でき、かつ、安全な運行を妨げないものとして、視野の確保に係る性能等に関し、8-101-2(3)の基準に適合する洗浄液噴射装置及びデフロスタを備えなければならない。 ただし、車室と車体外とを屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切ることのできない自動車にあっては、デフロスタは備えることを要しない。(保安基準第45条第2項関係)</p> <p>8-101-2 性能要件(視認等による審査) (1) (略) (2) 窓ふき器の機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第225条第2項関係) (3) (略) (4) デフロスタの機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(3)②の基準に適合するものとする。(細目告示第225条第4項関係)</p> <p>8-101-3~8-101-4 (略)</p> <p>8-102 速度計等 8-102-1 装備要件</p>	<p>8-100-2 性能要件(視認等による審査) (1) (略) (2) 指定自動車等に備えられた鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた鏡その他の装置であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第224条第12項関係)</p> <p>8-100-3 取付要件(視認等による審査) (1) ~ (2) (略) (3) 指定自動車等に備えられた鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた鏡その他の装置であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第224条第12項関係)</p> <p>8-100-4~8-100-7 (略)</p> <p>8-101 窓ふき器等 8-101-1 装備要件 (1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)の前面ガラスには、前面ガラスの直前の視野を確保できるものとして、視野の確保に係る性能等に関し、8-101-2(1)の基準に適合する自動式の窓ふき器を備えなければならない。(保安基準第45条第1項関係) (2) (1)の規定により窓ふき器を備えなければならない自動車(大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)には、前面ガラスの外側が汚染された場合又は前面ガラスに水滴等により著しい曇りが生じた場合において、前面ガラスの直前の視野を確保でき、かつ、安全な運行を妨げないものとして、視野の確保に係る性能等に関し、8-101-2(3)の基準に適合する洗浄液噴射装置及びデフロスタを備えなければならない。 ただし、車室と車体外とを屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切ることのできない自動車にあっては、デフロスタは備えることを要しない。(保安基準第45条第2項関係)</p> <p>8-101-2 性能要件(視認等による審査) (1) (略) (2) 指定自動車等に備えられている窓ふき器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ふき器であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第225条第2項関係) (3) (略) (4) 指定自動車等に備えられているデフロスタと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたデフロスタであって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(3)②の基準に適合するものとする。(細目告示第225条第4項関係)</p> <p>8-101-3~8-101-4 (略)</p> <p>8-102 速度計等 8-102-1 装備要件</p>

新旧対照表
433 / 521

新	旧
<p>(1) 自動車(最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)には、運転者が容易に走行時における速度を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして取付位置、精度等に関し、8-102-2の基準に適合する速度計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。 ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車にあっては、原動機回転計をもって速度計に代えることができる。(保安基準第46条第1項関係)</p> <p>(2) 自動車(最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)には、運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認できるものとして、表示、取付位置等に関し、8-102-2の基準に適合する走行距離計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。 ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車にあっては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。(保安基準第46条第2項関係)</p> <p>8-102-2 性能要件 8-102-2-1 テスタ等による審査 8-102-1(1)の速度計の指度は、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差のないものでなければならない。 この場合において、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、自動車の速度計が40km/h(最高速度が40km/h未満の自動車にあっては、その最高速度)を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第226条第1項第2号関係) ① 最高速度が40km/h以上の自動車にあっては、次の基準に適合するものであること。 ア 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車以外の自動車にあっては、計測した速度が31.0km/h以上42.5km/h以下の範囲にあるもの イ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、測定した速度が29.1km/h以上42.5km/h以下の範囲にあるもの ② 最高速度が40km/h未満の自動車にあっては、次の基準に適合するものであること。 ア 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車以外の自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。 (略) イ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。 (略)</p>	<p>(1) 自動車(最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)には、運転者が容易に走行時における速度を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして取付位置、精度等に関し、8-102-2の基準に適合する速度計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。 ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、原動機回転計をもって速度計に代えることができる。(保安基準第46条第1項関係)</p> <p>(2) 自動車(カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。)には、運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認できるものとして、表示、取付位置等に関し、8-102-2の基準に適合する走行距離計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。 ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。(保安基準第46条第2項関係)</p> <p>8-102-2 性能要件 8-102-2-1 テスタ等による審査 8-102-1(1)の速度計の指度は、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差のないものでなければならない。 この場合において、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、自動車の速度計が40km/h(最高速度が40km/h未満の自動車にあっては、その最高速度)を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第226条第1項第2号関係) ① 最高速度が40km/h以上の自動車にあっては、次の基準に適合するものであること。 ア 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては、計測した速度が31.0km/h以上42.5km/h以下の範囲にあるもの イ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、測定した速度が29.1km/h以上42.5km/h以下の範囲にあるもの ② 最高速度が40km/h未満の自動車にあっては、次の基準に適合するものであること。 ア 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。 (略) イ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。 (略)</p>

新旧対照表
434 / 521

新	旧
<p>8-102-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) 8-102-1 (1) の速度計は、取付位置、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が容易に走行時における速度を確認できるものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第 226 条第 1 項第 1 号関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 速度計の機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 226 条第 2 項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(3) 8-102-1 (2) の走行距離計は、表示、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認できるものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第 226 条第 3 項第 3 号関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>ア (略)</p> <p>(4) 走行距離計の機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(3) の基準に適合するものとする。(細目告示第 226 条第 4 項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-102-3～8-102-4 (略)</p> <p>8-103 消火器</p> <p>8-103-1 (略)</p>	<p>8-102-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) 8-102-1 (1) の速度計は、取付位置、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が容易に走行時における速度を確認できるものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第 226 条第 1 項第 1 号関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>速度計が、運転者席において運転する状態の運転者の直接視界範囲内にないもの</u></p> <p>(2) <u>次の各号に掲げる速度計であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 226 条第 2 項関係)</u></p> <p>① <u>指定自動車等に備えられている速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度計</u></p> <p>② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている速度計又はこれに準ずる性能を有する速度計</u></p> <p>③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度計又はこれに準ずる性能を有する速度計</u></p> <p>(3) 8-102-1 (2) の走行距離計は、表示、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認できるものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第 226 条第 3 項第 3 号関係)</p> <p>ア <u>走行距離計は運転者席から容易に確認できる位置に備えること。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(4) <u>次の各号に掲げる走行距離計であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(3) の基準に適合するものとする。(細目告示第 226 条第 4 項関係)</u></p> <p>① <u>指定自動車等に備えられている走行距離計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた走行距離計</u></p> <p>② <u>法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている走行距離計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている走行距離計又はこれに準ずる性能を有する走行距離計</u></p> <p>③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた走行距離計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた走行距離計又はこれに準ずる性能を有する走行距離</u></p> <p>8-102-3～8-102-4 (略)</p> <p>8-103 消火器</p> <p>8-103-1 (略)</p>

新旧対照表
435 / 521

新	旧
<p>8-103-2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>8-103-1 に掲げる自動車に備える消火器は、運送物品等の消火に適応することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、消火剤の種類及び充填量、構造、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 47 条第 2 項関係)</p> <p>① 8-103-1 ①から⑤までに掲げる自動車に備える消火器は、次表において対象運送物品の消火に適応するものとされるものでなければならない。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車及び軽自動車にあっては、当該適応消火器の充填量を②アからオまでに掲げる量とすることができる。</p> <p>表 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>8-103-3～8-103-4 (略)</p> <p>8-104 内圧容器及びその附属装置</p> <p>8-104-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車の内圧容器及びその附属装置は、内圧に耐えることができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、規格、表示、取付け等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 48 条関係、細目告示第 228 条第 1 項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>① (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>② (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-105 運行記録計</p> <p>8-105-1 (略)</p> <p>8-105-2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 8-105-1 の自動車に備える運行記録計は、24 時間以上の継続した時間内における当</p>	<p>8-103-2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>8-103-1 に掲げる自動車に備える消火器は、運送物品等の消火に適応することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、消火剤の種類及び充填量、構造、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 47 条第 2 項関係)</p> <p>① 8-103-1 ①から⑤までに掲げる自動車に備える消火器は、次表において対象運送物品の消火に適応するものとされるものでなければならない。 ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、軽自動車又は小型特殊自動車にあっては、当該適応消火器の充填量を②アからオまでに掲げる量とすることができる。</p> <p>表 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>8-103-3～8-103-4 (略)</p> <p>8-104 内圧容器及びその附属装置</p> <p>8-104-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車の内圧容器及びその附属装置は、内圧に耐えることができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、規格、表示、取付け等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 48 条関係、細目告示第 228 条第 1 項関係)</p> <p>① <u>内圧容器は、労働安全衛生法施行令 (昭和 47 年政令第 318 号) 第 1 条第 7 号に規定する第二種圧力容器に關し労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号) 第 42 条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格を具備するものであること。</u></p> <p>② <u>圧縮空気に係る内圧容器は、ドレンコックを備えたものであること。</u></p> <p>③ <u>内圧容器は、自動車に取付けた状態で見やすい位置に、最高使用圧力を表示したものであること。</u></p> <p>④ <u>内圧容器は、点検しやすい場所に備えられていること。</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>内圧容器には、容器内の圧力を指示する圧力計を運転者の見やすい場所に設けること。</u></p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ <u>⑥の圧力計は、照明装置を備え、又は文字板及び指示針に自発光塗料を塗ったものであること。</u></p> <p>(2) <u>機械等検定期間 (昭和 47 年労働省令第 46 号) 第 4 条の規定による合格印が押印された明細書の提出があるときは、(1) ①の基準に適合するものとする。(細目告示第 228 条第 2 項関係)</u></p> <p>8-105 運行記録計</p> <p>8-105-1 (略)</p> <p>8-105-2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 8-105-1 の自動車に備える運行記録計は、24 時間以上の継続した時間内における当</p>

新旧対照表
436 / 521

新	旧						
<p>該自動車の瞬間速度及び2時刻間の走行距離を自動的に記録することができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、記録性能、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第48条の2第2項関係、細目告示第229条第1項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>① (略)</p> <p>(2) 運行記録計の機能が正常であるものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第229条第2項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-105-3~8-105-4 (略)</p> <p>8-106 速度表示装置</p> <p>8-106-1 (略)</p> <p>8-106-2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>速度表示装置は、当該自動車の速度を他の交通に容易に示すことができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、表示方法、灯光の色、明るさ、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第48条の3第2項関係、細目告示第230条第1項関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>① (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>該自動車の瞬間速度及び2時刻間の走行距離を自動的に記録することができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、記録性能、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第48条の2第2項関係、細目告示第229条第1項関係)</p> <p>① <u>24時間以上の継続した時間内における当該自動車についての次の事項を自動的に記録できる構造であること。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ア 全ての時刻における瞬間速度</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 全ての2時刻間における走行距離</p> <p>② (略)</p> <p>(2) <u>次に掲げる運行記録計であって、その機能が正常であるものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第229条第2項関係)</u></p> <p>① <u>法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている運行記録計又はこれに準ずる性能を有する運行記録計</u></p> <p>② <u>法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた運行記録計又はこれに準ずる性能を有する運行記録計</u></p> <p>8-105-3~8-105-4 (略)</p> <p>8-106 速度表示装置</p> <p>8-106-1 (略)</p> <p>8-106-2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>速度表示装置は、当該自動車の速度を他の交通に容易に示すことができ、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、表示方法、灯光の色、明るさ、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第48条の3第2項関係、細目告示第230条第1項関係)</p> <p>① <u>速度表示装置は、次表左欄に掲げる速度で走行する場合に同表右欄に掲げる個数の速度表示灯を自動的に点灯する構造であること。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">この場合において、左側の速度表示灯の点灯開始速度は、技術的に可能な限り低い速度とし、いかなる場合にあつても20km/hを超えてはならない。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>60km/hを超える速度</td> <td>3個</td> </tr> <tr> <td>40km/hを超えて60km/h以下の速度</td> <td>2個</td> </tr> <tr> <td>40km/h以下の速度</td> <td>1個</td> </tr> </table> <p>② <u>速度表示灯には、自動車の電源スイッチを除き、速度表示灯を容易に消灯できる手動スイッチ等を設けるものでないこと。</u></p> <p>③ <u>速度表示灯は、前方100mの距離から点灯している灯火の数を確認できるものであること。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ <u>速度表示灯の表示は、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差のないものであること。</u></p> <p>⑥ <u>速度表示装置は、運転者が運転者席においてその作動状態を確認できる灯火その他の装置を備えたものであること。</u></p> <p>8-106-3 <u>取付要件 (視認等による審査)</u></p> <p>速度表示装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第48条の3第3項関係、細目告示第230条第2項関係)</p> <p>① <u>速度表示灯の取付位置は、前面ガラスの上方であり、かつ、地上1.8m以上であること。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">この場合において、取付位置は、照明部中心の位置によるものとする。</p> <p>② <u>速度表示灯は、横に配列するものとし、その点灯の順序は、左側の灯火、右側の灯火、中間の灯火の順であること。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">この場合において、速度表示装置の速度表示灯は、3個をほぼ水平に、かつ、等間隔に配列し、その間隔は300mm±50mmとし、その中間灯火は、車両中心線附近に配置するものとする。</p> <p>③ <u>速度表示灯の表示部の車両中心面に直交する鉛直面への投影面積は、40cm²以上であること。</u></p> <p>8-106-4 (略)</p> <p>8-107 (略)</p> <p>8-108 道路維持作業用自動車</p> <p>8-108-1 装備要件</p> <p>道路維持作業用自動車には、当該自動車が道路維持作業用自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、灯光の色、明るさ等に関し、次の基準に適合する灯火を車体の上部の見やすい箇所に備えなければならない。(保安基準第49条の2関係、細目告示第232条関係)</p> <p>① (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-109 (略)</p> <p>8-110 旅客自動車運送事業用自動車</p> <p><u>〔審査事項なし〕</u></p>	60km/hを超える速度	3個	40km/hを超えて60km/h以下の速度	2個	40km/h以下の速度	1個
60km/hを超える速度	3個						
40km/hを超えて60km/h以下の速度	2個						
40km/h以下の速度	1個						

新旧対照表
437 / 521

新	旧
<p><u>(削除)</u></p> <p>8-106-3 欠番</p> <p>8-106-4 (略)</p> <p>8-107 (略)</p> <p>8-108 道路維持作業用自動車</p> <p>8-108-1 装備要件</p> <p>道路維持作業用自動車には、当該自動車が道路維持作業用自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、灯光の色、明るさ等に関し、次の基準に適合する灯火を車体の上部の見やすい箇所に備えなければならない。(保安基準第49条の2関係、細目告示第232条関係)</p> <p>① (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-109 (略)</p> <p>8-110 旅客自動車運送事業用自動車</p> <p><u>〔審査事項なし〕</u></p>	<p><u>のであること。</u></p> <p>⑥ <u>速度表示装置は、運転者が運転者席においてその作動状態を確認できる灯火その他の装置を備えたものであること。</u></p> <p>8-106-3 <u>取付要件 (視認等による審査)</u></p> <p>速度表示装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第48条の3第3項関係、細目告示第230条第2項関係)</p> <p>① <u>速度表示灯の取付位置は、前面ガラスの上方であり、かつ、地上1.8m以上であること。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">この場合において、取付位置は、照明部中心の位置によるものとする。</p> <p>② <u>速度表示灯は、横に配列するものとし、その点灯の順序は、左側の灯火、右側の灯火、中間の灯火の順であること。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">この場合において、速度表示装置の速度表示灯は、3個をほぼ水平に、かつ、等間隔に配列し、その間隔は300mm±50mmとし、その中間灯火は、車両中心線附近に配置するものとする。</p> <p>③ <u>速度表示灯の表示部の車両中心面に直交する鉛直面への投影面積は、40cm²以上であること。</u></p> <p>8-106-4 (略)</p> <p>8-107 (略)</p> <p>8-108 道路維持作業用自動車</p> <p>8-108-1 装備要件</p> <p>道路維持作業用自動車には、当該自動車が道路維持作業用自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、灯光の色、明るさ等に関し、次の基準に適合する灯火を車体の上部の見やすい箇所に備えなければならない。(保安基準第49条の2関係、細目告示第232条関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>150mの距離から点灯を確認できるものであること。</u></p> <p>8-109 (略)</p> <p>8-110 旅客自動車運送事業用自動車</p> <p>8-110-1 <u>性能要件 (視認等による審査)</u></p> <p>(1) <u>乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車は、8-2から8-104までの規定によるほか、旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添91「連節バスの構造要件」及び細目告示別添92「2階建バスの構造要件」に定める基準並びに次の基準に適合しなければならない。(保安基準第50条関係、細目告示第233条第1項関係)</u></p> <p>① <u>緩衝装置及び旅客の座席は、旅客に不快な振動、衝撃を与えないものであること。</u></p>

新旧対照表
438 / 521

新	旧
	<p>と。</p> <p>② 客室は、適当な採光が得られるものであること。</p> <p>③ 客室には、適当な室内照明灯を備えること。</p> <p>④ 運転者席の側面の窓は、簡易な操作により、有効幅及び有効高さがそれぞれ270mm以上開放できる構造のものであること。</p> <p>(2) 乗車定員11人以上23人以下の旅客自動車運送事業用自動車であって車両総重量5tを超えるもの及び乗車定員24人以上の旅客自動車運送事業用自動車については、(1)の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。(細目告示第233条第2項関係)</p> <p>① 室内照明灯は、客室内を均等に照明し、その光源は、客室床面積(客室の長さ(客室の長さが左右で異なる場合は、その平均の長さ)に客室の幅を乗じて得た値をいう。)1㎡あたり5W(蛍光灯の場合にあっては2W)以上又はこれと同等以上の明るさであること。</p> <p>(算式)</p> $\text{客室床面積} = \left(\frac{l_1 + l_2}{2} \right) \times w$ <p>(参考図)(略)</p> <p>② 乗降口の階段(幼児専用車に備える階段を除く。)は、その有効奥行が300mm以上であること。</p> <p>ただし、最下段以外の階段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち350mm以上の部分についてその有効奥行が300mm(次の上段までの高さが250mm以下のものにあつては、290mm)以上であればよい。</p> <p>③ (3)の自動車以外の自動車には、旅客の乗降の妨げとならず、かつ、車掌の業務に支障のないように車掌席を乗降口の附近に設けること。</p> <p>この場合において、車掌席は、立席又は座席とすることができるものとする。</p> <p>④ (3)の自動車以外の自動車には、運転者席と車掌席との距離(それぞれ中心間の最短距離を床面に平行に計測した長さとする。</p> <p>この場合において、車掌席の位置が明らかでないものにあつては、車体の側面における乗降口開口部の後縁を車掌の位置とする。)が3m以上であるものにあつては、その間にブザその他の連絡装置(車掌から運転者に対して連絡できるものをいう。)を備えること。</p> <p>この場合において、ブザその他の連絡装置は、2箇所に乗降口があつて2名の車掌が乗車するような場合にあつては一方の車掌からの連絡は他の車掌の中継によるものであつてもよい。</p> <p>⑤ とびらを閉鎖する装置が動力式である乗降口には、その附近に、故障時などに手でとびらを開放できる装置を備え、かつ、その位置及びとびらの開放方法を表示すること。</p> <p>(3) 乗車定員11人以上23人以下の旅客自動車運送事業用自動車であつて車両総重量5tを超えるもの及び乗車定員24人以上の旅客自動車運送事業用自動車であり、かつ、車掌を乗務させないで運行することを目的とするもの(被牽引自動車を除く。)は、(1)</p>

新旧対照表
439 / 521

新	旧												
<p>8-111 ガス運送容器を備える自動車等</p> <p>8-111-1 (略)</p> <p>8-111-2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) ガス運送容器を備える自動車その他のガス容器を運送するための構造及び装置を有する自動車のバンパその他の緩衝装置は、強度、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第234条第1項関係)</p> <p>① (略)</p>	<p>及び(2)の規定によるほか、別添14「ワンマンバスの構造要件」に定める基準に適合しなければならない。(細目告示第233条第3項関係)</p> <p>(4) 乗車定員11人以上23人以下の旅客自動車運送事業用自動車であつて車両総重量5t以下のものは、(1)の規定によるほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。(細目告示第233条第4項関係)</p> <p>① 乗降口の階段(幼児専用車に備えるものを除く。)の有効幅、有効奥行及び有効段込みは、次の表に掲げる階段の種類に応じ、それぞれ同表の有効幅、有効奥行及び有効段込みの欄に掲げる範囲であること。</p> <p>ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口の階段にあつては、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="858 1487 1474 1599"> <thead> <tr> <th>階段の種類</th> <th>有効幅</th> <th>有効奥行(注1)</th> <th>有効段込み(注3)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最下段の階段(注2)</td> <td>400mm以上</td> <td>230mm以上(a)</td> <td>100mm以下(c)</td> </tr> <tr> <td>その他の階段(注2)</td> <td>400mm以上</td> <td>200mm以上(b)</td> <td>100mm以下(c)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 最下段の階段にあつては、階段のうち乗降に有効に利用できる部分の奥行であつて当該階段の大部分を占める平面部分の前縁から後縁までの水平距離(次の図のa)をいう。</p> <p>注2 有効奥行及び有効段込みの欄におけるa、b及びcは、次の図に示すところによるものとする。</p> <p>注3 有効段込みとは、一般的な使用において足を入れることができ、かつ、安全に置込める部位をいう。</p> <p>図(乗降口の階段断面図)(略)</p> <p>② とびらを閉鎖する装置が動力式である乗降口には、その附近に故障時などに手でとびらを解放できる装置を備え、かつ、その位置及びとびらの開放方法を表示すること。</p> <p>8-110-2 欠番</p> <p>8-110-3 欠番</p> <p>8-110-4 適用関係の整理</p> <p>7-110-4の規定を適用する。</p> <p>8-111 ガス運送容器を備える自動車等</p> <p>8-111-1 (略)</p> <p>8-111-2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) ガス運送容器を備える自動車その他のガス容器を運送するための構造及び装置を有する自動車のバンパその他の緩衝装置は、強度、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第234条第1項関係)</p> <p>① (略)</p>	階段の種類	有効幅	有効奥行(注1)	有効段込み(注3)	最下段の階段(注2)	400mm以上	230mm以上(a)	100mm以下(c)	その他の階段(注2)	400mm以上	200mm以上(b)	100mm以下(c)
階段の種類	有効幅	有効奥行(注1)	有効段込み(注3)										
最下段の階段(注2)	400mm以上	230mm以上(a)	100mm以下(c)										
その他の階段(注2)	400mm以上	200mm以上(b)	100mm以下(c)										

新旧対照表
440 / 521

新	旧
<p>② ①の「バンパ」は、本体及び本体を車台に連結する取付部から構成される次図に示すおりの構造の装置であって、次の基準に適合しなければならない。 ア～イ (略) <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> 図 (略) <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>8-111-3～8-111-4 (略)</p> <p>8-112 火薬類を運送する自動車 8-112-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 火薬類を運送する自動車は、8-2 から 8-106 までの規定によるほか、火薬類を安全に運送できるものとして、構造、装置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第 51 条関係、細目告示第 235 条第 1 項関係) <u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p>	<p>② ①の「バンパ」は、本体及び本体を車台に連結する取付部から構成される次図に示すおりの構造の装置であって、次の基準に適合しなければならない。 ア～イ (略) ウ <u>本体は、車両中心線に対して対称に取付けられ、かつ、その長さは当該自動車の幅の 80%以上であること。</u> エ <u>自動車登録番号標及び灯火類の表示を妨げるおそれのないものであること。</u> 図 (略)</p> <p>③ <u>専らガス容器を収納するコンテナを積載する自動車であって、コンテナの積み卸しを容易にする機械装置及び自動車とコンテナを緊縮する緊縮装置を有するものに備える次図に示す装置 (保護板) は「その他の緩衝装置」とする。</u> <u>この場合において、保護板のほかに、②の基準に適合するバンパを取付けるものとする。</u> 図 (略)</p> <p>(2) <u>ガス運送容器を備える自動車は、(1) の規定によるほか、ガス運送容器の後面及び附属装置と (1) の緩衝装置との間に十分な間隔がおかれているものでなければならない。</u> <u>この場合において、「十分な間隔がおかれているもの」とは、次の基準に適合することをいう。(保安基準第 50 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 234 条第 2 項関係)</u></p> <p>① <u>後部取出し式容器 (容器元弁をその後面に設けた容器をいう。) においては、次図のとおり容器元弁及び緊急遮断装置に係るバルブからバンパの後面までの距離が 40cm 以上であること。</u> 図 後部取出し式 (略)</p> <p>② <u>①以外の容器においては、次図のとおり容器の後面からバンパの後面までの距離が 30cm 以上であること。</u> 図 後部取出し式以外のもの (略)</p> <p>③ <u>容器元弁、緊急遮断装置に係るバルブその他の主要な附属品が操作箱に収納される場合においては、①及び②の基準に適合するほか、①の図のとおり操作箱からバンパの後面までの距離が 20cm 以上であること。</u></p> <p>8-111-3～8-111-4 (略)</p> <p>8-112 火薬類を運送する自動車 8-112-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 火薬類を運送する自動車は、8-2 から 8-106 までの規定によるほか、火薬類を安全に運送できるものとして、構造、装置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第 51 条関係、細目告示第 235 条第 1 項関係)</p> <p>① <u>燃料装置は、アセチレン・ガス発生装置又はガス発生炉を使用するものでないこと。</u> ② <u>荷台その他火薬類を積載する場所と原動機との間は、不燃性の隔壁で仕切られ</u></p>

新旧対照表
441 / 521

新	旧
<p>①～② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるものは、(1) の基準に適合しないものとする。(細目告示第 235 条第 2 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>8-112-2 (略)</p> <p>8-113 危険物を運送する自動車 8-113-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 危険物を運送する自動車は、8-2 から 8-106 までの規定によるほか、危険物を安全に運送できるものとして、構造、装置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに次の基準に適合しなければならない。(保安基準第 52 条関係、細目告示第 236 条第 1 項関係) <u>(削除)</u></p> <p>①～② (略)</p> <p>(2) 次に掲げるものは、(1) の基準に適合しないものとする。(細目告示第 236 条第 2 項関係)</p> <p>①～③ (略) <u>(削除)</u></p> <p>(3) <u>爆発性液体を運送するため車台にタンクを固定した自動車は、(1) の規定によるほか次に掲げる基準に適合しなければならない。(細目告示第 236 条第 4 項関係)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p> <p>①～② (略) <u>(削除)</u></p>	<p><u>ていること。</u></p> <p>③～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げるものは、(1) <u>③又は④</u>の基準に適合しないものとする。(細目告示第 235 条第 2 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>8-112-2 (略)</p> <p>8-113 危険物を運送する自動車 8-113-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 危険物を運送する自動車は、8-2 から 8-106 までの規定によるほか、危険物を安全に運送できるものとして、構造、装置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに次の基準に適合しなければならない。(保安基準第 52 条関係、細目告示第 236 条第 1 項関係)</p> <p>① <u>燃料装置は、アセチレン・ガス発生装置又はガス発生炉を使用するものでないこと。</u> ②～③ (略)</p> <p>(2) 次に掲げるものは、(1) <u>②又は③</u>の基準に適合しないものとする。(細目告示第 236 条第 2 項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) <u>危険物の規制に関する政令別表第 3 に掲げる指定数量以上の危険物を運送する自動車は、(1) の規定によるほか、荷台その他危険物を積載する場所と原動機との間が不燃性の隔壁で仕切られていなければならない。(細目告示第 236 条第 3 項関係)</u></p> <p>(4) <u>爆発性液体を運送するため車台にタンクを固定した自動車は、(1) 及び (3) の規定によるほか次に掲げる基準に適合しなければならない。(細目告示第 236 条第 4 項関係)</u></p> <p>① <u>空気入ゴムタイヤを使用し、かつ、車台の後部に衝突によるタンク及びその附属装置の損傷を防止できるバンパその他の緩衝装置を備えること。</u> ② <u>タンク及びその附属装置は、危険物の規制に関する政令第 15 条 (第 1 項第 1 号を除く。) の基準に適合するもの又は同令第 23 条の規定により同令第 15 条 (第 1 項第 1 号を除く。) の基準による場合と同等以上の効力があると認められた特殊な構造若しくは設備を用いたものであること。</u> ③～④ (略)</p> <p>⑤ <u>消防法別表第 4 類の項に掲げる爆発性液体を運送する自動車の排気管及び消音器は、タンク又はその附属装置の弁又は管継手の直下に設けられていないこと。</u></p> <p>(5) <u>車両中心線に対して対称に取付けられ、かつ、その長さが当該自動車の幅の 80%以上のタンクの損傷を防止するための装置であって、適切な強度及び剛性を有し、かつ、車台に確実に取付けられているものは、(4) ①の基準に適合するものとする。(細目告示第 236 条第 5 項関係)</u> <u>(参考図) (略)</u></p>

新旧対照表
442 / 521

新	旧																
<p>(削除)</p> <p>8-113-2~8-113-4 (略)</p> <p>8-114 乗車定員 〔審査事項なし〕</p>	<p style="text-align: right;">単位：mm</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象車種 諸元</th> <th style="text-align: center;">大型車用 (Gvw8 トン以上)</th> <th style="text-align: center;">中型車用 (Gvw5 トン以上8 トン未 満)</th> <th style="text-align: center;">小型車用 (Gvw5 トン未満)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">h</td> <td style="text-align: center;">200 以上</td> <td style="text-align: center;">150 以上</td> <td style="text-align: center;">100 以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">b</td> <td style="text-align: center;">75 以上</td> <td style="text-align: center;">65 以上</td> <td style="text-align: center;">55 以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">t</td> <td style="text-align: center;">6 以上</td> <td style="text-align: center;">3.2 以上</td> <td style="text-align: center;">3.2 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) タンクについて、タンク証明書の提示があったときは、当該タンク及びその附属装置については、(4) ②の基準に適合するものとする。(細目告示第236条第6項関係)</p> <p>8-113-2~8-113-4 (略)</p> <p>8-114 乗車定員 8-114-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。</p> <p>ただし、二輪の軽自動車(側車付二輪自動車を除く。)にあつては乗車定員2人以下、車両総重量2t未満の被牽引自動車にあつては乗車定員なしとする。(保安基準第53条第1項関係、細目告示第237条第1項関係)</p> <p>① 乗車定員は、運転者席、座席、座席に準ずる装置及び立席の定員の総和とする。この場合において、次に掲げるものは、座席に準ずる装置として取扱うものとする。</p> <p>ア 患者輸送車、身体障害者輸送車又は救急車に備えられた寝台</p> <p>イ 専ら車いすを設置するために設けられた場所に備えた車いすを固定するための空間と装置</p> <p>② 連続した座席の座席定員は、次によるものとする。</p> <p>ア 幼児専用車以外の自動車にあつては、当該座席の幅を40cmで除して得た整数値とする。</p> <p>ただし、当該座席の幅から76cmを引いた値を40cmで除して得た整数値に2を加えた値を用いることができる。</p> <p>イ 幼児専用車にあつては、当該座席の幅を27cmで除して得た整数値とする。</p> <p>③ 立席定員は、立席面積の合計を0.14㎡で除して得た整数値とする。</p> <p>④ 立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車について、高速道路等において旅客を運送する場合以外の場合における乗車定員を算出するときは、補助座席を備える場合にはこれを折りたたんだ状態とし、車いすの用に供する床面を有する場合には車いすを使用していない状態とする。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車であつて、座席定員を超えて旅客を運送しないものについては、補助座席を使用した状態とすることができる。</p> <p>ア 一般貸切旅客自動車運送事業用自動車</p>	対象車種 諸元	大型車用 (Gvw8 トン以上)	中型車用 (Gvw5 トン以上8 トン未 満)	小型車用 (Gvw5 トン未満)	h	200 以上	150 以上	100 以上	b	75 以上	65 以上	55 以上	t	6 以上	3.2 以上	3.2 以上
対象車種 諸元	大型車用 (Gvw8 トン以上)	中型車用 (Gvw5 トン以上8 トン未 満)	小型車用 (Gvw5 トン未満)														
h	200 以上	150 以上	100 以上														
b	75 以上	65 以上	55 以上														
t	6 以上	3.2 以上	3.2 以上														

新旧対照表
443 / 521

新	旧
<p>8-115 最大積載量 〔審査事項なし〕</p>	<p>イ 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車のうち長距離高速及び定期観光に使用するもの</p> <p>ウ 特定旅客自動車運送事業用自動車</p> <p>⑤ 立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車について、高速道路等において旅客を運送する場合における乗車定員を算出するときは、当該立席を除くものとする。</p> <p>この場合において、補助座席を備える自動車にあつては、補助座席を使用した状態とする。</p> <p>⑥ 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は当該装置に乗車する小人数を1.5で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。</p> <p>ア 幼児用座席を備える幼児専用車</p> <p>イ 専ら座席の用に供する床面の UN R14 に適合する取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車</p> <p>ウ UN R44-04-S12 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合する UN R44-04-S12 の 2.1.2.4.2. に規定する装置(専ら年少者が着席するためのものに限る。)を備える自動車</p> <p>(2) (1) の乗車定員は、12歳以上の者の数をもって表わすものとする。</p> <p>この場合において、12歳以上の者1人は、12歳未満の小児又は幼児1.5人に相当するものとする。(保安基準第53条第2項)</p> <p>8-114-2 欠番 8-114-3 欠番 8-114-4 適用関係の整理 7-114-4の規定を適用する。</p> <p>8-115 最大積載量</p> <p>(1) 自動車の最大積載量は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において積載することができるものとして、(2) から (11) までの基準に基づき算出される物品の積載量のうち最大のものとする。</p> <p>ただし、被牽引自動車の最大積載量については、(2) から (11) までの基準を満たす限りにおいて、当該被牽引自動車を牽引する牽引自動車の牽引能力に応じた最大のものとする。 (保安基準第53条第1項、細目告示第237条第2項関係)</p> <p>(2) 最大積載量の算定については、次により行うものとする。(細目告示第237条第2項第1号関係)</p> <p>① 貨物自動車の最大積載量の算定(②に掲げる場合を除く。)については、次によって行うものとする。</p> <p>この場合において、指定自動車等であつて、車体構造等を変更したもの(「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う車両総重量が20トンを超える改造等の取扱いについて」(平成5年11月25日付け自技第165号)、「車両総重量が8トンの自動車の最大積載量の指定について(依命通達)」(平成7年1月27</p>

新旧対照表
444 / 521

新	旧
	<p>目付け自技第 12 号)、「最大限に積載した ISO 規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な被牽引自動車等の改造等の取扱いについて(依命通達)」(平成 10 年 3 月 31 日付け自技第 61 号)及び「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」(平成 27 年 3 月 31 日付け国自技第 201 号国自整第 350 号)が適用される自動車を除く。)については、当該自動車の車台を使用する標準車の最大積載量を超えない範囲内で指定するものとする。</p> <p>ア 別添 7「自動車の走行性能の技術基準」 イ 別添 8「連結車両の走行性能の技術基準」</p> <p>② 乗用自動車又は乗合自動車から貨物自動車に用途の変更を行う場合の最大積載量の算定(特種用途自動車に最大積載量を指定する場合を含む。)については、①アによるほか、次により行うものとする。</p> <p>ア 指定自動車等のうち、請求表等により車両総重量及び軸重の許容限度が明確な自動車にあっては、当該許容限度を超えない範囲内で指定する。 イ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルにより車両総重量及び軸重の許容限度が表示されている自動車にあっては、当該許容限度(最大積載量の許容限度も表示されている場合には、最大積載量の許容限度を含む。)を超えない範囲で指定する。 ウ 欧州経済共同体指令に基づき自動車製作者が発行する完成車の適合証明書により車両総重量及び軸重の許容限度が明確な自動車にあっては、当該許容限度を超えない範囲で指定する。 エ 指定自動車等のうち、車両総重量及び軸重の許容限度が明確でないものにあつては、同一型式の類別区分中の最大の車両総重量を超えない範囲内で指定する。 オ アからエに規定する自動車以外の自動車にあっては、取外した乗車設備分の定員数に 55kg を乗じた重量を超えない範囲内で指定する。</p> <p>③ 次に掲げる牽引自動車については、8-5-1 (1) (7-5-5-1 (1)) の括弧書きを適用せずに、最大積載量を指定することができる。 ア 平成 27 年 4 月 30 日以前に初めての検査を受けた牽引自動車 イ 平成 27 年 4 月 30 日以前に新型届出を受けた牽引自動車又は輸入自動車特別取扱を受けた牽引自動車</p> <p>④ 次に掲げるセミトレーラについては、8-4-1 (1) の表中②又は③のいずれかを適用し、最大積載量を指定することができる。 ア 平成 27 年 4 月 30 日以前に初めての検査を受けたセミトレーラ イ 平成 27 年 4 月 30 日以前に新型届出を受けたセミトレーラ又は輸入自動車特別取扱を受けたセミトレーラ</p> <p>(3) 牽引自動車の第五輪荷重の算出については、(2) の規定に準じて行うものとする。(細目告示第 237 条第 2 項第 2 号関係)</p> <p>(4) 保安基準第 55 条の規定に基づき分割不可能な貨物に限って輸送することを条件として、規制値を超えることとなる保安基準の項目について適用を緩和するための認定を</p>

新旧対照表
445 / 521

新	旧								
	<p>受けたセミトレーラであつて、分割可能な貨物を保安基準の範囲内で輸送する場合の基準緩和セミトレーラの最大積載量(基準最大積載量)の算定については、(2) の規定に準じて行うものとする。(細目告示第 237 条第 2 項第 3 号関係)</p> <p>(5) 物品積載装置としてタンク類を使用する自動車(危険物を運搬するタンク自動車、高圧ガスを運搬するタンク自動車及び粉粒体物品輸送専用のタンク自動車を除く。)にあっては、タンクの容積〔タンクの容積が 1000ℓ 以下にあっては 10ℓ、タンクの容積が 1000ℓ を超え 5000ℓ 以下にあっては 50ℓ (末尾が 50ℓ 以上 100ℓ 未満の場合は 50ℓ とする。)及びタンクの容積が 5000ℓ を超えるものは 100ℓ 未満は切り捨てるものとする。〕に次表の積載物品名に対応する比重を乗じて得た数値(0.9 (真空ポンプ及び過流防止弁を用いて液状の積載物品をタンクに吸引する構造の物品積載装置にあっては、0.75) から 1.0 までの数値を乗ずることができる。)を積載物品の重量(10kg 未満は切り捨てるものとする。)として用いるものとする。</p> <p>なお、容易にその容積を計算し難いタンクにあっては、次により当該タンクの容積の近似計算により算出するものとする。(細目告示第 237 条第 2 項第 4 号関係)</p> <p>① 楕円形のタンク ア 胴部分の計算式 (略) イ 艀板部分の計算式 (略)</p> <p>② 円筒形のタンク ア 胴部分の計算式 (略) イ 艀板部分の計算式 (略)</p> <p>(比重表(例))</p> <table border="1" data-bbox="890 1798 1236 1888"> <thead> <tr> <th>積載物品名</th> <th>比重</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト溶液</td> <td>0.90</td> </tr> <tr> <td>フォルマリン</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>水、海水、牛乳、糞尿</td> <td>1.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 危険物を運搬するタンク自動車にあっては、タンクの容積〔タンクの容積が 1000ℓ 以下にあっては 10ℓ、タンクの容積が 1000ℓ を超え 5000ℓ 以下にあっては 50ℓ (末尾が 50ℓ 以上 100ℓ 未満の場合は 50ℓ とする。)及びタンクの容積が 5000ℓ を超えるものは 100ℓ 未満は切り捨てるものとする。また、0.90 から 0.95 までの数値を乗ずるものとする。〕に次表の積載物品名に対応する比重を乗じて得た数値を積載物品の重量(10kg 未満は切り捨てるものとする。)として用いるものとする。</p> <p>この場合において、危険物の類別が、消防法の規定に基づく同一類別の範囲内において、複数の品目の危険物を運搬するタンク自動車として消防法の規定に基づき設置の許可を受けたタンク自動車にあっては、タンクの容積に当該設置許可書に記載されている設置許可の品目のいずれかの品目で算出した数値を積載物品の重量(10kg 未満は切り捨てるものとする。)として用いることができるものとする。</p>	積載物品名	比重	アスファルト溶液	0.90	フォルマリン	1.05	水、海水、牛乳、糞尿	1.00
積載物品名	比重								
アスファルト溶液	0.90								
フォルマリン	1.05								
水、海水、牛乳、糞尿	1.00								

新旧対照表
446 / 521

新	旧																																
	<p>なお、容易にその容積を計算し難いタンクにあつては、(5) ①又は②により当該タンクの容積の近似計算により算出するものとする。(細目告示第 237 条第 2 項第 5 号)(比重表(例))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>積載物品名</th> <th>比重</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第四類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第一石油類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガソリン</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>アルコール類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アルコール</td> <td>0.80</td> </tr> <tr> <td>酢酸エステル類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>酢酸エステル</td> <td>0.90</td> </tr> <tr> <td>第二石油類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>灯油</td> <td>0.80</td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td>0.85</td> </tr> <tr> <td>酢酸</td> <td>1.06</td> </tr> <tr> <td>第三石油類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>重油</td> <td>0.93</td> </tr> <tr> <td>第四石油類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>潤滑油</td> <td>0.95</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) 高压ガスを運搬するタンク自動車にあつては、容器保安規則第 22 条の液化ガスの質量の計算の方法により得た数値を積載物品の重量(10kg 未満は切り捨てるものとする。)として用いるものとする。</p> <p>この場合において、タンクの内容積は、高压ガス保安法第 45 条又は第 49 条の規定により刻印された数値又は標章に打刻された数値を用いるものとする。</p> <p>なお、容易にその容積を計算し難いタンクにあつては、(5) ①又は②により当該タンクの容積の近似計算により算出するものとする。(細目告示第 237 条第 2 項第 6 号)</p> <p>(8) コンクリート・ミキサー及びアジデータ・トラックにあつては、ドラムの最大混合容量に次の比重を乗じて得た数値に 0.9 から 1.0 までの数値を乗じて得た数値と水タンクを満量とした状態の重量とを加算したものを積載物品の重量(10kg 未満は切り捨てるものとする。)として用いるものとする。</p> <p>ただし、ドライ方式にあつてはセメントと骨材のみをドラムに積載する状態と生コンクリートをドラム内で製造する状態のそれぞれについて検討するものとする。この場合において、セメントと骨材のみをドラムに積載する状態において水タンクの水の重量は水タンクを満量とした状態とし、生コンクリートをドラム内で製造した状態における水タンクの水の重量は、水タンクを満量とした状態の重量からドラムの最大混合容量に 200kg/m³ を乗じて得た重量を減じたものとする。(細目告示第 237 条第 2 項第 7 号)</p> <p>① ドライ方式であつてセメントと骨材のみをドラムに積載する場合にあつては 2.2t/m³</p> <p>② ①以外であつて、輸送する物品の見かけの比重が確実な資料により明らかなら</p>	積載物品名	比重	第四類		第一石油類		ガソリン	0.75	アルコール類		アルコール	0.80	酢酸エステル類		酢酸エステル	0.90	第二石油類		灯油	0.80	軽油	0.85	酢酸	1.06	第三石油類		重油	0.93	第四石油類		潤滑油	0.95
積載物品名	比重																																
第四類																																	
第一石油類																																	
ガソリン	0.75																																
アルコール類																																	
アルコール	0.80																																
酢酸エステル類																																	
酢酸エステル	0.90																																
第二石油類																																	
灯油	0.80																																
軽油	0.85																																
酢酸	1.06																																
第三石油類																																	
重油	0.93																																
第四石油類																																	
潤滑油	0.95																																

新旧対照表
447 / 521

新	旧														
	<p>合にあつてはその値</p> <p>③ ①及び②以外の場合にあつては 2.4t/m³</p> <p>(9) 粉粒体物品輸送専用のタンク自動車にあつては、タンクの容積(タンクの容積が 10000 以下にあつては 100、タンクの容積が 10000 を超え 50000 以下にあつては 500 (末尾が 500 以上 1000 未満の場合は 500 とする。)及びタンクの容積が 50000 を超えるものは 1000 未満は切り捨てるものとする。)に次表の見かけの比重(輸送する物品の見かけの比重が確実な資料により明らかの場合にあつてはその値)を乗じて得た数値に 0.9 から 1.0 までの数値を乗じて得た数値を積載物品の重量(10kg 未満は切り捨てるものとする。)として用いるものとする。</p> <p>なお、容易にその容積を計算し難いタンクにあつては、(5) ①又は②により当該タンクの容積の近似計算により算出するものとする。(細目告示第 237 条第 2 項第 8 号)(見掛けの比重表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>積載物品名</th> <th>見掛け比重</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バラセメント</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>フライアッシュ</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>飼料</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>ビニールパウダ</td> <td>0.45</td> </tr> <tr> <td>小麦粉</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>カーボンブラック</td> <td>0.32</td> </tr> </tbody> </table> <p>(10) 特種用途自動車であつて積載量(当該特種用途自動車の本来の用途に使用するために最小限必要な工具等を積載するための 500kg 以下の積載量を除く。)を有する場合には、(2) から (9) までの規定に準じて最大積載量を算定するものとする。(細目告示第 237 条第 2 項第 9 号関係)</p> <p>(11) 5-3-9 (6) 及び (7) の牽引重車は、次の算式により算出するものとする。</p> <p>(算式)</p> $TC = GCW - (W - P)$ <p>この場合において</p> <p>TC : 牽引自動車の牽引重量 kg</p> <p>GCW : 連結車両総重量(別添 8「連結車両の走行性能の技術基準」の各項のうち適用される項の計算式中不等号を除いた式により算出された値のうち、いづれか小さい方の 10kg 未満を切り捨てた値とする。) kg</p> <p>W : 牽引自動車の車両総重量 kg</p> <p>P : 牽引自動車の第五輪荷重 kg</p> <p>8-116 臨時乗車定員 【審査事項なし】</p> <p>8-116 臨時乗車定員 (1) 地方運輸局長は、路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車(保安基準第 53 条の乗車定員が 30 人以上のものに限る。)について、同条の乗車定員のほか、その運行のために必要な保安上又は公害防止上の制限を附して、臨時乗車定員を定</p>	積載物品名	見掛け比重	バラセメント	1.0	フライアッシュ	0.8	飼料	0.5	ビニールパウダ	0.45	小麦粉	0.5	カーボンブラック	0.32
積載物品名	見掛け比重														
バラセメント	1.0														
フライアッシュ	0.8														
飼料	0.5														
ビニールパウダ	0.45														
小麦粉	0.5														
カーボンブラック	0.32														

新旧対照表
448 / 521

新	旧												
<p>第9章 立入検査又は街頭検査</p> <p>9-1 適用 この章の規定は、法第100条第2項の規定による立入検査又は街頭検査に係る審査を行う場合に適用する。</p> <p>9-2 審査項目等</p> <p>(1) 立入検査又は街頭検査の実施趣旨に照らし必要な審査項目は、地方事務所の長、地方検査部の長又は本部検査部の長が定める。 この場合において、当該審査項目については、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認められる場合には第7章の規定、その他の場合には第8章の規定を適用するほか、別添6「街頭検査等実施要領」により実施するものとする。</p> <p>(2) 次に掲げる自動車を審査する場合には、保安基準、細目告示及び適用関係告示における当該自動車に適用される基準を確認した後審査すること。</p> <p>① 小型特殊自動車 ② 二輪の軽自動車 ③ カタピラ及びそりを有する軽自動車 ④ 被牽引自動車である軽自動車（①又は②の自動車により牽引されるものに限る。）</p> <p>第10章～第11章（略）</p> <p>別表1～別表2（略）</p> <p>別表3（4-7関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">審査の実施の方法</th> </tr> <tr> <th>検査の種別</th> <th>審査の実施方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規検査又は予備検査</td> <td>1 (略) 2 装置に関する審査（その1） 次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて審査するものとする。 この場合において、(1)、(2)及び(10)に掲げる事項については、当該器具を用いて審査することが困難であるときに限り走行その他</td> </tr> </tbody> </table>	審査の実施の方法		検査の種別	審査の実施方法	新規検査又は予備検査	1 (略) 2 装置に関する審査（その1） 次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて審査するものとする。 この場合において、(1)、(2)及び(10)に掲げる事項については、当該器具を用いて審査することが困難であるときに限り走行その他	<p>めることができる。（保安基準第54条第1項関係）</p> <p>(2) (1)の臨時乗車定員は、座席定員と7・46(1)後段の規定を適用しないで計算した場合の立席定員との合計を超えないものでなければならない。 この場合において、立席定員は、立席面積の合計を0.14㎡で除した整数値とする。（保安基準第54条第2項関係、細目告示第238条関係）</p> <p>(3) 保安基準第53条第2項の規定は、(1)の臨時乗車定員について準用する。（保安基準第54条第3項）</p> <p>第9章 立入検査及び街頭検査</p> <p>9-1 適用 この章の規定は、法第100条第2項の規定に基づく立入検査及び街頭検査に係る審査を行う場合に適用する。</p> <p>9-2 審査項目等 立入検査又は街頭検査の実施趣旨に照らし、必要な審査項目は地方事務所の長、地方検査部の長又は本部検査部の長が定める。 この場合において、当該審査項目については、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認められた場合には第7章の規定、その他の場合には第8章の規定を適用する。 (新設)</p> <p>第10章～第11章（略）</p> <p>別表1～別表2（略）</p> <p>別表3（4-7関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">審査の実施の方法</th> </tr> <tr> <th>検査の種別</th> <th>審査の実施方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規検査又は予備検査</td> <td>1 (略) 2 装置に関する審査（その1） 次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて審査するものとする。 この場合において、(1)、(2)、(10)及び(11)に掲げる事項については、当該器具を用いて審査することが困難であるときに限り走行</td> </tr> </tbody> </table>	審査の実施の方法		検査の種別	審査の実施方法	新規検査又は予備検査	1 (略) 2 装置に関する審査（その1） 次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて審査するものとする。 この場合において、(1)、(2)、(10)及び(11)に掲げる事項については、当該器具を用いて審査することが困難であるときに限り走行
審査の実施の方法													
検査の種別	審査の実施方法												
新規検査又は予備検査	1 (略) 2 装置に関する審査（その1） 次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて審査するものとする。 この場合において、(1)、(2)及び(10)に掲げる事項については、当該器具を用いて審査することが困難であるときに限り走行その他												
審査の実施の方法													
検査の種別	審査の実施方法												
新規検査又は予備検査	1 (略) 2 装置に関する審査（その1） 次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて審査するものとする。 この場合において、(1)、(2)、(10)及び(11)に掲げる事項については、当該器具を用いて審査することが困難であるときに限り走行												

新旧対照表
449 / 521

新	旧								
<p>の適切な方法により、(3)、(6)、(8)及び(9)に掲げる事項については、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ審査することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> </table> <p>3～5 (略) (削除)</p> <p>6 完成検査終了証又は出荷検査証がある自動車の審査 型式指定自動車及び共通構造部型式指定自動車は、次に掲げる全ての要件を満足するものについては、2、3（共通構造部型式指定自動車は(9)を除く。）、4及び4(6)の審査を提出書面の審査に代えるものとする。 ただし、提出のあった書面又は当該自動車の構造・装置の内容に疑義が生じ、審査を代えることが妥当ではないと判断する場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 型式指定自動車</p> <p>① 完成検査終了証（発行後9月を経過しないものに限る。）があること ② 改造自動車以外の自動車であること ③ 事前届出対象自動車以外の自動車であって、新規検査等届出書の「事前審査管理番号」欄が空欄であること ④ 当該自動車に係る構造・装置について変更がないこと（諸元表に記載される事項に変更のない軽微な装置の変更を除く。） ⑤ 新規検査等届出書の「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄に○印が付されていること（被牽引自動車を除く。）</p> <p>(2) 共通構造部型式指定自動車</p> <p>① 次のいずれかの出荷検査証（発行後11月を経過しないものに限る。）があること ア 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領第3</p>	(略)	(略)	(削除)	(削除)	<p>その他の適切な方法により、(3)、(6)、(8)及び(9)までに掲げる事項については、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ審査することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(11) 速度表示灯の表示の誤差</td> <td>速度計試験機</td> </tr> </table> <p>3～5 (略)</p> <p>6 限定自動車検査証の提出がある自動車の審査 有効な限定自動車検査証の提出がある自動車については、当該限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分を整備した場合における当該整備に係る部分について、1から4までに掲げる方法により審査するものとする。</p> <p>7 完成検査終了証又は出荷検査証がある自動車の審査 型式指定自動車及び共通構造部型式指定自動車は、次に掲げる全ての要件を満足するものについては、2、3（共通構造部型式指定自動車は(9)を除く。）及び4(5)及び(6)に限る。の審査を提出書面の審査に代えるものとする。 ただし、提出のあった書面又は当該自動車の構造・装置の内容に疑義が生じ、審査を代えることが妥当ではないと判断する場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 型式指定自動車</p> <p>① 完成検査終了証（発行後9月を経過しないものに限る。）があるもの ② 改造自動車に該当しないもの ③ 別添2「新規検査等提出書面審査要領」3に掲げる事前届出対象自動車に該当しないもの ④ 当該自動車に係る構造・装置について変更がないもの（諸元表等に記載される事項に変更のない軽微な装置の変更を除く。） ⑤ 届出者又は諸元確認者が保有する前照灯試験機により前照灯の明るさ及び主光軸の向きに関する基準適合性の確認がなされた自動車であり、かつ、別添2「新規検査等提出書面審査要領」4.1.新規検査等届出書（第1号様式（その1））により適合している旨が確認できるもの（被牽引自動車を除く。）</p> <p>(2) 共通構造部型式指定自動車</p> <p>① 出荷検査証（発行後11月を経過しないものに限る。）があり、かつ、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領第3号様式の出荷検査証であって、備考欄に「当該型式で認証</p>	(略)	(略)	(11) 速度表示灯の表示の誤差	速度計試験機
(略)	(略)								
(削除)	(削除)								
(略)	(略)								
(11) 速度表示灯の表示の誤差	速度計試験機								

新旧対照表
450 / 521

新		旧	
	<p>号様式の出荷検査証であって、備考欄に「当該型式で認証を受けていない仕様に変更」と記載されていないもの</p> <p>イ 「排出ガス検査終了証」の備考欄を利用した出荷検査証であって、当該備考欄に「型式指定番号※2」と記載されていないもの</p> <p>② 当該自動車に係る構造・装置について変更がないこと。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 次に掲げる構造・装置の変更</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 燃料タンク (UN R34 を適用しない自動車に限る。)</p> <p>(c) ~ (g) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>③ 新規検査等届出書の「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄に○印が付されていること (被牽引自動車を除く。)</p>		<p>を受けていない仕様に変更」と記載されていないもの又は「排出ガス検査終了証」の備考欄を利用した出荷検査証であって、当該備考欄に「型式指定番号※2」と記載されていないもの</p> <p>② 当該自動車に係る構造・装置について変更がないもの。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 次に掲げる構造・装置の変更</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 燃料タンク (別添 2「新規検査等提出書審査要領」3. に掲げる事前届出対象自動車に該当しないものに限る。)</p> <p>(c) ~ (g) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>③ 届出者又は諸元確認者が保有する前照灯試験機により前照灯の明るさ及び主光軸の向きに関する基準適合性の確認がなされた自動車であり、かつ、別添 2「新規検査等提出書審査要領」4.1. 新規検査等届出書 (第 1 号様式 (その 1)) により適合している旨が確認できるもの (被牽引自動車を除く。)</p>
継続検査	1~3 (略) <u>(削除)</u>	継続検査	1~3 (略) 4 限定自動車検査証の提出がある自動車の審査 有効な限定自動車検査証の提出のある自動車については、当該限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分を整備した場合における当該整備に係る部分について、1、2 及び 3 までに掲げる方法により審査するものとする。
(略)	(略)	(略)	(略)
別表 4 (7-11 関係)	ロードインデックスに対応する負荷能力 (略)	別表 4 (7-11、8-11 関係)	ロードインデックスに対応する負荷能力 (略)
別表 5 (7-11 関係)	異なる速度における負荷能力 (略)	別表 5 (7-11、8-11 関係)	異なる速度における負荷能力 (略)
別表 6 (7-61 関係)		別表 6 (7-61、8-61 関係)	

新旧対照表
451 / 521

新		旧	
	<p>NOx・PM 法対策地域及び NOx 法特定地域 (略)</p> <p>別表 7 (7-61 関係) 排出ガス規制区分別排出基準の適否 (略)</p> <p>別表 8 (7-61 関係) 窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準 (略)</p> <p>別表 9 (7-61 関係) NOx・PM 法の特定期日 (略)</p> <p>様式 1~様式 11 (略)</p> <p>様式 12 (4-12 関係) 使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の試験成績書 (略)</p> <p>様式 13 (7-61 関係) 自動車排出ガス試験結果証明書 (略)</p> <p>別添 1 (略)</p> <p>別添 2 (4-13 関係) 新規検査等提出書審査要領</p> <p>1. 目的 この要領は、新規検査、予備検査又は構造等変更検査の申請を行う者から、当該自動車の構造・装置の内容について届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。</p> <p>2. 用語の定義 この要領における用語の定義は、本則 1-3 に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 「変更」とは、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為をいう。</p> <p>(2) 「個別届出自動車」とは、4. (1) の自動車をいう。</p> <p>(3) 「代表届出自動車」とは、4. (2) の自動車をいう。</p>		<p>NOx・PM 法対策地域及び NOx 法特定地域 (略)</p> <p>別表 7 (7-61、8-61 関係) 排出ガス規制区分別排出基準の適否 (略)</p> <p>別表 8 (7-61、8-61 関係) 窒素酸化物等排出自動車の窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準 (略)</p> <p>別表 9 (7-61、8-61 関係) NOx・PM 法の特定期日 (略)</p> <p>様式 1~様式 11 (略)</p> <p>様式 12 (4-12、8-10 関係) 使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の試験成績書 (略)</p> <p>様式 13 (7-61、8-61 関係) 自動車排出ガス試験結果証明書 (略)</p> <p>別添 1 (略)</p> <p>別添 2 (4-13 関係) 新規検査等提出書審査要領</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
(略)	(略)	(略)	(略)

新旧対照表
452 / 521

新	旧
<p>なお、<u>附則 2 の 3.2. (2) 後段の規定を適用している自動車がある場合には、その自動車を含む。</u></p> <p><u>(4)「届出者」とは、新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料を提出する者をいう。</u></p> <p><u>(5)「届出書等」とは、新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料をいう。</u></p> <p>3. <u>附則の適用</u> <u>自動車の種類に応じて、それぞれの附則を適用するものとする。</u></p> <p>① <u>指定自動車等のうち、事前届出対象自動車以外の自動車</u> <u>附則 1 当日提出書面の審査（事前届出対象自動車以外の自動車）</u></p> <p>② <u>事前届出対象自動車のうち、4. (1) 又は (2) の自動車</u> <u>附則 2 事前提出書面の審査（技術基準等の審査を要する自動車）</u></p> <p>③ <u>事前届出対象自動車のうち、4. (3) の自動車</u> <u>附則 3 事前提出書面の審査（使用の過程にある牽引自動車）</u></p> <p>④ <u>事前届出対象自動車のうち、4. (4) の自動車</u> <u>附則 4 事前提出書面の審査（特定の被牽引自動車）</u></p> <p>4. <u>事前届出対象自動車</u> <u>本則 1-3 で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。</u></p> <p>(1) <u>技術基準等の審査を要する自動車（個別届出自動車）</u></p> <p>指定自動車等であって、当該自動車の構造・装置を変更することにより、<u>変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が技術基準等（次表に掲げるものに限り。）に適合しているかどうかを、書面等により改めて審査する必要があると認める自動車</u>をいう。</p> <p>ただし、<u>事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。</u></p> <p>また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。</p> <p>① <u>新型届出自動車及び共通構造部型式指定自動車（附則 2 の 7.1. (3) ② に該当するものに限り。）以外の自動車であって、同一型式内の他の類別（類別区分番号）に設定されている構造・装置の仕様に変更した旨を新規検査等届出書（第 1</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設) ※別添 2 の 3. から移動</p> <p>3. <u>事前届出対象自動車</u> <u>本則 1-3 で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。</u></p> <p>(新設) ※別添 2 の 3. (1) から移動</p> <p>(1) <u>技術基準等の審査を要する自動車</u> <u>附則 1 の 3. に掲げる技術基準等の審査を要する自動車</u></p> <p>(新設) ※別添 2 附則 1 の 3. から移動</p> <p>3. <u>事前届出対象自動車</u> <u>本附則を適用する事前届出対象自動車は、指定自動車等であって、当該自動車の構造・装置が変更されたことにより次の表に掲げる技術基準等に影響を及ぼすなど、改めて技術基準等の適合性について審査する必要があると認めるもの</u>をいう。</p> <p>ただし、<u>次のいずれかに該当するものを除く。</u></p> <p>(新設) ※別添 2 附則 1 の 3. ② から移動</p> <p>② <u>同一型式内の他の類別（類別区分番号）に設定されている構造・装置の仕様への変更であって、新型届出自動車及び共通構造部型式指定自動車（8.1. (3) ③ に該当するものに限り。）以外の自動車についてはその旨が新規検査等届出書（第</u></p>

新旧対照表
453 / 521

新	旧																																				
<p>号様式（その 1）の「その他」欄に記載する場合</p> <p>② <u>新型届出自動車又は共通構造部型式指定自動車（附則 2 の 7.1. (3) ② に該当するものに限り。）であって、同一型式内に設定されている構造・装置の仕様に変更した場合</u></p> <p>③ <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されている㊦マーク又は㊧マークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車であって、当該型式指定番号を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載する場合</u></p> <p>④ <u>技術基準等への適合性について審査済みであることが改造自動車審査結果通知書等により確認できる改造自動車の場合</u></p> <p>⑤ <u>本則 7-51-1 (8) の表に掲げる各窓ガラスの部位に付される記号が容易に確認できる窓ガラスに変更した自動車であって、当該記号を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載する場合</u></p>	<p>1 号様式（その 1）の「その他」欄に記載されたもの</p> <p>(新設)</p> <p>(新設) ※別添 2 附則 1 の 3. ① から移動</p> <p>① <u>法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有するものについて、当該構造・装置に付されている㊦マーク又は㊧マークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車であって、新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に型式指定番号を記載するもの</u></p> <p>(新設) ※別添 2 附則 1 の 3. ④ から移動</p> <p>④ <u>改造自動車として、次の表に掲げる技術基準等の適合性について審査済みのもの</u></p> <p>(新設) ※別添 2 附則 1 の 3. ③ から移動</p> <p>③ <u>自動車に備える窓ガラスについて、本則 7-51-1 (8) の表に掲げる各窓ガラスの部位に付される記号が容易に確認できるものに変更した自動車であって、新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に当該記号を記載するもの</u></p> <p>(新設) ※別添 2 附則 1 の 3. から移動</p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>保安基準</th> <th>審査事務規程</th> <th>技術基準等（細目告示別添及び協定規則）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 4 条の 2 軸重等</td> <td>6-5、7-5 軸重等</td> <td>細目告示別添 114 牽引自動車の軸重に関する技術基準</td> </tr> <tr> <td>第 8 条 原動機及び動力伝達装置</td> <td>6-9、7-9 原動機及び動力伝達装置 6-10、7-10 速度抑制装置</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 11 条 かじ取装置</td> <td>6-13、7-13 かじ取装置</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 11 条の 2 施錠装置等</td> <td>6-14、7-14 施錠装置等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 12 条 制動装置</td> <td>6-15、7-15 トラック・バスの制動装置 6-16、7-16</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	保安基準	審査事務規程	技術基準等（細目告示別添及び協定規則）	第 4 条の 2 軸重等	6-5、7-5 軸重等	細目告示別添 114 牽引自動車の軸重に関する技術基準	第 8 条 原動機及び動力伝達装置	6-9、7-9 原動機及び動力伝達装置 6-10、7-10 速度抑制装置	(略)	第 11 条 かじ取装置	6-13、7-13 かじ取装置	(略)	第 11 条の 2 施錠装置等	6-14、7-14 施錠装置等	(略)	第 12 条 制動装置	6-15、7-15 トラック・バスの制動装置 6-16、7-16	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保安基準</th> <th>審査事務規程</th> <th>技術基準等（細目告示別添及び協定規則）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>第 8 条 原動機及び動力伝達装置</td> <td>7-9 原動機及び動力伝達装置 7-10 速度抑制装置</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 11 条 かじ取装置</td> <td>6-2 (4)、7-13 かじ取装置</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 11 条の 2 施錠装置等</td> <td>6-2 (5)、7-14 施錠装置等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 12 条 制動装置</td> <td>7-15 トラック・バスの制動装置 7-16</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	保安基準	審査事務規程	技術基準等（細目告示別添及び協定規則）	(新設)	(新設)	(新設)	第 8 条 原動機及び動力伝達装置	7-9 原動機及び動力伝達装置 7-10 速度抑制装置	(略)	第 11 条 かじ取装置	6-2 (4)、7-13 かじ取装置	(略)	第 11 条の 2 施錠装置等	6-2 (5)、7-14 施錠装置等	(略)	第 12 条 制動装置	7-15 トラック・バスの制動装置 7-16	(略)
保安基準	審査事務規程	技術基準等（細目告示別添及び協定規則）																																			
第 4 条の 2 軸重等	6-5、7-5 軸重等	細目告示別添 114 牽引自動車の軸重に関する技術基準																																			
第 8 条 原動機及び動力伝達装置	6-9、7-9 原動機及び動力伝達装置 6-10、7-10 速度抑制装置	(略)																																			
第 11 条 かじ取装置	6-13、7-13 かじ取装置	(略)																																			
第 11 条の 2 施錠装置等	6-14、7-14 施錠装置等	(略)																																			
第 12 条 制動装置	6-15、7-15 トラック・バスの制動装置 6-16、7-16	(略)																																			
保安基準	審査事務規程	技術基準等（細目告示別添及び協定規則）																																			
(新設)	(新設)	(新設)																																			
第 8 条 原動機及び動力伝達装置	7-9 原動機及び動力伝達装置 7-10 速度抑制装置	(略)																																			
第 11 条 かじ取装置	6-2 (4)、7-13 かじ取装置	(略)																																			
第 11 条の 2 施錠装置等	6-2 (5)、7-14 施錠装置等	(略)																																			
第 12 条 制動装置	7-15 トラック・バスの制動装置 7-16	(略)																																			

新旧対照表
454 / 521

新				旧			
	乗用車の制動装置 6-17、7-17 二輪車の制動装置 6-18、7-18 大型特殊自動車等の制動装置 6-19、7-19 被牽引自動車の制動装置		(略)		乗用車の制動装置 7-17 二輪車の制動装置 7-18 大型特殊自動車等の制動装置 7-19 被牽引自動車の制動装置		(略)
第13条	連結車両の制動装置 6-20、7-20		(略)	第13条	連結車両の制動装置 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置 7-20		(略)
第15条	燃料装置 6-22、7-22		(略)	第15条	燃料装置 6-2 (6)、7-22		(略)
第17条	高压ガス燃料装置 6-24、7-24		(略)	第17条	高压ガス燃料装置 6-2 (7)、7-24		(略)
第17条の2	電気装置 6-25、7-25		(略)	第17条の2	電気装置 6-2 (8)、7-25		(略)
第18条	車枠及び車体 6-27、6-28、6-29、6-30、 7-27、7-28、7-29、7-30 衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 6-31、7-31 車枠及び車体の歩行者保護性能		(略)	第18条	車枠及び車体 7-27、7-28、7-29、7-30 衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-31 車枠及び車体の歩行者保護性能		(略)
第18条の2	巻込防止装置等 6-34、7-34 突入防止装置	UN R58	突入防止装置に係る協定規則(本則 7-34-2-2 (3) を適用する自動車若しくは UN R58 の 2.3. (a) 又は (b) を適用する自動車を除く。)	第18条の2	巻込防止装置等 6-2 (11)、6-2 (12)、6-2 (13)、7-34 突入防止装置	UN R58	突入防止装置に係る協定規則(本則 7-34-2-2 (3) に係る審査及び 7-34-3 (2) ①の自動車は除く。)
	6-35、7-35 前部潜り込み防止装置		(略)		6-2 (14)、7-35 前部潜り込み防止装置		(略)
第20条	乗車装置 6-37、7-37		(略)	第20条	乗車装置 7-37		(略)
第21条	6-38、7-38		(略)	第21条	6-2 (15)、7-38		(略)







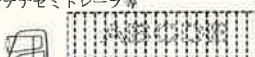



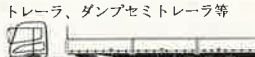
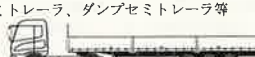
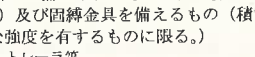
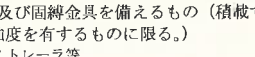
新旧対照表
455 / 521

新				旧			
運転者席	運転者席			運転者席	運転者席		
第22条	6-39、7-39		(略)	第22条	7-39		(略)
座席	座席		(略)	座席	座席		(略)
第22条の3	6-41、7-41		(略)	第22条の3	6-2 (16)、6-2 (17)、7-41		(略)
座席ベルト等	座席ベルト等		(略)	座席ベルト等	座席ベルト等		(略)
第22条の4	6-43、7-43		(略)	第22条の4	7-43		(略)
頭部後傾抑止装置等	頭部後傾抑止装置		(略)	頭部後傾抑止装置等	頭部後傾抑止装置		(略)
第22条の5	6-44、7-44		(略)	第22条の5	7-44		(略)
年少者用補助乗車装置等	年少者用補助乗車装置等		(略)	年少者用補助乗車装置等	年少者用補助乗車装置等		(略)
第25条	6-47、7-47		(略)	第25条	7-47		(略)
乗降口	乗降口		(略)	乗降口	乗降口		(略)
第29条	6-51、7-51		(略)	第29条	7-51		(略)
窓ガラス	窓ガラス		(略)	窓ガラス	窓ガラス		(略)
第32条	6-62、7-62		(略)	第32条	6-2 (26)、7-62		(略)
前照灯等	走行用前照灯		(略)	前照灯等	走行用前照灯		(略)
	6-63、7-63		(略)		7-63		(略)
	6-64、7-64		(略)		すれ違い用前照灯		(略)
	配光可変型前照灯		(略)		7-64		(略)
	6-66、7-66		(略)		配光可変型前照灯		(略)
	前照灯洗浄器		(略)		6-2 (27)、7-66		(略)
第43条	6-93、7-93	UN R28	警告器に係る協定規則	第43条	6-2 (50)、6-2 (51)、7-93		(新設)
警告器	警告器	(略)	(略)	警告器	警告器	(略)	(略)
第43条の5	6-97、7-97		(略)	第43条の5	7-97		(略)
盗難発生警報装置	盗難発生警報装置		(略)	盗難発生警報装置	盗難発生警報装置		(略)
第43条の6	6-98、7-98		(略)	第43条の6	7-98		(略)
車線逸脱警報装置	車線逸脱警報装置		(略)	車線逸脱警報装置	車線逸脱警報装置		(略)
第44条	6-99、7-99		(略)	第44条	6-2 (54)、6-2 (55)、6-2 (56)、7-99		(略)
後写鏡等	後写鏡		(略)	後写鏡等	後写鏡		(略)
第45条	6-101、7-101		(略)	第45条	6-2 (58)、6-2 (59)、6-2 (60)、7-101		(略)
窓ふき器等	窓ふき器等		(略)	窓ふき器等	窓ふき器等		(略)
第46条	6-102、7-102		(略)	第46条	6-2 (61)、6-2 (62)、7-102		(略)



新旧対照表
456 / 521

新			旧		
速度計等	速度計等		速度計等	速度計等	
第48条の2 運行記録計	6-105、7-105 運行記録計	(略)	第48条の2 運行記録計	6-2 (63)、7-105 運行記録計	(略)
第48条の3 速度表示装置	6-106、7-106 速度表示装置	(略)	第48条の3 速度表示装置	6-2 (64)、7-106 速度表示装置	(略)
注：「技術基準等」欄の協定期則のうち、改正前の細目告示別添の技術基準が適される場合には、上表の細目告示別添の技術基準に代えて適合性の審査を行うものとする。			注：「技術基準等」欄の協定期則のうち、改正前の細目告示別添の技術基準が適される場合には、上表の細目告示別添の技術基準に代えて適合性の審査を行うものとする。		
(2) 技術基準等の審査を要する自動車（代表届出自動車） (1) の自動車であって、自動車の型式及び構造・装置が同一の自動車複数台数あることから代表届出する自動車をいう。			(新設) ※別添2の3.(2) から移動 (2) 技術基準等の審査を要する自動車（代表届出自動車） 附則1の3に掲げる技術基準等の審査を要する自動車 であって、自動車の型式及び構造・装置が同一の自動車複数台数あることから代表届出する自動車		
(3) 使用の過程にある牽引自動車 使用の過程にある牽引自動車であって、当該自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が次表に掲げる技術基準等に適合しているかどうかを、書面等により改めて審査する必要があると認める自動車をいう。			(新設) ※別添2の3.(3) から移動 (3) 特定の牽引自動車及び被牽引自動車 附則2の3に掲げる牽引自動車及び被牽引自動車		
	保安基準	審査事務規程	技術基準等（細目告示別添及び協定期則）		
	第4条の2 軸重等	7-5 軸重等	細目告示 別添114	牽引自動車の 軸重に関する 技術基準	
(4) 特定の被牽引自動車			(新設) ※別添2の3.(3) から移動 3. 事前届出対象自動車 本附則を適用する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。 ただし、本則4-14(2)に基づき別添3「並行輸入自動車審査要領」に定める並行輸入自動車届出書及び添付資料を提出する並行輸入自動車を除く。		
次の①又は②に掲げる被牽引自動車（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車又は法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車であって、当該自動車に係る構造・装置について変更がないものを除く。）をいう。 ただし、本則4-14(2)に基づき別添3「並行輸入自動車審査要領」に定める並行輸入自動車届出書及び添付資料を提出する並行輸入自動車を除く。			(新設) ※別添2附則2の3.(1) から移動 (1) 物品を積載する装置が次のいずれかに該当する構造を有するセミトレーラであって、自動車の長さが12m超13m以下のもの		
① 物品を積載する装置が次のいずれかに該当する構造を有するセミトレーラであって、自動車の長さが12m超13m以下のもの					

新旧対照表
457 / 521

新		旧	
ア	バン又はこれに類するもの（荷台の上方が開放されたものを除く。） ※車体の形状：バンセミトレーラ、冷蔵冷凍セミトレーラ等 	①	バン又はこれに類するもの（荷台の上方が開放されたものを除く。） ※車体の形状：バンセミトレーラ、冷蔵冷凍セミトレーラ等 
イ	タンク又はこれに類するもの ※車体の形状：タンクセミトレーラ、粉粒体運搬セミトレーラ、コンクリートミキサーセミトレーラ等 	②	タンク又はこれに類するもの ※車体の形状：タンクセミトレーラ、粉粒体運搬セミトレーラ、コンクリートミキサーセミトレーラ等 
ウ	両側端が固定された幌骨で支持された幌によって荷台の前端から後端までの上方の全てが覆われるもの（可動式のを除く。） ※車体の形状：セミトレーラ等 	③	両側端が固定された幌骨で支持された幌によって荷台の前端から後端までの上方の全てが覆われるもの（可動式のを除く。） ※車体の形状：セミトレーラ等 
エ	コンテナを専用に積載するための緊縮装置を有するもの ※車体の形状：コンテナセミトレーラ等 	④	コンテナを専用に積載するための緊縮装置を有するもの ※車体の形状：コンテナセミトレーラ等 
オ	専ら車両を運搬する構造のもの ※車体の形状：セミトレーラ等 	⑤	専ら車両を運搬する構造のもの ※車体の形状：セミトレーラ等 
カ	荷台に後煽、側煽及び固縛金具を備えるもの又はこれに類するもの（積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。） ※車体の形状：セミトレーラ、ダンプセミトレーラ等 	⑥	荷台に後煽、側煽及び固縛金具を備えるもの又はこれに類するもの（積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。） ※車体の形状：セミトレーラ、ダンプセミトレーラ等 
キ	荷台に固定式のスタンション（荷台の両側端に沿って備えられるスタンション（荷台の前端に沿って備えられるものを除く。）にあっては、脱着式のものであってもよい。）及び固縛金具を備えるもの（積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。） ※車体の形状：セミトレーラ等 	⑦	荷台に固定式のスタンション（荷台の両側端に沿って備えられるスタンション（荷台の前端に沿って備えられるものを除く。）にあっては、脱着式のものであってもよい。）及び固縛金具を備えるもの（積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。） ※車体の形状：セミトレーラ等 
ク	船底状にくぼんだ荷台及び固縛金具を備え、かつ、荷台の船底状のくぼみ	⑧	船底状にくぼんだ荷台及び固縛金具を備え、かつ、荷台の船底状のくぼみ

新旧対照表
458 / 521

新	旧																																													
<p>の傾斜角が27°以上であるもの(積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。)</p> <p>※車体の形状：セミトレーラ等</p> 	<p>の傾斜角が27°以上であるもの(積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。)</p> <p>※車体の形状：セミトレーラ等</p> 																																													
<p>② 物品を積載する装置が①のアからイまでのいずれかに該当する構造を有するセミトレーラであって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 最遠軸距が5m未満であって、車両総重量が20t超36t以下のもの</p> <p>イ 最遠軸距が5m以上7m未満であって、車両総重量が22t超36t以下のもの</p> <p>エ 最遠軸距が7m以上8m未満であって、車両総重量が24t超36t以下のもの</p> <p>オ 最遠軸距が8m以上9.5m未満であって、車両総重量が26t超36t以下のもの</p> <p>カ 最遠軸距が9.5m以上であって、車両総重量が28t超36t以下のもの</p>	<p>(新設) ※別添2附則2の3.(2)から移動</p> <p>(2) 物品を積載する装置が(1)の①から⑤のいずれかに該当する構造を有するセミトレーラであって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>① 最遠軸距が5m未満であって、車両総重量が20t超36t以下のもの</p> <p>② 最遠軸距が5m以上7m未満であって、車両総重量が22t超36t以下のもの</p> <p>③ 最遠軸距が7m以上8m未満であって、車両総重量が24t超36t以下のもの</p> <p>④ 最遠軸距が8m以上9.5m未満であって、車両総重量が26t超36t以下のもの</p> <p>⑤ 最遠軸距が9.5m以上であって、車両総重量が28t超36t以下のもの</p>																																													
<p>5. 様式等の適用</p> <p>適用する附則に応じて、次表に定める様式等を用いるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>附則1</th> <th>附則2</th> <th>附則3</th> <th>附則4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号様式(その1及びその2) 新規検査等届出書</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第2号様式 連結車両総重量及び牽引重量計算書</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第3号様式 連結検討書</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第4号様式 技術基準等適合証明書</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第5号様式 完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の重量増加に伴う排出ガス性能確認書</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第6号様式 新規検査等事前審査管理台帳</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第7号様式 新規検査等届出書及び添付資料の取下届出書</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第8号様式 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料の審査結果について</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>		附則1	附則2	附則3	附則4	第1号様式(その1及びその2) 新規検査等届出書	○	○	○	○	第2号様式 連結車両総重量及び牽引重量計算書	○	○	○	○	第3号様式 連結検討書	○	○	○	○	第4号様式 技術基準等適合証明書	○	○	○	○	第5号様式 完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の重量増加に伴う排出ガス性能確認書	○	○	○	○	第6号様式 新規検査等事前審査管理台帳	○	○	○	○	第7号様式 新規検査等届出書及び添付資料の取下届出書	○	○	○	○	第8号様式 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料の審査結果について	○	○	○	○	<p>(新設)</p>
	附則1	附則2	附則3	附則4																																										
第1号様式(その1及びその2) 新規検査等届出書	○	○	○	○																																										
第2号様式 連結車両総重量及び牽引重量計算書	○	○	○	○																																										
第3号様式 連結検討書	○	○	○	○																																										
第4号様式 技術基準等適合証明書	○	○	○	○																																										
第5号様式 完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の重量増加に伴う排出ガス性能確認書	○	○	○	○																																										
第6号様式 新規検査等事前審査管理台帳	○	○	○	○																																										
第7号様式 新規検査等届出書及び添付資料の取下届出書	○	○	○	○																																										
第8号様式 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料の審査結果について	○	○	○	○																																										

新旧対照表
459 / 521

新	旧
<p>第9号様式(その1及びその2) 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料の審査結果について〔代表届出自動車〕</p> <p>第10-1号様式 自動車検査証の備考欄入力事項(トラック)</p> <p>第10-2号様式 自動車検査証の備考欄入力事項(トレーラ)</p> <p>第10-3号様式 自動車検査証の備考欄入力事項(牽引自動車又は被牽引自動車)</p> <p>別表第1 細目告示別添114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」適合型式一覧表</p> <p>別紙1 検査証明書</p> <p>注：欄中の○印は関係する書面を示し、一印は該当しないことを示す。</p>	<p>(新設)</p>
<p>附則1</p> <p style="text-align: center;">当日提出書面の審査 (事前届出対象自動車以外の自動車)</p> <p>1. 目的 この附則は、指定自動車等(事前届出対象自動車を除く。)の新規検査又は予備検査(法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。)の申請を行おうとする者から、当該自動車の構造・装置の内容について当該検査に係る審査を行う際に届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。</p> <p>2. 用語の定義 この附則における用語の定義は、本要領2.に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>1. 目的 この要領は、指定自動車等(3.に掲げる事前届出対象自動車を除く。)の新規検査又は予備検査(法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。)の申請を行おうとする者から、当該自動車の構造・装置の内容について当該検査を実施する際に届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。</p> <p>2. 用語の定義 この要領における用語の定義は、本則1-3に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「届出者」とは、新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料を提出する者をいう。</p> <p>(3) 「届出書等」とは、新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料をいう。</p> <p>3. 事前届出対象自動車 本則1-3で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。</p>

新旧対照表
460 / 521

新	旧																																
<p>3. 届出書等</p> <p>3.1. 新規検査等届出書、自動車特定する書面及び添付資料 本則 4-13-1 (2) で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>諸元表又は車両諸元目表</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>最大安定傾斜角度に関する書面</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>最小回転半径に関する書面</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>技術基準等への適合性を証する書面</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table> <p>備考 (1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) ※2 は、共通構造部型式指定自動車 (4.1. (3) ②に該当するものを除く。) は○印、それ以外の自動車は△印とする。</p> <p>(5) ~ (6) (略)</p> <p>(7) 添付資料の詳細は、4. に規定する。</p> <p>(8) 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されている㊦マーク又は㊧マークの表示が容易に確認できるものに変更したものにあっては、技術基準等への適合性を証する書面を省略することができる。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 本則 4-15 (2) に基づき別添4「改造自動車審査要領」に定める改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料が既に提出されていることが確認できる場合にあっては、本表における添付資料のうち、重複するものを省略することができる。</p> <p>(11) 次に掲げる自動車にあっては、本表における添付資料のうち、施行規則第36条第5項に規定する書面及び施行規則第36条第6項に規定する書面以外のものを省略することができる。</p> <p>① 事前審査管理番号を有する代表届出自動車 ② 事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式及び</p>	(略)	(略)	諸元表又は車両諸元目表	(略)	(略)	(略)	最大安定傾斜角度に関する書面	(略)	最小回転半径に関する書面	(略)	(略)	(略)	技術基準等への適合性を証する書面	(略)	(略)	(略)	<p>(1) 技術基準等の審査を要する自動車 附則1の3. に掲げる技術基準等の審査を要する自動車 (2) 技術基準等の審査を要する自動車 (代表届出自動車) 附則1の3. に掲げる技術基準等の審査を要する自動車であって、自動車の型式及び構造・装置が同一の自動車複数台数あることから代表届出する自動車 (3) 特定の牽引自動車及び被牽引自動車 附則2の3. に掲げる牽引自動車及び被牽引自動車</p> <p>4. 届出書等</p> <p>4.1. 新規検査等届出書、自動車特定する書面及び添付資料 本則 4-13-1 (2) で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>諸元表又は車両諸元目表等</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>最大安定傾斜角度の適合性を証する書面</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>最小回転半径の適合性を証する書面</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>技術基準等への適合性を証する書面 (附則1の3. 表以外)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table> <p>備考 (1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) ※2 は、共通構造部型式指定自動車 (5.1. (3) ③に該当するものを除く。) は○印、それ以外の自動車は△印とする。</p> <p>(5) ~ (6) (略)</p> <p>(7) 添付資料の詳細は、5. に規定する。</p> <p>(8) 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有するものについて、当該構造・装置に付されている㊦マーク又は㊧マークの表示が容易に確認できるものに変更したものにあっては、技術基準等への適合性を証する書面を省略することができる。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 本則 4-15 (2) に基づき別添4「改造自動車審査要領」に定める改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料が既に提出された場合にあっては、本表における添付資料のうち、重複するものを省略することができる。</p> <p>(11) 次に掲げる自動車にあっては、添付資料のうち、施行規則第36条第5項に規定する書面 (騒音規制) 及び施行規則第36条第6項に規定する書面 (排出ガス規制) 以外のものを省略することができる。</p> <p>① 附則1の9.3. (2) に基づく事前審査管理番号を有する自動車 ② 附則1の9.3. (2) に基づく事前審査管理番号を有する自動車と</p>	(略)	(略)	諸元表又は車両諸元目表等	(略)	(略)	(略)	最大安定傾斜角度の適合性を証する書面	(略)	最小回転半径の適合性を証する書面	(略)	(略)	(略)	技術基準等への適合性を証する書面 (附則1の3. 表以外)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)																																
諸元表又は車両諸元目表	(略)																																
(略)	(略)																																
最大安定傾斜角度に関する書面	(略)																																
最小回転半径に関する書面	(略)																																
(略)	(略)																																
技術基準等への適合性を証する書面	(略)																																
(略)	(略)																																
(略)	(略)																																
諸元表又は車両諸元目表等	(略)																																
(略)	(略)																																
最大安定傾斜角度の適合性を証する書面	(略)																																
最小回転半径の適合性を証する書面	(略)																																
(略)	(略)																																
技術基準等への適合性を証する書面 (附則1の3. 表以外)	(略)																																
(略)	(略)																																

新旧対照表
461 / 521

新	旧
<p>構造・装置が同一の自動車</p> <p>(12) 事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車 (技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む) であって、新規検査等届出書 (第1号様式 (その1)) の「当該型式・類別 (類別区分番号) の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄にその旨を記載したものにあっては、本表における添付資料のうち、技術基準等への適合性を証する書面を省略することができる。</p> <p>3.2. 届出書等の提出方法</p> <p>(1) 届出書等は新規検査等を行う自動車1台毎に1部を新規検査等申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等に新規検査等の際に提出するものとする。 ただし、自動車の型式、類別 (類別区分番号) 及び構造・装置が同一の自動車であって同日中に受検するものについては、当該自動車の車台番号を新規検査等届出書 (第1号様式 (その1)) の「その他」欄に列記することにより、複数台数届出とすることができる。</p> <p>なお、この場合の届出書等の内訳は次のとおりとする。</p> <p>① 新規検査等届出書 (第1号様式 (その1)) …1部 ② 新規検査等届出書 (第1号様式 (その2)) …車台番号毎 ③ 自動車を特定する書面…車台番号毎 ④ 添付資料…重複するものは省略可</p> <p>(2) 届出書等は、3.1. の表に記載されている順に編綴するものとする。</p> <p>4. 届出書等の記載要領等</p> <p>4.1. 新規検査等届出書 (第1号様式 (その1))</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 「型式・類別 (類別区分番号)」欄の類別 (類別区分番号) は、自動車製作者が出荷した時点の類別 (類別区分番号) が記載されていること。 ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</p> <p>(削除)</p> <p>① 指定自動車等であって、型式内の車両仕様記号により当該自動車の仕様が特定できる資料を添付のうえ、識別表示ラベル等により明確に確認できるものは、類別 (類別区分番号) に代えてその車両仕様記号を記載するもの。 ② 共通構造部型式指定自動車の出荷検査証備考欄又は排出ガス検査終了証備考欄に次に掲げる記載があるものであって、自動車製作者が出荷した時点の類別 (類別区分番号) に代えて基本となる類別 (類別区分番号) を記載するものア~イ (略) ③ 新型届出自動車であって、自動車製作者が出荷した時点の類別に代えて基本となる諸元表の類別を記載するもの</p>	<p>自動車の型式及び構造・装置が同一の自動車</p> <p>(12) 次に掲げる自動車にあっては、新規検査等届出書 (第1号様式 (その1)) の「当該型式・類別 (類別区分番号) の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄又は「架装により指定自動車等から追加等を行った構造・装置」欄にその旨を記載した場合には、添付資料のうち、附則1の3. 表に掲げる「技術基準等への適合性を証する書面」を省略することができる。</p> <p>① 附則1の9.3. (2) に基づく事前審査管理番号を有する自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、附則1の3. 表に掲げる技術基準等に影響のない範囲で自動車の構造・装置の一部を変更した自動車</p> <p>4.2. 届出書等の提出方法</p> <p>(1) 届出書等は新規検査等を行う自動車1台毎に1部を新規検査等申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等に提出するものとする。 ただし、自動車の型式、類別 (類別区分番号) 及び構造・装置が同一の自動車について届出書等を同時に提出する場合にあっては、4.1. における添付資料のうち重複するものについて、いずれかで代表して添付している旨を新規検査等届出書 (第1号様式 (その1)) の「その他」欄に付記することによって省略することができる。</p> <p>(2) 届出書等は、新規検査等の際に提出するものとする。</p> <p>5. 届出書等の記載要領等</p> <p>5.1. 新規検査等届出書 (第1号様式 (その1))</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 「型式・類別 (類別区分番号)」欄の類別 (類別区分番号) は、自動車製作者が出荷した時点の類別 (類別区分番号) が記載されていること。 ただし、次に掲げるものについてはこの限りでない。</p> <p>① 型式指定自動車、共通構造部型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車以外の自動車。 ② 指定自動車等であって、型式内の車両仕様記号により当該自動車の仕様が特定できる資料を添付のうえ、識別表示ラベル等により明確に確認できるものは、類別 (類別区分番号) に代えてその車両仕様記号を記載するもの。 ③ 共通構造部型式指定自動車の出荷検査証備考欄又は排出ガス検査終了証備考欄に次に掲げる記載があるものであって、自動車製作者が出荷した時点の類別 (類別区分番号) に代えて基本となる類別 (類別区分番号) を記載するものア~イ (略) ④ 新型届出自動車であって、自動車製作者が出荷した時点の類別に代えて基本となる諸元表の類別を記載するもの。</p>

新旧対照表
462 / 521

新	旧
<p>(4)「事前審査管理番号」欄は、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車(技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。)であって、代表届出自動車でも事前審査を実施した内容を活用する場合に記載されていること。</p> <p>なお、活用できる事前審査管理番号は、年度番号の属する年度の翌年度の4月1日を起算日として5年以内のものに限るとし、複数の事前審査管理番号を同時に活用する場合は、審査済みの技術基準等の適合性に影響を及ぼさない場合限り、最大二つまで活用してもよい。</p> <p>また、事前審査管理番号を有する代表届出自動車との相違箇所がある場合には、「当該型式・類別(類別区分番号)の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄にその内容が記載されていること。</p> <p>(活用期限の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「関東技審 28-0001」を活用できる期限は、平成34年3月31日 ・「関東技審 29-0301」を活用できる期限は、平成35年3月31日 <p>(5)～(6)(略)</p> <p>(7)「共通構造部型式指定自動車又は新型届出自動車の構造・装置変更状況」の「諸元表の型式・類別(類別区分番号)から相違している項目」欄は、共通構造部型式指定自動車(4.1.(3)②)に該当するものに限る。)又は新型届出自動車であって、当該自動車の構造・装置について自動車製作者が出荷した時点で諸元表の類別(類別区分番号)から相違している項目について相違の有無に○印が付されていること。</p> <p>(8)「当該型式・類別(類別区分番号)の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置及び保安基準の適合性審査に影響のある構造・装置の変更有無について、いずれかに○印が付されているとともに、変更した自動車の構造・装置が明確に記載されていること。</p> <p>この場合において、共通構造部型式指定自動車(4.1.(3)②)に該当するものに限る。)又は新型届出自動車については、「当該型式・類別(類別区分番号)」を「当該型式」に読み替えるものとする。</p> <p>なお、燃料タンクの取付位置変更、灯火器の取付位置変更、タイヤのパターン変更並びに改造自動車審査結果通知書等に記載されている改造内容については、記載を要しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 型式指定自動車及び新型届出自動車 自動車型式認証実施要領別添1の第1号様式、第2号様式の1、第2号様式の2及び第3号様式の諸元表に記載する構造・装置 ② 共通構造部型式指定自動車 共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領の第1号様式及び第2号様式の諸元表に記載する構造・装置。 ただし、4.1.(3)②に該当するもの場合には、①に準ずるものとする。 	<p>(4)「事前審査管理番号」欄は、<u>附則1の9.3.(2)に基づく事前審査管理番号</u>を有する自動車と自動車の型式及び構造・装置が同一の自動車の<u>場合に記載されていること。</u></p> <p>(5)～(6)(略)</p> <p>(7)「共通構造部型式指定自動車又は新型届出自動車の構造・装置変更状況」の「諸元表の型式・類別(類別区分番号)から相違している項目」欄は、共通構造部型式指定自動車(5.1.(3)②)に該当するものに限る。)又は新型届出自動車であって、当該自動車の構造・装置について自動車製作者が出荷した時点で諸元表の類別(類別区分番号)から相違している項目について相違の有無に○印、<u>該当する項目がない自動車及び共通構造部型式指定自動車(5.1.(3)③)に該当するものに限る。)</u>又は新型届出自動車<u>以外の自動車は一印</u>が付されていること。</p> <p>(8)「当該型式・類別(類別区分番号)の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置の<u>範囲から</u>変更した自動車の構造・装置が明確に記載されているとともに、<u>騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無に○印が付されていること。</u></p> <p>この場合において、共通構造部型式指定自動車(5.1.(3)③)に該当するものに限る。)又は新型届出自動車については、「当該型式・類別(類別区分番号)」を「当該型式」に読み替えるものとする。</p> <p>なお、燃料タンクの取付位置変更、灯火器の取付位置変更、タイヤのパターン変更並びに改造自動車審査結果通知書等に記載されている改造内容については、記載を要しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 型式指定自動車及び新型届出自動車 自動車型式認証実施要領別添1の第1号様式、第2号様式の1、第2号様式の2及び第3号様式の諸元表に記載する構造・装置の<u>範囲</u> ② 共通構造部型式指定自動車 共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領の第1号様式及び第2号様式の諸元表に記載する構造・装置の<u>範囲</u>。 ただし、5.1.(3)③に該当するもの場合には、①に準ずるものとする。

新旧対照表
463 / 521

新	旧
<p>③ 輸入自動車特別取扱自動車 輸入自動車特別取扱要領の第2号様式、第2号様式の1、第2号様式の2及び第3号様式の車両諸元表に記載する構造・装置 (記載例) 燃料タンク増設、カブラ変更(固定式→スライド式)、アルミホイール化、タイヤインチアップ、キャブグループ架装、<u>リヤコンビランプ交換(尾灯・制動灯・後部反射器・方向指示器)</u>、<u>ルーフキャリア取付</u>、<u>リヤスポイラ取付</u>、<u>車いす昇降リフト追加</u>、<u>簡易クレーン追加</u>、<u>パワーゲート追加</u>、<u>荷台板張り追加</u>、<u>ロープフックの増設</u>、<u>3列目座席取外し</u>、<u>前部露灯取外し</u>、<u>コイルスプリング変更</u></p> <p>(9)「当該型式・類別(類別区分番号)の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無について、いずれかに○印が付されていること。</p> <p>(10) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 法75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されているⓂマーク又はⓄマークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車にあっては、当該型式指定番号が記載されていること。 ② 本則7-51-1(8)の表に掲げる各窓ガラスの部位に付される記号が容易に確認できる窓ガラスに変更した自動車にあっては、当該記号が記載されていること。 ③ 改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書の番号が記載されていること。 ④ 車掌を乗務させて運行する自動車として保安基準への適合性を判断する自動車にあっては、その旨が記載されていること。 ⑤ 高速道路等を運行しない自動車として保安基準への適合性を判断する自動車にあっては、その旨が記載されていること。 ⑥ 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設利用者の運送を目的とする自動車(乗車定員10人以上のものに限る。)として保安基準への適合性を判断する自動車にあっては、その旨が記載されていること。 ⑦ 土砂等以外の物品を専用に運搬するダンプ車として保安基準への適合性を判断する自動車にあっては、その旨が記載されていること。 <p>(削除)</p>	<p>③ 輸入自動車特別取扱自動車 輸入自動車特別取扱要領の第2号様式、第2号様式の1、第2号様式の2及び第3号様式の車両諸元表に記載する構造・装置の<u>範囲</u> (記載例) 燃料タンク変更、カブラオフセット変更、ハイリフトカブラ架装、カブラ変更(固定式→スライド式)、アルミホイール化、タイヤサイズ変更、キャブグループ架装、<u>尾灯変更</u>、<u>制動灯変更</u></p> <p>(9)「<u>架装により指定自動車等から追加等を行った構造・装置</u>」欄は、保安基準の適合性の審査に影響のある構造・装置が記載されていること。 (記載例) <u>ルーフ・キャリア取付け</u>、<u>エア・スポイラ取付け</u>、<u>車いす昇降リフト取付け</u>、<u>簡易クレーン取付け</u>、<u>リヤリフトゲート取付け</u>、<u>前部露灯取付け</u></p> <p>(10) 法75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有するものであって、当該構造・装置に付されているⓂマーク又はⓄマークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車にあっては、当該型式指定番号が<u>新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄</u>に記載されていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (11) <u>自動車に備える窓ガラスであって</u>、本則7-51-1(8)の表に掲げる各窓ガラスの部位に付される記号が容易に確認できるものに変更した自動車にあっては、当該記号が<u>新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄</u>に記載されていること。 (12) <u>改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては</u>、当該通知書の番号が<u>新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄</u>に記載されていること。 <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(13) <u>共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領第3号様式の出荷検査証であって、備考欄に「当該型式で認証を受けていない仕様に変更有」の記載がされている場合、又は、「排出ガス検査終了証」の備考欄を利用した出荷検査証であって、当該備考欄に「型式指定番号※2」と記載されている場合は、新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に「出荷検査証「当該型式で認証を受けていない仕様に変更有」の検査証明書(別紙1)又は「出荷検査証「※2」の検査証明書(別紙1)」と付し、別紙1として自動車製作者が必要事項を記載し、署名・捺印した検査証明書が添付さ</u></p>

新旧対照表
464 / 521

新	旧
<p>(11) (略)</p> <p>(12) (4) から (10) までの記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載することができる。</p> <p>4.2. 新規検査等届出書（第1号様式（その2））</p> <p>(1) 記載項目に漏れがないこと。 ただし、「基本情報」以外の記載項目のうち、<u>保安基準の適合性審査に影響しない項目については記載を要しないものとする。</u></p> <p>例えば、</p> <p>① <u>乗用自動車及び二輪自動車の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「リヤ・オーバーハング」、「オフセット」、「前2軸車の補正値」、「乗車定員の重量分布」、「最大積載量」、「許容軸重限度」、「前輪荷重割合」</u></p> <p>② <u>乗合自動車の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「オフセット」、「最大積載量」</u></p> <p>③ <u>トレーラ（ポール・トレーラを含む）の場合には、「原動機の型式」、「総排気量又は定格出力」、「燃料の種類」、「乗車定員」、「前輪荷重割合」</u></p> <p>④ <u>大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「オフセット」、「前2軸車の補正値」、「最大積載量」、「許容軸重限度」</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 「車体の塗色」、「有効制限」及び「消音器・原動機等の改造 有・無」欄の記載は任意とする。</p> <p>(4) 「燃料タンクの個数及び容量」欄の記載は、普通自動車であって貨物の運送の用に供する車両総重量7t以上の自動車以外の自動車の場合は任意とする。</p> <p>(5) 自動車機構が構築した新規検査等に係る事前入力ソフトを用いて作成された二次元コードが付されたものであること。</p> <p>(6) <u>備考欄については別紙を用いて記載することができる。</u></p> <p>(7) 必要事項が網羅されているのであれば別様式であってもよい。</p> <p>4.3. (略)</p> <p>4.4. 諸元表又は車両諸元要目表 当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 共通構造部型式指定自動車 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の第1号様式の諸元表。 ただし、4.1. (3) ②に該当するもの場合には、(1) に準ずるものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4.5. (略)</p>	<p><u>れていること。</u></p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (4) から (13) までの記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載することができる。</p> <p>5.2. 新規検査等届出書（第1号様式（その2））</p> <p>(1) 記載項目に漏れがないこと。 ただし、「基本情報」以外の記載項目のうち<u>車種により不要なものがあるときは当該項目への記載を要しないものとする。</u></p> <p>例えば、</p> <p>① 二輪自動車の場合には、「最大積載量」、「許容軸重限度」</p> <p>② <u>乗用自動車の場合には、「荷台内法幅」、「オフセット」、「許容軸重限度」</u></p> <p>③ <u>トレーラの場合には、「原動機」、「乗車定員」</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 「車体の塗色」及び「消音器・原動機等の改造 有・無」欄の記載は任意とする。</p> <p>(4) 「備考」欄の燃料タンクの個数及び容量は、普通自動車であって貨物の運送の用に供する車両総重量7t以上の自動車以外の自動車の記載は任意とする。</p> <p>(5) <u>新規検査等届出書（第1号様式（その2））は、自動車機構が構築した新規検査等に係る事前入力ソフトを用いて作成された二次元コードが付されたものであること。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(6) <u>新規検査等届出書（第1号様式（その2））は、必要事項が網羅されているのであれば別様式であってもよい。また、備考欄については、必要に応じて別紙により記載することができる。</u></p> <p>5.3. (略)</p> <p>5.4. 諸元表又は車両諸元要目表等 当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表等が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 共通構造部型式指定自動車 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の第1号様式の諸元表。 ただし、5.1. (3) ③に該当するもの場合には、(1) に準ずるものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>5.5. (略)</p>

新旧対照表
465 / 521

新	旧
<p>4.6. 重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面 重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する内容が記載されており、基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、次のいずれかに該当する自動車（共通構造部型式指定自動車にあつては、4.1. (3) ②に該当するものに限る。）にあつては、重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面の提出を省略することができる。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>4.7. (略)</p> <p>4.8. 施行規則第36条第5項に規定する書面（騒音規制） 騒音試験の結果を表す書面等が提示されていること。 ただし、次に掲げるものにあつては当該書面の提出を省略することができる。</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄の騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無において、無に○印が付されているもの</u></p> <p>4.9. 施行規則第36条第6項に規定する書面（排出ガス規制）</p> <p>(1) <u>次に掲げるいずれかの書面が提示されていること。</u></p> <p>① <u>完成検査終了証</u></p> <p>② <u>排出ガス検査終了証</u></p> <p>③ <u>排出ガス試験の結果を表す書面</u></p> <p>(2) <u>一般化炭素等発散防止装置に変更がない自動車であつて、架装等により車両重量が増加し、受検車両の車両重量が当該自動車の諸元表に記載された類別区分番号（類別）に対応する等価慣性重量の範囲を超える場合に於ては、(1) ①又は②の書面に加え、次に掲げるいずれかの書面が提示されていること。</u> <u>この場合において、WJTCモードを実施した自動車にあつては、「等価慣性重量の範囲」を「車両重量に7.55-1-2 (2) の表に定める値を加えた重量」に読み替えることとする。</u></p> <p>① <u>受検車両の型式内若しくは一般化炭素等発散防止装置を取付けることができる範囲内に同一の等価慣性重量が確認できる書面</u></p> <p>② <u>排出ガス試験の結果を表す書面の写しであつて、受検車両と構造・装置が同一であり、かつ、性能及び等価慣性重量が同一である旨が記載されているもの</u></p> <p>③ <u>完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の重量増加に伴う排出ガス性能確認書（第5号様式）</u></p> <p>4.10. 技術基準等への適合性を証する書面 新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄に記載された変更部分及び変更により影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。 なお、<u>書面等による審査は、次の書面により行うものとする。</u></p> <p>(1) 自動車製作者が発行した技術基準等適合証明書（第4号様式）</p>	<p>5.6. 重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面 重量分布計算、最大安定傾斜角度、最小回転半径に関する内容が記載されており、基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、次のいずれかに該当する自動車（共通構造部型式指定自動車にあつては、<u>別添2の5.1. (3) ③</u>に該当するものに限る。）にあつては、重量分布計算、最大安定傾斜角度、最小回転半径に関する書面の提出を省略することができる。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>5.7. (略)</p> <p>5.8. 施行規則第36条第5項に規定する書面（騒音規制） <u>適切な書面（騒音試験の結果を表す書面等）が提示されていること。</u> ただし、次に掲げるものにあつては当該書面の提出を省略することができる。</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>新規検査等届出書（第1号様式（その1））「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄の騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無において、無に○印が付されているもの</u></p> <p>5.9. 施行規則第36条第6項に規定する書面（排出ガス規制） <u>適切な書面（排出ガス検査終了証又は排出ガス試験の結果を表す書面等）が提示されていること。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>5.10. 技術基準等への適合性を証する書面（<u>附則1の3.表以外</u>） <u>附則1又は附則2による事前提出書面の審査を行ったもの以外であつて、新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄に記載された部分及びそれにより影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。</u> なお、<u>技術基準等に適合していることが確認できるものには次に掲げる例がある。</u></p> <p>(1) 自動車製作者の「技術基準等適合証明書」（第4号様式）</p>

新旧対照表
466 / 521

新	旧
<p>(2) 自動車製作者が発行した検査証明書(別紙1)</p> <p>(3) <u>本則4-12-1(1)に規定する書面</u></p> <p>4.11. ~4.14. (略)</p> <p>4.15. その他書面</p> <p><u>(1) 次のいずれかに該当する場合には、自動車製作者が必要事項を記載し署名・捺印した検査証明書(別紙1)が添付されているとともに、それぞれに定める内容が新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に記載されていること。</u></p> <p>① 共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領第3号様式の出荷検査証の備考欄に「当該型式で認証を受けていない仕様に変更有」の記載がある場合 【その他欄に記載する内容】 当該型式で認証を受けていない仕様に変更有の出荷検査証のため検査証明書を添付</p> <p>② 「排出ガス検査終了証」の備考欄を利用した出荷検査証(排出ガス検査終了証の備考欄)に「型式指定番号※2」の記載がある場合 【その他欄に記載する内容】 ※2の出荷検査証のため検査証明書を添付</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>5. 現車審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「事前審査管理番号」欄に記載がある自動車</u>の場合には、記載された事前審査管理番号から自動車機構検査部長が別途定める共有ネットワークサーバに登録されている届出書等の書面(PDFファイル)の内容との同一性を確認するものとする。</p> <p>6. 届出書等の保存期間 新規検査等が終了した自動車の届出書等は、新規検査等の日から<u>3年間</u>、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。</p> <p>(削除) (削除) (削除) (削除) (削除)</p> <p>附則2 事前提出書面の審査 (技術基準等の審査を要する自動車)</p>	<p>(2) 自動車製作者の「検査証明書」(別紙1)</p> <p>(3) <u>当該自動車の試験成績書の写し</u></p> <p>5.11. ~5.14. (略)</p> <p>5.15. その他書面</p> <p>(新設) ※5.1. (13) から移動</p> <p><u>(13) 共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領第3号様式の出荷検査証であって、備考欄に「当該型式で認証を受けていない仕様に変更有」の記載がされている場合、又は「排出ガス検査終了証」の備考欄を利用した出荷検査証であって、当該備考欄に「型式指定番号※2」と記載されている場合は、新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に「出荷検査証「当該型式で認証を受けていない仕様に変更有」の検査証明書(別紙1)又は「出荷検査証「※2」の検査証明書(別紙1)」と付し、別紙1として自動車製作者が必要事項を記載し、署名・捺印した検査証明書が添付されていること。</u></p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>6. 現車審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>附則1の9.3.(2)に基づく事前審査管理番号を有する自動車と自動車の型式及び構造・装置が同一の自動車</u>の場合には、<u>新規検査等届出書(第1号様式(その1))</u>に記載された事前審査管理番号から自動車機構検査部長が別途定める共有ネットワークサーバに登録されている届出書等の書面(PDFファイル)の<u>情報内容</u>との同一性を確認するものとする。</p> <p>7. 届出書等の保存期間 新規検査等が終了した自動車の届出書等は、新規検査等の日から<u>5年間</u>、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。</p> <p><u>第1号様式(その1)(略)</u> <u>第1号様式(その2)(略)</u> <u>第2号様式(略)</u> <u>第3号様式(略)</u> <u>第4号様式(略)</u> <u>別紙1(略)</u></p> <p>附則1 事前提出書面審査要領 (技術基準等の審査を要する自動車)</p>

新旧対照表
467 / 521

新	旧
<p>1. 目的 この<u>附則</u>は、事前届出対象自動車(<u>本要領4.(1)又は(2)の自動車に限る。</u>)の新規検査又は予備検査(法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。)の申請を行おうとする者から、当該自動車の構造・装置の内容について事前に届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。</p> <p>2. 用語の定義 この<u>附則</u>における用語の定義は、<u>本要領2.</u>に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削除) (削除) (削除)</p> <p>3. 届出書等 3.1. <u>新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料</u> 本則4-13-2(4)で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び</p>	<p>1. 目的 この<u>要領</u>は、<u>3.に掲げる</u>事前届出対象自動車の新規検査又は予備検査(法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。)の申請を行おうとする者から、当該自動車の構造・装置の内容について事前に届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。</p> <p>2. 用語の定義 この<u>要領</u>における用語の定義は、<u>本則1-3</u>に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)「届出者」とは、新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料を提出する者をいう。</u></p> <p><u>(3)「届出書等」とは、新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料をいう。</u></p> <p>3. <u>事前届出対象自動車</u> 本附則を適用する事前届出対象自動車は、<u>指定自動車等</u>であって、<u>当該自動車の構造・装置が変更されたことにより次の表に掲げる技術基準等に影響を及ぼすなど、改めて技術基準等への適合性について審査する必要があると認めるものをいう。</u> <u>ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</u></p> <p>① <u>法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有するものについて、当該構造・装置に付されている自マーク又は自マークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車であって、新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に型式指定番号を記載するもの</u></p> <p>② <u>同一型式内の他の類別(類別区分番号)に設定されている構造・装置の仕様への変更であって、新型届出自動車及び共通構造部型式指定自動車(8.1.(3)③に該当するものに限る。)以外の自動車についてはその旨が新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に記載されたもの</u></p> <p>③ <u>自動車に備える窓ガラスについて、本則7-51-1(8)の表に掲げる各窓ガラスの部位に付される記号が容易に確認できるものに変更した自動車であって、新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に当該記号を記載するもの</u></p> <p>④ <u>改造自動車として、次の表に掲げる技術基準等の適合性について審査済みのもの</u></p> <p style="text-align: center;">表(略)</p> <p><u>注「技術基準等」欄の協定規則のうち、改正前の細目告示別添の技術基準が適用される場合には、上表の細目告示別添の技術基準に代えて適合性の審査を行うものとする。</u></p> <p>4. 届出書等 4.1. <u>新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料</u> 本則4-13-2(3)で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び</p>

新旧対照表
468 / 521

新		旧	
添付資料は、次に掲げるものをいう。		添付資料は、次に掲げるものをいう。	
(略)	(略)	(略)	(略)
添付資料	諸元表又は車両諸元要目表	添付資料	諸元表又は車両諸元要目表等
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	最大安定傾斜角度に関する書面	(略)	最大安定傾斜角度の適合性を証する書面
(略)	最小回転半径に関する書面	(略)	最小回転半径の適合性を証する書面
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	技術基準等への適合性を証する書面	(略)	技術基準等への適合性を証する書面
(略)	(削除)	(略)	3.表の技術基準等
(略)	(削除)	(略)	上記以外
(略)	(略)	(略)	(略)
備考	(1)～(3) (略)	備考	(1)～(3) (略)
	(4) ※2 は、共通構造部型式指定自動車 (7.1. (3) ②) に該当するものを除く。は○印、それ以外の自動車は△印とする。		(4) ※2 は、共通構造部型式指定自動車 (8.1. (3) ③) に該当するものを除く。は○印、それ以外の自動車は△印とする。
	(5)～(6) (略)		(5)～(6) (略)
	(7) 添付資料の詳細は、7. に規定する。		(7) 添付資料の詳細は、8. に規定する。
	(8) 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されている自マーク又はⓐマークの表示が容易に確認できるものに変更したものにあっては、技術基準等への適合性を証する書面を省略することができる。		(8) 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有するものについて、当該構造・装置に付されている自マーク又はⓐマークの表示が容易に確認できるものに変更したものにあっては、技術基準等への適合性を証する書面を省略することができる。
	(9) (略)		(9) (略)
3.2. 届出書等の提出方法		4.2. 届出書等の提出方法	
(1) 届出書等は新規検査等を行う自動車1台毎に1部を新規検査等申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等に提出するものとする。		(1) 届出書等は新規検査等を行う自動車1台毎に1部を新規検査等申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等に提出するものとする。	
ただし、自動車の型式、類別(類別区分番号)及び構造・装置が同一の自動車については、当該自動車の車台番号を新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に列記することにより、複数台数届出とすることができる。		ただし、自動車の型式、類別(類別区分番号)及び構造・装置が同一の自動車について届出書等を同時に提出する場合には、別添2「新規検査等提出書面審査要領」4.1.における添付資料のうち重複するものについて、いずれかで代表して添付している旨を新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に付記することで省略することができる。	
なお、この場合の届出書等の内訳は次のとおりとする。			
① 新規検査等届出書(第1号様式(その1))…1部			
② 新規検査等届出書(第1号様式(その2))…車台番号毎			
③ 自動車特定する書面…車台番号毎			
④ 添付資料…重複するものは省略可能			
(2) 代表届出自動車にあっては、代表車1台の届出書等を地方検査部に提出するものとする。		(2) 別添2「新規検査等提出書面審査要領」3.(2)の代表届出自動車に係る届出については、代表車1台の届出書等を地方検査部の長に提出するものとする。	
この場合において、次の①から⑤までの全てに該当する自動車が存在する場合には、新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄にその自動車の型式を記載することができる。		この場合において、次の①から⑤までの全てに該当する自動車が存在する場合には、新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄にその自動車の型式を記載することができる。	
「その他」欄に型式を記載する場合には、型式の相違理由が明確に確認できる資料並びに諸元表又は車両諸元要目表を追加添付すること。		「その他」欄に型式を記載する場合には、型式の相違理由が明確に確認できる資料並びに諸元表又は車両諸元要目表等を追加添付すること。	

新旧対照表
469 / 521

新		旧	
①～④ (略)		①～④ (略)	
⑤ 添付書面において、代表車の諸元表又は車両諸元要目表以外の添付書面に相違がないもの		⑤ 添付書面において、代表車の諸元表又は車両諸元要目表等以外の添付書面に相違がないもの	
(3) 届出書等は、3.1.の表に記載されている順に編綴するものとする。		(新設) (3) (略)	
(4) (略)		(3) (略)	
(5) (4) の規定にかかわらず、届出書等の提出は郵送等によることができる。		(4) (3) の規定にかかわらず、届出書等の提出は郵送等によることができる。	
なお、普通郵便等、事務所等への到達の事実が確認できない方法にて届出書等を提出する場合であって、到達した事実を確認する必要があるときは、届出者が保証責任を負うものとする。		なお、普通郵便等、事務所等への到達の事実が確認できない方法にて届出書等を提出する場合であって、到達した事実を確認する必要があるときは、届出者が保証責任を負うものとする。	
4. 届出書等の受理等		5. 届出書等の受理等	
4.1. 受理		5.1. 受理	
(1) (略)		(1) (略)	
(2) 受理した届出書等については、新規検査等届出書(第1号様式(その1))に受付印を押印するとともに事前審査管理番号を付し、新規検査等事前審査管理台帳(第6号様式)に登録するものとする。		(2) 受理した届出書等については、新規検査等届出書(第1号様式(その1))に受付印を押印するとともに事前審査管理番号を付し、新規検査等事前審査管理台帳(第5号様式)に登録するものとする。	
		(新設) ※8.1.(4) から移動	
		(4) 事務所等は「受付印」欄に受付印を押印し、受付印の上段の「事前審査管理番号」欄に事前審査管理番号(管理番号の一連番号のみ)を記載すること。	
		なお、別添2「新規検査等提出書面審査要領」3.(2)の代表届出自動車に係る届出事前審査管理番号は下表のとおり各地方検査部別とする。	
なお、事前審査管理番号の構成は次のとおりとする。			
① 個別届出自動車			
事務所等で定める一連番号とする。			
② 代表届出自動車			
検査部記号、年度番号、ハイフン及び一連番号(4桁)を組み合わせたものとする。			
(例) 関東検査部の場合			
関東技審 28-0001			
検査部記号(関東検査部にて事前書面審査を実施したことを示す)			
年度番号(平成28年度を示す)			
一連番号(4桁)			
地方検査部名	検査部記号	地方検査部名	検査部記号
北海道検査部	北海道技審	近畿検査部	近畿技審
東北検査部	東北技審	中国検査部	中国技審
関東検査部	関東技審	四国検査部	四国技審
北陸信越検査部	北信技審	九州検査部	九州技審
中部検査部	中部技審	沖縄事務所	沖縄技審
		(例) 関東検査部の場合	
		関東技審 28-0001	
		管理記号(関東検査部にて事前書面審査を実施)を示す	
		年度番号(平成28年度)を示す	
		管理記号(地方検査部毎)を示す(4桁)	

新旧対照表
470 / 521

新	旧
<p>4.2. 不受理</p> <p>(1) 提出された届出書等について、必要な書面等が不足しているなど形式的要件を欠いていると判断した場合には、当該届出書等を不受理とし、その旨を届出者に口頭にて通知するとともに、不足している書面等の提出を求めるものとする。</p> <p>なお、3.2.(4)により提出された場合にあつては、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。</p> <p>①～②(略)</p> <p>(2)(略)</p> <p>4.3. 届出書等の取下げ</p> <p>(1) 本則4-13-2(6)で規定する取下願出書は、第7号様式とする。</p> <p>(2)～(3)(略)</p> <p>5.～6.(略)</p> <p>7. 届出書等の記載要領等</p> <p>7.1. 新規検査等届出書(第1号様式(その1))</p> <p>(1) 「新規検査・予備検査・構造等変更検査」欄は、検査の種類に応じて、新規検査又は予備検査に○印が付されていること。</p> <p>ただし、代表届出自動車にあつては、この限りでない。</p> <p>(2) 新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等の長(代表届出自動車にあつては地方検査部の長)の宛名、届出年月日、並びに届出者の氏名又は名称、住所、連絡先(届出責任者の氏名)及び電話番号が記載されていること。</p> <p>また、届出者の印(署名の場合を除く。)が押印されていること。</p> <p>(3) 「型式・類別(類別区分番号)」欄の類別(類別区分番号)は、自動車製作者が出荷した時点の類別(類別区分番号)が記載されていること。</p> <p>ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>① 指定自動車等であつて、型式内の車両仕様記号により当該自動車の仕様が特定できる資料を添付のうえ、識別表示ラベル等により明確に確認できるものは、類別(類別区分番号)に代えてその車両仕様記号を記載するもの。</p> <p>② 共通構造部型式指定自動車の出荷検査証備考欄又は排出ガス検査終了証備考欄に次に掲げる記載があるものであつて、自動車製作者が出荷した時点の類別(類別区分番号)に代えて基本となる類別(類別区分番号)を記載するものア～イ(略)</p> <p>③ 新型届出自動車であつて、自動車製作者が出荷した時点の類別に代えて基本となる諸元表の類別を記載するもの</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>5.2. 不受理</p> <p>(1) 提出された届出書等について、必要な書面等が不足しているなど形式的要件を欠いていると判断した場合には、当該届出書等を不受理とし、その旨を届出者に口頭にて通知するとともに、不足している書面等の提出を求めるものとする。</p> <p>なお、4.2.(4)により提出された場合にあつては、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。</p> <p>①～②(略)</p> <p>(2)(略)</p> <p>5.3. 届出書等の取下げ</p> <p>(1) 本則4-13-2(4)で規定する取下願出書は、第6号様式とする。</p> <p>(2)～(3)(略)</p> <p>6.～7.(略)</p> <p>8. 届出書等の記載要領等</p> <p>8.1. 新規検査等届出書(第1号様式(その1))</p> <p>(1) 「新規検査・予備検査・構造等変更検査」欄は、検査の種類に応じて、新規検査又は予備検査に○印が付されていること。</p> <p>ただし、別添2「<u>新規検査等提出書面審査要領</u>」3.(2)の代表届出自動車の事前提出書面審査の届出を行う場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等の長又は別添2「<u>新規検査等提出書面審査要領</u>」3.(2)の代表届出自動車の届出を行う地方検査部の長の宛名、届出年月日、並びに届出者の氏名又は名称、住所、連絡先(届出責任者の氏名)及び電話番号が記載されていること。</p> <p>また、届出者の印(署名の場合を除く。)が押印されていること。</p> <p>(3) 「型式・類別(類別区分番号)」欄の類別(類別区分番号)は、自動車製作者が出荷した時点の類別(類別区分番号)が記載されていること。</p> <p>ただし、次に掲げるものにあつてはこの限りでない。</p> <p>① <u>型式指定自動車、共通構造部型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車以外の自動車。</u></p> <p>② 指定自動車等であつて、型式内の車両仕様記号により当該自動車の仕様が特定できる資料を添付のうえ、識別表示ラベル等により明確に確認できるものは、類別(類別区分番号)に代えてその車両仕様記号を記載するもの。</p> <p>③ 共通構造部型式指定自動車の出荷検査証備考欄又は排出ガス検査終了証備考欄に次に掲げる記載があるものであつて、自動車製作者が出荷した時点の類別(類別区分番号)に代えて基本となる類別(類別区分番号)を記載するもの。ア～イ(略)</p> <p>④ 新型届出自動車であつて、自動車製作者が出荷した時点の類別に代えて基本となる諸元表の類別を記載するもの。</p> <p><u>(4) 事務所等は「受付印」欄に受付印を押印し、受付印の上段の「事前審査管理番号」欄に事前審査管理番号(管理番号の二桁番号のみ)を記載すること。</u></p> <p>なお、別添2「<u>新規検査等提出書面審査要領</u>」3.(2)の代表届出自動車に係る届</p>

新旧対照表
471 / 521

新	旧																								
<p>(4)～(5)(略)</p> <p>(6) 「共通構造部型式指定自動車又は新型届出自動車の構造・装置改変状況」の「諸元表の型式・類別(類別区分番号)から相違している項目」欄は、共通構造部型式指定自動車(7.1.(3)②に該当するものに限る。)又は新型届出自動車であつて、当該自動車の構造・装置について自動車製作者が出荷した時点で諸元表の類別(類別区分番号)から相違している項目について相違の有無に○印が付されていること。</p> <p>(7) 「当該型式・類別(類別区分番号)の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置及び保安基準の適合性審査に影響のある構造・装置の変更有無について、<u>いずれかに○印が付されているとともに</u>、変更した自動車の構造・装置が明確に記載されていること。</p> <p>この場合において、共通構造部型式指定自動車(7.1.(3)②に該当するものに限る。)又は新型届出自動車については、「当該型式・類別(類別区分番号)」を「当該型式」に読み替えるものとする。</p> <p>なお、燃料タンクの取付位置変更、灯火器の取付位置変更、タイヤのパターン変更並びに改造自動車審査結果通知書等に記載されている改造内容については、記載を要しないものとする。</p> <p>① 型式指定自動車及び新型届出自動車 自動車型式認定実施要領別添1の第1号様式、第2号様式の1、第2号様式の2及び第3号様式の諸元表に記載する構造・装置</p> <p>② 共通構造部型式指定自動車 共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領の第1号様式及び第2号様式の諸元表に記載する構造・装置。</p> <p>ただし、7.1.(3)②に該当するもの場合には、①に準ずるものとする。</p> <p>③ 輸入自動車特別取扱自動車</p>	<p>出事前審査管理番号は下表のとおり各地方検査部別とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>地方検査部名</th> <th>管理記号</th> <th>地方検査部名</th> <th>管理記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道検査部</td> <td>北海道技審</td> <td>近畿検査部</td> <td>近畿技審</td> </tr> <tr> <td>東北検査部</td> <td>東北技審</td> <td>中国検査部</td> <td>中国技審</td> </tr> <tr> <td>関東検査部</td> <td>関東技審</td> <td>四国検査部</td> <td>四国技審</td> </tr> <tr> <td>北陸信越検査部</td> <td>北信技審</td> <td>九州検査部</td> <td>九州技審</td> </tr> <tr> <td>中部検査部</td> <td>中部技審</td> <td>沖縄事務所</td> <td>沖縄技審</td> </tr> </tbody> </table> <p>(例) 関東検査部の場合</p> <p style="text-align: center;">関東技審 28-0001</p> <p style="text-align: right;">管理記号(関東検査部にて事前書面審査を実施)を示す 年度番号(平成28年度)を示す 管理番号(地方検査部毎)を示す(4桁)</p> <p>(5)～(6)(略)</p> <p>(7) 「共通構造部型式指定自動車又は新型届出自動車の構造・装置改変状況」の「諸元表の型式・類別(類別区分番号)から相違している項目」欄は、共通構造部型式指定自動車(8.1.(3)②に該当するものに限る。)又は新型届出自動車であつて、当該自動車の構造・装置について自動車製作者が出荷した時点で諸元表の類別(類別区分番号)から相違している項目について相違の有無に○印、<u>該当する項目がない自動車及び共通構造部型式指定自動車(5.1.(3)②に該当するものに限る。)</u>又は新型届出自動車以外の自動車は一印が付されていること。</p> <p>(8) 「当該型式・類別(類別区分番号)の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置の範囲から変更した自動車の構造・装置が明確に記載されているとともに、<u>騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無に○印が付されていること。</u></p> <p>この場合において、共通構造部型式指定自動車(5.1.(3)②に該当するものに限る。)又は新型届出自動車については、「当該型式・類別(類別区分番号)」を「当該型式」に読み替えるものとする。</p> <p>なお、燃料タンクの取付位置変更、灯火器の取付位置変更、タイヤのパターン変更並びに改造自動車審査結果通知書等に記載されている改造内容については、記載を要しないものとする。</p> <p>① 型式指定自動車及び新型届出自動車 自動車型式認定実施要領別添1の第1号様式、第2号様式の1、第2号様式の2及び第3号様式の諸元表に記載する構造・装置の範囲</p> <p>② 共通構造部型式指定自動車 共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領の第1号様式及び第2号様式の諸元表に記載する構造・装置の範囲。</p> <p>ただし、8.1.(3)②に該当するもの場合には、①に準ずるものとする。</p> <p>③ 輸入自動車特別取扱自動車</p>	地方検査部名	管理記号	地方検査部名	管理記号	北海道検査部	北海道技審	近畿検査部	近畿技審	東北検査部	東北技審	中国検査部	中国技審	関東検査部	関東技審	四国検査部	四国技審	北陸信越検査部	北信技審	九州検査部	九州技審	中部検査部	中部技審	沖縄事務所	沖縄技審
地方検査部名	管理記号	地方検査部名	管理記号																						
北海道検査部	北海道技審	近畿検査部	近畿技審																						
東北検査部	東北技審	中国検査部	中国技審																						
関東検査部	関東技審	四国検査部	四国技審																						
北陸信越検査部	北信技審	九州検査部	九州技審																						
中部検査部	中部技審	沖縄事務所	沖縄技審																						

新旧対照表
472 / 521

新	旧
<p>輸入自動車特別取扱要領の第2号様式、第2号様式の1、第2号様式の2及び第3号様式の車両諸元要目表に記載する構造・装置</p> <p>(記載例) 燃料タンク増設、カブラ変更(固定式→スライド式)、アルミホイール化、タイヤインチアップ、キャブルーフ架装、リヤコンビランプ交換(尾灯・制動灯・後部反射器・方向指示器)、ルーフキャリア取付、リヤスポイラ取付、車いす昇降リフト追加、簡易クレーン追加、パワーゲート追加、荷台板張り追加、ロープフックの増設、3列目座席取外し、前部霧灯取外し、コイルスプリング変更</p> <p>(8)「当該型式・類別(類別区分番号)の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無について、いずれかに○印が付されていること。</p> <p>(9) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。</p> <p>① 事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車(技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。)であって、代表届出自動車で事前審査審査を実施した内容を活用する場合には、当該事前審査管理番号が記載されていること。</p> <p>なお、活用できる事前審査管理番号は、年度番号の属する年度の翌年度の4月1日を起算日として5年以内のものに限ることとし、複数の事前審査管理番号を同時に活用する場合には、審査済みの技術基準等の適合性に影響を及ぼさない場合に限り、最大二つまで活用してもよい。</p> <p>また、事前審査管理番号を有する代表届出自動車との相違箇所がある場合には、その内容についても記載されていること。</p> <p>(活用期限の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「関東技審 28-0001」を活用できる期限は、平成34年3月31日 ・「関東技審 29-0301」を活用できる期限は、平成35年3月31日 <p>② 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されている自マーク又はⓐマークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車については、当該型式指定番号が記載されていること。</p> <p>③ 本則7-51-1(8)の表に掲げる各窓ガラスの部位に付される記号が容易に確認できる窓ガラスに変更した自動車については、当該記号が記載されていること。</p> <p>④ 改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車については、当該通知書等の番号が記載されていること。</p> <p>⑤ 車掌を乗務させて運行する自動車として保安基準への適合性を判断する自動車については、その旨が記載されていること。</p> <p>⑥ 高速道路等を運行しない自動車として保安基準への適合性を判断する自動車</p>	<p>輸入自動車特別取扱要領の第2号様式、第2号様式の1、第2号様式の2及び第3号様式の車両諸元要目表に記載する構造・装置の範囲</p> <p>(記載例) 燃料タンク変更、カブラオフセット変更、ハイリフトカブラ架装、カブラ変更(固定式→スライド式)、アルミホイール化、タイヤサイズ変更、キャブルーフ架装、尾灯変更、制動灯変更</p> <p>(9)「架装により指定自動車等から追加等を行った構造・装置」欄は、保安基準の適合性の審査に影響のある構造・装置が記載されていること。</p> <p>(記載例) ルーフ・キャリア取付け、エア・スポイラ取付け、車いす昇降リフト取付け、簡易クレーン取付け、リヤリフトゲート取付け、前部霧灯取付け</p> <p>(新設)</p> <p>(10) 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有するものであって、当該構造・装置に付されている自マーク又はⓐマークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車については、当該型式指定番号が新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に記載されていること。</p> <p>(11) 自動車に備える窓ガラスであって、本則7-51-1(8)の表に掲げる各窓ガラスの部位に付される記号が容易に確認できるものに変更した自動車については、当該記号が新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に記載されていること。</p> <p>(12) 改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車については、当該通知書等の番号が新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に記載されていること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表
473 / 521

新	旧
<p>にあっては、その旨が記載されていること。</p> <p>⑦ 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設利用者の運送を目的とする自動車(乗車定員10人以上のものに限る。)として保安基準への適合性を判断する自動車については、その旨が記載されていること。</p> <p>⑧ 土砂等以外の物品を専用に運搬するダンプ車として保安基準への適合性を判断する自動車については、その旨が記載されていること。</p> <p>(削除)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (4) から (9) までの記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載することができる。</p> <p>7.2. 新規検査等届出書(第1号様式(その2))</p> <p>(1) 記載項目に漏れがないこと。</p> <p>ただし、「基本情報」以外の記載項目のうち、保安基準の適合性審査に影響しない項目については記載を要しないものとする。</p> <p>例えば、</p> <p>① 乗用自動車及び二輪自動車の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「リヤ・オーバーハング」、「オフセット」、「前2軸車の補正値」、「乗車定員の重量分布」、「最大積載量」、「許容軸重限度」、「前輪荷重割合」</p> <p>② 乗合自動車の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「オフセット」、「最大積載量」</p> <p>③ トレーラ(ボール・トレーラを含む。)の場合には、「原動機の型式」、「総排気量又は定格出力」、「燃料の種類」、「乗車定員」、「前輪荷重割合」</p> <p>④ 大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。)の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「オフセット」、「前2軸車の補正値」、「最大積載量」、「許容軸重限度」</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 「車体の塗色」、「有効期限」及び「消音器・原動機等の改造 有・無」欄の記載は任意とする。</p> <p>(4) 「燃料タンクの個数及び容量」欄の記載は、普通自動車であって貨物の運送の用に供する車両総重量7t以上の自動車以外の自動車の場合は任意とする。</p> <p>(5) 自動車機構が構築した新規検査等に係る事前入力ソフトを用いて作成された二次元コードが付されたものであること。</p> <p>(6) 備考欄については別紙を用いて記載することができる。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(13) 共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領第3号様式の出荷検査証であって、備考欄に「当該型式で認証を受けていない仕様に変更有」の記載がされている場合、又は、「排出ガス検査終了証」の備考欄を利用した出荷検査証であって、当該備考欄に「型式指定番号※2」と記載されている場合は、新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に「出荷検査証「当該型式で認証を受けていない仕様に変更有」の検査証明書(別紙1)」又は「出荷検査証「※2」の検査証明書(別紙1)」と付し、別紙1として自動車製作者が必要事項を記載し、署名・捺印した検査証明書が添付されていること。</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (4) から (13) までの記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載することができる。</p> <p>8.2. 新規検査等届出書(第1号様式(その2))</p> <p>(1) 記載項目に漏れがないこと。</p> <p>ただし、「基本情報」以外の記載項目のうち車種により不要なものがあるときは当該項目への記載を要しないものとする。</p> <p>例えば、</p> <p>① 二輪自動車の場合には、「最大積載量」、「許容軸重限度」</p> <p>② 乗用自動車の場合には、「荷台内法幅」、「オフセット」、「許容軸重限度」</p> <p>③ トレーラの場合には、「原動機」、「乗車定員」</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 「車体の塗色」及び「消音器・原動機等の改造 有・無」欄の記載は任意とする。</p> <p>(4) 「備考」欄の燃料タンクの個数及び容量は、普通自動車であって貨物の運送の用に供する車両総重量7t以上の自動車以外の自動車の記載は任意とする。</p> <p>(5) 新規検査等届出書(第1号様式(その2))は、自動車機構が構築した新規検査等に係る事前入力ソフトを用いて作成された二次元コードが付されたものであること。</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表
474 / 521

新	旧
<p>(7) 必要事項が網羅されているのであれば別様式であってもよい。</p> <p>7.3. (略)</p> <p>7.4. 諸元表又は車両諸元目表 当該自動車の諸元表又は車両諸元目表が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。 (1) (略)</p> <p>(2) 共通構造部型式指定自動車 共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領の第1号様式の諸元表。 ただし、7.1.(3)②に該当するもの場合には、(1)に準ずるものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>7.5. (略)</p> <p>7.6. 重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面 重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する内容が記載されており、基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、次のいずれかに該当する自動車(共通構造部型式指定自動車にあっては、7.1.(3)②に該当するものに限る。)にあっては、重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面の提出を省略することができる。 (1) ~ (2) (略)</p> <p>7.7. (略)</p> <p>7.8. 施行規則第36条第5項に規定する書面(騒音規制) 騒音試験の結果を表す書面の写し等が添付されていること。 ただし、次に掲げるものにあつては当該書面の提出を省略することができる。 ① (略)</p> <p>② 新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「当該型式・類別(類別区分番号)の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄の騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無において、無に○印が付されているもの</p> <p>③ 代表届出自動車であつて、事前提出書面審査の届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に記載したもの</p> <p>7.9. 施行規則第36条第6項に規定する書面(排出ガス規制) (1) 次に掲げるいずれかの書面が提示されていること。 ① 完成検査終了証の写し ② 排出ガス検査終了証の写し ③ 排出ガス試験の結果を表す書面 ④ 一酸化炭素等発散防止装置の型式がわかる資料</p> <p>(2) 一酸化炭素等発散防止装置に変更がない自動車であつて、架装等により車両重量が増加し、受検車両の車両重量が当該自動車の諸元表に記載された類別区分番号(類別</p>	<p>(6) 新規検査等届出書(第1号様式(その2))は、必要事項が網羅されているのであれば別様式であってもよい。また、備考欄については、必要に応じて別紙により記載することができる。</p> <p>8.3. (略)</p> <p>8.4. 諸元表又は車両諸元目表等 当該自動車の諸元表又は車両諸元目表等が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。 (1) (略)</p> <p>(2) 共通構造部型式指定自動車 共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領の第1号様式の諸元表。 ただし、8.1.(3)③に該当するもの場合には、(1)に準ずるものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>8.5. (略)</p> <p>8.6. 重量分布計算等に関する書面 重量分布計算、最大安定傾斜角度、最小回転半径に関する内容が記載されており、基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、次のいずれかに該当する自動車(共通構造部型式指定自動車にあっては、別添2の5.1.(3)③に該当するものに限る。)にあっては、重量分布計算、最大安定傾斜角度、最小回転半径に関する書面の提出を省略することができる。 (1) ~ (2) (略)</p> <p>8.7. (略)</p> <p>8.8. 施行規則第36条第5項に規定する書面(騒音規制) 適切な書面(騒音試験の結果を表す書面の写し等)が添付されていること。 ただし、次に掲げるものにあつては当該書面の提出を省略することができる。 ① (略)</p> <p>② 新規検査等届出書(第1号様式(その1))「当該型式・類別(類別区分番号)の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄の騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無において、無に○印が付されているもの</p> <p>③ 別添2「新規検査等提出書面審査要領」3.(2)の代表届出自動車であつて、事前提出書面審査の届出を行う時点において、当該書面を提出することができない場合にあっては、新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に、新規検査等の際に提示する旨を記載したもの</p> <p>8.9. 施行規則第36条第6項に規定する書面(排出ガス規制) 適切な書面(排出ガス検査終了証又は排出ガス試験の結果を表す書面の写し等)が添付されていること。</p> <p>(新設)</p>
<p>新旧対照表 475 / 521</p>	

新	旧
<p>に対応する等価慣性重量の範囲を超える場合にあっては、(1)①又は②の書面に加え、次に掲げるいずれかの書面が提示されていること。 この場合において、WLTCモードを実施した自動車にあっては、「等価慣性重量の範囲」を「車両重量に7-55-1-2.(2)の表に定める値を加えた重量」に読み替えることとする。</p> <p>① 受検車両の型式内若しくは一酸化炭素等発散防止装置を取付けることができる範囲内に同一の等価慣性重量が確認できる書面</p> <p>② 排出ガス試験の結果を表す書面の写しであつて、受検車両と構造・装置が同一であり、かつ、性能及び等価慣性重量が同一である旨が記載されているもの</p> <p>③ 完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の重量増加に伴う排出ガス性能確認書(第5号様式)</p> <p>(3) 代表届出自動車であつて、事前提出書面審査の届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に記載した場合には、(1)及び(2)にかかわらず、当該書面の提出を省略することができる。</p> <p>7.10. 技術基準等への適合性を証する書面 新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「当該型式・類別(類別区分番号)の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄に記載された変更部分及び変更により影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。 なお、書面等による審査は、次の書面により行うものとする。 (1) 自動車製作者が発行した技術基準等適合証明書(第4号様式)</p> <p>(2) 自動車製作者が発行した検査証明書(別紙1)</p> <p>(3) 本則4-12-1.(1)に規定する書面</p> <p>(4) 別表第1に掲げる指定自動車等と同一型式の牽引自動車又は別表第1に掲げる並行輸入自動車と軸距及び後軸緩衝装置の構造諸元が同一構造であることが資料等により確認できる牽引自動車については、その旨を新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に記載することにより、細目告示別添114「牽引自動車の軸距に関する技術基準」への適合性を証する書面に代えることができる。 (記載例)・別表第1適用トラクタ</p> <p>7.11. 特種用途自動車の構造要件に関する書面 用途区分細部取扱い通達に基づき、車体の形状毎の構造要件及び使用者の事業等が明確に確認できるものであること。 ただし、次に掲げる場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。 (1) (略)</p> <p>(2) 使用者の事業等に関する書面 代表届出自動車であつて、事前提出書面審査の届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に記載した場合</p> <p>7.12. ~7.14. (略)</p>	<p>ただし、別添2「新規検査等提出書面審査要領」3.(2)の代表届出自動車の事前提出書面審査の届出を行う時点において、当該書面を提出することができない場合にあっては、新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に、新規検査等の際に提示する旨を記載することにより、当該書面の提出を省略することができる。</p> <p>8.10. 技術基準等への適合性を証する書面 新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「当該型式・類別(類別区分番号)の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄に記載された部分及びそれにより影響を及ぼす部分について、3.の表の技術基準等及びそれ以外の技術基準等に適合していることが確認できるものには次に掲げる例がある。 なお、技術基準等に適合していることが確認できるものには次に掲げる例がある。 (1) 自動車製作者の「技術基準等適合証明書」(第4号様式)</p> <p>(2) 自動車製作者の「検査証明書」(別紙1)</p> <p>(3) 当該自動車の試験成績書の写し</p> <p>(新設)</p> <p>8.11. 特種用途自動車の構造要件に関する書面 用途区分細部取扱い通達に基づき、車体の形状毎の構造要件及び使用者の事業等が明確に確認できるものであること。 ただし、次に掲げる場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。 (1) (略)</p> <p>(2) 使用者の事業等に関する書面 別添2「新規検査等提出書面審査要領」3.(2)の代表届出自動車の事前提出書面審査の届出を行う時点において当該書面が提示できないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に記載した場合</p> <p>8.12. ~8.14. (略)</p>
<p>新旧対照表 476 / 521</p>	

新	旧
<p>7. 15. その他書面</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する場合には、自動車製作者が必要事項を記載し署名・捺印した検査証明書(別紙1)が添付されているとともに、それぞれに定める内容が新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に記載されていること。</p> <p>① 共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領第3号様式の出荷検査証の備考欄に「当該型式で認証を受けていない仕様に変更有」の記載がある場合 【その他欄に記載する内容】 当該型式で認証を受けていない仕様に変更有の出荷検査証のため検査証明書を添付</p> <p>② 「排出ガス検査終了証」の備考欄を利用した出荷検査証(排出ガス検査終了証の備考欄)に「型式指定番号※2」の記載がある場合 【その他欄に記載する内容】 ※2の出荷検査証のため検査証明書を添付</p> <p>(2)～(3)(略)</p> <p>8. 書面審査の決裁等</p> <p>8.1. 書面審査結果の起案 書面審査の結果、保安基準に適合していると認められる場合には、次の区分に応じた様式を用いて、現車審査を実施する旨の起案を行うものとする。 なお、当該様式については必要に応じ項目を追加することができる。</p> <p>① 個別届出自動車 第8号様式、第10-1号様式、第10-2号様式及び第10-3号様式</p> <p>② 代表届出自動車 第9号様式(その1及びその2)、第10-1号様式、第10-2号様式及び第10-3号様式</p> <p>8.2. 書面審査結果の決裁等 8.1.により事務所等の長の決裁を得たものは、書面審査が終了したものとする。 なお、併せて新規検査等事前審査管理台帳に決裁年月日の登録を行うものとする。</p> <p>8.3. 書面審査終了の連絡 (1) (略) (2) 代表届出自動車にあっては、受付印及び事前審査管理番号を付した新規検査等届出書(第1号様式(その1))の写しを届出者に交付するものとする。</p> <p>8.4. 書面審査が終了した届出書等の保管 (1) 書面審査が終了した届出書等については、新規検査等の申請があるまでの間、事務所等の長が定めた場所に保管するものとする。 (2) (略)</p> <p>9. 現車審査 現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則4-7の規定に基づき実施す</p>	<p>8. 15. その他書面</p> <p>(新設) ※8.1.(13)から移動</p> <p>(13) 共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領第3号様式の出荷検査証であって、備考欄に「当該型式で認証を受けていない仕様に変更有」の記載がされている場合、又は、「排出ガス検査終了証」の備考欄を利用した出荷検査証であって、当該備考欄に「型式指定番号※2」と記載されている場合は、新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に「出荷検査証」当該型式で認証を受けていない仕様に変更有」の検査証明書(別紙1)又は「出荷検査証」※2の検査証明書(別紙1)と付し、別紙1として自動車製作者が必要事項を記載し、署名・捺印した検査証明書が添付されていること。</p> <p>(1)～(2)(略)</p> <p>9. 書面審査の決裁等</p> <p>9.1. 書面審査結果の起案 書面審査の結果、保安基準に適合していると認められる場合には、第7号様式を用いて、現車審査を実施する旨の起案を行うものとする。 なお、当該様式については必要に応じ項目を追加することができる。</p> <p>9.2. 書面審査結果の決裁等 9.1.により事務所等の長の決裁を得たものは、書面審査が終了したものとする。 なお、併せて新規検査等事前審査管理台帳に決裁年月日の登録を行うものとする。</p> <p>9.3. 書面審査終了の連絡 (1) (略) (2) 別添2「新規検査等届出書面審査要領」3.(2)の代表届出自動車に係る届出にあっては、受付印及び事前審査管理番号を付した新規検査等届出書(第1号様式(その1))の写しを届出者に交付するものとする。</p> <p>9.4. 書面審査が終了した届出書等の保管 (1) 書面審査が終了した届出書等については、当該新規検査等の申請があるまでの間、事務所等の長が定めた場所に保管するものとする。 (2) (略)</p> <p>10. 現車審査 現車審査は、次に掲げる方法により実施するものとする。</p>

新旧対照表
477 / 521

新	旧
<p>るものとする。</p> <p>10. 届出書等の保存期間</p> <p>10.1. 新規検査等が終了した自動車の届出書等 新規検査等終了後、新規検査等事前審査管理台帳に検査終了年月日の登録を行うとともに、新規検査等の日から3年間(代表届出自動車にあっては書面審査が終了した日から5年間)、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。</p> <p>10.2. 取下願出書(第7号様式) 受理日から1年間、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。</p> <p>10.3. 新規検査等の申請がない自動車の届出書等 (1) 個別届出自動車にあっては、書面審査が終了した日から1年を経過した後も新規検査等の申請がない場合には、届出者に対して取下願出書の提出を求めるものとする。 (2) (略)</p> <p>10.4. 不受理の届出書等 4.2.(1)なお書き②又は4.2.(2)なお書きの返送があて先不明等により不可能な場合には、当該届出書等の到達日から1年を経過した後において当該届出書等を廃棄処分することができる。</p> <p>(削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)</p> <p>附則3 事前届出書面の審査 (使用の過程にある牽引自動車)</p> <p>1. 目的 この附則は、事前届出対象自動車(本要領4.(3)の自動車に限る。)の新規検査、予備検査又は構造等変更検査の申請を行う者から、当該自動車の構造・装置の内容について事前に届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。</p> <p>2. 用語の定義</p>	<p>(1) 別添2「新規検査等届出書面審査要領」3.(1)の自動車は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則4-7の規定に基づき実施するものとする。</p> <p>(2) 別添2「新規検査等届出書面審査要領」3.(2)の代表届出自動車は、別添2の4から6までに規定する届出書等を用いて、本則4-7の規定に基づき実施するものとする。</p> <p>11. 届出書等の保存期間</p> <p>11.1. 新規検査等が終了した自動車の届出書等 新規検査等終了後、新規検査等事前書面審査管理台帳に検査終了年月日の登録を行うとともに、新規検査等の日(別添2「新規検査等届出書面審査要領」3.(2)の代表届出自動車にあっては書面審査が終了した日とする。)から5年間、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。</p> <p>11.2. 取下願出書(第6号様式) 受理日から1年間、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。</p> <p>11.3. 新規検査等の申請がない自動車の届出書等 (1) 書面審査が終了した日から1年を経過した後も新規検査等の申請がない場合には、届出者に対して取下願出書の提出を求めるものとする。 (2) (略)</p> <p>11.4. 不受理の届出書等 5.2.(1)なお書き②又は5.2.(2)なお書きの返送があて先不明等により不可能な場合には、当該届出書等の到達日から1年を経過した後において当該届出書等を廃棄処分することができる。</p> <p>第1号様式(その1)(略) 第1号様式(その2)(略) 第2号様式(略) 第3号様式(略) 第4号様式(略) 第5号様式(略) 第6号様式(略) 第7号様式(略) 別紙1(略)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表
478 / 521

新	旧																																
<p>この附則における用語の定義は、本要領 2. に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1)「新規検査等」とは、新規検査、予備検査又は構造等変更検査をいう。</p> <p>3. 届出書等</p> <p>3.1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料</p> <p>本則 4-13-2 (4) で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%; text-align: center;">区分</th> <th style="width: 50%;">牽引自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1）及びその 2）</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自動車を特定する書面</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">添付資料</td> <td>諸元表又は車両諸元要目表</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>外観図</td> <td style="text-align: center;">△</td> </tr> <tr> <td>重量分布計算に関する書面</td> <td style="text-align: center;">△</td> </tr> <tr> <td>最大安定傾斜角度に関する書面</td> <td style="text-align: center;">△</td> </tr> <tr> <td>最小回転半径に関する書面</td> <td style="text-align: center;">△</td> </tr> <tr> <td>連結車両総重量及び牽引重量計算書（第 2 号様式）</td> <td style="text-align: center;">△</td> </tr> <tr> <td>技術基準等への適合性を証する書面</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」（平成 27 年 3 月 31 日付け国自技第 201 号/国自整第 350 号）に基づく、自動車製作者が証明する最大積載量及び許容限度に関する書面</td> <td style="text-align: center;">△</td> </tr> <tr> <td>連結検討書（第 3 号様式）又は諸元表中の「トレーラ及びトクタの連結可否検討結果一覧表」</td> <td style="text-align: center;">△</td> </tr> <tr> <td>試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等</td> <td style="text-align: center;">△</td> </tr> <tr> <td>その他書面</td> <td style="text-align: center;">△</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (1) ○印は提出が必要な書面を示し、△印は基準の適用が除外されているなど特段の必要がない場合には省略することができる書面を示す。</p> <p>(2) 添付資料の詳細は、7. に規定する。</p> <p>(3) 本則 4-15 (2) に基づき別添 4「改造自動車審査要領」に定める改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料を同時に提出する場合には、本表における添付資料のうち、重複するものを省略することができる。</p> <p>3.2. 届出書等の提出方法</p> <p>(1) 届出書等は新規検査等を行う自動車 1 台毎に 1 部を新規検査等申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等に提出するものとする。</p> <p>ただし、自動車の型式、類別（類別区分番号）及び構造・装置が同一の自動車については、当該自動車の車台番号を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その</p>		区分	牽引自動車		新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1）及びその 2）	○		自動車を特定する書面	○	添付資料	諸元表又は車両諸元要目表	○	外観図	△	重量分布計算に関する書面	△	最大安定傾斜角度に関する書面	△	最小回転半径に関する書面	△	連結車両総重量及び牽引重量計算書（第 2 号様式）	△	技術基準等への適合性を証する書面	○	「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」（平成 27 年 3 月 31 日付け国自技第 201 号/国自整第 350 号）に基づく、自動車製作者が証明する最大積載量及び許容限度に関する書面	△	連結検討書（第 3 号様式）又は諸元表中の「トレーラ及びトクタの連結可否検討結果一覧表」	△	試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等	△	その他書面	△	
	区分	牽引自動車																															
	新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1）及びその 2）	○																															
	自動車を特定する書面	○																															
添付資料	諸元表又は車両諸元要目表	○																															
	外観図	△																															
	重量分布計算に関する書面	△																															
	最大安定傾斜角度に関する書面	△																															
	最小回転半径に関する書面	△																															
	連結車両総重量及び牽引重量計算書（第 2 号様式）	△																															
	技術基準等への適合性を証する書面	○																															
	「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」（平成 27 年 3 月 31 日付け国自技第 201 号/国自整第 350 号）に基づく、自動車製作者が証明する最大積載量及び許容限度に関する書面	△																															
	連結検討書（第 3 号様式）又は諸元表中の「トレーラ及びトクタの連結可否検討結果一覧表」	△																															
	試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等	△																															
その他書面	△																																

新旧対照表
479 / 521

新	旧
<p>他」欄に列記することにより、複数台数届出とすることができる。</p> <p>なお、この場合の届出書等の内訳は次のとおりとする。</p> <p>① 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））…1 部</p> <p>② 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 2））…車台番号毎</p> <p>③ 自動車を特定する書面…車台番号毎</p> <p>④ 添付資料…重複するものは省略可能</p> <p>(2) 届出書等は、3.1. の表に記載されている順に編綴するものとする。</p> <p>(3) 届出書等の提出は、原則として事務所等の長が定めた時間帯及び場所に行うものとする。</p> <p>(4) (3) の規定にかかわらず、届出書等の提出は郵送等によることができる。</p> <p>なお、普通郵便等、事務所等への到達の事実が確認できない方法にて届出書等を提出する場合であって、到達した事実を確認する必要があるときは、届出者が筆証責任を負うものとする。</p> <p>4. 届出書等の受理等</p> <p>4.1. 受理</p> <p>(1) 提出された届出書等について、必要な書面等の形式的要件を満たしていると判断した場合には、当該届出書等を受理するとともに、書面審査の終了の連絡について必要か否かを確認するものとする。</p> <p>(2) 受理した届出書等については、新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））に受付印を押印するとともに事前審査管理番号を付し、新規検査等事前審査管理台帳（第 6 号様式）に登録するものとする。</p> <p>なお、事前審査管理番号の構成は事務所等で定める一連番号とする。</p> <p>4.2. 不受理</p> <p>(1) 提出された届出書等について、必要な書面等が不足しているなど形式的要件を欠いていると判断した場合には、当該届出書等を不受理とし、その旨を届出者に口頭にて通知するとともに、不足している書面等の提出を求めるものとする。</p> <p>なお、3.2. (3) により提出された場合にあつては、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。</p> <p>① 届出書等に記載された届出者の連絡先により通知する。</p> <p>② 届出書等に記載された届出者の住所又は郵送等の場合の送出人の住所あてに、不受理となる旨及び不足書面等を記載した通知文を添えて、届出書等を返送することにより通知する。</p> <p>なお、この場合において、①の対応も併せて行うものとする。</p> <p>(2) 不受理通知をした届出書等については、不足書面等の提出があり、届出書等の形式的要件を満たすまでは、受理しないものとする。</p> <p>なお、(1) ①の方法により通知した場合であつて、最初の通知日から 1 か月を経過した後も受理できない場合には、届出者に届出書等を返送するものとする。</p> <p>4.3. 届出書等の取下げ</p> <p>(1) 本則 4-13-2 (5) で規定する取下げ届出書は、第 7 号様式とする。</p> <p>(2) 提出された取下げ届出書について、その記載事項を確認し、適当であると判断した場</p>	

新旧対照表
480 / 521

新	旧
<p>合には、当該取下願出書を受理するとともに、届出書等を届出者に返却するものとする。</p> <p>(3) 受理した取下願出書については、受付印を押し印するとともに、新規検査等事前審査管理台帳中の当該取下願出書にかかる箇所の備考欄に取下処理を行った旨(例:○年○月○日取下げ)を登録するものとする。</p> <p>5. 書面審査の審査期間 書面審査の審査期間は、原則として届出書等の受理日から15日以内とする。 ただし、届出書等の内容では十分な審査を行うことができず、別途必要となる資料等の提出を求めている期間は除く。</p> <p>6. 書面審査 事前届出対象自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則に基づき審査するものとする。</p> <p>7. 届出書等の記載要領等</p> <p>7.1. 新規検査等届出書(第1号様式(その1))</p> <p>(1) 「新規検査・予備検査・構造等変更検査」欄は、検査の種別に応じて、○印が付されていること。</p> <p>(2) 新規検査等を申請する運輸支局等同一敷地内にある事務所等の長の宛名、届出年月日、並びに届出者の氏名又は名称、住所、連絡先(届出責任者の氏名)及び電話番号が記載されていること。 また、届出者の印(署名の場合を除く。)が押し印されていること。</p> <p>(3) 「型式・類別(類別区分番号)」欄の類別(類別区分番号)は、自動車製作者が出荷した時点の類別(類別区分番号)が記載されていること。 ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。</p> <p>① 型式指定自動車、共通構造部型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車以外の自動車</p> <p>② 指定自動車等であつて、型式内の車両仕様記号により当該自動車の仕様が特定できる資料を添付のうえ、識別表示ラベル等により明確に確認できるものは、類別(類別区分番号)に代えてその車両仕様記号を記載するもの</p> <p>③ 新型届出自動車であつて、自動車製作者が出荷した時点の類別に代えて基本となる諸元表の類別を記載するもの</p> <p>(4) 「当該型式・類別(類別区分番号)」の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置及び保安基準の適合性審査に影響のある構造・装置の変更の有無について、いずれかに○印が付されているとともに、自動車検査証又は登録識別情報等通知書が交付された自動車に対して変更した自動車の構造・装置が明確に記載されていること。 この場合において、共通構造部型式指定自動車(附則2の7.1.(3)②に該当するものに限る。)又は新型届出自動車については、「当該型式・類別(類別区分番号)」を「当該型式」に読み替えるものとする。 なお、燃料タンクの取付位置変更、灯火器の取付位置変更、タイヤのパターン変更並びに改造自動車審査結果通知書等に記載されている改造内容については、</p>	

新旧対照表
481 / 521

新	旧
<p>しないものとする。</p> <p>① 型式指定自動車及び新型届出自動車 自動車型式認証実施要領別添1の第1号様式、第2号様式の1、第2号様式の2及び第3号様式の諸元表に記載する構造・装置</p> <p>② 共通構造部型式指定自動車 共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領の第1号様式及び第2号様式の諸元表に記載する構造・装置。 ただし、附則2の7.1.(3)②に該当するもの場合には、①に準ずるものとする。</p> <p>③ 輸入自動車特別取扱自動車 輸入自動車特別取扱要領の第2号様式、第2号様式の1、第2号様式の2及び第3号様式の車両諸元表に記載する構造・装置 (記載例) 燃料タンク増設、カブラ変更(固定式→スライド式)、アルミホイール化、タイヤインチアップ、キャブルーフ架装、リヤコンビランプ交換(尾灯・制動灯・後部反射器・方向指示器)、前部霧灯取外し</p> <p>(5) 試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあつては、当該通知書の番号が「その他」欄に記載されていること。</p> <p>(6) 訂正した箇所には、届出者又は届出責任者の訂正の印又は署名がなされていること。</p> <p>(7) (4) から (5) までの記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載することができる。</p> <p>7.2. 新規検査等届出書(第1号様式(その2))</p> <p>(1) 記載項目に漏れがないこと。 ただし、「基本情報」以外の記載項目のうち、保安基準の適合性審査に影響しない項目については記載を要しないものとする。</p> <p>(2) 諸元確認者の「印」欄の押し印は任意とする。</p> <p>(3) 「車体の塗色」、「有効期限」及び「消音器・原動機等の改造 有・無」欄の記載は任意とする。</p> <p>(4) 自動車機構が構築した新規検査等に係る事前入力ソフトを用いて作成された二次元コードが付されたものであること。</p> <p>(5) 備考欄については別紙を用いて記載することができる。</p> <p>(6) 必要事項が網羅されているのであれば別様式であってもよい。</p> <p>7.3. 自動車を特定する書面 自動車検査証又は登録識別情報等通知書の写しが添付されていること。</p> <p>7.4. 諸元表又は車両諸元表 当該自動車の諸元表又は車両諸元表が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。</p> <p>(1) 型式指定自動車及び新型届出自動車 自動車型式認証実施要領別添1の第1号様式、第2号様式の1又は第2号様式の2の諸元表</p> <p>(2) 共通構造部型式指定自動車</p>	

新旧対照表
482 / 521

新	旧
<p>共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の第1号様式の諸元表。 ただし、附則2の7.1.(3)②に該当するもの場合には、(1)に準ずるものとする。</p> <p>(3) 輸入自動車特別取扱自動車 輸入自動車特別取扱要領の第2号様式、第2号様式の1又は第2号様式の2の車両諸元表</p> <p>7.5. 外観図 外観の形状及び寸法（長さ、幅及び高さ）が明確に確認できる外観図又は写真であること。 ただし、作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取外し又は取替えて使用できる自動車並びにクレーンを装備する自動車以外の自動車については、外観図又は写真の提出を省略することができる。</p> <p>7.6. 重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面 重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する内容が記載されており、基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、次のいずれかに該当する自動車（共通構造部型式指定自動車にあつては、附則2の7.1.(3)②に該当するものに限る。）にあつては、重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面の提出を省略することができる。 (1) 指定自動車等と同一の構造を有すると認められるもの (2) 2軸の自動車であつて、指定自動車等を基本として、燃料タンクの増設、その他の改造（軸距又は軸距の変更、重心高が著しく高くなるものを除く。）等を行ったもの</p> <p>7.7. 連結車両総重量及び牽引重量計算書（第2号様式） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。</p> <p>7.8. 技術基準等への適合性を証する書面 新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「当該型式・種別（種別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄に記載された変更部分及び変更により影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。 なお、書面等による審査は、次の書面により行うものとする。 (1) 自動車製作者が発行した技術基準等適合証明書（第4号様式） (2) 本則4-12-1(1)に規定する書面 (3) 別表第1に掲げる指定自動車等と同一型式の牽引自動車又は別表第1に掲げる並行輸入自動車と軸距及び後軸緩衝装置の構造諸元が同一構造であることが資料等により確認できる牽引自動車については、その旨を新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載することにより、細目告示別添14「牽引自動車の軸重に関する技術基準」への適合性を証する書面に代えることができる。 （記載例）・別表第1適用トラクタ</p> <p>7.9. 「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」（平成27年3月31日付付国自技第201号国自整第350号）に基づく、自動車製作者が証明する最大積載量及び許容限度に関する書面</p>	

新旧対照表
483 / 521

新	旧
<p>(1) 適切な書面が添付されていること。 (2) 本則7-115の最大積載量の算定にあつては、当該書面に記載された最大積載量及び許容限度にて行うことができる。</p> <p>7.10. 連結検討書（第3号様式）又は諸元表中の「トレーラ及びトラクタの連結可否検討結果一覧表」 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。</p> <p>7.11. 試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等 試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあつては、当該通知書等の写しが添付されていること。 ただし、事前提出書面審査の届出を行う時点において、改造自動車届出の書面審査中等の理由により当該通知書等の写しを提出することができない場合にあっては、新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に、新規検査等の際に提示する旨を記載することにより、当該通知書等の写しの提出を省略することができる。</p> <p>7.12. その他書面 (1) 保安基準への適合性審査に必要な内容が確認できるものであり、必要に応じ、資料の提出を求めるものとする。 (2) 特段の必要がない場合には省略することができる。</p> <p>8. 書面審査の決裁等</p> <p>8.1. 書面審査結果の起案 書面審査の結果、保安基準に適合していると認められる場合には、第8号様式、第10-1号様式及び第10-3号様式を用いて、現車審査を実施する旨の起案を行うものとする。 なお、当該様式については必要に応じ項目を追加することができる。</p> <p>8.2. 書面審査結果の決裁等 8.1.により事務所等の長の決裁を得たものは、書面審査が終了したものとする。 なお、併せて新規検査等事前審査管理台帳に決裁年月日の登録を行うものとする。</p> <p>8.3. 書面審査終了の連絡 届出書等の受理の際に、書面審査の終了の連絡が必要と申告のあったものについては、終了したことを届出者に速やかに連絡するものとする。</p> <p>8.4. 書面審査が終了した届出書等の保管 (1) 書面審査が終了した届出書等については、新規検査等の申請があるまでの間、事務所等の長が定めた場所に保管するものとする。 (2) 書面審査に要した届出書等の書面一式をPDFファイルに変換し、自動車機構検査部長が別途定める共有ネットワークサーバに登録するものとする。</p> <p>9. 現車審査 現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則4-7の規定に基づき実施するものとする。</p> <p>10. 届出書等の保存期間</p> <p>10.1. 新規検査等が終了した自動車の届出書等 新規検査等終了後、新規検査等事前審査管理台帳に検査終了年月日の登録を行うとともに、新規検査等の日から3年間、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。</p>	

新旧対照表
484 / 521

新	旧
<p>10.2. 取下面出書(第7号様式) 受理日から1年間、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。</p> <p>10.3. 新規検査等の申請がない自動車の届出書等 (1) 書面審査が終了した日から1年を経過した後も新規検査等の申請がない場合には、届出者に対して取下面出書の提出を求めるものとする。 (2) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、各々に定める日以降において当該届出書等を廃棄処分することができる。 ① 届出者に対し取下面出書の提出を求めたが応じないときは、取下面出書の提出を求めた最初の日から4年を経過した日 ② 届出者の所在不明等により、届出者に対し取下面出書の提出を求めることができないときは、所在不明等の事実が判明した日から1年を経過した日</p> <p>10.4. 不受理の届出書等 4.2.(1)なお書き②又は4.2.(2)なお書きの返送があて先不明等により不可能な場合には、当該届出書等の到達日から1年を経過した後において当該届出書等を廃棄処分することができる。</p>	
<p>附則 4 事前提出書面の審査 (特定の被牽引自動車)</p> <p>1. 目的 この附則は、事前届出対象自動車(本要領4.(4)の自動車に限る。)の新規検査、予備検査又は構造等変更検査の申請を行うとする者から、当該自動車の構造・装置の内容について事前に届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。</p> <p>2. 用語の定義 この附則における用語の定義は、本要領2.に定めるもののほか、次に定めるところによる。 (1)「新規検査等」とは、新規検査、予備検査又は構造等変更検査をいう。</p> <p>(削除) (削除) (削除)</p>	<p>附則 2 事前提出書面審査要領 (特定の牽引自動車及び被牽引自動車)</p> <p>1. 目的 この要領は、3.に掲げる事前届出対象自動車の新規検査、予備検査又は構造等変更検査(法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車又は法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車の新規検査又は予備検査であって、当該自動車に係る構造・装置について変更がないものを除く。)の申請を行うとする者から、当該自動車の構造・装置の内容について事前に届出を得ることにより、保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。</p> <p>2. 用語の定義 この要領における用語の定義は、本則1-3に定めるもののほか、次に定めるところによる。 (1)「新規検査等」とは、新規検査、予備検査又は構造等変更検査(法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車又は法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車の新規検査又は予備検査であって、当該自動車に係る構造・装置について変更がないものを除く。)をいう。 (2)「届出者」とは、新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料を提出する者をいう。 (3)「届出書等」とは、新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料をいう。</p> <p>3. 事前届出対象自動車 本附則を適用する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。 ただし、本則4-14(2)に基づき別添3「並行輸入自動車審査要領」に定める並行輸入自動車届出書及び添付資料を提出する並行輸入自動車を除く。</p>

新旧対照表
485 / 521

新	旧
	<p>(1) 物品を積載する装置が次のいずれかに該当する構造を有するセミトレーラであつて、自動車の長さが12m超13m以下のもの</p> <p>① パン又はこれに類するもの(荷台の上方が開放されたものを除く。) ※車体の形状：パンセミトレーラ、冷蔵冷蔵セミトレーラ等 (略)</p> <p>② タンク又はこれに類するもの ※車体の形状：タンクセミトレーラ、粉粒体運搬セミトレーラ、コンクリートミキサーセミトレーラ等 (略)</p> <p>③ 両側端が固定された幌骨で支持された幌によって荷台の前端から後端までの上方の全てが覆われるもの(可動式のものを除く。) ※車体の形状：セミトレーラ等 (略)</p> <p>④ コンテナを専用で積載するための緊締装置を有するもの ※車体の形状：コンテナセミトレーラ等 (略)</p> <p>⑤ 専ら車両を運搬する構造のもの ※車体の形状：セミトレーラ等 (略)</p> <p>⑥ 荷台に後編、側編及び固縛金具を備えるもの又はこれに類するもの(積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。) ※車体の形状：セミトレーラ、ダンプセミトレーラ等 (略)</p> <p>⑦ 荷台に固定式のスタンション(荷台の両側端に沿って備えられるスタンション(荷台の前端に沿って備えられるものを除く。)にあっては、服着式のものであつてもよい。)及び固縛金具を備えるもの(積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。) ※車体の形状：セミトレーラ等 (略)</p> <p>⑧ 船底状にくぼんだ荷台及び固縛金具を備え、かつ、荷台の船底状のくぼみの傾斜角が2°以上であるもの(積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。) ※車体の形状：セミトレーラ等 (略)</p> <p>(2) 物品を積載する装置が(1)の①から⑧のいずれかに該当する構造を有するセミトレーラであつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>① 最遠軸距が5m未満であつて、車両総重量が20t超36t以下のもの ② 最遠軸距が5m以上7m未満であつて、車両総重量が22t超36t以下のもの ③ 最遠軸距が7m以上8m未満であつて、車両総重量が24t超36t以下のもの ④ 最遠軸距が8m以上9.5m未満であつて、車両総重量が26t超36t以下のもの ⑤ 最遠軸距が9.5m以上であつて、車両総重量が28t超36t以下のもの</p>

新旧対照表
486 / 521

新		旧			
<p>3. 届出書等</p> <p>3.1. 新規検査等届出書、自動車特定書面及び添付資料</p> <p>本則 4-13-2 (4) で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車特定書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。</p>		<p>(3) 次に掲げる全ての要件を満たす牽引自動車</p> <p>① 2軸又は3軸（駆動軸の数が1であるものに限る。）であること</p> <p>② 前軸重が10t以下であること</p> <p>③ 後軸重が10t超11.5t以下のものであること</p> <p>④ 第五輪荷重を有すること</p> <p>⑤ 細目告示別添114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」に定める基準に適合すること（3軸の牽引自動車を除く。）</p> <p>4. 届出書等</p> <p>4.1. 新規検査等届出書、自動車特定書面及び添付資料</p> <p>本則 4-13-2 (3) で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車特定書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。</p>			
	区分	3. (1)の自動車	3. (2)の自動車	3. (3)の自動車	
	新規検査等届出書（第1号様式（その1及びその2））	○	○	○	
	自動車特定書面	○	○	○	
添付資料	諸元表又は車両諸元要目表	○	○	○	
	外観図	○	○	○	
	重量分布計算に関する書面	△	○	○	
	最大安定傾斜角度に関する書面	△	(新設)		
	最小回転半径に関する書面	△	(新設)		
	(削除)	(削除)			
	(削除)	(削除)			
	(削除)	(削除)			
	技術基準等への適合性を証する書面	△	△	△	
	(削除)	(削除)			
	特種用途自動車の構造要件に関する書面	△			
	物品を積載する装置の構造に関する書面	○	○	○	
	「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」(平成27年3月31日付国自技第201号国自整第350号)に基づく、自動車製作者が証明する最大積載量及び許容限度に関する書面	△	△	△	
		連結車両重量及び牽引重量計算書（第2号様式）	○	○	○
	施行規則第36条第5項に規定する書面(騒音規制)	○	○	○	
	施行規則第36条第6項に規定する書面(排出ガス規制)	○	○	○	
	技術基準等への適合性を証する書面	△	△	△	
	細目告示別添114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」への適合性を証する書面	○	○	○	
	(新設)	(新設)			
	物品を積載する装置の構造に関する書面	○	○	○	
	「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」(平成27年3月31日付国自技第201号国自整第350号)に基づく、自動車製作者が証明する最大積載量及び許容限度に関する書面	△	△	△	

新旧対照表
487 / 521

新		旧			
	連結検討書（第3号様式）又は諸元表中の「トレーラ及びトラクタの連結可否検討結果一覧表」	○	○	△	
	製作車・組立車審査結果通知書又は改造自動車審査結果通知書等	△	(新設)		
	その他書面	△	△	△	
備考 (1) ○印は提出が必要な書面を示し、△印は基準の適用が除外されているなど特段の必要がない場合には省略することができる書面を示す。					
(2) 添付資料の詳細は、7.に規定する。					
(3) 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されている◎マーク又は⊙マークの表示が容易に確認できるものに変更したものにあっては、技術基準等への適合性を証する書面を省略することができる。					
(4) (略)					
3.2. 届出書等の提出方法					
(1) 届出書等は新規検査等を行う自動車1台毎に1部を新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等に提出するものとする。					
ただし、自動車の型式、類別（類別区分番号）及び構造・装置が同一の自動車については、当該自動車の車台番号を新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に列記することにより、複数台数届出とすることができる。					
なお、この場合の届出書等の内訳は次のとおりとする。					
① 新規検査等届出書（第1号様式（その1））…1部					
② 新規検査等届出書（第1号様式（その2））…車台番号毎					
③ 自動車特定書面…車台番号毎					
④ 添付資料…重複するものは省略可能					
(2) 届出書等は、3.1.の表に記載されている順に編綴するものとする。					
(3) (略)					
(4) (3)の規定にかかわらず、届出書等の提出は郵送等によることができる。					
なお、普通郵便等、事務所等への到達の事実が確認できない方法にて届出書等提出する場合であって、到達した事実を確認する必要があるときは、届出者が保証責任を負うものとする。					
4. 届出書等の受理等					
4.1. 受理					
(1) (略)					
(2) 受理した届出書等については、新規検査等届出書（第1号様式（その1））に受付印を押印するとともに事前審査管理番号を付し、新規検査等事前審査管理台帳（第6号様式）に登録するものとする。					
(1) ○印は提出が必要な書面を示し、△印は基準の適用が除外されているなど特段の必要がない場合には省略することができる書面を示し、一印は該当しないことを示す。					
(2) 添付資料の詳細は、8.に規定する。					
(3) 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有するものについて、当該構造・装置に付されている◎マーク又は⊙マークの表示が容易に確認できるものに変更したものにあっては、技術基準等への適合性を証する書面を省略することができる。					
(4) (略)					
4.2. 届出書等の提出方法					
(1) 届出書等は新規検査等を行う自動車1台毎に1部を新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等に提出するものとする。					
ただし、自動車の型式、類別（類別区分番号）及び構造・装置が同一の自動車については、当該自動車の車台番号を新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に列記することにより、複数台数届出とすることができる。					
この場合において、4.1.における添付資料のうち、重複するものを省略することができる。					
(新設)					
(2) (略)					
(3) (2)の規定にかかわらず、届出書等の提出は郵送等によることができる。					
なお、普通郵便等、事務所等への到達の事実が確認できない方法にて届出書等提出する場合であって、到達した事実を確認する必要があるときは、届出者が保証責任を負うものとする。					
5. 届出書等の受理等					
5.1. 受理					
(1) (略)					
(2) 受理した届出書等については、新規検査等届出書（第1号様式（その1））に受付印を押印するとともに事前審査管理番号を付し、新規検査等事前審査管理台帳（第5号様式）に登録するものとする。					

新旧対照表
488 / 521

新	旧
<p>なお、事前審査管理番号の構成は事務所等で定める一連番号とする。</p>	
<p>4.2. 不受理</p> <p>(1) 提出された届出書等について、必要な書面等が不足しているなど形式的要件を欠いていると判断した場合には、当該届出書等を不受理とし、その旨を届出者に口頭にて通知するとともに、不足している書面等の提出を求めるものとする。</p> <p>なお、3.2.(3)により提出された場合にあっては、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。</p> <p>①～②(略)</p> <p>(2)(略)</p> <p>4.3. 届出書等の取下げ</p> <p>(1) 本則4-13-2(5)で規定する取下願出書は、第7号様式とする。</p> <p>(2)(略)</p> <p>(3) 受理した取下願出書については、受付印を押印するとともに、新規検査等事前審査管理台帳中の当該取下願出書にかかる箇所の備考欄に取下処理を行った旨(例:○年○月○日取下げ)を登録するものとする。</p> <p>5.～6.(略)</p> <p>7. 届出書等の記載要領等</p> <p>7.1. 新規検査等届出書(第1号様式(その1))</p> <p>(1)～(2)(略)</p> <p>(3) 「型式・類別(類別区分番号)」欄の類別(類別区分番号)は、自動車製作者が出荷した時点の類別(類別区分番号)が記載されていること。</p> <p>ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</p> <p>① 型式指定自動車、共通構造部型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車以外の自動車</p> <p>② 指定自動車等であって、型式内の車両仕様記号により当該自動車の仕様が特定できる資料を添付のうえ、識別表示ラベル等により明確に確認できるものは、類別(類別区分番号)に代えてその車両仕様記号を記載するもの</p> <p>③ 共通構造部型式指定自動車の出荷検査証備考欄に次に掲げる記載があるものであって、自動車製作者が出荷した時点の類別(類別区分番号)に代えて基本となる類別(類別区分番号)を記載するもの</p> <p>ア(略)</p> <p>(削除)</p> <p>④ 新型届出自動車であって、自動車製作者が出荷した時点の類別に代えて基本となる諸元表の類別を記載するもの</p> <p>(4)(略)</p> <p>(削除)</p>	<p>5.2. 不受理</p> <p>(1) 提出された届出書等について、必要な書面等が不足しているなど形式的要件を欠いていると判断した場合には、当該届出書等を不受理とし、その旨を届出者に口頭にて通知するとともに、不足している書面等の提出を求めるものとする。</p> <p>なお、4.2.(3)により提出された場合にあっては、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。</p> <p>①～②(略)</p> <p>(2)(略)</p> <p>5.3. 届出書等の取下げ</p> <p>(1) 本則4-13-2(4)で規定する取下願出書は、第6号様式とする。</p> <p>(2)(略)</p> <p>(3) 受理した取下願出書については、受付印を押印するとともに、管理台帳中の当該取下願出書にかかる箇所の備考欄に取下処理を行った旨(例:○年○月○日取下げ)を登録するものとする。</p> <p>6.～7.(略)</p> <p>8. 届出書等の記載要領等</p> <p>8.1. 新規検査等届出書(第1号様式(その1))</p> <p>(1)～(2)(略)</p> <p>(3) 「型式・類別(類別区分番号)」欄の類別(類別区分番号)は、自動車製作者が出荷した時点の類別(類別区分番号)が記載されていること。</p> <p>ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</p> <p>① 型式指定自動車、共通構造部型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車以外の自動車</p> <p>② 指定自動車等であって、型式内の車両仕様記号により当該自動車の仕様が特定できる資料を添付のうえ、識別表示ラベル等により明確に確認できるものは、類別(類別区分番号)に代えてその車両仕様記号を記載するもの</p> <p>③ 共通構造部型式指定自動車の出荷検査証備考欄又は排出ガス検査終了証備考欄に次に掲げる記載があるものであって、自動車製作者が出荷した時点の類別(類別区分番号)に代えて基本となる類別(類別区分番号)を記載するもの</p> <p>ア(略)</p> <p>イ 「排出ガス検査終了証」の備考欄を利用した出荷検査証(排出ガス検査終了証の備考欄)</p> <p>類別設定がないものとして「型式指定番号※1」又は当該型式で認証を受けていない仕様に変更があるものとして「型式指定番号※2」</p> <p>④ 新型届出自動車であって、自動車製作者が出荷した時点の類別に代えて基本となる諸元表の類別を記載するもの</p> <p>(4)(略)</p> <p>(5) 「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄は、完成検査終了証又は出荷検査証が発行されている自動車であって、届出者又は諸元確認者が保有する前照灯試験機によ</p>

新旧対照表
489 / 521

新	旧
<p>(5) 「共通構造部型式指定自動車又は新型届出自動車の構造・装置変更状況」の「諸元表の型式・類別(類別区分番号)から相違している項目」欄は、共通構造部型式指定自動車(7.1.(3)②に該当するものに限る。)又は新型届出自動車であって、当該自動車の構造・装置について自動車製作者が出荷した時点で諸元表の類別(類別区分番号)から相違している項目について相違の有無に○印が付されていること。</p> <p>(6) 「当該型式・類別(類別区分番号)の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置及び保安基準の適合性審査に影響のある構造・装置の変更有無について、いずれかに○印が付されているとともに、変更した自動車の構造・装置(使用の過程にある自動車にあっては、自動車検査証又は登録識別情報等通知書が交付された自動車に対して変更した自動車の構造・装置)が明確に記載されていること。</p> <p>この場合において、共通構造部型式指定自動車(7.1.(3)②に該当するものに限る。)又は新型届出自動車については、「当該型式・類別(類別区分番号)」を「当該型式」に読み替えるものとする。</p> <p>なお、灯火器の取付位置変更、タイヤのパターン変更並びに改造自動車審査結果通知書等に記載されている改造内容については、記載を要しないものとする。</p> <p>① 新型届出自動車 自動車型式認証実施要領別添1の第1号様式、第2号様式の1、第2号様式の2及び第3号様式の諸元表に記載する構造・装置</p> <p>② 共通構造部型式指定自動車 共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領の第1号様式及び第2号様式の諸元表に記載する構造・装置。</p> <p>ただし、7.1.(3)②に該当するもの場合には、①に準ずるものとする。</p> <p>③ 輸入自動車特別取扱自動車 輸入自動車特別取扱要領の第2号様式、第2号様式の1、第2号様式の2及び第3号様式の車両諸元表に記載する構造・装置</p> <p>(記載例) アルミホイール化、タイヤインチアップ、リヤコンビランプ交換(尾灯・制動灯・後部反射器・方向指示器)、スタンション(○本)取付け、荷台板張り追加、ロープフックの増設</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>り、当該自動車に備える前照灯の明るさ及び主光軸の向きに関する基準適合性の確認を実施したものは、その結果(適合の確認)に○印、未実施の場合は×印が付されていること。</p> <p>(6) 「共通構造部型式指定自動車又は新型届出自動車の構造・装置変更状況」の「諸元表の型式・類別(類別区分番号)から相違している項目」欄は、共通構造部型式指定自動車(8.1.(3)③に該当するものに限る。)又は新型届出自動車であって、当該自動車の構造・装置について自動車製作者が出荷した時点で諸元表の類別(類別区分番号)から相違している項目について相違の有無に○印、該当する項目がない自動車及び共通構造部型式指定自動車(5.1.(3)③に該当するものに限る。)又は新型届出自動車以外の自動車は一印が付されていること。</p> <p>(7) 「当該型式・類別(類別区分番号)の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置の範囲から変更した自動車の構造・装置(使用の過程にある自動車にあっては、自動車検査証又は登録識別情報等通知書が交付された自動車に対して変更した自動車の構造・装置)が明確に記載されているとともに、騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無に○印が付されていること。</p> <p>この場合において、共通構造部型式指定自動車(5.1.(3)③に該当するものに限る。)又は新型届出自動車については、「当該型式・類別(類別区分番号)」を「当該型式」に読み替えるものとする。</p> <p>なお、燃料タンクの取付位置変更、灯火器の取付位置変更、タイヤのパターン変更並びに改造自動車審査結果通知書等に記載されている改造内容については、記載を要しないものとする。</p> <p>① 新型届出自動車 自動車型式認証実施要領別添1の第1号様式、第2号様式の1、第2号様式の2及び第3号様式の諸元表に記載する構造・装置の範囲</p> <p>② 共通構造部型式指定自動車 共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領の第1号様式及び第2号様式の諸元表に記載する構造・装置の範囲。</p> <p>ただし、8.1.(3)③に該当するもの場合には、①に準ずるものとする。</p> <p>③ 輸入自動車特別取扱自動車 輸入自動車特別取扱要領の第2号様式、第2号様式の1、第2号様式の2及び第3号様式の車両諸元表に記載する構造・装置の範囲</p> <p>(記載例) 燃料タンク変更、カプラオフセット変更、ハイリフトカプラ架装、カプラ変更(固定式→スライド式)、アルミホイール化、タイヤサイズ変更、キャブフル架装、断場変更、荷台架装、尾灯変更、制動灯変更</p> <p>(8) 「架装により指定自動車等から追加等を行った構造・装置」欄は、保安基準の適合性の審査に影響のある構造・装置が記載されていること。</p> <p>(記載例) スタンション(○本)取付け、荷台板張り追加、ロープフックの増設</p> <p>(9) 試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書の番号がその他欄に記載されていること。</p>

新旧対照表
490 / 521

新	旧
<p>(7) <u>物品を積載する装置の具体的な構造が「その他」欄に記載されていること。</u></p> <p>(記載例) 物品を積載する装置の構造 (パン型、タンク型、幌枠型、コンテナ型、自動車運搬型、煽型、スタンション (O本) 型、船底型)</p> <p>(削除)</p> <p>(8) <u>次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。</u></p> <p>① 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されているⓂマーク又はⓄマークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車にあっては、当該型式指定番号が記載されていること。</p> <p>(削除)</p> <p>② 試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書等の番号が記載されていること。</p> <p>なお、運輸局等に届出中の場合には、その旨を付記することにより。</p> <p>(記載例) ・フレーム短縮改造については「自〇〇第〇〇〇号」による。 ・試作車として〇〇運輸局に届出中。(〇月〇日届出) ・フレーム延長改造については同時届出。</p> <p>(削除)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (4) から (8) までの記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載することができる。</p> <p>7.2. 新規検査等届出書 (第1号様式 (その2))</p>	<p>なお、運輸局等に届出中の場合には、その旨を付記することにより。</p> <p>(記載例) ・フレーム短縮改造については「自〇〇第〇〇〇号」による。 ・試作車として〇〇運輸局に届出中。(〇月〇日届出) ・フレーム延長改造については同時届出。</p> <p>(10) 3. (1) 又は (2) のセミトレーラにあっては、その具体的な形状について新規検査等届出書 (第1号様式 (その1)) の「その他」欄に記載されていること。</p> <p>(記載例) 物品を積載する装置の構造 (パン型、タンク型、幌枠型、コンテナ型、自動車運搬型、煽型、スタンション (O本) 型、船底型)</p> <p>(11) 3. (3) の牽引自動車であって、8.11. なお書きを適用する場合には、その旨について新規検査等届出書 (第1号様式 (その1)) の「その他」欄に記載されていること。</p> <p>(記載例) ・別表第1適用トラック</p> <p>(12) 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有するものであって、当該構造・装置に付されているⓂマーク又はⓄマークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車にあっては、当該型式指定番号が新規検査等届出書 (第1号様式 (その1)) の「その他」欄に記載されていること。</p> <p>(13) 自動車に備える窓ガラスであって、本則7-51-1 (8) の表に掲げる各窓ガラスの部位に付される記号が容易に確認できるものに変更した自動車にあっては、当該記号が新規検査等届出書 (第1号様式 (その1)) の「その他」欄に記載されていること。</p> <p>(新設) ※ (9) から移動</p> <p>(9) 試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書等の番号が<u>その他</u>欄に記載されていること。</p> <p>なお、運輸局等に届出中の場合には、その旨を付記することにより。</p> <p>(記載例) ・フレーム短縮改造については「自〇〇第〇〇〇号」による。 ・試作車として〇〇運輸局に届出中。(〇月〇日届出) ・フレーム延長改造については同時届出。</p> <p>(14) 共通構造部 (多仕様自動車) 型式指定実施要領第3号様式の出荷検査証であって、備考欄に「当該型式で認証を受けていない仕様に変更有」の記載がされている場合、又は、「排出ガス検査終了証」の備考欄を利用した出荷検査証であって、当該備考欄に「型式指定番号※2」と記載されている場合は、新規検査等届出書 (第1号様式 (その1)) の「その他」欄に「出荷検査証「当該型式で認証を受けていない仕様に変更有」の検査証明書 (別紙1) 又は「出荷検査証「※2」の検査証明書 (別紙1) と付し、別紙として自動車製作者が必要事項を記載し、署名・捺印した検査証明書が添付されていること。</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (4) から (14) までの記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載することができる。</p> <p>8.2. 新規検査等届出書 (第1号様式 (その2))</p>

新旧対照表
491 / 521

新	旧
<p>(1) 記載項目に漏れがないこと。</p> <p>ただし、「基本情報」以外の記載項目のうち、<u>保安基準の適合性審査に影響しない項目については記載を要しないものとする。</u></p> <p>例えば、「<u>原動機の型式</u>」、「<u>総排気量又は定格出力</u>」、「<u>燃料の種類</u>」、「<u>乗車定員</u>」、「<u>前輪荷重割合</u>」</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 「車体の塗色」及び「<u>有効期限</u>」欄の記載は任意とする。</p> <p>(4) 「<u>消音器・原動機等の改造 有・無</u>」及び「<u>燃料タンクの個数及び容量</u>」欄の記載は不要とする。</p> <p>(5) 自動車機構が構築した新規検査等に係る事前入力ソフトを用いて作成された二次元コードが付されたものであること。</p> <p>(6) <u>備考欄については別紙を用いて記載することができる。</u></p> <p>(7) 必要事項が網羅されているのであれば別様式であってもよい。</p> <p>7.3. 自動車を特定する書面</p> <p>完成検査終了証、譲渡証明書、出荷検査証、輸入自動車特別取扱届出済書、試作車・組立車審査結果通知書等、自動車製作者による証明書、自動車検査証又は登録識別情報等通知書の写しが添付されていること。</p> <p>なお、試作車・組立車審査結果通知書等を用いる自動車であって運輸局に届出中の場合には、届出した時点の写しを添付するものとし、当該通知書等の写しについては交付された後に追加添付することにより。</p> <p>7.4. 諸元表又は車両諸元要目表</p> <p>当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 共通構造部型式指定自動車</p> <p>共通構造部 (多仕様自動車) 型式指定実施要領の第1号様式の諸元表。</p> <p>ただし、7.1. (3) ②に該当するもの場合には、(1) に準ずるものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>7.5. (略)</p> <p>7.6. 重量分布計算、<u>最大安定傾斜角度及び最小回転半径</u>に関する書面</p> <p>重量分布計算、<u>最大安定傾斜角度及び最小回転半径</u>に関する内容が記載されており、基準に適合していることが確認できるものであること。</p> <p>ただし、<u>指定自動車等と同一の構造を有すると認められる自動車</u> (共通構造部型式指定自動車にあっては、7.1. (3) ②に該当するものに限る。) にあっては、重量分布計算、<u>最大安定傾斜角度及び最小回転半径</u>に関する書面の提出を省略することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>(1) 記載項目に漏れがないこと。</p> <p>ただし、「基本情報」以外の記載項目のうち<u>車種により不要なものがあるときは当該項目への記載を要しないものとする。</u></p> <p>例えば、<u>トレーラの場合には</u>、「原動機」、「乗車定員」。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 「車体の塗色」及び「<u>消音器・原動機等の改造 有・無</u>」欄の記載は任意とする。</p> <p>(4) 「<u>備考</u>」欄の燃料タンクの個数及び容量は、<u>普通自動車であって貨物の運送の用に供する車両総重量7t以上の自動車以外の自動車の記載は任意とする。</u></p> <p>(5) <u>新規検査等届出書 (第1号様式 (その2)) は</u>、自動車機構が構築した新規検査等に係る事前入力ソフトを用いて作成された二次元コードが付されたものであること。</p> <p>(新設)</p> <p>(6) <u>新規検査等届出書 (第1号様式 (その2)) は</u>、必要事項が網羅されているのであれば別様式であってもよい。また、<u>備考欄については、必要に応じて別紙により記載することができる。</u></p> <p>8.3. 自動車を特定する書面</p> <p>完成検査終了証、<u>排出ガス検査終了証</u>、譲渡証明書、出荷検査証、輸入自動車特別取扱届出済書、試作車・組立車審査結果通知書等、自動車製作者による証明書、自動車検査証又は登録識別情報等通知書の写しが添付されていること。</p> <p>なお、試作車・組立車審査結果通知書等を用いる自動車であって運輸局に届出中の場合には、届出した時点の写しを添付するものとし、当該通知書等の写しについては交付された後に追加添付することにより。</p> <p>8.4. 諸元表又は車両諸元要目表等</p> <p>当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表等が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 共通構造部型式指定自動車</p> <p>共通構造部 (多仕様自動車) 型式指定実施要領の第1号様式の諸元表。</p> <p>ただし、8.1. (3) ③に該当するもの場合には、(1) に準ずるものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>8.5. (略)</p> <p>8.6. 重量分布計算等に関する書面</p> <p>重量分布計算、<u>最大安定傾斜角度、最小回転半径、走行性能</u>に関する内容が記載されており、基準に適合していることが確認できるものであること。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する自動車 (共通構造部型式指定自動車にあっては、<u>別添2の5.1. (3) ③に該当するものに限る。</u>) にあっては、重量分布計算等に関する書面の提出を省略することができる。</p> <p>(1) <u>指定自動車等と同一の構造を有すると認められるもの</u></p> <p>(2) <u>2軸の自動車であって、指定自動車等を基本として、燃料タンクの増設、荷台床面の鉄板の装備、バケットの変更、その他の改造 (軸距又は軸距の変更、重心高が若しく</u></p>

新旧対照表
492 / 521

新	旧
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>7.7. 技術基準等への適合性を証する書面 新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置（使用の過程にある自動車については、自動車検査証又は登録識別情報等通知書が交付された自動車に対して変更している自動車の構造・装置）」欄に記載された変更部分及び変更により影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。 なお、書面等による審査は、次の書面により行うものとする。 (1) 自動車製作者が発行した技術基準等適合証明書（第4号様式） (2) 自動車製作者が発行した検査証明書（別紙1） (3) 本則4-12-1（1）に規定する書面 (削除)</p> <p>7.8. 特殊用途自動車の構造要件に関する書面 用途区分細部取扱い通達に基づき、車体の形状毎の構造要件及び使用者の事業等が明確に確認できるものであること。 ただし、次に掲げる場合にあつては、当該書面の提出を省略することができる。 (1) 車体の形状毎の構造要件に関する書面 ① 冷蔵冷凍車及び保温車の場合（冷蔵冷凍車又は保温車の他に貨物室を備えたものを除く。） ② 外形図により車体の形状毎の構造要件が明確に確認できる自動車の場合</p> <p>7.9.～7.11. (略)</p> <p>7.12. 試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等</p>	<p>高くなるものを除く。）等を行ったもの</p> <p>8.7. 連結車両総重量及び牽引重量計算書（第2号様式） 内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。</p> <p>8.8. 施行規則第36条第5項に規定する書面（騒音規制） 適切な書面（騒音試験の結果を表す書面の写し等）が添付されていること。 ただし、次に掲げるものにあつては当該書面の提出を省略することができる。 ① 騒音防止装置の装置型式指定を受けた自動車であつて、騒音型式指定番号の表示が確認できるもの ② 新規検査等届出書（第1号様式（その1））「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄の騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無において、無に〇印が付されているもの</p> <p>8.9. 施行規則第36条第6項に規定する書面（排出ガス規制） 適切な書面（排出ガス検査終了証又は排出ガス試験の結果を表す書面の写し等）が添付されていること。</p> <p>8.10. 技術基準等への適合性を証する書面 新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置（使用の過程にある自動車については、自動車検査証又は登録識別情報等通知書が交付された自動車に対して変更している自動車の構造・装置）」欄に記載された部分及びそれにより影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。 なお、技術基準等に適合していることが確認できるものには次に掲げる例がある。 (1) 自動車製作者の「技術基準等適合証明書」（第4号様式） (2) 自動車製作者の「検査証明書」（別紙1） (3) 当該自動車の試験成績書の写し</p> <p>8.11. 細目告示別添114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」への適合性を証する書面 当該技術基準に適合していることが確認できるものであること。 なお、別添1に掲げる指定自動車等と同一型式の牽引自動車又は別添1に掲げる並行輸入自動車と軸重及び後軸緩衝装置の構造諸元が同一構造であることが資料等により確認できる牽引自動車については、当該技術基準に適合するものとする。 (新設)</p> <p>8.12.～8.14. (略) (新設) (新設) ※8.15. (1) から移動</p>

新旧対照表
493 / 521

新	旧
<p>試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあつては、当該通知書等の写しが添付されていること。 なお、運輸局等に届出中の場合には、届出した時点の写しを添付するものとし、当該通知書等の写しについては交付された後に追加添付することにより。</p> <p>7.13. その他書面 (削除)</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する場合には、自動車製作者が必要事項を記載し署名・捺印した検査証明書（別紙1）が添付されているとともに、それぞれに定める内容が新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載されていること。 ① 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領第3号様式の出荷検査証の備考欄に「当該型式で認証を受けていない仕様に変更有」の記載がある場合 【その他欄に記載する内容】 当該型式で認証を受けていない仕様に変更有の出荷検査証のため検査証明書添付</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>8. 書面審査の決裁等</p> <p>8.1. 書面審査結果の起案 書面審査の結果、保安基準に適合していると認められる場合には、第8号様式、第10-2号様式及び第10-3号様式を用いて、現車審査を実施する旨の起案を行うものとする。 なお、当該様式については必要に応じ項目を追加することができる。</p> <p>8.2.～8.3. (略)</p> <p>8.4. 書面審査が終了した届出書等の保管 (1) 書面審査が終了した届出書等については、新規検査等の申請があるまでの間、事務所等の長が定めた場所に保管するものとする。 (2) 書面審査に要した届出書等の書面一式をPDFファイルに変換し、自動車機械検査部長が別途定める共有ネットワークサーバに登録するものとする。</p> <p>9. (略)</p> <p>10. 届出書等の保存期間 10.1. 新規検査等が終了した自動車の届出書等 新規検査等終了後、新規検査等事前審査管理台帳に検査終了年月日の登録を行うとともに、新規検査等の日から3年間、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。</p> <p>10.2. 取下願出書（第7号様式）</p>	<p>(1) 試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあつては、当該通知書等の写しが添付されていること。 なお、運輸局等に届出中の場合には、届出した時点の写しを添付するものとし、当該通知書等の写しについては交付された後に追加添付することにより。</p> <p>8.15. その他書面 (1) 試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあつては、当該通知書等の写しが添付されていること。 なお、運輸局等に届出中の場合には、届出した時点の写しを添付するものとし、当該通知書等の写しについては交付された後に追加添付することにより。 (新設) ※8.1. (14) から移動</p> <p>(14) 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領第3号様式の出荷検査証であつて、備考欄に「当該型式で認証を受けていない仕様に変更有」の記載がされている場合、又は、「排出ガス検査終了証」の備考欄を利用した出荷検査証であつて、当該備考欄に「型式指定番号※2」と記載されている場合は、新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に「出荷検査証」「当該型式で認証を受けていない仕様に変更有」の検査証明書（別紙1）又は「出荷検査証」※2の検査証明書（別紙1）と付し、別紙1として自動車製作者が必要事項を記載し、署名・捺印した検査証明書が添付されていること。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>9. 書面審査の決裁等</p> <p>9.1. 書面審査結果の起案 書面審査の結果、保安基準に適合していると認められる場合には、第7号様式、第7-1号様式、第7-2号様式及び第7-3号様式を用いて、現車審査を実施する旨の起案を行うものとする。 なお、当該様式については必要に応じ項目を追加することができる。</p> <p>9.2.～9.3. (略)</p> <p>9.4. 書面審査が終了した届出書等の保管 書面審査が終了した届出書等については、新規検査等の申請があるまでの間、事務所等の長が定めた場所に保管するものとする。 (新設)</p> <p>10. (略)</p> <p>11. 届出書等の保存期間 11.1. 新規検査等が終了した自動車の届出書等 新規検査等終了後、新規検査等事前審査管理台帳に検査終了年月日の登録を行うとともに、新規検査等の日から5年間、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。</p> <p>11.2. 取下願出書（第6号様式）</p>

新旧対照表
494 / 521

新	旧			
<p>受理日から1年間、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。</p> <p>10.3. (略)</p> <p>10.4. 不受理の届出書等</p> <p>4.2. (1) なお書き②又は4.2. (2) なお書きの返送があて先不明等により不可能な場合には、当該届出書等の到達日から1年を経過した後において当該届出書等を廃棄処分することができる。</p> <p>(削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)</p> <p>第1号様式(その1)(別添2の5.関係) (略)</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>当該型式・類別(類別区分番号)の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置</p> <p>・構造・装置の変更有無 : 有(以下のとおり())・別紙のとおり()・無()</p> <p>・騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無 : 有()・無()</p> <p>(略)</p> </td> </tr> </table> <p>第1号様式(その2)(別添2の5.関係) 新規検査等届出書 (略)</p>	<p>当該型式・類別(類別区分番号)の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置</p> <p>・構造・装置の変更有無 : 有(以下のとおり())・別紙のとおり()・無()</p> <p>・騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無 : 有()・無()</p> <p>(略)</p>	<p>受理日から1年間、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。</p> <p>11.3. (略)</p> <p>11.4. 不受理の届出書等</p> <p>5.2. (1) なお書き②又は5.2. (2) なお書きの返送があて先不明等により不可能な場合には、当該届出書等の到達日から1年を経過した後において当該届出書等を廃棄処分することができる。</p> <p>第1号様式(その1)(略) 第1号様式(その2)(略) 第2号様式(略) 第3号様式(略) 第4号様式(略) 第5号様式(略) 第6号様式(略) 第7号様式(略) 第7-1号様式(略) 第7-2号様式(略) 第7-3号様式(略) 別表第1(略) 別紙1(略)</p> <p>(新設) ※別添2から移動</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>第1号様式(その1)(別添2の4.1.関係) (略)</p> <p>当該型式・類別(類別区分番号)の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置</p> <p>・騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無 : 有()・無() 架装により指定自動車等から追加等を行った構造・装置</p> <p>(略)</p> </td> </tr> </table> <p>(新設) ※別添2から移動</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>第1号様式(その2)(別添2の4.1.関係) 新規検査等届出書 (略)</p> </td> </tr> </table>	<p>第1号様式(その1)(別添2の4.1.関係) (略)</p> <p>当該型式・類別(類別区分番号)の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置</p> <p>・騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無 : 有()・無() 架装により指定自動車等から追加等を行った構造・装置</p> <p>(略)</p>	<p>第1号様式(その2)(別添2の4.1.関係) 新規検査等届出書 (略)</p>
<p>当該型式・類別(類別区分番号)の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置</p> <p>・構造・装置の変更有無 : 有(以下のとおり())・別紙のとおり()・無()</p> <p>・騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無 : 有()・無()</p> <p>(略)</p>				
<p>第1号様式(その1)(別添2の4.1.関係) (略)</p> <p>当該型式・類別(類別区分番号)の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置</p> <p>・騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無 : 有()・無() 架装により指定自動車等から追加等を行った構造・装置</p> <p>(略)</p>				
<p>第1号様式(その2)(別添2の4.1.関係) 新規検査等届出書 (略)</p>				

新旧対照表
495 / 521

新	旧			
<p>第2号様式(別添2の5.関係) 連結車両総重量及び牽引重量計算書 (略)</p> <p>第3号様式(別添2の5.関係) 連結検討書 (略)</p> <p>第4号様式(別添2の5.関係) 技術基準等適合証明書 (略)</p> <p>第5号様式(別添2の5.関係) 平成(西暦) 年 月 日</p> <p>完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の重量増加に伴う排出ガス性能確認書</p> <p>次の自動車の一酸化炭素等発散防止装置は、1.又は2.に掲げる自動車の一酸化炭素等発散防止装置と3.に掲げる関係であるため、要求される排出ガス性能を満足していることを確認しています。</p> <p>車名: _____ 型式: _____ 車台番号: _____</p> <p>1. 比較した指定自動車等又は一酸化炭素発散防止装置指定自動車 車名: _____ 型式: _____ 最大の車両重量: _____ kg 一酸化炭素等発散防止装置の型式: _____ 型式指定番号: _____</p> <p>2. 比較した試験自動車 ○試験自動車 試験実施日: 平成 年 月 日 試験実施場所: _____ 車名: _____ 型式: _____ 車台番号: _____ 原動機の型式: _____ 変速機: _____ 使用燃料: _____ 試験モード: _____ 試験時の車両重量: _____ kg</p>	<p>(新設) ※別添2から移動</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>第2号様式(別添2の4.1.関係) 連結車両総重量及び牽引重量計算書 (略)</p> </td> </tr> </table> <p>(新設) ※別添2から移動</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>第3号様式(別添2の4.1.関係) 連結検討書 (略)</p> </td> </tr> </table> <p>(新設) ※別添2から移動</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>第4号様式(別添2の5.10.関係) 技術基準等適合証明書 (略)</p> </td> </tr> </table> <p>(新設)</p>	<p>第2号様式(別添2の4.1.関係) 連結車両総重量及び牽引重量計算書 (略)</p>	<p>第3号様式(別添2の4.1.関係) 連結検討書 (略)</p>	<p>第4号様式(別添2の5.10.関係) 技術基準等適合証明書 (略)</p>
<p>第2号様式(別添2の4.1.関係) 連結車両総重量及び牽引重量計算書 (略)</p>				
<p>第3号様式(別添2の4.1.関係) 連結検討書 (略)</p>				
<p>第4号様式(別添2の5.10.関係) 技術基準等適合証明書 (略)</p>				

新旧対照表
496 / 521

新	旧															
<p>○試験成績（平成 年規制）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>排出ガス成分</th> <th>排出量</th> <th>規制値（平均値）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CO</td> <td>g/km</td> <td>g/km</td> </tr> <tr> <td>NMHC</td> <td>g/km</td> <td>g/km</td> </tr> <tr> <td>NOx</td> <td>g/km</td> <td>g/km</td> </tr> <tr> <td>PM</td> <td>g/km</td> <td>g/km</td> </tr> </tbody> </table>	排出ガス成分	排出量	規制値（平均値）	CO	g/km	g/km	NMHC	g/km	g/km	NOx	g/km	g/km	PM	g/km	g/km	
排出ガス成分	排出量	規制値（平均値）														
CO	g/km	g/km														
NMHC	g/km	g/km														
NOx	g/km	g/km														
PM	g/km	g/km														
<p>3. 1. 又は 2. の自動車との関係性</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> <p>上記内容に相違ありません。</p> <p>確認者の名称及び所在地 : _____ 確認者の氏名 : _____</p>																
<p>第 6 号様式（別添 2 の 5. 関係）</p> <p>新規検査等事前審査管理台帳 （略）</p>	<p>（新設） ※別添 2 附則 1 から移動</p> <p>第 5 号様式（別添 2 附則 1 の 5. 1. (2) 関係）</p> <p>新規検査等事前審査管理台帳 （略）</p>															
<p>第 7 号様式（別添 2 の 5. 関係）</p> <p>新規検査等届出書及び添付資料の取下願出書 （略）</p>	<p>（新設） ※別添 2 附則 1 から移動</p> <p>第 6 号様式（別添 2 附則 1 の 5. 3. (1) 関係）</p> <p>新規検査等届出書及び添付資料の取下願出書 （略）</p>															
<p>第 8 号様式（別添 2 の 5. 関係）</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>新規検査等届出書、<u>自動車</u>を特定する書面及び添付資料の審査結果について</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>事前書面審査を実施した自動車の構造・装置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">該当技術基準等</td> </tr> <tr> <td>現車審査における指示事項</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </table>	（略）	新規検査等届出書、 <u>自動車</u> を特定する書面及び添付資料の審査結果について	（略）	事前書面審査を実施した自動車の構造・装置	該当技術基準等	現車審査における指示事項	（略）	<p>（新設） ※別添 2 附則 1 から移動</p> <p>第 7 号様式（別添 2 附則 1 の 9. 1. 関係）</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>新規検査等届出書等及び添付資料の審査結果について</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>（新設）</td> </tr> <tr> <td>現車審査における注意事項</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </table>	（略）	新規検査等届出書等及び添付資料の審査結果について	（略）	（新設）	現車審査における注意事項	（略）		
（略）																
新規検査等届出書、 <u>自動車</u> を特定する書面及び添付資料の審査結果について																
（略）																
事前書面審査を実施した自動車の構造・装置																
該当技術基準等																
現車審査における指示事項																
（略）																
（略）																
新規検査等届出書等及び添付資料の審査結果について																
（略）																
（新設）																
現車審査における注意事項																
（略）																

新旧対照表
497 / 521

新	旧																																												
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>																																												
<p>第 9 号様式（その 1）（別添 2 の 5. 関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>事前審査管理番号</td> <td>起 案 平成 年 月 日</td> <td rowspan="2">書面審査 担当者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>決 裁 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">新規検査等届出書、自動車特定する書面及び添付資料の審査結果について 【代表届出自動車】</td> </tr> <tr> <td>所長（課長）</td> <td>次長</td> <td>主査検査官</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>検査官</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">記</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>標記について、審査事務規程本則並びに別添 2「新規検査等届出書面審査要領」に基づき、下記の者から提出された届出書等の内容を審査したところ、保安基準に適合していると認められるので、書面審査が終了した本届出書等の一式を共有ネットワークサーバに登録することとしてよろしいか伺う。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">記</td> </tr> <tr> <td>届 出 者</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>車 名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>型式・類別 （又は車両識別記号）</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>附則 2 の 3. 2. (2) 後段の規定を適用している自動車の型式</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>車 台 番 号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>審査結果概要等</td> <td colspan="2">第 9 号様式（その 2）による</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	事前審査管理番号	起 案 平成 年 月 日	書面審査 担当者		決 裁 平成 年 月 日	新規検査等届出書、自動車特定する書面及び添付資料の審査結果について 【代表届出自動車】			所長（課長）	次長	主査検査官			検査官	記			<p>標記について、審査事務規程本則並びに別添 2「新規検査等届出書面審査要領」に基づき、下記の者から提出された届出書等の内容を審査したところ、保安基準に適合していると認められるので、書面審査が終了した本届出書等の一式を共有ネットワークサーバに登録することとしてよろしいか伺う。</p>			記			届 出 者			車 名			型式・類別 （又は車両識別記号）			附則 2 の 3. 2. (2) 後段の規定を適用している自動車の型式			車 台 番 号			審査結果概要等	第 9 号様式（その 2）による		備 考			<p>（新設）</p>
事前審査管理番号	起 案 平成 年 月 日	書面審査 担当者																																											
	決 裁 平成 年 月 日																																												
新規検査等届出書、自動車特定する書面及び添付資料の審査結果について 【代表届出自動車】																																													
所長（課長）	次長	主査検査官																																											
		検査官																																											
記																																													
<p>標記について、審査事務規程本則並びに別添 2「新規検査等届出書面審査要領」に基づき、下記の者から提出された届出書等の内容を審査したところ、保安基準に適合していると認められるので、書面審査が終了した本届出書等の一式を共有ネットワークサーバに登録することとしてよろしいか伺う。</p>																																													
記																																													
届 出 者																																													
車 名																																													
型式・類別 （又は車両識別記号）																																													
附則 2 の 3. 2. (2) 後段の規定を適用している自動車の型式																																													
車 台 番 号																																													
審査結果概要等	第 9 号様式（その 2）による																																												
備 考																																													
<p>第 9 号様式（その 2）（別添 2 の 5. 関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>事前審査管理番号</td> <td>決 裁 平成 年 月 日</td> </tr> </table>	事前審査管理番号	決 裁 平成 年 月 日	<p>（新設）</p>																																										
事前審査管理番号	決 裁 平成 年 月 日																																												

新旧対照表
498 / 521

新			旧											
届出者	車名	型式・類別 (又は車両識別記号)	附則2の3.2.(2)後段の規定を適用している自動車の型式											
事後書面審査を実施した自動車の構造・装置		該当技術基準等												
(注: 特殊用途自動車の構造要件等も記載すること)		(注: 規定範囲の場合は「15-*/**」を記載)												
現車審査における指示事項		確認を要する添付資料												
自動車検査証の備考欄入力事項		(例: 添付資料3ページ)												
(注: 新設的に記載するよう留意すること)														
その他		(注: 改造自動車審査結果通知書番号等を記載すること)												
第10-1号様式 (別添2の5.関係) 自動車検査証の備考欄入力事項 (トラクタ) (略)			(新設) ※別添2附則2から移動 第7-1号様式 (別添2附則2の9.1.関係) 自動車検査証の備考欄入力事項 (トラクタ) (略)											
第10-2号様式 (別添2の5.関係) 自動車検査証の備考欄入力事項 (トレーラ) (略)			(新設) ※別添2附則2から移動 第7-2号様式 (別添2附則2の9.1.関係) 自動車検査証の備考欄入力事項 (トレーラ) (略)											
(略)	改造内容	<table border="1"> <tr><td>【0497】 車枠</td><td>【1000】 緩衝装置</td><td rowspan="4">(略)</td></tr> <tr><td>【0498】 車体</td><td>【1100】 走行装置</td></tr> <tr><td>【0397】 原動機</td><td>【1598】 連結装置</td></tr> <tr><td>【0398】 動力伝達装置</td><td>【1200】 燃料装置</td></tr> </table>	【0497】 車枠	【1000】 緩衝装置	(略)	【0498】 車体	【1100】 走行装置	【0397】 原動機	【1598】 連結装置	【0398】 動力伝達装置	【1200】 燃料装置	(略)	(略)	(略)
【0497】 車枠	【1000】 緩衝装置	(略)												
【0498】 車体	【1100】 走行装置													
【0397】 原動機	【1598】 連結装置													
【0398】 動力伝達装置	【1200】 燃料装置													

新旧対照表
499 / 521

新			旧			
	【0800】 制動装置	【0900】 操縦装置	【0800】 制動装置	電気装置		
	【0900】 操縦装置		【0900】 操縦装置			
(略)			(略)			
第10-3号様式 (別添2の5.関係) 自動車検査証の備考欄入力事項 (牽引自動車又は被牽引自動車) (略)			(新設) ※別添2附則2から移動 第7-3号様式 (別添2附則2の9.1.関係) 自動車検査証の備考欄入力事項 (牽引自動車又は被牽引自動車) (略)			
別表第1 (別添2の5.関係) 細目告示別添114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」適合型式一覧表 (略)			(新設) ※別添2附則2から移動 別表第1 (別添2附則2の8.11.関係) 細目告示別添114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」適合型式一覧表 (略)			
別紙1 (別添2の5.関係) 検査証明書 (略)			(新設) ※別添2から移動 別紙1 (別添2の5.1.関係) 検査証明書 (略)			
別添3 (4-14関係) 並行輸入自動車審査要領			別添3 (4-14関係) 並行輸入自動車審査要領			
1.~2. (略)			1.~2. (略)			
3. 届出書等			3. 届出書等			
3.1. 並行輸入自動車届出書及び添付資料			3.1. 並行輸入自動車届出書及び添付資料			
本則 4-14 (2) で規定する並行輸入自動車届出書及び添付資料は、次に掲げるものをいう。			本則 4-14 (2) で規定する並行輸入自動車届出書及び添付資料は、次に掲げるものをいう。			
添付資料	並行輸入自動車届出書 (第1号様式とする。)	並行輸入自動車の区分 指定自動車等と関連	区分	指定自動車等と同	指定自動車等と類似	その他
	自動車通関証明書等 (写)	不明	〇	〇	〇	〇
	指定自動車等との相違点に関する資料		〇	〇	〇	-
	製作年月日の判定資料		〇	〇	〇	〇
	車両諸元概要表 (第2号様式から第6号様式とする。)		△	△	△	〇
車台番号又はシリアル番号の様		△	△	△	△	

新旧対照表
500 / 521

新		旧	
式の解説資料			
外観図	○	○	○
原動機等に関する資料	△	○	○
騒音規制への適合性に関する書面等	△	△	△
排出ガス試験結果成績表	△	△	△
技術基準等への適合性を証する書面	△	△	△
消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面等	△	△	△
熱害試験結果成績表	△	△	△
最大安定傾斜角度計算書又は最大安定傾斜角度実測書	△	△	△
その他書面	△	△	△

備考 (1) (略)

(2) 並行輸入自動車の区分は、6.1.に規定する。

(3) 車両諸元概要表の様式は、次の区分毎に定める様式とする。
①～⑤ (略)
(削除)

(4) ~ (5) (略)

3.2. (略)

4. ~5. (略)

6. 書面審査
並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。

6.1. 並行輸入自動車の区分
並行輸入自動車の区分は、次に掲げるいずれかとする。
なお、改造により装置が変更されている並行輸入自動車にあっては、変更後の状態で判断するものとする。
(削除)

備考 (1) (略)

(2) 「指定自動車等と同一」、「指定自動車等と類似」又は「その他」の区分は、6.1.に規定する。

(3) 車両諸元概要表の様式は、次の区分毎に定める様式とする。
①～⑤ (略)
⑥ 電力により作動する原動機を有する自動車 ①から④のいずれか+第7号様式

(4) ~ (5) (略)

3.2. (略)

4. ~5. (略)

6. 書面審査
並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。

6.1. 並行輸入自動車の区分
並行輸入自動車の区分は、次に掲げるいずれかとする。
なお、改造により装置が変更されている並行輸入自動車にあっては、変更後の状態で判断するものとする。

(1) 指定自動車等と同一
次のいずれかに該当する並行輸入自動車は、「指定自動車等と同一」として区分することができる。
① 二輪自動車等以外のものにあつては、当該並行輸入自動車と指定自動車等の構造・装置の相違が次表の相違項目欄のいずれかに該当するもの
② 二輪自動車等にあつては、車台番号の打刻様式、打刻字体及び一連番号以外の型式等を表す打刻が指定自動車等と同一であり、かつ、当該並行輸入自動車と指定自動車等の構造・装置の相違が次表の相違項目欄のいずれかに該当するもの

新旧対照表
501 / 521

新		旧													
<p>(1) 指定自動車等と関連 次のいずれかに該当する並行輸入自動車は、「指定自動車等と関連」として区分することができる。</p> <p>① 二輪自動車等以外のものにあつては、当該並行輸入自動車と指定自動車等の相違点が次表の相違項目欄のいずれにも該当しないもの ② 二輪自動車等にあつては、車台番号の打刻様式、打刻字体及び一連番号以外の型式等を表す打刻が指定自動車等と同一であり、かつ、当該並行輸入自動車と指定自動車等の相違点が次表の相違項目欄のいずれにも該当しないもの</p> <p>【例】車台番号のうち型式等を表す打刻部分の例 打刻様式 △△△-○○○○○ (型式等を表す打刻: △△△)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>相違項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 自動車の種別(施行規則第2条の規定による。)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2~5 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			相違項目	1 自動車の種別(施行規則第2条の規定による。)	(略)	2~5 (略)	(略)	<p>【例】車台番号のうち型式等を表す打刻部分の例 打刻様式 △△△-○○○○○ (型式等を表す打刻: △△△) 「指定自動車等と同一」として区分できる相違</p> <p>表 (略)</p> <p>(2) 指定自動車等と類似 次のいずれかに該当する並行輸入自動車は、「指定自動車等と同一」と区分されるものを除き、指定自動車等と類似した構造・装置を有する「指定自動車等と類似」として区分することができる。</p> <p>① 二輪自動車等以外のものにあつては、当該並行輸入自動車と指定自動車等の構造・装置の相違が次表の相違項目欄のいずれにも該当しないもの ② 二輪自動車等にあつては、車台番号の打刻様式、打刻字体及び一連番号以外の型式等を表す打刻が指定自動車等と同一であり、かつ、当該並行輸入自動車と指定自動車等の構造・装置の相違が次表の相違項目欄のいずれにも該当しないもの</p> <p>「指定自動車等と類似」として区分できない相違</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>「指定自動車等と類似」として区分できない事項</th> <th>相違項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 種別(施行規則第2条の規定による。)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2~5 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		「指定自動車等と類似」として区分できない事項	相違項目	1 種別(施行規則第2条の規定による。)	(略)	2~5 (略)	(略)
	相違項目														
1 自動車の種別(施行規則第2条の規定による。)	(略)														
2~5 (略)	(略)														
「指定自動車等と類似」として区分できない事項	相違項目														
1 種別(施行規則第2条の規定による。)	(略)														
2~5 (略)	(略)														
<p>(2) 不明 「指定自動車等と関連」以外の並行輸入自動車は、「不明」と区分する。</p> <p>6.2. 並行輸入自動車届出書 (第1号様式) 全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されていること。</p> <p>6.2.1. (略)</p> <p>6.2.2. 「車名及び型式」欄 (1) 「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車にあっては、該当する指定自動車等の車名及び該当する指定自動車等の型式から排出ガス識別記号を除いて前後に「-」を付した型式(-○○-)が記載されていること。 (2) 「不明」に区分される並行輸入自動車にあっては、現に存する車名が記載されており、型式は「不明」と記載されていること。 この場合において、「現に存する車名」とは、車台の製作者が付与した車名とし、次の規定を順次適用することにより判定するものとする。 なお、技術基準等適合証明書に記載された車名と同一であることを要しない。 ①～④ (略)</p>		<p>(3) その他 「指定自動車等と同一」及び「指定自動車等と類似」以外の並行輸入自動車は、「その他」と区分する。</p> <p>6.2. 並行輸入自動車届出書 (第1号様式) 全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されていること。</p> <p>6.2.1. (略)</p> <p>6.2.2. 「車名及び型式」欄 (1) 「指定自動車等と同一」又は「指定自動車等と類似」に区分される並行輸入自動車にあっては、該当する指定自動車等の車名及び該当する指定自動車等の型式から排出ガス識別記号を除いて前後に「-」を付した型式(-○○-)が記載されていること。 (2) 「その他」に区分される並行輸入自動車にあっては、現に存する車名が記載されており、型式は「不明」と記載されていること。 この場合において、「現に存する車名」とは、車台の製作者が付与した車名とし、次の規定を順次適用することにより判定するものとする。 なお、技術基準等適合証明書に記載された車名と同一であることを要しない。 ①～④ (略)</p>													

新旧対照表
502 / 521

新	旧
<p>(3) (2)にかかわらず、「不明」に区分される並行輸入自動車であって打刻届出書が提出された二輪自動車等については、打刻届出書に記載されている車名及び型式が記載されていること。</p> <p>6.2.3. (略)</p> <p>6.2.4. 「車体の形状」欄 <u>(削除)</u></p> <p>本則 5-3-9 の規定に基づき記載されていること。</p> <p>なお、用途区分通達における乗用自動車等に分類される四輪以上の並行輸入自動車については、車体の形状を次により判断するものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>6.2.5. 「指定自動車等の型式」欄 「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車については、該当する指定自動車等の型式が記載されていること。</p> <p>6.2.6. 「指定自動車等との相違点」欄 「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車については、該当する指定自動車等の構造・装置と相違している項目が記載されていること。</p> <p>6.2.7. ～6.2.10. (略)</p> <p>6.2.11. 「騒音防止装置」欄 平成 22 年 4 月 1 日以降に製作された内燃機関を原動機とする自動車（乗車定員が 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5t を超える自動車及び大型特殊自動車を除く。）については、備えている消音器の情報が記載されていること。</p> <p>6.3. ～6.5. (略)</p> <p>6.6. 車両諸元概要表（第 2 号様式から第 6 号様式）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車であって、6.4. の資料として車両諸元概要表に準じたものが添付されている場合には、省略することができる。</p> <p>6.7. 車台番号又はシリアル番号の様式の解説資料</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、省略することができる。</p> <p>① 「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車であって、車台番号又はシリアル番号の様式が、一連番号等を除き該当する指定自動車等と同一の場合</p> <p>② (略)</p> <p>6.8. 外観図 外観の形状が明確に確認できるものであること。 この場合において、外観を確認することができる写真又はカタログをもって当該資料とすることができる。</p>	<p>(3) (2)にかかわらず、「その他」に区分される並行輸入自動車であって打刻届出書が提出された二輪自動車等については、打刻届出書に記載されている車名及び型式が記載されていること。</p> <p>6.2.3. (略)</p> <p>6.2.4. 「車体の形状」欄 <u>(1) 「指定自動車等と同一」又は「指定自動車等と類似」に区分される並行輸入自動車については、該当する指定自動車等の車体の形状が記載されていること。</u> <u>(2) 「その他」に区分される並行輸入自動車については、本則 5-3-8 の規定に基づき記載されていること。</u></p> <p>なお、用途区分通達における乗用自動車等に分類される四輪以上の自動車については、車体の形状を次により判断するものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>6.2.5. 「指定自動車等の型式」欄 <u>「指定自動車等と同一」又は「指定自動車等と類似」に区分される並行輸入自動車については、該当する指定自動車等の型式が記載されていること。</u></p> <p>6.2.6. 「指定自動車等との相違点」欄 <u>「指定自動車等と類似」に区分される並行輸入自動車については、該当する指定自動車等の構造・装置と相違している項目 (6.1. (1) の表に該当する相違を除く。) が記載されていること。</u></p> <p>6.2.7. ～6.2.10. (略)</p> <p>6.2.11. 「騒音防止装置」欄 平成 22 年 4 月 1 日以降に製作された内燃機関を原動機とする自動車（乗車定員が 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5t を超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）については、備えている消音器の情報が記載されていること。</p> <p>6.3. ～6.5. (略)</p> <p>6.6. 車両諸元概要表（第 2 号様式から第 7 号様式）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「指定自動車等と類似」に区分される並行輸入自動車であって、6.4. の資料として車両諸元概要表に準じたものが添付されている場合には、<u>第 7 号様式を除き省略</u>することができる。</p> <p>6.7. 車台番号又はシリアル番号の様式の解説資料</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、省略することができる。</p> <p>① 「指定自動車等と類似」に区分される並行輸入自動車であって、車台番号又はシリアル番号の様式が、一連番号等を除き該当する指定自動車等と同一の場合</p> <p>② (略)</p> <p>6.8. 外観四面図 <u>外観四面図は、外観の形状を明確に確認できるものであること。</u> この場合において、外観を確認することができる写真又はカタログをもって当該資料とすることができる。</p>

新旧対照表
503 / 521

新	旧
<p>6.9. 原動機等に関する資料</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める資料を省略することができる。</p> <p>① 「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車であって、搭載されている原動機等の (1) から (3) に掲げる項目が、該当する指定自動車等と同一である場合には、同一である項目に関する資料</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ <u>当該二輪自動車等の排出ガス試験結果成績表に記載された車両クラスが「サブクラス3-2」となっている場合には、最高速度の資料</u></p> <p>6.10. (略)</p> <p>6.11. 排出ガス試験結果成績表 排出ガス規制が適用される自動車について適用する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 排出ガス試験結果成績表は、次によるものであること。</p> <p>① (略)</p> <p>② 普通自動車及び小型自動車（二輪自動車等を除く。）であって車両総重量 3.5t 以下のもの又は専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以下のもの並びに軽自動車の排出ガス試験結果成績表は、同一型式及び同一構造の自動車について、10 台に 1 台の割合で試験を行ったものであること。</p> <p>なお、次に掲げる全ての要件を満たす自動車の場合には、「10 台に 1 台」を「20 台に 1 台」に読み替えることができる。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(3) ～ (8) (略)</p> <p>6.12. 技術基準等への適合性を証する書面</p> <p>6.12.1. 技術基準等への適合性を証する書面の種類</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(2) ～ (3) (略)</u></p> <p>6.12.2. (略)</p> <p>6.12.3. 試験成績書</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p>	<p>6.9. 原動機等に関する資料</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める資料を省略することができる。</p> <p>① <u>「指定自動車等と同一」又は「指定自動車等と類似」に区分される並行輸入自動車であって、搭載されている原動機等の (1) から (3) に掲げる項目が、該当する指定自動車等と同一である場合には、同一である項目に関する資料</u></p> <p>②～③ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>6.10. (略)</p> <p>6.11. 排出ガス試験結果成績表 排出ガス規制が適用される自動車について適用する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 排出ガス試験結果成績表は、次によるものであること。</p> <p>① (略)</p> <p>② 普通自動車及び小型自動車（二輪自動車等を除く。）であって車両総重量 3.5t 以下のもの又は専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以下のもの並びに軽自動車（<u>二輪自動車等を除く。</u>）の排出ガス試験結果成績表は、同一型式及び同一構造の自動車について、10 台に 1 台の割合で試験を行ったものであること。</p> <p>なお、次に掲げる全ての要件を満たす自動車の場合には、「10 台に 1 台」を「20 台に 1 台」に読み替えることができる。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(3) ～ (8) (略)</p> <p>6.12. 技術基準等への適合性を証する書面</p> <p>6.12.1. 技術基準等への適合性を証する書面の種類</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 特種用途自動車については、自動車製作者が製作工場から出荷した状態の自動車に適用される技術基準等を適用するものとする。</u> <u>ただし、次のいずれかに該当する場合には、貨物自動車に適用される技術基準等を適用するものとする。</u></p> <p>① 用途区分通達 4-1-3 (1) に規定する特種用途自動車</p> <p>② 最大積載量が 500kg を超える特種用途自動車（乗車定員が 10 人以下の消防車及び職務遂行に必要な放水装置を備えた警察車を除く。）</p> <p><u>(3) ～ (4) (略)</u></p> <p>6.12.2. (略)</p> <p>6.12.3. 試験成績書</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p>

新旧対照表
504 / 521

新	旧
(削除)	<p>(4) 別表第1の(1)の試験成績書を試験自動車以外の並行輸入自動車の試験成績書とする場合にあっては、試験自動車と当該並行輸入自動車の同一性について、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>① 試験自動車と当該並行輸入自動車の構造・装置の相違であって、次のア又はイに該当する相違以外のものが、6.1.(1)の表の相違項目欄のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 軸距の相違</p> <p>イ 車体の外形の相違であって、ボンネットとパン又はキャブオーバとパンの相違</p> <p>② 試験自動車と当該並行輸入自動車の軸距又は車体の外形が相違している場合には、軸距又は車体の外形の相違部分以外の車体の構造が同一であることが添付資料により確認できること。</p> <p>③ 試験成績書に記載されている試験自動車の車台番号又はシリアル番号は、当該並行輸入自動車のもとの様式・記号(一連番号を除く。)が一致していること。ただし、車台番号又はシリアル番号の様式・記号の相違の内容が①の構造・装置の相違に係るものにあつては、この限りでない。</p>
(削除)	<p>(5) 別表第1の(4)から(7)及び(9)の試験成績書を試験自動車以外の並行輸入自動車の試験成績書とする場合にあっては、試験自動車と当該並行輸入自動車の同一性について、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>① 試験自動車と当該並行輸入自動車の構造・装置の相違であつて、次のア、イ又はウに該当する相違以外のものが、6.1.(1)の表の相違項目欄のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 原動機の相違(総排気量、燃料の種類等の相違を含む。)</p> <p>イ 軸距の相違(モノコック型又はセミモノコック型自動車の軸距を含む。)</p> <p>ウ 車体の外形の相違であつて、次に該当するもの</p> <p>a 乗用自動車にあつては、車体の形状が箱型とステーションワゴンと幌型</p> <p>b 貨物自動車にあつては、パンとピックアップ、パンとボンネット又はパンとキャブオーバ</p> <p>② 試験自動車と当該並行輸入自動車の軸距又は車体の外形が相違している場合には、軸距又は車体の外形の相違部分以外の車体の構造が同一であることが添付資料により確認できること。</p> <p>③ 試験成績書に記載されている試験自動車の車台番号又はシリアル番号は、当該並行輸入自動車のもとの様式・記号(一連番号を除く。)が一致していること。ただし、車台番号又はシリアル番号の様式・記号の相違の内容が①の構造・装置の相違に係るものにあつては、この限りでない。</p>
(削除)	<p>(6) 別表第1の(11)から(13)、(30)、(33)及び(37)の試験成績書を試験自動車以外の並行輸入自動車の試験成績書とする場合にあっては、試験自動車と当該並行輸入自動車の同一性について、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>① 試験自動車と当該並行輸入自動車の構造・装置の相違であつて、次のア、イ又はウ(別表第1の(13)の試験成績書にあつては、ア)に該当する相違以外のものが、6.1.(1)の表の相違項目欄のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 原動機の相違(総排気量、燃料の種類等の相違を含む。)</p> <p>イ 軸距の相違(モノコック型又はセミモノコック型自動車の軸距を含む。)</p> <p>ウ 車体の外形の相違であつて、次に該当するもの</p> <p>a 乗用自動車にあつては、車体の形状が箱型とステーションワゴンと幌型(運転者席より前方の部分の車体及び車体の構造の相違がないものに限る。)</p> <p>b 貨物自動車にあつては、パンとピックアップ又はパンとボンネット</p> <p>② 試験自動車と当該並行輸入自動車の軸距又は車体の外形が相違している場合には、軸距又は車体の外形の相違部分以外の車体の構造が同一であることが添付資料により確認できること。</p> <p>③ 試験成績書に記載されている試験自動車の車台番号又はシリアル番号は、当該並行輸入自動車のもとの様式・記号(一連番号を除く。)が一致していること。ただし、車台番号又はシリアル番号の様式・記号の相違の内容が①の構造・装置の相違に係るものにあつては、この限りでない。</p>

新旧対照表
505 / 521

新	旧
<p>(4) 試験成績書に記載されている試験成績により、技術基準等に適合していることが確認できる場合には、当該並行輸入自動車当該技術基準等に適合していると判断するものとする。</p> <p>(5) 別表2「外国の試験機関」に定める外国の試験機関が発行した試験成績書に記載されている試験成績により、技術基準等又は別表第1に掲げる技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準に適合していることが確認できる場合には、(2)の規定にかかわらず、当該並行輸入自動車当該技術基準等に適合していると判断するものとする。</p>	<p>はウ(別表第1の(13)の試験成績書にあつては、ア)に該当する相違以外のものが、6.1.(1)の表の相違項目欄のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 原動機の相違(総排気量、燃料の種類等の相違を含む。)</p> <p>イ 軸距の相違(モノコック型又はセミモノコック型自動車の軸距を含む。)</p> <p>ウ 車体の外形の相違であつて、次に該当するもの</p> <p>a 乗用自動車にあつては、車体の形状が箱型とステーションワゴンと幌型(運転者席より前方の部分の車体及び車体の構造の相違がないものに限る。)</p> <p>b 貨物自動車にあつては、パンとピックアップ又はパンとボンネット</p> <p>② 試験自動車と当該並行輸入自動車の軸距又は車体の外形が相違している場合には、軸距又は車体の外形の相違部分以外の車体の構造が同一であることが添付資料により確認できること。</p> <p>③ 試験成績書に記載されている試験自動車の車台番号又はシリアル番号は、当該並行輸入自動車のもとの様式・記号(一連番号を除く。)が一致していること。ただし、車台番号又はシリアル番号の様式・記号の相違の内容が①の構造・装置の相違に係るものにあつては、この限りでない。</p>
<p>6.13. 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面等 平成22年4月1日以降に製作された内燃機関を原動機とする自動車(乗車定員が11人以上の自動車、車両総重量が3.5tを超える自動車及び大型特殊自動車並びに6.10.の書面を提出する自動車を除く。)について適用する。</p> <p>(1) 当該並行輸入自動車に備える消音器が本則7-53-2-3(4)(本則7-53-17-2-3(5))の規定に該当するものであることが確認できるものであること。</p> <p>この場合において、加速走行騒音試験結果成績表以外の場合にあつては、6.12.1.(2)に準じた書面等であること。</p> <p>(2)～(6)(略)</p> <p>6.14. 熱害試験結果成績表 昭和50年4月1日以降に製作されたガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車の一酸化炭素等発散防止装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように施される遮熱板等の取付け並びに当該装置の温度がその装置又は他の装置の機能を損なうおそれのある温度以上に上昇した場合又は上昇するおそれのある場合</p>	<p>(7) 試験成績書に記載されている試験成績により、技術基準等に適合していることが確認でき、かつ、(3)から(6)の規定に適合する場合には、当該並行輸入自動車当該技術基準等に適合していると判断するものとする。</p> <p>(8) 別表2「外国の試験機関」に定める外国の試験機関が発行した試験成績書に記載されている試験成績により、技術基準等又は別表第1に掲げる技術基準等に準ずる性能を有すると判断できる外国基準に適合していることが確認できる場合には、(2)の規定にかかわらず、当該並行輸入自動車当該技術基準等に適合していると判断するものとする。</p> <p>なお、当該試験成績書を試験自動車以外の並行輸入自動車の試験成績書とする場合には、(3)から(6)の規定を準用する。</p> <p>6.13. 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面等 平成22年4月1日以降に製作された内燃機関を原動機とする自動車(乗車定員が11人以上の自動車、車両総重量が3.5tを超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに6.10.の書面を提出する自動車を除く。)について適用する。</p> <p>(1) 当該並行輸入自動車に備える消音器が本則7-53-2-3(4)(本則7-53-17-2-3(5))の規定に該当するものであることが確認できるものであること。</p> <p>この場合において、加速走行騒音試験結果成績表以外の場合にあつては、6.12.1.(3)に準じた書面等であること。</p> <p>(2)～(6)(略)</p> <p>6.14. 熱害試験結果成績表 昭和50年4月1日以降に製作されたガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車の一酸化炭素等発散防止装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように施される遮熱板等の取付け並びに当該装置の温度がその装置又は他の装置の機能を損なうおそれのある温度以上に上昇した場合又は上昇するおそれのある場合</p>

新旧対照表
506 / 521

新	旧												
<p>に作動するように備えられる警報装置について適用する。 ただし、次の自動車を除く。 ① 二輪自動車 <u>及び</u> 大型特殊自動車 ②～③ (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>6.15. (略)</p> <p>6.16. その他書面 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 当該並行輸入自動車が別添2「<u>新規検査等提出書面審査要領</u>」4.(4)に掲げる構造に該当する場合には、<u>同別添附則4</u>の3.1に掲げる添付資料のうち、必要な資料の提出を求めるものとする。 なお、当該部分の審査にあつては同附則に準じて行うものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>7. (略)</p> <p>8. 現車審査 現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則4-7及び次に掲げる規定に基づき実施するものとする。</p> <p>8.1.～8.4. (略)</p> <p>8.5. 技術基準等への適合性 (1) 技術基準等への適合性を証する書面に代えている場合であつて、次に掲げるものは、当該技術基準等に適合しないものとする。 ① (略) ② 6.12.1. <u>(2)</u>の書面等との一致が確認できない又は相違している場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>8.6.～8.8. (略)</p> <p>8.9. 最大積載量 (1) 「指定自動車等と<u>関連</u>」に区分される並行輸入自動車の最大積載量は、本則7-115の規定によるほか、該当する指定自動車等の同一型式内の類別区分中の最も大きい軸重の許容限度、車両総重量及び最大積載量を超えない範囲で指定する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>9. (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p> <p>第1号様式(その1)(別添3の3.1.関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>並行輸入 自動車の</td> <td>指定自動車等と<u>関連</u></td> <td><u>不明</u></td> </tr> </tbody> </table>	(略)			並行輸入 自動車の	指定自動車等と <u>関連</u>	<u>不明</u>	<p>に作動するように備えられる警報装置について適用する。 ただし、次の自動車を除く。 ① 二輪自動車、大型特殊自動車 <u>及び</u> 小型特殊自動車 ②～③ (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>6.15. (略)</p> <p>6.16. その他書面 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 当該並行輸入自動車が別添2の<u>附則2</u>「事前提出書面審査要領(特定の牽引自動車及び被牽引自動車)」3.に掲げる構造に該当する場合には、<u>同附則</u>の4.1に掲げる添付資料のうち、必要な資料の提出を求めるものとする。 なお、当該部分の審査にあつては同附則に準じて行うものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>7. (略)</p> <p>8. 現車審査 現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則4-7及び次に掲げる規定に基づき実施するものとする。</p> <p>8.1.～8.4. (略)</p> <p>8.5. 技術基準等への適合性 (1) 技術基準等への適合性を証する書面に代えている場合であつて、次に掲げるものは、当該技術基準等に適合しないものとする。 ① (略) ② 6.12.1. <u>(3)</u>の書面等との一致が確認できない又は相違している場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>8.6.～8.8. (略)</p> <p>8.9. 最大積載量 (1) 「<u>指定自動車等と同一</u>」又は「指定自動車等と<u>類似</u>」に区分される並行輸入自動車の最大積載量は、本則7-115の規定によるほか、該当する指定自動車等の同一型式内の類別区分中の最も大きい軸重の許容限度、車両総重量及び最大積載量を超えない範囲で指定する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>9. (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p> <p>第1号様式(その1)(別添3の3.1.関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定自動車等との</td> <td>関連の有無等</td> <td><u>無・有(型式指定自動車・新型届出自動車・輸入車特別取扱自動車)</u></td> </tr> </tbody> </table>	(略)			指定自動車等との	関連の有無等	<u>無・有(型式指定自動車・新型届出自動車・輸入車特別取扱自動車)</u>
(略)													
並行輸入 自動車の	指定自動車等と <u>関連</u>	<u>不明</u>											
(略)													
指定自動車等との	関連の有無等	<u>無・有(型式指定自動車・新型届出自動車・輸入車特別取扱自動車)</u>											

新旧対照表
507 / 521

新	旧																																																																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>型式</th> <th>通称名</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">指定自動車等との相違点(指定自動車等と<u>関連</u>の場合に、指定自動車等と相違している構造・装置を記入する。)</td> </tr> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1号様式(その2)(略)</p> <p>第2号様式(別添3の3.1.関係)</p> <p>車両諸元概要表 [乗用自動車(特種用途自動車を含む)]</p> <p><u>(削除)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">車両重量 kg</th> <th colspan="2">前軸重</th> <th rowspan="3">kg</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>後軸重</td> <td></td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>原動機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>気筒配列及び気筒数</th> <th>直列</th> <th>V</th> <th>水平対向</th> <th>気筒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内径×行程 mm</td> <td colspan="3">mm×</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>最大トルク N・m(kg・m)/min⁻¹(rpm)</td> <td colspan="3">N・m(kg・m)/min⁻¹(rpm)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p> <p>燃料装置(略)</p> <p>電気装置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">点火装置</th> <th colspan="3"><u>(削除)</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>断続器形式</td> <td>無接点式</td> <td>接点式</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(削除)</u></p> <p>走行装置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ホイールの材質</th> <th>前輪</th> <th>鋼</th> <th>アルミ</th> <th>その他()</th> <th><u>(削除)</u></th> </tr> </thead> </table>	区分	型式	通称名			指定自動車等との相違点(指定自動車等と <u>関連</u> の場合に、指定自動車等と相違している構造・装置を記入する。)					(略)					車両重量 kg	前軸重		kg	後軸重		kg	計		kg	気筒配列及び気筒数	直列	V	水平対向	気筒	内径×行程 mm	mm×			mm	最大トルク N・m(kg・m)/min ⁻¹ (rpm)	N・m(kg・m)/min ⁻¹ (rpm)				点火装置	<u>(削除)</u>			断続器形式	無接点式	接点式	ホイールの材質	前輪	鋼	アルミ	その他()	<u>(削除)</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">関連</th> <th colspan="2">指定自動車等と同一</th> <th rowspan="2">指定自動車等と類似</th> <th rowspan="2">その他</th> </tr> <tr> <th>型式</th> <th>通称名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定自動車等との</td> <td>型式</td> <td>届出番号</td> <td>国自審第 号</td> <td>年 月 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>指定自動車等との相違点(指定自動車等と<u>類似</u>の場合に、指定自動車等と相違している構造・装置を記入する。)</p> <p>(略)</p> <p>第1号様式(その2)(略)</p> <p>第2号様式(別添3の3.1.関係)</p> <p>車両諸元概要表 [乗用自動車(特種用途自動車を含む)]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="4">軸距 cm</th> <th colspan="2">前輪</th> <th rowspan="4">cm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>後輪</td> <td></td> <td>cm</td> </tr> <tr> <td>前軸重</td> <td></td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td>後軸重</td> <td></td> <td>kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>原動機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>気筒配列及び気筒数</th> <th>直列</th> <th>V</th> <th>水平対向</th> <th>気筒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内径×行程 mm×mm</td> <td colspan="3">mm×</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td>最大トルク N・m(kg・m)/min⁻¹(rpm)</td> <td colspan="3">N・m(kg・m)/min⁻¹(rpm)</td> <td>N・m(kg・m)/min⁻¹(rpm)</td> </tr> <tr> <td>無負荷回転速度 min⁻¹(rpm)</td> <td colspan="3">min⁻¹(rpm)</td> <td>min⁻¹(rpm)</td> </tr> </tbody> </table> <p>過給機:形式 ターボ式 ルーツ式 その他()</p> <p>燃料装置(略)</p> <p>電気装置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">点火装置</th> <th colspan="3">形式</th> <th rowspan="2">フルトランジスタ イグニッション</th> <th rowspan="2">その他()</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>断続器形式</td> <td colspan="2">無接点式</td> <td>接点式</td> </tr> </tbody> </table> <p>動力伝達装置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変速機:操作方式</th> <th>フロアシフト</th> <th>コラムシフト</th> <th>その他()</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>副変速機:操作方式</td> <td>フロアシフト</td> <td>コラムシフト</td> <td>その他()</td> </tr> </tbody> </table> <p>走行装置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>タイヤのリム</th> <th>前輪</th> <th>鋼</th> <th>アルミ</th> <th>その他()</th> <th>JJ</th> </tr> </thead> </table>	関連	指定自動車等と同一		指定自動車等と類似	その他	型式	通称名	指定自動車等との	型式	届出番号	国自審第 号	年 月 日	軸距 cm	前輪		cm	後輪		cm	前軸重		kg	後軸重		kg	気筒配列及び気筒数	直列	V	水平対向	気筒	内径×行程 mm×mm	mm×			mm	最大トルク N・m(kg・m)/min ⁻¹ (rpm)	N・m(kg・m)/min ⁻¹ (rpm)			N・m(kg・m)/min ⁻¹ (rpm)	無負荷回転速度 min ⁻¹ (rpm)	min ⁻¹ (rpm)			min ⁻¹ (rpm)	点火装置	形式			フルトランジスタ イグニッション	その他()	断続器形式	無接点式		接点式	変速機:操作方式	フロアシフト	コラムシフト	その他()	副変速機:操作方式	フロアシフト	コラムシフト	その他()	タイヤのリム	前輪	鋼	アルミ	その他()	JJ
区分	型式	通称名																																																																																																																									
指定自動車等との相違点(指定自動車等と <u>関連</u> の場合に、指定自動車等と相違している構造・装置を記入する。)																																																																																																																											
(略)																																																																																																																											
車両重量 kg	前軸重		kg																																																																																																																								
	後軸重			kg																																																																																																																							
	計			kg																																																																																																																							
気筒配列及び気筒数	直列	V	水平対向	気筒																																																																																																																							
内径×行程 mm	mm×			mm																																																																																																																							
最大トルク N・m(kg・m)/min ⁻¹ (rpm)	N・m(kg・m)/min ⁻¹ (rpm)																																																																																																																										
点火装置	<u>(削除)</u>																																																																																																																										
	断続器形式	無接点式	接点式																																																																																																																								
ホイールの材質	前輪	鋼	アルミ	その他()	<u>(削除)</u>																																																																																																																						
関連	指定自動車等と同一		指定自動車等と類似	その他																																																																																																																							
	型式	通称名																																																																																																																									
指定自動車等との	型式	届出番号	国自審第 号	年 月 日																																																																																																																							
軸距 cm	前輪		cm																																																																																																																								
	後輪			cm																																																																																																																							
	前軸重			kg																																																																																																																							
	後軸重			kg																																																																																																																							
気筒配列及び気筒数	直列	V	水平対向	気筒																																																																																																																							
内径×行程 mm×mm	mm×			mm																																																																																																																							
最大トルク N・m(kg・m)/min ⁻¹ (rpm)	N・m(kg・m)/min ⁻¹ (rpm)			N・m(kg・m)/min ⁻¹ (rpm)																																																																																																																							
無負荷回転速度 min ⁻¹ (rpm)	min ⁻¹ (rpm)			min ⁻¹ (rpm)																																																																																																																							
点火装置	形式			フルトランジスタ イグニッション	その他()																																																																																																																						
	断続器形式	無接点式				接点式																																																																																																																					
変速機:操作方式	フロアシフト	コラムシフト	その他()																																																																																																																								
副変速機:操作方式	フロアシフト	コラムシフト	その他()																																																																																																																								
タイヤのリム	前輪	鋼	アルミ	その他()	JJ																																																																																																																						

新旧対照表
508 / 521

新					旧						
	後輪	鋼	アルミ	その他 ()	材質及び呼び	後輪	鋼	アルミ	その他 ()		
軽合金製ディスクホイールの表示	前輪	JWLマーク	JWL-Tマーク	自動車製作者マーク SAEマーク その他 ()	(新設)						
	後輪	JWLマーク	JWL-Tマーク	自動車製作者マーク SAEマーク その他 ()	(新設)						
かじ取装置 (略)					かじ取装置 (略)						
盗難防止装置					盗難防止装置						
旋錠装置		ステアリングロック ミッションロック その他 ()			旋錠装置		ステアリングロック ミッションロック その他 ()				
イモビライザ:有・無		有 無			イモビライザ装置:有・無		有 無				
盗難発生警報装置:有・無		有 無			盗難発生警報装置:有・無		有 無				
制動装置:主ブレーキ					制動装置:主ブレーキ						
(略)					(略)						
制動警報装置:形式		液面レベル 差圧 その他 ()			制動警報装置:形式		液面レベル 差圧 その他 ()				
(削除)					制動停止距離 m (初速 km/h)		a (初速 km/h)				
制動装置:駐車ブレーキ (略)					制動装置:駐車ブレーキ (略)						
緩衝装置					緩衝装置						
前輪	懸架方式	車軸	ウィッシュボーン	ストラット	その他 ()	前輪	懸架方式	車軸	ウィッシュボーン	ストラット	その他 ()
	ばね形式	コイル	板バネ	空気バネ	その他 ()		ばね形式	コイル	板バネ	トーションバー	その他 ()
後輪	懸架方式	車軸	ウィッシュボーン	ストラット	その他 ()	後輪	懸架方式	車軸	ウィッシュボーン	ストラット	その他 ()
	ばね形式	コイル	板バネ	空気バネ	その他 ()		ばね形式	コイル	板バネ	トーションバー	その他 ()
(削除)					ショック・アブソーバ形式		前輪 筒型 レバー型 その他 ()			後輪 筒型 レバー型 その他 ()	
車わく (略)					車わく (略)						
乗車装置					乗車装置						
座席	形式	前	中	後	座席	形式	前	中	後		
	個数	前	個	中		個	後	個			
座席ベルト	形式	前	中	後	座席ベルト	形式	前	中	後		
	個数	前	個	中		個	後	個			
頭部後傾抑止装置	形式	一体式 差し込み式 その他 ()			頭部後傾抑止装置	形式	一体式 差し込み式 その他 ()				
	個数	前	個	中		個	後	個			
年少者用補助乗車装置取付具		有 () 無 ()			年少者用補助乗車装置取付具		有 () 無 ()				
ガラス					ガラス						
前面ガラスの種類		合わせガラス 強化ガラス その他 ()			前面ガラスの種類		合わせガラス 強化ガラス その他 ()				

新旧対照表
509 / 521

新					旧					
前面ガラス以外のガラスの種類		合わせガラス 強化ガラス その他 ()			前面ガラス以外のガラスの種類		合わせガラス 強化ガラス その他 ()			
裏ガラスに付された記号		前面:	側面:	後面:	(新設)					
騒音防止装置 (略)					騒音防止装置 (略)					
排出ガス発散防止装置 (略)					排出ガス発散防止装置 (略)					
灯火装置等					灯火装置等					
表 (略)					表 (略)					
(削除)					※光源がLEDの場合にはW数は記載不要					
その他					計器					
(削除)					速度計:性能					
					0 ~ km/h					
第3号様式 (別添3の3.1.関係)					第3号様式 (別添3の3.1.関係)					
車両諸元概要表					車両諸元概要表					
[貨物自動車及び乗合自動車 (特種用途自動車を含む)]					[貨物自動車及び乗合自動車 (特種用途自動車を含む)]					
(削除)					計器					
荷台の内側の寸法 cm					室内又は荷台の内側の寸法 cm					
(略)	長さ	cm			(略)	前輪	cm			
	幅	cm				後輪	cm			
	高さ	cm				長さ	cm			
原動機					原動機					
気筒配列及び気筒数		直列	V	水平対向	気筒					
内径×行程 mm		mm×			内径×行程 mm×mm					
最大トルク N·m (kg·m) / min ⁻¹ (rpm)		N·m (kg·m) / min ⁻¹ (rpm)			最大トルク N·m (kg·m) / min ⁻¹ (rpm)		N·m (kg·m) / min ⁻¹ (rpm)			
(削除)					無負荷回転速度 min ⁻¹ (rpm)		min ⁻¹ (rpm)			
(削除)					過給機:形式		ターボ式 ルーツ式 その他 ()			
燃料装置 (略)					燃料装置 (略)					
電気装置					電気装置					
点火装置		(削除) 断線器形式	無接点式 接点式		点火装置		形式	フルトランジスタ イグニション その他 ()		
(削除)					断線器形式 無接点式 接点式					
動力伝達装置					動力伝達装置					
変速機:操作方式		フロアシフト コラムシフト その他 ()			変速機:操作方式		フロアシフト コラムシフト その他 ()			
(削除)					副変速機:操作方式		フロアシフト コラムシフト その他 ()			

新旧対照表
510 / 521

新				旧			
走行装置				走行装置			
ホイールの材質	前輪	鋼 アルミ その他 ()	(削除)	タイヤのリム	前輪	鋼 アルミ その他 ()	JJ
	後輪	鋼 アルミ その他 ()	(削除)	材質及び呼び	後輪	鋼 アルミ その他 ()	JJ
軽合金製ディスクホイールの表示	前輪	JWLマーク JWL-Tマーク 自動車製作者マーク SAEマーク その他 ()		(新設)			
	後輪	JWLマーク JWL-Tマーク 自動車製作者マーク SAEマーク その他 ()		(新設)			
かじ取装置				かじ取装置			
ハンドル：位置		右側	左側	中央	ハンドル：位置		右側
							左側
							中央
盗難防止装置				盗難防止装置			
施錠装置		ステアリングロック ミッションロック その他 ()		施錠装置		ステアリングロック ミッションロック その他 ()	
イモビライザ：有・無		有 無		イモビライザ装置：有・無		有 無	
盗難発生警報装置：有・無		有 無		盗難発生警報装置：有・無		有 無	
制動装置：主ブレーキ				制動装置：主ブレーキ			
(略)		(略)		(略)		(略)	
制動警報装置：形式		液面レベル 差圧 その他 ()		制動警報装置：形式		液面レベル 差圧 その他 ()	
(削除)				制動停止距離 m (初速 km/h)		m (初速 km/h)	
制動装置：駐車ブレーキ (略)				制動装置：駐車ブレーキ (略)			
緩衝装置				緩衝装置			
前輪	懸架方式	車軸 ウィッシュボーン ストラット その他 ()		前輪	緩衝方式	車軸 ウィッシュボーン ストラット その他 ()	
	ばね形式	コイル 板バネ 空気バネ その他 ()			ばね形式	コイル 板バネ トーションバー その他 ()	
後輪	懸架方式	車軸 ウィッシュボーン ストラット その他 ()		後輪	緩衝方式	車軸 ウィッシュボーン ストラット その他 ()	
	ばね形式	コイル 板バネ 空気バネ その他 ()			ばね形式	コイル 板バネ トーションバー その他 ()	
(削除)				ショック・アブソーバ			
				形式	前輪	筒型 レバー型 その他 ()	
					後輪	筒型 レバー型 その他 ()	
車わく (略)				車わく (略)			
乗車装置 (略)				乗車装置 (略)			
ガラス				ガラス			
前面ガラスの種類		合わせガラス 強化ガラス その他 ()		前面ガラスの種類		合わせガラス 強化ガラス その他 ()	
前面ガラス以外のガラスの種類		合わせガラス 強化ガラス その他 ()		前面ガラス以外のガラスの種類		合わせガラス 強化ガラス その他 ()	
窓ガラスに付された記号		前面： 側面： 後面：		(新設)			
騒音防止装置 (略)				騒音防止装置 (略)			

新旧対照表
511 / 521

新				旧			
排出ガス発散防止装置 (略)				排出ガス発散防止装置 (略)			
灯火装置等				灯火装置等			
表 (略)				表 (略)			
(削除)				※光源がLEDの場合にはW数の記載は不要			
その他				その他			
内圧容器：容量 ℓ		ℓ		内圧容器：容量 ℓ		ℓ	
(削除)				年少者用補助乗車装置：有・無		有 無	
第4号様式 (別添3の3.1.関係)				第4号様式 (別添3の3.1.関係)			
		車両諸元概要表 [二輪自動車等]				車両諸元概要表 [二輪自動車等]	
		表 (略)				表 (略)	
原動機				原動機			
気筒配列及び気筒数		直列 V 水平対向 気筒		気筒配列及び気筒数		直列 V 水平対向 気筒	
内径×行程 mm		mm× mm		内径×行程 mm×mm		mm× mm	
(削除)				無負荷回転速度 min ⁻¹ (rpm)		min ⁻¹ (rpm)	
(削除)				過給機：形式		ターボ式 その他 ()	
燃料装置 (略)				燃料装置 (略)			
動力伝達装置				動力伝達装置			
駆動方式		チェーン式 ベルト式 シャフト式 その他 ()		駆動方式		チェーン式 ベルト式 シャフト式 その他 ()	
(削除)				変速機：操作方式		足動式 その他 ()	
走行装置				走行装置			
ホイールの材質	前輪	鋼 アルミ その他 ()	(削除)	タイヤのリム	前輪	鋼 アルミ その他 ()	JJ
	後輪	鋼 アルミ その他 ()	(削除)	材質及び呼び	後輪	鋼 アルミ その他 ()	JJ
軽合金製ディスクホイールの表示	前輪	JWLマーク 自動車製作者マーク その他 ()		(新設)			
	後輪	JWLマーク 自動車製作者マーク その他 ()		(新設)			
盗難防止装置				盗難防止装置			
施錠装置		ハンドルロック その他 ()		施錠装置		ハンドルロック その他 ()	
制動装置：主ブレーキ				制動装置：主ブレーキ			
(略)		(略)		(略)		(略)	
制動力制御装置：形式		ABS デュアル その他 ()		制動力制御装置：形式		ABS デュアル その他 ()	

新旧対照表
512 / 521

新		旧	
(削除)		制動停止距離 m (初速 km/h) m (初速 km/h)	
制動装置：駐車ブレーキ (側車付二輪車) (略)		制動装置：駐車ブレーキ (側車付二輪車) (略)	
緩衝装置		緩衝装置	
前輪：懸架方式	テレスコピック ボトムリンク その他 ()	前輪：緩衝方式	テレスコピック ボトムリンク その他 ()
後輪：懸架方式	スイングアーム その他 ()	後輪：緩衝方式	スイングアーム その他 ()
(削除)		乗車装置	
騒音防止装置 (略)		座席：形式 またがり式 その他 ()	
排出ガス発散防止装置 (略)		騒音防止装置 (略)	
灯火装置等		排出ガス発散防止装置 (略)	
前照灯：個数及び性能	個 色 W	灯火装置等	
車輪灯：個数及び性能 (側車付二輪車)	個 色 cm ² W	前照灯：個数及び性能	
番号灯：個数及び性能 (略)	個 色 (略) W	(新設)	
(削除)		番号灯：個数及び性能 (略)	
その他 (略)		計器	
第5号様式 (別添3の3.1.関係)		速度計：性能 0 ~ km/h	
車両諸元概要表 [大型特殊自動車]		その他 (略)	
特殊用途の目的		第5号様式 (別添3の3.1.関係)	
特殊用途の特殊構造		車両諸元概要表 [大型特殊自動車]	
(削除)		特殊用途の目的	
(削除)		特殊用途の特殊構造	
荷台オフセット cm (略)	cm (略)	輪距：cm	
		前輪	
		後輪	
		室内又は荷台の内側の寸法	
		長さ	
		幅	
		高さ	
		荷台オフセット cm (略)	
		cm (略)	
原動機		原動機	
気筒配列及び気筒数	直列 V 水平対向 気筒	気筒配列及び気筒数	直列 V 水平対向 気筒
内径×行程 mm	mm× mm	内径×行程 mm	mm× mm
(削除)		無負荷回転速度 min ⁻¹ (rpm)	min ⁻¹ (rpm)

新旧対照表
513 / 521

新		旧	
(削除)		過給機：形式 ターボ式 その他 ()	
燃料装置 (略)		燃料装置 (略)	
(削除)		動力伝達装置	
走行装置		変速機：操作方式 フロアシフト その他 ()	
ホイールの材質	前輪 鋼 その他 () (削除)	副変速機：操作方式 フロアシフト その他 ()	
	後輪 鋼 その他 () (削除)	走行装置	
かじ取装置 (略)		タイヤのリム	
(削除)		材質及び呼び	
制動装置：主ブレーキ (略)		前輪 鋼 その他 () JJ	
制動力制御装置：形式		後輪 鋼 その他 () JJ	
ABS プロポーションング その他 ()		軸受装置	
(削除)		軸受装置 ステアリングロック その他 ()	
制動装置：駐車ブレーキ (略)		制動装置：主ブレーキ (略)	
緩衝装置		制動力制御装置：形式	
前輪	懸架方式 車軸 その他 ()	ABS プロポーションング その他 ()	
	ばね形式 板バネ トーションバー その他 ()	制動停止距離 m (初速 km/h) m (初速 km/h)	
後輪	懸架方式 車軸 その他 ()	制動装置：駐車ブレーキ (略)	
	ばね形式 板バネ トーションバー その他 ()	緩衝装置	
(削除)		前輪	
車わく (略)		緩衝方式	
乗車装置 (略)		ばね形式	
ガラス		車軸	
前面ガラスの種類	合わせガラス 強化ガラス その他 ()	その他 ()	
前面ガラス以外のガラスの種類	合わせガラス 強化ガラス その他 ()	前輪	
窓ガラスに付された記号	前面： 側面： 後面：	後輪	
騒音防止装置 (略)		ショック・アブソーバ	
排出ガス発散防止装置 (略)		形式	
灯火装置等		前輪 筒型 レバー型 その他 ()	
		後輪 筒型 レバー型 その他 ()	
		車わく (略)	
		乗車装置 (略)	
		ガラス	
		前面ガラスの種類	
		合わせガラス 強化ガラス その他 ()	
		前面ガラス以外のガラスの種類	
		合わせガラス 強化ガラス その他 ()	
		(新設)	
		騒音防止装置 (略)	
		排出ガス発散防止装置 (略)	

新旧対照表
514 / 521

新		旧	
表(略)		表(略)	
(削除)		計器	
その他(略)		速度計:性能	
第6号様式(別添3の3.1.関係)		0 ~ km/h	
車両諸元概要表 [被牽引自動車]		車両諸元概要表 [被牽引自動車]	
(削除)		(略)	
荷台の内側の寸法 cm		前輪	
長さ		後輪	
幅		長さ	
高さ		幅	
(略)		高さ	
(略)		(略)	
走行装置		走行装置	
ホイールの材質		タイヤのリム	
後前輪		後前輪	
鋼 アルミ その他()		鋼 アルミ その他()	
後後輪		鋼 アルミ その他()	
鋼 アルミ その他()		材質及び呼び	
軽合金製ディスクホイールの表示		前輪	
前輪		JWLマーク JWL-Tマーク 自動車製作者マーク SAEマーク	
後輪		JWLマーク JWL-Tマーク 自動車製作者マーク SAEマーク	
その他()		その他()	
制動装置:主ブレーキ		制動装置:主ブレーキ	
(略)		(略)	
制動力制御装置:形式		制動力制御装置:形式	
ABS プロポーションング その他()		ABS プロポーションング その他()	
(削除)		制動停止距離 m (初速 km/h)	
(削除)		m (初速 km/h)	
(削除)		主制動力 kg (操作力 kg)	
(略)		kg (操作力 kg)	
(略)		効きおくれ時間 (秒)	
(略)		(秒)	
制動装置:駐車ブレーキ		制動装置:駐車ブレーキ	
形式		形式	
ディスク ドラム その他()		ディスク ドラム その他()	
制動車輪		制動車輪	
全前輪 後前輪制動		全前輪 後前輪制動	
(削除)		駐車制動力 kg (操作力 kg)	
(略)		kg (操作力 kg)	
制動装置:非常ブレーキ(略)		制動装置:非常ブレーキ(略)	
制動装置:分離ブレーキ(略)		制動装置:分離ブレーキ(略)	
緩衝装置		緩衝装置	
後前輪		後前輪	
懸架方式 車軸		緩衝方式 車軸	
その他()		その他()	

新旧対照表
515 / 521

新		旧	
ばね形式		ばね形式	
コイル 板バネ その他()		コイル 板バネ その他()	
後後輪		懸架方式	
コイル 板バネ その他()		車軸	
コイル 板バネ その他()		コイル 板バネ その他()	
(削除)		ショック・アブソーバ	
(略)		後前輪	
(略)		筒型 レバ型	
(略)		筒型 レバ型	
(略)		筒型 レバ型	
(略)		筒型 レバ型	
車わく(略)		車わく(略)	
連結装置		連結装置	
連結器形式		連結器形式	
第5輪 ヒッチボール その他()		第5輪 ヒッチボール その他()	
(削除)		電気配線連結器形式	
前まわり半径 m		7極端子	
後まわり半径 m		その他()	
m		m	
m		m	
灯火装置等		灯火装置等	
表(略)		表(略)	
その他(略)		その他(略)	
(削除) 欠番		第7号様式(別添3の3.1.関係)	
第8号様式~第12号様式(略)		車両諸元概要表 [電動機関係]	
第13号様式(別添3の7.1.関係)		電動機	
(略)		取付位置及び個数	
区分		種類	
指定自動車等と関連・不明		(略)	
(略)		(略)	
第14号様式(別添3の7.1.関係)		第8号様式~第12号様式(略)	
(略)		第13号様式(別添3の7.1.関係)	
区分		(略)	
指定自動車等と関連・不明		指定自動車等と同一・指定自動車等と類似・その他	
(略)		(略)	
第15号様式(別添3の7.1.関係)		第14号様式(別添3の7.1.関係)	
(略)		(略)	
区分		区分	
指定自動車等と関連・不明		指定自動車等と同一・指定自動車等と類似・その他	
(略)		(略)	

新旧対照表
516 / 521

新	旧																																						
第16号様式(略) <table border="1"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td>区分</td> <td>指定自動車等と関連・不明</td> </tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table>	(略)		区分	指定自動車等と 関連・不明	(略)		第16号様式(略) <table border="1"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td>区分</td> <td>指定自動車等と同一・指定自動車等と類似・その他</td> </tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table>	(略)		区分	指定自動車等と同一・指定自動車等と 類似・その他	(略)																											
(略)																																							
区分	指定自動車等と 関連・不明																																						
(略)																																							
(略)																																							
区分	指定自動車等と同一・指定自動車等と 類似・その他																																						
(略)																																							
第17号様式(別添3の7.1.関係) <table border="1"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td>区分</td> <td>指定自動車等と関連・不明</td> </tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table>	(略)		区分	指定自動車等と 関連・不明	(略)		第17号様式(別添3の7.1.関係) <table border="1"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td>区分</td> <td>指定自動車等と同一・指定自動車等と類似・その他</td> </tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table>	(略)		区分	指定自動車等と同一・指定自動車等と 類似・その他	(略)																											
(略)																																							
区分	指定自動車等と 関連・不明																																						
(略)																																							
(略)																																							
区分	指定自動車等と同一・指定自動車等と 類似・その他																																						
(略)																																							
第18号様式(略) 別添4(4-15関係) 改造自動車審査要領 1.~11.(略) 別表第1~別表第3(略) 別表第4(別添4の9.(3)関係) 製作誤差の範囲 <table border="1"> <tr><td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">乗用車</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>(削除)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr><td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table>	(略)				乗用車	(略)	(略)	(略)	軽自動車	(削除)	(略)			(削除)	(削除)	(略)				第18号様式(略) 別添4(4-15関係) 改造自動車審査要領 1.~11.(略) 別表第1~別表第3(略) 別表第4(別添4の9.(3)関係) 製作誤差の範囲 <table border="1"> <tr><td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="2">乗用車</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>二輪車以外の自動車</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>二輪車</td> <td>(略)</td> </tr> <tr><td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table>	(略)				乗用車	(略)	(略)	(略)	軽自動車	二輪車以外の自動車	(略)			二輪車	(略)	(略)			
(略)																																							
乗用車	(略)	(略)	(略)																																				
	軽自動車	(削除)	(略)																																				
		(削除)	(削除)																																				
(略)																																							
(略)																																							
乗用車	(略)	(略)	(略)																																				
	軽自動車	二輪車以外の自動車	(略)																																				
		二輪車	(略)																																				
(略)																																							
第1号様式~第6号様式(略) 別添5(4-25関係) 出張検査実施要領 (略) 別添6(9-2関係) 街頭検査等実施要領 (略) 別添7(7-9、7-115関係) 自動車の走行性能の技術基準 1.適用範囲	第1号様式~第6号様式(略) 別添5(4-24関係) 出張検査実施要領 (略) 別添6(4-25関係) 街頭検査等実施要領 (略) 別添7(7-9、7-115、8-9、8-115関係) 自動車の走行性能の技術基準 1.適用範囲																																						

新旧対照表
517 / 521

新	旧
この技術基準は、内燃機関を原動機とする自動車(大型特殊自動車及び軽自動車並びにセミ・トレーラ、フル・トレーラ等の連結車両及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)に適用する。 2.(略) 別添8(7-9、7-115関係) 連結車両の走行性能の技術基準 (略) 別添9(7-53、8-53関係) 近接排気騒音の測定方法(絶対値規制適用時) 1.適用範囲 この測定方法は、近接排気騒音の絶対値規制を適用する自動車の近接排気騒音の測定について適用する。 2.~4.(略) 5.測定方法等 近接排気騒音の測定は次に掲げる方法により行う。 5.1.(略) 5.2.測定方法 原動機を最高出力時の回転数の75%(二輪自動車及び側車付二輪自動車のうち原動機の最高出力時の回転数が毎分5000回転を超えるものにあつては、50%)の回転数±3%の回転数に数秒間保持した後、急速に減速し、アイドリングが安定するまでの間の自動車騒音の大きさの最大値を測定することにより行う。 なお、原動機の回転数は、回転計(車載の回転計を除く。)により測定する。 5.3.(略) 6.(略) 別添10(7-53、8-53関係) 近接排気騒音の測定方法(相対値規制適用時) 1.適用範囲 この測定方法は、近接排気騒音の相対値規制を適用する自動車の近接排気騒音の測定について適用する。 2.~4.(略) 5.測定方法等 近接排気騒音の測定は次に掲げる方法により行う。 5.1.(略) 5.2.測定方法	この技術基準は、内燃機関を原動機とする自動車(大型特殊自動車、 小型特殊自動車 及び軽自動車並びにセミ・トレーラ、フル・トレーラ等の連結車両及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)に適用する。 2.(略) 別添8(7-9、7-115、8-9、8-115関係) 連結車両の走行性能の技術基準 (略) 別添9(7-53、8-53関係) 近接排気騒音の測定方法(絶対値規制適用時) 1.適用範囲 この測定方法は、近接排気騒音の絶対値規制を適用する自動車 及び原動機付自転車 (以下別添9において、特別に指示した場合を除き「自動車」という。)の近接排気騒音の測定について適用する。 2.~4.(略) 5.測定方法等 近接排気騒音の測定は次に掲げる方法により行う。 5.1.(略) 5.2.測定方法 原動機を最高出力時の回転数の75%(小型自動車及び軽自動車 (二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。)) 並びに原動機付自転車 のうち原動機の最高出力時の回転数が毎分5000回転を超えるものにあつては、50%)の回転数±3%の回転数に数秒間保持した後、急速に減速し、アイドリングが安定するまでの間の自動車騒音の大きさの最大値を測定することにより行う。 なお、原動機の回転数は、回転計(車載の回転計を除く。)により測定する。 5.3.(略) 6.(略) 別添10(7-53、8-53関係) 近接排気騒音の測定方法(相対値規制適用時) 1.適用範囲 この測定方法は、近接排気騒音の相対値規制を適用する自動車 及び原動機付自転車 (以下別添10において、特別に指示した場合を除き「自動車」という。)の近接排気騒音の測定について適用する。 2.~4.(略) 5.測定方法等 近接排気騒音の測定は次に掲げる方法により行う。 5.1.(略) 5.2.測定方法

新旧対照表
518 / 521

新	
<p>原動機を次表の区分に応じた回転数±5%の回転数に1秒間以上一定に保持した後、急速に減速し、アイドリングが安定するまでの間の自動車騒音の大きさの最大値を測定することにより行う。</p> <p>なお、原動機の回転数は、回転計（車載の回転計を除く。）により測定する。</p>	
区分	原動機回転数
(略)	(略)
② 二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、原動機の最高出力時の回転数が毎分5000回転を超えるもの	(略)
(略)	(略)
5.3. (略)	
6. (略)	
別添11～別添12 (略)	
別添13 (7-62 他関係)	
灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法	
1. (略)	
2. 用語の定義	
この測定方法における用語の定義は、本則1-3に定めるもののほか、次に定めるところによる。	
(1)～(2) (略)	
(3) 「見通し要件」とは、7-62から7-91で規定する所定の角度で囲まれた範囲における見通しの要件をいう。	
(4) (略)	
3. 照明部、個数、取付位置等の測定方法	
3.1. 照明部及び反射部の測定方法	
灯火等の照明部等の上縁、下縁、最外縁等に係る取付位置の基準を実測により判定する必要がある場合には、灯火等の照明部等について、次により取扱うものとする。	
この場合において、実測する自動車は、平坦かつ水平な路面に設置し、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては空車状態の自動車の運転者1名(55kg)のみ乗車した状態とし、それ以外の自動車にあっては乗車人員又は積載物品を乗車又は積載せず、かつ、燃料、冷却水及び潤滑油の全量を搭載し、自動車製作者が定める工具及び付属品（スペアタイヤを含む。）を全て装備した状態とする。	
3.1.1.～3.1.5. (略)	
3.2. 灯火等の個数の取扱方法	
灯火等の個数の取扱いは、次のとおりとする。	
3.2.1. 前照灯等の個数	

旧	
<p>原動機を次表の区分に応じた回転数±5%の回転数に1秒間以上一定に保持した後、急速に減速し、アイドリングが安定するまでの間の自動車騒音の大きさの最大値を測定することにより行う。</p> <p>なお、原動機の回転数は、回転計（車載の回転計を除く。）により測定する。</p>	
区分	原動機回転数
(略)	(略)
② 二輪自動車及び側車付二輪自動車並びに原動機付自転車であって、原動機の最高出力時の回転数が毎分5000回転を超えるもの	(略)
(略)	(略)
5.3. (略)	
6. (略)	
別添11～別添12 (略)	
別添13 (7-62、8-62 他関係)	
灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法	
1. (略)	
2. 用語の定義	
この測定方法における用語の定義は、本則1-3に定めるもののほか、次に定めるところによる。	
(1)～(2) (略)	
(3) 「見通し要件」とは、7-62から7-91及び8-62から8-91で規定する所定の角度で囲まれた範囲における見通しの要件をいう。	
(4) (略)	
3. 照明部、個数、取付位置等の測定方法	
3.1. 照明部及び反射部の測定方法	
灯火等の照明部等の上縁、下縁、最外縁等に係る取付位置の基準を実測により判定する必要がある場合には、灯火等の照明部等について、次により取扱うものとする。	
この場合において、実測する自動車は、平坦かつ水平な路面に設置し、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びソリを有する軽自動車にあっては空車状態の自動車の運転者1名(55kg)のみ乗車した状態とし、それ以外の自動車にあっては乗車人員又は積載物品を乗車又は積載せず、かつ、燃料、冷却水及び潤滑油の全量を搭載し、自動車製作者が定める工具及び付属品（スペアタイヤを含む。）を全て装備した状態とする。	
3.1.1.～3.1.5. (略)	
3.2. 灯火等の個数の取扱方法	
灯火等の個数の取扱いは、次のとおりとする。	
3.2.1. 前照灯等の個数	

新旧対照表
519 / 521

新			
<p>灯火器の個数は、走行用前照灯、すれ違い用前照灯、前部霧灯及び側方照射灯の場合には、照明部の数とする。</p> <p>ただし、同一の灯火器内に複数の照明部を有する灯火器であって、当該灯火に係る性能基準（走行用前照灯及びすれ違い用前照灯にあっては6-62(2)及び6-63(2)、前部霧灯にあっては6-67(2)、側方照射灯にあっては6-69(2)をいう。）を満たすものであり、かつ、次のいずれかの要件を満たすものは、これを1個とみなすことができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>3.2.2.～3.2.4. (略)</p> <p>3.3. (略)</p> <p>3.4. 灯火等の見通し要件の審査方法</p> <p>灯火等の照明部等の見通し要件に係る審査は、次により行うものとする。</p> <p>3.4.1. (略)</p> <p>3.4.2. 見通しに係る要件の審査</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(参考) 第7章における灯火等の見通し要件の角度</p>			
表 (略)			
注1.～3. (略)			
4. 灯火等欄の○印は、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）への適用が除外されていることを示す。			
3.5. (略)			
別添14 (7-110 関係)			
ワンマンバスの構造要件 (略)			
別添15 (7-110 関係)			
ワンマンバスの構造要件 (平成24年6月30以前に製作された自動車に適用) (略)			
別添16 (11-1 関係)			
業務量統計システム報告要領			
1.～2. (略)			
3. 報告方法			
(1) 2.の報告事項の報告者、報告先、報告頻度、報告期限についてはそれぞれ次のとおりとする。			
報告事項	報告者	報告先	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
不当要求・トラ	地方検査部検査課又は	本部企画部企画課	(略)

旧			
<p>灯火器の個数は、走行用前照灯、すれ違い用前照灯、前部霧灯及び側方照射灯の場合には、照明部の数とする。</p> <p>ただし、同一の灯火器内に複数の照明部を有する灯火器であって、当該灯火に係る性能基準（走行用前照灯及びすれ違い用前照灯にあっては6-2(26)、前部霧灯にあっては6-2(29)、側方照射灯にあっては6-2(30)をいう。）を満たすものであり、かつ、次のいずれかの要件を満たすものは、これを1個とみなすことができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>3.2.2.～3.2.4. (略)</p> <p>3.3. (略)</p> <p>3.4. 灯火等の見通し要件の審査方法</p> <p>灯火等の照明部等の見通し要件に係る審査は、次により行うものとする。</p> <p>3.4.1. (略)</p> <p>3.4.2. 見通しに係る要件の審査</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(参考) 第7章及び第8章における灯火等の見通し要件の角度</p>			
表 (略)			
注1.～3. (略)			
4. 灯火等欄の○印は、大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車への適用が除外されていることを示す。			
3.5. (略)			
別添14 (7-110、8-110 関係)			
ワンマンバスの構造要件 (略)			
別添15 (7-110、8-110 関係)			
ワンマンバスの構造要件 (平成24年6月30以前に製作された自動車に適用) (略)			
別添16 (11-1 関係)			
業務量統計システム報告要領			
1.～2. (略)			
3. 報告方法			
(1) 2.の報告事項の報告者、報告先、報告頻度、報告期限についてはそれぞれ次のとおりとする。			
報告事項	報告者	報告先	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
不当要求・トラ	地方検査部検査課又は	本部内部監査室	(略)

新旧対照表
520 / 521

新				旧			
ブル事例 (略)	地方事務所 (略)	(略)	(略)	ブル事例 (略)	地方事務所 (略)	(略)	(略)
(2) (略)				(2) (略)			
4. (略)				4. (略)			
附則 (平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号)				附則 (平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号)			
1. ~3. (略)				1. ~3. (略)			
4. 別添 2「 <u>新規検査等提出書面審査要領</u> 」の第 1 号様式及び第 7 号様式は、この規程の施行の日以後、当分の間、旧規程別添 2「 <u>新規検査等提出書面審査要領</u> 」の第 1 号様式及び第 5 号様式とすることができる。				4. 別添 2 の第 1 号様式及び第 5 号様式は、この規程の施行の日以後、当分の間、旧規程別添 2 の第 1 号様式及び第 5 号様式とすることができる。			
5. 別添 3「 <u>並行輸入自動車審査要領</u> 」の第 8 号様式は、この規程の施行の日以後、当分の間、旧規程別添 3「 <u>並行輸入自動車審査要領</u> 」の第 8 号様式とすることができる。				5. 別添 3 の第 8 号様式は、この規程の施行の日以後、当分の間、旧規程別添 3 の第 8 号様式とすることができる。			
6. 別添 4「 <u>改造自動車審査要領</u> 」の第 1 号様式、第 5 号様式及び第 6 号様式は、この規程の施行の日以後、当分の間、旧規程別添 4「 <u>改造自動車審査要領</u> 」の第 1 号様式、第 5 号様式及び第 6 号様式とすることができる。				6. 別添 4 の第 1 号様式、第 5 号様式及び第 6 号様式は、この規程の施行の日以後、当分の間、旧規程別添 4 の第 1 号様式、第 5 号様式及び第 6 号様式とすることができる。			
7. ~12. (略)				7. ~12. (略)			
(略)				(略)			
附則 (平成 29 年 4 月 28 日規程第 3 号)				附則 (平成 29 年 4 月 28 日規程第 3 号)			
1. (略)				1. (略)			
2. <u>平成 30 年 3 月 31 日以前に新規検査等届出書が提出された自動車については、別添 2「新規検査等提出書面審査要領」の第 1 号様式にかかわらず、平成 29 年 4 月 28 日付け規程第 3 号による改正前の別添 2「新規検査等提出書面審査要領」の第 1 号様式とすることができる。</u>				2. 別添 2 の第 1 号様式については、 <u>この規程の施行の日以後、当分の間、改正前の別添 2 の第 1 号様式とすることができる。</u>			
(略)				(略)			

附則 (平成 29 年 10 月 10 日規程第 18 号)

- この規程は、平成 29 年 10 月 10 日から施行する。
- 平成 29 年 12 月 31 日以前に審査する自動車については、7-6-1 (3) の規定にかかわらず、平成 29 年 10 月 10 日付け規程第 18 号による改正前の 7-6-1 (3) の規定によること
ができる。
- 平成 30 年 3 月 31 日以前に新規検査等届出書が提出された自動車については、別添 2「新規検査等提出書面審査要領」の第 1 号様式にかかわらず、平成 29 年 10 月 10 日付け規程第 18 号による改正前の別添 2「新規検査等提出書面審査要領」の第 1 号様式とすることができる。
- 平成 29 年 12 月 31 日以前に並行輸入自動車届出書が提出された自動車については、別添 3「並行輸入自動車審査要領」の規定にかかわらず、平成 29 年 10 月 10 日付け規程第 18 号による改正前の別添 3「並行輸入自動車審査要領」の規定によること
ができる。

